



2015

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLE SPORTS RULES

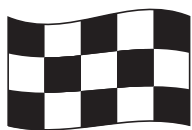
ROADRACE MOTOCROSS TRIAL
SUPERMOTO ENDURO SNOWMOBILE



RING!RING!
プロジェクト

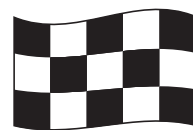
この国内競技規則書は、
オートレースの補助を受けて制作しました。





SIGNAL FLAGS

公式シグナル



(下記は参考であり、詳細は各種目別規則が適用される。)



MFJ ROAD RACE

フラッグは振動提示される(一部除く)
(フラッグ寸法: 80cm×100cm)

★内容に変更がありますのでご確認願います。

国旗  レーススタート (通常シグナルで示す: レッドライト消灯)	青旗(ブルーフラッグ)  後方よりベースの速い車両が接近し、追い越される状態にある。	黄旗(イエローフラッグ)  ・前方コース及びコースサイドに障害物やその他危険な状態であることを示す。 1本振動: コースサイドに危険な状態を予告 2本振動: コース上に走行を妨げる危険性の予告 ・減速・停止・停止準備・追い越し禁止。	黄旗+白地に黒文字のSCボード  セーフティーカー介入によるレースの非競技化(注意・減速・追い越しは禁止) 指示された車両以外セーフティーカーの追い越し禁止。 1列で走行すること。
緑旗(グリーンフラッグ)  ・コース規制の解除ならびに、提示ポストから黄旗の解除を示す。 ・レース以外の走行の1周目に各ポストで表示される。 ・ウォームアップラップのスタート合図。	チェッカーフラッグ  レースまたは予選の終了。	赤旗(レッドフラッグ)  競技中断 すべてのライダーは低速で最大限の慎重さと注意を持ってそれぞれのピットに戻る。	黒旗+白文字ナンバーを付したブラックボード  当該ライダーに速やかにピットインの指示を示す。
赤ストライプ付黄旗  雨以外の理由でコース表面が滑りやすい状態。(オイルや落下物がある可能性も含む)	チェッカーフラッグ+青旗  ファイナルラップにフィニッシュラインの手前でトップライダーの直前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう1周することを示す。	白旗(ホワイトフラッグ)  前方に救急車両等の介入車両に遭遇することを示す。白旗表示位置から介入車両を追い越すまで他のライダーの追い越し禁止。	オレンジボール旗+黒地に白文字のサインボード  サインボードで示された番号の車両は、彼自身、及び他のライダーに危険を及ぼす可能性があり、速やかにコースから離脱し、安全な場所に停止しなければならない。
レッドクロス(赤い斜め十字の入った白旗)  コース上のこの付近において、雨が降り始めたことを示す。	レッドクロス+赤ストライプ付黄旗  コース上のこの付近において、雨が降り続けていることを示す。	ペナルティーストップボード  サインボードで示された番号の競技車両は、速やかにピットインし一旦停止のペナルティを受ける。	白黒斜分割旗  静止 前方にスロー走行車両があることを示す。 振動 前方のスロー走行車両と走行ラインが重なる可能性を示す。



MFJ MOTOCROSS

(フラッグ寸法: 約60cm×75cm)



MFJ SUPERMOTO

(フラッグ寸法: 約60cm×75cm)

国旗  レーススタート (スターティングマシンで行う場合がある)	黄旗(イエローフラッグ)  静止 危険予告・減速。 振動 危険予告・徐行・停止準備・安全確認・追い越し禁止。	国旗  レーススタート (通常シグナルで示す: レッドライト消灯)	黄旗(イエローフラッグ)  危険予告 直近に危険がある・追い越し・ジャンプ注意。
白旗(ホワイトフラッグ)  コース上で救護活動が行われている。または救急車両等の介入車両がある。	赤旗(レッドフラッグ)  スタート時 フライングのためスタートやり直し。 レース時 全ライダー走行停止。	赤ストライプ付黄旗  オイル・水またはその他、この付近のコースにすべりやすい地点あり。	赤旗(レッドフラッグ)  レース時 全ライダー走行停止。
チェッカーフラッグ  レース終了	青旗(ブルーフラッグ)  振動 警告、ラップされようとしている。	青旗+チェッカーフラッグ  トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう1周しなければならない。	チェッカーフラッグ  レース終了
緑旗(グリーンフラッグ)  レーススタート時におけるコースクリアを示す。またエンジン始動の合図に使用される場合がある。	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字サインボード  サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。	緑旗(グリーンフラッグ)  レーススタート時におけるコースクリアを示す。またエンジン始動の合図に使用される場合がある。	ペナルティーストップボード  サインボードで示された番号の競技車両は、速やかにピットインし一旦停止のペナルティを受ける。
	青旗(ブルーフラッグ)  注意、まさに追い越されようとしている。コントロールライン上で使用される。運用は特別規則による。	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字サインボード  サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。	

レースナンバー (ナンバープレート色見本)

MFJ ROAD RACE

25

JSB1000

19

ST600/250/
200/150

78

J-GP3 (4st車両)

12

J-GP3 (2st車両)

寸法:タテ200mm×ヨコ275mm

注: タテ×ヨコの数字はナンバープレートの寸法。

※数字の書体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。

MFJ MOTOCROSS

90

国際A級 (IA1=250cc)

78

国際A級 (IA2=125cc)

21

国際B級

56

国内A級

34

国内B級/レディス

12

ジュニア85cc

31

(承認)ジュニア65cc

11

チャイルドクロス

寸法:タテ235mm×
ヨコ285mm

※チャイルドクロスを除く

MFJ TRIAL

8

T.NIPPON

国際A級スーパークラス

75

T.NIPPON

国際A級

64

T.NIPPON

国際B級

53

国内A級

41

国内B級

31

ジュニア

寸法:タテ150mm以上×ヨコ175mm以上

MFJ SUPERMOTO

25

S1 PRO

12

S1 OPEN

41

S2

31

S3

最低寸法:タテ235mm×ヨコ285mm

MFJ ENDURO 全日本クラス

31

インターナショナルAクラス

31

インターナショナルBクラス

31

ナショナルクラス

W 71

ウィメンズクラス

ゼッケンナンバー書体例

MFJ ROAD RACE

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また影つき数字などは認められない。

MFJ MOTOCROSS

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※付則17モトクロス基本仕様 [3-14] ナンバープレートを参照。

MFJ SUPERMOTO

下記を基準とした書体とする。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

M F J

国内競技規則書

2015年度版

CONTENTS

巻 頭	
信号旗／レースナンバー／ライセンス識別カラー……………	20
MFJ会員行動規範／MFJプライバシーポリシー……………	24
MFJ組織について……………	25
付則28 MFJ公認クラブ等の名称に関する規定……………	326
付則29 MFJ公認制度……………	328
国内競技規則	
第1章 総則……………	27
第2章 ライセンス……………	29
第3章 競技会……………	39
付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則……………	50
付則2 MFJアンチドーピング規則……………	60
MFJアンチドーピング細則……………	66
ロードレース	
付則3 サーキット走行に関する規則……………	72
付則4 ロードレース競技規則……………	78
付則5 全日本選手権大会特別規則……………	104
付則7 GPフォーミュラ基本仕様……………	117
付則8 JSB1000技術仕様……………	138
付則9 ST600技術仕様……………	157
付則11 ST250／ST200／ST150技術仕様……………	177
付則12 耐久レースの仕様……………	194
付則13 ジュニアの仕様……………	196
付則14 ミニバイクの仕様……………	199
モトクロス	
付則15 モトクロス競技規則……………	203
付則16 全日本選手権大会特別規則……………	213
付則17 モトクロス基本仕様……………	224
付則18 国内モトクロス仕様……………	234
付則18-1 国際B級の仕様……………	239
付則18-2 50ccクラスの仕様について……………	240
2015年チャイルドクロス開催概要……………	241
トライアル	
付則19 トライアル競技規則……………	245
付則20 全日本選手権大会特別規則……………	257
付則21 トライアル基本仕様……………	263
付則22 国内トライアルの仕様……………	270
エンデューロ	
付則23 エンデューロ競技規則……………	273
付則24 エンデューロ技術規則……………	292
スーパーモト	
付則25 スーパーモト競技規則……………	301
付則26 スーパーモト技術規則……………	322
付 録	
公認車両／部品／ヘルメット／レーシングスーツ／タイヤ ……	329
公認サーキット……………	351
歴代チャンピオンリスト……………	353
主要スポーツカレンダー……………	359
スポーツ安全保険制度……………	364
未成年者の競技参加承諾書について……………	370

2015年1月1日発行

■発行所：一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会
〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10F
☎03-5565-0900 FAX03-5565-0907 <http://www.mfj.or.jp>

■印刷：河和田屋印刷株

MFJ会員行動規範

(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)は、「MFJ会員行動規範」を下記のとおり定める。

この規範はMFJに所属している競技者、公認クラブ、インストラクター、競技役員、役員などが遵守すべきものである。また、モーターサイクルスポーツを取り巻くファン、メディア関係者、業界関係者などモーターサイクルスポーツを愛好するすべての者がこれを理解し、尊重することを願う。

私たちはモーターサイクルスポーツを通じて人間的に成長し、家族の絆や友情の輪を広げることがを望んでいる。本規範に則った行動を通じて、モーターサイクルスポーツの社会的地位を向上させ、文化として継承し、ライダーが『心』『技』『体』整ったスポーツマンとして憧れの存在となることを強く願う。そしてモーターサイクルスポーツに関わる自分自身の人生を豊かなものとし、他のスポーツに取り組む仲間とともに平和で健全な社会を築いていきたい。

1. 「フェアプレー」フェアプレーの精神を持ち、フェアな行動を心がける。
2. 「相手の尊重」他のライダーやオフィシャルなどにも友情と尊敬をもって接する。
3. 「安全意識」自己を守り、他のライダー・オフィシャルの安全に心がける。
4. 「自己責任」競技中発生した損害はすべて自己責任であることを認識する。
5. 「ルールの遵守」ルールを守り、ルールの精神に則り行動する。
6. 「勝敗の受容」勝利の時は慎みを忘れず、また敗戦も誇りある態度で受け入れる。
7. 「仲間の拡大」モーターサイクルスポーツの魅力を伝え、仲間やファンを増やすことに努める。
8. 「環境への配慮」周辺環境に配慮し、自然を大切にし、廃油、ごみは持ち帰る。
9. 「責任ある行動」社会の一員として責任ある態度と行動をとる。特に一般公道では安全運転を心がける。
10. 「社会悪との戦い」薬物の乱用、暴走行為、差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に反対する。
11. 「感謝と喜び」常に感謝と喜びの気持ちをもってモーターサイクルスポーツに関わる。

プライバシーポリシー

当会は、提供いただきました会員様の個人情報を、適切に管理し、利用することは当会の社会的責務であることを認識しております。そこで当会では、この度、その根幹ともなるべき「個人情報保護に関する基本方針」を制定いたしました。

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

個人情報保護に関する基本方針

当会は、提供いただきました会員様の個人情報を、適切に管理し、利用することは当会の社会的責務であることを認識しております。また、当会と会員様との一層の信頼関係を築くため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じるため、「個人情報保護に関する基本方針」を制定し宣言いたします。

(1) 個人情報の取得

当会は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当会は、文部科学省所管の公益法人です。当会は提供いただきました会員様の個人情報、競技会・講習会に関する情報提供、会報誌の提供、会員個人の競技結果の管理・公示、及び会員の満足度を向上させるためのアンケート調査及び会員入会案内に必要な範囲で利用するほか、これらの業務遂行のためにMFJの各委員会、加盟団体、競技会主催者、MFJスポーツ傷害基金、スポーツ安全保険、および業務委託先に提供を行うことがあります。また、利用目的を変更する場合には、その内容を会員に対し書面等により通知するか、または公式ホームページへの掲載、事務所内への掲示などの方法により公表します。

(3) 個人情報の安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

(4) 個人情報の第三者への提供

当会は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、ご請求者のご本人であることを確認させていただいたうえで、異議なく速やかに対応いたします。なお、開示等の手続については所定の手数料をいただきます。手続を希望される方は、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(6) コンプライアンス（法令遵守）行動規範の策定、実施、維持、改善について

当会は、個人情報の取扱いに関する法令を遵守します。また、コンプライアンス行動規範を策定し、これを従業員への教育・指導を徹底いたします。

当会は、個人情報の取扱い及び安全管理に関わる適切な措置について、定期的に監査を行い、適宜直し、改善いたします。

平成17年3月10日制定

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

MFJの保有する個人情報に関するお問合せ窓口

(所在地) 東京都中央区築地3丁目11番6号 築地スクエアビル10階
(名 称) 一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会
(電 話) 03-5565-0900 [受付時間: 月曜日～金曜日 9時～17時 祝祭日除く]
(ホームページアドレス) <http://www.mfj.or.jp>

◆MFJ組織について

FIM（国際モーターサイクリズム連盟）

FIMは、世界的にモーターサイクリズムスポーツを管理し、普及・振興を図り、これらの分野におけるユーザー支援団体として創立された国際組織である。1904年国際レースで起きた論争をきっかけに国際的なモーターサイクル組織の設立が呼びかけられ、1904年12月22日にパリで創立。現在本部をスイスのMiesに置く。現在の加盟国は109カ国。世界のモーターサイクリズムスポーツ全ての競技運営を統括しているとともにIOC（国際オリンピック委員会）から2000年9月に認可され、モーターサイクリズムスポーツをオリンピック競技種目とすべく、積極的な活動を行っている。

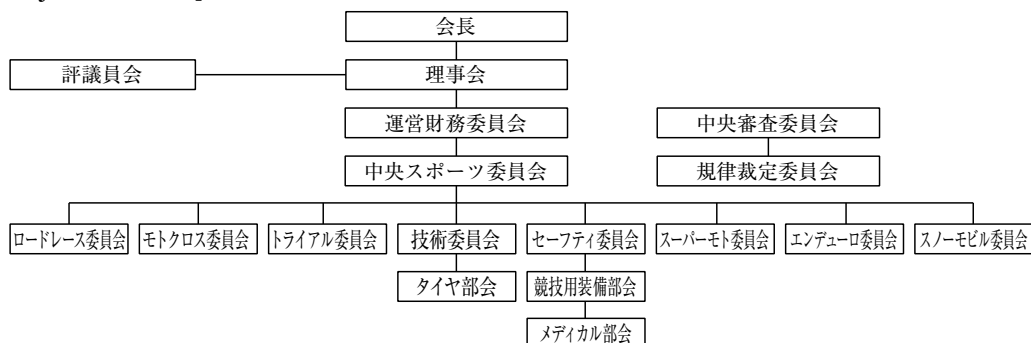
FIMアジア

FIMが世界を6地域（ヨーロッパ・北アメリカ・ラテンアメリカ・オセアニア・アフリカ・アジア）に分けて管理するため設けた地域別協会であり、アジア圏内のFIM加盟国25カ国（アラブ首長国連邦、イラン、インド、インドネシア、カタール、韓国、クウェート、*グアム、シンガポール、スリランカ、タイ、*台湾、タジキスタン、中国、ネパール、日本、ヨルダン、バーレーン、フィリピン、*香港、*マカオ、マレーシア、モンゴル、レバノン、サウジアラビア）で構成され、積極的に相互の交流を図り、アジア圏内におけるモーターサイクリズムスポーツの普及・発展をテーマに活動を行っている。*過去の経緯により国として扱われている。

MFJ（一般財団法人 日本モーターサイクリズムスポーツ協会）

日本国内のモーターサイクリズムスポーツを統括する機関として1961年（昭和36年）10月に創立され、FIMに加盟する唯一の日本代表機関。'90年（平成2年）12月に文部省（現：文部科学省）所管の財団法人となり、モーターサイクリズムスポーツの普及・発展を通じ、国民の心身の健全な育成に寄与することを目的としている。2012年4月を以て一般財団法人に移行した。

【MFJ中央組織構成】



【MFJ地域組織（加盟団体）】

MFJ北海道(MFJ加盟団体・北海道モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒001-0925 北海道札幌市北区新川5条20丁目1-20 軽自動車協会ビル2F 電話 011-768-4112 / FAX 011-768-4113 http://www.jmpsa.or.jp/block/hokkaido/
MFJ東北(MFJ加盟団体・東北モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-10 宮城県交通会館内 電話 022-284-9484 / FAX 022-239-8470 http://www.jmpsa.or.jp/block/tohoku/
MFJ関東(MFJ加盟団体・関東モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-25-15 South 新大塚ビル7F（一社）日本二輪車普及安全協会内 電話 03-6902-8191 / FAX 03-6902-8192 http://www.jmpsa.or.jp/block/kanto/
MFJ中部(MFJ加盟団体・中部モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒466-8558 愛知県名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館内 電話 052-882-8190 / FAX 052-882-8195 http://www.jmpsa.or.jp/block/chubu/
MFJ近畿(MFJ加盟団体・近畿モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀1-7-14 電話 06-6534-6422 / FAX 06-6534-4847 http://www.jmpsa.or.jp/block/kinki/
MFJ中国(MFJ加盟団体・中国モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒733-0036 広島県広島市西区観音新町1-18-9 電話 082-295-6994 / FAX 082-295-2893 http://www.jmpsa.or.jp/block/chugoku/
MFJ四国(MFJ加盟団体・四国モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒791-1113 愛媛県松山市森松町858-1 C棟102 四国二輪車協会内 電話 089-970-0506 / FAX 089-970-8150 http://www.jmpsa.or.jp/block/shikoku/
MFJ九州(MFJ加盟団体・九州モーターサイクリズムスポーツ協会) 〒812-0004 福岡県福岡市博多区榎田2-2-19 榎田ビル2号室 電話 092-473-2616 / FAX 092-415-4559 http://www.jmpsa.or.jp/block/kyushu/

2015

MFJ国内競技規則

MOTORCYCLE SPORTS RULES

▼第1章 総 則

1. モーターサイクリススポーツの国内的統括	27
2. 国内競技規則の制定および施行	27
3. 国内競技規則の適用	27
4. 国内競技規則の解釈	27
5. 大会特別規則ならびに公式通知	28
6. 公認競技会・承認競技会の格式と種目	28

▼第2章 ライセンス

7. MFJ 会員ライセンスの種目	29
8. 会員ライセンスの取得要件	29
9. ピットクルーに関する規定	35
10. スポーツ指導者ライセンスに関する規定	36
11. 会員ライセンスの有効期間	38
12. 会員ライセンスの効力の失効等	38

▼第3章 競技会

13. 競技参加者	39
14. 競技参加者の適合性	40
15. 競技参加者の遵守事項	40
16. ライダーの装備 (MFJ公認ヘルメット及びレーシングスーツ)	41
17. 出場車両	41
18. 燃料およびオイル	41
19. 競技出場申し込み	42
20. 出場料	42
21. ライダーおよび車両の変更	42
22. 車両検査	43
23. 競 技	43
24. 優勝者等の決定	43
25. 賞 典	43
26. レース後の車両検査	44
27. 競技結果および記録の公表	44
28. 公式得点 (ポイント)	44
29. 競技会の延期および中止等	44
30. 損害に対する責任	45

31. 抗 議	46
32. 控訴権	46
33. 違反行為に対する罰則	48
34. ライダーの健康に関するガイドライン	49
35. 大会審査委員会の権限	49
36. 本規則の施行	49

▼付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則

1. 目 的	50
2. 2015年度昇格ポイント対象期間	50
3. 昇格、降格の種類と手続き	50
4. 自動昇格に必要な得点 (ポイント)	51
5. ロードレースライセンスの昇格	52
6. モトクロスライセンスの昇格	53
7. トライアルライセンスの昇格	54
8. スーパーモトラライセンスの昇格	56
9. エンデューロライセンスの昇格	56
10. 自動降格の基準	56
11. 特別昇格およびその手続き	57
12. 特別降格およびその手続き	58
13. 再昇格基準	58
14. 全日本選手権ランキング決定基準	59
15. 本規則の施行	59

▼付則2 MFJアンチドーピング規則

なぜ「アンチドーピング」なのか?	60
第1章 総 則	61
第2章 ドーピング防止規程	61
第3章 本協会が実施するドーピング検査	64
第4章 結果の通告と制裁の手続き	64
第5章 制 裁	65
第6章 付 則	65

▼MFJアンチドーピング細則

第1章 ドーピング検査の手続き	66
第2章 制裁決定までの手続き	67
第3章 裁定委員会	67

本国内競技規則は、国際モーターサイクリズム連盟 (Fédération Internationale Motocyclisme : 略称 FIM) の国際スポーツ憲章、FIM 競技規則に基づいて作成され、日本国内のモーターサイクル・スポーツ規則の一部として発行する。本国内競技規則は、総則と付則に大別され、競技種目によって内容に差異のある事項は付則に示される。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

第1章

総 則



1 モーターサイクルスポーツの国内的統括

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は、内閣府認可の一般財団法人としてわが国のモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序を保持することを目的とする。

また、MFJは国際モーターサイクリズム連盟（Fédération Internationale de Motocyclisme・IOC認可団体・以下「FIM」という）により日本国の代表機関として公認された国内のモーターサイクルスポーツを管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。

2 国内競技規則の制定および施行

MFJは前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにFIM国際競技規則に準拠して国内競技規則及びその細則を制定し、施行する。

3 国内競技規則の適用

MFJ国内競技規則の適用範囲は下記のとおりとする。

3-1 公認競技会

3-1-1 国内格式競技会

国内格式競技会にはMFJ会員ライセンス所持者のみが参加することができ、この競技会にはMFJ国内競技規則が適用される。

3-1-2 国際格式競技会

国際格式競技会は、FIM加盟の各国モーターサイクル協会（以下「FMN」という）が発行するFIMインターナショナルライセンスを所持するライダーが参加することができ、FIMの公認が必要な競技会である。世界選手権・国際選手権はFIM競技規則が適用される。その他はFIM規則とMFJ国内競技規則が適用される。

3-2 承認競技会

承認競技会にはエンジョイ資格者、MFJ会員ライセンス（競技役員ライセンスで運転免許証を所有し、スポーツ安全保険加入者含む）、運転免許証を持っていることを条件とするピットクルーライセンス（ピットクルータイプA）が参加することができ、MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則により管理される。

※ロードレース承認競技会はロードレースライセンスが必要。

4 国内競技規則の解釈

個々の競技会における判定および競技規則全般の解釈は、本規則に基づいて当該大会審査委員

会が行い、これを最終的なものとする。

本規則に規定されていない事項はFIM国際競技規則およびその主旨により判定する。

5 大会特別規則ならびに公式通知

- 5-1 競技会は、本規則および各種目別付則に基づいて行われるほか、競技会の運営、競技の細部および指示は、大会ごとの特別規則、公示または公式通知によって行われる。
- 5-2 大会特別規則および公式通知は、競技会主催者（以下「主催者」という）が制定または発行する。
- 5-2-1 大会特別規則には次の各項が示される。
- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 競技会の名称・格式 | ⑦ 出場申し込み受け場所 |
| ② 競技会の組織 | ⑧ 出場申し込み期間 |
| ③ 主催者の名称、所在地および連絡先 | ⑨ 出場料 |
| ④ 開催日時・場所 | ⑩ 出走者の定員 |
| ⑤ 競技の種目および内容 | ⑪ 賞およびその詳細 |
| ⑥ 参加資格 | ⑫ その他 |
- 5-3 大会特別規則に規定し得なかった競技会運営の細部にわたる規則および大会特別規則発表後に生じた問題を処理するため、主催者は、参加者に対し公式通知をもって指示することができる。
- ただし、その内容はMFJ 国内競技規則に反するものであってはならない。

6 公認競技会・承認競技会の格式と種目

- 6-1 格式の内訳と優先順序
- 国際格式競技会は国内格式競技会に優先する。
- 6-1-1 国際格式競技会の優先順序
- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 世界選手権競技会（FIMカップ含む） | 4 全日本選手権 |
| 2 国際選手権競技会（アジア選手権等） | 5 国際競技会（ノンタイトル） |
| 3 日本（MFJ）グランプリ大会 | |
- 6-1-2 国内格式競技会の優先順位
- | | |
|-------------|------------|
| 1 全日本選手権競技会 | 4 県選手権競技会 |
| 2 特別競技会 | 5 その他公認競技会 |
| 3 地方選手権競技会 | 6 承認競技会 |
- 6-2 公認競技会と承認競技会の種目

種目	公認競技会	承認競技会
ロードレース	○	○
モトクロス	○	○
トライアル	○	○
スノーモビル	○	○
ドラッグレース	○	○
ダートトラック	○	○
エンデューロ	○	○
スーパーモト	○	○
ミニバイクレース	—	○
その他MFJ中央スポーツ委員会が認める競技	○	○

第2章

ライセンス



7 MFJ会員ライセンスの種目

- 7-1 MFJ会員ライセンスは、「競技ライセンス（エンジョイ資格含む）」「スポーツ指導者ライセンス」「ピットクルーライセンス」に分けられる。
- 7-2 公認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス※エンジョイ資格では不可」である。
- 7-3 承認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス（エンジョイ資格含む）」および運転免許証を取得していることを条件とし、「ピットクルーライセンス（タイプA）」および競技役員ライセンスでスポーツ安全保険加入者が参加できる（運転免許証所持者）。
※ロードレース競技は公認・承認に関わらずロードレースライセンスが必要。
- 7-4 競技役員／講師／インストラクター／競技運営に携わる、あるいは指導にあたるものに必要な資格を総称し、「スポーツ指導者ライセンス」という。
- 7-5 「ピットクルーライセンス」は競技者のサポート的役割で競技に参加する者に必要な資格である。
- 7-6 競技会の格式・種目・カテゴリーにより必要な参加資格が指定される。

8 MFJ会員ライセンスの取得要件

MFJ会員ライセンス申請を行う者は、次の要件を満たしていなければならない。

- 8-1 日本にスポーツ国籍を有すること。
- 8-2 過去6ヶ月以内に重大な刑法上の犯罪により処罰されていない者又は、その処罰期間内でないこと。
- 8-3 日本に国籍を持たない者は、日本国内に3ヶ月以上継続的に居住していること。
- 8-4 講習会の受講または、運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。
- 8-5 他国協会（FMN）からライセンスの発給を受けている者は、当該FMNからの移籍許可を得なければならない。ただし、当該年中の再移籍はできない（MFJから他FMNに移籍した場合、当該年度内にMFJ会員ライセンスの再取得はできない）。
- 8-6 ライセンスの申請は、戸籍上の氏名で登録しなければならない。
但し、外字、俗字等が含まれる場合は、常用漢字に変換すること。
※虚偽の申請が判明した場合、当該ライセンス資格は停止される（38頁12-1-2参照）。
- 8-6-1 競技ライセンスの種目別取得要件
競技ライセンスは全国的に統一された規則で開催される「公認競技会」に必要な

資格であり、スポーツとして技量に応じたクラスを提供するために、経験値あるいは競技会における成績にて昇格基準が設けられる。また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。

8-6-2

ライセンスを取得する場合、種目毎に定められた取得条件を満たし、Webによる申請（決済含む）または、必要な申請書類、および申請料（ライセンス会員会費、スポーツ安全保険掛金、事務手数料）を収めなければならない。

ライセンス申請時に未成年（満20歳未満の方）は、未成年者の競技会参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本）を必要とする。

※対象種目はロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモト申請者とする。

なお、一担収められた申請料は、過納金以外は返還されない（申請書の未提出を含む）。また、申請料の年度繰越しは認められない（※競技役員・講師ライセンスはMFJが契約する別の傷害保険とし、ライセンス会費のみとする。ただし、承認競技会に選手として参加する場合、スポーツ安全保険掛金と事務手数料を必要とする）。

※以下に述べる取得条件中の年齢については「スポーツ年齢」とする。スポーツ年齢とは満年齢ではなく、当該年中（2015年1月1日～2015年12月31日迄）に誕生日を迎える年齢をいう。

※競技ライセンス取得者で、ロードレースの場合、10年以上更新手続きを行っていない者は、その資格を失い、再取得する場合は種目毎に定めているライセンス取得条件を満たさなければならない。ただし別に定めるロードレース国際ライセンス特別申請に関してはこの限りではない。

※ライセンス（エンジョイ含む）に貼る写真は6ヶ月以内に撮影したもので、正面、無帽で身分を証明するにふさわしいものでなければならない（不適正と判断された場合、大会の出場が認められない場合がある）。

8-7

ロードレースライセンス

8-7-1

公認競技会/承認競技会ともに参加者は「競技ライセンス所持者」でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。

8-7-2

ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際（INT）	世界選手権／国際競技会／全日本選手権／地方選手権インタークラス他／承認競技会
国内（NAT）	地方選手権ナショナルクラス／承認競技会
フレッシュマン	地方選手権ナショナルクラス／承認競技会
ジュニア	地方選手権ナショナルクラス／承認競技会

8-7-3

ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「フレッシュマン」「国内」である。「国際」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-7-3-1

ジュニアライセンス

12歳以上16歳未満の者でMFJ公認サーキットの当該年度有効なサーキットライセンスを所有していること。または、MFJの公認するロードレースジュニアライセンス講習会を受講し、修了証を取得していること。修了証の有効期間は受講日から1年間とする。

取得後に資格更新に際して16歳となった場合はフレッシュマンライセンスに移行しなければならない。

8-7-3-2 フレッシュマンライセンス

16歳以上の者で、下記のいずれかの条件を満たしていること。

MFJ公認のサーキットにおいてサーキットライセンス講習会を修了し、当該年度有効なサーキットライセンスを所持していること。

または、MFJの公認するロードレースフレッシュマンライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

8-7-3-3 国内ライセンス

16歳以上の者で、下記のいずれかの条件を満たしていること。

・MFJの公認するロードレース国内ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

・または下記のとおりとする。

①MFJ公認サーキットのライセンス取得者で当該サーキットにおける3時間以上の走行証明印を取得していること（走行券や走行カードでの申請は不可）。

有効期間：発行日より1年間とする。

②フレッシュマンライセンスにて、公認・承認ロードレース大会に2回以上出走の実績があること。有効期間：前々年度（2013年1月1日以降）の大会より。

③フレッシュマンライセンスにて、MFJ国内（準国内公認格式以上）公認サーキット以上の施設で開催された公認・承認ロードレース大会にて下記の成績を得たもの。

※「ロードレース国内ライセンス申請資格取得証明願い」および主催者の証明印を必要とする。

・予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。

・予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。

有効期間：前々年度（2013年1月1日以降）の大会より（※MFJ公認、承認大会に限る）。

8-8 モトクロス／トライアルライセンス

8-8-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイライセンスでは参加できない）。

8-8-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際A級	国際競技会／全日本選手権他／承認競技会
国際B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
国内A級	地方選手権／県大会／承認競技会
国内B級	〃／承認競技会
ジュニア	〃／承認競技会
PC（MXのみ）	〃／承認競技会

※全日本MXレディースクラスはモトクロスジュニアライセンス以上。

8-8-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「PC（モトクロスのみ）」「ジュニア」「国内B級」である。「国内A級」以上は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-8-3-1 PCライセンス（モトクロスのみ）

8歳以下の年少者と親権者に対して設けられる資格で、下記要件を満たさなければならない。

MFJの公認する当該ライセンス講習会を親権者と共に受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

取得後に資格更新に際して9歳以上となった場合はジュニアライセンスに移行し

なければならない。

8-8-3-2

ジュニアライセンス

9歳～15歳の者で下記要件を満たしているもの。

MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

取得後に資格更新に際して16歳以上となった場合は国内B級に移行しなければならない。

8-8-3-3

国内B級ライセンス

16歳以上の者で下記要件を満たしているもの。

運転免許証（原付以上 小型特殊免許を除く、以下同じ）を取得していること。

運転免許証を受けていない者はMFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

8-9

スノーモビルライセンス

8-9-1

公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。

8-9-2

ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
A級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
ジュニア	全日本選手権他／地方選手権他／承認競技会

8-9-3

ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「B級」である。「A級」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-9-3-1

ジュニアライセンス

9歳～15歳の者で下記要件を満たしているもの。

MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

または、当該年度有効なモトクロスジュニアライセンス所持者は、スノーモビルジュニアライセンスを申請することができる。

取得後に資格更新に際して16歳以上となった場合はB級に移行しなければならない。

8-9-3-2

B級ライセンス

16歳以上の者で下記要件を満たしているもの。

運転免許証（原付以上 小型特殊を除く）を取得していること。

運転免許証を受けていない者はMFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

8-9-3-3

当該年度有効なモトクロス国際B級以上のライセンス所持者はスノーモビルA級ライセンスを申請することができる。

8-10

スーパーモトライセンス（旧称：スーパーモタード）

8-10-1

公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。

8-10-2

ライセンスは、スーパーモトA級とB級に区分される。

8-10-3

スーパーモトB級ライセンス

スーパーモトB級の取得条件は、12歳以上で下記のいずれかの要件を満たしているもの。

- ・当該年度有効な下記のMFJ競技ライセンスを取得していること。
(ロードレースジュニア、モトクロスジュニア、トライアルジュニア、スノーモビルジュニア、エンデューロ国内以上)
- ・運転免許証（原付以上小型特殊免許を除く）を取得していること。
- ・MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。
- ・エンジョイライセンス所持者で、承認競技会に（種目を問わず）2回以上参加したもの（ライセンス申請時に、あわせて大会結果表を添付すること）。

8-10-4

スーパーモトA級ライセンス

スーパーモトA級ライセンスの取得条件は、別途定められる昇格基準を満たさなければならない。

または、当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際B級以上・トライアル国際B級以上のライセンス所持者は、初めてスーパーモトライセンスを追加する場合に限り、スーパーモトA級ライセンスを申請することができる。

8-11

エンデューロライセンス

8-11-1

公認競技会における公認クラスの参加者は「MFJエンデューロ競技ライセンス」所持者でなければならない。

エンジョイライセンスは承認競技会、承認クラス参加者に限る。

8-11-2

ライセンスはエンデューロ国際と国内に区分される。

8-11-3

エンデューロ国内ライセンス

16歳以上の者で、下記要件を満たしているもの。

運転免許証（原付以上小型特殊免許を除く）を取得していること。

運転免許証を受けていない者は、MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

※競技会のコースに公道が含まれる場合は、競技に参加する車両で公道走行可能な運転免許証を所持していなければならない。

8-11-4

エンデューロ国際ライセンス

エンデューロ国際ライセンスの取得条件は、別途定められる昇格基準を満たさなければならない。

または当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際A級・トライアル国際A級ライセンス所持者は、初めてエンデューロライセンスを追加する場合に限り、エンデューロ国際ライセンスを申請することができる（年齢は問わない）。

8-11-5

運転免許証取得年齢未満の者は、承認競技会参加有資格者で承認競技会（公道を使用しない大会）にのみ参加することができる。

8-12

ピットクルーライセンス

ピットクルーは競技者のサポート的役割で競技に参加するための資格である。ピットクルーの登録が必要な競技においては本ライセンスを要し、16歳以上であることを条件とする（原付以上の免許証を取得しライセンス申請時に登録した場合タイプA、免許証のない場合タイプB）。

※タイプAは承認競技会に選手として参加できる（ロードレースは除く）

8-13

エンジョイライセンス

エンジョイライセンスはモーターサイクルスポーツを生涯スポーツとして身近に楽しむ、承認競技会に参加するための資格である（ただし、ロードレースは承認競技会においてもロードレース競技ライセンスを必要とする）。したがって昇格基

準は設けられていない。

特に競技会の特別規則に規定されない場合は、ロードレースを除くどの種目の承認競技会にも参加できる。

また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。

8-13-1

エンジョイライセンスの取得条件

運転免許証（原付以上 小型特殊を除く）を取得していること。

16歳未満の者、並びに運転免許証を受けていない者は大会主催者／ネットワークショップ／加盟団体等で行われるエンジョイ会員講習会を受講していること。

8-14

スポーツ指導者ライセンスの取得条件

スポーツ指導者ライセンスは競技運営に携わる競技役員、ライダー養成講習会の講師／インストラクター等に従事するために必要な資格である。

8-14-1

競技役員／講師ライセンスの取得条件

18歳以上の者で、MFJの公認する当該種目の競技役員ライセンス講習会（講師は講師ライセンス講習会）を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

最初に取得する競技役員／講師ライセンスの等級は3級からとする。

※詳細は36頁の10-1スポーツ指導者ライセンスに関する規定を参照。

また、実績を十分に満たしたうえで、MFJ加盟団体、MFJ公認サーキットから推薦を受けた者は、講習会を免除される場合がある。

8-14-2

インストラクターライセンスの取得条件

ロードレース、モトクロス、トライアル、エンデューロの国際ライセンス（スノーモビル、スーパーモトはA級）取得者で、講習経験が豊富でMFJ加盟団体、公認サーキット、セーフティ委員会員のいずれかの推薦を得て、MFJインストラクター養成講習会を受講し、セーフティ委員会が認めた者。なお、受講資格者でセーフティ委員会が特に必要と認めた者はこの限りではない。

8-15

FIMライセンス（MFJを経由して取得）

国内・国外における世界選手権競技会、国際競技会に参加することのできるライセンスの区分は、次のとおりである。

種 目	競 技 会	必要なライセンス		申 請 資 格
		シリーズ参加の場合	1大会のみ参加（国外でも使用可）	
ロードレース	世界選手権GP（グランプリ）	世界選手権GP用年間ライセンス	世界選手権GP用1大会ライセンス	ロードレース国際ライセンス所持者 最低年齢 ・16歳 ・Moto3、Moto2、スーパーバイク、スーパーストック=16歳 ・スーパーバイク、8時間耐久・MOTOGPその他=18歳
	スーパーバイク世界選手権	SB世界選手権用年間ライセンス	SB世界選手権用1大会ライセンス	
	世界耐久選手権	世界耐久選手権用年間チーム及びライダーライセンス	世界耐久選手権用1大会チーム及びライダーライセンス	
	その他の国際競技会	FIM国際選手権年間ライセンス年間用	FIM国際選手権年間ライセンス1大会用	
	アジア選手権	アジア選手権用年間エントラントライセンス アジア選手権用年間ライダーライセンス	1大会のみエントラントライセンス 1大会のみライダーライセンス	
モトクロス	世界選手権GP（グランプリ）及びスーパーモトクロス	世界選手権GP及びスーパーモトクロス用年間ライセンス	世界選手権GP及びスーパーモトクロス用1大会ライセンス	モトクロス国際A級ライセンス所持者最低年齢 1 世界選手権用 ①MX2=15歳 ②MX1=16歳 ③MX3=16歳 2 その他の競技会用 65cc=10歳 85cc=11歳 125cc=13歳
	その他の国際競技会	FIM国際選手権年間ライセンス年間用	FIM国際選手権年間ライセンス1大会用	
	アジア選手権	ライダー用年間ライセンス	1大会のみライダーライセンス	

種 目	競 技 会	必要なライセンス		申 請 資 格
		シリーズ参加の場合	1大会のみ参加(国外でも使用可)	
トライアル	世界選手権	世界選手権用年間ライセンス	世界選手権用1大会ライセンス	トライアル国際A級ライセンス所持者 運転免許証を受けていること
	その他の国際競技会	FIMインターナショナル年間用	FIMインターナショナルライセンス1大会用	
エンデューロ	ISDE	ISDE用ライセンス		MFJエンデューロライセンス所持者でスポーツ委員会にて実績を認められた者
	アジア選手権	ライダー用年間ライセンス	1大会のみライダーライセンス	
ラリーレイド	ラリーレイド	ラリーライセンス ※別途医師による診断書の提出が必要		

海外での競技会への参加に関しては、事前にMFJに連絡し、許可を得なければならない。

(相手国協会に対しMFJより出場許可書が発行される)

※全てのインターナショナルライセンスの取得可能最高年齢は55歳となる年の年末までとする(これを超えた場合は別途審査が必要)。

9 ピットクルーに関する規定

ピットクルーはライダーを補佐し、レースを円滑に進めるために欠かせない重要な役割を担っている。ライダーに代わって必要な情報を得たり、事務手続きをするなどのマネージャー的な役割や、レースの作戦を立てる監督的な役割、直接マシンの調整・修理をするメカニックまで、様々な立場の人がピットクルーライセンスを取得してレースに参加している。レースにおいてピットクルーとして登録し作業する際には、下記のことには注意しなければならない。

9-1 ピットクルーの登録

9-1-1 基本的には下記の人数のピットクルー登録が認められる。

- ・ロードレース
 - 地方選手権以下 : 2名以内
 - 全日本選手権JSBクラス : 8名以内(同チームの2人目以降は制限あり)
 - 全日本選手権その他クラス : 6名以内(同チームの2人目以降は制限あり)
- ・モトクロス
 - 地方選手権以下 : 2名以内
 - 全日本選手権 : 2名以内

9-1-2 ロードレースの場合、地方選手権においては最低1名のピットクルーを登録することが義務づけられる。これはライダーが負傷した場合、帰りの交通手段の確保や病院での手続き、家族への連絡が必要となるためである。

9-2 ピットクルーの登録と変更・追加

ピットクルーはエントリー用紙のピットクルー登録欄に記入することで、登録される。いったん登録したピットクルーは選手受付時に変更することは可能とするが、申請人数より追加することはできない。変更の際は変更手数料1,000円が必要となる。

9-3 ピットクルーの服装

安全上長袖・長ズボンを着用することが望ましい。ロードレースのピットロードやスタート時にエンジン始動を手伝う時、また足場の悪いモトクロスなどはサンダル履きは避け、品位ある服装にすること。

9-4 ピットクルーの立ち入り範囲

9-4-1 ロードレース

ピット作業エリアとピットサインを出すプラットフォーム、スタート進行時にはコース上に入ることができる。ただし、特別なパスが必要とされる場合がある。

- 9-4-2 モトクロス
各大会ごとにコースレイアウトによってサインエリアが定められ、公式通知、ライダーズミーティング等で説明される。
- 9-5 国際競技会における外国人ピットクルーの登録
国際競技会において、FIMライセンスにて参加する外国人ライダーの外国人ピットクルーのみ、暫定的にその競技会のピットクルーとしてピットクルー作業ができる。ただし、当該競技会主催者の判断により、条件の設定や参加拒否される場合もある。継続的に競技会に参加する場合は、「ピットクルーライセンス」を所持しなければならない。
- 9-6 ピットクルーの遵守事項
全てのピットクルーは、自らの参加する競技に関する規則を熟知していなければならない。また、安全に対する認識を持っていること。
- 9-6-1 ロードレース
・ピットロードにおいては、ピットイン／ピットアウト車両に十分注意すること。
また、無資格のゲスト等がピットロードに出ないように注意する。
・火気に注意する。特に喫煙は指定の場所で行うこと。
・スタート進行を防げないよう作業すること。時間がきたら速やかにコース外に退去すること。
・メカニックは特にブレーキ系とオイル回りの安全対策を常にチェックすること。
- 9-6-2 モトクロス
・指定のエリアを遵守し、指定されたサインエリアから出てサインを出さないこと。
・スタートエリアに進入できるピットクルーは1ライダーにつき1名とする。
・各自で用意したパスケースに、ピットクルーパス及びピットクルーライセンスを収納し、判別しやすいように左腰前部に装着しなければならない。
- 9-7 ペナルティー
ピットクルーの行為に対するペナルティーは、そのピットクルーを登録しているライダーに対して科される。
- 9-8 レース運営への協力
ライダーに黒旗が提示される場合は、ピット側に向けてそれが提示される。
ピットサインでもその状況を伝え早急に停止するように伝達する。
特にオイルを撒いて走行しているときや、部品が脱落しそうな場合は他のライダーに大きな危険を及ぼす為、各自緊急時の合図サインを取り決めておくこと。
- 9-9 スポーツ安全保険
2015年度MFJピットクルーライセンス申請料には、2015年4月1日以降～2016年3月31日迄のスポーツ安全保険掛金が含まれている。このスポーツ安全保険制度は、当該ピットクルーが正式に登録され、参加する大会の公式期間中に発生した事故等に対し適用される。

10 スポーツ指導者ライセンスに関する規定

- 10-1 競技役員/講師ライセンス取得条件
18歳以上の者で、MFJの公認する当該種目の競技役員ライセンス講習会（講師は講師ライセンス講習会）を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

最初に取得する競技役員／講師ライセンスの等級は3級からとする。

ただし、MFJ中央スポーツ委員およびMFJ当該専門委員は、それぞれの取得条件を備えているものとする。

10-2

競技役員／講師の等級ごとの権限と実務ポイント (P)

10-2-1

競技役員

○…就任できる役務および実務ポイント —…就任できない役務

級	格式	審査委員長	審査委員	競技監督	各役務正副	各役務	事務局長
3級	GP	—	—	—	—	○ 5P	—
	全日本	—	—	—	—	○ 5P	—
	地方	—	—	—	○ 5P	○ 3P	○ 5P
	承認	—	○ 2P	—	○ 2P	○ 1P	○ 2P
2級	GP	—	—	—	○ 10P	○ 5P	—
	全日本	—	○ 10P	○ 13P	○ 7P	○ 5P	○ 13P
	地方	○ 10P	○ 7P	○ 10P	○ 5P	○ 3P	○ 10P
	承認	○ 3P	○ 2P	○ 3P	○ 2P	○ 1P	○ 3P
1級	GP	○	○	○	○	○	○
	全日本	○	○	○	○	○	○
	地方	○	○	○	○	○	○
	承認	○	○	○	○	○	○

10-2-2

講師の権限

- 1級…当該種目の公認ライセンス取得ならびに講習会（レベルアップスクール）の主任講師となることができる。
- 2級…当該種目の公認ライセンス取得講習会ならびにレベルアップスクールの主任講師または補助講師となることができる。
- 3級…当該種目のライセンス取得講習会ならびにレベルアップスクールの補助講師として従事することができる。

10-3

競技役員／講師の昇格基準

10-3-1

競技役員

- ・3級から2級への昇格基準…各種目（他種目の合算は不可）において、上記10-2-1項に示す役務に従事し、実務ポイント15点以上になった者（MFJ本部に申請の際に実務カードを送付。※郵送申請の場合、発行手数料を同封。）
 - ・2級から1級への昇格基準…2級を取得後、各種目（他種目の合算は不可）において実務ポイント50点以上となり、MFJ当該種目専門委員会が認めた者（MFJ本部に申請の際に実務カードを送付。※郵送申請の場合、発行手数料を同封。）
- なお、当該種目専門委員会への認可手続はMFJ本部が行うものとする。

10-3-2

講師

- 3級から2級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の補助講師として、5回以上従事した者（MFJ本部に申請の際に講習会実績日が入った活動実績表を作成し送付 ※郵送申請の場合、発行手数料を同封）。
- 2級から1級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の主任講師として、5回以上従事した者（MFJ本部に申請の際に講習会実績日が入った活動実績表を送付 ※郵送申請の場合、発行手数料を同封）。

10-3-3

役員／講師とも実績を充分満たしたうえで、MFJ加盟団体、MFJ公認サーキットから昇格推薦を受けた者は、昇格が認められる場合がある。

10-4

競技役員／講師の降格基準

競技役員／講師ライセンス取得者で10年以上更新手続きを行っていない場合は、1等級の降格とする。

11 会員ライセンスの有効期間

- 11-1 2015年度競技ライセンス（エンジョイ含む）の有効期間は、ライセンスの交付を受けた2015年4月1日以降から2016年3月31日迄とする。
※2015年3月31日までの大会への出場（大会公式日程期間）は、2014年度ライセンスを取得していなければならない。
- 11-2 競技ライセンスは未更新期間がある場合、ライセンス区分の降格や走行証明の再取得等の条件が付される場合がある。詳細については別途定める「MFJライセンス昇格・降格に関する規則」による（50頁参照）。

12 会員ライセンスの効力の失効等

- 12-1 次の者のライセンスの効力は失効、または停止される。
- 12-1-1 日本のスポーツ国籍を失った者。
- 12-1-2 氏名、年齢、性別等を偽り、不正にライセンスを受けた者および使用した者。
- 12-1-3 前条の有効期間を経過し、継続申請をしなかった者。
- 12-1-4 MFJ中央審査委員会の裁定により、停止処分を受けた者（中央審査委員会の定める期間）。

第3章

競技会

13 競技参加者

- 13-1 MFJの公認または承認する競技会に参加することのできる者は、次のとおりとする。
- 13-1-1 ライダー
- 13-1-1-1 当該競技に必要なMFJ競技ライセンス、エンジョイ等の資格を受け、スポーツ安全保険の適用期間内で参加申請した者（ライセンス効力の停止中の者を除く）で当該競技に必要な年齢・身体的条件を備えていること。
- 13-1-1-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-1-3 満20歳未満の者で、親権者の競技会参加承諾書（ライセンス申請時必須書類）を提出した者。
- ※ 提出義務対象者はクラスを問わずロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモト競技ライセンス申請者とする。
- 13-1-2 ピットクルー
- 13-1-2-1 当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを受けてスポーツ安全保険の適用期間内でピットクルーとして参加申請をした者。
- 13-1-2-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-3 エントラント
- ここで規定するエントラントとは下記の者で競技参加申請を行なった団体または個人をいう。
- 13-1-3-1 MFJ公認クラブ（別に定める「MFJ公認クラブ等の名称に関する規程」（326頁参照）
- 13-1-3-2 MFJライセンス所持者
- 13-1-3-3 MFJメーカーライセンスを所有している車両メーカー
- 13-1-3-4 MFJ賛助会員ライセンスを所有しているコンストラクター、部品関連メーカー
- ※ エントラント資格を有し、エントリー用紙により参加申請をすることによりMFJ国内競技規則に定められている抗議者の資格が得られる。
- ※ 全日本ロードレース選手権に関しては、別途エントラントライセンス制度がある。
- 13-2 主催者および競技役員は、競技会当日随時ライセンスの提示を求めることにより、ライダーおよびピットクルーの資格要件を確かめることができ、もし本規則に違反している者がいた場合、その者に対しては、所定の罰則が適用される。

14 競技参加者の適合性

- 14-1 ライダーは常にマシンを安全にコントロールできる状態でなければならない。安全にマシンをコントロール出来ない状態であると大会審査委員会から判断された場合、本人または他のライダーに危険を及ぼす理由により出走は認められない。
- 14-2 競技中受傷した場合、走行復帰に際しては大会審査委員会の許可を得なければ出走できない。
- 14-3 競技中の転倒等により意識を失った場合、また意識があっても脳震盪と認められる場合当該大会において出走が認められない。
- 14-4 当該大会において熱中症の症状が認められる場合、出走が認められない。
- 14-5 競技参加前に負傷している場合（以前の大会での負傷が完治していない）主治医または大会時のドクターチェックを受け、大会審査委員会より出走の許可を得なければならない。

15 競技参加者の遵守事項

- 15-1 競技参加者は、次の事項を守らなければならない。
- 15-1-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や行動は厳に慎まなければならない。
- 15-1-2 MFJ国内競技規則及び、当該大会の特別規則、公式通知を熟知しその定めに従わなければならない。
- 15-1-3 競技会中は、MFJ国内競技規則並びにその他諸規則に従って行動し、すべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 15-1-4 国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定および競技役員の指示に従い、かつレース場以外では一般公道の交通規則を遵守しなければならない。
- 15-1-5 競技に関する業務についている者およびライダーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤、麻薬等）によって精神状態をつくろってはならない。
- 15-1-6 別途定めるドーピングコントロール規則を遵守すること（60頁参照）。
- 15-1-7 競技会中は、有効なライセンスを必ず携帯していなければならない。
- 15-1-8 競技会に参加することが認められた者が出場しない場合（競技現場での不参加を含む）は、正当な理由をもって、その旨を主催者に通告しなければならない。
この通知を怠るか、または欠場の理由が正当でない場合、主催者は速やかに大会審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 15-1-9 ライダーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、または、そのような働きかけをした場合、主催者は速やかに国内規律裁定委員会・MFJ中央審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 15-2 特にライダーは、上記のほか次の事項を守らなければならない。
- 15-2-1 他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- 15-2-2 競技中（公式練習も含む）は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 15-2-3 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 15-2-4 特に規定されていない限り、他の者の援助を一切受けてはならない。
- 15-2-5 競技中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 15-2-6 ライダーは、コース（ランオフエリアを含む）にいる間は、MFJが公認したヘル

- 15-2-7 メットを装着しなければならない。
 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し医師団長もしくは指定医師による診断を受けさせ、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

16 ライダーの装備 (MFJ公認ヘルメット及びレーシングスーツ)

ライダーの装備は、次のとおりとする。

- 16-1 ヘルメット
- 16-1-1 競技に使用するヘルメットはMFJが公認したものでなければならない。
- 16-1-2 MFJ公認ヘルメットには、規定の認証マークが貼付されていなければならない。
- 16-1-3 MFJが公認するヘルメットの規格については、各競技種目別細則により定める。
 なお、国際競技会においてはFIMで認められた規格のマークが認証マークとみなされる。
- 16-1-4 競技会の車両検査の際、ヘルメット検査が行われ、MFJが公認したものであっても、損傷しているなど著しくその機能を失っていると認められるものは、ライダーの安全上その使用が禁止される。
- 16-1-5 MFJ公認ヘルメットで、認証マークの貼付されていないヘルメットについては、その場で特別検査を受け合格すれば使用することが認められる。
 この場合は、別に定める特別検査料（各競技種目別細則による）を支払わなければならない。
- 16-2 服装
- 16-2-1 ロードレース、スーパーモトのレーシングスーツは、MFJ公認のものでなければならない。
- 16-2-2 ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、運転を妨げるものであってはならない。
- 16-2-3 その他細部については、各競技種目別細則により定める。
- 16-3 装備の公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性及び耐久性を保証するものではない。

17 出場車両

- 17-1 競技に出場する車両のクラス区分等は、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 17-2 車両は細則に示す「出場車両」と「基本仕様・種目別仕様」に合致し、かつ大会特別規則の条件を満たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。
- 17-3 大会審査委員会により危険であると判断された車両は、理由のいかんを問わず競技に使用することはできない。
- 17-4 本規則に基づき改造・変更を行う場合、その対象の選定・保守・管理は自己の責任において行うものとする。

18 燃料およびオイル

- 18-1 競技に使用する燃料・オイル等については別に定めるMFJ技術規則による。
- 18-2 その他燃料については、次のとおりとする。
- 18-2-1 ガソリンおよびオイルは、オクタン価や燃焼効率を高めるような添加剤、あるいは起爆剤を加えてはならない。

- 18-2-2 ガソリンにオイルを混合する必要がある場合、安全を確認して作業しなければならない。
- 18-2-3 ガソリン及びオイルを保管する容器とその取扱いは、消防法に適合していること。
- 18-3 世界選手権に関してはFIM規則が適用される。

19 競技出場申し込み

- 19-1 競技会への出場の申し込みは、次のとおりとする。
- 19-1-1 主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない（エントリー時で当該ライセンスを取得していること）。
- 19-1-2 車両の登録はエントリー用紙に下記事項を記入すること。
① ① ② ③ ④ ⑤
a ① ② ③ ④ ⑤
参加受理書発送後、記入事項に変更がある場合は、選手受付時に車両変更手続きを行わなければならない（車両変更手数料が必要）。
- 19-1-3 主催者は、エントラント、ライダーおよびピットクルーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申し込みを拒否、または無効とする権限を有する。
- 19-1-4 申し込み期間、申し込み場所、その他の詳細については、当該競技主催者の定める大会特別規則に示される。
- 19-2 競技出走者数または出場申し込み者数の定員は、大会特別規則に示される。
なお、出場申し込み者数が10名に満たない場合は、当該クラスを中止する場合がある。

20 出場料

- 20-1 エントラントまたはライダーは、出場申し込み時に、大会特別規則に明示される出場料を支払わなければならない。
- 20-2 いったん主催者に受理された出場料は、競技会の延期および中止等（44頁）に合致する以外は払い戻しされない。

21 ライダーおよび車両の変更

- 21-1 エントリーされたライダーの変更は認められない。
- 21-2 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。車両変更手数料は5,000円とする。
- 21-2-1 公式予選終了後、安全上の理由により、フレームおよびエンジンなどを交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示して、許可を受けなければならない。
- 21-2-2 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 21-2-3 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。
- 21-2-4 ロードレースの車両の変更については、付則4 ロードレース競技規則⑫出場車両並びにマーキング部品の変更（86頁）が適用される。

22 車両検査

- 22-1 競技車両は、本規則および各競技種目別細則の定めるところにより、車両検査を受けなければならない。車両検査の時刻、および場所は公式通知により示される。
- 22-2 車両は、競技直前に車両検査を受けたままの状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない（スタート前チェック）。チェックの時刻およびチェックの場所は、公式通知により示される。
- 22-3 ライダーが車両仕様申告を行う場合は、車両検査時に大会事務局より配布された車両仕様書をもって申告しなければならない。
- 22-4 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

23 競 技

- 23-1 出場者数が多い場合は、予選またはタイムトライアルによって決勝競技出場者を決定することがある。その詳細については、各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 23-2 スタートの方法は各種目細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 23-3 競技中競技役員が合図旗（シグナル旗）を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならない。
- 23-4 合図旗（シグナル旗）とその意味については、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 23-5 停止
- 23-5-1 競技中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコース脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 23-5-2 競技中、車両をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、競技役員の指示による場合はこの限りではない。
- 23-5-3 事故または車両故障などの理由によってリタイヤ（中途退場）する場合は、その地点からもっとも近い競技役員（コース審判）に報告しなければならない。
- 23-5-4 ライダーは、停止車両をその競技が終了するまで、競技役員の管理下におかなければならない。
ただし、その競技に支障のない地点まで、車両を移動させることを競技役員（コース審判）から指示された場合には、これに従わなければならない。
- 23-6 ゴールライン通過の際、ライダーは、マシンと離れた状態にあってはならない。
- 23-7 競技の終了
競技の終了は、チェッカー旗によりトップ走者がゴールしたのち、細則および大会特別規則に示す時間を経過した時点または行為により示される。

24 優勝者等の決定

優勝者、順位および完走者の定義については、各競技種目別細則の定めるところによる。

25 賞 典

賞典の対象者は、原則として6位までとし、その詳細は大会特別規則に示される。

賞は主催者（大会事務局）から付与されるが、その時間等詳細は大会特別規則または、公式通知により示される。

26 レース後の車両検査

- 26-1 競技終了後、原則として1位から6位までの車両は、レース終了後、ただちに車両保管区域に暫定結果発表後原則的に30分間保管され、必要に応じて検査される。
- 26-1-1 モトクロス、スーパーモトの車両保管時間は20分間とする
※付則15モトクロス競技規則 29 レース後の車両検査（211頁）、付則16全日本モトクロス選手権大会特別規則 20 レース後の車両検査（222頁）参照
付則25スーパーモト競技規則 35 レース終了後の車両保管と再検査（319頁）参照
- 26-2 その他、種目別細則ならびに大会特別規則による。

27 競技結果および記録の公表

- 27-1 競技終了後、暫定結果の公表を行う。
- 27-2 競技の正式結果は、暫定結果発表後遅くとも3時間以内に公表される。
- 27-3 参加者は、公表された競技の正式結果に対して抗議することはできない。

28 公式得点（ポイント）

公認競技会における成績により、公式に与えられる得点（ポイント）は、51頁のとおりとし、これの詳細は、別に定める「MFJライセンス昇格・降格に関する規則」（50頁）による。

29 競技会の延期および中止等

- 29-1 競技は、天候・異変その他安全確保に支障をきたすおそれがある等、特別の理由がある場合にかぎり、その一部を打ち切りまたは中止することができる。
- 29-2 前項の判断決定は、大会審査委員会が行う。
- 29-3 すべての関係者は、大会審査委員会の決定した競技の一部打ち切りまたは中止の裁定に従わなければならない。
- 29-4 原則として中止されたレースの再レースは行なわれない。
- 29-5 レースの短縮及び打ち切り
- 29-5-1 決勝レース出走前の短縮
- 29-5-1-1 出走前にレース周回数・時間を短縮する場合は、原則として本来のレースの2/3以上とする（ただし、モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- 29-5-1-2 2/3以上に短縮し参加者に発表した後にさらに状況が悪化した場合、さらにその2/3以上まで短縮することができる。
- 29-5-1-3 上記を上回る短縮の場合は選手の得点（ポイント）は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）とする。
- 29-5-1-4 上記の短縮の決定は大会審査委員会が行い、参加者にこの事項が速やかに通知されなければならない。
- 29-5-2 決勝レース出走後の短縮・打ち切り
- 29-5-2-1 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が定められた周回数／時間／セクション数の2/3を完走しないうちにレースを打ち切った場合（モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- ① ロードレース：走行が2周以下＝中止・ノーポイント（予選を行った場合は、予選結果にて1/2（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える）

走行が3周以上＝再スタートが不可能な場合は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントでレース完了とする。

- ⑥ モトクロス：・トップ走者が定められた時間（＋1周は考慮しない）または周回数の1/3未満でレース中断となり、中止の場合はノーポイント、再レースとなる場合はその際のレース時間または周回数は大会審査委員会が決定できる。
- ・トップ走者が定められた時間（＋1周は考慮しない）または周回数の1/3以上2/3未満走行し、赤旗でのレース中断の場合、レース成立とされ、赤旗の提示される前の周回の順位によって通常のポイントの1/2が与えられる。
- ・トップ走者が2/3以上走行し、赤旗でレースが中断した場合はレースは成立したものとし、正式ポイントが与えられる。
- ⑦ トライアル：選手の95%以上が終了したセッション数が、全セッションの25%未満のクラス＝中止・ノーポイント
選手の95%以上が終了したセッション数が、全セッションの25%以上のクラス＝半分のポイント
- ⑧ その他：大会特別規則による

29-6 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が決められた周回数（または時間）の2/3以上を完走して競技を打ち切った場合は、大会審査委員会は、その競技の判定結果にその理由を付して発表し、レースは完了となり、フルポイントが与えられる。

29-7 競技の中止と出場料等の返却は、下表の通りとする。参加者はその他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	出 場 料
予選が1回も行われず中止	選手受付した全員に返却
予選は行われ、決勝グリッド発表後中止	決勝進出者のみ返却
決勝スタートが行われたのち中止	返却しない

29-8 大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、抗議することはできない。
※上記の2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。

30 損害に対する責任

- 30-1 競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない（車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間中に生じたものを除く）。
車検長または大会審査委員会は、車両を保管している期間中に、これらの車両がなんらかの理由によって破損した場合には、1台当たり100,000円を最高限度額として、その所有者に補償する。
- 30-2 競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。
- 30-3 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員はいっさいの責任を負わない。

31 抗議

- 31-1 抗議は、暫定結果発表後30分以内に当該ライダー及びエントラント代表者だけが行うことができる。抗議の手順ならびにその措置は、次のとおりとする。
- 31-1-1 モトクロス、トライアル、スーパーモトにおける抗議受付時間は暫定結果発表後20分以内とする。
- ※付則15モトクロス競技規則 31 抗議（211頁）参照
付則16全日本モトクロス大会特別規則 22 抗議（222頁）参照
付則19トライアル競技規則 18 抗議（253頁）参照
付則25スーパーモト競技規則 37 抗議（320頁）参照
- 31-1-2 公認エンデューロ競技会における抗議受付時間
※付則23エンデューロ競技規則 37 抗議（290頁）参照
- 31-2 大会事務局に準備されている抗議書に記載し、1項目ごとに抗議保証金を添えて提出すること。
- 31-3 正式な手続きにより提出された抗議書のみが受け付けられ、大会審査委員会において審議裁定される。
- 31-4 大会審査委員会は、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、充分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 31-5 大会審査委員会の裁定の内容は、当該者へ通達時に説明される。レース運営上、説明を始める前に時間を定めて行なわれる（通常5分程度）。
- 31-6 大会審査委員会が下した裁定に対しては、いっさい抗議することはできない。
- 31-7 抗議保証金は、抗議が成立した場合のみ返還される。
抗議保証金は、1項目につき10,000円、ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は100,000円とする。

32 控訴権

- 32-1 当該競技会に直接関与する者（ライダー、エントラント代表者、主催者、オフィシャル、審査委員会、プロモーターを言う。以下同様）は、大会審査委員会が宣告した罰則または裁定に対し、MFJ「国内規律裁定委員会」（以下「裁定委」という）に控訴する権利を有する。
- 32-1-1 上記大会審査委員会が解散した後、3日以内において、当該競技会に直接関与する者は、その関係者間の紛争・疑義を「裁定委」に提訴する権利を有する。
- 32-2 国内裁定機関
- 32-2-1 「裁定委」は、「大会審査委員会」決定に対する控訴を裁定する。
- 32-2-2 「裁定委」は、ガソリン等燃料・タイヤ等の分析結果を裁定する。
- 32-2-3 「裁定委」は、競技関係者間の紛争・疑義の提訴を裁定する。
- 32-2-4 「中央審査委員会」は、「裁定委」の決定に対する上告を裁定する。
- 32-2-5 「中央審査委員会」の決定を最終とする。
- 32-2-6 「裁定委」は、当該種目委員会委員長、副委員長（1名）及び中央スポーツ委員会から1名が任命される。ただし、当該大会審査委員長や委員が上記にあたる場合は別の委員を任命することとする。
- 32-2-7 「中央審査委員会」の構成は、別に定める。
- 32-3 裁定機関への控訴期限
- 32-3-1 大会審査委員会の決定を不服として、「裁定委」に控訴する場合は、当該ライダー

- への通告時刻より1時間以内に「裁定委」宛に控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて、当該競技会審査委員会を通じ提出しなければならない。
- 32-3-2 上記控訴の理由を示す文書に関しては、前項規定の控訴意思表示および控訴保証金の納付を行ったことを条件に、当該告知日より5日以内に、直接MFJ事務局に提出することができる。
- 32-3-3 他の関係者との紛争・疑義による提訴にあつては、大会審査委員会解散後3日以内に提訴理由、遅延理由と遅延提訴保証金を添えて直接MFJ事務局へ提出しなければならない。
- 32-4 控（提）訴保証金
- 32-4-1 控訴保証金は100,000円とする。提訴保証金は200,000円とする。
- 32-4-2 裁定機関は事情に応じて保証金の返還または没収について、または経費処理について指示する。
- 32-5 控（提）訴が受理されるために必要な手続き
- 32-5-1 期日までに控（提）訴理由文書と控（提）訴保証金が当該大会審査委員会またはMFJ事務局に提出されなければならない。
- 32-5-2 文書には訴え出る理由が的確に述べられていなければならない。
- 32-5-3 控（提）訴理由文書が提出されてから10日以内に控（提）訴人は、MFJ事務局に対してその控（提）訴内容に関して資料等を添えた詳細な説明文書を提出しなければならない。
- 32-6 控（提）訴による裁定機関の手順
- 32-6-1 控（提）訴内容がMFJ事務局に提出されてから15日以内に裁定機関は、関係者を召集し、聴聞する。また、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、十分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 32-6-2 裁定機関に召集された者は、自分が選び、雇った弁護団を立てる権利を持つ。ただし、弁護団を雇ったことがMFJ事務局を通じて他の当事者に通知されなければ、裁定機関がこれに異議を申し立てることがある。
- 32-6-3 召集を要請された者が欠席した場合は、発言機会を放棄したものとみなされる。
- 32-6-4 裁定機関は召集聴聞に関して、電話や電子メールなどを用いて行うこともできる。この方法は関係者全員が同意した場合に限られる。
- 32-6-5 裁定機関が特別の決定を出した場合以外は、聴聞は公開されるものとする。
- 32-6-6 当事者が外国語を用いることを希望する場合は、その当事者が必要とする通訳を用意し、費用を負担する。
- 32-6-7 控（提）訴人は本人または代理人を出席させなければならない。欠席の場合にはその控（提）訴は却下され、費用は控（提）訴人が負担する。
- 32-6-8 各当事者は独自に証人を招集し、出席させることができる。この場合の費用はその当事者の負担とする。ただし、証人は知り得た事実を述べることはできるが、意見を述べてはならない。
- 32-6-9 裁定機関は必要に応じて専門家を招集することができる。
- 32-6-10 いかなる場合にも控（提）訴人は控（提）訴されている当事者の発言の後に陳述を増やすことはできない。
- 32-6-11 裁定機関の決定は、全て非公開で単純過半数票決にて行われる。投票棄権は認められない。
- 32-6-12 裁定機関の決定は、直接当事者に文書通達される。これができない場合には、書留で関係者全員に郵送される。

- 32-6-13 裁定機関が決定を出すのに要した費用は、その裁定機関の委員長により査定され、敗訴側に請求される。ただし、裁定機関が別の決定を下した場合はこの限りではない。
- 32-6-14 最終決定となった罰金、費用が30日以内に支払われなかった場合は、支払い義務者は自動的にMFJへの全ての活動を停止させられる。これはその支払いが完納されるまで続くものとする。
- 32-7 中央審査委員会への上告の手順と保証金
- 32-7-1 「裁定委」の決定を不服として「中央審査委員会」に上告する場合は、決定通知を受けた日から5日以内に上告意思を示す文書に上告保証金を添えて直接MFJ事務局に提出しなければならない。
- 32-7-2 上告保証金は200,000円とする。
- 32-8 裁定機関および中央審査委員会の裁定に対して、通常の裁判所へ控訴することはできない。これに関する不服申し立ては、スポーツ関係の仲裁機関に行うものとする。

33 違反行為に対する罰則

- 33-1 大会中（競技中も含む）における本規則または大会特別規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会ならびに競技監督の権限で下記の罰則を科することができる。

軽重 順位	罰 則	内 容	決定機関
1	訓 戒	文書による注意……始末書を提出	大会審査委員会
2	罰 金	200,000円以下	大会審査委員会
3	タイム／ポイント／ 周回数に対する罰則	当該ライダーの実際の成績に影響を及ぼすタイム／ポイント／周回数の加算・減算・順位の変更のペナルティー／ストップ＆ゴーペナルティー	大会審査委員会
4	失 格	大会、イベント、レースまたは結果から失格となる	国内規律裁定委員会／大会審査委員会
5	資格停止	一定期間競技会に参加する資格を停止する	国内規律裁定委員会／中央審査委員会
6	資格剥奪	競技会に参加する資格を剥奪する	国内規律裁定委員会／中央審査委員会

※ストップ＆ゴーペナルティーの手順は付則4ロードレース競技規則の「18スタートにおける反則（18-2-2-2）」（94頁）に記載される。

※罰金はMFJにて管理され、安全対策等に使用される。

※罰則の詳細はリザルトに記述される場合がある。

違反の事実認定は、競技監督の判断を優先するが、罰則の量刑ならびに適用は、大会審査委員会の決定によるものとする。

- 33-2 ライセンスについての罰則は、大会審査委員会の報告に基づき、MFJ国内規律裁定委員会によって、さらに事後の出場停止、資格停止まで及ぶかどうか審査裁定され、30日以内に通告される。
- 33-3 製造者（供給者）への罰則
公認車両、公認部品・用品、公認タイヤ等にて申請者が公認申請と異なる製品を供給し、その違反が立証された場合、国内規律裁定委員会にて審議され、当該申請者の資格停止および公認の抹消または1,000万円以下の罰金を科すものとする。

34 ライダーの健康に関するガイドライン

- 34-1 疾病及び傷害からの競技復帰に関して
- ・疾病及び傷害から復帰するに際しては医療機関（会場のメディカルセンター含む）にて担当医師にレース復帰について確認をとること。
 - ・次大会の競技前にメディカルチェックを受ける、または医師の診断書の持参を要求する場合がある。
- 34-2 脳震盪について
- 脳震盪は頭部への直接または間接的な衝撃によって起こる脳機能障害です。特に短期間に二度の脳震盪を起こすことは非常に重大な障害をもたらす恐れがあり、また、症状を抱えたまま走行することは他のライダーに危険を及ぼす恐れがあることから、脳震盪が疑われる場合、医療機関で受診して下さい。
- 34-3 熱中症について
- ・熱中症とは、暑い環境で発生する障害の総称です。
 - ・スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。しかしながら、予防に関する知識が十分に普及していないこともあり、熱中症による重大事故が発生した例もあります。とくにこの数年、猛暑の夏が続く熱中症の危険性も高くなっています。
 - ・予防の例としてはレース前にスポーツドリンク（0.1%～0.2%の塩分が含まれたもの）を250ml～500ml 補給することなどがあります。詳しくは日本体育協会のHP（<http://www.japan-sports.or.jp/>）を参照し熱中症に対する知識を高めていただくをお願いします。

35 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、本規則ならびにその細則に基づき、当該競技会において最終的な権限を行使することができる。

36 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日から施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則1

MFJライセンス 昇格・降格に関する規則

1 目 的

本規則は、(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会(以下MFJという)が発給、管理する競技ライセンス等級の昇格・降格に関して規定し、モーターサイクル競技の公正を図ることを目的とする。

2 2015年度昇格ポイント対象期間

2015年度の昇格ポイント対象期間は2015年1月1日から2015年10月31日までとし、昇格となった資格が有効となるのは2016年1月1日からとする。11月1日より12月31日までに開催された競技の結果は特別昇格の審査対象となる。

3 昇格、降格の種類と手続き

- 3-1 自動昇格とは
昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。自動昇格対象者にはその年の11月末日までにMFJより昇格が通知される。なお、昇格後のクラスの有効開始は2016年1月1日からとする。
- 3-2 申請昇格とは
昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得た場合、申請すれば上位ライセンス区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の11月末日までにMFJより通知される(ロードレースのジュニア→フレッシュマン、フレッシュマン→国内の場合を除く)。
申請昇格の権利を得て、申請昇格期間内に手続きをしなかった場合は、申請昇格の権利はなくなる。なお、昇格後のクラスの有効開始は2016年1月1日からとする。
- 3-3 特別昇格とは
㊦特別昇格およびその手続き(57頁参照)。
- 3-4 自動降格、特別降格とは
ライセンスの欠格期間による自動降格、本人の申請により審査される特別降格がある(56～58頁参照)。
- 3-5 再昇格規定とは
ライセンスを降格した者が㊦再昇格基準に明記された成績を修めた場合、ライセンスは再度昇格する(58頁参照)。

4 自動昇格に必要な得点（ポイント）

- 4-1 自動昇格に必要な得点（以下ポイントという）は公認競技会の格式別に完走者に対し、その成績に応じて下記のように与えられる。申請昇格クラスにおいても適用される。
- 4-2 地方選手権等のランキング決定基準に特別な記載がない場合は、14全日本ランキング決定基準（59頁）を適用する。
- 4-3 トライアルジュニアクラスは、国内B級クラスとの混走が認められるため、②のポイントが適用される。
- 4-4 ナショナルJ-GP3クラスは、ロードレース国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走が認められ、①のポイントが適用される。

①ロードレース・地方選手権

※全日本ロードレース選手権のポイントは付則519-3項（110頁）が適用される。

（台数…予選出走台数）

順位	台数	25以上	22-24	20-21	18-19	16-17	14-15	12-13	10-11	8-9	6-7	4-5	2-3	0-1
1位	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	不成立
2位	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17		
3位	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15			
4位	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13				
5位	11	11	11	11	11	11	11	11	11					
6位	10	10	10	10	10	10	10	10						
7位	9	9	9	9	9	9	9							
8位	8	8	8	8	8									
9位	7	7	7	7										
10位	6	6	6											
11位	5	5												
12位	4	4												
13位	3													
14位	2													
15位	1													

②全日本トライアル選手権・トライアル地方選手権

※全日本国際A級スーパークラスは、出場台数に関わらず上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	20	17	15	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※予選出走台数4台以下は不成立とする

※完走者にのみポイントが与えられる

③モトクロス県大会・トライアル県大会・エンデューロ県大会

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※モトクロスの場合…「完走者」とは優勝者の75%（小数点以下切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

※トライアル県大会：4台以下は不成立とする

※モトクロス県大会：1台以下は不成立とする

※エンデューロ県大会：最低出走台に制限はない

※完走者にのみポイントが与えられる

④全日本モトクロス選手権・モトクロス地方選手権／

全日本エンデューロ選手権・エンデューロエリア選手権

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※モトクロスの場合…「完走者」とは優勝者の75%（小数点以下切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

※モトクロス予選出走台数1台以下は不成立とする

※エンデューロは最低出走台数に制限はない

※完走者にのみポイントが与えられる

全日本スーパーモト選手権およびスーパーモトエリア選手権

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	20	17	15	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※予選出走台数1台以下は不成立とする。

※完走者のみポイントが与えられる。

5 ロードレースライセンスの昇格

5-1 ジュニア⇒フレッシュマン

自動昇格

- (1) 当該年（2015年1月～12月31日迄）に16歳になる者は、誕生日前でも自動的にフレッシュマンとなる。

5-1 ジュニア⇒国内

申請昇格

各地方選手権（2015年10月31日まで）のナショナルJ-GP3クラスで、以下のポイントを得て、申請をした場合、昇格することができる。

（申請期限は、2015年12月31日消印有効）

大会の獲得ポイントは、ナショナルJ-GP3クラス（J、RF、国内）の総合順位によって付与されるポイントとする。

SUGO選手権 40点以上

筑波選手権 40点以上

もてぎ選手権 40点以上

鈴鹿選手権 50点以上

岡山選手権 40点以上

九州選手権 60点以上

5-2 フレッシュマン⇒国内

申請昇格

下記条件のいずれかを満たし申請することにより、国内ライセンスを随時取得できる。年度の途中でも申請できるが、ライセンス追加料金3,000円を必要とする。

- (1) 公認サーキットでの3時間走行証明印を得る（複数のサーキットで走行時間の合算は不可）。

※走行証明の有効期間は発行日より1年間。

- (2) 承認ロードレース競技会にて6位以内の成績を修めること（過去2年以内）。

- (3) 承認ロードレース競技会にて過去2回以上参加した実績を有する（過去2年以内）。

※(2)、(3)は書式「ロードレース国内ライセンス申請資格取得証明願（主催者証明印入）」を提出。

- (4) 国内ライセンス講習会を受けること。

※講習会終了証の有効期限は受講日より6ヶ月。

5-3 国内⇒国際

5-3-1 地方選手権

申請昇格

各地方選手権（2015年10月31日まで）のJ-GP3/ST600/JSB1000で、以下のポイントを得て、申請をした場合、昇格することができる。

（申請期限は、2015年12月31日消印有効）

ナショナルJ-GP3クラス（J、RF、国内）の獲得ポイントは、総合順位によって付与されるポイントとする。

北海道（十勝選手権）	50点以上
SUGO選手権	40点以上
筑波選手権	40点以上
もてぎ選手権	40点以上
鈴鹿選手権	50点以上
岡山選手権	40点以上
九州選手権	ST600、J-GP3：60点以上／ JSB1000：50点以上

6 モトクロスライセンスの昇格

- 6-1 公認競技会とは2015年10月31日までに開催される地方選手権シリーズおよび県大会をさす。

PC➡ジュニア

自動資格

当該年（2015年1月1日～12月31日迄）に9歳になる者は自動的にジュニアクラスとなる。

- 6-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

- 6-3 ジュニア➡国内B級

- 6-3-1 自動昇格

当該年（2015年1月1日～12月31日迄）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

- 6-3-2 申請昇格（申請期日：2015年12月31日消印有効）

公認競技会（2015年10月31日まで／地方選手権・県大会合計）において下記の人
数でランキング上位の成績を得て、昇格申請を提出した者（複数の地方にまたが
るポイントの合計はしない）。ただし同点者のある場合は、この人数を超えるこ
とができる。

注：ポイントは「④自動昇格に必要な得点（ポイント）」（51頁）による。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	5	5	15	8	15	4	2	5

- 6-3-3 特別審査（体格を理由とする申請）

原則として、身長が160cm以上あり本人が昇格を望む場合に申請ができ、MFJモ
トクロス委員会にて承認された場合に昇格が認められる。

申請者は、当該年度有効なMFJジュニアライセンスを所持している者に限られ、
所定の申請用紙に必要事項を明記し、顔写真、申請料3,000円と、身長が160cm以上
あることを証明する公的な書類（学校での身体測定結果、または医療機関等で発
行される証明書等）を添え、MFJ本部へ申請する。

所定の申請書はMFJ事務局に準備されており、希望者にはMFJ事務局より送付さ
れる（またはMFJホームページよりダウンロードすることができる）。

なお、この特別審査は年度途中でも申請することができる。

※この特別審査が認められた場合、ライセンスの切替え手続きを速やかに行わな
ければならない。ライセンスの切替え手続きが完了するまでは、ジュニアライ

センスの資格とする。

6-4 国内B級➡国内A級

6-4-1 自動昇格

公認競技会（2015年10月31日まで／地方選手権・県大会のNB2とNB OPEN合計）において下記の人数でランキング上位の成績を得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）。ただし同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

注：ポイントは [[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）]（51頁）による。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	5	5	20	8	4	6	4	5

6-5 国内A級➡国際B級

6-5-1 自動昇格

公認競技会（2015年10月31日まで／地方選手権・県大会のNA2とNA OPEN合計）において下記の人数でランキング上位の成績を得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）。ただし同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない

注：ポイントは [[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）]（51頁）による。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	3	5	15	8	4	2	2	3

6-6 国際B級➡国際A級

6-6-1 自動昇格

全日本選手権ランキングで各クラス（IBOPEN・IB2）1位～10位にランクされた者。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

6-6-2 申請昇格（申請期日：2015年12月31日消印有効）

地方選手権シリーズ国際B級クラスの総合（IB2とIBOPEN合計）チャンピオン1名で、かつ当該年度の全日本選手権シリーズIB2またはIBOPENクラスでポイントを獲得した者は、国際A級に申請昇格する権利が与えられる。

ただし同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

6-7 モトクロス全国大会選抜クラスの昇格

6-7-1 申請昇格（申請期日：2015年12月31日消印有効）

選抜各クラスで優勝し、2階級昇格の昇格申請を提出した者。

ジュニア➡国内A級／国内B級➡国際B級／国内A級➡国際A級

※モトクロス全国大会選抜クラスで獲得したポイントの各地方選手権への加算はしない。

6-8 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント5点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照すること。

7 トライアルライセンスの昇格

7-1 公認競技会とは、2015年10月31日までに開催される地方選手権および県大会をさす。

7-2 ジュニア➡国内B級

自動昇格

当該年度（2015年1月～12月31日迄）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

7-3

ジュニア／国内B級⇒国内A級

ジュニア部門は国内B級との混走が認められ、昇格の基準は国内B級と同格に扱われる。

自動昇格

公認競技会（2015年10月31日まで）において各地方で下記のポイントを得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）かつ下記の人数で、ポイント上位の成績を得た者。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
得点	85	80	60	60	70	65	95	60
人数	1	5	12	10	8	6	2	6

注：ポイントは「[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）」（51頁）による。

7-3-1

沖縄県シリーズは地方選手権と同じ扱いとし、地方選手権と同様のポイントスケールが適用される。「[4]自動昇格に必要な得点（ポイント）」（51頁）②適用

7-4

国内A級⇒国際B級

自動昇格

地方選手権（2015年10月31日まで）において、下記の人数でポイント上位の成績を得た者。ただし、同点者のある場合は、この人数を超えることができる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	1	3	6	4	5	5	2	3

7-5

国際B級⇒国際A級

7-5-1

自動昇格

全日本選手権ランキングで、1位～5位にランクされた者。

ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

7-5-2

申請昇格

地方選手権にてシリーズチャンピオンとなり、本人が希望し、昇格申請を提出した者。（申請期限：2015年12月31日消印有効）

7-5-2-1

沖縄県シリーズは対象外とする。

7-6

その他

7-6-1

地方選手権におけるボーナスポイント

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント5点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照すること。

7-6-2

トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラス（J/NB/NA混走）の上位10位までの入賞者は、IBクラスへ昇格の申請ができる。（申請期限：2015年12月31日消印有効）

7-7

全日本選手権 国際A級⇔国際A級スーパークラス

7-7-1

申請昇格

全日本選手権国際A級ランキングで、2位～5位にランクされた者は、申請によりスーパークラスへの移動を申請することができる。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。またシーズン途中でのクラス移動は不可とする。（申請期限：2015年12月31日消印有効）

7-7-2

申請降格

全日本選手権国際A級スーパークラスランキング7位以下の者は、申請によって次年度の国際A級への移動を申請することができる。ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。またシーズン途中でのクラス移動は不可とする。（申請期限2015年12月31日消印有効）

7-7-3

自動昇格

全日本選手権国際A級ランキングでシリーズチャンピオンを獲得した者は、翌年自

付
則

7-7-4

動的にスーパークラスへ登録される。

自動降格

全日本選手権国際A級スーパークラスランキングでポイントを獲得できなかった者は、翌年国際A級に自動降格となる。この場合、再昇格規定は適用されない。
(ただし、世界選手権ポイント獲得者等、トライアル委員会が特に認める者は除く)

8 スーパーモトライセンスの昇格

8-1

スーパーモトB級➡スーパーモトA級

地方選手権からの昇格

8-1-1

申請昇格

スーパーモトエリア選手権のS1 OPEN・S2・S3クラスで、2015年10月31日までに開催される下記エリア当該クラスにおけるB級シリーズランキング上位1位の者は、申請によりスーパーモトA級に昇格できる。

ただし、同点者のある場合はこの人数を超えることができる。また、昇格を希望するものは昇格手続きが完了するまでの競技会に出場できない。

(申請期限：2015年12月31日消印有効)

・2015スーパーモトエリア選手権開催エリア

東日本エリア（北海道・東北・関東）、中日本エリア（中部・近畿）、西日本エリア（中国・四国・九州）

9 エンデュロライセンスの昇格

9-1

自動昇格

9-1-1

全日本インターナショナルBクラスのシリーズランキング1位～3位の者は2016年インターナショナルAクラスへ登録される。

9-1-2

全日本ナショナルクラスのシリーズランキング1位～8位の者は国際ライセンスへ昇格し、2016年インターナショナルBクラスへ登録される。ただし同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

9-1-3

エリア選手権シリーズ（北海道・東日本・西日本・九州）ナショナルクラス1位～5位の者は、国際ライセンスへ昇格し、2016年インターナショナルBクラスへ登録される。ただし同点者のある場合はこの人数を超えることができる。

9-2

申請昇格

エリア選手権シリーズ（北海道・東日本・西日本・九州）インターナショナルBクラスのシリーズチャンピオンで昇格申請を提出した者は、翌年全日本選手権シリーズインターナショナルAクラスの出場ができる（申請期限：2015年12月31日消印有効）。

※各エリア選手権シリーズの日程、大会数、特別規則等の詳細は大会主催者またはJECプロモーションのサイトにて確認できます。<http://jecpro.com/>

10 自動降格の基準

10-1

ライセンスの更新がなされなかった場合は、その欠格期間（ライセンスを取得しなかった期間）によって次表のとおりライセンス等級が自動降格される。

●自動降格基準表 ※2015年度ライセンスを取得した場合

最終 ライセンス取得年	モトクロス				トライアル				ロードレース	スノーモビル ドラッグレース
	国内B級	国内A級	国際B級	※国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
'13年(欠格1年)	〃	国内A級	国際B級	※国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
'12年(欠格2年)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
'11年(欠格3年)	〃	国内B級	〃	〃	〃	国内B級	国内A級	〃	〃	〃
'10年(欠格4年)	〃	〃	国内A級	国際B級	〃	〃	国内B級	国際B級	国内	B級
'09年(欠格5年)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
'08年以前	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃

※ロードレースライセンス取得者（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）で、継続手続きにおいて、10年以上欠格期間がある場合は、フレッシュマン再取得者はMFJ公認サーキットライセンス（当該年度有効）を取得するか、MFJ公認フレッシュマンライセンス講習会を受講し、修了証を取得しなければならない。国内ライセンス再取得者は公認サーキットライセンス及び当該サーキットでの3時間走行証明印を取得するか、MFJ公認ロードレース国内ライセンス講習会を受講し、修了証を取得しなければならない。

- 10-2 過去に各種目の年間世界チャンピオンとなったものは自動降格基準表に関わらず当該種目の最上級部門のライセンス申請とする。申請時にMFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-3 過去に各種目の全日本最上級部門（現ロードレース国際、モトクロス国際A級、トライアル国際A級）で各クラス的全日本年間チャンピオンは希望により自動降格基準表の対象外となることができる。ただし、最上級部門を再申請する場合は、MFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-4 国際ライセンス発行特別申請（ロードレースのみ適用）
ロードレース国際から国内に自動降格となった場合、「国際ライセンス発行特別申請」の手続きを行い、ロードレース委員会の審査によって認められた場合に限り、国際ライセンスを取得できる。ただし、過去に特別降格により国内ライセンスを取得した場合を除く。
- 10-4-1 国際ライセンス発行特別申請は、申請料5,000円と欠格期間4年以降（国内ライセンス資格となった年）からの未継続期間分と当該年度の会費を納めなければならない。会費の算出は、2015年度の会費を基準とし、MFJ事務局に申請料の確認を行うこととする。なお、ロードレース国際が10年以上の欠格期間を有する場合は、申請者自ら「国際ライセンス」所持者であった証明書（例：過去のライセンス、レースリザルト等）を提出しなければならない。
- 10-4-2 申請理由が、ロードレース界の貢献に資すると認められた場合は、会費負担の軽減が図られる場合もある。

11 特別昇格およびその手続き

- 11-1 前項各種目の自動昇格および申請昇格基準と同等とみなされる成績を得た者で、昇格を希望する者は、特別昇格の申請ができる。
その成績は、当該年の11月1日以降の公認競技会で得たものも考慮され審査の対象となる。
- 11-1-1 ロードレースジュニアから国内への申請については、下記クラスを対象クラスとする。
ジュニアから国内への申請可能なクラス（MFJ承認競技会以上に登録されているもの）

筑波サーキット	J-GP3、ST250、S80、TC-mini	
オートポリス	J-GP3、ST250	
岡山国際	J-GP3、S8、ミニバイク耐久、Qs2、ST250、CBR250Rカップ	
SUGO	J-GP3、ST250、CBR250Rカップ、S12他ミニバイクカテゴリー（ミニ耐久含む）	
鈴鹿サーキット	鈴鹿サンダーロードレース	J-GP3、ST250
	FUN&RUN! 2-Wheels	APE100&XR100Motard-ST・KSR-ST ※Mini-Moto4耐は除外する。
もてぎ	J-GP3、ST250	
HSR九州	J-GP3、ST250	
十勝	十勝ミニバイクレース（スプリント）、ST250、Street250	

- 11-1-2 当該年のアジアタレントカップおよびアジアドリームカップクラスの成績を以て特別昇格申請することもできる。

- 11-1-3 同一ライセンス年度内のロードレースジュニアからロードレース国際ライセンスへの特別昇格申請は認められない。(ジュニアから国内への昇格者においても2段階昇格は認められない)
同一ライセンス年度とは、2015年ライセンスの場合、2015年4月1日～2016年3月31日を言う。
- 11-2 この申請は、所定の申請用紙に必要事項、および明確な申請理由を記入し、顔写真、成績を証明するリザルト、申請料3,000円を添え、所属するMFJ加盟団体（25頁参照）へ申請する。
- 11-3 この申請の受付は、2015年11月1日から2015年12月31日までに、所属のMFJ加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは一切受理されない。
- 11-4 この特別昇格についての審査は、MFJ加盟団体専門委員会、MFJ専門委員会での審査結果による。

12 特別降格およびその手続き

- 12-1 原則としてそのライセンス区分にて得点を得られないまま1年以上経過した者で、降格を希望する者は、特別降格の申請ができる。
- 12-2 この申請は、所定の申請用紙に必要事項、および明確な申請理由を記入し、顔写真、申請料3,000円を添え、所属するMFJ加盟団体（25頁参照）へ申請する。
- 12-3 この申請の受付は、2015年11月1日から2015年12月31日までに、所属のMFJ加盟団体へ到着することとし、期限を過ぎたものは一切受理されない。
- 12-4 この特別降格についての審査は、MFJ加盟団体専門委員会、MFJ専門委員会での審査結果による。
- 12-5 この特別降格承認後、降格が決められた日よりその年度の終了する日までは、再昇格基準が適用される。

13 再昇格基準

自動・特別降格が適用されたライセンス年度（有効期間内）のみ、次の基準に適合することとなった場合は、原則として次の競技会からライセンス等級がひとつずつ再昇格することができる。自動降格により2段階以上降格した場合、その年度内であればひとつずつ2段階の昇格も認められる。基準に適合した者は、所属するMFJ加盟団体へ所定（※）の再昇格申請書を使用し、成績結果（大会公式リザルト）と現在所持しているMFJライセンスを送付しなければならない。この規則は、欠格期間が10年以上ある場合は適用されないが、トライアルのみ別に定める（※）。所定の用紙「MFJ競技ライセンス再昇格申請書」はMFJホームページ [http://www.mfj.or.jp] よりダウンロードするか、またはMFJ本部へ請求する。

1) ロードレース

- (1) 地方選手権以上のシリーズ大会において、原則として優勝した者。
- (2) 公式記録によるラップタイム等により、MFJロードレース委員会が特に必要と認め、承認した者。

2) モトクロス

- (1) 国際A級又は、国際B級部門から国内A級部門に降格した場合は、MFJモトクロス委員会にて審議し、承認された者。
- (2) 国内B級部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において優勝した者。
- (3) MFJモトクロス委員会が特に必要と認め、承認した者。

3) トライアル

- (1) 国際B級部門に降格した場合、全日本選手権シリーズにおいて優勝した者。
- (2) 国内A級部門に降格した場合は、地方選手権シリーズにおいて優勝した者。
- (3) 国内B級部門に降格した場合は、MFJ公認競技会において優勝した者。

トライアルに限り(1)～(3)で資格を得た者は欠格期間10年以上を過ぎた場合でも適用するこ

- とができる。ただし、所属するMFJ加盟団体のトライアル委員長の推薦状を必要とする。
- (4) その他MFJトライアル委員会が特に必要と認め、承認した者。

14 全日本選手権ランキング決定基準

1) 全日本選手権ランキング順位決定方法

全日本選手権ランキングの順位づけは次の方法により決定される。

- (1) 全日本選手権シリーズ大会で得た得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。
ただし、獲得点数が40点未満の場合はチャンピオンとせず、ランキング2位とする。
- (2) 上記(1)で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。
例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。それでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- (3) 上記(2)で決定できない場合、最終戦成績結果の上位順位の者を上位とする（ヒートレースの場合はヒートごとの順位）。
- (4) 上記(3)で決定できない場合、最終戦に近い同一大会成績結果の順位を比較し、上位順位の者を上位とする（ヒートレースの場合はヒートごとの順位）。
- (5) 上記(4)で決定できない場合、前年度のランキング上位の者を上位とする。
- (6) 上記(5)で決定できない場合、MFJ当該種目専門委員会において最終決定する。

全日本選手権ランキング認定表彰式典

全日本選手権ランキング決定基準に基づき決定された選手及びその他特別賞対象者の栄誉をたたえ、2015年12月に開催されるMFJ全日本選手権ランキング認定表彰式にて表彰される。受賞者は必ず出席しなければならない。

15 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日から施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則2

MFJアンチドーピング規則

なぜ「アンチ・ドーピング」なのか？

ドーピングを禁止する理由は、大きく分けて以下の4つがあげられます。

(1) 選手自身の健康を害する

ドーピングは薬を使用する方法が一般的ですが、競技能力を高めるために意図的に使用される量と頻度には制限がきかないため、病気や怪我の治療のために使用されるときとは比べられない危険性があります。本来の想定外の量と頻度で薬を使用することは体を壊してしまう危険性があるため、ドーピングは禁止されています。

(2) 不誠実 (アンフェア)

スポーツ界はドーピングに対してはっきりと反対の姿勢を示していますので、大会に参加するにはドーピング禁止規程を守ることが条件です。スポーツ界の参加資格としてみんなが守っている禁止規程を自分だけこっそりと守らないで有利になろうとすることは不誠実です。

(3) 社会悪

特に一流の選手には青少年に対する役割モデルが期待されています。選手が薬を使って一流になっているとなれば、必ずそれをまねする青少年が出てきます。選手が薬まみれにならないければ大会に参加したり勝てないようでは、そのスポーツは社会的認知を得られません。

(4) スポーツ固有の価値を損ねる

スポーツ固有の価値には、「倫理観、フェアプレー、誠意、健康、優れた競技能力、人格と教育、喜びと楽しみ、チームワーク、献身と真摯な取組み、規則・法規への敬意、自他への敬意、勇敢さ、共同体・連帯意識」があげられ、これらの価値がスポーツの中で、またスポーツを通じて培われると期待されています。決して「優れた競技能力」だけに価値を認めているのではなく、競技能力は多くの価値の中の一つに過ぎません。

いくら世界記録を出したり、良い成績を残したとしても、ドーピングに手を染めた選手は絶対に認めてもらえません。

このようにドーピングは、健康への害、不誠実、社会悪といった「悪」につながるだけでなく、スポーツの価値や意味そのものを「否定」してしまうからこそ禁止されているのです。

第1章 総則

第1条

ドーピングは、スポーツと医学の倫理に反する。

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「本協会」という）は、公益財団法人日本アンチドーピング機構（以下JADAという）に加盟し、JADAの定める規則並びにFIMメディカル・コードを尊重し、アンチ・ドーピングを推進する。

第2条

本協会は、ドーピングを禁止する。

第3条

ドーピングとは、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）規定の禁止リスト並びにFIMメディカルコードに規定された禁止物質および禁止方法の使用に該当することをいう。

第4条

本協会は、本協会が公認・承認する競技会に出場する選手、および本協会が国際競技大会へ派遣する日本代表選手（候補を含む）を対象としてドーピング検査を行う。

第5条

第4条に規程される競技者は、本協会から要請があった場合には、ドーピング検査を受けなければならない。

検査を拒否した場合は、理由の如何に関らず陽性と判断され、制裁が科される。

第6条

本協会は、ドーピングを行った競技者に対して制裁を科す。

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者にも制裁を科す。

第7条

ドーピングを行わないことは、競技者自らの義務と責任である。

競技者から禁止物質が検出された場合には、ドーピングの推定を反証する責任は当該競技者にある。

第2章 ドーピング防止規程

1. 世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程

- 1.1 MFJは世界ドーピング防止規程（以下、「WADA規程」という。）及び日本ドーピング防止規程（以下、「JADA規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うこととなった。
- 1.2 WADA規程に基づき、MFJは以下の役割及び責任等を担うものとする。
 - (1) ドーピング防止方針及び規則がWADA規程及び日本ドーピング防止規程に準拠すること。
 - (2) 国内競技連盟のドーピング防止方針及び規則がWADA規程及び日本ドーピング防止規

程に準拠することを加盟又は承認の条件とすること。

(3) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）と協力すること。
本条項(4)は現MFJとは合致していないが、WADA規程並びにJADA規程との整合性を取るために記載するものである。

- (4) 国内競技連盟に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること。
- (5) WADA規程又は日本ドーピング防止規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

2. ドーピング防止規程の適用

2.1 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1) MFJ
- (2) 競技者
- (3) 日本代表選手団のメンバー
- (4) 競技者支援要員
- (5) 国内競技連盟

2.2 ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取に応ずること。
- (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

本条項 (3.2) は現MFJとは合致していないが、WADA規程並びにJADA規程との整合性を取るために記載するものである。

3.2 MFJに通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出すること。

3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

MFJは、WADA規程及び日本ドーピング防止規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む）が行う検査の分析結果を承認する。

5. 本規程違反

- 5.1 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- 5.2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及び日本ドーピング防止規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

6. ドーピング防止規則違反の承認

MFJは、全てのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA規程及び日本ドーピング防止規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. MFJが科す制裁措置

- 7.1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、MFJメディカル部会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、MFJからの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、MFJで役職に就く資格を失う。
- 7.2 制裁措置の期間は、WADA規程及び日本ドーピング防止規程の各第10条及び第11条に従って決定される。
- 7.3 MFJは、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって科された以前の制裁措置をも承認する。

8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA規程及び日本ドーピング防止規程に準拠して判断され、WADA規程及び日本ドーピング防止規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が科せられた場合には、MFJは科せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 国際オリンピック委員会および公益財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA規程第14.1項及び日本ドーピング防止規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 当該人の国際競技連盟
- (4) WADA及びJADA
- (5) MFJが通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立て

不服申立てについては、日本ドーピング防止規程第13条の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、MFJはドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として科せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が科された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

12.1 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。

■「ドーピング防止規則違反」とは、WADA規程及び日本ドーピング防止規程の各第2条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。

■「競技者」とは、WADA規程及び日本ドーピング防止規程に定義されているとおりの意味を有する。

12.2 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA規程及び日本ドーピング防止規程で付与された意味を表すものとする。

第3章 本協会が実施するドーピング検査

第8条

ドーピング検査は、事前の通告をもって、または通告無しに実施される。

第9条

ドーピング検査は、**本協会メディカル部会**が任命する検査員により、検査員の指定する場所において実施される。

第10条

検体採取は、細則で定める手続きに従って行われる。

検体の分析結果に影響するとは考えられない些細な手続きの違いは、結果に対する影響はないものとする。

第11条

検体の分析はWADA認定の検査機関で行われる。

第12条

検体の分析は、世界アンチ・ドーピング機構検体分析規定並びにFIMメディカルコードに則って行われる。

第4章 結果の通告と制裁の手続き

第13条

検査機関からの検査結果は、**本協会メディカル部会長**または委員長が指定する代理委員に通告される。

第14条

A検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、**本協会メディカル部会長**またはその代理委員は、本協会会長に報告する。競技者へは文書で通知し、所見に対する説明を求める。

第15条

競技者は通知を受けてから14日以内にB検体の確認検査を要求できる。

競技者が確認検査要求の権利を放棄するか、14日以内に確認検査を要求しない場合には、ドーピング検査陽性と認定される。

第16条

B検体の検査には、**本協会メディカル部会**1名、本協会の代表者1名、選手またはその代理人1名が立ち会うことができる。

第17条

B検体の検査結果は**本協会メディカル部会長**または代理委員に報告される。

本協会メディカル部会長またはその代理委員は、検査結果を本協会会長に報告する。

第18条

B検体が陰性の場合には、ドーピング検査陰性とされる。B検体がA検体と同所見の場合には、ドーピング検査陽性とされる。

ドーピング検査陽性の場合には、本協会は当該競技者ならびに関わりのあった者に対して制裁を科す。

第19条

本協会は、制裁を決定する前に、競技者ならびに関係者に公正な事情聴取の場を設ける。

第20条

本協会は、本協会規則に従って制裁を科す。

第5章 制裁

第21条

競技者に対する制裁は、競技結果の抹消、日本代表選手の認定取り消しおよび本協会に関わる公認・承認競技会への参加資格の停止である。

制裁内容は以下のとおりとし、WADA規定に則って決定する。

- (1) 嚴重注意
- (2) 資格停止 2年以内
- (3) 資格停止 2年以上終身

第22条

競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者に対する制裁は、第21条に規程する制裁を上限として、必要な修正を加えて科す。

第6章 付則

第23条

このアンチ・ドーピング規程の施行についての細則は別に定める。

付則1. 本規則は、2015年1月1日から施行する。

MFJ アンチドーピング細則

第1章 ドーピング検査の手続き

第1条

本協会メディカル部会が任命する検査員からドーピング検査を要請された競技者は、速やかに検査を受けなければならない。

検査員は本協会メディカル部会が発行した検査員としての任命証を競技者に提示する。

第2条

検査員が訪れた場合には、競技者はその時点で行っている活動を終了させるために必要な相当の時間を与えられる。なお、競技者は検査が終了するまで検査員の確認下にななければならない。

検体採取は可能な限り速やかに行う。

第3条

ドーピング検査は検査員が指定する場所をドーピング検査室として実施する。

ドーピング検査室には、競技者の付き添い1名が同席することができる。

第4条

競技者は密封された採尿容器を複数の中から1つを選び、同性の検査員の確認のもとで、75ml以上の尿を採取する。

第5条

競技者は、密封された検体容器キットを複数の中から1つを選び、尿をA、Bの検体容器に分けて入れ、検体容器を密封する。

第6条

競技者は、過去7日間にさかのぼって、使用した薬物を申告する。

また過去6ヶ月以内の輸血の有無についても申告する。

第7条

競技者ならびに付き添い人は検査用紙、検体容器のコードナンバーがすべて一致していること、手続きが公正に行われたことを確認し、検査用紙に署名する。

第8条

検査員は、検査用紙、検体容器のコードナンバーが一致していること、検査用紙に記載漏れが無いかを確認して、検査用紙に署名する。

第9条

競技者がサンプル提供を拒否した場合、検査員は検体採取を拒否することにより競技者本人がこうむる不都合、すなわち、ドーピング検査を拒否したとみなされ処分をうけるということを、説明しなければならない。それでもなお競技者が検体提供を拒否する場合は、検査員はこの旨をドーピング検査用紙に記載、署名し、競技者にも署名するよう要求する。検査員は、他にも特記すべきことがあればドーピング検査用紙にその旨を記載する。

第2章 制裁決定までの手続き

第10条

A検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、この時点で、当該競技者の本協会に関わる事業への参加資格は一時停止される。

第11条

ドーピング検査陽性の場合には、制裁の最終決定がなされる前に、当該競技者ならびに関係者には公正な事情聴取の場として第13条以下に定める裁定委員会が設けられる。

第12条

裁定委員会の審議をもとに、制裁を決定する。

第3章 裁定委員会

第13条

裁定委員会は、必要に応じてその都度設置する。

第14条

裁定委員会の委員は、MFJメディカル部会長、当該種目委員会委員長及び副委員長により構成されることとし、必要に応じて本協会会長が委嘱する。

第15条

裁定委員会は、検査機関に検査データについての説明を、また本協会メディカル部会の意見を求めることができる。

本細則は2015年1月1日から施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

ROAD RACE

ロードレース

CONTENTS

▼付則3 サークット走行に関する規則

1 目的	72
2 定義	72
3 サークット走行における遵守事項	72
4 損害に対する責任	74
▼ ロードレースにおける2次災害防止の遵守事項	75
▼ ロードレース地方選手権（サーキット選手権）について	76

▼付則4 ロードレース競技規則

1 適用の範囲	78
2 ロードレース	78
3 競技会と開催クラス	78
4 公式シグナル	79
5 参加資格	82
6 出場申し込み	82
7 参加受理	82
8 ナンバープレート	82
9 ゼッケンナンバー	83
10 ライダーの装備	84
11 出場受付け	86
12 出場車両並びにマーキング部品の変更	86
13 車両の検査	87
14 ブリーフィング	87
15 公式予選	87
16 決勝レース出場台数	89
17 スタート方法	89
18 スタートにおける反則	94
19 ビットロードのスピード制限	94
20 “ウェット” および “ドライ” レース	95
21 レース中の行為	95
22 停車指示	97
23 レースの一時停止	97
24 赤旗中断されたレースの再スタート	99
25 リタイヤ（棄権）	100
26 レース終了	101
27 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）	101
28 レース終了後の車両保管と再検査	102
29 レースおよび大会の延期・中止等	102
30 抗議	103
31 違反に対する罰則	103
32 本規則の解釈	103
33 本規則の施行	103

▼付則5 2015年全日本ロードレース選手権大会特別規則

1 公示	104
2 全日本ロードレース選手権参加者の行動規範	104
3 開催内容と競技会の基本スケジュール	104
4 参加定員	106
5 追加のクラス	106
6 コースと最多出場台数	107
7 予選の組み分け	107
8 大会審査委員会	107
9 参加資格	107
10 出場料	107
11 ビットクルー	108
12 レース当日の練習走行	108
13 ゼッケンナンバー	108
14 スペアマシン	109
15 ビットロードのスピード制限	109
16 タイムキーピングシステム	110
17 スタートグリッド	110
18 レース距離	110
19 賞および得点	110
20 主催者の権限	111
21 ペナルティーの通告	111
22 タイヤ規制	111
23 スタート練習	112
24 JSB1000クラスのシード権	113
25 ST600クラス ワンメイクタイヤ特別規則	113
26 レースディレクション	115
27 MFJセーフティオフィサーの義務と権限	115
28 ペナルティーポイント	115
29 テクニカルアドバイザーの役割	116
30 本規則の施行	116

▼付則7 GPフォーミュラ基本仕様	117
▼付則8 JSB1000技術仕様	138
▼付則9 ST600技術仕様	157
▼付則11 ST250/ST200/ST150技術仕様	177
▼付則12 耐久レースの仕様	194
▼付則13 ジュニアの仕様	196
▼付則14 ミニバイクの仕様	199

※規則変更点は太字で示されています。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則3

サーキット走行に関する規則

 MFJ ROAD RACE

1 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が、ロードレースコース（サーキット）において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

2 定義

- 2-1 サーキット走行とは、全ての者が、練習及びレース等においてその持ち得る技量及び車両の能力において、でき得る限りより安全に、かつ速く走ることを目的として走行することをいう。
- 2-2 レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットを無理なくでき得る限りより安全に、かつ速く走るための理想的走行ラインをいう。
- 2-3 スロー走行とは、ライダー、マシンのトラブル、サーキット初心者者の走行、慣らし走行、コース慣熟走行、下見走行をいい、基本的にはピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。

3 サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、各サーキットごとに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員、オフィシャル等の指示に従わなければならない。

- 3-1 優先権
- 3-1-1 サーキット走行においては、基本的にレコードラインを走行する者に優先権がある。
- 3-1-2 スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。
スロー走行車は基本的にはコースのピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。
- 3-1-3 ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両（先にピットロードを走行している車両）に優先権がある。
- 3-1-4 ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットロードを出て最初のコーナー出口に達するまでは、ピット側コース端を走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコードラインへの合流に際しては、十分な速度まで加速しなければならない。

3-2 走行中の遵守事項

- 3-2-1 シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- 3-2-2 通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。
- 3-2-3 いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。
- 3-2-4 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。
- 3-2-5 他のライダーの走行を妨害するような走行をしてはならない。
- 3-2-6 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、また外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。

3-3 転倒・コースアウト

- 3-3-1 コースアウト
- 3-3-1-1 もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰しなければならない。転倒した場合は、マシンの確認（破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等）も留意し、コースを汚損してはならない。
- 3-3-1-2 トラブルなどで走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去しなければならない。
- 3-3-2 転倒
- 3-3-2-1 自分が転倒もしくは故障で停止した場合、2次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止しなければならない。
- 3-3-2-2 転倒したら状況判断により安全な所へできるだけ早く避難すること。特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意しなければならない。
- 3-3-2-3 安全な場所から、でき得る限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。
- 3-3-2-4 ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用していなければならない。
- 3-3-2-5 転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行しなければならない。
- 3-3-3 コースへの復帰
- 3-3-3-1 安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認すること。
- 3-3-3-2 オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。
- 3-3-3-3 走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認すること。
- 3-3-3-4 フェアリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。
- 3-3-3-5 後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰すること。
- 3-3-4 マシントラブル
- 3-3-4-1 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからピット設置側を走行すること。
- 3-3-4-2 コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合

- は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 3-3-4-3 車両は、自己の責任において安全装備等各サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されていなければならない。
- 3-3-5
3-3-5-1 ピットイン
ピットインする車両のライダーは、ピットロード入り口手前より後方を確認し、ピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確保しピットロードを徐行しなければならない。
ピットエリア（停車区域）を走行することは禁止される。
- 3-3-5-2 ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、自己のピットにできるだけ寄って停車しなければならない。
- 3-3-5-3 ピットロードのスピード制限は、当該サーキットの規則に従わなければならない。
- 3-3-5-4 ピットロード、サインエリアでのピットクルーは、走行車両に優先権があることを認識し、自己の責任において安全を確保するものとする。ピットクルーが規則に従わない場合も当該チーム、ライダーが責任を負うものとする。
- 3-3-6
3-3-6-1 その他
常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。
- 3-3-6-2 アルコール類あるいは薬品（興奮剤等）を使用してはならない。

4 損害に対する責任

- 4-1 走行中自己の車両及びその付属品及び安全装備等が破損した場合、またサーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。
- 4-2 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。

ロードレースにおける2次災害防止の遵守事項

転倒、または故障停止したら

2次災害防止

転倒したら2次災害の防止。

転倒、もしくは故障で停止した場合、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の2次災害事故の増大を防止するよう心がけて下さい。

まず安全確保

転倒したら、状況判断により、安全な所にできるだけ早く退避して下さい。

特に、オイルによる転倒は、後続車も同じ所に次々と転倒してきます。

後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できるかぎり後続車に知らせる努力をして下さい。タイミングを見て、電源と燃料コックをOFFにして火災や燃料漏れの防止をして下さい。

障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行って下さい。オイルやガソリンがこぼれていたなら処理作業も素早く行って下さい。安全上、走ってくるレーサーに背中を向けられないよう心がけて下さい。

コース内はヘルメットを

自分が転倒した所は他のライダーも転倒しやすい場所です。

いつ飛び込んで来るか分かりません。

ガードレールの外に出るまではヘルメットを被ったままで行動して下さい。コース内（グリーンも含む）にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場して下さい。

再スタート

マシンが再スタートが可能かどうかの確認をして下さい。

マシンの点検はコース内の危険な場所で行わないで下さい。オフィシャルの指示に従い安全な場所に移動して下さい。

- 1) オイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れがないか確認をして下さい。オイル漏れなどがあった場合は、無理にピットに帰還しないで下さい。
- 2) 走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損がないか、また破損部分が鋭利になり2次被害を与えないか確認して下さい。
- 3) フェアリング内に泥、砂利、草等が入っていないかを確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはいけません。後方の安全を十分に確認し余裕をもってコースに復帰して下さい。

転倒車両を見たら

転倒したマシンは、オイル、ガソリン等をこぼす可能性があります。

走行中に転倒車を目撃したら次の周には充分注意をして通過して下さい。

ロードレース地方選手権（サーキット選手権）について

地方選手権は国際、国内、フレッシュマン、ジュニアライセンス所持者を対象に、各地域で開催される競技会であり、本国内競技規則ならびに選手権ごとに定められる特別規則によって運営される。

（１） 地方選手権の正式カテゴリー

３クラスを地方選手権対象種目と定める。

J-GP3 ・ ST600 (ST600N) ・ JSB1000 (JSB1000N)

地方選手権ナショナルST600とJSB1000クラスには、同一メーカーの公認車両間の互換性の認められた「Nクラス」が設定。

（２） レースの形態

- ・ 排気量クラスごとにインタークラス「ロードレース国際ライセンス所持者」とナショナルクラス「ロードレース国内、フレッシュマン、ジュニアライセンス所持者」のレースを設定する。

ただし、ナショナルJSB1000クラスへフレッシュマンライセンスでの参加資格については主催者が定めることができる。

- ・ インタークラスとナショナルクラスは、混走レースの設定も可能とする。

- ・ JSB1000クラスは、さらに、単独クラスまたは各施設で設定されている承認競技クラスとの混走を許可される。

- ・ ナショナルST600N、JSB1000Nクラスは、ST600またはJSB1000クラスとの混走レースを基本として、車両区分にかかわらず、レースの結果に基づき、申請昇格ポイントが付与される。

（３） リザルト（成績結果）と国際ライセンスへの昇格制度

- ・ 大会の成績結果は、インター（国際）とナショナル（国内）クラスで別成績管理とする。

- ・ 国際ライセンスへの昇格制度（ポイント）はナショナルクラスの「国内ライセンス所持者」に与えられる。昇格は「申請昇格」とし、昇格希望者は、申請期間中に申請しなければならない。

- ・ ナショナルJ-GP3クラスにおける「ジュニアライセンス」から「国内ライセンス」への申請昇格制度。獲得ポイントは、J-GP3ナショナルクラス（J、RF、国内）の総合順位に応じて付与される。

※ １ フレッシュマンライセンスには昇格ポイントは付与されない。

※ ２ ジュニアクラスはJ-GP3クラスのみ参加が許可される。

（４） クラス構成

排気量クラス	クラス呼称	ライセンス	参加可否	昇格ポイント ○付与、×付与しない
J-GP3	インター(Int) J-GP3	国際	○	×
	ナショナル(Nat) J-GP3	国内	○	○
		フレッシュマン	○	×
		ジュニア	○	○国内への昇格制度
ST600	インター(Int) ST600	国際	○	×
	ナショナル(Nat) ST600 (ST600N)	国内	○	○
		フレッシュマン	○	×
JSB1000	インター(Int) JSB1000	国際	○	×
	ナショナル(Nat) JSB1000 (JSB1000N)	国内	○	○
		フレッシュマン	△	×
参加可否 ○ 参加できる △ 主催者による				

〈J-GP 3 クラスの参加車両について〉

- ・全日本選手権は4ストローク車両に限定され、地方選手権では4ストローク／2ストローク車両が参加できる。

※旧GP-MONO車両はJ-GP 3 の 4 ストローク車両としてJ-GP 3 の規則に従い、引き続き参加可能とする。

下記の表にて、参加車両区分を表す。

J-GP 3 クラスに参加できる車両

J-GP 3 クラス			4 ストローク250cc	2 ストローク125cc
全日本選手権		国際	○	×
地方選手権	インタークラス	国際	○	○
	ナショナルクラス	国内	○	○

○ 参加可能車両 × 参加不可車両

〈2016年 ST600クラスのタイヤについて 予告事項〉

2016年度から、競技のイコールコンディションとエントラントのタイヤコスト削減を目的に地方選手権のST600にワンメイク制度を導入します。

導入タイヤは以下のタイヤを予定しております。

銘柄	用途	F/R	名称	サイズ
ブリヂストン	ドライ	フロント	BATTLAX RACING R10	120/600R17
		リア	BATTLAX RACING R10	180/640R17
	ウェット	フロント	RACING BATTLAX E05Z	120/600R17
		リア	RACING BATTLAX E08Z	180/640R17

刻印：ドライ、ウェットタイヤのサイドウォールに「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」または「NOT FOR HIGHWAY USE」（一般公道走行不可）の記載のあるもの

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則4

ロードレース競技規則

 MFI ROAD RACE

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内競技規則に基づき、世界選手権を除く国内におけるすべてのロードレース競技会に適用される。

2 ロードレース

ロードレースとは、舗装され、完全にクローズドされたサーキットで行われるレースであり、国内競技規則およびこの付則により運営・管理される。ロードレースは、スプリントレースと耐久レースに区分される。

- 2-1 スプリントレースの定義：①レースの総走行距離130km以下、もしくは走行時間2時間未満。
②個人競技
- 2-2 耐久レースの定義：①レースの総走行距離が130kmを超えるもの、もしくは走行時間2時間以上。
②チーム単位（2人もしくは3人のライダー）で行われる。
- 2-3 コースレコードの定義：コースレコードとは、そのサーキットのもっとも良いタイムの記録であり、クラス毎に管理される。予選、決勝ともに対象となる。

3 競技会と開催クラス

競技会と開催クラスは下記とする。

- 1) 地方選手権は、国際ライセンス所持者の参加する「インター（Int）クラス」と国内ライセンス所持者の「ナショナル（Nat）クラス」に区分される。
- 2) 国内ライセンスから国際ライセンスへの昇格は、地方選手権ナショナル（Nat）クラスが対象となる。

出場可能 ライセンス	大会格式	昇格ポイント対象種目	昇格対象外クラス	その他承認レース (特別昇格申請可能)
		申請昇格	(特別昇格申請可能)	
国際ライセンス	全日本選手権	J-GP3、J-GP2、ST600、JSB1000		プロダクション、シングル、ツイン、S80の承認ロードレースカテゴリ
国際ライセンス	地方選手権 インタークラス (Int)	Int J-GP3、Int ST600、Int JSB1000		
国内ライセンス	地方選手権 ナショナルクラス (Nat)	Nat J-GP3、Nat ST600 (ST600N)、 Nat JSB1000 (JSB1000N)	ST250	
フレッシュマン ライセンス			Nat J-GP3、Nat ST600 (ST600N)、ST250 など	
ジュニア ライセンス		Nat J-GP3	ST250	

申請昇格＝規定の得点を得た場合は、次年度は申請にて上級クラスへ昇格となる。
特別昇格＝規定の得点に満たない者または申請昇格対象種目以外のクラスで同等の成績を得た者が申告を行い、審査の上昇格する。
※フレッシュマンライセンスで地方選手権参加の場合、昇格にかかわるポイントは付与されない。

4 公式シグナル

ライダーは掲示される公式シグナルを確認する義務があり、そのシグナルに従わなければならない。公式シグナルに従わなかった場合、当該大会審査委員会により罰則が科される。

- 4-1 公式練習、予選および決勝レース中は、下記の公式シグナルが使用される。
- 4-1-1 公式シグナルの違反は、罰金、レースタイム加算、予選タイム抹消、失格、ポイント削除などの罰則が与えられる。罰則の決定は大会審査委員会が違反の内容により裁量を決定する。
- 4-1-2 情報を伝える旗及びライト
- 4-1-2-1 国旗またはレッドライト消灯：レーススタート
- 4-1-2-2 緑旗及びグリーンライト：
- ・コース規制の解除ならびに、当該旗提示ポストから黄旗の解除を示す。
 - ・公式練習、公式予選、ウォームアップ、サイティングラップ、各1周目に全てのポストで振動提示される。
 - ・決勝前のウォームアップラップスタートを示すために、スターターにより振動提示される。
 - ・黄旗が提示された直後のポストにおいて、振動提示される。
 - ・ピットレーン出口が開放される場合にグリーンライトが点灯される。
- 4-1-2-3 赤ストライプ付黄旗：当該旗の提示付近のコース上において、雨以外の理由で、コース表面が滑りやすい状態（コース上にオイルや落下物がある可能性も含む）を示す。この旗は、ポストにおいて振動提示される。
- 4-1-2-4 レッドクロス（赤い斜め十字の入った白旗）：
当該旗の提示付近のコース上において雨が降り始めたことを示す。
この旗はポストにおいて振動提示される。
- 4-1-2-5 レッドクロス（赤い斜め十字の入った白旗）と赤ストライプ付黄旗：
当該旗の提示付近のコース上において雨が降り続けていることを示す。この旗はポストにおいて同時に振動提示される。
- 4-1-2-6 青旗：
- ・後方よりペースの速い車両が接近し、まさに追い越される状態にあることを示す。当該ライダーに対してポストにおいて振動提示される。
 - ・ピットアウトしようとするライダーに対してコース上の走行集団が近づいている場合に振動提示される。
- 4-1-2-7 チェッカー旗：
レースまたは公式予選の終了を示す。
この旗は、コントロールライン付近において振動提示される。
チェッカーを受けたライダーは、ゆっくりとピットに戻らなければならない。
フィニッシュライン通過直後の停止はしてはならない。
- 4-1-2-8 青旗とチェッカー旗：
ファイナルラップにフィニッシュラインの手前でトップライダー直前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーにはレース終了を伝え、トップライダー直前のライダーは、もう一周する事を伝える。
コントロールライン付近において青旗とチェッカー旗が同時に振動提示される。
- 4-1-3 情報及び指示を伝える旗・ボード及びライト
- 4-1-3-1 黄旗及びイエローライト：

当該旗の提示およびイエローライト点滅の前方コースおよびコースサイドに障害物やその他危険な状態であることを示す。

- ・ポストで黄旗の1本振動は、前方コースサイドに危険が存在することを予告する。
- ・ポストで黄旗の2本振動は、前方コース上に走行を妨げるような障害物など危険が存在することを予告する。
- ・ライダーはスローダウンし、いつでも停止できるように準備していなくてはならない。緑旗が振動提示される地点まで、追い越しは禁止される。
- ・それぞれのスターティンググリッドで振動提示された場合、スタートディレイドを意味する。

4-1-3-2

赤旗及びレッドライト：

この旗が提示されると、競技の中断を示す。コースを閉鎖する場合にも使用される。

- ・公式練習、公式予選またはレースが中断された場合、各ポストにおいて振動提示される。コースに配置されているレッドライトが点灯される。ライダーは低速で最大限の注意をはらいピットに戻らなければならない。
- ・ピットレーン出口が閉鎖される時、レッドライトが点灯される。ライダーはピットアウトできない。
- ・赤旗は、決勝前のウォームアップラップ終了時にスターティンググリッドで提示される。
- ・レッドライトは、レーススタートのために2～5秒スタートラインで点灯される。

4-1-3-3

白旗：

当該旗の提示ポスト前方コースにおいて、救急車両等の介入車両に遭遇することを示す。

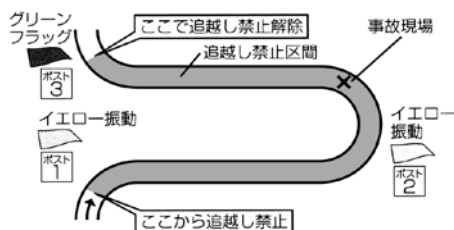
- ・この旗は、ポストにおいて振動提示される。
- ・白旗振動提示ポストからこの介入車両を追い越すまで他のライダーを追い越すことは禁止される。
- ・コース介入車両の追い越しは許可される。

4-1-3-4

白旗＋黄旗：

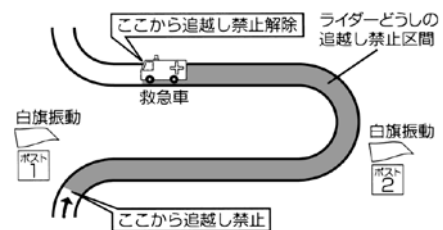
コース介入車両がコース上で停車するやいなや、白旗は振動提示されたままで黄旗も合わせて振動提示される。

■黄旗の基本的な出され方



コースの前方に転倒などの危険な状況が起きていることを知らせています。ポストでは黄旗を振動させて知らせますので、そのポストから追い越し禁止となります。そのまま減速し、最大限の注意を払いながら危険な状況が起きている地点を通過します。さらに、追い越し禁止は続き、緑旗が提示されるポストを過ぎたら追い越し禁止が解除されます。黄旗の振動に代わり、イエローライトの点滅によって危険を知らせる場合もあります。

■白旗の基本的な出され方



救急車などの介入車両がコース上にあることを知らせる旗です。救急車などを追い越すことは認められていますが、白旗の振動表示されているポストから救急車などを追い越すまで追い越し禁止となります。白旗の振動と黄旗の振動表示が同時に示されている場合は、黄旗の振動と同様、緑旗の提示があるポストまで追い越し禁止となります。

4-1-3-5

黒旗：

この旗は、当該ライダーに速やかにピットインの指示していることを示す。

- ・この旗は、当該ライダーのナンバーを示すボードとともに各ポストで振動提示さ

- れる。
- ・この旗とボードは当該ライダーのチームにも告知される。
- 4-1-3-5-1 装備及び車両にトラブルがある場合にも提示され、当該車両は直ちにピットに戻りオフィシャルの指示を受けなければならない。
- 4-1-3-6 オレンジボール旗と白ナンバーを付したブラックボード：
当該ナンバーのマシンは、彼自身、及び他のライダーに危険をおよぼす可能性があり、速やかにコースから離脱し、安全な場所に停止しなければならない。
- ・この旗は当該ライダーのナンバーを示すボードとともに各ポストにて振動提示される。
 - ・この旗とボードが示されたライダーは安全な場所に速やかに停止しなければならない。
- 4-1-3-7 白・黒斜分割旗：
当該旗の提示ポストの前方にスロー走行車両があることを示し、後続のライダーに対し、静止提示される。そのスロー走行車両と走行ラインが重なる場合に振動提示される。
- 4-1-3-8 黄旗+SC（セーフティーカー）ボード
セーフティーカーの介入によるレースの一時中立化（注意・減速・追い越し禁止）を示す。
- ・全てのポストにおいて黄旗の振動提示とSCボードが提示され、レースは中立化される。ライダーはスローダウンし、他のライダーを追い越すことはできない。
 - ・追越しを指示された車両以外は、セーフティーカーを追い越すことは禁止される。後方に一列に並んで走行しなければならない。
- 4-1-3-9 「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード：
ストップ&ゴー・ペナルティーに指示されるものとし、当該ライダーは速やかにピットインし、オフィシャルの指示された場所に指示された時間停車する。
- 4-2 ライトによるシグナル
- 4-2-1 イエローライト（黄色燈）の点滅 黄旗と同意味。
- 4-2-2 グリーンライト（緑色燈） 緑旗と同意味。
- 4-2-3 レッドライト（赤色燈） 赤旗と同意味、競技監督および監視ポストで使用。
スタート時に2～5秒間点灯される。
- 4-2-4 ブルー点滅ライト 公式予選またはレース中は常にピットレーン出口で常に点滅される。
- 4-3-1 シグナル旗の寸法：80cm×100cm
- 4-3-2 旗の色の指定
- | | |
|------|------------------|
| オレンジ | Pantone 151 C |
| 黒 | Pantone Black C |
| 青 | pantone 298 C |
| 赤 | Pantone 186 C |
| 黄 | Pantone Yellow C |
| 緑 | Pantone 348 C |
- 4-3-3 ゼッケンボード
黒ボード（70cm×50cm）にライダーの白ナンバー（最低4cm幅×縦30cm以上）が掲示できること。全てのポストで提示される。

5 参加資格

- 5-1 エントラントおよびライダー
エントラントおよびライダーは、MFJ国内競技規則第3章競技会〔13競技参加者〕(39頁)に合致していなければならない。

6 出場申し込み

- 6-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則の定めるところのものとする。
6-2 出場申し込み手続き
6-2-1 各部門とも所定の申し込み書に必要事項をすべて記入し、出場料を添えて大会事務局に提出しなければならない。
6-2-2 2クラス以上に出場を申し込み場合は、別々に申し込み書を提出しなければならない。
6-2-3 郵送の場合は、現金書留又は主催者の定める方法とし、締切り日当日の消印のあるものまでが有効となる。
6-2-4 電話による申し込みおよび締切り日以後の申し込みはいっさい受付けない。
(締切り日以降のエントリー料金返却に際しての郵送料、送金手数料は返却金から差し引かれる)

7 参加受理

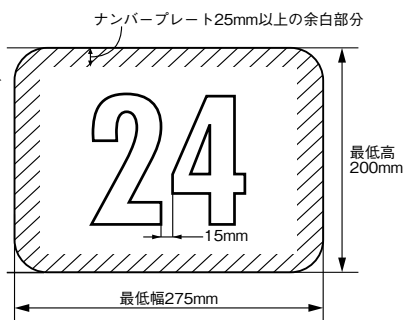
- 7-1 必要事項を記入した出場申し込み書、出場料を大会事務局が受理した者のみに対し、参加受理書が発送される。
7-2 いったん受理された出場料は下記7-3の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった者も同様とする。
7-3 大会が取り止めた場合、また参加申請が拒否された場合のみ出場料、が返却される(申し込み者が必要な手続きを怠った場合は、返却されない)。

8 ナンバープレート

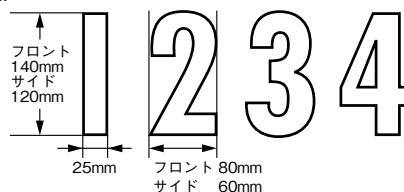
- 8-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドまたは、シートカウル上部で数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によってもまたはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけない。
シートカウル上部のゼッケンサイズは、フロントのナンバーと同じサイズでなければならない。
8-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
8-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は幅275mm×高さ200mmとする。また、別個のナンバープレートを装着する替わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
8-4 サポートナンバーは、クラス別技術仕様の〔ナンバープレート及びカラー6-6項、

- 8-5 ナンバープレート7-13-2項]に適合していなければならない。
数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。

- 8-6 数字の最低寸法は下記のとおりとする。
フロントナンバーとシートカウル上部の寸法は
最低高 : 140mm
最低幅 : 80mm (1の場合25mm)
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm



- サイドナンバーとサポートナンバーの寸法は
最低高 : 120mm
最低幅 : 60mm (1の場合25mm)
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm



- 8-7 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影つき数字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 8-8 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 8-9 すべてのナンバープレートの数字の周囲には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。

- 8-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする (蛍光色は禁止)。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。

J-GP3	赤地に白文字 (4スト車両)	黒地に白文字 (2スト車両)
J-GP2	緑地に白文字	STクラス 白地に黒文字
JSB1000	黄地に黒文字	

- 8-11 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の判断が最終的なものとする。

- 8-12 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

- 8-13 地方選手権インタークラスのナンバープレート

国際ライセンス所持者は、付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則13ゼッケンナンバー13-5全日本選手権 (ナンバープレート) 規則を適用してもよい。

9 ゼッケンナンバー

- 9-1 主催者によってナンバーが割り当てられ、参加受理書に記入して通知される。
- 9-2 ゼッケンナンバーは、車両検査までに、規定の書体および色分けで記入しておかなければならない。

- 9-3 ゼッケンナンバーについては、車両検査時に検査され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。また、車検通過後であっても、計時、ポストマーシャル等オフィシャルによって判読しづらいと判断された場合、修正しなければならない。
- 9-4 適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着している車両は、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

10 ライダーの装備

ヘルメット及び装備は、レース期間を通じて車検で合格したものを使用しなくてはならない。また車検以前の練習においても、公認された適切なものを使用すること。

車検には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。

ヘルメット及び装備品にはウェアラブルカメラの装着が禁止される。

- 10-1 ヘルメット
- 10-1-1 ヘルメットはフルフェース型のもので、MFJが公認したものでなければならない。
- 10-1-2 MFJの公認したヘルメットには、下記の認証マークが貼付されている。
(MFJ公認ヘルメット認証マーク)



- 10-1-3 競技会の車両検査受付時に、ヘルメット検査が行われる。検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。

●使用が認められない例

- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）がある場合。
- 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕がある場合。
- 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み）がある場合。
- 4) 顎紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障がある場合。
- 5) シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れがある場合。

●推奨

ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しない事を推奨する。

- 10-1-4 MFJ公認ヘルメットであっても、MFJの認証マークの貼付されていないヘルメットについては、大会公式車検にて特別検査料（1,000円）を支払い、特別に検査を受け合格しなければならない。
- 10-1-5 ヘルメットに当該レースでのゼッケンナンバーを貼付することが推奨される。
- 10-1-6 転倒時の迅速なレスキューならびに自己安全のためにも、ライダーのヘルメットをスムーズに脱がすヘルメットリムーバーを着用しなければならない。
- 10-2 ライダーの服装
- 10-2-1 レーシングスーツ
- 10-2-1-1 皮革もしくは皮革と同等の素材（MFJの許可を得たもの）であり、MFJの公認したものでなければならない。
- 10-2-1-2 MFJが公認したレーシングスーツには、公認マークが貼付されている。

〈MFJ公認レーシングスーツ認証マーク〉



10-2-1-3 競技会の車両検査受け付け時にレーシングスーツの検査が行われ、合格しなかった場合は、ライダー本人の安全上使用を禁止する。

●使用が認められない例

- 1) レーシングスーツの表面が摩耗により穴が内部まで貫通している。
また明らかに厚みを失い貫通が懸念される場合。
- 2) レーシングスーツ表面が裂けて内部まで貫通している。
ここで言う「レーシングスーツ表面」にはベース皮革に上乘せしたデザイン上の皮革部分は除く。
- 3) 縫製部分がほつれて、内部まで貫通している。
- 4) ファスナー機能が機能していない。
- 5) プロテクター(背部、肩、肘、膝)が破損している。

10-2-1-4 競技会使用時には公認時のパット類が装備されていること。

10-2-1-5 ライダースーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナで血液型をアルファベットで明記しなければならない。

10-2-1-6 エアバッグベスト並びにエアバッグ機能付きレーシングスーツを使用することが認められる。使用する場合は車検時に申告すること。

10-2-1-7 脊柱プロテクションの装着が義務付けられる。脊柱プロテクションは、レーシングスーツに内蔵されているもの、別体式に関わらず、以下の仕様を満たしていなければならない。

脊柱プロテクションの外側は硬質の樹脂製で内側は衝撃緩衝の素材でなければならない。

脊柱プロテクションは後背部の頸の付け根から腰、幅は脊柱を中心に全幅最低150mmの範囲を覆うものでなければならない。

10-2-1-8 胸部を保護するプロテクションの装着が義務付けられる。チェストガードは、以下の仕様を満たし、レーシングスーツとは別体式とする。

胸部プロテクションは衝撃緩衝効果のある素材でなければならない。

胸部プロテクションの保護範囲は、心臓／肺への衝撃を緩衝する形状でなければならない。

10-2-2 ブーツ・グローブ

皮革もしくは皮革と同等の素材(MFJの許可を得たもの)であり、フックなどが外部に突出していないものでなければならない。

10-2-3 競技中のライダーは、レーシングスーツに裏地がついていない場合、アンダーウェアを着用しなければならない。

10-2-4 マウスガード(マウスピース)

口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードの装着が推奨される。

マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように明るい色が望ましい。

11 出場受付け

- 11-1 出場受付けの時間および場所は、公式通知に示される。
- 11-2 定められた時間内に、必ず本人または参加者がMFJライセンス、参加受理書を提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- 11-3 MFJライセンスまたは参加受理書の提示ができない者は、出場が認められない。

12 出場車両並びにマーキング部品の変更

- 12-1 車両変更
登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。
エントリー終了後から公式車検終了前までの車両変更手数料は5,000円とする。
- 12-2 マーキング部品の変更
公式予選前から決勝レースの開始までの定められた時間内にマーキング部品（フレームボディおよびエンジンまたはその両方）を交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示および車検において保管されることを条件にマーキング部品の交換が認められる。
変更手数料は、1回10,000円とする。
当該車両が決勝レース後の再車検対象の場合、保管された部品も分解検査の対象とする。
- 12-2-1 「公式予選」へのマーキング部品変更期限
変更申請は公式車検終了後、または、前日の当該クラス練習走行の最終セッション終了後1時間以内とする。
変更した車両の再車検を、当該クラスの公式予選開始1時間前までに完了すること。以降、公式予選セッション中の変更はできない。
ただし予選が複数回の場合は、1回目の予選終了後1時間以内に変更申請を行い、変更した車両の再車検を2回目の公式予選開始1時間前までに完了すること。
- 12-2-2 「日曜朝ウォームアップ走行（全日本等）」へのマーキング部品変更期限
変更申請は当該クラスの公式予選最終セッション終了後1時間以内とする。
変更した車両の再車検を、当該クラスのウォームアップ走行1時間前までに完了すること。
ウォームアップ走行中の変更はできない。
- 12-2-3 「決勝レース」へのマーキング部品変更期限
変更申請は公式予選（ウォームアップ走行がある場合はウォームアップ走行）または、決勝2レース制の場合は第1レース終了後1時間以内とする。
変更した車両の再車検を、定められた当該クラスのサイティングラップ開始30分前までに完了しなければならない。
- 12-3 スペアマシンのマーキング部品を交換する場合も、12-2の条項が適用される。
- 12-4 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 12-5 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。

13 車両の検査

- 13-1 車両検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 13-2 車両検査のための車両は、ライダー本人またはメカニックが持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。これ以後の検査は、競技監督が特別に認めた場合以外は行われない。
- 13-3 ライダーは、車両仕様書を提出し、装備品一式の検査を受けなければならない。
- 13-4 一大会において同一車両を複数のライダーが使用する事はできない（複数のライダーによる耐久を除く）。
- 13-5 同一車両で複数の種目へのエントリーはできるが、競技運営上支障をきたさないことを条件とする。
- 13-6 車両検査時持込み台数は、全日本、地方選手権および地方大会は1台に限られる。ただし、全日本選手権JSB1000クラスは2台までとする（スベアマシンは同一メーカーに限る）。
- 13-7 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判断された車両は、公式予選を含むいっさいの走行を拒否される。また、一度車検に合格した車両であってもレース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。
- 13-8 テレメトリーは禁止される。ラップタイム計測装置はテレメトリーとみなされない。
- 13-9 音量測定は車検時に全車測定、もしくは予選通過車両全車に対して行なう。
- 13-10 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両検査を行う権限を有する。
- 13-11 ガソリン
- 13-11-1 地方選手権大会／全日本選手権においては2ストローク・4ストロークともにMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなければならない。MFJの定める無鉛ガソリンの定義はMFJ技術規則による。
- 13-11-2 使用するガソリンは当該レースのサーキットで供給するものを使用しなければならない。
供給されるガソリンの仕様は特別規則もしくは公式通知に記載される。
- 13-11-3 承認競技会における使用ガソリンとその仕様並びに供給方法については各大会特別規則による。

14 ブリーフィング

主催者がブリーフィング（競技に関する要領説明）を行なう場合はライダー本人が必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる場合がある。

止むなく欠席する場合は、チーム責任者が事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。

15 公式予選

- 15-1 公式予選
- 15-1-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。
- 15-1-2 公式予選の日程および時間は、特別規則に示される。
- 15-1-3 公式予選は、タイムトライアル方式とレース方式がある。
通常はタイムトライアル方式で行う。レース方式で行う場合は、特別規則または

- 公式通知等に示される。
- 15-2 公式予選の内容
- 15-2-1 レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、決勝レース出場資格を取得しなければならない。
- 15-2-2 公式予選においては、競技役員による車両の安全チェックがなされた後にスタートし、定められた時間内であれば走行を中断し、また再スタートすることができる。公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再開するが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間の短縮や延長を決定することができる。
- 15-2-3 公式予選では、ラップタイムが測定される。この測定で、予選基準タイムに満たない者はたとえ定員内であってもレース出場資格を与えられない場合がある。ただし、予選通過基準タイムに満たない選手についても過去の成績を考慮した上で、審査委員会の判断で出場を認めることができる。
- ・予選通過基準タイム
 - 全日本選手権：トップタイムの110%以内（JSB除く）
 - JSBクラスは上位3名の平均タイムの110%以内
 - この予選通過基準タイムに関して、大会主催者は特別規則書に記載した上で110%以内の範囲でこの基準タイムを変更することができる。
 - ・地方選手権以下：トップタイムの120%以内
 - 予選が2回以上ある場合、予選通過基準タイムはどちらかの予選で上記に示すタイムをクリアすれば、通過基準タイムを満たしたものとす。
- 15-2-4 公式予選において測定される各ライダーのベストラップタイムにより、大会特別規則に示されたレース出場台数を限度としてスタート位置が定められる。ベストラップタイムが同じ場合は、セカンドラップタイムによる。
- 15-2-5 各クラスの公式予選義務周回数は、特別規則に示される。なお、最初の1ラップ目は計測されないが、周回数には算定される。
- 15-2-6 2種目以上に出場するライダーは、出場全種目の公式予選に出場しなければならない。
- 15-2-7 複数の組にわかれて行われる予選の順位決定方法
- 15-2-7-1 予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。
- 15-2-7-2 天候の変化等により1セッションの一部でもコース状況の変化（降雨または部分的なウェット路面等）に差異が認められると競技監督が判断した場合には各予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受けつけない。
- 15-2-7-3 各予選組ごとのタイム順（頭取り）で決定した場合のグリッドは、コース状態に関わらず、各予選組のトップのタイムを比較しその順番で各組の上位から交互に振り分け、総合予選結果表が発表される。
- 15-2-7-4 予選組数とグリッド数によって端数が出る場合の優先順序も総合予選結果に基づくものとする。
- 15-2-8 最終的な予選選出方法とスターティンググリッドは大会審査委員会の決定による。この決定に対する抗議は認められない。
- 15-2-9 予選通過者で出場不可能となった者は、すみやかにその旨（リタイヤ）を届け出なければならない。
- 15-2-10 ウェイティング（繰り上げ出場）
- 決勝レースに出場不可能となった者がいた場合、その者に代わり予選結果次点の

者で願い書を提出したライダーの決勝レース参加を特別に認めること。

- 15-2-10-1 ウェイティングの資格を有する者は決勝レース出場願い書を提出した者の中で総合予選結果での上位3名までとする。
- 15-2-10-2 予選結果発表後主催者が規定する時間以内にウェイティングの願い書を提出する。
- 15-2-10-3 主催者が規定する時間内にリタイヤがない場合、出走は不可となる。
- 15-2-10-4 審査委員会にてリタイヤした者のグリッドは順次繰り上げる。正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。

16 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は、各サーキットごとに定められ、特別規則に示される。

17 スタート方法

- 17-1 レースのスタート位置は、各ライダーに与えられているゼッケンナンバーとは関係なく、公式予選の結果によって決定される。
- 17-2 スタート方法は同時スタートとし、下記の3種類がある。通常はクラッチスタートにて行われる。
 - 17-2-1 押しがけスタート
 - 17-2-2 クラッチスタート
 - 17-2-3 ルマン式スタート（耐久）

ルマン式スタートにおいては、スタートライダーを複数のグループに分けて時間差スタートをする、スタaggeredスタートを採用する場合がある（93頁参照）。
- 17-3 スタート位置は、すべてのライダーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- 17-4 クラッチスタートの場合のスタート手順は以下のとおりとする。
 - 17-4-1 スタート約30分前

ライダーはスタート前チェックを受け、マシンとともにウェイティングエリアに待機する。
 - 17-4-2 スタート15分前（サイティングラップ開始）

サイティングラップのためにピットレーン出口がグリーンシグナル点灯により開放される。サイティングラップを1周してスターティンググリッドにつく。グリッドに着く際には十分に徐行し、所定のグリッドに着かなければならない。

ピット出口で5分、4分、3分、2分、1分前のカウントダウンボードが掲示される。サイティングラップは義務づけられない。ただし、全ライダーがスタートした場合、カウントダウンボードの掲示は省略され、以後のスタート手順が継続される。
 - 17-4-3 スタート10分前（サイティングラップ終了）

レッドシグナル点灯でピットレーン出口が閉鎖される。サイティングラップは義務づけられない。サイティングラップに参加しないライダーは、ウォームアップラップ開始5分前まではオフィシャルの指示に従って自分のマシンをグリッドに押して行くことができる。

サイティングラップ中に技術的なトラブルに見舞われたライダーは、ピットに戻って調整またはマシンの交換（JSBクラスのスペアマシン登録車両のみ。以後同様）

を行うことができる。

この場合、当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始しなければならない。

ライダーが所定のスターティンググリッドに着くのを助けるために、コースサイドでオフィシャルがグリッド列を示すボードを掲げる。この段階で競技監督はレースを『ウェット』または『ドライ』のいずれかを宣言する。この宣言はグリッド上にいるライダーとピットレーンにいるライダーに対してボードで示す。ボードが出されない場合は自動的に『ドライ』とみなされる。

17-4-4 ウォームアップ開始まで

グリッド上での給油は禁止される。

グリッド上でタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用しても良い。マシン1台につき1台のジェネレーターとする。

そのジェネレーターは、持ち運び可能なハンディタイプとし、車両の後方に置かれなければならない。

ただし、地方選手権においては、グリッド上でのジェネレーターの使用は特別規則で禁止される場合がある。

この段階で、全てのマシンのエンジンは停止され、グリッド上のライダーは、マシンの調整を行ったりコースコンディションに合わせてタイヤ交換を行うことができる。

17-4-5 ウォームアップラップ開始5分前ボード

グリッド上で5分前のボードが掲示される。

17-4-6 ウォームアップラップ開始3分前ボード

グリッド上で3分前のボードが掲示される。

すべての調整は『3分前』のボードが出るまでに完了しなければならない。このボードが掲示された後、さらに調整を行うことを希望するライダーはマシンをピットレーンまで押してゆき、そこで調整またはマシンの交換を行うことができる。

この場合当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始する。

この時点でライダー1名につき2名のメカニックとそのライダーのためにパラソルを持って立つ1名、主催者の認めるTVクルー、および必要なオフィシャル以外の人間は全員グリッドから退去しなければならない。スペアホイールを除く全てのタイヤウォーマー（グリッドに着いているマシンおよびピットのスペアマシン）は取り外さなくてはならない。

17-4-7 ウォームアップラップ開始1分前ボード

グリッド上で1分前のボードが掲示される。（エンジンスタート）

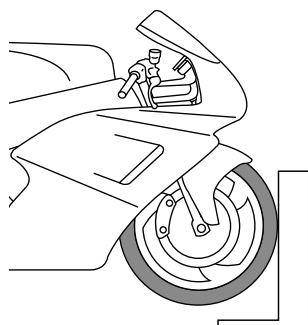
この時点でライダー1名につき2名のメカニック以外の全員がグリッドから退去する。このメカニックはライダーが押しがけするのを助け、その後速やかにグリッドから退出する（車検で許可された外部スターターの使用が認められる）。

17-4-8 ウォームアップラップ開始30秒前ボード

グリッド上で30秒前のボードが掲示される。

全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置に着かなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。エンジンを始動できないライダーは、マシンをピットレーンに移動し、そこでさらにエンジンが始動するよう試みるか、マシンを交換することができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始しなければならない。

- 17-4-9 ウォームアップラップ開始
- 17-4-9-1 ウォームアップラップの開始を示すためにイエローライトが点滅される。
- 17-4-9-2 スタートオフィシャルの振動提示するグリーンフラッグの指示で、ライダーはスタートし、1周走行する。
- 17-4-9-3 オフィシャルカーがその後ろに続く。
- 17-4-9-4 集団が通過したらピットレーンで待機していたライダーはウォームアップラップに加わることが許可される。
- 17-4-9-5 ウォームアップラップが開始されたら、各ポストはライダーにフラッグポジション位置を確認させるためにグリーンフラッグを振動提示する。
- 17-4-9-6 グリッドに戻ってきたらライダーはエンジンを始動したまま、フロントタイヤの先端をグリッドラインの手前につけなければならない。



- 17-4-9-7 グリッド最前列の前には赤旗を提示するオフィシャルが立つ。
- 17-4-9-8 オフィシャルカーが到着した後に戻ってきたライダーは、次の方法によりスタートしなければならない。
- 17-4-9-8-1 スターティンググリッド最後尾の次の空グリッドについて、スタートしなければならない。オフィシャルカーより遅れて到着するライダーが複数ある場合は、到着順で空グリッドについてスタートする。スタートディレイドが生じた場合、正式なグリッドポジションに戻り再スタートすることができる。
- 17-4-9-8-2 ピットインし、ピットスタートする。
ウォームアップラップ途中でトラブルに見舞われたライダーは、ピットレーンに戻って修理またはマシンの交換（JSBクラスのスペアマシン登録車両のみ）ができる。ピットスタートの場合、グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したら、オフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 17-4-9-8-3 オフィシャルカーより遅れてくるライダーが、オフィシャルの指示を無視して、通常のスタートグリッドについた場合は、通常のスタート実施後ストップ＆ゴー・ペナルティーが科される。
- 17-4-9 グリッドの各列が整列したらオフィシャルは担当する列が整列したことを示すためにグリッド列ボードを降ろす。ある列のライダーがエンジンをストールさせたり、または他のトラブルに見舞われているときにはその列のボードは降ろされない。
- 17-4-9-10 オフィシャルカーが戻り、すべてのボードが降ろされたら、グリッド後方に待機するオフィシャルがグリーンフラッグを振る。
- 17-4-9-11 その後スターターはグリッド前方で赤旗を提示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。
- 17-4-9-12 グリッドでエンジンをストールさせたライダーまたはその他のトラブルに見舞わ

- れたライダーは、モーターサイクルにまたがったままの状態であ腕を上げる。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。
- 17-4-10 スタート
- 17-4-10-1 レッドライトが2～5秒間点灯され、そのレッドライトが消灯された時点でスタートとなる。
- 17-4-10-2 ジャンプスタートをしたライダーに対しては30秒間のタイム加算もしくはストップ&ゴー・ペナルティーが科せられる。ペナルティーは当該ライダーのチームにもボードで通達されなければならない。
- 17-4-10-3 レッドライトが消灯された後で、マシンがストールした場合、オフィシャルはエンジンがかかるまでそのマシンをコースに沿って押すことを補佐する。それでも始動しない場合、オフィシャルの指示に従ってマシンをピットレーンに押して行かなければならない。
- 17-4-10-4 ピットレーンでは当該ライダーのメカニックがエンジン始動させるために援助すること及びマシンを交換（JSBクラスのスペアマシン登録車両のみ）することが許可される。
- 17-4-10-5 グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したらオフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 17-4-10-6 トップを走行するライダーが1周目を終えてフィニッシュラインを通過した後、レースが中断されない限りマシンの交換は許可されない（トップを走行するライダーが1周目を終えてフィニッシュラインを通過する前にマシンを交換し、ピットから離れていなければならない）。
- 17-4-11 スタートディレイド
- スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルがレッドライトを点灯させたまま赤旗を振る。『スタートディレイド』のボードを掲示する。各グリッド列を担当するオフィシャルは黄旗を振動提示する。この場合ライダーはヘルメットをとらずにグリッドに待機する。エンジンは停止させなくてもよい。各ライダーについて2名のメカニックがライダーを補佐するためにグリッドに立ち入ることが許可される。この時、タイヤウォーマー、スタンド、簡易ツールは持ち込めるが、発電機は持ち込めない。
- 17-4-11-1 スタート手順は「ウォームアップ開始3分前ボード」ボードの段階から再開され、「1分前」「30秒前」からライダーは追加のウォームアップラップを1周走行し、レース周回数は1周減算される。
- ※サイティングラップスタートの時間、グリッド列ボードの配列（隔列の場合もある）、またはその他の手順について省略する場合がある。この場合、各特別規則ならびに公式通知に示される。
- 17-4-11-2 スタートディレイドの原因となったライダーは、ピットレーンに入れられ、もし、再スタートできる時には**最後尾の次の空グリッド**からスタートしなければならない。
- 17-4-11-2-1 複数のペナルティー対象者があった場合、空グリッド位置は元のグリッド順とする。
- 17-4-11-2-2 スタートディレイド2回目となった場合、新たなペナルティー対象者は1回目の対象者の次のグリッドからスタートしなければならない。1回目の原因となったライダーが、2回目のディレイド時に元のグリッドに戻ることはできない。
- 17-4-11-2-3 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によるものと判断した場合、ペナルティーを科さない場合がある。

- 17-5 ルマン式スタートの場合のスタート手順は以下のとおりとする。
(以下のスタート手順は標準モデルであり、特別規則によって変更されることがある)
- 17-5-1 スタート準備
スタート約45分前に、ライダーはマシンと共にピットで待機していなくてはならない。
- 17-5-2 レースのスタート
- 17-5-2-1 1分前：シグナルタワーカウントダウン開始
“ヘルメット” パネル+ホーン：ライダーはコースの反対側、自分のマシンの正面に立つ。
- 17-5-2-2 30秒前：ボード表示
- 17-5-2-3 レッドライト消灯または国旗（特別規則に明記される）：スタート
- 17-5-2-4 各ライダーは自分のマシンのもとへ駆け寄りエンジンを始動し、レースを開始する。
- 17-5-2-5 エン진은、マシンの機械式デバイスを用いて当該ライダーひとりによって始動される。
- 17-5-2-6 外部からの援助は一切禁止される。
- 17-5-2-7 オープニングラップはオフィシャルカーが追尾する。
- 17-5-3 ルマン式スタートにおいて、安全上の理由により競技監督が必要と判断し、審査委員会の許可を得た場合、スタグガードスタート（スタートライダーを複数のグループに分けて行う時間差スタート）を採用する事ができる。
- 17-5-3-1 スタグガードスタート
- 17-5-3-1-1 レッドライト消灯または国旗（特別規則に明記される）：スタート
- 17-5-3-1-2 最初のグループの各ライダーは自分のマシンのもとへ駆け寄りエンジンを始動し、レースを開始する。
- 17-5-3-1-3 約15秒後に国旗が振られて次のグループの各ライダーが同様にスタートする。ライダーは、前にスタートしたグループでエンジン始動の遅れたライダーが飛び出してくるかもしれないことに最大の注意を払わなければならない。
- 17-5-4 スタートの補助
もしライダーがマシンを始動できなかった場合、競技監督が可能だと判断した時点でグリーンフラッグを用いてアシスタントにマシンを押すことを許可する。ライダーがスタートできなかった場合には、ただちにコースマーシャルの指示により、マシンをピットに押して行く（出口あるいは入り口いずれか近いほうから）。マシンの修理が終わり次第、ライダーは再度スタートすることができる。
- 17-5-5 ピットスタート
ピットの出口地点をライダーの主要集団が通過したあとで、ピットレーンで待機しているライダーに対してグリーンライトの点灯もしくは、緑旗の振動提示を用いてピットスタートが許可される。
- 17-5-6 スタート手順違反へのペナルティー
上記17-5-1から17-5-4に関するいかなる違反も、当該ライダーにはストップ＆ゴー・ペナルティーが科せられる。ただし、その軽重により、国内競技規則第3章競技会〔33違反行為に対する罰則〕（48頁参照）が適用される場合がある。

18 スタートにおける反則

- 18-1 スタートラインについての車両およびライダーは、スタート手順の開始からスタート合図が出されスタートが終了するまでスタート合図の統制下にある。
- 18-2 ジャンプスタートの定義は、スタート合図が行われる前に（シグナルの場合は：レッドライトが点灯している間に）停止位置から車両が前進した場合とし、審査委員会の同意を得た上で競技監督の決定により、下記のいずれかのペナルティーが科せられる。
- 18-2-1 競技結果への30秒の加算。
- 18-2-2 ストップ&ゴー・ペナルティー
- 18-2-2-1 所定の場所での一旦停止（耐久レースでは停止時間を定める場合がある）。
- 18-2-2-2 当該ライダーに「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード（ペナルティー・ストップボード）をコントロールラインで提示する。
天候やコースレイアウトにより、他のポストで追加表示をする場合がある。
- 18-2-2-3 3回目の提示を受けてもピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 18-2-2-4 同時に複数の違反が発生した場合、原則的に一台ごとに停止させる。停止の順番は予選タイムに基づきタイム順に停止の指示を出す。ペナルティーボードは複数同時に提示する場合もある。
- 18-2-2-5 ストップ&ゴー・ペナルティーが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後停止することを要求される（レース終了までにペナルティーが消化できない時は、レース結果に30秒加算の場合もある）。ただし3周末満で赤旗中断され、レース無効となった場合、ペナルティーは消滅する。ペナルティーを終えていないまま再レースのスタートでもジャンプスタートをした場合、当該ライダーは失格となる。
※ジャンプスタート以外の反則に対してストップ&ゴー・ペナルティーが適用される場合も上記手順が用いられる。
- 18-2-6 ストップ&ゴー・ペナルティーの際は、途中ピットボックス等に停車することなく、ペナルティーを受けなければならない。この規則に違反した場合は、ストップ&ゴー・ペナルティーの手順が繰り返される。
- 18-3 ピットクルーがスタートの規則に従わなかった場合も反則とみなされ、当該ライダーにペナルティーが科せられる。
- 18-4 ストップ&ゴー・ペナルティーは、当該ライダーのピットクルーにボードによって通告される。判定に対する抗議は一切受け付けられない。

19 ピットロードのスピード制限

大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は60km/h以内とする。

違反した場合は罰則が科せられる。

決勝レース時における違反への罰則は、違反1回に対してストップ&ゴー・ペナルティー1回とする。この制限速度に違反した場合、ストップ&ゴー・ペナルティーの手順が繰り返される。ただし、レース終了までにペナルティーが消化できない場合は、競技結果に30秒加算する場合もある。

20 “ウェット” および “ドライ” レース

- 20-1 耐久を除くすべてのレース（予選を含め）はウェットかドライに分けられる。ウェットの場合、ウェットボードが掲示される。
ボードが掲示されない場合にはレースは自動的にドライとされる。この分類の目的は、ライダーにレース中天候状況の変化による影響があることを示すためである。
- 20-2 ドライレース
ドライレースと分類されたレースは天候状況が路面状態に影響を及ぼし、ライダーがタイヤ交換を望む可能性があると競技監督が判断した場合に中断される。
- 20-3 ウェットレース
ウェットレースと分類されたレースは、変化して行く状況、またはウェットの状況で通常開始され、天候の理由により中断されることはない。タイヤ交換を望むライダーはレース中ピットに入りタイヤを交換することができる。
- 20-4 すべての場合において、最初にレースが天候上の理由により中断された場合、再スタートは自動的に“ウェット”レースとされる。

21 レース中の行為

- 21-1 走行中の遵守事項は、国内競技規則第3章競技会〔15競技参加者の遵守事項〕(40頁)の他、以下も適用される。これに違反した場合罰則が科せられる。
- 21-1-1 ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
- 21-1-2 ライダーがコースアウトした場合、ライダーは、オフィシャルが指示した場所または、当該ライダーが有利にならないような場所からレースに復帰することができる。
※この際オフィシャルは次の補助ができる。
・マシンを起こす補助。
・修理、調整が行われている間マシンを支える。
・ライダーの再スタートを補助する。
- 21-1-2-1 当該ライダーが有利となるショートカット（コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる）が発生した場合：
予選中：当該ラップタイムの抹消
決勝中：ストップ & ゴー・ペナルティー
最終ラップ等ストップ&ゴー・ペナルティーを与えられない場合、レース結果に30秒のタイム加算とする。
- 21-1-3 リタイヤする場合、ライダーは自分のマシンをオフィシャルに指示された安全な場所に止めなければならない。
- 21-1-4 もしライダーがレースからリタイヤを余儀なくされるようなマシントラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなくてはならない。
- 21-1-5 コース上にオイル等の液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
また、停止後再スタートを希望する場合はオフィシャルの確認を必要とする。
上記に違反した場合、10,000円以上の罰金が科せられる。

- 21-1-6 修復作業のためにスロー走行するライダーは、できるかぎりピット設置側を走行しなければならない。
- 21-1-7 コース外側より、作業もしくは工具・部品等の援助を受けてはならない。この場合は失格とされる。
いかなる場合でも、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。これに違反した場合は罰則が科せられる。
- 21-1-8 レース中（予選中を含む）直線部分では前車を追い越すため、あるいは後車のスリップ・ストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更することは禁止される。
- 21-2 ピットイン
ライダーはレース及びプラクティス中にマシンの調整やタイヤ交換のためにピットに戻ることができる。レースにおいては全ての作業はピットボックス前のピットエリアにて行われなければならない。ピットボックス内の作業はレース中断によるインターバル時、または予選時のみ行うことができる。
予選中のピットボックス内での作業はリタイヤ扱いとならないが、レース中のピットボックス内での作業は当該レースからリタイヤしたものと判断される。
※ピットとは車両の修理、調整、部品交換、燃料補給などの作業を行うことを目的に、ライダーに与えられた区域である。
- 21-2-1 ピットインする車両のライダーは、ピットロード入口手前よりピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認して正規のピットロード入口から進入し、徐行しなければならない。
ピットエリア（ピットボックス前の作業エリア）を走行することは禁止される。
- 21-2-2 ピットインする車両のライダーは、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させなければならない。
- 21-2-3 ピットインしてピットエリアに入った車両及び当該車両のライダーやピットクルーは、ピットロード及びピットエリアにおいて他の車両の通過を妨げてはならない。
- 21-2-4 ピットインの際、自己のピット前を通り過ぎて停車した車両のライダーは、競技役員の許可を得て、当該車両のライダーおよびピットクルーによって押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- 21-3 ピットアウト
- 21-3-1 ピットロードにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある。
- 21-3-2 ピットロードからコースに復帰するライダーは、正規のピットロードからコースインし、最初のコーナー出口に達するまで、ピット設置側に沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- 21-3-3 ピットでエンジンを止めたライダーは、メカニックの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。
- 21-4 ピット作業
- 21-4-1 レース中、車両の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によって行われなければならない。給油中は、必ずエンジンを停止しなければならない。
- 21-4-2 ピット区域内にオイルをこぼしたり、汚したりした場合は、安全上ただちに清掃しなければならない。
- 21-5 ピット作業人員

- 21-5-1 大会の格式によって登録できるピットクルーの人数が大会特別規則に示される。
- 21-5-2 レース中にピットインした車両に対しての作業は、登録した2名のメカニックと、その車両のライダーの計3名に限られる。(全日本選手権は付則5全日本選手権特別規則〔Ⅱピットクルー〕参照)(108頁)
- 21-5-3 ライダーに対するピットクルー(メカニック、ピットサインマンおよびヘルパー)の合図は、大会競技役員の使用する合図旗にまぎらわしいものであってはならない。また主催者により定められたピット区域またはピットサインエリアのみで合図を送ることができる。
- 21-5-4 ピット作業を行う者は、ピットクルーライセンス所持者で、大会への参加申請がなされた者でなければならない。大会当日のピットクルーの追加は一切認められない。ただし参加申請がなされている者の変更は定められた時間内のみ認められる(変更料1,000円)。
- 21-5-5 ピットクルーは競技期間中を通じて、大会競技役員の指示に従わなければならない。
- 21-5-6 ピットクルーが諸規則に違反した場合の責任は、そのピットクルーが担当するライダーに帰属するものとし、当該ライダーに罰則が科せられる。

22 停車指示

- 22-1 レース続行が危険、もしくはその疑いがあるとみなされるライダー、または車両について、競技監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。
- 22-2 天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合、競技監督は、赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

23 レースの一時停止

競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、23-1赤旗を提示するか23-2セーフティーカーを導入するの2つの方法のいずれかを選択することができる。

- 23-1 赤旗を提示する場合
- 23-1-1 スタートラインとすべてのマーシャル・ポストで振動提示される。ライダーはただちに減速し、ピットに戻らなくてはならない。当該レースの結果は前の周を終えた時点でのものとされる。
- したがって、結果はレースを続行していたライダー全員が、赤旗が掲示されずにフルラップを完了した時点でのものとされる。
- 23-1-2 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周末満しか走行していない場合、当該レースは無効とされ、再レースが行われる。もし再レースのスタートが不可能な場合、このレースの中止が宣言され、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる(小数点以下2桁は四捨五入)。
- 23-1-3 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周以上、しかし本来のレース距離の2/3未満(小数点以下切り捨て)の場合、レースの最終結果は複数のレースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。もしレースの再スタートが不可能な場合、1回目のレース結果でレースは完了とし、ポイントは正規のポ

イントの2/3（小数点以下2桁は四捨五入）が与えられる。

例：30週のレースの場合

トップのライダーは9周目を終えて10周目に入ったが、その他のライダー全員が9周目を終えていない時点で赤旗が提示された場合、レース結果は8周目を終えた時点でのものとされ、第2レースは22周となる。

トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が9周目を終えて10周目に入っていた時点で赤旗が提示された場合、レース結果は9周目を終えた時点でのものとされ、第2レースは21周となる。

23-1-4 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の2/3（小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、通常のポイントが与えられる。

23-2 競技の一時中立化

（事故発生時に競技監督の判断によって、セーフティーカーが介入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法）。

23-2-1 競技監督の決定により、レースを一時中立化するためにセーフティーカーが使用される場合がある。セーフティーカーとは、オレンジライトを装備し、車両の後部に「SAFETY CAR」（以下セーフティーカー）と書かれた車両のことを言う。

23-2-2 セーフティーカー導入の手順は以下のとおりとする。

セーフティーカーを導入する場合の詳細は、各大会の特別規則または公式通知によって示される。セーフティーカーは、ライダー又はオフィシャルが危険な状況であるがレースを中断するほどではない場合に使用される。

セーフティーカー導入手順

- (1) 競技監督がセーフティーカー導入を決定したら、直ちに全てのフラッグマースシャルポストから黄旗振動と「SC」と書かれた白いボード（以下SCボード）が提示され、セーフティーカーの活動が終了するまで保持される。
- (2) セーフティーカーはオレンジの回転灯を点灯し、ピットレーンよりスタートするセーフティーカーは先頭車両の位置に関係なくトラック上に合流する。
- (3) セーフティーカーが導入中も周回数はカウントされる。
- (4) 全ての競技車両はセーフティーカーを先頭に一列に整列し、それぞれ車両5台分（10m）程度以内の車両距離を保持して走行を続けなければならない。この時、競技車両同士及びセーフティーカーの追い越しは、以下の場合の例外時を除き厳禁とされる。

（例外）

- ・セーフティーカーから合図を受けた場合。
 - ・前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダーから合図を受けた場合（トラブル等により隊列について行けなくなったライダーは、ラインを外した後続車に合図しなければならない）。
- (5) セーフティーカーは事故処理が終了し、なおかつレースの先頭車両が、セーフティーカーの直後につき、残りの車両がさらにその後方に整列するまで走行を続ける。
 - (6) 競技監督からの指示に基づき、セーフティーカーから先頭車両との間にいる車両に対して、グリーンライトを使ってセーフティーカーの前に出よう合図する。これらの車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追い越さず

走行を続け、再度セーフティーカー後方の車列につく。

- (7) 特定の状況下では、競技監督はセーフティーカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティーカーはオレンジライトが点灯していることを条件として、全車はセーフティーカー後方に続いて追い越しをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のガレージエリアに停車することができる。
- (8) セーフティーカー後方に一旦先頭ライダーがついた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーと見なし、そのままの隊列で周回を継続する。

セーフティーカー導入中のピットイン・アウト

- (9) セーフティーカー導入の間にピットインすることは許可される。セーフティーカー導入中にピットアウトする場合は、ピットレーン出口にあるグリーンライトがセーフティーカー通過15秒後から点灯される10秒間のみ許可される。それ以外はレッドライトによりピットレーン出口は閉鎖される。ピットアウトできなかった車両は、次のグリーンライトまで待たなければならない。
- (10) この間スペアマシンとの交換は認められない。

競技再開手順

- (1) 競技監督が次のコントロールライン又はスタートラインからのレース再開を決定したら、セーフティーカーはオレンジライトを消灯する。この時点で、セーフティーカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを決定することができる。
- (2) セーフティーカーはその週の終了時点でピットレーンに入る。
- (3) セーフティーカーがピットレーンに進入すると同時に、全てのフラッグマーカーポストから黄旗振動とSCボードは一斉に撤去される。
- (4) 競技再開はシグナルブリッジにグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にメインフラッグマーカーポストのみグリーンフラッグが振動提示される。ただし、各車両は、コントロールライン又はスタートライン（ピットレーン含む）を通過するまでは、追い越しはできない。

セーフティーカー先導によるレース終了

セーフティーカー導入中にレースが終了した場合、セーフティーカー先導のまま全車チェッカーフラッグを受けるものとする。

セーフティーカーを導入する場合の詳細は、各大会の特別規則または公式通知によって示される。

24 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが再スタートされる場合、再スタートはコースコンディションが許すかぎり速やかに行われなくてはならない。ライダーがピットに戻りしだい、競技監督は新たなスタート時刻を発表する。このスタート時刻は状況が許すかぎり赤旗が掲示されてから30分以内に設定される。

- 24-1 競技結果が2周以下の場合の再スタートには下記が適用される。
- 24-1-1 全ライダーがスタートできる。
- 24-1-2 マシンの修理・給油ができる。
- 24-1-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 24-1-4 登録され車検に合格しているスペアマシン（JSBクラスのみ）に変更できる。

- また「**12**出場車両ならびにマーキング部品の変更」の規則は適用されない。
- 24-1-5 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
(スタートディレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数の減算を取り消し、元のレースと同じとする)
- 24-1-6 グリッドポジションは本来のレースと同じとする。
(ジャンプスタートのペナルティー対象者およびスタートディレイドの原因となり最後方グリッドへ移動したライダーは元のグリッドにもどる)
- 24-1-7 再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。
- 24-1-8 スタートの手順はサイティングラップから始められ、再スタート可能な選手が、スターティンググリッドについていたことが確認された段階で、「ウォームアップラップ開始30秒前ボード」が提示される。
通告されたサイティングラップ開始時刻にピットレーン出口は約30秒間解放される。
サイティングラップに参加できないライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始し、正規のグリッドにつくことができる。ただし、車両を押してグリッドに移動することは認められない。
グリッドについていた車両のエンジンは停止はしない。
また、グリッドへのピットクルーの立ち入りは禁止される。
- 24-2 競技結果が3周以上2/3(小数点以下切り捨て)未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。
- 24-2-1 前回のレースでトップの周回数の75%(小数点以下切り捨て)を走行しているライダーだけが再スタートできる。
- 24-2-2 第2レースが開始される前に、第1レースの結果が公示されなくてはならない。
- 24-2-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 24-2-4 マシンは修理・給油ができる(耐久を除く)。
- 24-2-5 登録され車検に合格しているスペアマシン(JSBクラスのみ)に変更できる。
また、「**12**出場車両ならびにマーキング部品の変更」の規則は適用されない。
- 24-2-6 第2レースの周回数は、本来のレース距離を満たすために必要な周回数とする(前回のレース結果の周回数に基づく)。
- 24-2-7 グリッドポジションは第1レースの結果に基づく。
- 24-2-8 スタート手順は、24-1-8項が適用される。
- 24-2-9 レースの最終結果は、複数のレースの周回数を合算し、最大数の周回のライダーが優勝者となる。周回数が同数の場合、最終レースの順位が優先される。

25 リタイヤ(棄権)

- 25-1 リタイヤと停止(競技中、コース内での停止)は、国内競技規則第3章競技会「**23** 競技」(43頁)による。
- 25-2 ライダー本人が負傷、その他の理由でリタイヤ届を提出できないときには、競技役員の判定によりリタイヤと認めることができる。
- 25-3 ピット以外の地域でリタイヤする場合、ライダーは車両をレース(または予選)終了まで競技役員の管理下におかなければならない。ただし、競技役員から車両移動を指示された場合は、これに従わなければならない。

26 レース終了

- 26-1 トップのライダーにチェッカーフラッグが提示された後、引き続き後続ライダーにも特別規則に示す時間提示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。
- 26-1-1 チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さで提示される。
- 26-1-2 チェッカーフラッグ提示位置については公式通知に明記される。
コース上でチェッカーフラッグを提示する場合、フラッグタワーにて提示される全ての合図旗を提示するのではなく、チェッカーフラッグとそれに付随するブルーフラッグのみを提示する。
- 26-2 ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップライダーのすぐ前に他のライダーがいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーフラッグと青旗を振動提示する。これはトップを走行するライダーはレースを終了するが、そのすぐ前を走っているライダーはファイナルラップを完走し、チェッカーフラッグを受けなければならないということを意味する。
- 26-3 トップを走行するモーターサイクルが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

27 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

- 27-1 優勝者
- 27-1-1 優勝者は規定の距離（周回数）または時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーとする。
- 27-1-2 写真判定が用いられる場合には、勝者の決定はフロントタイヤの先端がフィニッシュラインを通過した順とする。同時の場合、レース中のベストラップタイムによって順位が決定される。
- 27-1-3 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーは、その時点の周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 27-2 順位
優先順位：
- 27-2-1 ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 27-2-2 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。
- 27-2-3 チェッカーは優勝者がフィニッシュラインを通過したのち特別規則に示す時間、フィニッシュラインで掲示される。
- 27-3 完走者
優勝者の周回数の75%（少数点以下切り捨て）以上を走行したライダー。
- 27-4 得点
得点は、国内競技規則第3章競技会〔28公式得点〕（44頁）によって与えられる。

28 レース終了後の車両保管と再検査

- 28-1 原則として1位～6位の車両は、所定の位置より競技役員の指示に従って車両保管区域へ入らなければならない。
- 28-2 原則として1位～6位の車両は、音量測定およびエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行うことがある。
- 28-3 原則として1位～6位の車両は、暫定結果発表後30分間保管される。
地方選手権においては、保管時間を特別規則で定める場合がある。
- 28-4 燃料検査
燃料検査の手順
- 28-4-1 燃料検査は各大会の審査委員会が必要と認めた場合実施できる。
- 28-4-2 燃料検査を行う対象クラス、ライダーは審査委員会が決定する。
- 28-4-3 燃料テストは審査委員会が必要と認めた場合、レース期間中いつでも行うことができる。
- 28-4-4 レース終了後、燃料タンク内には検査に必要な量が残っていないなければならない。
- 28-4-5 各分析ごとに、それぞれ検査に必要な量のサンプルを2サンプル摂取する。
- 28-4-5-1 ひとつは検査用、ひとつは保管用として封印し、当事者によって署名され、主催者が保管する。
- 28-4-5-2 潤滑油を混合した場合は、混入したオイルも添えて提出しなければならない。
- 28-4-5-3 車検にて判別できない場合は、MFJ指定の機関にて分析を依頼し検査する。
- 28-4-5-4 サンプルはエントラントに提出義務があり、その検査の費用は自己負担とする。
- 28-4-6 結果が不合格であった場合、当事者は本人の費用負担によってMFJ指定の別の機関にて、保管用サンプルの分析を依頼することができる。
- 28-4-7 分析の費用負担は下記の通り
- 28-4-7-1 大会審査委員会の決定により、特定の大会もしくはクラスに検査を行う場合。
・最初の検査の費用は主催者が負担する。
・結果が不合格で当事者が再度検査を要求する場合は、当事者が負担する。
- 28-4-7-2 抗議が出され特定のライダーの検査をする場合は、抗議者が費用を負担し、検査の結果違反が立証された場合は返却される。
- 28-4-7-3 検査の結果違反が立証された場合は、違反者が検査料を負担しなければならない。
- 28-4-8 競技結果
サンプル分析の結果、違反が立証された場合国内規律裁定委員会に報告され、罰則が科せられる。また、当日受領した賞典等は返却しなければならない。
- 28-5 出場者は、車両保管解除と同時に、保管車両を速やかに引き取らねばならない。
主催者は車両保管解除発表後、保管車両の責任は一切負わない。

29 レースおよび大会の延期・中止等

- 29-1 大会は、原則として本規則に基づいて発表した日程から変更または延期されることはない。
- 29-2 レースまたは大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った出場料は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

30 抗議

- 30-1 抗議は、国内競技規則第3章競技会〔31抗議〕(46頁)による。
- 30-2 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。
- 30-3 ガソリンおよびタイヤに関する抗議の保証金は100,000円とする。

31 違反に対する罰則

- 31-1 競技規則による違反行為に対する罰則は、国内競技規則第3章競技会〔33違反行為に対する罰則〕(48頁)による。罰則は文書で該当者に通知される。
- 31-2 上記罰則に加え、ライダーまたはエントラントによる競技役員並びに大会関係者に対する暴力的な言動及び行動に対して、その軽重により以下のペナルティーが科せられる。
- 31-2-1 罰金：10,000円以上 50,000円以下
- 31-2-2 失格
- 31-2-3 公式シグナル提示（提示区間）における違反には下記罰則を適用する。
- 31-2-3-1 旗提示（提示区間）における危険行為（追い越し・転倒・コースアウトなど）
罰金、レースタイム加算、予選タイム抹消、失格などの罰則が与えられる。罰則の決定は大会審査委員会が違反の内容により、裁量決定する。
- 31-2-3-2 危険行為を原因とする事故を起こした場合、失格及びライセンス停止（最低2ヶ月）を国内規律裁定委員会に上申することができる。
※大会審査委員会は違反の内容を吟味し、減刑する権限を有する。
- 注1：資格停止期間中であっても、エントリーすることはできる。ただし、当該大会時にはその停止期間は終了していなければならない。
- 注2：追い越しは、他の選手にペナルティーを与えるために故意に追い越しをさせる行為は対象外とする。
- 注3：大会審査委員会は、罰則を決定するに当たり、オフィシャルからの報告、ビデオでの検証等詳細な状況把握をした上で、ペナルティーを科すこととする。

32 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、事務局あてに質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

33 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則5

全日本ロードレース選手権大会 特別規則

 MFJ ROAD RACE

1 公 示

全日本ロードレース選手権は、FIMスポーツコードに基づいたMFJ国内競技規則と、全日本選手権シリーズを通じて共通した項目をまとめた本大会特別規則と各大会の特別規則に基づきFIM・MFJ公認の国際格式競技会として開催される。

2 全日本ロードレース選手権参加者の行動規範

この規範は全日本ロードレース選手権に参加するライダー／チーム／関係者が健全なモーターサイクルスポーツの頂点分野を担い、個人の社会的名誉を高め、しいてはモーターサイクルスポーツの健全な発展を図るために定められる。

- 2-1 国内最高格式レース参加者であることを自覚し、競技規則を遵守することは勿論、子どもや社会から信頼されるスポーツマンシップ・フェアプレー精神による人格向上を目指さなければならない。
- 2-2 国際的視野をもってあらゆるスポーツに見識を広め、対外的な言動には、良識的責任ある模範的なスポーツ社会人でなければならない。
- 2-3 モーターサイクルスポーツファンはもとより善良な社会人に対して、常に温かく親切かつにこやかに接し、ファンの満足と社会的評価を高めなければならない。
- 2-4 大会期間中の服装は、チームウェアの着用等、モータースポーツ関係者として社会に誇示できるものでなければならない。
- 2-5 MFJ、プロモーター、各大会主催者が行うイベント（サイン会・撮影会・ピットウォーク等）及び関連プロモーション活動に誠実に協力しなければならない。
- 2-5-1 MFJプロモーションスタッフとのスタイル・スピーチ・行動の協議
- 2-5-2 大会間の合意されたプロモーション活動及び各種のインタビュー
- 2-5-3 公式練習・予選期間中のインタビュー
- 2-5-4 車載カメラ・通信機器・表示機器などの搭載協力
- 2-5-5 表彰式典と勝利者インタビューへの出席及びメディア向けインタビュー
- 2-5-6 公式スポンサーのプロモーション活動への協力
- 2-5-7 公式メディアへの露出協力
- 2-5-8 その他合意された事項

3 開催内容と競技会の基本スケジュール

- 3-1 全日本選手権対象種目とライセンス区分は次のとおりとする。

種 目	JSB1000	J-GP2	ST600	J-GP3
ライセンス	ロードレース国際ライセンス			

3-2

JSB1000クラスの予選・決勝方式は下記とする。

※詳細は大会特別規則に示す。天候等で変更される場合もある。

大 会	予 選	決 勝
第1戦 鈴鹿2 & 4	ノックアウト方式	1 レース
第2戦 オートポリス	ノックアウト方式	1 レース
第3戦 もてぎ	ノックアウト方式	1 レース
第4戦 SUGO	計時予選	1 レース (耐久)
第6戦 オートポリス2 & 4	ノックアウト方式	1 レース
第8戦 岡山国際	ノックアウト方式	1 レース
第9戦 MFJGP 鈴鹿	ノックアウト方式	2 レース

予選組が複数の場合、計時予選方式に変更することが認められる。

3-3

レースウィークの基本スケジュール

3-3-1

全日本選手権は下記基本スケジュールに基づき開催される。

月～木曜日：当該大会にエントリーしている選手の走行は禁止とされる。これに違反した場合罰則が適用される。

ただし、特別な事情によりMFJロードレース委員会が認めた場合は、ART走行または特別スポーツ走行が認められる。

大 会	特別スポーツ走行日	クラス
第9戦 MFJGP 鈴鹿	10月29日 (木)	全クラス

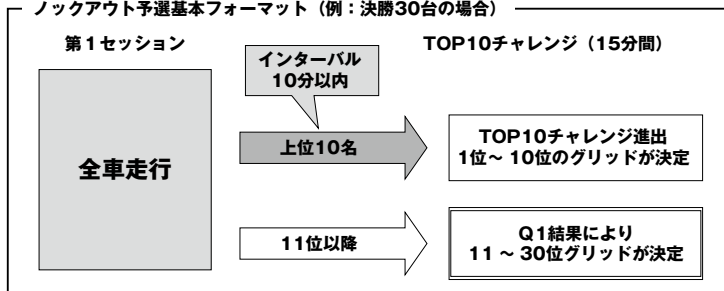
金曜日：練習走行 ART走行

土曜日：公式予選

・予選最多出走台数以内であれば、1組、1回の予選とする。ただし、主催者によっては、2回とすることができる。

J-GP2 J-GP3	最多予選出走台数に満たないエントリーで予選1回で行なわれる場合 予選落ちがある場合 最低時間 40分 予選落ちがない場合 最低時間 35分 予選が2回行なわれる場合 予選1回目 最低20分 予選2回目 最低15分
ST600	最多予選出走台数に満たないエントリーで予選1回で行なわれる場合 予選落ちがある場合 最低時間 35分 予選落ちがない場合 最低時間 30分 予選が2回行なわれる場合 予選1回目 最低20分 予選2回目 最低15分
JSB1000	《計時予選方式》 最多予選出走台数に満たないエントリーで予選1回で行なわれる場合 予選落ちがある場合 最低時間 45分 予選落ちがない場合 最低時間 40分 予選が2回行なわれる場合 予選1回目 最低20分 予選2回目 最低20分 尚、主催者判断により予選時間を増加することができる。 《主催者が定める予選方式》 ・ノックアウト方式 第1セッション 1組の場合 30分以上 2組以上の場合 25分以上 トップ10チャレンジ (第2セッション) 進出者数および時間は、主催者が決める。

ノックアウト予選基本フォーマット (例：決勝30台の場合)



2015年全日本ロードレース選手権大会特別規則

主催者は、大会特別規則または公式通知により土曜日に決勝を行うことができる。

日曜日：午前 ウォーミングアップラン 各クラス最低10分

※土曜日に予選・決勝を行うクラスはウォーミングアップランの設定はない。

9：00～ 決勝レース

3-3-2 予選順および決勝レース順は、主催者が定めることができる。

3-4 競技会の日程は巻末（359頁参照）に示す。

4 参加定員

4-1 全クラス最大予選組2組までのフリーエントリーとする。

4-2 最大予選組を超えるエントリーのある場合、主催者が決定する。

4-3 最終戦のMFJグランプリは、出場者に下記の条件が設定される。

☆JSB1000クラス

エントリー数の上限は予選1組の最多予選出走台数とし、以下の優先順序で決定する。

- ① 全日本選手権JSB1000クラス第8戦岡山大会までのポイント取得者
- ② 前年度当該クラスチャンピオン
- ③ 主催者またはロードレース委員会推薦

☆ST600、J-GP3クラス

エントリー数の上限は予選1組の最多予選出走台数とし、以下の優先順序で決定する。

- ① 全日本選手権の当該クラスにおいて第8戦岡山大会までのポイント取得者
- ② 主催者またはロードレース委員会推薦
- ③ SUGO、筑波、もてぎ、岡山国際、九州選手権（オートポリス、HSR九州）の地方選手権当該インター（INT）クラスの最上位1名、鈴鹿選手権当該インター（INT）クラスの上位3名（順位の繰上げは行わない）。
時期は9月28日時点のランキングをもとにする。

☆J-GP2クラス

エントリー数の上限は予選1組の最多予選出走台数とし、以下の優先順序で決定する。

- ① 全日本選手権J-GP2クラス第8戦岡山大会までのポイント取得者
- ② 主催者またはロードレース委員会推薦

4-3-1 エントリー締切後の全日本選手権当該クラスにおいて、ポイントを取得した者は、エントリーが認められる。

4-3-2 世界選手権・海外選手権出場者などの参加については、当該ライダーの実績をもとに主催者が参加の可否を決定する。

5 追加のクラス

併催種目の設定に際しては、パドック並びに全日本の予選、決勝に影響しないことを条件に開催が認められる。

6 コースと最多出場台数

- 6-1 コースはMFJが国際公認もしくは準国際公認したコースとする。
 6-2 各施設の同時出走最多台数は以下のとおり。

施設	JSB		ST600・J-GP2		J-GP3	
	決勝	予選	決勝	予選	決勝	予選
SUGO	37 (40)	48	40	48	40	48
筑波	21 (24)	28	30	36	36	43
もてぎ	37 (40)	48	40	48	40	48
鈴鹿（フルコース）	41 (44)	52	44	52	44	52
鈴鹿（東コース）	18 (21)	34	21	34	24	34
岡山国際	37 (40)	48	40	48	42	50
オートボリス	39 (42)	50	42	50	42	50

※予選台数については、エントリー状況により、変更することが認められ、変更する場合特別規則に明記される。

※「JSBクラス決勝」欄（ ）内数字は、シード権が適用されない場合の予選通過台数を示す。

7 予選の組み分け

予選が複数組に分かれる場合、組分けの優先順は、以下の通りとする。

- 7-1 第3戦までは、前年度の当該クラスのランキング順に振り分ける。
 7-2 第4戦以降、エントリー締め切り時点の当該年度ランキング順とする。
 7-3 前年度ランキングに載っていない場合やクラス変更を行ったライダーの場合は、指定されたゼッケンの若い順に振り分けられる。
 ※予選組分け対象者は、当該大会にエントリーしている者とする。

8 大会審査委員会

- 8-1 大会審査委員長はMFJロードレース委員会委員、もしくは主催者が指名する1級競技役員でMFJが任命する。
 8-2 任命された審査委員長が定時までに会場に到着しない場合は、次席のものがこれにあたる。
 8-3 審査委員長は必要に応じてエントラントの代表者を指名し、審査委員会に同席させることができる。ただし、投票権は与えられない。

9 参加資格

- 9-1 2015年度ロードレース国際ライセンス所持者
 9-2 JSB1000クラスと他のクラスのダブルエントリーは禁止される。(SUGO大会セミ耐久を除く)

10 出場料

JSB1000クラス

- 1 大会 出場料（本体価格＋消費税8%）
 スポット参戦者：30,800円（28,519円＋2,281円）
 年間参戦者：20,500円（18,982円＋1,518円）

J-GP2・ST600・J-GP3クラス

1大会 出場料（本体価格＋消費税8%）

スポット参戦者：20,500円（18,982円＋1,518円）

年間参戦者：16,400円（15,186円＋1,214円）

予告：消費税が改定された場合は、出場料改定および適用時期がアナウンスされる。

11 ピットクルー

- 11-1 ライダー1名に対して6名までのピットクルーが認められる（同チームにおける2人目以降のライダーには制限がある）。いずれもピットクルーライセンスを必要とし、当日の変更は可能であるが追加は認められない。
JSB1000クラスのみライダー1名に対して8名までのピットクルーが認められる（同チームにおける2人目以降のライダーには制限がある）。
- 11-2 ピットエリアではライダー1名について3名までのピットクルーが作業できる。

12 レース当日の練習走行

- 12-1 レース当日の朝、各クラスごとに最低10分間の練習走行が行われる（土曜日に予選・決勝が行われるクラスを除く）。
- 12-2 天候等やむを得ない理由で短縮または中止される場合がある。

13 ゼッケンナンバー

- 13-1 前年度全日本選手権の有得点者で、当該クラスのランキング順位に従って年間指定ゼッケンナンバーが与えられる（JSB1000クラスは除く）。
- 13-2 その他の年間出場ライダーにはARTにより年間ゼッケンナンバーが指定される。
- 13-3 ランキング順位に従って定められたゼッケンナンバーを変更する場合は、MFJ中央スポーツ委員会にて許可が必要であり、別途定める料金を必要とする。
- 13-4 ナンバープレートおよびゼッケンナンバーについては、付則4ロードレース規則[[8]ナンバープレート・[9]ゼッケンナンバー項]および各クラスの技術仕様に適合してなければならない。
- 13-5 全日本選手権（ナンバープレート）規則
- 13-5-1 ナンバープレートの地色および数字の色は下記のとおりとする。
文字（数字）の色は、黒か白文字とする。ナンバープレートのバックグラウンドの色は自由とするが、文字（数字）が判別しやすいようにしなければならない。
- 13-5-2 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また影付き文字などは認められない。ただし、チャンピオンゼッケンの1に限り字体は自由とするが、判読しやすいものでなければならない。
- 13-5-3 バックグラウンドは最低限、下記の面積が単色でなければならない。
（蛍光色は禁止される）
幅 275mm × 高さ 200mm
- 13-5-4 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の決定が最終的なものとする。
- 13-5-5 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着してるモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。
- 13-5-6 サポートナンバーおよびプレートについては、クラス別技術仕様の「ナンバープ

レート及びカラー 6-6項、ナンバープレート7-13項] に適合していなければならない。

14 スペアマシン

スペアマシンの登録は、JSBクラスのみ認められる。

14-1 スペアマシンの登録

- ・出場申し込みの際に、JSB1000クラスのみ1名のライダーに1台のスペアマシンを登録することができる。年間登録チームは各大会の公式車検前までとする。
- ・スペアマシンは登録されたメインマシンと同一のメーカーに限られる。
- ・スペアマシンはメインマシンと同時に、同じゼッケンをつけた状態で車検を受けなければならない。

14-2 スペアマシンの使用

- ・公式予選では、ライダーは登録されたメインマシンとスペアマシンの2台の車両を使用することができる。
- ・決勝レースのスタート進行開始後のスペアマシンとの交換については、国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 [17]スタート方法17-4-10-6] が適用される。
- ・決勝レースが赤旗中断された場合のスペアマシンとの交換については、国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 [24赤旗中断されたレースの再スタート24-1-4、24-2-5] が適用される。

14-4-2 年間登録チームのスペアマシンに関する規定

年間登録チーム（同一エントラント）で同クラスに参戦する年間登録ライダー2名がいる場合は、下記条件にて1台のスペアマシンを共有することができる。この条件に違反した場合には失格の罰則が科せられる。

- ・事前にいずれかの年間登録ライダーにスペアマシンが登録されており、車検に合格していなければならない。
- ・スペアマシン登録変更（同一エントラント参戦年間Aライダーから年間Bライダーへ移動）は当該大会開催期間中1回のみ許可される。それ以降の変更はできない。
- ・スペアマシン登録変更をする場合は、大会事務局に申請を行い、エントラント自らの責任においてゼッケン、マーキングされたタイヤ、トランスポンダーの交換等を行わなければならない。
- ・公式予選／ウォームアップ／決勝（スタート進行含む）が開始された後は、そのセッション中にスペアマシンの登録変更はできない。

※セッション終了後から次のセッションの間は登録変更ができる。

決勝レースが赤旗で中断し、再スタートとなった場合はスペアマシン登録変更の申請ができる。

15 ピットロードのスピード制限

大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は60km/h以内とする。

スピード制限に違反した場合は罰則が科せられる。

決勝レース時の違反に対する罰則は、違反1回に対してストップ＆ゴー・ペナルティー1回とする。この制限速度に違反した場合、ストップ＆ゴー・ペナルティーの手順が繰り返される。ただし、レース終了までにペナルティーが消化できない場合、競技結果に30秒加算される場合がある。

16 タイムキーピングシステム

主催者の定める大会特別規則にて自動計測装置の取り付けを義務づけられた場合、これに従わなければならない。

17 スターティンググリッド

スターティンググリッドの数および配置は各大会の特別規則に示される。

18 レース距離

- 18-1 各クラスの決勝レースの距離を下記のように定める。
JSB1000・J-GP2・ST600・J-GP3 40km以上～130km
- 18-2 上記レース距離は、天候等やむを得ない理由によって短縮される場合がある。

19 賞および得点

- 19-1 賞の詳細については公式通知に示される。
- 19-2 全日本選手権のランキングは得点の総合計によって決定される。その他の詳細は全日本選手権ランキング決定基準（59頁）に示される。
- 19-3 全日本選手権の得点は下記のポイントが与えられる。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- ・予選出走台数1台以下は不成立。
 - ・得点は、完走者のみポイントが与えられる。
- 19-4 決勝2レース制の場合のポイントは、レースごとに通常のポイントが与えられる。
- 19-5 MFJグランプリ大会は規定のポイントに3点が加算される。
決勝2レースの場合、それぞれのレースにボーナスポイント3ポイントが加算される。
- 19-5-1 決勝2レースにおける決勝中止および打ち切り時の得点について
「第3章競技会競技会の延期および中止等28-5-2-1項」の適用をもとに、決勝2レースの場合は以下が適用される。
- 19-5-2 決勝2レースの内、決勝の1レースが中止された場合は、中止された決勝が、走行が2周以下の場合は、ノーポイント（予選を行った場合は、予選結果にて1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える）。
走行が3周以上2/3周を完了しないうちにレースを打ち切った場合は2/3（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える。
- 19-5-3 決勝2レースの内、決勝2レースとも中止された場合は、ノーポイント（予選を行った場合は、予選結果にて1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える）。ただし、この場合のポイントは大会として1回のみ付与される。
この予選結果（決勝1レースと2レースの決勝グリッド）が異なる場合は、全選手が走行する予選を指し、大会特別規則または公式通知にて適用される予選が公示される。
- 19-6 MFJユースカップ
- 19-6-1 J-GP3クラスについては、年齢12歳から17歳までのライダーにユースカップが設定される。
- 19-6-2 ユースカップへの登録は、事前に登録しなければならない。年齢の基準は、当該年度の1月1日とする。

- 19-6-3 ユースカップの得点は、レースの総合順位に基づき与えられる。
- 19-7 全日本選手権の得点は、当該大会の参加選手を対象とし、カテゴリーごとに19-3項の全日本選手権のポイントスケールによって選手に付与される。MFJ登録以外のスポーツ国籍選手についても得点を付与する。
- 19-8 チームランキングポイントは、年間登録チームのみが対象とされ、そのチームが起用するライダーの中の一番よいポイントだけを抽出し、積算する。
- 19-9 2015年度文部科学大臣杯は、JSB1000チャンピオンに授与する。

20 主催者の権限

- 20-1 参加申し込みに際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 20-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 20-3 ゼッケンナンバー、ピット・ガレージの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。ただし、エントリー台数によっては、ピットガレージの割り当てができない場合もある。ピットガレージの割り当ては、ARTに委託される。
- 20-4 やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 20-5 すべての参加者、ライダー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版、ビデオ等に関する権利を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 20-6 予選通過基準タイムはトップタイムの110%（JSBクラストップタイムの上位3名の平均タイムの110%）以内とし、大会主催者は特別規則書に記載して110%以内の範囲内でその基準タイムを変更することができる。
- 20-7 年間登録チームに所属するライダーは主催者・プロモーション委員会の行う広報活動に協力する義務を負う（詳細は登録申請用紙に記す）。

21 ペナルティーの通告

ペナルティーが科せられる場合、そのペナルティー内容により当該ライダーのみでなく、当該ライダーの所属するチーム代表者にも通告される。その場合、チーム代表者は同席しなければならない。ただし、ジャンプスタートの違反については、この限りではない。

22 タイヤ規制

ST600、JSB1000クラスにおける使用タイヤには、以下の規制があるため、それぞれの技術仕様には注意すること。

- 22-1 ST600

銘柄	用途	F/R	名称	サイズ
ブリヂストン	ドライ	フロント	BATTLAX RACING R10	120/600R17
		リア	BATTLAX RACING R10	180/640R17
	ウェット	フロント	RACING BATTLAX E05Z	120/600R17
		リア	RACING BATTLAX E08Z	180/640R17

刻印：ドライ、ウェットタイヤのサイドウォールに「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」または「NOT FOR HIGHWAY USE」（一般公道走行不可）の記載のあるもの

- 22-1-1 タイヤは、予選・ウォームアップラン・決勝を通じて1セットの使用本数が定められ、タイヤにタイヤマーキングシールを貼り付けなければならない。
 なお、マーキングしたタイヤの変更は認められない。
 ただし、ウェットタイヤは、タイヤマーキングの必要なく使用することができる。

ドライ時・ ウェット宣言中	ドライタイヤ	タイヤマーキングシールが必要
	ウェットタイヤ	タイヤマーキングシール必要なし

- 22-1-2 ウェット時のタイヤ使用本数制限は行わない。ただし雨天時においてドライタイヤを使用する場合、マーキングされたタイヤのみ使用可能とする。

- 22-1-3 追加タイヤ
 決勝2レースの場合のみ、決勝2レース目の決勝進出者に追加のタイヤ1セットが認められる。

- 22-1-4 マーキングされたタイヤの破損
 マーキングされたタイヤが転倒などの原因でタイヤ破損し、競技監督およびタイヤサプライヤーが走行不可と判断した場合、破損したタイヤを交換しなければならない。
 破損タイヤは、主催者が保管し、決勝レースはピットスタートもしくは競技結果に30秒加算のペナルティーが科せられる。

- 22-2 JSB1000

- 22-2-1 予選中のタイヤの使用本数が設けられ、2セットのみ使用することが認められ、タイヤにタイヤマーキングシールを貼り付けなければならない。なお、マーキングしたタイヤの変更は認められない。
 ウォームアップランおよび決勝レースのタイヤ使用本数制限は行なわない。

ドライ時	すべてのコンディションのタイヤが使用可能	タイヤマーキングシールが必要
ウェット宣言中	すべてのコンディションのタイヤが使用可能	タイヤマーキングシール必要なし

- 22-2-2 ウェット宣言時のタイヤ使用本数制限は行わない。
 また、マーキングの有無を問わずにすべてのコンディションのタイヤを使用することができる。なお、「ウェット宣言」が解除された場合は、解除後10分以内にマーキングされたタイヤに交換しなければならない。

- 22-3 タイヤ違反に対する罰則
 ST600・JSB1000クラスにおいて、タイヤ規制違反が発生した場合、以下の罰則を科せられる。

予選中 : 当該セッションの予選タイム無効 (マーキング違反の場合)

ST600クラス指定ワンメイクタイヤ以外の場合 : 失格

ウォームアップラン: 決勝レース中に「ストップ&ゴー・ペナルティー」または、
 決勝結果に対し30秒のタイム加算

決勝中 : 失格

23 スタート練習

プラクティスまたは、ウォームアップ中は、安全が確認されることを条件にピットレーン出口からコースに入るまでの部分で行うことができる。または当該セッションのチェッカーフラッグ提示後に、安全が確認されること、レーシングラインを外して行うことを条件に行うことができる。

ただし、各大会の特別規則または公式通知によってスタート練習の時間、場所、方法が示され

た場合には、それに従わなければならない。

24 JSB1000クラスのシード権

JSB1000クラスは全日本選手権のメインクラスとして位置づけられ、観客・メディア・スポンサー等を意識しトップライダーの不測の事態による欠場を防ぐ目的でシード権を設定する。

- 24-1 シード対象者は前年度JSB1000クラスのトップエントラントチーム（チームランキング10位以内）から参戦する年間登録ライダーと主催者推薦の参戦ライダーとする。なお、主催者推薦の参戦ライダーの適格性についてはプロモーション委員会にて審査を要する。
- 24-2 シード対象者は予選不通過（不出走含む）の場合、シード権行使の申請を提出し、認められた場合決勝に進出することができる。シード権行使が認められる最大数は3名とする。
- 24-3 シード権が行使される場合の手順は以下の通りとする。
- 24-3-1 シード権を有する選手は大会公式通知にて予選前に発表される。
- 24-3-2 シード権を行使する場合、当該チームは予選暫定結果発表後30分以内に大会事務局に申請しなければならない。
- 24-3-3 予選通過人数はグリッド数からシード最大数である3名を引いた数が設定され、シード権行使の数により、予選結果順に繰り上げる。
- 〈例〉
- ① グリッド数40の場合、予選通過人数は37名を1次的に設定する。
 - ② シードが1名の場合、38～39番グリッドは予選結果38位・39位を繰り上げ、40番グリッドにシード選手を入れる。シード2名の場合も同様。
 - ③ シードが複数の場合、シード同士のグリッド優先順位は主催者が決定する。
 - ④ シード希望が3名を超える場合の対象者選択は主催者が決定する。
- 24-3-4 シードライダー決定後、大会審査委員会の承認を受け正式グリッド表が発表される。

25 ST600クラス ワンメイクタイヤ特別規則

全日本選手権のST600クラスは、ワンメイクタイヤ制度となり22-1項のタイヤの使用およびブリヂストン指定表示（25-1項）が参加者に対し、遵守事項として義務づけられる。

- 25-1 ブリヂストン指定表示
- 25-1-1 参加者は、MFJおよび大会主催者に「ブリヂストン広告」スペースを提供しなければならない。
- 25-1-2 「ブリヂストン広告」の範囲は次頁図1、図2のとおりとし、指定表示物（ステッカー）は大会主催者より配布され、指定された位置および角度への貼付が義務付けられる。
- その指定位置左右に十分な間隔を空けてなければならない。
- レーシングスーツに貼り付けるワッペンについては有料となります。

2015年全日本ロードレース選手権大会特別規則

25-1-2-1

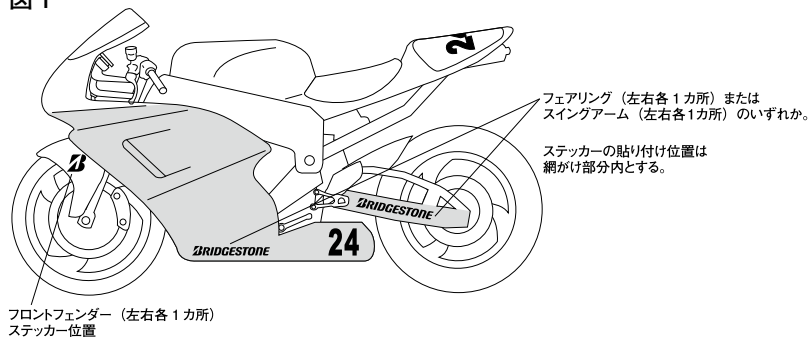
車両の広告スペース

下記の位置に貼り付けなければならない。

車両 ステッカー位置	ロゴタイプ ※	サイズ (横×縦)
フロントフェンダー (左右各1カ所)		7.5cm×6.5cm
フェアリング (左右各1カ所) または スイングアーム (左右各1カ所) のいずれか。		25cm×3.5cm

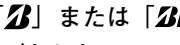
※ロゴタイプのステッカーの実物はカラーのものとなります。

図 1



25-1-2-2

ヘルメットまたはレーシングスーツの広告スペース

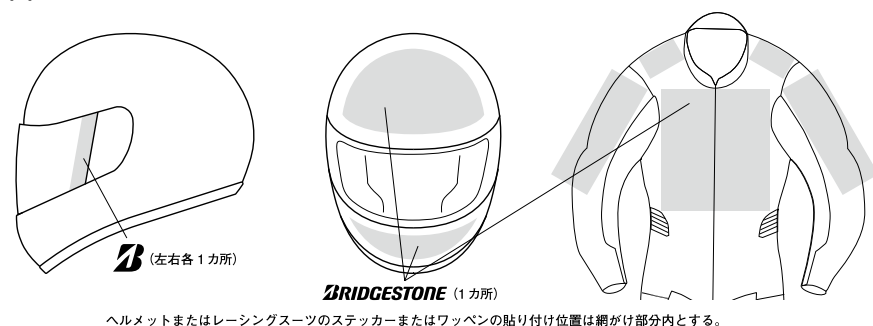
下表いずれかの箇所に「」または「」ロゴステッカーまたはワッペンを貼り付けなければならない。

ヘルメット／スーツステッカー位置	ロゴタイプ	サイズ (横×縦)
ヘルメット シールドの脇 (左右各1カ所)		3cm×2.7cm
ヘルメット前頭部または顎部分 (1カ所)		12cm×1.8cm
レーシングスーツ (前部分1カ所)		15.4cm×4.5cm (外枠)

※ロゴタイプのステッカーおよびワッペンは実物はカラーのものとなります。

※ワッペンは有料となります。

図 2



25-1-3

上記、図1、図2のスペース以外の場所は参加者自身の特定の広告を貼付できるが、MFJおよび大会主催事務局によって拒否される場合があることを予め承知していただなければならない。

拒否されるケース 同業他社名、同業他社の商品名および公序良俗に反するもの、社会通念上奇異に感じられる名称など。

26 レースディレクション

- 26-1 全日本ロードレース選手権シリーズの競技運営を平準化し円滑に執行すること、並びに競技の安全・公平・モラル向上を目的とし、競技監督とMFJセーフティーオフィサー（以下「MFJSO」という）から構成するレースディレクションが競技運営を司る。
- 26-2 MFJSOは一貫性のある判断を行う必要から基本的に同一人物がシリーズを通して任にあたる。
- 26-3 レースディレクションの決定は競技監督とMFJSOの合議とするが最終決定権は協議監督が有する。
- 26-4 レースディレクションは、前述の目的の為に大会期間中の規則違反、規律違反への罰則を決定し執行することができる。

27 MFJセーフティーオフィサー(MFJSO) の義務と権限

MFJSOは常時、競技監督に助言し、協議しながら役務を遂行する。

予選、決勝中の選手走行に関する安全面の判断、判定に対して助言および情報提供を行い全日本選手権のシリーズ判定基準の平準化を目指す。

大会期間中の予期せぬ事態のレース運営や判断判定に対し、安全面の立場や意見に基づき、競技監督に助言を行う。

- 27-1 運営に携わる競技役員の配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。
- 27-2 全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技監督と同席する。
- 27-3 MFJSOは、以下の項目についてMFJ国内競技規則および大会特別規則に従い、競技監督に対し助言を含め協議対応を行う。
 - 27-3-1 前戦までの問題点の報告と対策
 - 27-3-2 タイムスケジュールの遵守または変更および再開時間などの助言
 - 27-3-3 全ての予選、ウォームアップや決勝レースを中断し、再開の為のスタート手順の助言
 - 27-3-4 決勝レースにおける赤旗またはセーフティカー導入および引き揚げの助言
 - 27-3-5 トラブル車両の把握と対応に関する助言
 - 27-3-6 発生した違反行為に関する助言
 - 27-3-7 コースコンディションへの対応助言
 - 27-3-8 決勝レースへのスタート手順と進行の実施および修正案の検討
 - 27-3-9 危険走行者への注意と申し送りおよび審査委員会への上申
 - 27-3-10 問題に対する関係者の意見の聴聞
 - 27-3-11 ペナルティーポイントの付与に関する判定とポイント管理
 - 27-3-12 その他、全日本選手権としての相応しくない行為・行動の防止、解決策の提案実施

28 ペナルティーポイント

観客に対し、魅力的なレースの展開、選手にとってすべてのモーターサイクルレースの模範となるスポーツマンシップの構築と高い安全性の確保とレース運営を目的とする。

全日本選手権ロードレースのレースディレクションは、円滑な運営、選手（間）の危険な行為、

2015年全日本ロードレース選手権大会特別規則

行動などに全日本選手権ロードレースシリーズを通して1年間累積するペナルティーポイントを与える（当該大会の審査委員会が与える罰則と重複して、又は単独で与えられる場合がある）。そのポイントに達した時点で罰則が与えられる。

危険な行為、危険な行動の定義

- 1) 黄旗、赤旗中提示区間における追い越し、接触、転倒またはそれを誘因したり、誘発を引き起こす行為または引き起こす恐れのある行為
- 2) レース中の青旗に従わず後続車にラップされることを妨げる行為
- 3) コースアウト後等のコース復帰の安全確認不履行。転倒、コースアウト等の後、現場をさらに危険にしたケース
- 4) レース運営、進行を妨げる行為
- 5) 無理な状態での追い越し、接触、転倒を誘発した行為
- 6) 車両トラブル等による停止無視や旗、ボードの指示違反
- 7) 暴力行為、報復行為、社会的信用失墜行為等
- 8) プロモーション上の不適切な行動
- 9) その他、前項に類似する不適切な行為

選手（エントラントの行動も含む）への罰則

ポイント	事 例
4	次大会の予選ベスト5タイム抹消
7	次大会の決勝ピットスタート
10	次大会の参加拒否、又は当該大会失格

- ・このポイントは、レースディレクションの聴聞を経て決定される。
- ・このポイントは、確定した当該時刻より効力が開始され、当該大会決勝日から365日間累積される。
- ・このポイントは、事例が重複した場合はポイントが合算される場合もある。

29 テクニカルアドバイザーの役務

テクニカルアドバイザーは、車検長に助言し、協議しながら役務を遂行する。

車両規則や車両検査に関する項目について助言および情報提供を行い、全日本選手権のシリーズ判定基準の平準化を目指す。

ただし、車検の運営や判定に関する最終的な判断を下す権限は車検長が有する。

30 本規則の施行

本規則は2015年1月1日より施行する。なお本規則に示されていない事項は、主催者の発行する大会特別規則による。

付随事項

全日本選手権第4戦 SUGO大会 JSB1000クラスは、200km以下の耐久レース形式を予定しており、距離、給油方法、タイヤ、エントリー料等の詳細は別途定めるSUGO大会特別規則による。

付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則と内容が相反する場合は、SUGO大会特別規則を優先する。

SUGO大会特別規則は、MFJホームページで公示する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則7

GPフォーミュラ基本仕様

 MFJ ROAD RACE

J-GP2・J-GP3に共通する事項はこの基本仕様1～8項に記載し、個別の事項は以下に記載する。

- ・J-GP2技術仕様は9項「全日本選手権J-GP2クラス 車両技術仕様」による。
- ・J-GP3 4ストローク車両に関する技術仕様は10項「J-GP3クラス 車両技術仕様」による。
- ・J-GP3 2ストローク車両に関する技術仕様は11項「J-GP3クラス 2ストローク車両技術仕様」による。

〈J-GP3クラスに参加できる車両〉

J-GP3クラス		ライセンス	4ストローク	2ストローク
			J-GP3公認車両 モトクロス、エンデューロ公認車両 (GP-MONO)	GP125車両
全日本選手権		国際	○	×
地方選手権	インタークラス	国際	○	○
	ナショナルクラス	国内/RF/J	○	○

○ 参加可能 × 参加不可
RF：フレッシュマンライセンス J：ジュニアライセンス

1 序論

- 1-1 モーターサイクルとは、一本の軌跡を残す二輪車両で、内燃エンジンによって推進され、ひとりのライダーによってコントロールされるものである。
- 1-2 GPフォーミュラ技術仕様に適合することを条件に、コンストラクターはデザイン、材質、およびモーターサイクルの全体的構造において自由に革新性を追求することができる。
- 1-3 用語の定義
改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し切削、追加、研磨を行う行為
変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を、他のパーツに置き換える行為
材質＝「鉄、アルミニウム、マグネシウム、カーボンなど」の分類を指し、製造方法まで規制するものではない。各材質は、各々の材質を主成分としたものである。
材質については、必要に応じて製造方法も併記して規制の運用を行う。
素材＝材質と製造方法を含む。
- 1-4 規則の追加、改訂はMFJホームページにて告示される。

2 クラス

- 2-1 エンジン容積と気筒数に基づいて下記のクラスに分類される。

クラス		エンジン排気量	最大気筒数
J-GP2	4 ストローク	401ccを超え600ccまで	4
J-GP3	4 ストローク	175ccを超え250ccまで	1
	2 ストローク	85ccを超え125ccまで	

3 エンジン

- 3-1 エンジンは自然吸気であってはいない。
- 3-2 エンジンの排気量はシリンダーの行程容積によって定義される。
- 3-3 排気量に許容誤差は認められない。
- 3-4 エンジン排気量は外気温のもとで測定されなくてはならない。
- 3-5 全てのモーターサイクルには、クランクケースにエンジン認識番号（エンジンナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない。
刻印のないエンジンは、主催者が指示した新たなエンジンナンバーの刻印の打ち込みまたはペイントによる管理方法に従わなければならない。

4 排気量の算出方法

- 4-1 総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。
- 4-2 公式

$$\text{総排気量} = (D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$$
D=ボア C=ストローク 単位=cm 小数点以下4桁で切り捨て
- 4-3 測定の際には、ボアに50μmまでの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを超える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われる。
- 4-4 シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。
オーバル（楕円）ピストンの使用は禁止される。
- 4-5 全てのカテゴリーにおいて、ターボチャージャー、スーパーチャージャーは禁止される。

5 ギヤ

- 5-1 ギヤの最大段数は6速とする。
- 5-2 電子制御を使ったクラッチ作動システムは認められない。ただし、クイックシフターは認められる。

6 キャブレター／フュエルインジェクション

- 6-1 キャブレター／スロットルボディのサイズはクラス別技術仕様（9項、10項、11項）による。
- 6-2 キャブレター／スロットルボディのサイズとは、吸入混合気通路最小断面積部分の面積が各クラス別技術仕様のサイズ相当以下であること。この場合、ジェット、ニードル、バタフライシャフト、バルブ、スロットバルブ等の形状、断面積は考慮されないものとする。

マニホールドタイプのフュエルインジェクションへのサイズ制限値も同様とする。

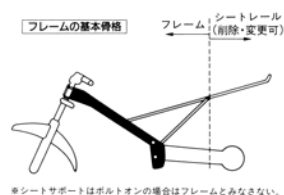
7 一般的なアイテム

7-1 材質

- 7-1-1 フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スピンドルに関しては、アルミニウム、マグネシウムの使用も禁止される。チタニウムのナットとボルトの使用は許可される。
クランクシャフト、カムシャフト、ピストンピンの材質は鉄でなければならない。ピストン、シリンダーヘッド、シリンダーブロックの構成はカーボン、あるいはアラミド繊維強化材を用いた、複合材であってはならない。
- 7-1-2 ブレーキキャリパーは弾性率80GPAより小さいアルミニウム材で製造されなければならない。
- 7-1-3 エンジンのいかなる部品も、50GPA (g/cm³) より大きい比弾性率をもつ金属材料で製造されてはならない。

7-2 フレームの定義

- 7-2-1 フレームとは以下に示すとおり、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。



- 7-2-2 シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。
- 7-2-3 全てのモーターサイクルには、メインフレームに車両認識番号（シャーシナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない。
刻印のないフレームは、主催者が指示した新たな刻印の打ち込み等による識別の管理方法に従わなければならない。

7-3 リヤスプロケットガード

- 7-3-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 7-3-2 リヤスプロケットガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とする。取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- 7-3-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。

- 7-3-4 スイングアームの補強とリヤスプロケットガードを兼ねることは認められる。
7-3-5 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。

7-4 エキゾーストパイプ

- 7-4-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
7-4-2 エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーのあるなしに関わらず丸みを帯びさせていなければならない。
エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角度は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。
7-4-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
7-4-4 後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
7-4-5 エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの位置にかかわらず、リヤタイヤ後端の垂直線より後ろにあってはならない。

7-5 ハンドルバー

- 7-5-1 ハンドルバーの最低幅は、450mmとする。
7-5-2 ハンドルバーの最低幅はグリップの外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。…… 7-11 (123頁・図3) 参照
7-5-3 ハンドルバーの先端が露出している場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
7-5-4 ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各15°以上なくてはならない。…… 7-11 (122頁・図1) 参照
7-5-5 フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
7-5-6 ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱい切ってもハンドルバー(レバーを含む)と燃料タンクの間に最低30mmの間隔があるように、ストッパー(ステアリングダンパー以外のもの)を取りつけなくてはならない。
ステアリングダンパーのハンドルストッパーとしての使用は認められない。
7-5-7 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
7-5-8 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

7-6 コントロールレバー

- 7-6-1 すべてのハンドルバー、レバー(クラッチ、ブレーキなど)は、原則として先端がボール状(このボールの直径は最低19mmとする)となっていなくてはならない。
このボールの上下の面は平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない(平らな部分の厚みは最低14mmとする)。この先端部分は、レバーと完全に一体となっていなくてはならない。
7-6-2 コントロールレバー(フットレバーおよびハンドレバー)は、それぞれ別個のピボ

ットに設けられなくてはならない。

- 7-6-3 ブレーキレバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

7-7 スロットルグリップ

スロットルグリップは、手で握っていない時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

7-8 フュエルポンプ

エレクトリック・フュエルポンプは、転倒の際に自動的に作動するサーキット・カットアウト（回路開閉器）を介して配線されなくてはならない。

7-9 フットレスト

- 7-9-1 フットレストの先端は、中空でない一体構造の最低半径8mmの球状でなければならない。
- 7-9-2 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 7-9-3 折りたたみ式でないフットレストの先端には、アルミニウム、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されなくてはならない（最低半径8mm以上）。

7-10 ブレーキ

- 7-10-1 すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- 7-10-2 左右へのフロントブレーキキャリパーのフロントブレーキラインの分岐部分は、ロワーフォークブリッジ（ロワートリプルクランプ）より上になければならない。
- 7-10-3 ブレーキディスクの材質は鉄（SUS含む）のみ認められる。
- 7-10-4 ブレーキパッド脱落防止のためにβピン付きのパッドピンを使っている場合は、βピンにワイヤーロックをしなければならぬ。
- 7-10-5 ブレーキキャリパー脱落防止のためのワイヤーロックを目的としてキャリパーボルトへの穴あけが認められる。
- 7-10-6 車両には、他の車両との接触等の場合に、ブレーキレバーが作動しないようにブレーキレバープロテクションを装備することを推奨する。
ただし、スロットルグリップの作動に支障がないように注意すること。



7-11 ボディワーク（フェアリング・ウインドスクリーン・フェンダー）

- 7-11-1 ウインドスクリーンエッジ、また、その他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていなければならない。
- 7-11-2 フェアリングの最大幅は600mmを超えてはならない。
シートまたはその後方にあるすべての物の幅は、450mmを超えてはならない（エキゾーストパイプは例外とする。図1参照）。
- 7-11-3 フェアリングの前端はフロントタイヤの前端から垂直に引かれた線より前に出てはならない。シートカウルの後端はリヤタイヤの位置にかかわらず、リヤタイヤ

の後端から垂直に引かれた線より後ろに出てはならない。この測定はサスペンションが伸びた状態（空車1G）で測定される（図2参照）。

- 7-11-4 横から見た場合、下記が見えなければならない。
- 7-11-4-1 最低180°にわたるリヤホイールリム
- 7-11-4-2 フェンダーまたはフォークに覆われた部分を除くフロントホイールリム全体。
- 7-11-4-3 ノーマルポジションに座ったライダー。上腕を除く。
注意：透明の材質を使用することは禁止される。
- 7-11-5 モーターサイクルのいかなる部分も、リヤタイヤの位置にかかわらず、リヤタイヤの後端から垂直に引かれた線より後方に突出してはならない。
- 7-11-6 シートのベースとシートの一番高い地点との差は最大150mmとする（図2参照）。
- 7-11-7 フェンダーは義務づけられない。装着された場合、フロントフェンダーは下記の範囲を超えてはならない。
- 7-11-7-1 フロントホイールスピンドルを通る水平の線から上と前に45°に引かれた線の前（図2参照）。
- 7-11-7-2 フロントホイールスピンドルからリヤまで水平に引かれた線の下。
- 7-11-8 ウイングは、それがフェアリングあるいはシート的一部分で、フェアリングとシートの幅、ハンドルバーの高さを超えない場合には装置を許可される。
尖ったエッジは丸くされなくてはならない。動くエアロダイナミック・デバイスは禁止される。

図1

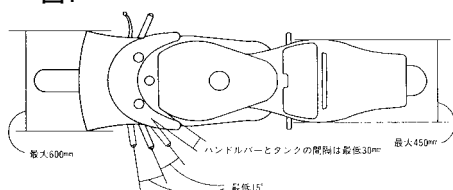
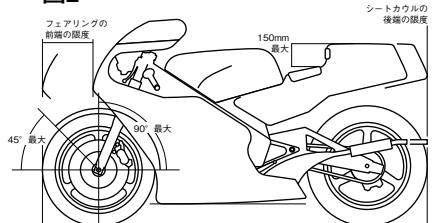
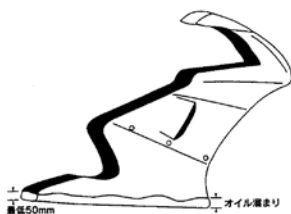


図2



- 7-11-9 車両の下部フェアリングは、取り付けられていなければならない、エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジン・クーラント総量の最低半分（J-GP2は最低5リットル、J-GP3は2.5リットル）をフェアリング下部（オイル受け）で保持できる構造になっていなくてはならない。
フェアリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られても良い。
フェアリング下部（オイル受け）の端部は、一番低いところから最低50mmの高さでなければならない。

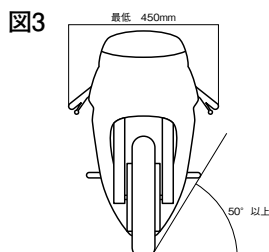
オイル溜まり



車両の下部フェアリングには、直径20mm（許容範囲+5mm）の孔を1個または2個設けなければならない。

- 7-11-10 これらの孔はドライコンディション時には閉じられ、競技監督がウェットレースを宣言した場合、開けなければならない。

- 7-11-11 転倒時に車両のダメージを最小限に抑えるためのフレームにプロテクティブコーンのとりつけは認められる。プロテクティブコーンは、フェアリング表面より飛び出し量を20mmまでとし、先端のRは10R以上とする。
- 7-11-12 クリアランス
- 7-11-12-1 空車1G状態のモーターサイクルは、タイヤ以外が路面に接地しない状態で、垂直線から50°以上の角度で傾斜が可能でなくてはならない。



- 7-11-12-2 サスペンションがどのようなポジションにあり、リヤ・ホイールアジャストメントがどのようなポジションにあっても、タイヤの円周に沿って最低15mmのクリアランスがなくてはならない。

7-12 ホイール、リム、およびタイヤ

- 7-12-1 ホイール
ホイールリムに使用される材質はマグネシウム及びアルミニウムのみが認められる。
- 7-12-2 リム
ホイールリムの幅は、ETRTO（ヨーロッパタイヤリム技術機構）の定める方法によりフランジウォールの内側にて測定される。
- 7-12-3 リムの幅およびリム径は以下のとおりとする。
リムの最大幅およびリム径は以下のとおりとする。

クラス	フロント		リヤ	
	幅	直径	幅	直径
J-GP 3	2.5インチのみ	17インチのみ	3.5インチのみ	17インチのみ
J-GP 2	最大3.75インチ	17インチのみ	最大6.00インチ	17インチのみ

- 7-12-4 タイヤ
- 7-12-4-1 レーシングタイヤが使用されなくてはならない。
タイヤには、「NOT FOR HIGHWAY USE」または、「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」と表示されていなくてはならない。

7-13 ナンバープレート

- 7-13-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドまたは、シートカウル上部で数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によっても、またはライダーが自分のシートに座った身体によっても隠れてはいけない。
- 7-13-2 シートカウル上部にゼッケンナンバーを装着する場合は、アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。
サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。

サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×高さ150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。

ナンバーの地色は、自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。

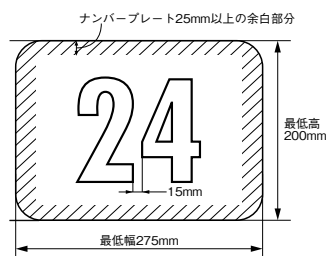
7-13-3 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。

7-13-4 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は幅275mm×高さ200mmとする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。

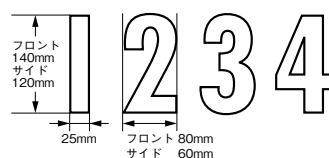
7-13-5 すべてのナンバープレートの数字の周囲には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。

7-13-6 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避ける為に、地の色同様につや消しでなければならない。

7-13-7 数字の最低寸法は下記のとおりとする。
フロントナンバー及びシートカウル上部の寸法は
最低高 : 140mm
最低幅 : 80mm (1の場合 25mm)
数字の最低の太さ: 25mm
数字間のスペース: 15mm



サイドナンバー及びサポートナンバーの寸法は
最低高 : 120mm
最低幅 : 60mm (1の場合 25mm)
数字の最低の太さ: 25mm
数字間のスペース: 15mm



サイドゼッケンとサポートナンバーの装着例

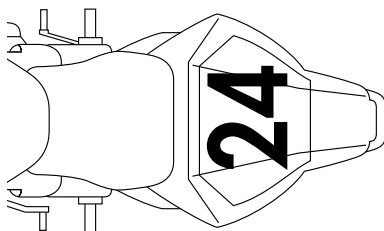
サイドゼッケン

例) No.24の場合

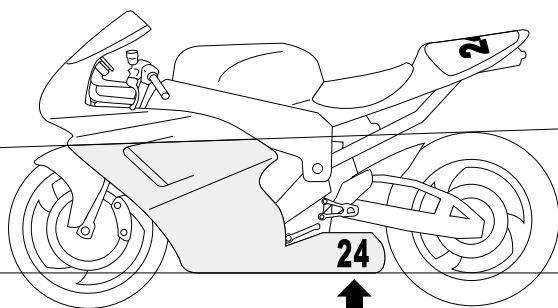


ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

シートカウル上部ゼッケン



サポートナンバーの装着例



※サポートナンバーの貼り付エリアは  部分

- 7-13-8 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

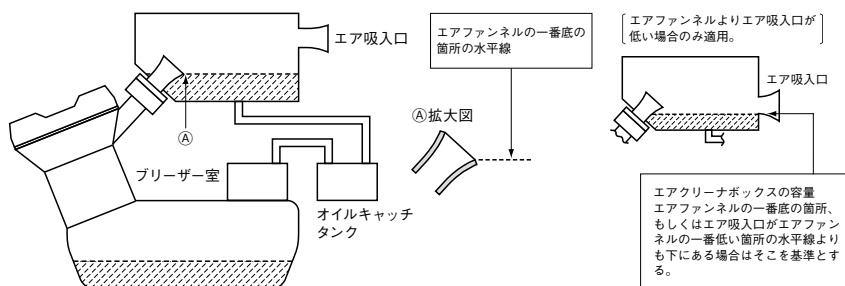
Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 7-13-9 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会前にすべて取り外されなくてはならない。
- 7-13-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
J-GP 2 緑地に白文字
J-GP 3 赤地に白文字（4スト車両） 黒地に白文字（2スト車両）
- 7-13-11 ナンバーおよびナンバープレートの明瞭度に関して論議が持ち上がった場合、車検長の判断が最終的なものとする。
- 7-13-12 この規定に適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。
- 7-13-13 地方選手権インタークラスのナンバープレート
国際ライセンス所持者は付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則13ゼッケンナンバー13-5全日本選手権（ナンバープレート）規則を適用してもよい。

7-14 燃料タンク及びオイルタンク

- 7-14-1 燃料タンクの材質は、鉄またはアルミニウムのみが認められる。
- 7-14-2 燃料はマシンにしっかりと固定された1つのタンク内に入れるものとする。
- 7-14-3 シートタンクおよび補助タンクは禁止される。すべての競技において、給油のため容易に脱着できる取り換えタンクを使用することは厳禁される。
- 7-14-4 燃料キャップはリークプルーフ（漏れ防止が施されているもの）で、ポジティブ・クロージングデバイス（確実にしめる装置）を装備していなくてはならない。
- 7-14-5 燃料タンクの容量を減少させる一時的充填物の使用は禁止される。
- 7-14-6 燃料タンクに防爆材を完全に充填することが義務づけられる。
- 7-14-7 オイルキャッチタンクとブリーザーシステム
- 7-14-7-1 全ての車両はクローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。
オイルブリーザーラインはエアクリナーボックスまたはエアクリナーボックス及びオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。
- 7-14-7-2 エアクリナーボックスで1000ccのオイル受け容量を確保できない場合、適切な材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000cc以上を確保していなければならない（エアクリナーボックス単体で1000cc以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される）。
- 7-14-7-3 エアクリナーボックスのオイル受け容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線より下の容量とする。
- 7-14-7-4 エアクリナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられるように塞がれていなければならない。
- 7-14-7-5 エアクリナーボックス及びオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。



- 7-14-8 オイルドレンボルトおよび供給パイプ
すべてのドレンプラグはワイヤーロックされなければならない。
外部のオイルフィルター・スクリューおよびボルトでオイルキャビティに進入するものは、安全にワイヤーロックしなければならない。
(例：ドレンボルト、オイルフィルターキャップ、レベルゲージ、オイルフィルター、水冷オイルクーラーボルト等)。
ワイヤーロックするための穴あけ加工は認められる。
エンジクラッチおよびACGカバーにあるメンテナンス用キャップについては、ワイヤーロックするか粘着テープによる脱落防止が推奨される。
- 7-14-9 燃料タンクブリーザーパイプ
ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。
これは、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチ・タンクに放出されるようになっていなくてはならない。
- 7-14-10 燃料タンクフィルターキャップ
燃料タンクフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。

7-15 燃料、オイル、冷却水

- 7-15-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない (AVガス (航空機用燃料) 等の使用は禁止される)。
- 7-15-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 7-15-2-1 競技用ガソリンとは当該競技会の開催されるサーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 7-15-2-2 競技用ガソリンは、鉛の含有量は 0.013 g/l 以下であること。
リサーチオクタン価が100.0 (RON)、モーターオクタン価が89.0 (MON) 以下であること。
密度は 15°C において $0.725 \text{ g/ml} \sim 0.780 \text{ g/ml}$ であること。
- 7-15-2-3 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール (燃料精製中に混入されているものに限る) については認められる。
- 7-15-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物 (レース用として一般市販されている冷却水) に限られる。ただし不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。

- 7-15-3 大会特別規則（全日本ロードレース特別規則等）によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

7-16 音量規制

- 7-16-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。ただし、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 7-16-2 ノイズテストの際、ギヤボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 7-16-3 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスペアサイレンサーに関しては例外とする。
- 7-16-4 ギヤはニュートラルにしてエンジンを回転させ、所定の回転数域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定の回転数に達した時に行うものとする。
- 7-16-5 回転数は、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- 7-16-6 所定のエンジン回転数 (rpm) =
$$\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$
- 7-16-7 音量規制値
ピストンスピード4ストローク11m/sec、2ストローク13m/secで測って105dB/Aまでとする。
レース終了後は3dB/Aの許容誤差が認められる。
- 7-16-8 GPフォーミュラ
音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。
- | | 1気筒 | 4気筒 |
|----------------------|----------|----------|
| J-GP2 (4ストローク) | | 7,000rpm |
| J-GP3 250cc (4ストローク) | 6,000rpm | |
| J-GP3 125cc (2ストローク) | 7,000rpm | |
- 7-16-9 サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
- 7-16-10 音量測定は、走行時と同じモードで測定される。
スイッチ等のモード切替が可能な車両は、すべてのモードで測定を行う場合がある。音量はすべてのモードで音量規定値に合致していなければならない。
- 7-16-11 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 7-16-12 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。
- 7-16-13 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 7-16-14 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 7-16-15 メーターの読み方は常に小数点以下を切り捨てとする。(105.9dB/A = 105dB/A)
- 7-16-16 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

7-17 テレメトリー

動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。

マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。

7-17-1 自動ラップ計時デバイスを追加することはできる。

自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

7-17-2 データーロガー（データ採取器、コンピューター記録装置など）の使用が認められる。

7-18 最低重量

7-18-1 下記が許可される最低車重である：

クラス	車両	最低重量
J-GP2	600cc（4ストローク）	148kg
J-GP3	250cc（4ストローク）※全日本除く	80kg
	125cc（2ストローク）	77kg

7-18-2 最低車重を達成するためにバラストの追加が許可される。

7-18-3 車両重量は大会期間中いかなる時においてもマシン重量（燃料含む）は、最低重量以下であってならない。

7-18-4 車重は最初の車検でチェックされる。しかし、最終的な車重検査は、プラクティスセッション終了後、あるいはレース終了後に実施される。

モーターサイクルの車重は、燃料タンクを装着した状態でガソリン、オイル、水、及び他の液体を含み、すべての追加の装備（例えばオフィシャルのタイム計測装置、カメラ装備等）を装着した状態（計測時に一切の追加は認められない。）で計測される。

7-18-5 全日本選手権J-GP3クラスの最低車両重量は、完全装備のライダー重量と車両重量を合算して145kgとする。

GP-MONOベース車両（モトクロス、エンデューロエンジンを搭載したもの）は、135kgとする。

7-18-6 レース終了後は、1kgの許容誤差が認められる。

7-19 キルスイッチ

エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチが、ハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取付けなければならない。

8 部品の買い取り制度

8-1 大会にて6位以内に入賞した車両及び部品は、購入希望者がいた場合、下記価格にて販売しなければならない。売買によって発生する税金は、この金額に含まれない。

8-2 部品買取価格（単位：円）

J-GP2クラス：フロントフォーク単品左右セット（フォークブラケット含まず）
60万円

J-GP3クラス：エンジン150万円

エンジンとは吸気システム（スロットルボディ、インジェクター）及び1つの完

- 全なトランスミッションを含む完全なエンジン本体を言う。
- 8-3 購入希望者は決勝レース暫定結果発表後30分以内に限り購入申請をすることができる。
- ・ 売主を除き、購入申請者は当該レース参加者に限る。
 - ・ 購入申請は決勝レース暫定結果発表後に行うことができる。
 - ・ 購入申請が締め切られた後、売主に購入申請があったことが通達される。
- 8-4 購入申請は主催者指定の用紙に必要事項を記入し、以下の物を揃え、主催者へ提出すること。
- ・ 購入申請締め切り後の申請撤回は認められない。
 - ・ 購入申請用紙
 - ・ 購入者の運転免許証のコピー
 - ・ 購入申請保証金50,000円（購入申請保証金は購入代金の一部とされる）
- 8-5 希望者が複数の場合、申請締め切り後、抽選の会場・時間が購入希望者に連絡される。購入者は主催者により抽選にて購入優先順位が決定される。購入優先順位1位以外の者の購入申請保証金は抽選後返却される。
- 8-6 購入申請が提出された時点より、主催者は部品を売買契約日まで保管しなければならない（売主が部品に触れることは禁止される）。
- 8-7 売買契約日は購入申請日から起算して10日以内の間に設定されなければならない、売主・購入者・そして主催者の3者にて売買契約日を決定する。
- 8-8 前項にて決定された売買契約日に購入代金（現金）と部品の受け渡しが行われる。
- 8-9 売買契約日までに売主・購入者双方とも身分証明書のコピーを主催者に提出しなければならない。
- 8-10 売買契約は売主、購入者双方とも主催者立会いのもと行われる。
- 8-11 8-7項にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費（運搬費等）は購入希望者が負担する。
- 8-12 売買契約が無効になった場合は、優先順位の次点の購入希望者に購入権利が与えられる。
- 主催者により次点購入希望者に連絡し、3日以内に再度、購入申請保証金が主催者に提出された時点で購入権利の移行が確定する。確定しなかった場合は、再度さらに次点の者に購入希望の発生が連絡され、同様の手順が適用される。
- 購入権利の移行が確定した後に、売主に連絡され3者立会いの売買契約調整日が設定され、売買契約日より8-7項以降の規定を適用する。
- 8-13 上記規定は購入者・売主・主催者の合意があれば、部分的に簡易化することが出来る。なお、3者合意が必要な規定について、調整が困難な場合は主催者が決定権利を有する（売買契約日等）。

9 全日本選手権J-GP2クラス車両技術仕様

本規則は全日本選手権J-GP2クラスの仕様を定め、参加車両（以下J-GP2と呼ぶ）は、下記の技術仕様に適合すること。

9-1 J-GP2車両の技術仕様

9-1-1 J-GP2の車両は、国内競技規則 付則7 GPフォーミュラ技術仕様第1項から7項

の基本仕様に適合してなければならない。

ただし、GPフォーミュラ技術仕様第1項から7項と相反する項目は、9-1項が優先される。

9-1-2 排気量と気筒数

エンジン排気量と気筒数は以下に制限される。

クラス	エンジン排気量	最大気筒数	エンジン形式
J-GP2	401ccを超え600ccまで	4	4ストローク

9-2 エンジン

9-2-1 一般生産型モーターサイクルでMFJが公認したST600車両のエンジンでなければならない。

9-2-2 エンジンとは、スロットルボディとエアクリーナーケースおよびカバー、キャップを含むエンジン本体をいい、エンジンの変更、改造は国内競技規則ST600の技術仕様に準拠し、その他改造は、下記以外禁止とする。

9-2-3 シリンダーヘッド

9-2-3-1 公認車両の状態に対して燃焼室の研磨

9-2-3-2 吸気ポート（インシュレーターも含む）、排気ポートの形状変更の切削、研磨は認められる。

9-2-3-3 ベース面の研磨による圧縮比の変更は認められない。

9-2-4 カムスプロケット

公認車両時の状態からカムスプロケットの取り付け穴の変更は認められる。

9-2-5 エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外し（エンジン外部に装備されたパイプ・チューブ類を取り外し、回路を閉塞すること）は認められる。

9-2-6 クラッチ

9-2-6-1 クラッチのタイプ（湿式、または乾式）、および操作方法（ケーブル式・油圧式）はMFJが公認したST600車両の状態に維持されなくてはならない。

9-2-6-2 フリクション・ディスク及びドライブディスクは変更することができる。

9-2-6-3 クラッチ・スプリングは変更することができる。

9-2-6-4 クラッチ・バスケット（アウター）は交換、改造してもよい。

9-2-6-5 クラッチアッセンブリーは、バックトルクリミッター機構（スリッパタイプ）への変更・改造が認められる。

9-2-6-6 バックトルクリミッター機構（スリッパタイプ）付きのアフターマーケット製の物への交換が認められる。

9-2-6-7 エレクトロメカニカルまたはエレクトロハイドロリック作動システムの使用は認められない。

9-2-7 転倒時に地面と接触する恐れのあるオイルを保持する全てのエンジンケース、カバーは、複合材（カーボンまたはケブラー製）の2次カバーによって保護されなければならない。

この全ての2次カバーは、厚さは2mm以上とし、強固な接着剤またはボルトにて適切かつ確実に固定されていなければならない。

2次カバーの接着性向上のための、必要最低限のエンジンカバーの塗装の剥離は

- 認められる。また、FIM公認の2次カバーは、材質に関わらず使用が認められる。
- 9-2-8 エンジンレブリミッター／スピードリミッター（イグナイター含む）は変更してもよい。
- 9-2-9 点火時期／スパークプラグ／プラグキャップ／ハイテンションコードは変更しても良い。
- 9-2-10 ボルト・ナット類は変更しても良い。
- 9-2-11 キャブレター／フュエルインジェクション
- 9-2-11-1 キャブレター／スロットルボディは、MFJが公認したST600車両状態を維持しなければならない。
- 9-2-11-2 フュエルインジェクション・マネージメント・コンピューターアッセンブリーおよびフラッシュRAMは変更してよい。
- 9-2-11-3 インジェクターは公認されたモーターサイクルに装備されているのと同じものでなくてはならない。
- 9-2-11-4 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチング（濃くする）・デバイスは、作動しないようにすることができる。また、そのためにデバイス本体を取り外すこと、およびそのための変更は許可される。
- 9-2-11-5 メカニカル・エンリッチング・デバイスの温水配管の取り外しも認められる。
- 9-2-11-6 キャブレターのジェット類、およびニードル類のみ変更が認められる。
- 9-2-12 ガasketおよびガasket材質の変更は認められる（ヘッドガasket含む）
- 9-3 フレーム
- 9-3-1 フレームは、一般市販車の流用、改造、変更および新作フレームも認められる。
- 9-4 フロントフォーク
- 9-4-1 フロントフォークは変更または改造が認められる。ただし、買取り制度を適用する。
- 9-5 リヤフォーク（スイングアーム）
- 9-5-1 リヤフォークは一般市販車の流用、改造、変更および新作リヤフォークも認められる。

10 J-GP3クラス車両技術仕様

本規則は全日本選手権ならび地方選手権J-GP3クラスの車両の仕様を定める規則である。
参加車両は、下記の技術仕様に適合すること。

10-1 J-GP3車両の技術仕様

- 10-1-1 J-GP3車両は、国内競技規則 付則7 GPフォーミュラ技術仕様第1項から7項の基本仕様に適合してなければならない。
ただし、GPフォーミュラ技術仕様第1項から7項と相反する項目は、10-1項が優先される。
- 10-1-2 排気量と気筒数
- エンジン容積と気筒数は以下に制限される。

クラス	エンジン排気量	最大気筒数	エンジン形式
J-GP3	175ccを超え250ccまで	1	4ストローク

10-1-3 エンジン

10-1-3-1 エンジンは、MFJが公認したJ-GP3公認車両のもの、または、モトクロス、エンデューロ公認車両（GP-MONO車両）のエンジンでなければならない。

10-1-3-1-1 エンジンとは吸気システム（スロットルボディ、インジェクター）及び1つの完全なトランスミッションを含む完全なエンジン本体をいい、公認車両時のエンジンから変更および改造は下記以外禁止とする。

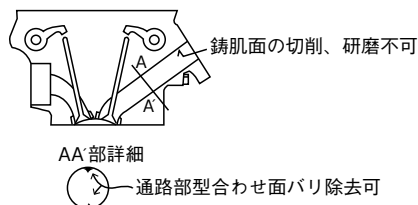
10-1-3-2 シリンダーヘッド

10-1-3-2-1 ベース面の研磨による圧縮比の変更は認められない。ただし、寸法公差内でのベース面の摺合せによる歪みとりは認められる。（別紙136頁図参照）

10-1-3-2-2 吸気ポート（インシュレーターも含む）、排気ポートのバリ取り（バリ中心に対して幅3mm以内）とカーボンの除去。バルブシートカットおよびシートとの段差の修正は認められる。

※バリとは、鑄型の合わせ面に生じる「型合わせバリ」を指し、ポート内のザラ付きは、鑄ハダと解釈し、切削、研磨は認められない。

型合わせバリ



10-1-3-3 カムプロケット

公認車両時の状態からカムプロケットの取り付け穴の変更は認められる。

カムプロケットの変更は認められない。

10-1-3-4 クランクケースおよびエンジンカバー

10-1-3-4-1 ギヤポジションセンサー取り付けのためのクランクケースとシフトドラムへの追加加工が認められる。

10-1-3-4-2 転倒時に地面と接触する恐れのあるオイルを保持する全てのエンジンケース、カバーは樹脂製の2次カバーによって保護されなければならない。

この全ての2次カバーは、厚さは2mm以上とし、強固な接着剤またはボルトにて適切かつ確実に固定されていなければならない。

また、2次カバーの接着性向上のための、必要最低限のエンジンカバーの塗装の剥離は認められる。

ただし、フェアリングの延長による接触部がカバーされる場合は2次カバーの取り付けなくても認められる。

10-1-3-5 クラッチ

10-1-3-5-1 クラッチタイプ（乾式・湿式）と操作方法（ケーブル式・油圧式）が公認車両と同じであることを条件に改造および変更が許可される。

10-1-3-5-2 バックトルクリミッターの使用が許可される。

- 10-1-3-5-3 エレクトロメカニカルまたはエレクトロハイドロリック作動のシステムの使用は認められない。
- 10-1-3-6 インレット（エアファンネル）及びフュエルシステム
 - 10-1-3-6-1 エアファンネルの改造および変更は認められる。
可変長インレットトラクトシステムは認められない。
 - 10-1-3-6-2 機械的手段（例ケーブル）にてライダーによってのみ作動される1つのスロットルコントロールバルブのみ認められる。インジェクターを除き、エンジンインテーク前のインレットトラクトには如何なる作動装置も認められない。ECUによってコントロールされるエアバイパスシステムのアイドリングスピード調整（エンジンプレーキ含む）は認められる。
 - 10-1-3-6-3 スロットルボディは公認車両に装備されているものを使用しなければならない。
インジェクターの変更は認められる。
最大2つのフュエルインジェクター及び2つの独立したフュエルインジェクタードライバーが認められる。
追加のインジェクターを取り付ける場合のステーの追加と加工は認められる。
 - 10-1-3-6-4 フュエルインジェクターは、エンジン吸気バルブの上方に位置されなければならない。
 - 10-1-3-6-5 フューエルインジェクションの燃料噴射圧力（燃圧）は最大5バール以上あってはならない。MFJ公認車両および公認部品として登録された燃料ポンプアッセンブリーのみ使用することが認められる。この燃料ポンプアッセンブリーは、公認の状態から一切改造、変更する事は認められない。
車検長の指示があった場合は、如何なる時も、その車両に装着されている燃料ポンプアッセンブリーを他の燃料ポンプアッセンブリーに交換しなければならない。
 - 10-1-3-6-6 空気、空気と燃料の混合気、ブリーザシステムから排出されるガス以外は、吸気管および燃焼室に供給されてはならない。
- 10-1-3-7 トランスミッション
 - 10-1-3-7-1 ミッションレシオの変更は認められるが、段数の変更は認められない。
 - 10-1-3-7-2 ミッションギアのコーティングは認められる。
 - 10-1-3-7-3 シームレスシフト・ミッションは禁止される。
- 10-1-3-8 ECU
 - 10-1-3-8-1 クランクシャフト回転数は13,500rpmを上限とする。
車検長の指示があった場合データロガーのデータを車検長に開示しなければならない。
 - 10-1-3-8-2 MFJ公認部品および公認車両時に装着されたイグニッション／フュエルイグニッションコントロールユニット（ECU）のみ使用することが認められる。
このECUは公認部品および公認車両時に装着された状態からハード、ソフトウェアとも一切改造、変更することは認められない。
ソフトウェアに含まれるセッティング（チューニング）のオプションの変更のみ認められる。
また、車検長の指示があった場合その車両に装着されているECUを他のECUに交換しなければならない。

10-1-3-8-3 MFJ公認部品および公認車両時に装着されたECUを取り付けるための回転検出ピックアップアップローターの改造が認められる。
ただし、フライホイールの追加工する場合は、公認時のフライホイールの重量と慣性モーメントの変更は認められない。

10-1-3-9 オイルクーラー

10-1-3-9-1 オイルクーラーの追加が認められる。オイルクーラーの取り付けのためのカバーの改造または変更が認められる。

10-1-3-9-2 追加のオイルラインは、金属強化構造のもので、ネジ式のコネクターを持つものを使用しなければならない。

10-1-3-9-3 オイルクーラーはリヤフェンダーに取り付けることはできない。

10-1-3-10 スパークプラグ／プラグキャップ／ハイテンションコードは変更しても良い。

10-1-3-11 ボルト・ナット類は変更しても良い。

10-1-3-12 ワイヤハーネスの改造、変更はしても良い。

10-1-3-13 ガasketおよびガasketの材質の変更は認められる。

ただし、シリンダーヘッドガasket、シリンダーベースガasketを除く。

10-1-4 エンジン以外の技術仕様

10-1-4-1 エキゾーストシステム

10-1-4-1-1 可変長エキゾーストシステムは認められない。

10-1-4-1-2 作動するパーツ（例バルブ、バップル等）をエキゾーストシステムに使用することは認められない。

10-1-4-2 フロントフォーク／リヤサスペンション

前後サスペンションの電子制御は禁止。サスペンションシステムとは一般的なメカニカルタイプとする。アクティブ、セミアクティブサスペンションシステム、サスペンション機能の電子制御による車高調整は認められない。スプリングは鉄を基本としたコイルスプリングでなければならない。

10-2 モトクロス、エンデューロ公認車両のエンジン（GP-MONO車両）の追記事項

本エンジンを使用する場合、10-1項に加えて下の項目が適用される。相反する項目は、本項10-2項が優先される。

10-2-1 互換性

下記のエンジンの型式が同一もしくはエンジンメーカーが指定するエンジンモデル内で一切加工なしで単品またはアッセンブリーで組み付け可能な場合、相互間の互換が認められる。

	モトクロスサー	指定エンジン
本田技研工業	CRF250R	CRF250X
ヤマハ発動機	YZ250F	WR250F
スズキ	RMZ250	
川崎重工業	KX250F	

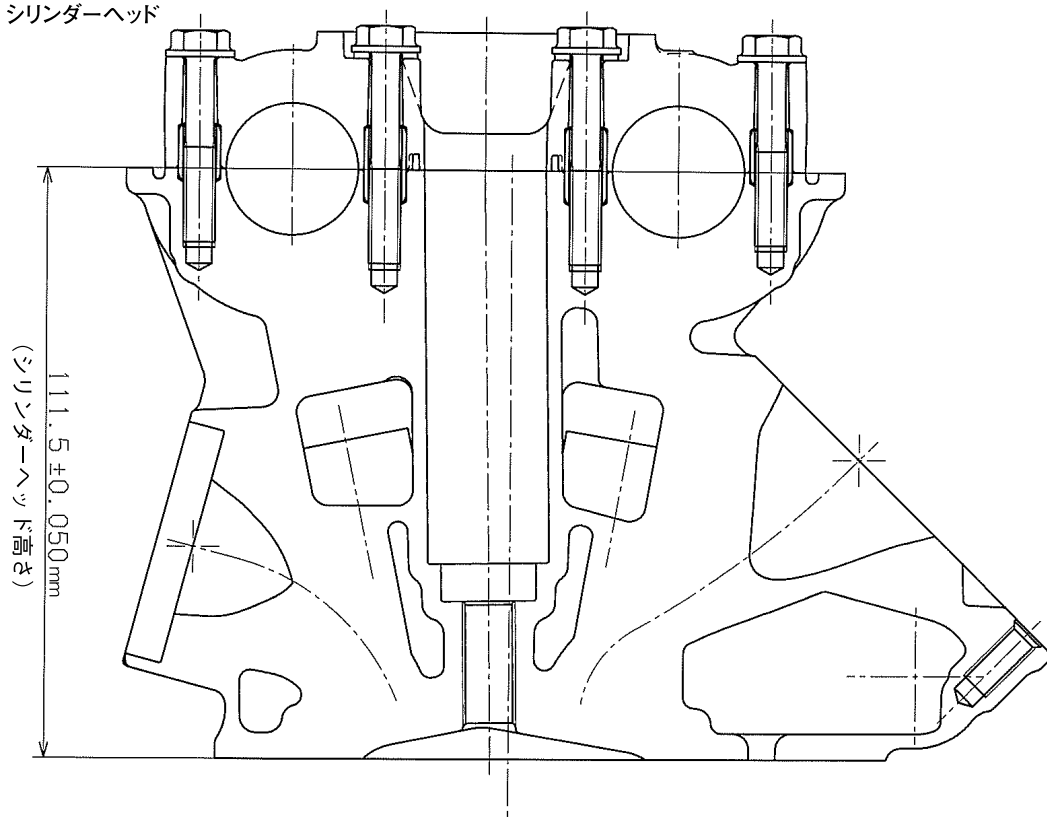
- 10-2-2 シリンダーヘッド
- 10-2-2-1 公認車両の状態に対し燃焼室の研磨が認められる。
- 10-2-2-2 吸気ポート（インシュレーターも含む）、排気ポートの形状変更の切削、研磨は認められる。
- 10-2-3 キャブレターおよびスロットルボディの口径サイズは自由とする。
- 10-2-4 キャブレターのジェット類、およびニードル類のみ変更が認められる。
- 10-2-5 燃料ポンプ
モトクロス、エンデューロ公認車両のエンジン（GP-MONO車両）は、そのエンジンに装着された燃料ポンプアッセンブリーのみ使用が認められる。この燃料ポンプアッセンブリーも販売の状態から一切改造、変更することはできない。
- 10-2-6 ECUおよびイグナイター
モトクロス、エンデューロ公認車両のエンジン（GP-MONO車両）は、そのエンジンに装着された「ECUまたはイグナイター」のみ使用が認められる。このECUまたはイグナイターは、エンジンに装着された状態からハード、ソフトウェアとも一切改造、変更することは認められない。
ソフトウェアに含まれるセッティング（チューニング）オプションの変更のみ認められる。

11 J-GP3クラス 2ストローク車両の技術仕様

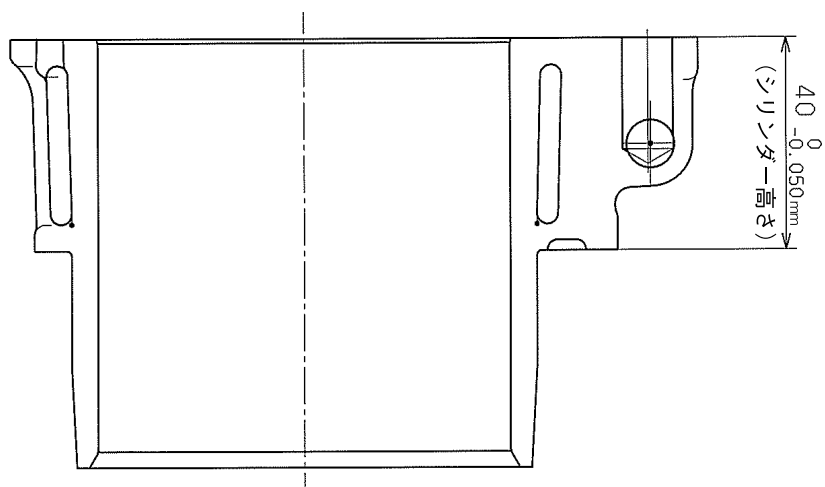
- 11-1 本規則は、地方選手権のインターおよびナショナルクラスのJ-GP3クラスの2ストローク車両（GP125）に関する追加の技術仕様とする。
- 11-1-1 2ストローク車両（GP125）車両は、国内競技規則 付則7 GPフォーミュラ技術仕様第1項から7項の基本仕様に適合してなければならない。
ただし、GPフォーミュラ技術仕様7-11-9、7-11-10、7-14-7を除く。
また、GPフォーミュラ技術仕様第1項から7項と相反する項目は、本項が優先される。
- 11-1-2 排気量と気筒数
エンジン容積と気筒数は以下に制限される。
- | クラス | エンジン排気量 | 最大気筒数 | エンジン形式 |
|-------|----------------|-------|--------|
| J-GP3 | 85ccを超え125ccまで | 1 | 2ストローク |
- 11-1-3 エンジン
エンジンは2ストロークの原理で作動するもののみとする。
- 11-1-3-1 エンジンは自然吸気であってはならない。
- 11-1-3-2 エアボックスの取り付けは自由とする。
エアボックスにラム圧を追加することも認められる。
但し、ラム圧ダクトの先端はフェアリング先端と同じか後方になければならない。
- 11-1-4 キャブレター
キャブレターのサイズ（気筒あたりの最大径）は直径39mm相当以下。
- 11-1-5 オイル・キャッチタンクとブリーザーシステム
オイル・ブリーザーパイプが装着される場合、オイル放出は容易に手が届く場所に設けられたキャッチタンクに行う。このタンクは競技の前に空にしなければならない。
オイル・キャッチタンクの最低サイズはギヤ・ボックス・ブリーザーの場合250ccとし、エンジン・ブリーザーの場合には500ccとする。

NSF250R シリンダーヘッドとシリンダーの寸法公差値 (単位 mm)

シリンダーヘッド

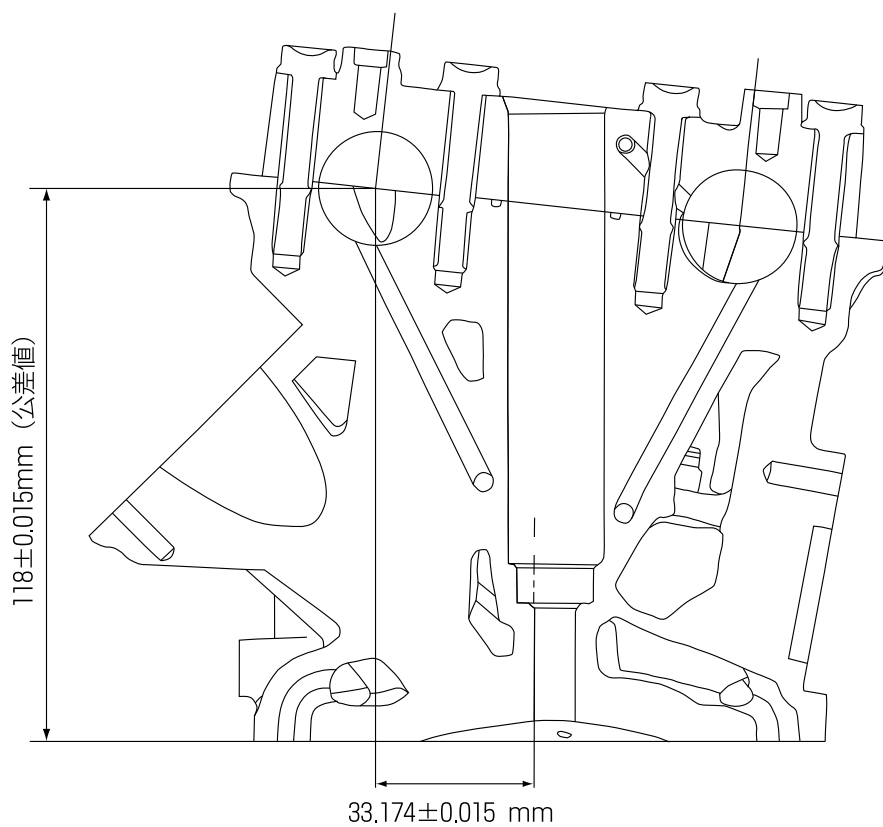


シリンダー

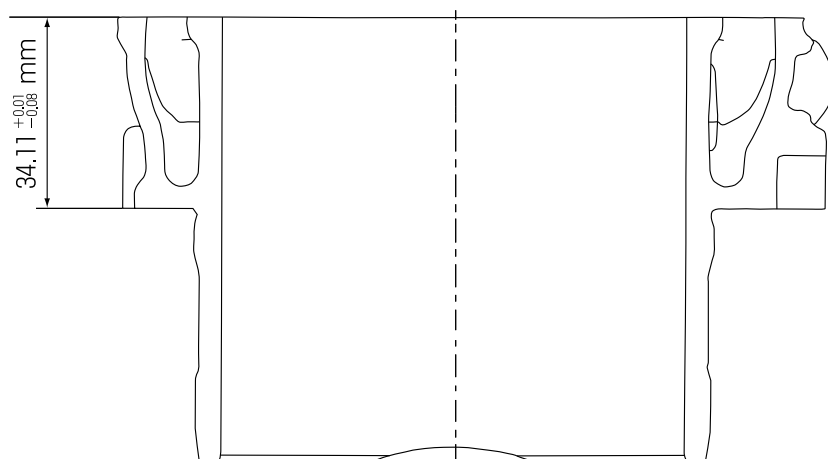


RC250R シリンダーヘッドとシリンダーの寸法公差値 (単位 mm)

シリンダーヘッド



シリンダー



技術規則



2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則8

JSB1000技術仕様

 MFJ ROAD RACE

本規則はFIMスーパープロダクション規則をベースに国内ロードレース用に一部追加、変更を加えた規則である。

世界耐久選手権レース（EWCクラス）に出場する場合はFIM規則が適用される。

本規則はFIMまたはMFJが公認した公道用一般市販車をベースに、安全性、平等性、経済性を考慮しつつ且つハイレベルのレースを基本理念とする。

全ての車両は全ての要素において本技術仕様に適合していなくてはならない。

本規則に明記されていない、または許可されていないものについては一切改造、変更は許可されない。

ただし公認された車両が本規則の仕様に合致しない場合は、公認車両の仕様が優先される。

用語の定義：改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し切削、追加、研磨を行う行為

変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を、他のパーツに置き換える行為

材質＝「鉄、アルミニウム、マグネシウム、カーボンなど」の分類を指し、製造方法まで規制するものではない。各材質は、各々の材質を主成分としたものである。

材質については、必要に応じて製造方法も併記して規制の運用を行う。

素材＝材質と製造方法を含む。

1 出場車両

一般生産型モーターサイクルで、FIMまたはMFJ公認車両でなければならない。

地方選手権においては、MFJ公認車両でなければならない。

2 排気量区分

排気量は公認時の排気量のままとする。クラスリミットに到達するためボアストロークサイズを変更することは禁止される。

4気筒	600cc－1000cc	4ストローク
3気筒	750cc－1000cc	4ストローク
2気筒	850cc－1200cc	4ストローク

3 最低重量

3-1 各気筒数別車両の最低重量は以下のとおりとする。

3～4気筒 (1000cc)	165kg
2気筒 (1200cc)	170kg

※2気筒（1200cc）の重量については、シーズン中に見直される場合もある。

※上記の重量を満たすために、バラストを追加することが認められる。

- 3-2 各レース終了後、無作為に抽出されたマシンの重量が最終車検時にレースを終えた状態で測定される。
- 3-3 マシンは、レースを終えた状態で車重規定に合格していなくてはならず、水、オイル、または燃料を含む一切のものを追加することができない。
- 3-4 レース後のマシンの重量には、1 kgの許容誤差が認められる。
- 3-5 練習走行及び予選の時に、マシンの車重検査を受けるようライダーに要請が出されることもある。この場合、当該ライダーは車重検査の要請に従わなくてはならない。レース期間中いかなる時においても、マシン全体の重量（燃料タンクを含む）は、最低車重以下であってはならない。

4 音量

- 4-1 音量の測定は、以下の方法で行われる。
- 4-1-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 4-1-2 ノイズ・テストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 4-1-3 規制に適合しているサイレンサーには、大会ごとに車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検に合格し、マークを受けたスベアサイレンサーに関しては例外とする。
- 4-1-4 ギヤはニュートラルにしてエンジンを回転させ、所定の回転数域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定の回転数に達した時に行うものとする。
- 4-1-5 回転数は、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- 4-1-6 所定のエンジン回転数（rpm） =
$$\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$
- 4-1-7 音量規制値
ピストンスピード11m/secで計測し、105dB/Aまでとする。レース終了後は3 dB/Aの許容誤差が認められる。音量測定は下記固定回転数を使用することもできる。
- 4-1-8 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。

	2気筒	3気筒	4気筒
600cc（4ストローク）	5,500rpm	6,500rpm	7,000rpm
750cc（4ストローク）	5,500rpm	6,000rpm	7,000rpm
over750cc（4ストローク）	5,000rpm	5,000rpm	5,500rpm

- 4-1-9 サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
- 4-1-10 音量測定は、走行時と同じモードで測定される。
スイッチ等のモード切替が可能な車両は、すべてのモードで測定を行う場合がある。音量はすべてのモードで音量規定値に合致していなければならない。
- 4-1-11 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けるこ

- とができる。
- 4-1-12 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。
- 4-1-13 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 4-1-14 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 4-1-15 メーターの読み方は常に小数点以下を切り捨てとする (105.9dB/A = 105dB/A)
- 4-1-16 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

5 燃料、オイル、冷却水

- 5-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない（AVガス（航空機用燃料）の使用は禁止される）。
- 5-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 5-3 競技用ガソリンとは当該競技会の開催されるサーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 5-4 競技用ガソリンは、鉛の含有量は0.013g/ℓ以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下であること。
密度は15℃において0.725g/ml～0.780g/mlであること。
- 5-5 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 5-6 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 5-7 大会特別規則（全日本ロードレース特別規則等）によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

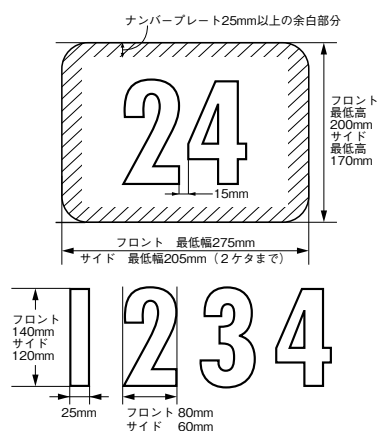
6 ナンバープレート及びカラー

- 6-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドまたは、シートカウル上部で数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によっても、またはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけない。
シートカウル上部のゼッケンサイズは、フロントナンバーと同じサイズでなければならない。
- 6-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない
- 6-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法はフロントが幅275mm×高さ200mm、サイドは、幅205mm×高さ170mm（3桁ゼッケンの場合は、幅260mmとする）とする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。

- 6-4 すべてのナンバープレートの数字の周囲には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 6-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 6-6 アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。
サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×高さ150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。ナンバーの地色は自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても文字は判別しやすいようにしなければならない。ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能とする。
- 6-7 数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバーおよびシートカウル上部の寸法

最低高 : 140mm
最低幅 : 80mm (1の場合 25mm)
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm
サイドナンバー及び
サポートナンバーの寸法
最低高 : 120mm
最低幅 : 60mm (1の場合 25mm)
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm



JSB1000のサイド/シートトップゼッケン+サポートナンバーの装着例

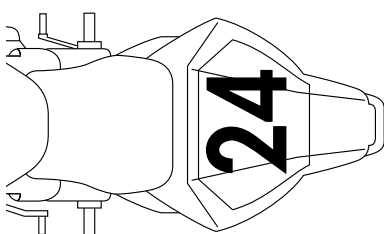
JSBクラスのサイドゼッケン

例) No.24の場合

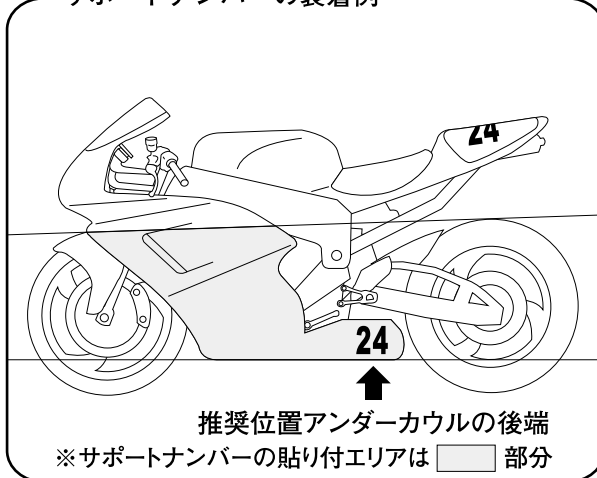


ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

シートカウル上部ゼッケン



サポートナンバーの装着例



- 6-8 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 6-9 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会前にすべて取り外されなくてはならない。
- 6-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
JSBクラス 黄地に黒文字
基準カラーは、RALカラー 黄：1003 黒：9005
- 6-11 地方選手権インタークラスのナンバープレート
国際ライセンス所持者は、付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則13ゼッケンナンバー13-5全日本選手権（ナンバープレート）規則を適用してもよい。

7 マシンの仕様

7-1 マシンの外観

モーターサイクルのフロント、リヤ及びプロフィールの外観は特記されない限り、公認された形状と同じでなければならない。

7-2 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアームスピンドル、およびホイールスピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイールスピンドルに関しては、アルミニウム、マグネシウムの使用も禁止される。

チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

7-3 メインフレーム

- 7-3-1 メインフレームは、マニファクチャラーが公認マシン用に製造した状態に維持されていなくてはならない。
- 7-3-2 メインフレームは、ガゼットまたはチューブを追加することによってのみ変更することができる。ガゼットまたはチューブを削除することはできない。
- 7-3-3 その他メインフレームの改造は以下に記すもののみ認められる。
- 7-3-3-1 ステアリング（キャスト）角は、公認時のステアリングヘッドにベアリングシートを挿入（圧入）することにより変更可能とする。ステアリングヘッドのベアリングシートの直径はスペシャルブッシュを挿入するため変更が出来る。
各ベアリングの新たな前後位置は公認時のベアリング位置に対して軸心最大 ± 6 mmとする。これらスペシャルブッシュの如何なる部分も公認時のステアリングヘッドパイプ位置から3mm以上軸方向に突出してはならない。
これらを改造するためのステアリングヘッド部への溶接および機械加工が認められる。
- 7-3-3-2 フレームのスイングアームピボットエリアの改造は、縦横方向に軸心最大 ± 5

mmの調整が認められる。

スイングアームピボットへの改造をするための溶接および機械加工は、スイングアームピボットエリアに限り認められる。

- 7-3-4 全てのモーターサイクルには、メインフレームに車両認識番号（シャーシナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない（スベアフレームの場合は刻印なしの状態の販売証明の提示または、交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない）。

交換したメインフレームには、主催者が指示した新たな刻印の打ち込み等による識別の管理方法に従わなければならない。

- 7-3-5 リヤ・サブフレームは変更または改造することができるが、材質は公認時のものと同じでなければならない。

7-4 フロントフォーク

- 7-4-1 フロントフォークは全体的にまたは部分的に交換することができるが、公認車両に装着されたものと同じタイプでなければならない（リーディング、テレスコピック、倒立等）。上下のフォーククランプ（三又、フォークブリッジ）は変更または改造してもよい。

- 7-4-2 ステアリング・ダンパーを追加する、またはアフターマーケット・ダンパーと交換してもよい。

7-5 リヤフォーク（スイングアーム）

- 7-5-1 リヤフォークは車両公認時のものから変更または交換することができる。但し、カーボンファイバーまたはケブラー材質の使用は、車両公認時に装着されている場合を除いて許可されない。

- 7-5-2 リヤホイール・スタンド用ブラケットを溶接またはボルトによって追加することができる。

- 7-5-3 スタンドブラケットの先端は危険防止のため丸められなくてはならない（半径を大きくする）。ブラケット固定のためのスクリューは平面から突出してはならない。

7-6 リヤスプロケットガード

- 7-6-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。

- 7-6-2 リヤスプロケットガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とする。取り付け方法は、スイングアームにボルトオンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。

- 7-6-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的に合ったもので、かつシャープエッジでないこと。

- 7-6-4 スイングアームの補強とリヤスプロケットガードを兼ねることは認められる。

- 7-6-5 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。

7-7 リヤサスペンションユニット

- 7-7-1 リヤサスペンションユニットは変更することができるが、同様のシステム（デュ

- 7-7-2 アルサスペンションかモノサスペンションか) が使用されなくてはならない。
リヤサスペンションリンケージは変更することができる。

7-8 ホイール

- 7-8-1 ホイール及びその構成パーツは公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更または交換できる。カーボン製のホイールの使用は公認車両に装備されている場合を除いて許可されない。
- 7-8-2 ベアリング、シール、およびアクスルは車両公認時のものから交換してもよい。
- 7-8-3 ホイールのサイズ
フロントホイールリム最大幅：4.00インチ
リヤホイールリム最大幅：6.25インチ
直径16インチ未満のホイールリムは許可されない。

7-9 ブレーキ

- 下記部品は公認車両に装備されているものから変更または交換できる。
- 7-9-1 フロントマスターシリンダー
- 7-9-2 リヤマスターシリンダー
- 7-9-3 フロントキャリパー
- 7-9-4 リヤキャリパー
- 7-9-5 ブレーキパッド及びブレーキシュー
- 7-9-6 ブレーキホース及びブレーキカップリング
二つのフロントブレーキキャリパー用ラインの分岐点は、ロワーフォークブリッジ（下部三つ又）の上に設けられなくてはならない。
車両公認時においてキャリパー用ラインの分岐点がロワーフォークブリッジより下にある場合であっても、レース出場のためにはロワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- 7-9-7 ブレーキディスク及びブレーキキャリパー
- 7-9-7-1 ブレーキディスクの材質は鉄（SUS含む）のみ認められる。
- 7-9-7-2 アルミニウム、ベリリウム等の特殊合金材の使用は認められない。
- 7-9-7-3 ブレーキパッド脱落防止のために β ピン付のパッドピンを使っている場合は β ピンにワイヤーロックをしなければならない。
- 7-9-7-4 ブレーキキャリパー脱落防止のためのワイヤーロックを目的としてキャリパーボルトへの穴あけが認められる。
- 7-9-8 ブレーキフルードの変更
- 7-9-9 ブレーキホース変更に伴うバンジョウボルトの変更。
- 7-9-10 車両公認時にABSが装着された車両の場合、ABS用のECU交換とABS関連モジュレーター・ユニットの搭載位置変更及びホース類の変更は許可される。
- 7-9-11 車両には、他の車両との接触等の場合にブレーキレバーが作動しないようにブレーキレバープロテクションを装備することを推奨する。
ただし、スロットルグリップの作動に支障がないように注意すること。

7-10 タイヤ

- 7-10-1 タイヤは公認車両時に装備されているものから交換することができる。

7-10-2 タイヤウォーマーの使用が許可される。

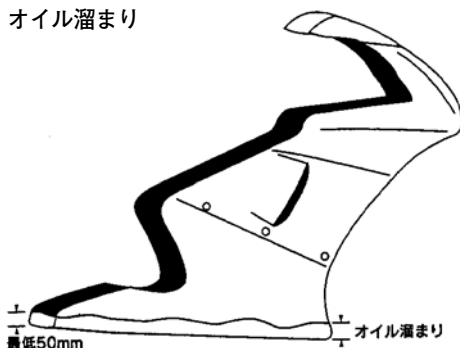
7-11 フットレスト/フットコントロール

- 7-11-1 フットレスト/フットコントロールの位置を変更することができるが、公認車両時の取り付け位置が使用されなければならない。
- 7-11-2 フットレストの先端は、中空でない一体構造の最低半径8mmの球状でなければならない。
- 7-11-3 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 7-11-4 折りたたみ式でないフットレストの先端には、アルミニウム、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されなくてはならない（最低半径8mm以上）。
- 7-11-5 クイックシフターは認められる。シフトパターンを逆にする場合は、ギヤシフトリンケージを改造する場合のみ許可される。

7-12 ボディワーク（フェアリング、ウインドスクリーン、フエnder、エアダクト）

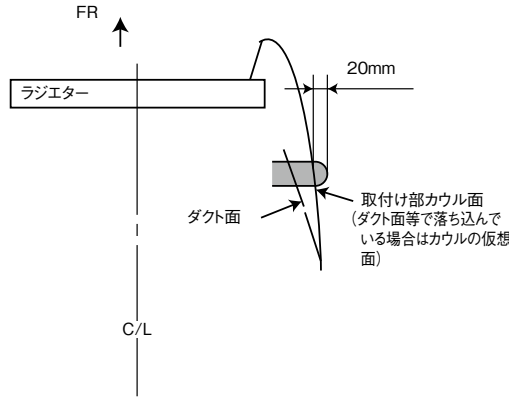
- 7-12-1 フェアリングは変更することができる。ただし、外観はマニファクチャラーが本来製作した車両公認時の状態と同じでなければならない。
- 7-12-2 ウインドスクリーンの形状は自由とする。ただし、スクリーン本体は一体型のものでなければならない（スクリーンが2ピース以上で構成されていないこと）。スクリーンの垂直方向への高さの変更は認められる。
- 7-12-3 フェアリングからエアボックスに至るエアダクトは変更または交換できる。
- 7-12-4 フェアリング下部はエンジン破損時にエンジン内のオイルとエンジンクーラント容量の最低半分（最低5リットル）を保持できる構造とする。フェアリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られていてもよい。この規制を満足させるための最低限の外観変更が許可される。
- 7-12-5 フェアリング下部（オイル受け）の端部は、フェアリングの一番低いところから最低50mmの高さまでなければならない。

オイル溜まり



- 7-12-6 フェアリング下部には、直径20mm（許容誤差+5mm）の水抜き用の孔を最低1個設けなければならない（孔は2個までとする）。
- 7-12-7 この孔はドライコンディションの時には閉じられ、競技監督がウェットレースを宣言した場合、開けなければならない。

- 7-12-8 ホイール交換用のスタンドを使用できるようにするため、または、フレーム及びエンジンにプラスチック製のプロテクティブコーンを装着するため、フェアリングへの最低限の穴開けをすることができる。
プロテクティブコーンを取り付けた場合、プロテクティブコーンの突き出し量はフェアリングの表面から20mm以上突き出してはならない。また、プロテクティブコーンの角は10R以上とする。



- 7-12-9 冷却のためにフェアリングにドリルで孔を開けたり、カットすることができる。直径10mm以上の大きさの孔は、メタルガーゼ、または目の細かいメッシュで覆われなくてはならない。メッシュは周囲の材質に合うようペイントされなくてはならない。
- 7-12-10 フロントフェンダーは、取り付けられていなければならないが、材質及び形状は自由とする。
- 7-12-11 フロントフェンダーに孔を開けて冷却効果を上げることができる。直径10mm以上の孔はメタルガーゼまたは目の細かいメッシュで覆われなくてはならない。メッシュは周囲の材質に合うようペイントされなくてはならない。
- 7-12-12 リヤフェンダーの形状変更、追加、または取り外すことができる。
- 7-12-13 フロントフェンダー、リヤフェンダー、フェアリングの材質は変更することができる。
- 7-12-14 ウインドスクリーンエッジ、また、その他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていなければならない。
- 7-12-15 ポジションライトスペースの穴埋めは認められる。

7-13 燃料タンク

- 7-13-1 公認車両時の燃料タンクを改造または交換することができる。側面からの外観形状は、公認車両時と同じでなければならない。ただし燃料タンクの材質は、カーボンファイバー、アラミドファイバー、またはファイバーグラスの使用は許可されない。
- 7-13-2 最大容量は24リットルとする。
- 7-13-3 タンクの両側をつなぐクロスオーバー・ラインが許可される（最大内径10mm）。
- 7-13-4 燃料タンクを変更している場合は、防爆材（“Explosafe”が望ましい）が完全に充填されなくてはならない。
- 7-13-5 タンクブリーザーパイプのついた燃料タンクには、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチタンクに放出するノンリターンバルブ（戻らない）が装備されな

- くてはならない。
- 7-13-6 燃料タンクフィルターキャップは、公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更または交換できる（クイックフィルターキャップの装着も許可される）。
- 7-13-7 燃料キャップは、閉じられた状態で漏れない構造になっていなければならない。さらに、燃料キャップは、誤って開いてしまわないように対策を施されていなくてはならない。
- 7-13-8 燃料タンクまたはタンクカバーにライディングポジション調整のための最小限度の部品（パッド、樹脂類など）を追加することが認められる。
その取り付けは、安易に脱落しないように確実に固定しなければならない。

7-14 シート及びシートカウル

- 7-14-1 シート及びシートカウルは、公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更または交換できる。
- 7-14-2 シート周辺のボディワークの上部をソロシートに改造することができる。
シートカウルの前後およびサイドからの外観は、原則としてノーマルと同じものでなければならない。ただし、ライディングポジション調整のための最小限の部品（パッド、樹脂類など）を追加することが認められる。
- 7-14-3 シート/シートカウルは、マシンのナンバーがはっきり見える状態になくてはならない。
- 7-14-4 シート、またはシートカウルに孔を開けて冷却効果を増すことができる。直径10 mm以上の大きさの孔は、メタルガーゼ、または目の細かいメッシュで覆われなくてはならない。
メッシュは周囲の材質に合うようペイントされなくてはならない。
- 7-14-5 すべての露出しているエッジは丸められていなければならない。

7-15 ラジエター/オイルクーラー

- 7-15-1 ラジエターまたはオイルクーラーは、変更、交換及び追加することができる。ただし、マシンのフロント、リヤの外観形状は、ラジエター、またはオイルクーラーを追加したあとでも認証された形状でなければならない。
- 7-15-2 オイルクーラーは、リヤフェンダーに取り付けることはできない。
- 7-15-3 ラジエター・チューブの変更は認められる。

7-16 ワイヤ・ハーネス

変更または改造することができる。

7-17 バッテリー

バッテリーのサイズとタイプは変更することができる。

7-18 エアボックス

- 7-18-1 エアボックスは、本来マニファクチャラーが公認マシン用に製作した状態に維持されなくてはならないが、エアボックス・ドレーンは密封されなくてはならない。
- 7-18-2 エアフィルターエレメントは変更、あるいは取り外すことができる。

- 7-18-3 すべてのモーターサイクルには、クローズドブリーザーシステムが採用されなくてはならない。オイルブリーザーラインはエアボックスに連結され、これに放出する。
- 7-18-4 ラムエアシステムの無い車両に限りラムエアダクトの追加及びエアボックスの改造、変更を認める。改造時は、エアダクト取り付けのための最小限のフェアリング改修を認める。

7-19 キャブレター

- 7-19-1 改造は許可されない。
- 7-19-2 ジェット、ニードル、およびスライドスプリングは交換することができる。
- 7-19-3 CVキャブレタースライドコントロールのエア調節孔のサイズは変更することができる。
- 7-19-4 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチング（濃くする）デバイスが作動しないようにすることはできる。また、そのためにデバイス本体を取り外すことおよびそのための変更は許可される。
- 7-19-5 エアファンネルは、改造、変更は可能とするが、エアファンネル取り付けのためのエアボックスの改造は認められない。
可変機構の追加は認められない。
- 7-19-6 エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外しは許可される（エンジン外部に備わったパイプ、チューブ類を取り外し、回路を閉塞すること）。
- 7-19-7 キャブレターの温水配管の取り外しも認められる。

7-20 フュエル・インジェクション・システム

- 7-20-1 改造は許可されない。
- 7-20-2 インjekターは公認されたモーターサイクルに装備されているのと同じスタンダードモデルでなくてはならない。
- 7-20-3 エアファンネルは、改造、変更は可能とするが、エアファンネル取り付けのためのエアボックスの改造は認められない。
可変機構の追加は認められない。
- 7-20-4 フュエルインジェクションマネージメント・チップ（EPROM）を変更することができる。
- 7-20-5 燃料ポンプ単体と燃料プレッシャーレギュレーター単体は公認時のままとする。
- 7-20-6 インジェクションマッピングにフラッシュ・メモリー（フラッシュRAM）を使用することは許可される。
- 7-20-7 燃料の混合比を変えるために、追加のコントロールユニットを装着することは許可される。
- 7-20-8 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチングデバイスは、作動しないようにすることができる。また、そのためにデバイス本体を取り外すこと、およびそのための変更は許可される。
- 7-20-9 メカニカル・エンリッチングデバイスの温水配管の取り外しも認められる。
- 7-20-10 バタフライの交換・改造は禁止される。
バタフライが複数配置されているスロットルボディーにおいては、スロットルグリップと連動しないバタフライについては、機械的に固定することが認められる。

7-21 燃料供給

- 7-21-1 燃料ラインは交換できるが、燃料コックは変更できない。
- 7-21-2 クイックコネクターを使用することができる。
- 7-21-3 燃料フィルターを追加することができる。

7-22 エキゾーストパイプとシステム

- 7-22-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 7-22-2 エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーがあるなしに関わらず丸みを帯びさせていなければならない。エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。
- 7-22-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 7-22-4 後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
- 7-22-5 エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの位置にかかわらず、リヤタイヤ後端の垂直線より後ろにあってはならない。
- 7-22-6 エキゾーストシステム
- 7-22-6-1 音量規制値以内であれば、エキゾーストパイプおよびサイレンサーを、変更、または交換することができる。
- 7-22-6-2 サイレンサーの数は車両公認時のままでなければならない。
- 7-22-6-3 サイレンサーの位置は原則として公認時と同じでなければならない。
- 7-22-6-4 ライダーの足の部分またはフェアリングと接触する部分を熱から保護する場合を除き、エキゾーストシステムを覆うことは認められない。
- 7-22-6-5 鉄、SUS、チタニウム、カーボン、アルミニウム、インコネルのサイレンサーが許可される。

7-23 下記部品は公認車両のままとし、一切改造・変更は許可されない

- 7-23-1 クランクシャフト
- 7-23-2 コンロッド
- 7-23-3 ピストン
- 7-23-4 ピストンリング
- 7-23-5 ピストンピン及びクリップ
- 7-23-6 シリンダー
- 7-23-7 バルブ (IN&EX)
- 7-23-8-1 クランクケース (ペイント、研磨および軽量化を含む。ただし、バリ取りは許可される)
- 7-23-8-2 全てのモーターサイクルには、クランクケースにエンジン認識番号 (エンジンナンバー) が刻印または表示されていなくてはならない。クランクケース交換の場合は刻印なしの状態の販売証明の提示または、交換前の刻印のあるクランクケースを車検にて提示しなければならない。

交換したクランクケースは、主催者が指示した新たなエンジンナンバーの刻印の打ち込みまたはペイントによる管理方法に従わなければならない。

7-24 下記部品は全てにおいて、または一部のみ改造、変更が認められる

- hr/>
- 7-24-1 シリンダーヘッド
 - 7-24-1-1 吸気ポート（インシュレーターも含む）、排気ポートの形状変更の切削、研磨は認められる。
 - 7-24-1-2 シリンダーヘッドベース面の研磨による圧縮比の変更は認められる。
 - 7-24-2 全てのエンジンカバー（ACGカバー、クラッチカバー等）
 - 7-24-2-1 側面（サイド）カバーは変更、改造または交換することができる。
交換した場合、カバーは、公認車両と同等以上の強度を有し、カバーの総重量は公認車両時のものより軽量であってはならない。
 - 7-24-2-2 車両公認時のフロントスプロケットガードを装着していなければならない。
 - 7-24-2-3 逆シフトにする際に、フロントスプロケットガードが干渉する場合、最小限のカットが認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
 - 7-24-2-4 フロントスプロケットカバーを取り付けるため、カバーと取り付けボスの最小限の改造は認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
 - 7-24-2-5 オイルパン（油だめ）は、変更または交換が認められる。
 - 7-24-3 トランスミッション/ギヤボックス
 - 7-24-3-1 トランスミッションギヤの変更は認められる。ただし、一次減速は不可。
 - 7-24-3-2 フロント（ドライブ）スプロケット、リヤ（ドリブン）スプロケット、チェーンピッチ、およびチェーンサイズは変更することができる。
 - 7-24-4 クラッチ
 - 7-24-4-1 タイプ（乾式・湿式）と操作方法（ケーブル式・油圧式）が公認車両と同じであることを条件に改造、変更が許可される。
 - 7-24-4-2 バックトルクリミッターの使用が許可される。
 - 7-24-4-3 クラッチケーブルの変更が認められる。車両公認時に油圧式クラッチ車両の場合、ホースの変更とホース変更に伴うバンジョウボルトの変更及び油圧クラッチ用フルードの変更も許可される。
 - 7-24-4-4 エレクトロメカニカルまたはエレクトロハイドロリック作動システムの使用は認められない。
 - 7-24-5 イグニッション/エンジンコントロールシステム
 - 7-24-5-1 イグニッション/エンジンコントロールシステムは変更または交換することができる。
 - 7-24-5-2 ECUの交換は認められる。
 - 7-24-6 オイルポンプ及びオイルライン
 - 7-24-6-1 オイルポンプは車両公認時のものとし、改造は許可されない。
 - 7-24-6-2 オイルラインは改造または交換しても良い（オイルフィルターエレメントも含む）。
 - 7-24-6-3 圧力のかかるオイルラインを交換する場合は、金属強化構造のもの、またはネジ式のコネクターを持つものを使用しなければならない。

- 7-24-6-4 オイルプレッシャースイッチ
 オイルプレッシャースイッチはワイヤーロックができるシーリングプラグに変更することができる。
- 7-24-7 ジェネレーター、エレクトリックスターター
- 7-24-7-1 ジェネレーターの改造、取り外し、交換は許可される。
- 7-24-7-2 エレクトリックスターターは、常に正常に作動し、エンジンを始動させることができなければならない。
- 7-24-7-3 エレクトリックスターターがその機能を果たし停止した時には、エンジンは独自のパワーで作動し続けなければならない。
- 7-24-8 カムシャフト及びカムスプロケット
- 7-24-8-1 カムシャフト
 カムシャフトは公認車両のものから変更または交換が認められる。ただし、材質およびカムシャフト駆動方式は公認車両時の状態を維持していなければならない。
- 7-24-8-1-2 カムチェーンまたはカムベルト及び調節機構（アジャスター）は自由とする。
- 7-24-8-2 カムスプロケット
 カムスプロケットまたはカムギヤは、カムシャフトの角度調整のために公認時のものから変更または交換することができる。
- 7-24-8-3 バルブスプリングは変更及び交換することができるが、バルブの変更は認められない。
- 7-24-9 ハンドルバー、レバー類
- 7-24-9-1 ハンドルバーは交換できるが下記を条件とする。
- 7-24-9-2 車両公認時にバーハンドルのものはセパレートハンドルに交換できない。また、その逆も認められない。
- 7-24-9-3 セパレートハンドルはブラケットとバーが一体式でも別体式でもよい。
- 7-24-9-4 ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムでカバーされていなくてはならない。
- 7-24-9-5 ハンドルバーの最低幅は450mmとする。
- 7-24-9-6 キルスイッチは、ハンドルを握ったまま操作できる位置に取り付けること。
- 7-24-9-7 ハンドルストッパー
 ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間に最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取りつけなくてはならない。
 ステアリングダンパーのハンドルストッパーとしての使用は認められない。
- 7-24-9-8 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなければならない。
- 7-24-9-9 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。
- 7-24-9-10 すべてのハンドルバー・レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低19mmとする）となっていなくてはならない。
 このボールの上下の面は平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmとする）。この先端部分は、レバーと完全に一体となっていなくてはならない。

7-25 下記のアイテムは公認されたモーターサイクルに装備されているものから変更、または交換できる

7-25-1	潤滑油、またはサスペンションオイル
7-25-2	スパークプラグおよびスパークプラグキャップ
7-25-3	ベアリング（ボール、ローラー、テーパー、プレインなど）
7-25-4	ファスナー（ナット、ボルト、スクリューなど）
7-25-5	外部の表面仕上げ、およびデカール
7-25-6	ガasket
7-25-7	タコメーター
7-25-8	ホース、チューブ類（エア、燃料、オイル、水）
7-25-9	ドライブチェーンガイドプレート

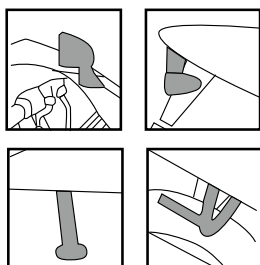
7-26 下記のアイテムは取り外すことができる

7-26-1	メーター、メーターブラケット、および関連ケーブル
7-26-2	スピードメーター、およびホイール・スパーサー
7-26-3	サーモスタット 交換・取り外しとスパーサーへの変更は認められる。
7-26-4	ハンドル左側のスイッチホルダー
7-26-5	ラジエーターファン、およびワイヤリング
7-26-6	チェーンカバー
7-26-7	リヤフェンダー

7-27 下記のアイテムは取り外さなければならない

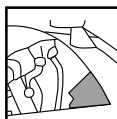
7-27-1	ヘッド・リヤライト／ウィンカー／リフレクター（本来それがあった部分は適切な材質で覆わなければならない）
7-27-2	バックミラー
7-27-3	ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
7-27-4	セーフティバー／センタースタンド／サイドスタンド
7-27-5	同乗者用フットレスト／グラブレール
7-27-6	シートレールに取り付けられた荷掛けフック（溶接されたものの切削も可）
7-27-7	その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

取り外さなければならない部品

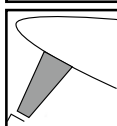
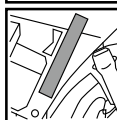


●ナンバープレート・ブラケット
取り外さなければならない

取り外すことができる部品

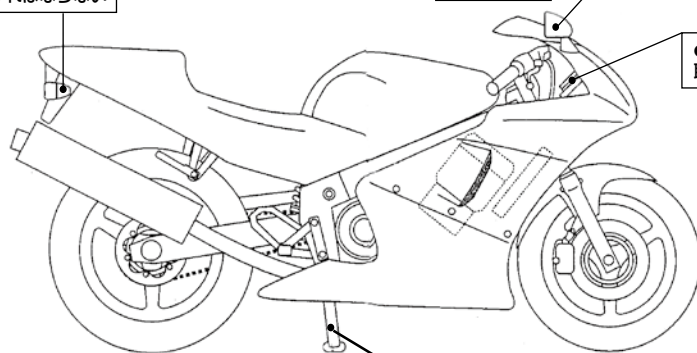


- ① 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル
- ② ホーン
- ③ ツールボックス
- ④ タコメーター
- ⑤ スピードメーター
- ⑥ ラジエーターファンと配線
- ⑦ サーモスタット
- ⑧ リヤファンダー
- ⑨ チェーンカバー
- ⑩ リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ
- ⑪ エアクリーナーエレメント
- ⑫ 別体（ボルトオン）のライセンスプレート
- ⑬ スターターキックアーム



●バックミラー等の保安部品
取り外さなければならない

●スピードメーター・タコメーター
取り外すことができる



オイルドレンボルトは必ずワイヤロックすること!!

●スタンド・同乗者フットレスト
取り外さなければならない

7-28 下記のアイテムは変更されなくてはならない

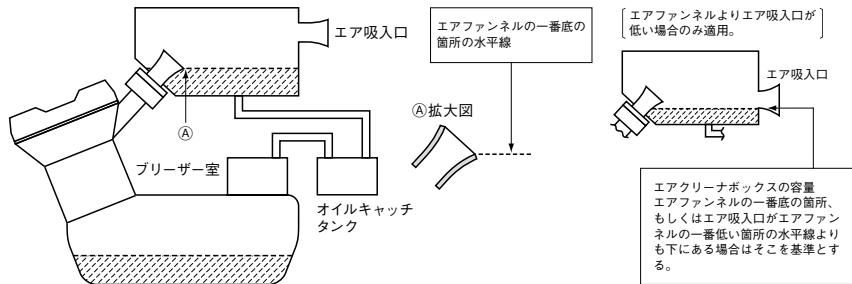
車両公認時の状態で、下記の各項目に適合していない場合、改造、変更が義務付けられる。

- 7-28-1 スロットル・グリップは、手で握っていない時、自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 7-28-2 エレクトリック・フュエルポンプがついている車両は、転倒した時にポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えていなければならない。
- 7-28-3 クローズドブリーザーシステム
- 7-28-3-1 全ての車両はクローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。
オイルブリーザーラインはエアクリーナーボックスまたはエアクリーナーボックス及びオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。
- 7-28-3-2 エアクリーナーボックスが1000ccのオイル受け容量を確保できない場合、適切な材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000cc以上を確保していなければならない。（エアクリーナーボックス単体で1000cc以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される。）
- 7-28-3-3 エアクリーナーボックスのオイル受け容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線より下の容量とする。
- 7-28-3-4 エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられる

ように塞がれていなければならない。

- 7-28-3-5 エアクリーナーボックス及びオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム



- 7-28-4 オイルのドレインプラグおよび供給パイプ

すべてのドレインプラグはワイヤーロックされなければならない。外部のオイルフィルター・スクリューおよびボルトでオイルキャピティに進入するものは、安全にワイヤーロックしなければならない

(例：ドレンボルト、オイルフィルターキャップ、レベルゲージ、オイルフィルター、水冷オイルクーラーボルト等)。

ワイヤーロックするための穴あけ加工は認められる。

エンジンクラッチおよびACGカバーにあるメンテナンス用キャップについては、ワイヤーロックするか接着テープによる脱落防止が推奨される。

- 7-28-5 転倒時に地面と接触する恐れのあるオイルを保持する全てのエンジンケース、カバーは複合材（カーボンまたはケブラー製）の2次カバーによって保護されなければならない。

この全ての2次カバーは、厚さは2mm以上とし、強固な接着剤またはボルトにて適切かつ確実に固定されていなければならない。

2次カバーの接着性向上のための、必要最低限のエンジンカバーの塗装の剥離は認められる。

また、FIM公認の2次カバーは、その材質に関わらず使用が認められる。

8 追加の装備

オリジナルの公認モーターサイクルに装備されていない装備を追加することができる（すなわち、データ収集器、コンピューター、記録装置など）。

しかしながら、以下に記すテレメトリー規定が守られなくてはならない。

- 8-1 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- 8-2 マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
- 8-3 自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- 8-4 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。
- 8-5 2方向の無線伝達は禁止される。

9 部品の買い取り制度

- 9-1 大会にてクラス別上位6位に入賞した車両の下記部品は、購入希望者がいた場合、下記価格にて販売しなければならない。
- ・フロントサスペンション 120万円
 - ・リヤサスペンション 40万円
 - ・シリンダーヘッドアッセンブリー 50万円
- 内訳：シリンダーヘッド、カムホルダー、バルブ (in & ex)、バルブスプリング、コッタ、リテーナー、シム、ステムシール含む
- ・ECUイグニッション 15万円
 - ・カムシャフト (in & ex)、カムスプロケット 10万円
- 9-2 購入希望者は決勝レース暫定結果発表後30分以内に限り購入申請をすることができる。
- ・売主を除き、購入申請者は当該レース参加者に限る。
 - ・購入申請は決勝レース暫定結果発表後に行うことができる。
 - ・購入申請が締め切られた後、売主購入申請があったことが通達される。
- 9-3 購入申請は主催者指定の用紙に必要事項を記入し、以下の物を揃え、主催者へ提出すること。
- ・購入申請締め切り後の申請撤回は認められない。
 - ・購入申請用紙
 - ・購入者の運転免許証のコピー
 - ・購入申請保証金50,000円（購入申請保証金は購入代金の一部とされる）
- 9-4 希望者が複数の場合、申請締め切り後、抽選の会場・時間が購入希望者に連絡される。購入者は主催者により抽選にて購入優先順位が決定される。購入優先順位1位以外の者の購入申請保証金は抽選後返却される。
- 9-5 購入申請が提出された時点より、主催者は車両を売買契約日まで保管しなければならない（売主が車両に触れることは禁止される）。
- 9-6 売買契約日は購入申請日から起算して10日以内の間に設定されなければならず、売主・購入者・そして主催者の3者にて売買契約日を決定する。
- 9-7 前項にて決定された売買契約日に購入代金（現金）と車両の受け渡しが行われる。
- 9-8 売買契約日までに売主・購入者双方とも身分証明書のコピーを主催者に提出しなければならない。
- 9-9 売買契約は売主、購入者双方とも主催者立会いのもと行われる。
- 9-10 9-6項にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費（運搬費等）は購入希望者が負担する。
- 9-11 売買契約が無効になった場合は9-3項で決定された、優先順位の次点の購入希望者に購入権利が与えられる。
- 主催者より次点購入希望者に連絡し、3日以内に再度、購入申請保証金が主催者に提出された時点で購入権利の移行が確定する。確定しなかった場合は、再度さらに次点の者に購入希望の発生が連絡され、同様の手順が適用される。
- 購入権利の移行が確定した後に、売主に連絡され3者立会いの売買契約調整日が設定され、売買契約日より9-5項以降の規程を適用する。
- 9-12 上記規定は購入者・売主・主催者の合意があれば、部分的に簡略化することが出

来る。なお、3者合意が必要な規定について、調整が困難な場合は主催者が決定権利を有する（売買契約日等）。

10 外装部品の互換性特別申請

車両メーカーから申請された外装部品についてMFJで審議し、互換性が承認された場合、その内容の範囲内で使用が認められる。

承認された内容は、MFJのホームページ等で告知される。

車種：CBR1000RR（SC59）

互換性の内容 フェアリング（アッパー、ローア）

互換性の対象車両

車名（型式・年式）	F打刻型式	E/G型式	F打刻開始No.
CBR1000RR STD/ABS (2008～2011)	SC59	SC59E	SC59-1000001
CBR1000RR レースベース車 (2008～2011)	JH2SC59S	SC59E	JH2SC59S* [#] M900001
CBR1000RR STD/ABS (2012)	SC59	SC59E	SC59-1400001
CBR1000RR レースベース車 (2012)	JH2SC59S	SC59E	JH2SC59S* [#] CK100001

11 JSB1000Nクラスの仕様

本規則はJSB1000技術仕様に「部品の互換性範囲」を一部広げた内容を付け加えたものである。

適用は、地方選手権のナショナルJSB1000クラスに限られる。地方選手権参加者が同一車両で長く参加できることを目的に制定されました。

11 クラスの仕様

車両は、国内競技規則付則8 JSB1000技術仕様の1項から10項に適合してなければならない。

ただし、1項から10項と相反する項目は、JSB1000Nクラスの仕様が優先される。

11-1 フェアリングはMFJ技術規則の範囲内で外観変更、改造およびMFJ公認車両（同一車両メーカーの公認車両に限る）間での互換性が認められる。ただし、取り付けは公認車両のフレームを変更または改造しない範囲でできる事。取付けステーの変更は認められる。

11-2 フレームおよびエンジンは一切の改造なしで取り付けられる場合に限り、公認車両間での互換性が認められる。

11-3 エキゾーストパイプおよびサイレンサーの数、取り付け配置の変更が認められる。ただし、音量規制に関するJSB1000技術仕様をすべて満たしていること。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則9

ST600技術仕様

 MFJ ROAD RACE

本規則はFIMまたはMFJが公認した公道用一般市販車をベースに、安全性、平等性、経済性を考慮し、最小限の改造とコストで参加できる、参加型レースを基本理念とする。

全ての車両は全ての要素において本仕様に適合していなくてはならない。

本規則に明記されていない、または許可されていないものについては一切改造、変更は許可されない。

ただし公認された車両が本規則の仕様に合致しない場合は、公認車両の仕様が優先される。

用語の定義：改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し切削、追加、研磨を行う行為

変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を、他のパーツに置き換える行為

材質＝「鉄、アルミニウム、マグネシウム、カーボンなど」の分類を指し、製造方法まで規制するものではない。各材質は、各々の材質を主成分としたものである。

材質については、必要に応じて製造方法も併記して規制の運用を行う。

素材＝材質と製造方法を含む。

1 出場車両

一般生産型モーターサイクルで、FIMまたはMFJ公認車両でなければならない。

地方選手権においては、MFJ公認車両でなければならない。

2 排気量区分

401cc～600cc	4ストローク	4気筒
500cc～675cc	4ストローク	3気筒
600cc～750cc	4ストローク	2気筒

技術規則

3 最低重量

3-1 各気筒数別車両の最低重量は以下のとおりとする。

4気筒	160kg
3気筒	162kg
2気筒	166kg

※バラストの使用は認められない。

3-2 各レース終了後、無作為に抽出されたマシンの重量が最終車検時にレースを終え

- た状態で測定される。
- 3-3 マシンは、レースを終えた状態で車重規定に合格していなくてはならず、マシンには、水、オイル、燃料、またはタイヤを含む一切のものを追加することができない。
- 3-4 レース後、マシンの車重には1 kgの許容誤差が認められる。
- 3-5 練習走行及び予選時に、マシンの車重検査を受けるようライダーに要請が出されることもある。この場合ライダーとチームの作業をできる限り妨害しないように行われるが要請を受けたライダー、チームは、その要請に従わなくてはならない。

4 音量

- 4-1 音量の測定は、以下の方法で行われる。
- 4-1-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後45°で排気管と同じ高さとする。ただし、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 4-1-2 ノイズテストの際、ギヤボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 4-1-3 規制に適合しているサイレンサーには大会ごとに車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベアサイレンサーに関しては例外とする。
- 4-1-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定の回転数域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定の回転数に達した時に行うものとする。
- 4-1-5 回転数は、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- 4-1-6 所定のエンジン回転数 (rpm) =
$$\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$
- 4-1-7 音量規制値
ピストンスピード11m/secで測って105dB/Aまでとする。レース終了後は3 dB/Aの許容誤差が認められる。音量測定は下記固定回転数を使用することもできる。
- 4-1-8 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。
- | | 2気筒 | 3気筒 | 4気筒 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 401cc~600cc | 5,500rpm | 6,500rpm | 7,000rpm |
| 601cc~750cc | 5,500rpm | 6,000rpm | — |
- 4-1-9 サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
- 4-1-10 音量測定は、走行時と同じモードで測定される。
スイッチ等のモード切替が可能な車両は、すべてのモードで測定を行う場合がある。音量はすべてのモードで音量規定値に合致していなければならない。
- 4-1-11 規制値を超えているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 4-1-12 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5 m以内において90dB/Aまでとする。
- 4-1-13 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差 + 1 dB/Aが認め

- られる。
- 4-1-14 気温0℃以下の場合許容誤差+ 2 dB/Aが認められる。
- 4-1-15 メーターの読み方は常に小数点以下を切り捨てとする (105.9dB/A=105dB/A)。
- 4-1-16 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

5 燃料、オイル、冷却水

- 5-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない (AVガス (航空機用燃料) の使用は禁止される)。
- 5-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 5-3 競技用ガソリンとは、当該競技会の開催されるサーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 5-4 競技用ガソリンは、鉛の含有量は0.013 g/ℓ 以下であること。
リサーチオクタン価が100.0 (RON)、モーターオクタン価が89.0 (MON) 以下であること。
密度は15℃において0.725 g/ml~0.780 g/mlであること。
- 5-5 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール (燃料精製中に混入されているものに限る) については認められる。
- 5-6 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物 (レース用として一般市販されている冷却水) に限られる。ただし、不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 5-7 大会特別規則 (全日本ロードレース特別規則等) によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

6 ナンバープレート及びカラー

- 6-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドまたは、シートカウル上部で数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によっても、またはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけない。シートカウル上部のゼッケンサイズはフロントナンバーと同じサイズでなければならない。
- 6-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない
- 6-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法はフロントが幅275mm×高さ200mm、サイドは、幅205mm×高さ170mm (3桁ゼッケンの場合は、幅260mmとする) とする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 6-4 すべてのナンバープレートの数字の周囲には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 6-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様

につや消しでなければならない。

6-6

アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。

サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。

サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×高さ150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。

ナンバーの地色は、自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。

ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能とする。

6-7

数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバー及びシートカウル上部の寸法は

最低高 : 140mm

最低幅 : 80mm (1の場合 25mm)

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm

サイドナンバー及び

サポートナンバーの寸法は

最低高 : 120mm

最低幅 : 60mm (1の場合 25mm)

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm



プロダクションクラスのサイドゼッケン+サポートナンバーの装着例

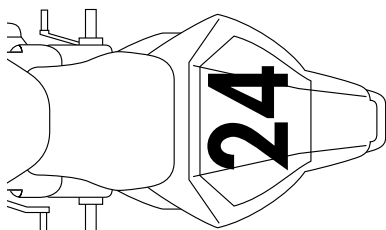
プロダクションクラスの サイドゼッケン

例) No.24の場合

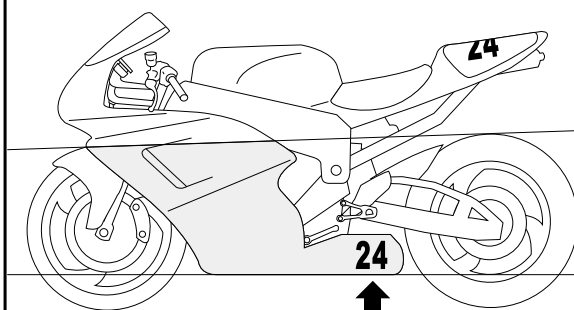


ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

シートカウル上部ゼッケン



サポートナンバーの装着例



推奨位置アンダーカウルの後端

※サポートナンバーの貼り付エリアは  部分

- 6-8 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 6-9 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 6-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
- STクラス 白地に黒文字
- 6-11 地方選手権インタークラスのナンバープレート
- 国際ライセンス所持者は、付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則13ゼッケンナンバー13-5全日本選手権（ナンバープレート）規則を適用してもよい。

7 仕様

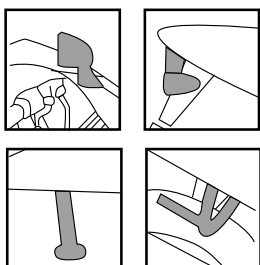
以下に明記されていないすべての事項については、MFJまたはFIMが公認した状態の仕様でなければならない。

同一車種において国内販売車両と輸出専用車両の仕様が異なる場合は、国内販売車両は輸出専用車両の仕様に変更することができる。ただし変更する場合は変更部品をあらかじめMFJに申請し、公認部品として承認を受けなければならない。

7-1 レースのために取り外されなければならない部品

- 7-1-1 ライト／ウィンカー／リフレクター
- 7-1-2 バックミラー
- 7-1-3 ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- 7-1-4 セーフティバー／センタースタンド／サイドスタンド
- 7-1-5 同乗者用フットレスト／グラブレール
- 7-1-6 シートレールに取り付けられた荷掛けフック（溶接されたものの切削も可）
- 7-1-7 その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

取り外さなければならない部品

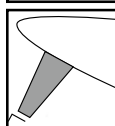
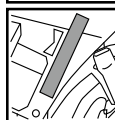


●ナンバープレート・ブラケット
取り外さなければならない

取り外すことができる部品

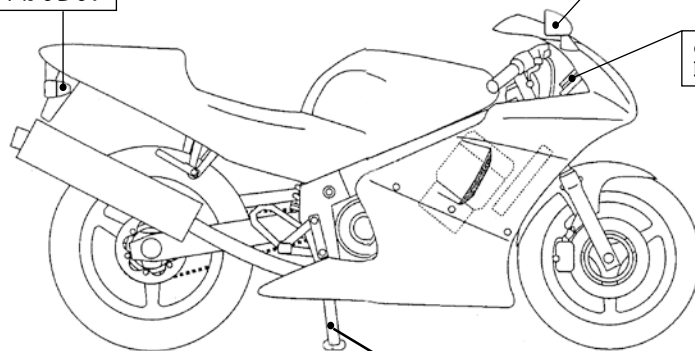


- ① 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル
- ② ホーン
- ③ ツールボックス
- ④ タコメーター
- ⑤ スピードメーター
- ⑥ ラジエーターファンと配線
- ⑦ サーモスタット
- ⑧ リヤフェンダー
- ⑨ チェーンカバー
- ⑩ リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ
- ⑪ エアクリナーエレメント
- ⑫ 別体（ボルトオン）のライセンスプレート
- ⑬ スターターキックアーム



●バックミラー等の保安部品
取り外さなければならない

●スピードメーター・タコメーター
取り外すことができる

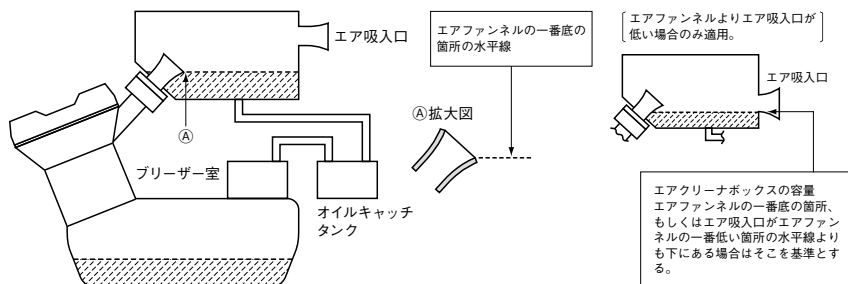


オイルドレンボルトは必ずワイヤロックすること！！

●スタンド・同乗者フットレスト
取り外さなければならない

7-2 安全確保のため、改造・変更が義務付けられる事項

- 7-2-1 スロットル・グリップは、手で握っていない時、自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 7-2-2 キルスイッチは、ハンドルを握ったまま操作できる位置に取付けること。
- 7-2-3 電動式フュエルポンプがついている車両は、転倒したときにポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えていなければならない。
- 7-2-4 クローズドブリーザーシステム
- 7-2-4-1 全ての車両はクローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。オイルブリーザーラインはエアクリナーボックスまたはエアクリナーボックス及びオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。
- 7-2-4-2 エアクリナーボックスが1000ccのオイル受け容量を確保できない場合、適切な材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000cc以上を確保していなければならない（エアクリナーボックス単体で1000cc以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される）。
- 7-2-4-3 エアクリナーボックスのオイル受け容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線より下の容量とする。
- 7-2-4-4 エアクリナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられるように塞がれていなければならない。
- 7-2-4-5 エアクリナーボックス及びオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。



- 7-2-5 オイルドレインプラグおよび供給パイプ
すべてのドレインプラグはワイヤーロックされなければならない。外部のオイルフィルター・スクリューおよびボルトでオイル・キャビティに進入するものは、安全にワイヤーロックしなければならない
(例：ドレンボルト、オイルフィルターキャップ、レベルゲージ、オイルフィルター、水冷オイルクーラーボルト等)。
ワイヤーロックするための穴あけ加工は認められる。
エンジンクラッチおよびACGカバーにあるメンテナンス用キャップについては、ワイヤーロックするか接着テープによる脱落防止が推奨される。
- 7-2-6 燃料タンクブリーザーパイプがついている車両は、ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていなくてはならない。
- 7-2-7 燃料タンクフィルターキャップは閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。
- 7-2-8 ラジエーターオーバーフローパイプがついている車両は、最低容量250cc以上のキャッチタンクを取付けなくてはならない。
- 7-2-9 リヤスプロケットガード
- 7-2-9-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 7-2-9-2 リヤスプロケットガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とする。取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- 7-2-9-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。
- 7-2-9-4 スイングアームとリヤスプロケットガードを兼ねることは認められる。
- 7-2-9-5 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。
- 7-2-9-6 フロントスプロケットガード
車両公認時のスプロケットガードが装着されていなければならない。
逆シフトにしようとする際、フロントスプロケットガードに干渉する場合は最小限のカットは認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。

7-2-10 ハンドルストッパー

ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっばいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間に最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取りつけないてはならない。
ステアリングダンパーのハンドルストッパーとしての使用は認められない。

7-3 レースのために変更、改造、チューニングが許可される部分

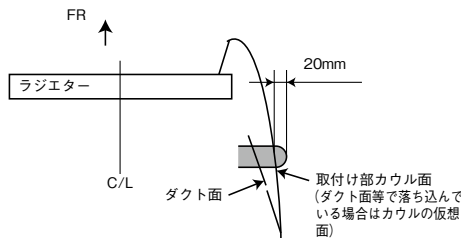
7-3-1 フレーム

7-3-1-1 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリーの取り外し

7-3-1-2 ステアリングダンパーの取付けおよび取り付け目的のためのフレーム加工。

7-3-1-3 全てのフェアリングステーは、部分的に変えたり、交換してもよい。

7-3-1-4 転倒時に車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取り付けは可。



7-3-1-5 プロテクティブコーンを取り付けた場合、プロテクティブコーンの突き出し量はフェアリングの表面から20mm以上突き出してはならない。また、プロテクティブコーンのRは10R以上とする。

7-3-2 スタンドブラケット

7-3-2-1 フロントホイールスタンドを取り付けるためのブラケットはフレーム、エンジンブロックにボルト止めされなければならない。

7-3-2-2 リヤホイールスタンドのブラケットは、リヤフォーク（スイングアーム）に取り付けるための加工または、ボルト止めが認められる。但し必要以上に長く鋭角なものは安全上使用が認められない場合があるので注意すること。

7-3-2-3 ブラケットを取り付けするためのフェアリングのカットは認められる。但し、ブラケットとフェアリングのクリアランスは5mm以上なければならない。

7-3-3 フロントフォーク

7-3-3-1 フロントフォークのアウトチューブ、インナーチューブは公認車両時の状態に維持されなければならない。

7-3-3-2 フロントフォークの内部パーツは改造または変更することができる。

7-3-3-3 フォークキャップは、外部から調節できるように改造、または交換することができる。

7-3-3-4 車両公認時のフォークチューブ（インナーチューブ、フォークパイプ）の表面仕上げは変更しても良い。追加の表面処理が認められる。

- 7-3-3-5 上部と下部のフォーククランプ（三叉、フォークブリッジ）は、公認車両時のままに維持されなくてはならない。
- 7-3-3-6 ステアリングダンパーを追加する、またはアフターマーケットダンパーに変更することができる。
- 7-3-3-7 車高調整を目的としたフロントフォークの上下の取り付け位置の調整。
- 7-3-3-8 サスペンションフルードの変更。
- 7-3-3-9 ダストシールの改造、変更、取り外しを行なうことができる。
- 7-3-4 リヤフォーク（リヤスイングアーム）
- 7-3-4-1 リヤサスペンションユニットは変更、または改造することができる。フレームとリヤフォークのアタッチメントは車両公認時の状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-4-2 リヤサスペンションユニットスプリングは変更できる。
- 7-3-4-3 リヤサスペンション・リンケージは、公認車両時の状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-4-4 リヤスプロケットガードの取り付け、および取り付け目的の加工。
- 7-3-4-5 リヤサスペンションの残ストローク量確認を可能にするためにリヤショックカバーの取り外しは認められる。
- 7-3-4-6 サスペンションフルードの変更

〈推奨事項〉

公認車両時のリヤサスペンションを使用する場合の車高調整は以下の調整範囲を守ること。
ST600の車両は、一般公道用車両がベースであり、車種ごとに構造上／安全上の観点から、下記の範囲内にて調整を行なうこと。

銘 柄	車 種	車高調整方法
本田技研工業	03-06CBR600RR (PC37)	シム追加の車高調整は構造上不可。
	07-08CBR600RR (PC40)	
	09-12CBR600RR (PC40)	
	13-15CBR600RR (PC40)	
ヤマハ発動機	03-05YZF-R6 (5SL)	シム追加による手法で10mm以内
	06-07YZF-R6 (2C0)	
	08-11YZF-R6 (13S)	公認時のワッシャー取り外しもしくはシム追加による手法で-3mm～+5mm (公認時車高を0mmとした場合)
	12-15YZFR-6 (1JS)	
スズキ	GSX-R600 (K4・K5)	シム追加による手法で6mm以内
	GSX-R600 (K6・K7)	シム追加による手法で7.5mm以内
	GSX-R600 (K8・K9・L0)	
	GSX-R600 (L1、L2、L3、L4、L5)	シム追加による手法で8mm以内
川崎重工業	03-04ZX-6RR (ZX600K・M)	シム追加による手法で11mm以内（ただし、キット設定のナット使用のこと）
	05-06ZX-6RR (ZX600N)	シム追加による手法で9.5mm以内（キット設定のナット使用のこと）
	07-08ZX-6R (ZX600P)	シム追加による手法で11mm以内（キット設定のナット使用のこと） STDカラー取り外し可能（-6mm）
	09-15ZX-6R (ZX600R)	シム追加による手法で12mm以内 STDカラー取り外し可能（-4mm）

※各エントラントがメーカーオプション以外の調整用シムを製作する場合は、その材質・寸法等の仕様について各メーカーの指示に従うこと。

7-3-5 エキゾーストパイプおよびシステム

- 7-3-5-1 エキゾーストパイプ
- 7-3-5-1-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 7-3-5-1-2 エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーのあるなしに関わら

ず丸みを帯びさせていなければならない。

エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。

- 7-3-5-1-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 7-3-5-1-4 後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
- 7-3-5-1-5 エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの位置にかかわらず、リヤタイヤ後端の垂直線より後ろにあってはならない。
- 7-3-5-2 エキゾーストシステム
- 7-3-5-2-1 音量規制値以内であれば、エキゾーストパイプおよびサイレンサーを交換、または改造してもよい(チタン・カーボン製のものも使用可)。ただしサイレンサーの数、および配置は公認車両の状態を維持しなければならない(例: 4into2から4into1への変更、左右1本出しから片側2本出しへの変更などは許可されない)。
- 7-3-5-2-2 サイレンサーを変更する場合、ステアの交換および取り付け位置の変更も認められる。チタニウムのステアの使用は禁止される。
- 7-3-5-2-3 エキゾーストパイプを交換した場合、遮熱板の追加は許可される。
- 7-3-6 ブレーキ
- 7-3-6-1 前後ブレーキパッドとホースの変更
- 7-3-6-2 ブレーキホース変更に伴うバンジョウボルトの変更
- 7-3-6-3 ブレーキフルードの変更
- 7-3-6-4 フロントとリヤのブレーキディスクは変更しても良いが、車両公認時に装着されているキャリパー及びマウンティングに合うものでなければならない。ただし、外径とベンチレーションシステムは本来マニファクチャラーが公認マシン用に製作した状態に維持されなくてはならない。インターナルベンチレイテッド(内側でベンチレーションを行う)ディスクは許可されない。
- 7-3-6-5 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄(SUS含む)のみ認められる。
- 7-3-6-6 フロントとリヤブレーキキャリパー(マウント、キャリア、ハンガー)は、車両公認時のものでなければならない。
- 7-3-6-7 ブレーキパッドスプリングの取り外しおよび加工は認められない。
ブレーキパッド脱落防止のために β ピン付のパッドピンを使っている場合は β ピンにワイヤーロックをしなければならない。 β ピンの交換は許可される
- 7-3-6-8 ブレーキキャリパー脱落防止のためのワイヤーロックを目的としてキャリパーボルトへの穴あけが認められる。
- 7-3-6-9 車両公認時においてキャリパー用ラインの分岐点がロワーフォークブリッジより下にある場合であっても、レース出場のためにはロワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- 7-3-6-10 フロントとリヤのブレーキリザーバタンクステア取り付け位置の変更／追加を認める。
- 7-3-6-11 車両公認時にABSが装着された車両の場合、ABS用のECU交換とABS関連モジュレーター・ユニットの搭載位置変更及びホース類の変更は許可される。
- 7-3-6-12 車両には、他の車両との接触等の場合にブレーキレバーが作動しないようにブレ

ーキレバープロテクションを装備することを推奨する。
ただし、スロットルグリップの作動に支障がないように注意すること。

7-3-7 タイヤ、ホイール

7-3-7-1 スピードメーター駆動部の取り外しとスペーサーの変更

7-3-7-2 タイヤ

7-3-7-2-1 タイヤは、MFJ公認ドライまたはウェットタイヤのみ使用することができる。

7-3-7-2-2 タイヤは交通法規に適合する一般市販タイヤでEマークまたはDOTマークまたはJISの認定マークの表示がなければならない。

7-3-7-2-3 タイヤはVまたはZ級のタイヤでタイヤトレッド主溝の深さは、最低でも2.5mmでなければならない。

7-3-7-2-4 レインタイヤ及びMFJが指定したワンメイクタイヤは、EマークまたはDOTマークまたはJISの認定マークが表示されていなくてもよいが、「NOT FOR HIGHWAY USE」または「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」と表示されていなくてはならない。

7-3-7-2-5 タイヤへの追加工（ハンドカット等）は禁止される。

7-3-7-2-6 一度登録されたMFJ公認タイヤは、ドライタイヤ、ウェットタイヤともに年に1回限り変更を認める。ただし、変更されたタイヤは、その後一年間は使用しなければならない。旧公認タイヤは、変更後6ヶ月間使用可能とする。新公認タイヤは、変更申請後1ヶ月後から使用することができる。

7-3-7-2-7 ST600公認タイヤ（地方選手権適用）

地方選手権（ナショナル・インター）クラスは、下記のタイヤのみ使用することができる。

2014.12.4現在

銘 柄	用 途	F/R	パターン名（スペック名）
ダンロップ	ドライ	フロント	SPORTSMAX GP Unbeaten-03 (R3・R2)
		リヤ	SPORTSMAX GP Unbeaten-03 (R3・R2・R1)
	ウェット	フロント	KR189 (WA)
		リヤ	KR404 (WA)
ブリヂストン	ドライ	フロント	BATTLAX RACING R10F (TYPE-3・TYPE-4・TYPE-2)
		リヤ	BATTLAX RACING R10R EVO (TYPE-3・TYPE-2)
	ウェット	フロント	E05Z (YEK)
		リヤ	E08Z (YEK・YDA)
ミシュラン	ドライ	フロント	POWER CUP (VA・VB・A)
		リヤ	POWER CUP (A・B)
	ウェット	フロント	POWER RAIN
		リヤ	POWER RAIN
メッツラー	ドライ	フロント	RACETEC INTERACT (K1・K2)
		リヤ	RACETEC INTERACT (K1・K2)
	ウェット	フロント	RACETEC RAIN (K1)
		リヤ	RACETEC RAIN (K1)
コンチネンタル	ドライ	フロント	RaceAttackComp (Soft, Medium)
		リヤ	RaceAttackComp (Soft, Medium, Endurance)

予告：2016年から地方選手権ST600クラスにも7-3-7-2-8項が適用される。

変更があった場合、MFJホームページにて公示される。

7-3-7-2-8 全日本選手権ST600ワンメイクタイヤ
下記のタイヤのみ使用することができる。

銘柄	用途	F/R	名称	サイズ
ブリヂストン	ドライ	フロント	BATTLAX RACING R10	120/600R17
		リア	BATTLAX RACING R10	180/640R17
	ウェット	フロント	RACING BATTLAX E05Z	120/600R17
		リア	RACING BATTLAX E08Z	180/640R17

刻印：ドライ、ウェットタイヤのサイドウォールに「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」または「NOT FOR HIGHWAY USE」（一般公道走行不可）の記載のあるもの

7-3-7-2-9 タイヤウォーマーの使用が許可される。

7-3-7-3 ホイール

フレームの打刻型式と同一モデル内にある場合は、ホイールの相互の互換が認められる。取り付けのためのカラー加工・追加は認められる。

〈互換表〉 ※同色で示された同一メーカー同型式モデルであれば、ホイールの互換性が認められる。

	2015/2014	2013	2012	2011	2010/2009	2008	2007	2006
本田技研工業	→	CBR600RR (PC40)	→	→	CBR600RR (PC40)	→	CBR600RR (PC40)	05CBR600RR (PC37)
ヤマハ発動機	→	→	YZF-R6 (12MODEL) 1JS	→	→	YZF-R6 (08MODEL) 13S	→	YZF-R6 (06MODEL) 2CO
スズキ	→	→	→	GSX R600 (L1)	→	GSX R600 (K-8)	→	GSX R600 (K-6)
川崎重工	→	→	→	→	ZX-6R (ZX600R)	→	ZX-6R (ZX600P)	05ZX-6RR (ZX600N)

※YZF-R6 (1JS) は、13S、2COと型式は違うが同一部品のため使用することが可能

※ZX-6R (ZX600R) は、ZX-6R (ZX600P) と型式は違うが同一部品のため使用することが可能

7-3-8 フットレスト、チェンジレバー、ブレーキペダル

フットレストは改造・変更されてよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。

7-3-8-1 ブラケットの改造、変更によりフットレスト／フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取付け位置に固定しなければならない。

7-3-8-2 フットレストの先端は、中空でない一体構造の最低半径8mmの球状でなければならない。

7-3-8-3 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。

7-3-8-4 折りたたみ式でないフットレストの先端には、アルミニウム、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されていない（最低半径8mm以上）。

7-3-8-5 クイックシフターは認められる。シフトパターンを逆にする場合は、ギヤシフトリンケージを改造する場合のみ許可される。

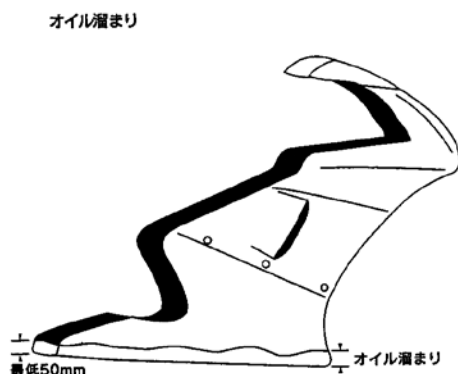
7-3-9 ハンドルバー、レバー類

7-3-9-1 ハンドルバーは交換できるが下記を条件とする。

- 7-3-9-1-1 車両公認時にバーハンドルのものはセパレートハンドルに交換できない。また、その逆も認められない。
- 7-3-9-1-2 セパレートハンドルはブラケットとバーが一体式でも別体式でもよい。
- 7-3-9-1-3 ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムでカバーされていなくてはならない。
- 7-3-9-1-4 ハンドルバーの最低幅は450mmとする。
- 7-3-9-1-5 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 7-3-9-1-6 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。
- 7-3-9-2 ブレーキレバー／クラッチレバー（ホルダーを含む）およびブレーキ／クラッチケーブル／スロットルケーブルの変更は認められる。
- 7-3-9-3 ブレーキレバーに関しては、調整機構つきのものも認められる（ケーブル調整式も含まれる）。
- 7-3-9-4 ハイスロットルのためのスロットルホルダーの変更
- 7-3-9-5 すべてのハンドルバー・レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低19mmとする）となっていなくてはならない。このボールの上下の面は平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmとする）。この先端部分はレバーと完全に一体となっていなくてはならない。
- 7-3-10 ボディワーク（フェアリング、ウィンドスクリーン、エアダクト）
- 7-3-10-1 アフターマーケットのものに変更することができる。ただし外観は車両公認時と同じでなければならない。
- 7-3-10-1-1 スクリーンエッジは丸みをもたせていなければならない。
- 7-3-10-1-2 カーボン、ケブラーの使用は認められない。
- 7-3-10-1-3 フェアリングを交換した場合、フェアリングの吸気口のメッシュフィンが付いてなくても良い。
- 7-3-10-1-4 フェアリングとエアボックス間を通るオリジナルのエアダクトは、改造または交換が許可される。カーボンファイバー／ケブラーの使用は禁止される。
- 7-3-10-2 取り付けブラケットの改造・変更
- 7-3-10-3 露出しているエッジは、すべて丸みをおびていなければならない。
- 7-3-10-4 フロントフェンダーはアフターマーケットのものに変更することができる。外観は車両公認時と同じでなければならない。カーボン／ケブラーは使用できない。また、タイヤとのクリアランス確保するための最低限の取り付け位置の変更が認められる。
- 7-3-10-5 リヤフェンダーの形状変更、追加・削除することができる。カーボン／ケブラーの使用は認められない。
- 7-3-10-6 フェアリング下部のオイル受け
- 7-3-10-6-1 エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイル、およびエンジンクーラント総量の最低半分（最低5リットル）を保持できる構造になっていなくてはならない。フェアリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られても良い。この規則を満足させる為の最低限の外観変更が許可される。
- 7-3-10-6-2 フェアリング下部の端部は、一番低いところから最低50mmの高さまでなければなら

らない（図B参照）。

[図B]



- 7-3-10-6-3 ロワーカウル下部には、直径20mm（許容誤差 + 5 mm）の水抜き用の孔を最少1個設けなければならない（孔は2個までとする）。
- 7-3-10-6-4 この孔はドライコンディションの時には閉じられ、競技監督がウェットレースを宣言した場合、開けなければならない。
- 7-3-10-6-5 フロント形状はサイドシルエットが変わらなければ変更可とする。
- 7-3-10-6-6 最低限の外観変更が認められる。

7-3-11 シート・シートカウル

オプションのシングルシートまたはアフターマーケットのものに変更できる。ただし外観は車両公認時と同じでなければならず、カーボン／ケブラーの使用は認められない。

また、ライディングポジション調整のための最小限度の部品（パッド・樹脂類など）を追加することが認められる。

7-3-12 シリンダーおよびシリンダーヘッド

シリンダーおよびシリンダーヘッドは、公認車両の状態に対して切削、追加、研磨をしてはならない。

カーボン除去のみ認められ、シリンダーヘッドの研磨は一切認められない。

- 7-3-12-1 ヘッドガスケットの変更が認められる。

- 7-3-13 転倒時に地面に接触する恐れのあるオイルを保持する全てのエンジンケース、カバーは複合材（カーボンまたはケブラー製）の2次カバーによって保護されなければならない。

この全ての2次カバーは、厚さは2mm以上とし、強固な接着剤またはボルトにて適切かつ確実に固定されていなければならない。

2次カバーの接着性向上のための、必要最低限のエンジンカバーの塗装の剥離は認められる。

また、FIM公認の2次カバーは、材質に関わらず使用が認められる。

7-3-14 ラジエター

- 7-3-14-1 ラジエターの変更、サブラジエターの追加、ラジエターホースやパイプの改造、

- 変更、追加が認められる。
- 7-3-14-2 ラジエーターブラケットおよびブラケット取付け位置（ステー）の変更。ただし材質は公認時と同じものか鉄またはアルミニウムとする。
- 7-3-14-3 ラジエーターに導風板を取り付けることは認められる（フェアリング内部形状の変更は可）。
- 7-3-14-4 ラジエーターとエキゾーストマニホールドの間に遮蔽板を取り付けることは認められない。
- 7-3-14-5 冷却のためのフェアリングへのドリルによる穴あけは認められる（直径10mm以下に限る）。
- 7-3-14-6 サーモスタットの交換・取り外しとスペーサーへの変更は認められる。
- 7-3-15 排気ガス対策部品
- 7-3-15-1 エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外し（エンジン外部に装備されたパイプ・チューブ類を取り外し、回路を閉塞すること）。
- 7-3-16 クラッチ
- 7-3-16-1 クラッチのタイプ（湿式、または乾式）、および操作方法（ケーブル式・油圧式）は公認を受けた状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-16-2 フリクション・ディスク及びドライブディスクは変更することができる。
- 7-3-16-3 クラッチ・スプリングは変更することができる。
- 7-3-16-4 クラッチ・バスケット（アウター）は交換、改造してもよい。
- 7-3-16-5 クラッチアッセンブリーは、バックトルクリミッター機構（スリッパタイプ）への変更、改造が認められる。
- 7-3-16-6 バックトルクリミッター機構（スリッパタイプ）付きのアフターマーケット製の物への交換が認められる。
- 7-3-16-7 エレクトロメカニカルまたはエレクトロハイドロリック作動システムの使用は認められない。
- 7-3-17 キャブレター
- ジェット類、およびニードル類のみ変更が許可される。
- 7-3-17-1 キャブレターの温水配管の取り外し
- 7-3-18 フュエルインジェクション
- 7-3-18-1 スロットルボディは、公認モデルの標準ユニットでなければならない。
- 7-3-18-2 インジェクターは、公認モデルの標準ユニットでなければならない。
- 7-3-18-3 エンジン作動中に機能する、長さが変化するフュエルインジェクションインテイクトラクト装置は許可されない。
- 7-3-18-4 バタフライの交換・改造は禁止される。
- バタフライが複数配置されているスロットルボディーにおいては、スロットルグリップと連動しないバタフライについては、機械的に固定することが認められる。
- 7-3-18-5 フュエルインジェクション・マネージメント・コンピューターアッセンブリーおよびフラッシュRAMは変更してもよい。
- 7-3-18-6 燃料ポンプ、およびプレッシャーレギュレーターは公認時の状態でなければならない。

- 7-3-18-7 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチングデバイスは、作動しないようにすることができる。また、そのためにデバイス本体を取り外すこと、およびそのための変更は許可される。
- 7-3-18-8 メカニカル・エンリッチングデバイスの温水配管の取り外しも認められる。
- 7-3-19 燃料供給
- 7-3-19-1 フュエルラインの変更
- 7-3-19-2 フュエルベントラインの変更
- 7-3-19-3 フュエルフィルターの追加・変更
- 7-3-20 ワイヤーハーネス
- ワイヤーハーネスの改造、変更
- 7-3-21 スプロケット／チェーン
- フロントスプロケット、リヤホイールスプロケット、チェーンのピッチならびにサイズは変更できる。
- 7-3-22 エンジンレブリミッター／スピードリミッター
- エンジンレブリミッター／スピードリミッター(イグナイター含む)の変更
- 7-3-23 点火時期／スパークプラグ
- 7-3-23-1 スパークプラグ、プラグキャップの変更
- 7-3-23-2 ハイテンションコードの変更
- 7-3-23-3 点火時期の調整
- 7-3-24 ボルト、ナット類
- 7-3-24-1 ボルト、ナット類の変更。ただし同じ材質でなければならない。
- 7-3-24-2 フェアリング (シートカウル含む)、ウィンドスクリーンの取り付けボルト・ナット類は別の材質のものに変更できる。
- 7-3-24-3 ボルト、ナット類はセーフティワイヤーを付けるために穴を開けてもよい。しかし軽量化する改造は認められない。
- 7-3-24-4 フェアリングのボルト、ナット類はクイックタイプに変更できる。
- 7-3-25 オイルプレッシャースイッチ
- オイルプレッシャースイッチはワイヤーロックができるシーリングプラグに変更することができる。
- 7-3-26 バッテリー
- バッテリーのサイズとタイプは変更することができる。
- 7-3-27 エアフィルターエレメントは変更、あるいは取り外すことができる。
- 7-3-28 ポジション調整
- 燃料タンクまたはタンクカバーに、ライディングポジション調整のための最小限

度の部品（パッド、樹脂類など）を追加することが認められる。
 その取り付けは、安易に脱落しないように確実に固定しなければならない。部品にはカーボンまたはケブラーの使用は認められない。
 7-3-29 ガスケットおよびガスケット材質の変更は認められる。
 7-3-30 エンジンオイル

7-4 取り外すことができる部品（アフターマーケット部品との交換は不可）

- 7-4-1 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル（計器用ブラケットがカウルステータを兼ねている場合はカウルステータと見なし、交換は可。ただしメーターは車両公認時のものでなければならない）。
- 7-4-2 ホーン
- 7-4-3 ツールボックス
- 7-4-4 タコメーター
- 7-4-5 スピードメーター
- 7-4-6 ハンドル左側のスイッチホルダー
- 7-4-7 ラジエーターファンと配線
- 7-4-8 チェーンカバー
- 7-4-9 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ
- 7-4-10 別体〔ボルトオン〕のライセンスプレート
- 7-4-11 スターターキックアーム
- 7-4-12 燃料タンク給油口内部のガソリンノズル対策プレート

7-5 その他

- 7-5-1 チタン合金部品の使用は禁止される（エキゾーストパイプ、サイレンサーは除く）。
- 7-5-2 エレクトリックスターターは常に正常に作動しなければならない。
- 7-5-3 メインフレームとエンジンナンバー
- 7-5-3-1 全てのモーターサイクルには、メインフレームに車両認識番号（シャシーナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない（スペアフレームの場合は刻印なしの状態の販売証明の提示または、交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない）。
 交換したメインフレームには、主催者が指示した新たな刻印の打ち込み等による識別の管理方法に従わなければならない。
- 7-5-3-2 全てのモーターサイクルには、クランクケースにエンジン認識番号（エンジンナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない。クランクケース交換の場合は刻印なしの状態の販売証明の提示または、交換前の刻印のあるクランクケースを車検にて提示しなければならない。
 交換したクランクケースは、主催者が指示した新たなエンジンナンバーの刻印の打ち込みまたはペイントによる管理方法に従わなければならない。
- 7-5-4 スイングアームの側面にカバーを取り付け広告スペースと活用することが許可される。材質は樹脂製（FRPまたはPPで、厚さ1mm～2mm）に限定され、取り付け目的のボルト穴加工は認められる。
 追加のボルト穴加工の場合は6mmに限定される。（既存のボルト穴使用の場合は、

サイズは規定されない)

7-5-5 追加の装備

7-5-5-1 自動ラップ計時デバイスを追加することができる。ただし、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

7-5-5-2 データロガー(データ収集器、コンピューター記録装置など)の使用が認められる。

7-5-5-2-1 データロガーを取り付けるための、ステー追加・変更および最低限のフェアリングのカットは認められる。

7-5-5-3 テレメトリー(無線による情報伝達)

・動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。

・マシンには公式シグナリングデバイスの搭載が義務づけられる場合がある。

7-5-6 買い取り制度

7-5-6-1 大会にて6位以内に入賞した車両及び部品は、購入希望者がいた場合、下記価格にて販売しなければならない。売買によって発生する税金は、この金額に含まれない。

7-5-6-1-1 車両買取価格：国産車両 2,000,000円

外国産車両 3,000,000円

7-5-6-1-2 部品買取価格(単位：円)

・フロントサスペンション 35万円

・リヤサスペンション 25万円

車 種	シリンダーヘッドassy	ECU&インジェクション	
03-06CBR600RR (PC37)	267,000	PGM FI ユニット	63,000
		スロットルボディ	97,000
07-08CBR600RR (PC40)	267,000	PGM FI ユニット	73,000
		スロットルボディ	97,000
09-15CBR600RR (PC40)	318,000	PGM FI ユニット	73,000
		スロットルボディ	101,000
03-05YZF-R6 (5SL)	364,000	ECU	71,000
		スロットルボディ	119,000
06-07YZF-R6 (2c0)	309,700	ECU	71,000
		スロットルボディ	91,200
08-11YZF-R6 (13S)	312,700	ECU	81,000
		スロットルボディ	94,000
12-15YZF-R6 (1JS)	325,000	ECU	87,000
		スロットルボディ	101,000
GSX-R600 (K1・K4)	310,000	ECU	75,000
		スロットルボディ	97,000
06-07GSX-R600 (K-6・K-7)	310,000	ECU	80,000
		スロットルボディ	97,000
08-10GSX-R600 (K-8・K-9・L0)	310,000	ECU	90,000
		スロットルボディ	97,000
11-15GSX-R600 (L1/L2/L3/L4/L5)	310,000	ECU	90,000
		スロットルボディ	97,000
03ZX-6RR (ZX600K)	334,000	ECU	71,850
		スロットルボディ	148,500
04ZX-6RR (ZX600M)	359,000	ECU	75,450
		スロットルボディ	212,250
05-06ZX-6RR (ZX600N)	270,000	ECU	53,000
		スロットルボディ	125,000
07-08ZX-6R (ZX600P)	337,300	ECU	65,625
		スロットルボディ	136,000
09-15ZX-6R (ZX600R)	362,452	ECU	62,500
		スロットルボディ	164,400

※シリンダーヘッドASSYにはカムシャフト、バルブ類（バルブ組込み工賃含む）が含まれる。

- 7-5-6-2 購入希望者は決勝レース暫定結果発表後30分以内に限り購入申請をすることができる。
購入希望者は売主を除き、購入申請者は当該レース参加者に限られる。また、購入申請は主催者指定の用紙に必要事項を記入し、購入申請が締め切られた後、売主に購入申請があったことが通達される。
- 7-5-6-3 申請締切り後、抽選の会場・時間が購入希望者に連絡される。購入者は主催者により抽選にて購入優先順位が決定される。
購入優先順位1位以外の者の購入申請保証金は抽選後返却される。
ただし、車両購入希望者と部品購入希望者が複数の場合は、車両購入者が優先される。
- 7-5-6-4 購入者が決定した時点で、購入者は購入申請日に以下のものをそろえて主催者へ提出しなければならない。
・購入申請用紙
・購入者の運転免許証のコピー
・購入申請保証金50,000円
（購入申請保証金は、購入代金の一部とされる）
- 7-5-6-5 購入者が決定した時点により、主催者は車両を売買契約日まで保管しなければならない。その場合、レース後車検を受けた車両は車検長の指示を受けて分解した状態でも良いものとする。
- 7-5-6-6 売買契約日は、購入申請日から起算して10日以内に設定されなければならない。売主・購入者、そして主催者3者合意のもと、売買契約日を決定する。
- 7-5-6-7 上記7-5-6-6にて決定された売買契約日に購入代金〔現金〕と、車両の受け渡しが行われる。
- 7-5-6-8 売買契約日に売り主・購入者双方とも、身分証明のコピーを主催者に提出しなければならない。
- 7-5-6-9 売買契約は売主・購入者双方と主催者の立会いのもと行われる。
- 7-5-6-10 上記7-5-6-6にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費〔運搬費等〕は購入希望者が負担する。
- 7-5-6-11 主催者が購入申請を行うことができる。
- 7-5-6-12 売買された車両が、売主のエントラントから出場登録された場合、主催者はこれを拒否する事ができる。
- 7-5-6-13 外装部品の互換性特別申請
車両メーカーから申請された外装部品についてMFJで審議し、互換性が承認された場合、その内容の範囲内で使用が認められる。承認された内容は、MFJのホームページ等で告知される。

許可された車両

車種：CBR600RR（PC40）

互換性の内容 フェアリング（アッパー、ローア）

互換性の対象車両

車名（型式・年式）	F打刻型式	E/G型式	F打刻開始No.
CBR600RR（2007～2008）	PC40	PC40E	PC40-1000001
CBR600RRレースベース車 （2007～2008）	JH2PC40S	PC40E	JH2PC40S*7M900001
CBR600RRSTD／ABS （2009～2012）	PC40	PC40E	PC40-1200001
CBR600RRレースベース車 （2009～2012）	JH2PC40S	PC40E	JH2PC40S*9K930001
CBR600RRSTD／ABS （2013）	PC40	PC40E	PC40-1600001
CBR600RRレースベース車 （2013）	JH2PC40S	PC40E	JH2PC40S*DK950001

8 ST600Nクラスの仕様

本規則はST600技術仕様に「部品の互換性範囲」を一部広げた内容を付け加えたものである。適用は、地方選手権のナショナルST600クラスに限られる。地方選手権参加者が同一車両で長く参加できることを目的に制定されました。

- 8 クラスの仕様
車両は、国内競技規則付則 9 ST600技術仕様の 1 項から 7 項に適合してなければならない。
- ただし、1 項から 7 項と相反する項目は、ST600Nクラスの仕様が優先される。
- 8-1 フェアリングはMFJ技術規則の範囲内で外観変更、改造およびMFJ公認車両（同一車両メーカーの公認車両に限る）間での互換性が認められる。ただし、取り付けは公認車両のフレームを変更または改造しない範囲で出来る事。取り付けステーの変更は認められる。
- 8-2 フロントフォーク、リヤフォーク、フォーククランプ、リヤサスペンション・リンケージは、フレームおよびエンジンの一切の改造なしで取り付けられる場合に限り、公認車両（同一車両メーカーの公認車両に限る）間での互換性が認められる。
- 8-3 エキゾーストパイプおよびサイレンサーの数、取り付け配置の変更が認められる。ただし、音量規制に関するST600技術仕様をすべて満たしていること。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則11

ST250/ST200/ST150技術仕様

 MFJ ROAD RACE

本規則はMFJが公認した公道用一般市販車をベースに、安全性、平等性、経済性を考慮し、最小限の改造とコストで参加できる、参加型レースを基本理念とする。

全ての車両は全ての要素において本仕様に適合していなくてはならない。

本規則に明記されていない、または許可されていないものについては一切改造、変更は許可されない。

ただし公認された車両が本規則の仕様に合致しない場合は、公認車両の仕様が優先される。

用語の定義：改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し切削、追加、研磨を行う行為

変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を、他のパーツに置き換える行為

材質＝「鉄、アルミニウム、マグネシウム、カーボンなど」の分類を指し、製造方法まで規制するものではない。各材質は、各々の材質を主成分としたものである。

材質については、必要に応じて製造方法も併記して規制の運用を行う。

素材＝材質と製造方法を含む。

1 出場車両

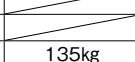
一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認した車両でなければならない。

2 排気量区分

ST150	120cc～150cc	4ストローク	単気筒
ST200	151cc～200cc	4ストローク	単気筒
ST250	201cc～250cc	4ストローク	最大2気筒

3 最低重量

3-1 各気筒数別車両の最低重量は以下のとおりとする。

クラス名称	単気筒	2気筒
ST150	100kg	
ST200	110kg	
ST250	130kg	135kg

3-2 各レース終了後、無作為に抽出されたマシンの重量が最終車検時にレースを終えた状態で測定される。

3-3 マシンは、レースを終えた状態で車重規定に合格していなくてはならず、マシンには、水、オイル、燃料、またはタイヤを含む一切のものを追加することができない。

- 3-4 レース後、マシンの車重には1 kgの許容誤差が認められる。
- 3-5 練習走行及び予選時に、マシンの車重検査を受けるようライダーに要請が出されることもある。この場合ライダーとチームの作業をできる限り妨害しないように行われるが要請を受けたライダー、チームは、その要請に従わなくてはならない。

4 音量

- 4-1 音量の測定は、以下の方法で行われる。
- 4-1-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後45°で排気管と同じ高さとする。ただし、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 4-1-2 ノイズテストの際、ギヤボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 4-1-3 規制に適合しているサイレンサーには大会ごとに車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスベアサイレンサーに関しては例外とする。
- 4-1-4 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定の回転数域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定の回転数に達した時に行うものとする。
- 4-1-5 回転数は、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。

$$4-1-6 \quad \text{所定のエンジン回転数 (rpm)} = \frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$

- 4-1-7 音量規制値
ピストンスピード11m/secで測って105dB/Aまでとする。レース終了後は3 dB/Aの許容誤差が認められる。音量測定は下記固定回転数を使用することもできる。
- 4-1-8 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。
エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。

単気筒	2気筒
5,500rpm	7,500rpm

- 4-1-9 サイレンサーが1本を超える場合の音量計測は、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
- 4-1-10 音量測定は、走行時と同じモードで測定される。
スイッチ等のモード切替が可能な車両は、すべてのモードで測定を行う場合がある。音量はすべてのモードで音量規定値に合致していなければならない。
- 4-1-11 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 4-1-12 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5 m以内において90dB/Aまでとする。
- 4-1-13 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差 + 1 dB/Aが認められる。
- 4-1-14 気温0℃以下の場合、許容誤差 + 2 dB/Aが認められる。
- 4-1-15 メーターの読み方は常に少数点以下を切り捨てとする (105.9dB/A=105dB/A)。
- 4-1-16 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

5 燃料、オイル、冷却水

- 5-1 すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない（AVガス（航空機用燃料）の使用は禁止される）。
- 5-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 5-3 競技用ガソリンとは、当該競技会の開催されるサーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 5-4 競技用ガソリンは、鉛の含有量は0.013 g/ℓ 以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON） 以下であること。
密度は15℃において0.725 g/ml～0.780 g/mlであること。
- 5-5 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 5-6 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし、不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 5-7 大会特別規則によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

6 ナンバープレート及びカラー

- 6-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドまたは、シートカウル上部で数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によっても、またはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけなない。
シートカウル上部のゼッケンサイズは、フロントナンバーと同じサイズでなければならない。
- 6-2 ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- 6-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法はフロントが幅275mm×高さ200mm、サイドは、幅205mm×高さ170mm（3桁ゼッケンの場合は、幅260mmとする）とする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 6-4 すべてのナンバープレートの数字の周囲には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- 6-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 6-6 アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。
サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。

サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×高さ150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。

ナンバーの地色は、自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。

ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能とする。

6-7

数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバー及びシートカウル上部の

寸法は

最低高 : 140mm

最低幅 : 80mm (1の場合 25mm)

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm

サイドナンバー及び

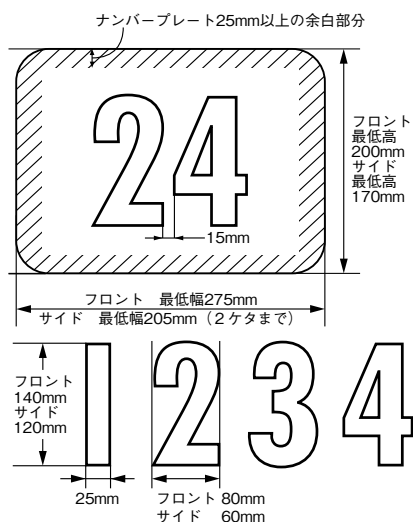
サポートナンバーの寸法は

最低高 : 120mm

最低幅 : 60mm (1の場合 25mm)

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm



プロダクションクラスのサイドゼッケン+サポートナンバーの装着例

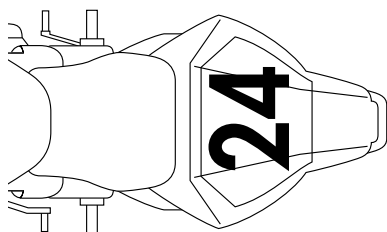
プロダクションクラスの サイドゼッケン

例) No.24の場合

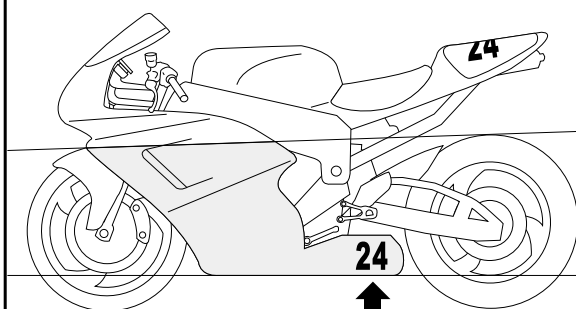


ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

シートカウル上部ゼッケン



サポートナンバーの装着例



※サポートナンバーの貼り付エリアは  部分

6-8

数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 6-9 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- 6-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
 ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。
 STクラス 白地に黒文字

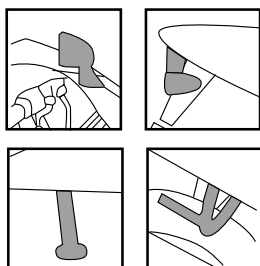
7 仕様

以下に明記されていないすべての事項については、MFJが公認した状態の仕様でなければならない。同一車種において国内販売車両と輸出専用車両が異なる場合でも、国内販売車両を輸出専用車両の仕様にすることは認められない。または国内販売車両に輸出専用車両の部品取り付けけることも認められない。

7-1 レースのために取り外さなければならない部品

- 7-1-1 ライト／ウィンカー／リフレクター
 7-1-2 バックミラー
 7-1-3 ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
 7-1-4 セーフティバー／センタースタンド／サイドスタンド
 7-1-5 同乗者用フットレスト／グラブレール
 7-1-6 シートレールに取り付けられた荷掛けフック（溶接されたものの切削も可）
 7-1-7 その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

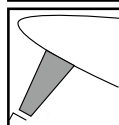
取り外さなければならない部品



●ナンバープレート・ブラケット
取り外さなければならない

取り外すことができる部品

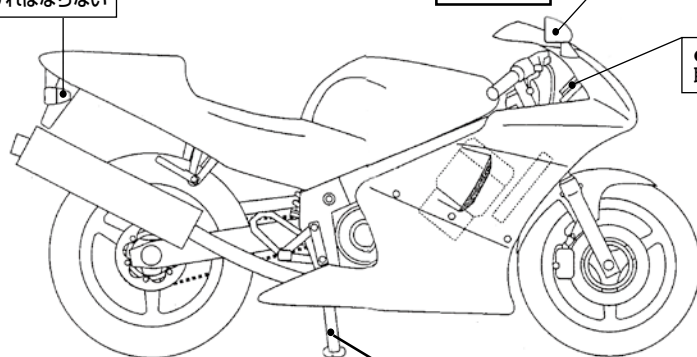
- ① 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル
- ② ホーン
- ③ ツールボックス
- ④ タコメーター
- ⑤ スピードメーター
- ⑥ ラジエーターファンと配線
- ⑦ サーモスタット
- ⑧ リヤフェンダー
- ⑨ チェーンカバー
- ⑩ リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ
- ⑪ エアクリーターエレメント
- ⑫ 別体（ボルトオン）のライセンスプレート
- ⑬ スターターキックアーム



●バックミラー等の保安部品
取り外さなければならない



●スピードメーター・タコメーター
取り外すことができる



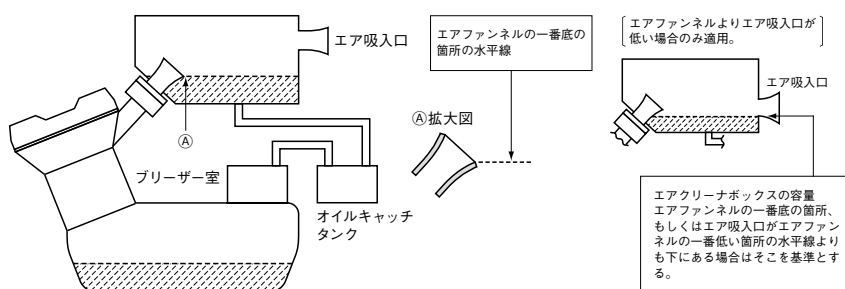
オイルドレンボルトは必ずワイヤロックすること!!

●スタンド・同乗者フットレスト
取り外さなければならない

7-2 安全確保のため、改造・変更が義務付けられる事項

- 7-2-1 スロットルグリップは、手で握っていない時、自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 7-2-2 キルスイッチは、ハンドルを握ったまま操作できる位置に取付けること。
- 7-2-3 電動式フュエルポンプがついている車両は、転倒したときにポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えていなければならない。
- 7-2-4 クローズドブリーザーシステム
- 7-2-4-1 全ての車両はクローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。
オイルブリーザーラインはエアクリーナーボックスまたはエアクリーナーボックス及びオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。
- 7-2-4-2 エアクリーナーボックスで1000ccのオイル受け容量を確保できない場合、適切な材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000cc以上を確保していなければならない（エアクリーナーボックス単体で1000cc以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される）。
- 7-2-4-3 エアクリーナーボックスのオイル受け容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線より下の容量とする。
- 7-2-4-4 エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられるように塞がれていなければならない。
- 7-2-4-5 エアクリーナーボックス及びオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム

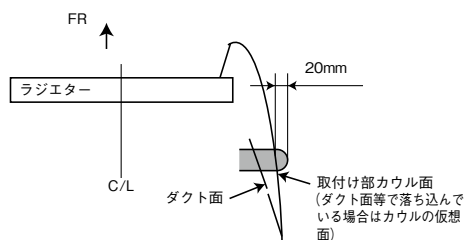


- 7-2-5 オイルドレンプラグおよび供給パイプ
すべてのドレンプラグはワイヤーロックされなければならない。外部のオイルフィルター・スクリューおよびボルトでオイル・キャビティに進入するものは、安全にワイヤーロックしなければならない
(例：ドレンボルト、オイルフィルターキャップ、レベルゲージ、オイルフィルター、水冷オイルクーラーボルト等)。
ワイヤーロックするための穴あけ加工は認められる。
エンジクラッチおよびACGカバーにあるメンテナンス用キャップについては、ワイヤーロックするか接着テープによる脱落防止が推奨される。
- 7-2-6 燃料タンクブリーザーパイプがついている車両は、ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていなくてはならない。

- 7-2-7 燃料タンクフィルターキャップは閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。
- 7-2-8 ラジエターオーバーフローパイプがついている車両は、最低容量250cc以上のキャッチタンクを取付けなくてはならない。
- 7-2-9 リヤスプロケットガード
- 7-2-9-1 チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 7-2-9-2 そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方式は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- 7-2-9-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。
- 7-2-9-4 スイングアームとリヤスプロケットガードを兼ねることは認められる。
- 7-2-9-5 リヤスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。
- 7-2-9-6 フロントスプロケットガード
車両公認時のスプロケットガードが装着されていなければならない。
逆シフトにしようとする際、フロントスプロケットガードに干渉する場合は最小限のカットは認められる。本来の機能が果たせない場合は不可となる。
- 7-2-10 ハンドルストッパー
ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっばいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間に最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取りつけなくてはならない。
ステアリングダンパーのハンドルストッパーとしての使用は認められない。

7-3 レースのために変更、改造、チューニングが許可される部分

- 7-3-1 フレーム
- 7-3-1-1 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリーの取り外し
- 7-3-1-2 ステアリングダンパーおよびフェアリング、シートカウル取り付け目的のためのフレーム加工（ステーおよびブラケットの追加を含む）は認められる。
- 7-3-1-3 全てのフェアリングステーは、部分的に変えたり、交換してもよい。
- 7-3-1-4 転倒時に車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取り付けは可。



- 7-3-1-5 プロテクティブコーンを取り付けた場合、プロテクティブコーンの突き出し量はフェアリングの表面から20mm以上突き出してはならない。また、プロテクティブコーンのRは10R以上とする。

- 7-3-1-6 サイドスタンド／メインスタンドのブラケットのカットは許可される。
- 7-3-2 スタンドブラケット
- 7-3-2-1 フロントホイールスタンドを取り付けるためのブラケットはフレーム、エンジンブロックにボルト止めされなければならない。
- 7-3-2-2 リヤホイールスタンドのブラケットは、リヤフォーク（スイングアーム）に取り付けるための加工または、ボルト止めが認められる。但し必要以上に長く鋭角なものは安全上使用が認められない場合があるので注意すること。
- 7-3-2-3 ブラケットを取り付けするためのフェアリングのカットは認められる。ただし、ブラケットとフェアリングのクリアランスは5mm以上なければならない。
- 7-3-3 フロントフォーク
- 7-3-3-1 フロントフォークのアウトチューブ、インナーチューブは公認車両時の状態に維持されなくてはならない。アウトチューブの表面塗装の変更は認められる。
- 7-3-3-2 フロントフォークの内部パーツはバルブ形式を変更しない範囲で、改造または変更する事ができる。
- 7-3-3-3 フォークキャップは、外部から調節できるように改造、または交換することができる。
- 7-3-3-4 上部と下部のフォーククランプ（三叉、フォークブリッジ）は、公認車両時のままに維持されなくてはならない。
- 7-3-3-5 ステアリングダンパーを追加する、またはアフターマーケットダンパーに変更することができる。
- 7-3-3-6 ステアリングダンパーは、ステアリングロック・リミティングデバイスとしての役割を果たしてはならない。
- 7-3-3-7 車高調整を目的としたフロントフォークの上下の取り付け位置の調整。
- 7-3-3-8 サスペンションフルードの変更。
- 7-3-3-9 ダストシールの改造、変更、取り外しを行なうことができる。
- 7-3-4 リヤフォーク（リヤスイングアーム）
- 7-3-4-1 リヤサスペンション・ユニットは変更、または改造することができる。フレームとリヤフォークのアタッチメントは車両公認時の状態に維持されなくてはならない。ただし、シム追加による車高調整は認められる。

〈推奨事項〉

公認車両時のリヤサスペンションを使用する場合の車高調整は以下の調整範囲を守ること。
ST250の車両は、一般公道用車両がベースであり、車種ごとに構造上／安全上の観点から、下記の範囲内にて調整を行なうこと。

銘 柄	車 種	車高調整方法
ホンダ	VTR250/CBR125R	調整機構なし
	CBR250R	シム追加による手法で5mm以内
カワサキ	Ninja250R/Ninja250/Z250	調整機構なし
メグリジャパン	Negelli250r	調整機構なし
アプリリア	Aprillia RS4 125	調整機構なし
ヤマハ	YZF-R25	調整機構なし

※各エントラントがメーカーオプション以外の調整用シムを製作する場合は、その材質・寸法等の仕様について各メーカーの指示に従うこと。

- 7-3-4-2 リヤサスペンションのスプリングおよびカラーは変更できる。
- 7-3-4-3 リヤサスペンション・リンケージは、公認車両時の状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-4-4 リヤスプロケットガードの取り付け、および取り付け目的の加工。
- 7-3-4-5 リヤサスペンションの残ストローク量確認を可能にするためにリヤショックカバーの取り外しは認められる。
- 7-3-4-6 サスペンションフルードの変更
- 7-3-5 エキゾーストパイプおよびシステム
 - 7-3-5-1 エキゾーストパイプ
 - 7-3-5-1-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
 - 7-3-5-1-2 エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーのあるなしに関わらず丸みを帯びさせていなければならない。
エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。
 - 7-3-5-1-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
 - 7-3-5-1-4 後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
 - 7-3-5-1-5 エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの位置にかかわらず、リヤタイヤ後端の垂直線より後ろにあってはならない。
 - 7-3-5-2 エキゾーストシステム
 - 7-3-5-2-1 音量規制値以内であれば、エキゾーストパイプおよびサイレンサーを交換、または改造してもよい（エキゾーストパイプにはチタン、カーボンの使用はできない。ただし、サイレンサーには、チタン、カーボンの使用は認められる）。サイレンサーの数、および配置は公認車両から変更が認められる（例：4into2から4into1への変更、左右1本出しから片側2本出しへの変更などは許可される）。
 - 7-3-5-2-2 サイレンサーを変更する場合、ステーの交換および取り付け位置の変更も認められる。チタン、カーボンのステーの使用は禁止される。
 - 7-3-5-2-3 エキゾーストパイプを交換した場合、遮熱板の追加は許可される。
- 7-3-6 ブレーキ
 - 7-3-6-1 前後ブレーキパッドとホースの変更
 - 7-3-6-2 ブレーキホース変更に伴うバンジョウボルトの変更
 - 7-3-6-3 ブレーキフルードの変更
 - 7-3-6-4 フロントとリヤのブレーキディスクは変更しても良いが、車両公認時に装着されているキャリパー及びマウンティングに合うものでなければならない。ただし、外径とベンチレーションシステムは本来マニファクチャラーが公認マシン用に製作した状態に維持されなくてはならない。インターナルベンチレイテッド（内側でベンチレーションを行う）ディスクは許可されない。
 - 7-3-6-5 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄（SUS含む）のみ認められる。
 - 7-3-6-6 フロントとリヤブレーキキャリパー（マウント、キャリア、ハンガー）は、車両公

認時のものでなければならない。公認車両にABS仕様が設定される場合は、マウントを変更しない範囲でノーマル仕様との互換性が認められる。

- 7-3-6-7 ブレーキパッドスプリングの取り外しおよび加工は認められない。
ブレーキパッド脱落防止のためにβピン付きのパッドピンを使っている場合は、βピンにワイヤーロックをしなければならない。βピンの交換は許可される。
- 7-3-6-8 ブレーキキャリパー脱落防止のためのワイヤーロックを目的としてキャリパーボルトへの穴あけが認められる。
- 7-3-6-9 車両公認時においてキャリパー用ラインの分岐点がロワーフォークブリッジより下にある場合であっても、レース出場のためにはロワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- 7-3-6-10 フロントとリヤのブレーキリザーバタンクステー取り付け位置の変更／追加を認める。
- 7-3-6-11 車両には、他の車両との接触等の場合にブレーキレバーが作動しないようにブレーキレバープロテクションを装備することを推奨する。
ただし、スロットルグリップの作動に支障がないように注意すること。

7-3-7 タイヤ、ホイール

- 7-3-7-1 スピードメーター駆動部の取り外しとスパーサーの変更
- 7-3-7-2 タイヤ
- 7-3-7-2-1 タイヤは変更できるが、一般公道用のタイヤに限られる。レース用のスリックタイヤ及びST600用公認タイヤ（過去の登録を含む）は天候に関わらず使用できない。また、ST600用公認タイヤと同一名称で、サイズ、コンパウンドが異なる登録されていないスペックのタイヤも使用することができない。
レーシングレインタイヤの使用は、大会特別規則による。またレーシングレインタイヤは、ST600用公認タイヤ同一名称のタイヤも認められる。
- 7-3-7-2-2 タイヤの追加工（再グルーピング等）は禁止される。
- 7-3-7-2-3 摩耗限度を超えたタイヤは使用できない（残溝はインジケーターによる）。
- 7-3-7-2-4 グリッドおよびピットレーン上でのタイヤウォーマーの使用は禁止する。
- 7-3-7-2-5 使用できるタイヤは下記表に示される各ホイールに適合したサイズに限定される。
フロント用タイヤをリヤに、リヤ用タイヤをフロントに使用することは許可されない。

ホイールサイズ	適合タイヤ (M/C)				
17×2.50-F	(100/*-17)	(110/*-17)	(120/*-17)		
17×2.75-F	(100/*-17)	110/*-17	(120/*-17)		
17×3.00-F	110/*-17	120/*-17			
17×3.50-R	110/*-17	120/*-17	130/*-17	140/*-17	(150/*-17)
17×4.00-R	130/*-17	140/*-17	150/*-17		

・ホイールサイズのFはフロント用、Rはリヤ用を示す。

・（ ）付きはバイアスタイヤのみ使用可。

- 7-3-7-2-6 バイアスタイヤを使用する場合、速度規格H以上のタイヤのみ使用が許可される。

7-3-7-3 ホイール

ホイールは車両公認時に装着されているホイールとする。ただし、表面塗装については変更を認める。

7-3-8 フットレスト・チェンジレバー・ブレーキペダル

フットレストは改造・変更されてよいが、下記条件を満たさなければならない。
ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。

- 7-3-8-1 ブラケットの改造、変更によりフットレスト／フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取付け位置に固定しなければならない。
- 7-3-8-2 フットレストの先端は、中空でない一体構造の最低半径8mmの球状でなければならない。
- 7-3-8-3 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 7-3-8-4 折りたたみ式でないフットレストの先端には、アルミニウム、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端（プラグ）が固定されなくてはならない（最低半径8mm以上）。

7-3-9 ハンドルバー、レバー類

- 7-3-9-1 ハンドルバーの交換および取り付け位置の変更（パイプからセパレートへの変更も認められる）。
- 7-3-9-1-1 セパレートハンドルはブラケットとバーが一体式でも別体式でもよい。
- 7-3-9-1-2 ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムまたは、プラスチック素材のものでカバーされていなくてはならない。
- 7-3-9-1-3 ハンドルバーの最低幅は450mmとする。
- 7-3-9-1-4 ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 7-3-9-1-5 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。
- 7-3-9-2 ブレーキレバー／クラッチレバー（ホルダーを含む）およびブレーキ／クラッチケーブル／スロットルケーブルの変更は認められる。
- 7-3-9-3 ブレーキレバーに関しては、調整機構つきのものも認められるが、リモート式への変更は許可されない。
- 7-3-9-4 ハイスロットルのためのスロットルホルダーの変更
スロットルハウジングとスイッチ一体式のは別体式のホルダーへの変更も認められる。
- 7-3-9-5 すべてのハンドルバー・レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低19mmとする）となっていなくてはならない。
このボールの上下の面は平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmとする）。この先端部分は、レバーと完全に一体となっていなくてはならない。

7-3-10 ボディワーク（フェアリング、ウィンドスクリーン、エアダクト）

- 7-3-10-1 アフターマーケットのものに変更することができる。外観の変更も認められる。
公認車両にカウルが装備されていない場合はナンバープレートを兼ねたアップーカウルと、規定のオイル量を保持できるアンダーカウル及びそれらを取り付ける為のステーの追加が認められる。
ただしアップーとアンダーが別体式カウルを追加する場合は、取り付けはアップー

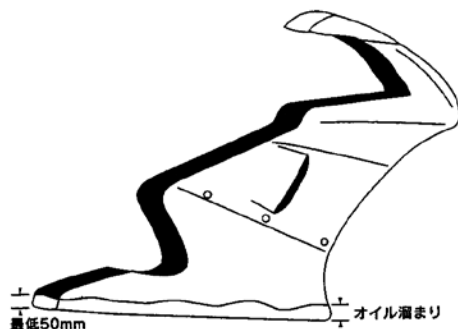
ーカウルとアンダーカウルは個々に独立して保持される構造になっていなければならない。

アッパーとアンダーがファスナーにて連結されるフルカウルタイプを追加する場合は、アッパーカウルが車体に固定され、アンダーカウルも少なくとも1ヶ所は、車体に固定されなければならない。

- 7-3-10-1-2 カーボン、ケブラー材の使用は認められない。
- 7-3-10-1-3 フェアリングを交換した場合、フェアリングの吸気口のメッシュフィンが付いてなくても良い。
- 7-3-10-1-4 フェアリングとエアボックス間を通るオリジナルのエアダクトは、改造または交換が許可される。カーボン／ケブラー材の使用は禁止される。
- 7-3-10-2 取り付けブラケットの改造・変更
- 7-3-10-3 ウィンドスクリーンエッジ、また、その他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていなければならない。
- 7-3-10-4 フロントフェンダーはアフターマーケットのものに変更することができる。カーボン／ケブラー材は使用できない。
- 7-3-10-5 リヤフェンダーの形状変更、追加・削除することができる。カーボン／ケブラー材の使用は認められない。
- 7-3-10-6 フェアリング下部はエンジン破損時にエンジン内のオイルとエンジンクーラント容量の最低半分(最低2.5リットル)を保持できる構造とする。フェアリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られても良い。
- 7-3-10-6-1 フェアリング下部の端部は、一番低いところから最低50mmの高さまでなければならない(図B参照)。

[図B]

オイル溜まり



- 7-3-10-6-2 フェアリング下部には、直径20mm（許容誤差+5mm）の水抜き用の孔を最低1個設けなければならない（孔は2個までとする）。
- 7-3-10-6-3 この孔はドライコンディションの時には閉じられ、競技監督がウエット・レースを宣言した場合、開けなければならない。
- 7-3-11 シート・シートカウル

オプションのシングルシートまたはアフターマーケットのものに変更できる。外観の変更も認められる。カーボン／ケブラー材の使用は認められない。

7-3-12 シリンダーおよびシリンダーヘッド

シリンダーおよびシリンダーヘッドは、公認車両の状態に対して切削、追加、研磨をしてはならない。

ボルト・オンの排気ガス対策用センサー類はシーリングプラグ（ボルト）への変更が許可される（材質はチタン禁止）。

カーボン除去のみ認められ、シリンダーヘッドの研磨は一切認められない。

7-3-13 転倒時に地面に接触する恐れのあるオイルを保持する全てのエンジンケース、カバーは樹脂製（FRPまたはカーボン、ケブラー、プラスチック、ジュラコン等）の2次カバーによって保護されなければならない。

この全ての2次カバーは、厚さ2mm以上とし、強固な接着剤またはボルトにて適切かつ確実に固定されていなければならない。2次カバーの接着性向上のための、必要最低限のエンジンカバーの塗装の剥離は認められる。

ただし、フェアリングの延長により接触部がカバーされる場合は2次カバーの取り付けはなくても認められる。

7-3-14 ラジエターおよび水温計

7-3-14-1 ラジエターの交換・サブラジエターの追加が認められる。

7-3-14-2 ラジエターブラケット（ステー）の変更。ただし材質は公認時と同じものか鉄またはアルミニウムとする。

7-3-14-3 ラジエターに導風板を取り付けることは認められる（カウル内部形状の変更は可）。

7-3-14-4 ラジエターとエキゾーストマニホールドの間に遮蔽板を取り付けることは認められる。

7-3-14-5 冷却のためのフェアリングへのドリルによる穴あけは認められる（直径10mm以下に限る）。

7-3-14-6 サーモスタットの交換・取り外しとスเปーサーへの変更は認められる。

7-3-14-7 水温計（センサー含む）の追加および変更

7-3-15 排気ガス対策部品

7-3-15-1 エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外し（エンジン外部に装備されたパイプ・チューブ類を取り外し、回路を閉塞すること）。

7-3-16 クラッチ

クラッチスプリングの変更

7-3-17 キャブレター

ジェット類、およびニードル類のみ変更が許可される。

7-3-17-1 キャブレターの温水配管の取り外し

7-3-18 フュエルインジェクション

7-3-18-1 スロットルボディは、公認モデルの標準ユニットでなければならない。

7-3-18-2 インjekターは、公認モデルの標準ユニットでなければならない。

7-3-18-3 エアファンネルの交換は認められないが、公認車両に装備されたクローズドブリーザーシステムを維持した範囲でエアファンネルの改造が認められる。

- 7-3-18-4 バタフライの交換・改造は禁止される。
バタフライが複数配置されるスロットルボディにおいては、スロットルグリップと連動しないバタフライについては、機械的に固定することが認められる。
- 7-3-18-5 フュエルインジェクション・マネージメント・コンピューターアッセンブリーおよびフラッシュRAMは変更してもよい。
- 7-3-18-6 燃料ポンプ、およびプレッシャーレギュレーターは公認時の状態でなければならない。
- 7-3-18-7 エレクトリック、またはメカニカル・エンリッチングデバイスは、作動しないようにすることができる。また、そのためにデバイス本体を取り外すこと、およびそのための変更は許可される。
- 7-3-18-8 メカニカル・エンリッチングデバイスの温水配管の取り外しも認められる。
- 7-3-19 燃料供給
- 7-3-19-1 フュエルラインの変更
- 7-3-19-2 フュエルベントラインの変更
- 7-3-19-3 フュエルフィルターの追加・変更
- 7-3-20 ワイヤハーネス
- ワイヤハーネス（スイッチを含む）の改造、変更
- 7-3-21 スプロケット／チェーン
- フロントスプロケット、リヤホイールスプロケット、チェーンのピッチならびにサイズは変更できる。
- 7-3-22 エンジンレプリミッター／スピードリミッター
- エンジンレプリミッター／スピードリミッター（イグナイター含む）の変更
- 7-3-23 点火時期／スパークプラグ
- 7-3-23-1 スパークプラグ、プラグキャップの変更
- 7-3-23-2 ハイテンションコードの変更
- 7-3-23-3 点火時期の調整
- 7-3-24 ボルト、ナット類
- 7-3-24-1 ボルト、ナット類の変更。ただし同じ材質でなければならない。
- 7-3-24-2 フェアリング（シートカウル含む）、ウィンドスクリーンの取り付けボルト・ナット類は別の素材のものに変更できる。
- 7-3-24-3 ボルト、ナット類はセーフティワイヤーを付けるために穴を開けてもよい。しかし軽量化する改造は認められない。
- 7-3-24-4 フェアリングのボルト、ナット類はクイックタイプに変更できる。
- 7-3-25 オイルプレッシャースイッチ
- オイルプレッシャースイッチはワイヤーロックができるシーリングプラグに変更することができる。

- 7-3-26 バッテリー
- バッテリーのサイズとタイプは変更することができる。
- 7-3-27 エアクリナー
- エアフィルター・エレメントは変更、あるいは取り外すことができる。ラムダクトのないエアクリナーにおいては、エアクリナー本体（カバーを含む）を改造または、変更しない範囲で、吸気ダクトの改造および変更、取り外しが許可される。
- ラムダクトのない車両へのラム圧の追加は許可されない。
- 7-3-28 ポジション調整
- 燃料タンクまたはタンクカバーに、ライディングポジション調整のための最小限度の部品（パッド、樹脂類など）を追加することが認められる。
- その取り付け方法は、安易に脱落しないように確実に固定しなければならない。
- 部品にはカーボンまたはケブラー材の使用は認められない。
- 7-3-29 トランスミッション／ギヤボックス
- 7-3-29-1 トランスミッション単体及びアッセンブリーは、同一メーカーの一般生産型車両で使用実績があり、ST250、200、150用公認車両のエンジンに追加工なしで取り付けられ、互換性のあるものは変更、交換が認められる。
- 7-3-29-2 ミッション段数の変更も認められるが最大6段までとする。
- 7-3-30 クイックシフターは認められない。ただし、電氣的スイッチを手動で作動させ、チェンジに2モーション以上の動作が必要なエンジンカットシステムは許可される。
- 7-3-31 エンジンオイル

7-4 取り外すことができる部品（アフターマーケット部品との交換は不可）

- 7-4-1 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル（計器用ブラケットがカウルステータを兼ねている場合はカウルステータと見なし、交換は可。ただしメーターは車両公認時のものでなければならない）。
- 7-4-2 ホーン
- 7-4-3 ツールボックス
- 7-4-4 タコメーター
- 7-4-5 スピードメーター
- 7-4-6 ハンドル左側のスイッチホルダー
- 7-4-7 ラジエターファンと配線
- 7-4-8 チェーンカバー
- 7-4-9 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ
- 7-4-10 別体〔ボルトオン〕のライセンスプレート
- 7-4-11 スターターキックアーム
- 7-4-12 燃料タンク給油口内部のガソリンノズル対策プレート

7-5 その他

- 7-5-1 チタン合金部品の使用は禁止される（サイレンサーおよびサイレンサーステーは除く）。
- 7-5-2 エレクトリックスターターは常に正常に作動しなければならない。
- 7-5-3 メインフレームとエンジンナンバー
- 7-5-3-1 全てのモーターサイクルには、メインフレームに車両認識番号（シャーシナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない（スペアフレームの場合は刻印なしの状態と販売証明の提示または、交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない）。
- 交換したメインフレームには、主催者が指示した新たな刻印の打ち込み等による識別の管理方法に従わなければならない。
- 7-5-3-2 全てのモーターサイクルには、クランクケースにエンジン認識番号（エンジンナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない。クランクケース交換の場合は刻印なしの状態と販売証明の提示または、交換前の刻印のあるクランクケースを車検にて提示しなければならない。
- 交換したクランクケースは、主催者が指示した新たなエンジンナンバーの刻印の打ち込みまたはペイントによる管理方法に従わなければならない。
- 7-5-4 スイングアームの側面にカバーを取り付け広告スペースとして活用することが許可される。材質は樹脂製（FRPまたはPPで、厚さ1mm～2mm）に限定され、取り付け目的のボルト穴加工は認められる。
- 追加のボルト穴加工の場合は6mmに限定される（既存のボルト穴使用の場合は、サイズは規定されない）。
- 7-5-5 追加の装備
- 7-5-5-1 自動ラップ計時デバイスを追加することができる。ただし、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。
- 7-5-5-2 データロガー（データ収集器、コンピューター記録装置など）の使用が認められる。
- 7-5-5-3 テレメトリー（無線による情報伝達）
- ・動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
 - ・マシンには公式シグナリングデバイスの搭載が義務づけられる場合がある。
- 7-5-6 買い取り制度
- 7-5-6-1 大会にて6位以内に入賞した車両及び部品は、購入希望者がいた場合、下記価格にて販売しなければならない。売買によって発生する税金は、この金額に含まれない。
- 7-5-6-1-1 車両買取価格：900,000円（250クラスのみ適用）
- 7-5-6-1-2 部品買取価格（単位：円）
- ・フロントサスペンション 8万円
 - ・リヤサスペンション 10万円
- 7-5-6-2 購入希望者は決勝レース暫定結果発表後30分以内に限り購入申請をすることができる。
- 購入希望者は売主を除き、購入申請者は当該レース参加者に限られる。また、購入申請は主催者指定の用紙に必要事項を記入し、購入申請が締め切られた後、売主に購入申請があったことが通達される。

- 7-5-6-3 申請締切り後、抽選の会場・時間が購入希望者に連絡される。購入者は主催者により抽選にて購入優先順位が決定される。
購入優先順位1位以外の者の購入申請保証金は抽選後返却される。
ただし、車両購入希望者と部品購入希望者が複数の場合は、車両購入者が優先される。
- 7-5-6-4 購入者が決定した時点で、購入者は購入申請日に以下のものをそろえて主催者へ提出しなければならない。
・購入申請用紙
・購入者の運転免許証のコピー
・購入申請保証金50,000円
(購入申請保証金は、購入代金の一部とされる)
- 7-5-6-5 購入者が決定した時点により、主催者は車両を売買契約日まで保管しなければならない。その場合、レース後車検を受けた車両は車検長の指示を受けて分解した状態でも良いものとする。
- 7-5-6-6 売買契約日は、購入申請日から起算して10日以内に設定されなければならない。売主・購入者、そして主催者3者合意のもと、売買契約日を決定する。
- 7-5-6-7 上記7-5-6-6にて決定された売買契約日に購入代金〔現金〕と、車両の受け渡しが行われる。
- 7-5-6-8 売買契約日に売り主・購入者双方とも、身分証明のコピーを主催者に提出しなければならない。
- 7-5-6-9 売買契約は売主・購入者双方と主催者の立会いのもと行われる。
- 7-5-6-10 上記7-5-6-6にて決定された売買契約日に購入者が購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費〔運搬費等〕は購入希望者が負担する。
- 7-5-6-11 主催者が購入申請を行うことができる。
- 7-5-6-12 売買された車両が、売主のエントラントから出場登録された場合、主催者はこれを拒否する事ができる。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則12

耐久レースの仕様

 MFJ ROAD RACE

1 クラス区分

一般生産型車両をベースとしたMFJ公認車両で行われる。

2 出場車両

- 2-1 一般生産型車両でMFJが公認し、参加する各クラスの仕様に適合していること。
- 2-2 耐久用の仕様を満たしていること。

3 重量

それぞれの定められたスプリントレース用の最低重量に3kgを加えることとする。

灯火類の装備を義務づけられる耐久レースでは、定められたスプリント用の最低重量に5kgが加えられる。

4 耐久仕様

- 4-1 車両には確実に作動するスタート装置が装備されていなくてはならない。
- 4-2 燃料タンク
 - 4-2-1 給油口を改造することは認められるが、位置は変えられない。
 - 4-2-3 最大容量を増やすための燃料タンクの改造は許されるが、サイドからの外観形状は変えられない。また、タンクの材質は車両公認時のものから変更できない。ST600クラスの容量は大会特別規則に定める。
 - 4-2-4 フュエルフィルターキャップをクイックフィルタイプに変更することが許可される。
 - 4-2-5 燃料は、マシンにしっかりと固定されたひとつのタンク内に入れられるものとする。シートタンク、および補助タンクは禁止される。すべての競技において給油のために簡単に脱着できる取り換えタンクを使用することは厳禁される。
 - 4-2-6 登録されたスペアタンクの使用が認められる。ただし車両に取り付けられるまで燃料の充填はできない。
- 4-3 ST600クラスにおけるラジエターの交換は認められる。
また、冷却のためのフェアリングへのドリルによる穴あけは認められる（直径10mm以下に限る）。
- 4-4 灯火類
 - 4-4-1 夜間にかかるレースの場合は公認された発電・充電装置を備えてあること。これらはレース期間中及びレース後の車検において正常に作動するものであること。

- 4-4-2 ヘッドライト、ストップランプは正常に作動すること。またライトを追加することは認められる。
- 4-5 ホイールの交換を容易にするための改造は、それぞれのクラスの改造範囲でなければならない。
- 4-6 ブレーキ廻りのメンテナンス性向上のための改造は、それぞれのクラスの改造範囲内でなければならない。
- 4-7 フロントフェンダーは、車両公認時のものでなければならない。但し耐久の場合、フロントフェンダーのマウント位置の変更は認められる。この場合充分安全を考慮しなければならず、柔軟な素材を使用してはならない。
- 4-8 ジャッキアップのための装置は一部をマシンに取りつけてもよいが、フェアリングから外側にあってはならず、レース期間中確実に固定されていること。これらはマシンの重量に含まれるものとする。
- 4-9 フロント／リヤホイールスタンドを取り付けるためのブラケットはフレーム、エンジンブロック又はリヤフォーク（スイングアーム）にボルト止めされなければならない。これをするためのフェアリングのカットは認められる。
但し、ブラケットとフェアリングのクリアランスは5mm以上なければならない。
- 4-10 ウィンドスクリーンの高さは自由とする。



2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則13

ジュニアの仕様

 MFJ ROAD RACE

1 クラス区分

カテゴリー	クラス	排気量範囲	最大限気筒数	最大限変速段数
SP (スーパープロダクション)	50	～50以下	1	6
	85	50を超え85以下	1	6
GP	50	～50以下	1	6
	85	50を超え85以下	1	6

2 出場車両

- 2-1 車両は市販レーサーまたは一般生産型車両でMFJ公認車両とする。または一般生産型車両をベースとしたSP用コンプリートマシンとしたMFJ公認車両とする。
- 2-2 ホイールリム直径が16インチ以上で、85cc以下の二輪車。

3 公認車両に対して特に記載されていない限り仕様の変更が出来ない

(仕様の変更とはその部品の改造、変更、取り外しをいう)

- 3-1 エンジンの型式
- 3-2 シリンダーの数
- 3-3 ピストンストローク
- 3-4 シリンダー(スリーブ及びライナーを含む)、シリンダーヘッド、クランクケース、ギヤボックスの材質、鑄造および形状
- 3-5 クラッチの構造
- 3-6 エンジン内部の部品の材質及び寸法形状
- 3-7 4ストロークエンジンのバルブの径、バルブのリフト量、バルブタイミング及び圧縮比
- 3-8 2ストロークエンジンのシリンダー、ピストンによるポートタイミング、ポートサイズ、一次、二次圧縮比
- 3-9 シリンダー、シリンダーヘッドのクランクケースに対する向き
- 3-10 吸入、排気系統のシステム、バルブの数、ポートの数、キャブレターの数
- 3-11 クランクケースカバー類の材質、鑄造、及び形状
- 3-12 2ストロークのシリンダー、4ストロークのシリンダーヘッド・ポートの寸法、形状
- 3-13 クランクシャフトアッセンブリー、ピストンの材質、寸法、形状
- 3-14 カムシャフト、バルブ、バルブスプリング、リードバルブアッセンブリーの材質、

- 形状、寸法
- 3-15 キャブレター
ただし、キャブレターのセッティング（取り外し可能なジェット、ニードル、スロットルバルブの範囲）、エアファンネルの取り付けまたはキャブ本体を除く寸法の変更は可能とする。
- 3-16 燃料タンク
- 3-17 プライマリーギアのレシオ、及び寸法形状
ただし、クラッチディスクの材質とスプリングの諸元の変更は可能。
- 3-18 ミッションギアのレシオ、及び形状寸法
- 3-19 リヤホイール
- 3-20 リヤブレーキ関係
ただし、ブレーキパッドの材質と油圧ホースの変更は認められる。
- 3-21 フロントホイール
- 3-22 フロントブレーキ関係
ただし、ブレーキパッドの材質と油圧ホースの変更は認められる。
- 3-23 タイヤ
- 3-24 フレームボディ
ただし、不要なステー類のカット（フレームの強度、剛性に影響を与えないもの）は認められる。
- 3-25 フロントフォーク
ただし、フロントサスペンションセッティングのためのオイル交換、セット荷重調整は認められる。
- 3-26 リヤフォーク、リヤクッション、リヤクッションケージ
- 3-27 ステアリングステム、トップ、ボトムブリッジ
ステアリングダンパーの取り付けは認められる。
- 3-28 フェアリングの形状
ただし、フェアリングの材質は変更可能とされるが、カーボン、ケブラー等の使用は認められない。
- 3-29 スタート装置の取り外しは認められる。
- 3-30 エアクリーナーボックスの改造は認められる。
- 3-31 シートカウル形状、材質の変更は認められるが、カーボン、ケブラー等の使用は認められない。
- 3-32 全ての部品について調整・仕上げは認められる。

4 重量

クラス		最低重量
SP	50	77kg
	85	79kg
GP	50	77kg
	85	79kg

- 4-1 最低重量は半乾燥重量とする（走行可能状態からガソリンを抜いた値）。
- 4-2 分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。

5 公認車両が下記事項に適合していない場合 改造変更が義務づけられる

- 5-1 キャブレターのサイズ（気筒あたりの最大径）
- 5-1-1
- | クラス | 最大限サイズ |
|------------|------------|
| 50 (SP、GP) | 直径18mm相当以下 |
| 85 (SP、GP) | 直径28mm相当以下 |
- 5-1-2 規制を超えるキャブレター装着車は公認キャブレターで、かつ規制以下のキャブレターに交換すること。
- 5-2 エレクトリックフュエルポンプを装着している車両は、転倒時に自動的に停止する装置を備えていること。
- 5-3 ラジエターのオーバーフローパイプとキャッチタンクの取り付け（250cc以上）
- 5-4 エンジンブリーザーのキャッチタンクの取り付け（4ストローク車は500cc以上、2ストロークのギヤボックスからのブリーザー250cc以上）
4ストローク車のキャッチタンクからのブローバイガスはエンジンに再吸入させること。
- 5-5 エンジンキルスイッチの取り付け（ハンドルを握って操作可能な位置に取り付けなくてはならない）。
- 5-6 灯火器のレンズの処置または取り外し。
- 5-7 保安部品の取り外し（スタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類）。
- 5-8 エンジンのすべてのオイルドレンボルト、及び外部のオイル圧力ライン部品へのワイヤーロック。

6 いかなる場合も禁止される事項

- 6-1 改造・変更にあたって特殊な材料の使用（チタン合金、カーボン、ケブラー等）（カーボンサイレンサーも完全禁止）
- 6-2 リヤホイールスピンドル構造に軽合金の使用
- 6-3 タイヤへの追加工
- 6-4 ステアリングダンパーを取りつけた場合、ハンドル切れ角のストッパーとしての使用。
- 6-5 ガソリンの仕様及び供給方法は制限される。

7 音量規定

- 7-1 FIM方式で測定し99dB/A以下であること。
- 7-2 レース終了後は3 dB/Aの誤差値が認められる。

8 互換性

フレーム打刻型式とエンジン打刻型式が同一のモデル内にあっては、一切の追加工なしで単品またはアッセンブリーで組みつけ可能な部品は、相互に交換が認められるが、'93年1月1日以降の公認車両同士に限られる。

注) コンプリートマシンはベースマシンと型式が異なるが互換性が認められる。

（コンプリートマシンのベース機構の打刻型式に基づき判断される）

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則14

ミニバイクの仕様

 MFJ ROAD RACE

1 クラス区分

下記の排気量区分とする。

2ストロークの場合 85cc以下

4ストロークの場合 125cc以下

2 出場車両

車両はMFJ公認車両とする。

3 公認車両に対して下記事項は仕様の変更が出来ない

(仕様の変更とはその部品の改造、変更または取り外しをいう)

- 3-1 エンジンの型式
- 3-2 シリンダーの数
- 3-3 ピストンストローク
- 3-4 シリンダー (スリーブ及びライナー含む)、シリンダーヘッド、クランクケース、ギヤボックスの材質・鋳造及び形状
- 3-5 クラッチの構造 (ただしディスクの材質とスプリングは除く)
- 3-6 エンジン内部の部品の材質
- 3-7 4ストローク車のバルブの径、リフト、タイミング及び圧縮比
- 3-8 2ストローク車のシリンダーピストンに依るポートタイミング、ポートサイズ、一次、二次の圧縮比
- 3-9 シリンダー、シリンダーヘッドのクランクケースに対する向き
- 3-10 吸気、排気系統のシステム、バルブ数、ポート数、キャブレター数
- 3-11 クランクケースカバー類の材質・鋳造および、形状
- 3-12 シリンダー、シリンダーヘッド
- 3-13 クランクシャフトアッセンブリー、ピストン
- 3-14 カムシャフト、バルブ、バルブスプリング、リードバルブアッセンブリー
- 3-15 キャブレター(メインジェットのみ変更可)
- 3-16 フュエルタンク
- 3-17 プライマリーギヤ
- 3-18 ミッション
- 3-19 ブリーザーシステム

技術規則

3-20	リヤホイール
3-21	リヤブレーキ関係
3-22	フロントホイール
3-23	フロントブレーキ関係
3-24	フレームボディ
3-25	フロントフォーク
3-26	リヤフォーク
3-27	リヤサスペンション
3-28	ステアリングシステムを含むボトムブリッジ、トップブリッジ
3-29	フェアリング

4 公認車両に対して下記事項の変更ができるが、付則7GPフォーミュラの技術仕様に適合していることを条件とする

4-1	キャブレターのメインジェットの変更
4-2	ゼッケンプレート、メーター、シート等の取り付けのためのステーの追加ができる
4-3	イグニッションコイル、点火ユニット、リミッターの改造・変更
4-4	プラグの変更
4-5	スピードメーターの取りはずし
4-6	チェーンの変更
4-7	スプロケットの変更
4-8	タイヤ 一般市販され通常ルートで購入できるもののみ交換は可。ただし、スリックタイヤ（インターミディエイト含む）および摩耗限度を超えたタイヤの使用は禁止。

5 公認車両が下記事項に適合していない場合 改造・変更が義務づけられる

5-1	エンジンキルスイッチの取り付け（ハンドルを握って操作可能な位置に）
5-2	灯火器のレンズの処置または取り外し。
5-3	保安部品（スタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類）の取り外し
5-4	すべてのオイルドレンボルト、及び外部のオイル圧力ライン部品へのワイヤーロック。

6 いかなる場合も禁止される事項

6-1	改造・変更に当たって特殊な材料の使用（チタニウム合金、カーボン等）
6-2	リヤホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。
6-3	フロントホイールスピンドル構造に軽合金を使用してはならない。
6-4	タイヤへの追加工
6-5	ステアリングダンパーを取りつけた場合、ハンドル切れ角のストッパーとしてはならない。
6-6	ガソリンは通常のスタンドで購入できるか各サーキットのスタンドで購入できるMFJの定める無鉛ガソリンに限る。

7 音量規定

FIM方式で測定し99dB/A以下であること。

レース終了後は3 dB/Aの誤差値が認められる。

8 互換性

フレーム打刻型式とエンジン打刻型式が同一のモデル内にあっては、一切の追加工なしで単品またはアッセンブリーで組みつけ可能な部品は、相互に交換が認められる。

'93年1月1日以降の公認車両同士に限られる。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

MOTOCROSS

モトクロス



CONTENTS

▼付則15 モトクロス競技規則

1 適用の範囲	203
2 モトクロス	203
3 コースの仕様	203
4 レース中の公式シグナル (合図)	203
5 出場車両	203
6 MFJ公認車両	204
7 ライダーの装備	204
8 クラス名称と排気量区分	205
9 出場申し込み	205
10 参加受理	206
11 公式通知・タイムスケジュール	206
12 参加定員	206
13 ゼッケンナンバー	206
14 燃料およびオイル	206
15 出場受付	207
16 車両検査	207
17 ライダーの変更	207
18 車両の変更	207
19 部品の変更	208
20 フリープラクティスまたは公式練習	208
21 ピットおよびサインエリア	208
22 公式予選	208
23 決勝レース出場台数	209
24 スタート位置の決定方法	209
25 ウォーミングアップ	209
26 レース	209
27 レース終了	210
28 優勝者、順位、完走者および得点 (ポイント)	210
29 レース後の車両検査	211
30 レースおよび大会の延期、中止等	211
31 抗議	211
32 レース中の違反行為に対する罰則	211
33 環境への配慮	212
34 本規則の解釈	212
35 本規則の施行	212

▼付則16 2015年全日本モトクロス選手権大会特別規則

1 公示	213
2 競技会開催日程等	213
3 運営・実行組織	213
4 開催部門・クラス	213
5 参加資格	213
6 出場申し込み	214
7 出場料	214
8 参加受理	214
9 競技内容	215
10 賞および得点 (ポイント)	215
11 出場車両	216
12 ゼッケンナンバー	216
13 ガソリンおよびオイル	217
14 車両検査	217
15 車両の変更	218
16 フリープラクティスおよび公式練習	218
17 決勝レース出場資格	218
18 スタート	219
19 レース	222
20 レース後の車両検査	222
21 総合順位の決定方法	222
22 抗議	222
23 本規則の解釈	223
24 本規則の施行	223
付則	223

▼付則17 モトクロス基本仕様

▼付則18 国内モトクロスの仕様

▼付則18-1 国際B級の仕様

▼付則18-2 50ccクラスの仕様について

2015年チャイルドクロス開催概要

※規則変更点は太字で示されています。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則15

モトクロス競技規則

MFJ MOTOCROSS

モトクロス

1 適用の範囲

以下に記す規則は、国内すべてのMFJ公認モトクロス競技会に適用される（世界選手権を除く）。

2 モトクロス

モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような地形の場所で行われるクロスカンントリーレースである。

3 コースの仕様

コースの長さは1周を3km以下とし、その幅は少なくとも追い越し可能なゆとりを持たせなければならない。また、コースや付帯設備は、別に定めるモトクロス会場に関する規則に準拠し、適切なレーシングコンディションと安全性が確保されていなくてはならない。

4 レース中の公式シグナル(合図)

ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。

4-1 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

シグナル	意 味
赤旗	レース時全員走行停止・スタート時、フライングのためスタートやり直し
黒旗と黒地に白文字でゼッケンを記したボード	サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。
黄旗（静止）	危険予告・減速
黄旗（振動）	危険予告・徐行、停止準備、安全確認、追い越し禁止
青旗（振動）	警告、ラップされようとしている
緑旗	レーススタート時におけるコースクリアを示すため、及びエンジン始動の合図に使用される場合がある。
チェッカー旗（白黒）	レース終了
白旗	コース内で救護活動が行なわれている。救急車等が介入している。

4-2 競技内容が示されている規定の時間を経過した後、トップのライダーがゴールを通過した時点から、残りの周回数を示すボードが提示される。

5 出場車両

車両（MFJ公認車両含む）は、国内競技規則第3章競技会〔17出場車両〕（41頁）の限度を充たし、安全上完全に整備されており、メインフレームおよびクランクケースには認識番号が刻印されているかまたは認識マークが表示されていなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両または車両検査にて不合格となった車両は競技会に出場することはできない。

6 MFJ公認車両

公認競技会において開催されるIA以外のクラスは、MFJ公認車両でなければならない。

MFJ公認車両は、[MFJ公認車両（329頁～）] 及びMFJホームページ [http://www.mfj.or.jp] を参照。

7 ライダーの装備

7-1 ヘルメット 国内競技規則第3章競技会 [16]ライダーの装備]（41頁）参照

7-1-1 ヘルメットはMFJが公認したオープンフェース型かフルフェース型のものでなければならない。

7-1-2 MFJの公認したヘルメットには、公認マークが貼付されている。
〈MFJ公認ヘルメットマーク〉



7-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。

〈使用が認められない例〉

- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）があるもの
- 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕があるもの
- 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み等）のあるもの
- 4) アゴ紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障のあるもの
- 5) シールドのある場合、シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れのあるもの

推奨 ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しないことを推奨します。

7-1-4 MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査を受け、公認ヘルメットと判明した時点で、公認シールが車検員によって貼付することができる。その際、特別検査料1,000円を支払わなければならない。

7-2 ヘルメット及び装備品へのウェアラブルカメラの装着は禁止する。

7-3 ゴーグル

ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

7-4 ライダーの服装

7-4-1 服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものであってはならない。

7-4-2 耐火性で溶けない素材の丈夫な生地で自由な動作を妨げない長袖のジャージを着用しなくてはならない。

7-4-3 突出部分のない皮革、または皮革と同等以上の性能を持つ手袋及びブーツを着用

しなければならない。

- 7-4-4 ライダーは競技会中、難燃性の素材を使用したアンダーウェアの着用が推奨される。
- 7-4-5 プロテクター(プレストガード、ネックガード等)の着用が推奨される。
- 7-4-6 マウスガード(マウスピース)
- 口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードの装着が推奨される。
- マウスガードの色は、口の中の出血を見分けやすくする為に明るい色が望ましい。

8 クラス名称と排気量区分

8-1 クラス名称

名 称			
IA1	IA2	IBOPEN	レディース (LMX)
IB1	IB2	NAOPEN	ジュニアクロス (J85/JX)
NA1	NA2	NBOPEN	ジュニア65 (J65)
NB1	NB2		チャイルドクロス (CX)

※その他、「8-2排気量区分」にあわせたクラス名称を主催者でつけることもできる。

参加者及びライダーは、国内競技規則第3章 [13競技参加者] (39頁) に合致していなければならない。

8-2 排気量区分

クラス	排気量		ライセンス ※①							最多 気筒数	最多変 速段数
	2ストローク	4ストローク	MXIA	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	他		
チャイルドクロス (承認50cc)	50ccまで	50ccまで	×	×	×	×	○	○	※②	1	—
ジュニア65 (承認)	49ccを超え65ccまで	49ccを超え110ccまで	×	×	×	×	○	○		1	—
85 ※③	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	○	×		1	6
レディース (85cc)	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	○	×	女性	1	6
2	100ccを超え125ccまで	175ccを超え250ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6
1	175ccを超え250ccまで	290ccを超え450ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6
OPEN	100ccを超え125ccまで 175ccを超え250ccまで	175ccを超え250ccまで 290ccを超え450ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6

※① 略称…MXIA (国際A級)、MXIB (国際B級)、MXNA (国内A級)、MXNB (国内B級)、MXJ (ジュニア)

※② チャイルドクロス (承認50cc) は小学校3年生以下のMXジュニアライセンス又はPCライセンス所持者が参加対象

※③ ジュニアクロス (ジュニア85) は、MXJライセンス所持者のみ参加対象

9 出場申し込み

- 9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則に明記される。
- 9-2 出場申し込み手続き
- 9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料を添えて大会事務局に提出しなければならない。
- 9-2-2 2クラス以上に出場を申し込む場合、申込書は1枚でよい。ただし、2クラス以上に出場に必要事項をすべて記入すること。万一記入漏れのあった場合、申し込みを拒否される場合がある。
- 9-2-3 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 9-2-4 締切日以降の申し込み及び電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。
- 9-3 ピットクルー
- PCライセンスにおいては、当該年度有効なライセンスカードに、ライダーとともに登録されている保護者(1名)をピットクルーとして登録することができるが、J(ジュニア)・NB・NA・レディース・IB・IAは別途ピットクルーライセンスが必要である。

10 参加受理

- 10-1 必要事項を記入した出場申込書、及び所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理した者のみ、参加受理書が発送される。
- 10-2 大会が中止された場合、又は参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれにあてはまらない）出場料が返却される。
- 10-3 いったん受理された出場料は、上記10-2及び国内競技規則第3章競技会〔29競技会の延期および中止等〕（44頁）の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

11 公式通知・タイムスケジュール

公式通知及びタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。

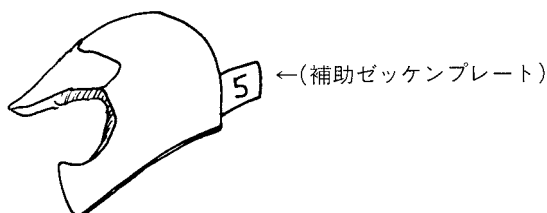
〔第1章総則⑤大会特別規則ならびに公式通知〕（28頁）参照。

12 参加定員

定員は定めない。

13 ゼッケンナンバー

- 13-1 ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体および色で記入しなければならない。〔モトクロス基本仕様③-14ナンバープレート〕（228頁）
- 13-2 ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正し、再度車両検査を受けなければならない。
- 13-3 レース中、ナンバープレートや配布されたゼッケンを装着せずに走行したり、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行してはならない。ゼッケン未装着や異なったゼッケンで走行した場合、その周回数は記録されない。
- 13-4 雨天時において、競技監督が判断した場合、ヘルメット後部に補助ゼッケンプレート（9cm×9cm程度）を取り付けなければならない。



- 13-5 雨天時に、補助ゼッケンの装着の妨げにならないヘルメットカバーの使用は、認められる。

14 燃料およびオイル

- 14-1 ガソリンは無鉛ガソリンに制限される（AVガス、航空機用燃料等は使用できない）。ガソリン及びオイルに関する詳細は国内競技規則第3章競技会〔18燃料およびオ

イル] (41頁) 及びモトクロス基本仕様 [4]燃料、燃料／オイルの混合液] (230頁) による。

- 14-2 ガソリンの銘柄及びその詳細が主催者によって指定された場合は、指定ガソリンを使用しなければならない。
- 14-3 ガソリンの運搬については、消防法第16条の規定に従った方法で行わなければならない。

15 出場受付

- 15-1 出場受付の時間及び場所は、公式通知によって示される。
- 15-2 定められた時間内に、必ずライダー本人又は当該ライダーのピットクルーはMFJライセンス、参加受理書および健康保険証（コピー可）を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 15-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。
- 15-4 未成年者の参加承諾書は、ライセンス申請時に提出しなければならない。

16 車両検査

- 16-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 16-2 車両検査のための車両は、ライダー本人又は当該ライダーのピットクルーが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。また、車両に打刻されたナンバー（エンジン部・フレーム部）が失われている車両については、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレーム・クランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のないフレーム・エンジンについては、車検で、フレーム・エンジンに認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。
- 16-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 16-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

17 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

18 車両の変更

- 18-1 当該大会の車両検査終了後エントリー用紙に記載した車両を変更する必要がある場合は、所定の書式に従って変更申請を行い、競技監督が認めた場合に限り車両（フレームまたはエンジン単体含む）の変更が認められる。第3章競技会 [19]競技出場の申し込み (42頁)、[2]ライダーおよび車両の変更 (42頁) 参照。
- 18-2 車両変更手数料は1回につき5,000円とする。
- 18-3 フレームおよびクランクケース（エンジンアッセンブリー含む）の変更は、車両の変更とみなされ、車両変更手続きをしなければならない。
- 18-4 車両変更は同部門の規則で定められた排気量区分間の変更のみ可能とする。

- 18-5 識別のないフレームおよびクランクケース（エンジン）に変更する場合は、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレーム・クランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のないフレーム・クランクケースについては、車検で、フレーム・エンジン認識マーク（打刻またはペイント）を付加する方法も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。いずれかの提示ができない場合は、原則として競技会への出場は認めない。
規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 18-6 同部門内における、ダブルエントリーで2車を1車に変更する場合も車両変更扱いとする。
- 18-7 同部門内において、参加受理書発送後、1車から2車への車両追加は認められない。

19 部品の変更

フレーム、クランクケース、サイレンサーの変更は原則として認められない。ただし、あらかじめ検査に合格したサイレンサー及びフレーム又はクランクケースの亀裂等により走行に支障をきたす場合、当該大会競技監督の判断により変更が認められる。

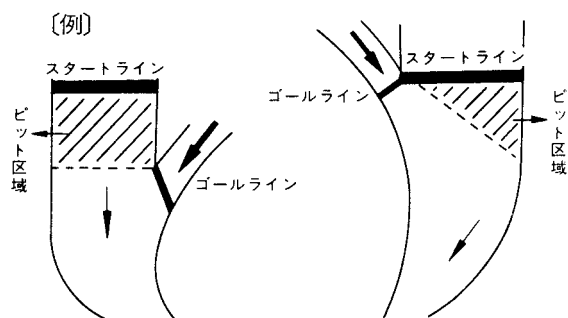
20 フリープラクティスまたは公式練習

大会によって、フリープラクティス又は公式練習が設けられる。フリープラクティスへの参加は任意とするが、安全上の理由から参加することが望ましい。公式練習への参加は義務とする。

21 ピットおよびサインエリア

- 21-1 ピット及びサインエリアは主催者により指定される。特に指定のない場合のピットエリアは、スタートラインからゴールラインまでの、周回走行の妨げとならないコースサイドまたはコース上である。

- 21-2 ピットクルーはサインエリアを厳守しなければならない。



22 公式予選

- 22-1 各クラスの出場申し込み台数が、決勝レース出場台数を超えた場合、決勝進出者決定のために公式予選が行われる。
- 22-2 公式予選の内容
- 22-2-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。
- 22-2-2 公式予選の日程は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。
- 22-2-3 公式予選は原則として大会特別規則もしくは公式通知に示される周回数のレースによって行われる。

23 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は原則として最大30台とするが、各大会ごとに定められる公式通知に示される。

24 スタート位置の決定方法

スタート位置の決定方法は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。

一度スターティンググリッドを選択した後の位置の変更は認められない。

25 ウォーミングアップ

- 25-1 エンジンのウォーミングアップは、主催者より指定された場所及び時間帯に限られる。
- 25-2 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）はライダーから“待て”のサインがあっても競技は続行される。

26 レース

- 26-1 スタートまでの行動
- 26-1-1 ライダーは、大会特別規則又は公式通知に定められたタイムスケジュールを厳守しなければならない。
- 26-1-2 ライダーは、スタート前チェック後、車両とともに指定区域内に待機してなければならない。
- 26-2 スタート
- 26-2-1 スタートの方法については、原則として各部門ともスターティングマシンを使用したエンジンランニングスタートとする。ただしスターティングマシンを使用しない場合は、主催者の定めるスタート方法とする。
- 26-2-2 スタート位置は、すべて正規のスタートラインからなされるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは、一切考慮されない。
- 26-2-3 スターティングマシンが使用される場合、車両の位置はスターティングマシン後方の区域内とする。
- 26-2-4 スタートの合図は、スタート係の合図（国旗等）によって行われる。ただし、スターティングマシンを使用する場合は、この限りでない。
- 26-2-5 スタート時にフライングがあった場合は、スタートライン前方（第1コーナー付近）において赤旗が提示され、再スタートとなる。また、同一ライダーが再度フライングした場合、当該ライダーは失格となる。
- 26-3 コースアウト
ライダーは、走行中、止むを得ず定められたコースを外れ、再びコースに戻る場合、一時停止と安全確認を行い、外れた地点からコースに復帰しなければならない。但し、外れた地点からコース復帰することが困難な場合は、外れた地点付近で、時間に有利とならないように、復帰することが認められる。復帰する場合は、一時停止と安全確認を行わなければならない。自分に有利となる場所から復帰した場合、または大会審査委員会で有利と判断された場合、コースショートカットと

- みなし、当該審査委員会にてペナルティーが科せられる。
- 26-4 コースのショートカット
コースのショートカットは禁止する。コースをショートカットした場合、その内容に応じてペナルティーの対象となる。ペナルティーの量刑は当該審査委員会にて決定される。
- 26-5 ピットエリア内で車両整備などに従事するメカニックの数は、2名以内に限定され、いずれも当該年度有効なピットクルーライセンス所持者で本大会出場申込時に登録された者とする。
- 26-6 レース中、サイレンサー、マフラー、チャンバー等の部品が外れた、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗及びゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにピットエリアに入り、修理しなくてはならない。修理後、競技役員の許可を得た上で再スタートが認められる。

27 レース終了

- 27-1 レース終了は、チェッカー旗が振られ、フラッグマーシャルが定位置を離れるか、またはマーシャルがコースを一巡することによって示される。
- 27-2 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、チェッカーフラッグが提示された周をもって終了したものとみなされる。
- 27-3 フィニッシュライン通過の定義
人車一体で、フロントタイヤの先端がフィニッシュラインを通過した時点とする。
ただし自動計測機器が使用されている場合は、この限りではない。

28 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

順位は以下の優先順位に基づき決定される（いかなる場合も完走者及びチェッカーが優先される）。

- 28-1 優勝者
優勝者は、定められた周回数又はレース時間を最短時間で完走したライダーとする。
- 28-2 完走者
- 28-2-1 優勝者の75%（少数点以下は切り捨てる）以上の周回数を完了したライダーを完走者とする。
- 28-2-2 レース途中でリタイヤしたライダーも28-2-1に基づき完走周回数を完了している場合は、完走者とみなされる。
- 28-3 順位の優先
- 28-3-1 チェッカーを受け完走周回数を満たしたライダーで周回数の多い順。
- 28-3-2 28-3-1で同周回の場合はチェッカーを受けた順。
- 28-3-3 チェッカーを受けられなかった完走周回数を満たしたライダーで、周回数の多い順。
- 28-3-4 28-3-3で同周回数の場合はゴールライン通過順。
- 28-4 その他の優先順位（未完走者）
この項に該当するライダーは順位は付かないが、リザルト上の優先順位を下記のとおりとする。
- 28-4-1 周回数の多い順。
- 28-4-2 同周回数の場合、ゴールライン通過順。

- 28-5 得点
28-5-1 得点は国内競技規則第3章 [28公式得点(ポイント)] (44頁) によって与えられる。
28-5-2 得点は「完走者」に対してのみ与えられる。

29 レース後の車両検査

- 29-1 レース終了後、原則として1～6位の車両は直ちに定められた区域内に管理され、暫定結果発表後20分間保管され、必要に応じて検査される。
29-2 上記車両は、必要に応じて車両重量及び音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは当該大会審査委員会により罰則が科せられる。

30 レースおよび大会の延期、中止等

国内競技規則第3章 [29競技会の延期および中止等] (44頁) による。

31 抗議

- 31-1 抗議は、国内競技規則第3章 [31抗議] (46頁) による。
31-2 抗議は、暫定結果発表後20分以内(全日本・地方選手権共通)に当該ライダー及びエントラント代表者だけが行うことができる。
31-3 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。
31-4 車両の分解検査に立ち会う者は、車検長及び抗議を受けた当事者のみとする。

32 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技監督並びに大会審査委員会がその権限において下記の罰則を科することができる。

- 32-1 失格
32-1-1 故意に走路を妨害した場合。
32-1-2 コースを逆走した場合。
32-1-3 示された合図旗に従わなかった場合。
32-1-3-1 黄旗区間における危険行為については、最大で失格の罰則が科せられる。
罰則の決定は、大会審査委員会が違反の内容により、裁量決定する。
32-1-4 フライングを2度繰り返した場合。
32-1-5 レース中に、ピット区域以外のパドックに戻った場合。
32-2 1周減算
32-2-1 ウォーミングアップ中止後、競技役員の許可なくエンジンを始動させた場合。
32-3 1周減算または失格
32-3-1 レース中に外部からの援助を受けた場合。
外部からの援助
32-3-1-1 公式練習、公式予選及びレース／ヒートの間にピットエリア以外の場所で外部からのいかなる援助を受けた場合を指す(ただし、主催者に任命された競技役員がその役務の一環として安全上の理由から行う行為を除く)。
32-3-1-2 決勝レースにおいては、サイティングラップ終了時間までスターティングエリアをピットエリアとし、当該ライダーへ登録されたピットクルー(全日本選手権は1

- 名)のみ、安全に走行するための作業は認められる。ただし給油作業を行う場合、必ず主催者に指定された場所で行わなければならない。
- 32-3-2 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合、大会審査委員会の裁定により1周減算または失格とする。
- 32-4 競技役員(大会主催者が任命したスタッフ含む)の指示に従わないライダー(メカニック等のチーム関係者を含む)や競技役員に対する暴言、攻撃的な言動をとるライダー(メカニック等のチーム関係者含む)は、当該大会において最大で失格の罰則が科せられる。
- 32-5 その他、競技規則に対する罰則は、国内競技規則第3章 [33違反行為に対する罰則] (48頁)による。
- 32-6 公式練習、公式予選、サイティングラップを含む決勝レース・決勝ヒート中にコースを走行するライダーがピットエリア以外の場所で指示を受けた場合、当該大会審査委員会よりライダーに対し罰則が科せられる。

33 環境への配慮

モトクロスは自然の中で行うスポーツであり、このすばらしいスポーツを存続する為、競技中のみならず、日頃の練習時にもライダー・関係者は下記事項に注意しなければならない。

- ①全てのパーキングエリアを清潔に保つこと。
- ②パドックにおいては地面にオイル・ガソリン等をこぼさないようにマシンの下に環境マット(防水素材のシート)を使用すること。
- ③ゴミは全て持ち帰ること。
- ④地元住民に配慮し、通行時や早朝・夜間のエンジン音など注意すること。
- ⑤パーキング規制を重視し、緊急の場合のために通路を綺麗に保つこと。
- ⑥喫煙は喫煙場所以外で行わないこと。
- ⑦モトクロス場で決められたエンジンを掛けて良い時間を守ること。
- ⑧施設で定められた音量規制がある場合はそれを守ること。
- ⑨パドック利用においては他人を敬い、必要以上のスペースを確保せず、常に譲り合いの精神を持つこと。
- ⑩パドックでの宿泊が認められた大会においては、周囲に迷惑がかかる行為(深夜に及ぶ騒ぎ声や飲酒等)は厳に慎まなければならない。
- ⑪パドック内における貴重品の管理は全て各自で責任をもつこと。主催者、施設は一切責任を負わない。
- ⑫会場では常に防火対策に努め、ABC粉末タイプ4型(内容量12kg)以上の消火器を準備しておく。

34 本規則の解釈

本規則及び競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

35 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則16

全日本モトクロス選手権大会 特別規則

MFJ MOTOCROSS

モ
ト
ク
ロ
ス

1 公 示

全日本モトクロス選手権はFIMスポーツコードに基づきMFJ国内競技規則、モトクロス競技細則及び全日本選手権シリーズを通じて共通した項目をまとめた本特別規則と、各大会の特別規則に基づき開催される。

2 競技会開催日程等

- 2-1 レースウィークの日程
月～木曜日：占有走行は禁止される。スポーツ走行は開催されてもよい。
金 曜 日：すべての走行は禁止される。
土～日曜日：競技会開催日
- 2-2 競技会の日程は360頁に示す。

3 運営・実行組織

大会運営・実行組織は、公式プログラムまたは公式通知に示される。

4 開催部門・クラス

- 4-1 全日本選手権シリーズの開催部門、クラス区分は次のとおりとする。

部門	国際B級	国際A級	レディース
クラス	IBOPEN	IA1・IA2	LMX

- 4-2 全日本選手権は原則としてレディース、国際B級、国際A級の3部門が開催されるが、その他併催レースは全日本選手権クラスのスケジュールに影響しない範囲に限り認められる。

5 参加資格

- 5-1 参加者及びライダー
参加者及びライダーは、国内競技規則第3章 [13競技参加者] (39頁) に合致していなければならない。
- 5-2 年齢制限
大会に出場が認められる最低年齢は、下記のとおりとする。
2ストローク100～125cc以下/4ストローク175～250cc以下の排気量の車両：15歳
2ストローク175～250cc以下/4ストローク290～450cc以下の排気量の車両：16歳

※いずれも大会予選日に誕生日を迎えていること。

5-3 2014年度IA1クラスランキング1位～15位までの選手はIA2に出場できない。

5-4 2014年度IA2クラスランキング1位～3位までの選手はIA2に出場できない。

※但し、IA2クラスランキング1～3位で25歳未満の者は、IA2クラスへの出場が認められる。(2015年1月1日～12月31日までに誕生日を迎え25歳となる者は除く)

5-5 IA1とIA2のダブルエントリーはできない。

また、シーズン途中にIA1とIA2のクラスを異動して出場することはできない。

6 出場申し込み

6-1 競技会への出場申し込みは主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、競技規則を厳守することを誓約しなくてはならない(エントリー時点で当該年度有効なMFJライセンスを取得していること)。

6-2 申込期間、申込先などの詳細は360頁参照

6-3 ピットクルーの登録

ピットクルーの登録は1選手に対して2名以内とする。

6-3-1 出場申込後に、ピットクルーの追加は一切できない。但し大会当日の出場受付時に、他のピットクルーライセンス所持者と変更することはできる。ピットクルーの変更手数料は1名につき1,000円とする。

6-3-2 複数のライダーにピットクルーを重複登録することは認められるが、パスの支給はピットクルー1名に対し1枚のみとする。

6-3-3 参加ライダー本人を自分のピットクルーとして登録することはできない(ただし、作業をすることはできる)。

6-3-4 ピットクルーパス及びピットクルーライセンスの装着義務

ピット作業を行うクルーは、各自が用意するバスケースにピットクルーパス及びピットクルーライセンスを収納し、判別しやすいように左腰前部に装着しなければならない。

6-3-5 PCライセンスにおいては、当該年度有効なライセンスカードに、ライダーとともに登録されている保護者(1名)をピットクルーとして登録することができるが、J(ジュニア)・NB・NA・レディース・IB・IAは別途ピットクルーライセンスが必要とされる。

7 出場料

出場料は、以下のとおりとする。

	エントリー料合計	本体	消費税(8%)
シングル (IA-IB)	19,440円	18,000円	1,440円
シングル (レディース)	8,200円	7,593円	607円

※上記にはトランスポンダー使用料が含まれます。

※IBクラスはIBOPENクラス2ヒート制に改訂されました。

※IA・IBクラスのエントリー料金が改定されました。

8 参加受理

付則15モトクロス競技規則 [10参加受理] (206頁) による。

9 競技内容

- 9-1 公式予選
国際A級／国際B級／レディースはレース方式にて行われる。
- 9-1-1 公式予選（国際A級・国際B級・レディース）
- 9-1-1-1 予選レースの有無・周回数・予選組数・振り分け・予選組ごとの決勝進出台数等の詳細は公式通知またはプログラムに示される。
※国際A級クラスは予選グリッド数を下回った場合でもグリッド決定のための予選を行う（悪天候やコースコンディション悪化等の止むを得ない事態を除く）。
- 9-1-1-2 決勝レースに出場する全てのライダーは必ず公式練習・公式予選に参加し、出場資格を得なければならない（スターティンググリッドに着いた時点で予選出走と見なされる）。
※例外措置は審査委員会にて決定する。
- 9-1-1-3 複数の予選組の場合は、決勝グリッド数を予選組数で割った数の各予選組上位者が決勝進出の資格を得る。
- 9-1-2 予選組分けについて
- 9-1-2-1 第1戦は、前年度の当該クラスシリーズランキング順により予選組が振り分けされる（予選のスターティンググリッドの選択優先順は抽選により決定する）。
ポイントを獲得していないライダーは、ポイント獲得者の後に、ゼッケン番号の早い順、IAクラスはその後にルーキーゼッケンの早い番号順に振り分けされる。
- 9-1-2-2 第2戦以降は大会当日、受付終了時点にて最新の暫定ランキング順により予選組が振り分けされる（スターティンググリッドの選択優先順もこれに準ずる）。
ポイントを獲得していないライダーは、ポイント獲得者の後に、ゼッケン番号の早い順、IAクラスはその後にルーキーゼッケンの早い番号順に振り分けされる。
- 9-1-2-3 予選が行なわれない場合は、決勝スターティンググリッドの選択優先順は9-1-2-1または9-1-2-2に準ずる。
- 9-1-2-4 国際A級はシード制度が導入される。[17決勝レース出場資格] 218頁参照
- 9-2 予選レース時間または距離 ※天候その他の理由により、変更する場合がある。
公式予選 国際A級、国際B級：10分＋1周／レディース：公式通知に示す。
- 9-3 決勝レース時間または距離
- ・レディース 15分＋1周 1ヒート
 - ・IBOPEN 20分＋1周 2ヒート
 - ・IA1/IA2 30分＋1周 2ヒート
- ※決勝スタート前に、コース安全確認のためのサイティングラップ（1周・任意）を行なう。
- ※2015年度より、IBクラスは、IBOPEN×2ヒート制に改訂されました。

10 賞および得点（ポイント）

- 10-1 賞の詳細は、公式通知に示される。
- 10-2 全日本選手権ランキングの得点
- 10-2-1 全日本選手権ポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※予選出走台数が1台以下は不成立とする。

※ポイントは完走者に対し与えられる（210頁28-4参照）

※「完走者」とは優勝者の75%（小数点以下切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

- 10-2-2 MFJグランプリ大会には、規定の得点に5点が加算される。
- 10-2-3 全日本選手権国際A級・国際B級・レディースクラスのランキングの順位は、上記によって与えられた得点のすべてが加算され、その得点合計によって決定される。その詳細は、「全日本選手権ランキング決定基準」(59頁)に示される。
- 10-3 賞及び得点の制限
国内競技規則第3章競技会 [28公式得点] (44頁)による。

11 出場車両

- 11-1 車両は、モトクロス競技規則 [5]出場車両 (203頁)ならびに「付則17モトクロス基本仕様」を遵守しなければならない。
- 11-2 国際B級及びレディースクラスは11-1に加えて「付則18国内モトクロスの仕様」が適用される。
- 11-3 全日本対象クラス (国際A級・国際B級・レディース) の4ストローク及び2ストローク車両の音量については付則17モトクロス基本仕様 [5]音量規制 (230頁参照)が適用される。
- 11-4 全日本選手権IBOPENクラスに出場できる車両排気量区分は、2ストローク (100~125cc/175~250cc)、4ストローク (175~250cc/290~450cc) に制限される。

12 ゼッケンナンバー

- 12-1 国際A級、国際B級、レディースライダーには、年間指定ゼッケンナンバーが割り当てられる。
国際A級、国際B級、レディースライダーは、ジャージ又はプロテクターの背中側に指定ゼッケンの記入が義務付けられる。
予選・決勝レースは本人に与えられた番号の記入されたジャージ又はプロテクターを必ず着用すること。
背中に印字されるゼッケンは、最低縦200mm×横150mm以上のスペースであること。
ただし、プロテクターに貼付する場合は最低縦100mm×横100mm以上のスペースであること。
- 12-1-1 国際A級
指定ゼッケンをすべて通し番号とし、優先順位については以下の通りとする。
- ① 2014年度IA1ポイント獲得者 (ランキング順)
 - ② 2014年度IA2ポイント獲得者 (ランキング順)
 - ③ 2014年度全日本国際B級 (OPEN/2) からの昇格者
(最大20名のルーキーゼッケンが適用される※12-1-4参照)
 - ④ その他 (全日本IA1、IA2のポイント未獲得者、地方選手権シリーズ国際B級からの昇格者、特別昇格者、モトクロス全国大会に優勝してIAへ昇格を申請した者など) はMFJ本部にて管理される。
- ※その他の対象となる選手のゼッケン番号の優先順は管理元のMFJ本部にて決定する。
- ※前年度IA2クラスシリーズチャンピオンがIA2クラスに出場する場合、ゼッケン1を使用することが認められる。
- 12-1-2 国際B級・レディース
年間指定ゼッケン以外の選手は、各大会ごとに主催者によってゼッケン番号が与

えられる。原則として、出場時に与えられたゼッケン番号は、シリーズゼッケン（当該年有効）とされる。

当該年度の全日本選手権シリーズに出場経験のある選手は、次大会出場時に主催者が判別しやすいよう、エントリー用紙に前回指定されたゼッケン番号を記載するものとする。

- 12-1-3 国際B級の年間指定ゼッケンナンバー決定基準は以下のとおりとする。
(ルーキーゼッケンもこれに準ずる)
- 12-1-3-1 IB2/IBOPENクラスを比較し、順位が高い方をそのライダーの代表クラスとする。
- 12-1-3-2 代表クラスの順位を比較し、上位の者が優先される。
- 12-1-3-3 代表クラスが同順位の場合、そのクラスの上位入賞回数の多い者が優先される。
- 12-1-3-4 12-1-3-3までで決定できない場合は、オープンクラスの成績を優先する。
- 12-1-3-5 12-1-3-4までで決定できない場合は、**モトクロス委員会**にて最終決定する。
- 12-1-4 ルーキーゼッケン
2014年度全日本選手権の国際B級（IBOPEN/IB2）から国際A級に昇格する上位の選手（最大20名）にはルーキーゼッケンが与えられる。ルーキーゼッケンは01～020まで与えられる場合がある。
- 12-2 上記12-1-1、12-1-2、12-1-3、12-1-4以外のライダーには、主催者によって各クラスゼッケンナンバーが割り当てられ、参加受理書に記入して通知される。
- 12-3 希望ゼッケン
- 12-3-1 MFJ国内競技規則書の「全日本選手権歴代チャンピオンリスト」に記載されているIAクラスのチャンピオン獲得者は、優先的に全日本選手権IAクラスで使用する希望ゼッケンを無料で申請する権利が与えられる。
(申請期限：前年の12月31日消印有効)
- 12-3-2 その他希望ゼッケンを要望する場合は、MFJモトクロス委員会の許可が必要とされ、有料とする（申請期日：前年の12月31日消印有効）。
- 12-3-3 ただし、1～20までの番号ならびにルーキーゼッケンは指定できない。
- 12-3-4 希望ゼッケンの申請が承認され、上位のライダーが移動した場合でも移動したライダーに対して割り当てられたゼッケン番号は空き番号のままとする。
- 12-3-5 MFJ以外のスポーツ国籍を有する者又は全日本MX選手権シリーズの広報活動に貢献することを目的としMFJモトクロス委員会に認められた者は、シーズン途中でも重複しないゼッケン番号を指定することができる。

13 ガソリンおよびオイル

ガソリンは無鉛ガソリンに制限される（AVガス、航空機用燃料等は使用できない）。

モトクロス基本仕様 [4]燃料、燃料／オイルの混合液]（230頁）参照

14 車両検査

- 14-1 モトクロス競技規則 [16]車両検査]（207頁）参照
- 14-2 車両検査持ち込み台数は、1クラスにつき国際B級・レディース部門は1台に限定し、国際A級部門については制限を設けない。ただし、車両検査を受けていない車両の使用は一切認められない。
国際A級部門においては、当該大会の参加申し込み時、エントリー用紙に記載されたTカー以外の追加は認められない。

- 14-3 サイレンサーへのマーキングは、予選ならびに決勝のスタート前チェックにて行なう。予選終了後ペイントされたサイレンサーのみを対象に、リザーブを含む決勝出走車両の音量測定を車両に取り付けた状態で実施する。
- 14-4 黒旗等によりレース中にサイレンサー交換を行った車両は、パドックに戻る前に車検場へ直行し、交換前（故障）のサイレンサーを車検長へ提出し許可を得てから、交換後サイレンサーの音量測定等の検査を受ける。
- 14-5 音量規制値を超えた場合、当該大会審査委員会により罰則が科せられる。希望者は車検長に申し出て許可を得ることにより予選以前でも音量測定を受けることができる。
※また音量測定は公式通知により示された場所及び時間内に必ず受けなければならない。音量測定を受けていない車両は決勝に出走することができない。
- 14-6 音量測定において車検長から特に注意を受けた選手は、次回出場する大会の予選出走前に再測定を行う。再測定にて違反が発覚した場合は、当該選手に対し、再測定を実施した大会の審査委員会にて罰則が科せられる。
- 14-7 サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、いずれか一方のエキゾーストパイプの先端で測定される。（必要に応じて両方の先端で測定する）
- 14-8 音量測定に持ち込むことができるスペアサイレンサーはマシンに装着されているサイレンサー以外に最大2本（2セット）までとする。

15 車両の変更

付則15モトクロス競技規則 [18車両の変更]（207頁）参照。

16 フリープラクティスおよび公式練習

- 16-1 競技会前日の練習走行は禁止される。
- 16-2 ライダーは、主催者が設けた公式練習に必ず参加しなければならない。
- 16-2-1 参加の定義：スタートラインにライダーが車両とともに並ぶこと。
- 16-3 スタート練習
タイムスケジュールの予選・決勝とも公式練習の開始直後3分間、スタート練習時間が別途設けられる。
※練習時間ならびに方法については、各主催者より公式通知にて公示され、それに従わなければならない。
- 16-4 公式練習中のピットクルーは指定された場所以外に進入してはいけない。

17 決勝レース出場資格

- 17-1 国際A級のシード制度
- 17-1-1 必ず公式練習及び予選に出場していなければならない。
- 17-1-1-1 出場の定義：スタートラインにライダーが車両とともに並ぶこと。
- 17-1-2 シード選手は予選の結果にかかわらず決勝への出場を保証される。
- 17-1-3 シード選手がシード権を行使した場合（予選不通過の場合）、シード選手は、予選通過者の後にグリッドを選択する。グリッドの無いコースは安全を考慮した2列目スタート又は競技監督の指示するその他の方法でスタートする。
- 17-1-4 何らかの理由によりスターティンググリッドが空いた場合、リザーブ選手がシード選手よりも優先にグリッドを使用することができる（リザーブの優先順は予選

- 結果に基づく)。
- 17-1-5 万一、リザーブ選手2名がグリッドに入り、なおかつグリッドが空いている状態の場合は、シード権を行使したライダーが最新暫定ランキングの上位順にグリッドを使用することができる。
- 17-1-6 シード選手を加えた上で、決勝進出者とグリッド優先順位を最終的に決定する。
- 17-1-7 シード選手の資格
- 17-1-7-1 第1戦は前年の全日本選手権ランキングIA1、IA2各1位～5位のライダー
- 17-1-7-2 第2戦以降は前戦までの最新暫定ランキングIA1、IA2各1位～5位のライダー
- 17-1-7-3 IA1でシード資格を得た者はIA1クラスのみ適用され、IA2で資格を得た者はIA2クラスのみ適用される。
- 17-2 国際A級の決勝レース出場資格
- 17-2-1 公式予選通過者（予選通過人数は各大会特別規則及び公式通知による）
※完定者を優先とする。
- 17-2-2 シード選手
- 17-3 国際B級、レディースの決勝レース出場資格
- 17-3-1 公式予選通過者（予選通過人数は各大会特別規則及び公式通知による）
※完走者を優先とする。
- 17-4 リザーブ選手（全クラス）
公式予選にて決勝レース出場資格を得られなかったライダーのうち、上位2名はリザーブ選手の権利を得る。
※上位2名は各予選組の周回数が多く、トップタイムの早い組から交互に1名ずつ、最大2名とするが、完走者が優先される。

18 スタート

- 18-1 原則としてスタートの方法は、各部門ともスターティングマシンを使ったエンジンランニングスタートとする。またスターティングマシンを使用しないエンジンランニングスタートの際は、必ずヘルメット上部に左手を当てて待機し、スタート合図によりスタートすることとする。
- 18-2 スタートの手順
- 18-2-1 予選スタートの手順
- 18-2-1-1 予選開始予定時刻の10分前までに、当該クラスに出場するライダーはウェイティングエリアに集合しなければならない。※予選開始予定時刻とは、プログラム及びタイムスケジュールに告知された時刻である。
- 18-2-1-2 レース開始時刻または参加者が揃った時点でウェイティングエリアより進行員の指示で第1ライダーがエンジン停止状態で押しながら、スターティングエリアへ移動する。第1ライダーが動いた時点より遅れて来たライダーは最後尾からのグリッド整列となる（遅れたライダーの優先順位は来た順番となる）。
最後尾のライダーが動いた時点でプレパレーションエリアのゲートは閉鎖され、ゲートの閉鎖に間に合わなかったライダーは、いかなる理由があっても予選に出場することはできない。
- 18-2-1-3 全ライダーがスターティンググリッドに着いた時点で、当該クラス出場ライダー及び当該ライダーに登録されたピットクルーは、道具を使用せずに地ならしができる。スターティンググリッドがコンクリートで舗装されている場合は、競技監

督が許可した場合に限り道具の使用が認められるが、スターティンググリッドより前方のコース修復は一切認められない。違反した場合、当該ライダーに罰則が科せられる。

- 18-2-1-4 ライダーがスターティンググリッドに着いた後、コースがクリアであることを確認し、進行員はエンジン始動の合図をグリーンフラッグで出す。グリーンフラッグの提示時点で、ライダー、オフィシャル以外は速やかにスターティングエリアより退去しなければならない。

※スターティンググリッド内で何らかのトラブルが発生した場合、当該ライダーに登録されたピットクルー（1名）は、競技監督の許可を得て安全上スタートに支障の無い場所で作業することができる（スタートに支障の無い場所は、競技役員により指示される）。

- 18-2-1-5 1分間のウォーミングアップ後、15秒ボードが、15秒間提示される。

- 18-2-1-6 5秒ボードが提示された後、5～10秒以内にスタートとなる。

- 18-2-2 決勝スタートの手順

- 18-2-2-1 レース開始予定時刻の10分前までに、リザーブ選手を含む決勝出場者（ライダー・車両）は、ウェイティングエリアに集合しなければならない。この時、ウェイティングエリア内では、予選順位又は決勝ラインナップ順位によりグリッド選択順に整列される。

※レース開始予定時刻とは、サイティングラップを含むプログラム及びタイムスケジュールに告知された時刻である。

- 18-2-2-2 前クラスのスタート後から当該クラスのスタート時間10分前（集合時間）までの競技役員に指定された時間内に限り、当該クラス出場ライダー（リザーブを含む）のみ、スターティングエリアに入り、道具を使わずにグリッドを整備することが認められる（決勝レースのみ）。

- 18-2-2-3 レース開始時刻または参加者が揃った時点でウェイティングエリアより進行員の指示で第1ライダーがエンジン停止状態で押しながら、スターティングエリアへ移動する。第1ライダーが動いた時点より遅れて来たライダーはリザーブ選手の前に最後尾より整列される（遅れたライダーの優先順位は来た順番となる）。また最終ライダー（リザーブ選手を含まない）が動いた時点でプレパレーションエリアへのゲートは閉鎖される。ゲート閉鎖に間に合わなかったライダーは、いかなる理由があろうとも決勝レースへ出場することは認められない。

- 18-2-2-4 全ライダーがスターティンググリッドに着いた後、コースがクリアであることを確認し、進行員はエンジン始動の合図をグリーンフラッグで出す。

- 18-2-2-5 最初のライダーがサイティングラップ開始の合図を受けた時点で、リザーブライダーは当該レースへの出走の権利を失うものとする。

- 18-2-2-6 進行員の合図によりサイティングラップが開始され、最後のライダーがサイティングラップ開始の合図を受けてから、当該クラスに出場しているライダーに登録されたピットクルーは、進行員の合図によりスターティンググリッドに入ることが許可され、道具を使用しないで地ならしができる。

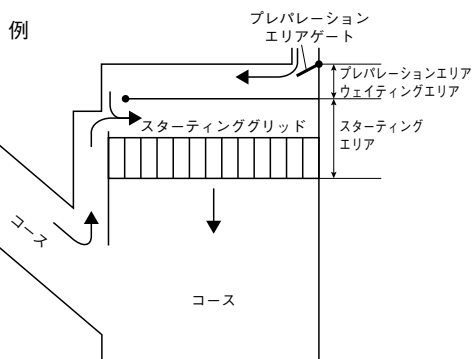
スターティンググリッドがコンクリートで舗装されている場合は、競技監督が許可した場合に限り道具の使用が認められるが、スターティンググリッドより前方のコース修復は一切認められない。違反した場合、当該ライダーに罰則が科せられる。

- 18-2-2-7 最後にサイティングラップ開始の合図を受けたライダーの後にバックマーカー（マ

- ーシャル) が出走してから時間が計測され、公式通知にて明記されたサイティングラップ終了時間となるまでに、ライダー、オフィシャル以外は速やかにスターティングエリアより退去しなければならない。
- 18-2-2-8 サイティングラップ終了時間までスターティングエリアをピットエリアとし、当該ライダーへ登録されたピットクルー（1名）のみ、安全に走行するための作業は認められる。給油作業を行う場合は必ず主催者が指定した場所で行わなければならない。
- 18-2-2-9 サイティングラップ終了時間後スターティンググリッド内で何らかのトラブルが発生した場合、当該ライダーに登録されたピットクルー（1名）は、競技監督の許可を得て安全上スタートに支障の無い場所で作業することができる（スタートに支障の無い場所は、競技役員により指示される）。
- 18-2-2-10 サイティングラップへの参加は任意とする。
- 18-2-2-11 サイティングラップ終了後、サイティングラップからスターティンググリッドに戻ってきていないライダーは、競技監督の判断により競技除外となる。
- 18-2-2-12 決勝出走全ライダーがスターティンググリッドに着き、コースクリアが確認された後、15秒ボードが15秒間提示される。
- 18-2-2-13 5秒ボードが提示された後、5～10秒以内にスタートとなる。
- 18-2-3 スタートエリア規制について
- 18-2-3-1 スターティンググリッド前（コース側）
オフィシャル及びプレスを除くいかなる者もこのエリアに入ることは認められない。
- 18-2-3-2 スターティングエリア内（スターティンググリッドを含む）は、ライダー、オフィシャル、当該クラス出場ライダーに登録されているピットクルー（1ライダーにつき1名のみに限られる）、プレス、レーシングサービス（ピットクルーライセンス所持者）、レース関係者※（キャンペーンガールまたは当該大会の競技監督に認められた者）以外の者は入ることは認められない。
※レース関係者は傘をさす以外の行為を一切禁止とする。
- 18-3 予選レースのスタート位置を選択する優先順位
- 18-3-1 国際A級／国際B級／レディース共通 [付則16全日本モトクロス選手権大会特別規則⑨競技内容・9-1-2予選組分けについて]（215頁）に基づき決定する。
- 18-4 決勝レースのスタート位置を選択する優先順位
- 18-4-1 国際B級／レディース

スタート位置を選択する優先順位は、予選順位に基づき決定される。

予選組の周回数の多いトップタイムの早い組から交互に上位より順番に選択できる。同周回の場合はトップタイムの早い組から、交互に上位より順番に選択できる（完走者を優先とする）。



- 18-4-2 国際A級
両ヒート（第1、第2ヒート）ともそれぞれの予選組の周回数の多いトップタイムの早い組から交互に上位より順番に選択できる。同周回の場合はトップタイ

- ムの早い組から、交互に上位より順番に選択できる（完走者を優先とする）。
- 18-5 ウォーミングアップ
エンジンのウォーミングアップは主催者により指定された時間帯及び場所に限られる。
- 18-6 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図が出された後（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）はライダー、マシンに何らかの問題が発生しても競技は続行される。
- 18-7 予選・決勝におけるスタート位置の選択
決められた優先順位に従い、グリッドを選択するために、プレパレーションエリアから移動することができる。
一度スタート位置を選択し、グリッドに着いたものはそのスタート位置を変更することはできない。

19 レース

- 19-1 レース中の遵守事項は、国内競技規則第3章競技会〔15〕競技参加者の遵守事項（40頁）による。
- 19-2 ピットエリアおよびプレパレーションエリア・ウェイティングエリア内で当該ライダーの車両整備などに従事できるピットクルーは、当該ライダーに登録されているピットクルー2名以内に限られる。
- 19-3 レース中、サイレンサーまたはエキスパンションチャンバー等の部品が外れた、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗及びゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにピットインし、修理の後、当該競技役員の許可を得て、再出走が認められる。
- 19-4 赤旗が提示された場合、再スタートまでの時間は、原則として「競技中」と解釈される。

20 レース後の車両検査

モトクロス競技規則〔29〕レース後の車両検査（211頁）参照。

- 20-1 レース終了後、入賞車両は定められた区域内に直ちに管理され、暫定結果発表後20分間保管され、必要に応じて検査される。
- 20-2 上記車両は、必要に応じて車両検査及び音量測定が実施され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは当該大会審査委員会により罰則が科せられる。

21 総合順位の決定方法

- 21-1 レースが2ヒートに分かれて行われる場合の総合順位の決定は、以下に記すとおりとする。
- 21-1-1 1ヒート、2ヒートの合計得点が多い者。
- 21-1-2 上記21-1-1で決定できない場合は、2ヒート目の成績を優先する。

22 抗議

- 22-1 モトクロス競技規則〔31〕抗議（211頁）及び国内競技規則第3章競技会〔31〕抗議（46頁）による。
- 22-2 抗議は、暫定結果発表後20分以内に当該ライダー及びエントラント代表者だけが

行うことができる。

23 本規則の解釈

本規則及び競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

24 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行とする。なお、本規則に示されていない事項は、付則15モトクロス競技規則・大会特別規則による。

付則

モトクロス・オブ・ネーションズ日本代表選手選考規定について

日本代表選手選考委員会を設置する場合は以下に則る。

1) 選考委員会

選考委員会のメンバーはモトクロス委員長・モトクロス委員長が選任したMX委員・選手会・プレス代表・有識者（オブザーバー）・MFJ事務局で構成する。

なお、選考委員の関係者が選考対象となった場合、当該委員の代理を選考委員会が選出する。

2) 選手選考について

全日本選手権及び海外で活躍中の選手も含めて選考する。また該当選手が負傷等の理由により出場が難しくなった場合補欠ライダーが出場する。

ただし日程等の関係から車両の変更ができない場合は同系列メーカーの選手を選考する。

3) 団長・監督の選任について

団長 MFJモトクロス委員会より選任される。

任務 日本チーム全体の統括。

監督 選考した選手の属するチーム監督または選考委員会より選任される。

任務 出場決定後の選手及びチームのマネージメント。

※団長が選出されない場合、監督が日本チーム全体を統括する。

4) トレーナー等の選任について

当該選手のチーム監督及びモトクロス・オブ・ネーションズ日本チーム監督の意見を参考に必要に応じて選任される場合がある。

5) 権限について

モトクロス・オブ・ネーションズチーム選抜に関する全ての権限はMFJモトクロス委員会及びモトクロス・オブ・ネーションズ選考委員会に委ねられる。

※なお、モトクロス・オブ・ネーションズ選考委員会は当該年度の第1回MFJモトクロス委員会前に組織され、MFJモトクロス委員会にて承認される。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則17

モトクロス基本仕様

MFI MOTOCROSS

以下に規定する基本仕様は、モトクロス競技を行う上で必要とされる基本規則であり、モトクロスの全ての車両及び競技会に適用される。

カテゴリー別に必要とされる詳細な仕様に関しては、各カテゴリー別仕様が適用される。

1 カテゴリーとクラス

- 1-1 レーサークラス
レース専用生産された車両
- 1-2 スポーツプロダクション
市販レーサーを除く一般市販車をベースとしてレース用に改造された車両
- 1-3 クラスは以下のとおりとする。

クラス	排気量		ライセンス ※①							最多 気筒数	最多変 速段数
	2ストローク	4ストローク	MXIA	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	他		
チャイルドクロス (承認50cc)	50ccまで	50ccまで	×	×	×	×	○	○	※②	1	—
ジュニア65 (承認)	49ccを超え65ccまで	49ccを超え110ccまで	×	×	×	×	○	○		1	—
85 ※③	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	○	×		1	6
レディース (85cc)	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	○	×	女性	1	6
2	100ccを超え125ccまで	175ccを超え250ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6
1	175ccを超え250ccまで	290ccを超え450ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6
OPEN	100ccを超え125ccまで 175ccを超え250ccまで	175ccを超え250ccまで 290ccを超え450ccまで	○	○	○	○	×	×		1	6

※① 略称…MXIA (国際A級)、MXIB (国際B級)、MXNA (国内A級)、MXNB (国内B級)、MXJ (ジュニア)

※② チャイルドクロス (承認50cc) は小学校3年生以下のMXジュニアライセンス又はPCライセンス所持者が参加対象

※③ ジュニアクロス (ジュニア85) は、MXJライセンス所持者のみ参加対象

2 排気量の算出方法

- 2-1 総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。
- 2-2 公式

$$\text{総排気量} = (D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$$
D=ボア C=ストローク 単位=cm 小数点以下4桁で切り捨て
- 2-3 測定の際には、ボアに50μmまでの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを超える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われる。
- 2-4 シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。
- 2-5 全てのカテゴリーにおいて、スーパーチャージは禁止される。

3 一般的なアイテム

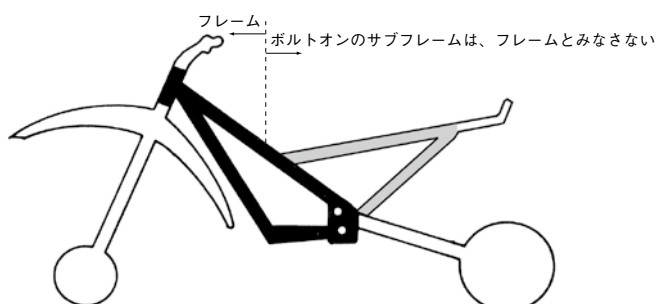
3-1 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアームスピンドル、及びホイールスピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイールスピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

3-2 フレームの定義

3-2-1 フレームとは下図で示すとおり、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。

フレームの基本骨格



3-2-2 シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

3-3 スタート装置

スタート装置は義務づけられる。

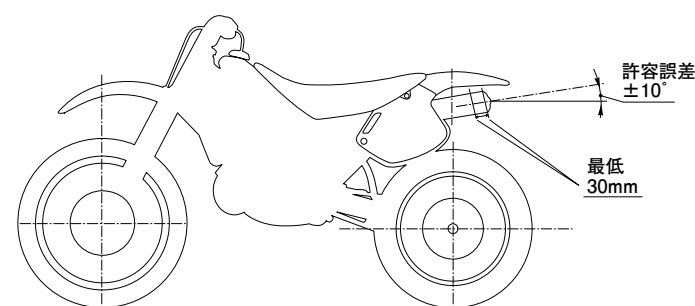
3-4 エキゾーストパイプ

3-4-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。

3-4-2 エキゾーストパイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。またその先端は5mm以上サイレンサー本体より突出してはならない。全ての鋭利な部分は最低半径2mm以上で丸みを帯びさせていなければならない。（226頁図参照）

3-4-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、ほこりを立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、またパッセンジャーや他のライダーに迷惑をかけるような放出の仕方をしてはならない。後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。

3-4-4 エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの垂直接線より後ろにあってはならない。



3-5 ハンドルバー

- 3-5-1 ハンドルバーの幅は、600mm以上850mm以下とする。
- 3-5-2 ハンドルバーのクロスバー上には保護パッドを取り付けなくてはならない。クロスバーがない場合、ハンドルバーの中央にハンドルバークランプを広くカバーするパッドを取り付けなくてはならない。
- 3-5-3 ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 3-5-4 ハンドルを最大にきった時にハンドルバー（レバー類含む）とタンクの間に最低30mmのすき間を設けるためにハンドルストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けなくてはならない。
- 3-5-5 ハンドルバークランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 3-5-6 ハンドプロテクターが使用される場合には、非粉碎材質でなくてはならない。
- 3-5-7 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

3-6 コントロールレバー

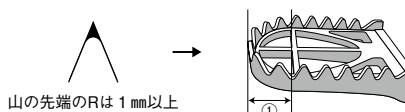
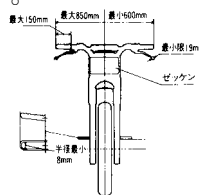
- 3-6-1 すべてのハンドルバーレバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状（このボールの直径は最低19mmとする）となっていないといけない。このボールは平らでもよいが、どのような場合においても先端は丸められなくてはならない（平らな部分の厚みは最低14mmとする）。この先端部分は常時固定されたものとし、レバーと完全に一体となっていないといけない。
- 3-6-2 コントロールレバー（フットレバー及びハンドレバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- 3-6-3 ブレーキレバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

3-7 スロットルコントロール

- 3-7-1 スロットルコントロールは、手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 3-7-2 モーターサイクルには有効なイグニッションキルスイッチまたはボタンがハンドルバーの右か左（ハンドルグリップを握って届く位置）に設けられなくてはならない。このスイッチは始動しているエンジンを停止できなくてはならない。

3-8 フットレスト

- 3-8-1 フットレストの先端は最低半径8mm以上の曲面でなければならない。
- 3-8-2 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 3-8-3 フットレストが折りたたみ式でない場合、及びゴムのカバーを装着していない場合は、その先端を最低半径8mm以上の球状に丸められていなくてはならない。
- 3-8-4 危険防止のため、フットレスト先端の丸められている部分のRどまりの範囲（下図①）における山の先端のRは360度どの角度から見ても1mm以上とする。

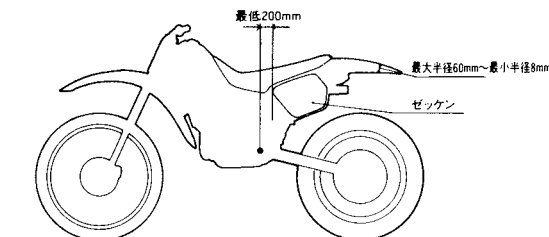


3-9 ブレーキ

すべてのモーターサイクルは、最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。

3-10 マッドガードおよびホイールプロテクション

- 3-10-1 マッドガードはタイヤの両側方に張り出していなくてはならない。
- 3-10-2 マッドガードの後端は丸められていなくてはならず、この丸め方は最低半径8mm以上60mm以内でなければならない。
- 3-10-3 キャストホイール、または溶接されたホイールが使用される場合には、頑丈なディスクでスポークを覆う形でプロテクションが施されなくてはならない。



3-11 フェアリング

フェアリング（空気整流効果のあるもの）の装着は禁止される。

3-12 ホイール

国際A級クラスを除き、公認車両状態のホイール構造（スポーク・キャスト・モールド・リベット）の変更は禁止される。ただし、タイヤがリムから外れることを防ぐために使用されるビードストッパーは例外とする。

3-13 モトクロスタイヤ

- 3-13-1 使用されるタイヤの種類に制限はない。
- 3-13-2 スクープまたはパドル（横断面に連続したリブを持つ）タイヤ、あるいは高さが

19.5mm以上のラグ（ブロックの高さ）を持つタイヤの使用は禁止される。

3-13-3 外観および外面的な寸法は制限されない。

3-13-4 タイヤ表面に後から滑り止めスパイク、特殊チェーン等の装置を取りつけることは禁止される。

3-14 ナンバープレート

3-14-1 ナンバープレートの素材は柔軟なもの（例：プラスチック）でなければならない。ナンバープレートの形は自由とするが、図1、図2に規定されている通り、3-14-2-4、3-14-2-5、3-14-3-4の規則に従った3桁の数字が記載できるサイズでなければならない。最低寸法は、縦235mm以上×横285mm以上とする。

3-14-1-1 メッシュ地のプレートの使用は認められる。

3-14-1-2 数字は英国式を使用する。『1』は垂直の1本線、『7』は垂直線なしの単純な傾斜線。

3-14-2 フロントナンバープレート

垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定されなくてはならない。ナンバープレートには数字の間に穴を開けてもよいが、いかなる場合においても、数字自体に穴を開けてはならない。

3-14-2-1 プレートは平面から50mm以上カーブ（突出）してはならない。また何かでカバーしたり、折り曲げたりしてはならない。

3-14-2-2 フロントナンバープレートには、以下が常に視認できる状態でなければならない。

①バックグラウンドの色（クラス別の色は3-14-8参照）

※反射しないつや消しであること

②ライダーのゼッケン番号（クラスごとの文字色は3-14-8参照）

③MFJまたは大会主催者から貼付指示されたロゴマーク（指定があった場合は装着義務付け）

3-14-2-3 バックグラウンドの色と数字は明確に読めるものでなければならない。また太陽光線の反射を避ける為に、つや消しでなければならない。

3-14-2-4 フロントゼッケン寸法

最低高：140mm以上／最低幅：70mm以上／数字の最低の太さ：25mm以上／数字間のスペース：15mm以上

3-14-2-5 85cc／150Fcc車両フロントゼッケン寸法

最低高：120mm以上／最低幅：70mm以上／数字の最低の太さ：25mm以上／数字間のスペース：10mm以上

3-14-3 サイドナンバープレート

サイドナンバープレートは、リヤホイールスピンドルを通る水平線より上に設けられ、ナンバープレートの先端はライダーのフットレスト後方200mmのところを通る垂直線より後方に位置していなくてはならない。ナンバープレートは、はっきりと見えるように装着されなくてはならず、モーターサイクルの一部分や、シートに座ったライダー自身により隠れないようにしなくてはならない。

3-14-3-1 プレートの代わりに、ボディに同寸法のスペースをつや消し色でペイントするか、あるいは固定してもよい。

3-14-3-2 サイドナンバープレートには、以下が常に視認できる状態でなければならない。

①バックグラウンドの色（クラス別の色は3-14-8参照）

②ライダーのゼッケン番号（クラスごとの文字色は3-14-8参照）

③MFJまたは大会主催者から貼付指示されたロゴマーク（指定があった場合は装

着義務付け)

3-14-3-3 バックグラウンドの色と数字は明確に読めるものでなければならない。また太陽光線の反射を避ける為に、つや消しでなければならない。

3-14-3-4 サイドゼッケン寸法

最低高：100mm以上／最低幅：70mm以上／数字の最低の太さ：25mm以上／数字間のスペース：15mm以上

3-14-4 ナンバープレートへの広告/縁取り（スポンサーマーク表示）

フロント及びサイドナンバープレートへの広告（スポンサーマーク表示）は、数字の周囲10mm以上のスペースを除く上下のスペースに表示することが認められる。（図1、図2参照）

図1

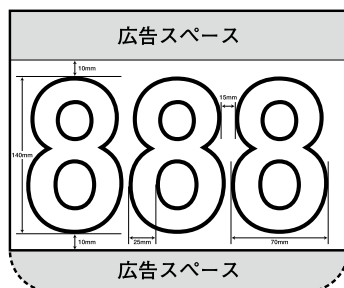
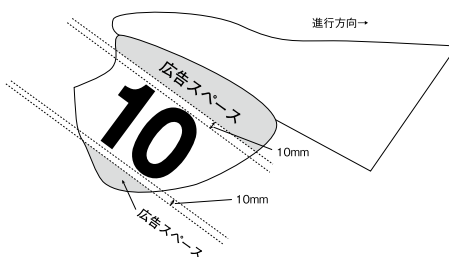


図2



3-14-5 ゼッケンの書体は、以下を参考とし、遠くからでも読みやすい書体でなければならない。以下書体の参考例。

〈参考例〉

Futura Heavy

0123456789

Futura Heavy Italic

0123456789

Univers Bold

0123456789

Univers Bold Italic

0123456789

Oliver Med.

0123456789

Oliver Med. Italic

0123456789

Franklin Gothic

0123456789

Franklin Gothic Italic

0123456789

3-14-6 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。

3-14-7 この規則に適合していないナンバープレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

3-14-8 ポイントリーダーズゼッケン

3-14-8-1 全日本IA1クラスの暫定ランキング1位の者にのみ、ポイントリーダーズゼッケンの使用が認められる（第1戦は、前年度IA1シリーズチャンピオンとする）。

3-14-8-2 ポイントリーダーズゼッケンの地色及び数字の色は、金地に黒文字（白フチ）とする（ポイントリーダーズゼッケンに限り、つや消しでなくてもよい）。

3-14-9 ナンバープレートの色

ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする。

チャイルドクロス(承認)

白地に赤文字

ジュニア65（承認）

緑地に白文字

ジュニアクロス(ジュニア85)

赤地に白文字

レディース

白地に黒文字

国内B級	白地に黒文字	国内A級	黄地に黒文字
国際B級	紺地に白文字	IA1（国際A級）	赤地に白文字
		IA2（国際A級）	黒地に白文字

その他、ナンバープレートの地色及び数字の色について、モーターサイクルのクラスや競技の形式などによって変わる場合があります、その場合は大会特別規則によって示される。

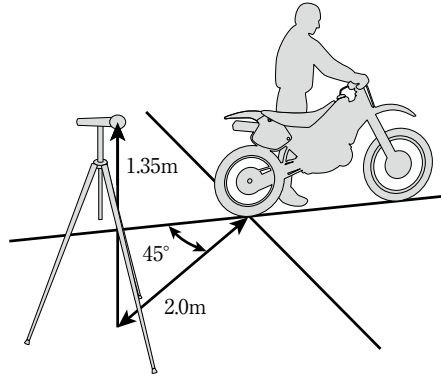
4 燃料、燃料／オイルの混合液

- 4-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなければならない（AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される）。
- 4-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなければならない。
- 4-2-1 競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 4-2-2 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様（無鉛ガソリン）に制限される（AVガス、航空機用ガソリン等は使用できない）。
鉛の含有量は0.013g/ℓ以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下であること。
密度は15℃において0.725g/ml～0.780g/mlであること。
- 4-2-3 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油及び1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 4-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水もしくはレース用として一般市販されている冷却水に限られる。
- 4-3 大会特別規則（全日本モトクロス特別規則等）により、ガソリンの銘柄及び供給方法が指定される場合、それに従わなければならない。

5 音量規制

- 5-1 すべての車両の音量測定は、「2mMAX方式」で行う。
- 5-1-1 ※ただし、**全日本選手権以外の競技会においては**、2010年式以前の車両が2mMAX方式の測定で音量値を超えた場合に限り「5-4固定回転方式」で再測定を受けることができ、固定回転方式による音量規制値を超えなければ合格と判断する（救済措置）。
- 5-2 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなければならない。
- 5-3 2mMAX方式
- 5-3-1 2mMAX方式について
2mMAX法は、フル加速状態の車両から発せられる音響パワーレベル（LwA）と高い相関があり、停止状態で急速に最大回転数まで運転したときの最大音圧レベルを測定するものである。
- 5-3-2 音量計の準備
- 5-3-2-1 マイクロホンにウィンドスクリーンを取り付ける。

- 5-3-2-2 A特性（周波数補正回路A）に設定する。
- 5-3-2-3 時間重み特性（時定数）をFASTに設定する。
- 5-3-2-4 騒音計の測定レンジの最大値を130dB/Aとする。
- 5-3-2-5 騒音レベルの最大値L-MAXを表示できるモードに設定。
- 5-3-3 騒音計及び車両のセットアップ
- 5-3-3-1 マイクロホンは、三脚により水平に固定する
- 5-3-3-2 マイクロホンは、車両の後輪中心からエキゾースト側の斜め45度後方2m、かつ高さは地上から1.35mのところに設置する。



- 5-3-3-3 サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、いずれか一方のエギゾーストパイプの先端で測定される。（必要に応じて両方の先端で測定する）
- 5-3-3-4 やわらかな土の上で計測することが推奨される。
（例えば、草の上、細かな砂利の上等）
止むを得ず、アスファルト等固い路面上で測定する場合は、その会場における許容誤差が考慮される。
- 5-3-3-5 周辺の音量は100dB/A以下でなければならない。
- 5-3-3-6 車両から10m以内に音を反射する障害物があってはならない。
- 5-3-4 測定方法
- 5-3-4-1 計測は、スタンドを使用せず、原則ニュートラルでエンジンが温まった状態で行う。ニュートラルでの計測が実走行での最大回転数と異なる場合は、実走行と同様になるギヤポジションで測定する場合もある。
- 5-3-4-2 車検員は車両の横でマイクroホンとは反対側に立つか、またはフロントホイール付近でハンドルバーの前方に立つ。しかし、車両とマイクroホンの間に立ってはならない。
- 5-3-4-3 測定員は耳栓を使用すること（ヘッドセットまたは、耳栓）。
- 5-3-4-4 測定は当該大会の車検担当競技役員が行なう。測定中、競技役員の行為によって発生した故障、損害に対して競技役員はいつさいの責任を負わない(44頁29-3参照)。
- 5-3-4-5 エンジンの最大回転数を意図的に下げるといふ不正をしてはならない。
例：CDI / ECUプログラム切換えスイッチの使用等
※測定時、エンジン回転数が明らかに低い場合、**回転計**でエンジン最大回転数を測定する場合がある。
※**音量測定は走行時と同一のモードで計測されなければならない。**
※**スイッチ等でモード切替えが可能な車両は、車検長から指示があった場合は、すべてのモードで測定を受けなければならない。**
- 5-3-4-6 アイドリング状態からスロットルを速やかに全開にし、Revリミット状態を1～2秒

維持してスロットルを閉じる。

- 5-3-4-7 スロットル急開でスムーズに回転が上昇しない場合には、回転をアイドルからやや上げてから急開する。

- 5-3-5 判定方法

- 5-3-5-1 測定は、1ライダーに対し3回までとし、測定値が1回でも規制値をクリアできれば合格とする。(1回目でクリアされた場合は1回の測定のみ)

アフターバーンが発生しても測定回数3回までの中でカウントする。

- 5-3-5-2 3回とも規制値をクリアできなかった場合は、大会審査委員会において罰則が科せられる。

- 5-3-6 音量規制値

- 5-3-6-1 すべての公認競技会で開催されるクラスの音量規制値は最大で112dB/A以下とする。(2mMAX方式)

- 5-3-6-2 測定値の小数点以下切捨ては行わない。

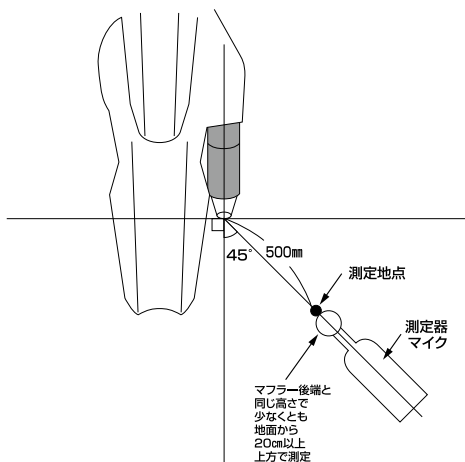
- 5-3-6-3 使用される騒音計による許容誤差：+2.0dB/A

- 5-3-6-4 レース後の最終検査においては、+1dB/Aの許容誤差が認められる。

- 5-3-6-5 音量測定時の外気温による許容誤差は考慮されない。

- 5-4 固定回転方式

- 5-4-1 計測のためのマイクロホンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとするが、少なくとも地面から20cm上方でなくてはならない。もしこれが不可能な場合、計測は45°上方で行ってもよい。



- 5-4-2 ノイズテストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。

- 5-4-3 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定の回転数域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は、所定の回転数に達した時に行うものとする。

- 5-4-4 回転数は、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の計算式にて求められる。

- 5-4-5 所定のエンジン回転数(rpm) =
$$\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$

- 5-4-6 音量規制値

4ストローク車両：ピストンスピード11m/secで測って、94dB/Aまでとする。

2ストローク車両：ピストンスピード13m/secで測って、96dB/Aまでとする。
レース終了後は1dB/Aの許容誤差が認められる。

- 5-4-7 音量測定は、エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施することもできる。

85ccまで	8,000 rpm
85ccを超え125ccまで	7,000 rpm
85ccを超え150ccまで（4ストローク）	6,000 rpm
125ccを超え250ccまで	5,000 rpm
250ccを超え500ccまで	4,500 rpm
500cc以上	4,000 rpm

- 5-4-8 エンジンの音量計測には、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
- 5-4-9 サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、いずれか一方のエキゾーストパイプの先端で測定される。（必要に応じて両方の先端で測定する）
- 5-4-10 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することは禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスペアサイレンサーに関しては例外とする。
- 5-4-11 規制値をオーバーしている車両は、測定時間内に再度測定を受けることができる。
- 5-4-12 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。
- 5-4-13 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 5-4-14 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 5-4-15 レース後の最終検査においては、+1dB/Aの許容誤差が認められる。
- 5-4-16 メーターの読み方は常に小数点以下を切捨てとする（100.9dB/A=100dB/A）。

6 テレメトリー

- 6-1 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- 6-2 マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
- 6-3 自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- 6-4 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、及び装備を妨げてはならない。

7 車両重量

クラス	エンジン排気量			最低車両重量（半乾燥）
65cc	65cc	まで	2st	53kg
	65cc	を超え 85cc まで	2st	63kg
85cc	100cc	を超え 150cc まで	4st	71kg
	65cc	を超え 85cc まで	2st	65kg
85cc (Large Wheels)	100cc	を超え 150cc まで	4st	73kg
	175cc	を超え 250cc まで	2st	98kg
1	290cc	を超え 450cc まで	4st	99kg
	100cc	を超え 125cc まで	2st	88kg
2	175cc	を超え 250cc まで	4st	95kg

8 本規則の施行

本規則は2015年1月1日より施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則18

国内モトクロスの仕様

MFJ MOTOCROSS

参加者のコストを抑制、安全性の保持、更に公平性を維持しながらハイレベルなレースを目指し全ての参加者が充足感を得られるレースとすることを基本理念とする。

1 クラス区分

クラス	排気量		ライセンス ※①						最多 気筒数	最多変 速段数
	2ストローク	4ストローク	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	他		
チャイルドクロス (承認50cc)	50ccまで	50ccまで	×	×	×	○	○	※②	1	—
ジュニア65 (承認)	49ccを超え65ccまで	49ccを超え110ccまで	×	×	×	○	○		1	—
85 ※③	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	×		1	6
レディース (85cc)	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	○	○	○	○	×	女性	1	6
2	100ccを超え125ccまで	175ccを超え250ccまで	○	○	○	×	×		1	6
1	175ccを超え250ccまで	290ccを超え450ccまで	○	○	○	×	×		1	6
OPEN	100ccを超え125ccまで 175ccを超え250ccまで	175ccを超え250ccまで 290ccを超え450ccまで	○	○	○	×	×		1	6

※① 略称…MXIB (国際B級)、MXNA (国内A級)、MXNB (国内B級)、MXJ (ジュニア)

※② チャイルドクロス (承認50cc) は小学校3年生以下のMXジュニアライセンス又はPCライセンス所持者が参加対象

※③ ジュニアクロス (ジュニア85) は、MXJライセンス所持者のみ参加対象

2 出場車両

- 2-1 国際B級、国内A級、国内B級、ジュニア、レディース
車両はスポーツ専用市販車または一般市販車としMFJが公認したもの。
- 2-2 車両規則
車両は国内競技規則及びモトクロス基本仕様、国内モトクロスの仕様を示されているすべての条件に適合していること。

3 車両重量

- 3-1 各クラスの最低車両重量は半乾燥重量で下記のとおりとする。

クラス	エンジン排気量		最低車両重量 (半乾燥)	
65cc	65cc	まで	2st	53kg
85cc	65cc	を超え 85cc まで	2st	63kg
	100cc	を超え 150cc まで	4st	71kg
85cc (Large Wheels)	65cc	を超え 85cc まで	2st	65kg
	100cc	を超え 150cc まで	4st	73kg
1	175cc	を超え 250cc まで	2st	98kg
	290cc	を超え 450cc まで	4st	99kg
2	100cc	を超え 125cc まで	2st	88kg
	175cc	を超え 250cc まで	4st	95kg

- 3-2 半乾燥重量とは走行可能な状態から燃料を抜いた値とする。
- 3-3 ダミーウエイトによる車重の調整は認められない。
- 3-4 レース後の計測においては1%の許容誤差が認められる。

4 音量

- 4-1 すべての車両の音量測定は、「2mMAX方式」で行う。
- 4-2 すべての公認競技会で開催されるクラスの音量規制値は、最大で112dB/A以下とする。
- 4-3 全日本選手権以外の競技会においては、2010年式以前の車両が2mMAX方式の測定で音量値を超えた場合に限り「モトクロス基本仕様5-4固定回転方式（232頁）」で再測定を受けることができ、固定回転方式による音量規制値を超えなければ合格と判断する（救済措置）。

5 互換性

- 5-1 フレーム打刻型式とエンジン打刻型式のいずれも同一モデル内で、一切の追加工無しで単品、またはアッセンブリーで組み付け可能な部品については相互に互換が認められる。
- 5-2 下記の部品は同一メーカーかつ公認車両同士で相互に互換性があれば流用することが認められる。
 - 5-2-1 ミッションアッセンブリーまたは単品
 - 5-2-2 フロントフォークアッセンブリーまたは単品でボルトオンで取り付けられるもの
 - 5-2-3 リヤサスペンションユニット及び、リヤサスペンションリンケージ部品でボルトオンで取り付けられるもの
 - 5-2-4 リヤフォーク（スイングアーム・リヤアーム）アッセンブリーまたは単品
 - 5-2-5 キャブレター
 - 5-2-6 シリンダーコンプリート
 - 5-2-7 シリンダーヘッドコンプリート
 - 5-2-8 ピストン及びピストンリング
 - 5-2-9 ボルトオンタイプのサブフレーム

6 燃料

- 6-1 燃料はMFJが定める無鉛ガソリンを使用しなければならない。
詳細はモトクロス基本仕様 [4]燃料、燃料／オイルの混合液（230頁）を参照。
- 6-2 大会特別規則（全日本モトクロス特別規則等）により、ガソリンの銘柄及び供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

7 マシン仕様

以下に明記されていない全ての部品は、MFJが公認した車両に取り付けられた部品からの変更、改造は認められない。（交換・切削・追加・研磨の禁止）

※但し①部品が破損した場合の修理、ならびに当該車両メーカーの販売する公認車両と同一部品との交換は認められる。

②互換性が認められる部品は、⑤互換性の条項に従って変更することが認められる。

7-1 下記部品は全てにおいて改造、変更が許可される

- 7-1-1 ホイール／タイヤ／スプロケット／ドライブチェーン
- 7-1-1-1 ホイール
但し、モトクロス基本仕様3-12ホイールに基づき、ホイールの構造は公認車両と同一でなければならない。
- 7-1-1-2 タイヤ
- 7-1-1-3 スプロケット（エンジンスプロケット及びリヤスプロケット）
- 7-1-1-4 ドライブチェーン
但し、公認車両に装着されたチェーンと同等かそれ以上の強度のものでなければならない。
- 7-1-1-5 その他詳細については「モトクロス基本仕様3-12ホイール、3-13モトクロスタイヤ（227頁）」を参照。
- 7-1-2 ブレーキ
- 7-1-2-1 ブレーキディスク
- 7-1-2-2 油圧ブレーキライン
- 7-1-2-3 ブレーキパッド
- 7-1-2-4 ブレーキディスクカバー
- 7-1-2-5 ブレーキレバー
- 7-1-2-6 ブレーキペダル
- 7-1-2-7 その他詳細については「モトクロス基本仕様3-9ブレーキ（227頁）」を参照。
- 7-1-3 ハンドルバー／ハンドコントロール
- 7-1-3-1 ハンドルバー
- 7-1-3-2 ハンドルグリップ
- 7-1-3-3 ハンドルバーを変更するためのアッパーブラケット（トップブリッジ・ハンドクラウン含）及びアンダーブラケットアッセンブリー
- 7-1-3-4 ハンドルバーとハンドコントロールの位置
- 7-1-3-5 ケーブル（クラッチ、スロットル）
- 7-1-3-6 クラッチレバー
- 7-1-3-7 その他詳細については「モトクロス基本仕様3-5ハンドルバー・3-6コントロールレバー・3-7スロットルコントロール（226頁）」を参照。
- 7-1-4 シート
- 7-1-5 マッドガード（フェンダー）／サイドカバー（ゼッケンプレートを含む）／ラジエーターシュラウド
- 7-1-5-1 但し、カーボンファイバーは禁止
- 7-1-5-2 マッドガード、サイドカバー及びラジエーターシュラウドの外観形状は、基本的に公認車両に装着されたものと同形状でなければならない。
- 7-1-5-3 その他詳細についてはモトクロス基本仕様「3-10マッドガードおよびホイールプロテクション（227頁）」を参照。
- 7-1-6 エキゾーストシステム
※エキゾーストパイプ・サイレンサーは変更可能とする。
※エキゾーストパイプ・サイレンサーの材質は自由とする。
- 7-1-6-1 音量規定に適合していること。
- 7-1-6-2 その他詳細については「モトクロス基本仕様3-4エキゾーストパイプ（225頁）」

- を参照。
- 7-1-7 スプロケットカバー
- 7-1-7-1 但し、公認車両に装着されたスプロケットカバーと同等の機能（強度、保護範囲）を有するものが必ず装着されていなければならない。
- 7-1-8 カバー、ケースのボルト、ナット
- 7-1-8-1 但し、公認車両に使用された部品と同じ材質でなければならない。
- 7-1-9 フットレスト
- 7-1-9-1 但し、フットレストブラケットの位置は、当該公認車両と同一の位置でなければならない。
- 7-1-9-2 溶接によるフットレストへの補強は認められる。
- 7-1-9-3 その他詳細については「モトクロス基本仕様3-8」フットレスト（227頁）」を参照。
- 7-1-10 スパークプラグ
- 7-1-11 潤滑油・ブレーキフルード・サスペンションオイル
- 7-1-12 ガスケット・ガスケットの材質
- 7-1-13 ペイントの色・デカール
- 7-1-14 チェーンガイド
- 7-1-15 フォークスプリング及び長さを調整するためのカラーの追加
- 7-1-16 リヤサスペンションスプリング
- 7-1-17 ホールショットデバイスの追加
- 7-1-18 フュエルコック
- 7-1-19 フュエルホース
- 7-1-20 フュエルベントライン
- 7-1-21 エアフィルターエレメント
- 7-1-22 樹脂製のジェネレーターカバー
- 7-1-23 チェンジレバー（ペダル）
- 7-1-24 キックレバー
- 7-1-25 フリクションプレート
- 7-1-26 クラッチプレート
- 7-1-27 クラッチスプリング
- 7-1-28 クラッチバスケット（アウター）
- 7-1-29 クラッチセンター（インナー）
- 7-1-30 プライマリードライブギヤ
- 7-1-31 プレッシャープレート
- 7-1-32 一般市販車のワイヤーハーネス

7-2 下記部品は一部において改造、変更が許可される

- 7-2-1 フレーム・サブフレーム
- 7-2-1-1 フレームには製造メーカーの車両識別番号（シャーシ・ナンバー）が刻印されていなければならない。
- ただし、公認車両と同一部品交換に伴い、止むを得ず車両識別番号を失った場合は、モトクロス競技規則16車両検査16-2に記載された条件を満たせば使用が認められる。
- 7-2-1-2 サイドスタンドブラケットの削除は認められる。
- 7-2-1-3 エンジンガードプレートを追加するためのフレームへの改造は認められる。

- 7-2-1-4 フレームへのガゼット追加は、修理を目的とする場合のみ認められる。
- 7-2-1-5 ボルトオンタイプのサブフレームは、同一車両メーカーで、かつ公認車両同士であれば相互流用することが認められる。
- 7-2-1-6 フレーム、サブフレームへの塗装は認められるが、研磨は禁止。
- 7-2-2 エアボックス〈※国際B級は付則18-1国際B級の仕様（239頁）参照〉
- 7-2-2-1 雨天時の防水防泥対策は認められる。
- 7-2-3 キャブレター
- 7-2-3-1 キャブレターのセッティングは、取り外し可能なセッティングパーツ（ジェット、ニードル、スロットルバルブ、バルブスプリング等）により、使用状況に適したセッティングに変更することが認められる。
- 7-2-4 シリンダーヘッド
〈※国際B級は付則18-1国際B級の仕様（239頁）参照〉
- 7-2-4-1 シリンダーヘッドに材質を追加したり機械加工で取り除いたり、改造することは禁止。
但し、各ポートまたは燃焼室のカーボン除去程度のポーリッシングは認められる。
- 7-2-4-2 ガスケットの変更に伴う圧縮比の変更は認められる。
- 7-2-5 シリンダー〈※国際B級は付則18-1国際B級の仕様（239頁）参照〉
- 7-2-5-1 各ポートのバリ取りやカーボン除去程度のポリッシング（過度な表面磨きによる寸法の変更は認められない）は認められる。
- 7-2-5-2 2ストローク車のリードバルブアセンブリーは変更することが認められる。
- 7-2-5-3 シリンダーヘッドとの合わせ面（上面）の歪み是正のための表面仕上げは認められる。（歪みの目安は0.05mmを限度とする）。
- 7-2-6 ガードプレート
- 7-2-6-1 クランクケース／ギヤボックス／クラッチカバー／ジェネレーターカバーを保護する目的で追加としてガードプレートを取りつけることは認められる。
- 7-2-6-2 ガードプレートを追加するためのフレームへの改造は認められる。
- 7-2-6-3 チタン材質は認められない。
- 7-2-7 ローター（マグネット）
- 7-2-7-1 ローター（マグネット）によるイナーシャの変更は認められる。

8 各部の仕上げ調整

各部の仕上げ調整とは、公認車両時の基本仕様を変更することなく各製造メーカーがマニュアルで指示している仕上げ調整をいう。

9 追加の装備

下記装置は基本的に使用することが禁止される。

- 9-1 テレメトリーは、「モトクロス基本仕様⑥テレメトリー（233頁）」を参照。
- 9-2 その他データ収集装置

10 本規則の施行

本規則は2015年1月1日より施行する。

付則18－1 国際B級の仕様

1 マシン仕様

- 1-1 エアボックス
エアボックスは変更、改造してもよい、エアボックスの材質は自由とする。
- 1-2 シリンダーヘッド
シリンダーヘッドは公認車両の状態のものとし、下記改造が許可される。
- 1-2-1 シリンダーヘッドの各ポート及び燃焼室に関しては通常のチューニングして施されるポーティングまたはポリッシングは許可される。
- 1-2-2 シリンダーヘッドガスケット面の表面加工は許可される。
- 1-2-3 圧縮比は変更しても良い（ただし、2ストローク車の一次圧縮比は変更できない）。
- 1-3 シリンダー
シリンダーは公認車両の状態のものとし、下記改造が許可される。
- 1-3-1 2ストローク車両における通常のチューニングとして施される各ポートのポーティングまたはポリッシングは許可される。
また、ポーティングによるポートタイミングの変更も許可される。
- 1-3-2 シリンダーベース面の表面加工は許可される。
その他の仕様は全て付則18国内モトクロス仕様に準ずる。

2 本規則の施行

本規則は2015年1月1日より施行する。

付則18-2 50ccクラスの仕様について

1 基本理念

モーターサイクルスポーツの入門クラスとして参加者のコスト抑制・安全性の保持とともに公平性を維持し、勝敗を主とせず誰もが楽しめ充足感を得られるクラスとすることを基本理念とする。

2 クラス区分

クラス	エンジン排気量	最多気筒数
50	～50cc	1

3 出場車両

車両はMFJ公認車両でなければならない。

4 公認車両に対し、下記以外の改造、変更は認められない。

- 4-1 前後タイヤの交換・変更は可能とする。ただし、タイヤサイズは公認車両のホイールに装着できるものに限る。
- 4-2 スパークプラグ及びプラグキャップの変更
- 4-3 ハンドルグリップ（グリップ以外のハンドル部品の公認車両からの変更、改造は一切認められない）
- 4-4 シートの変更
- 4-5 ペイント、デカールの変更
- 4-6 潤滑油、サスペンションオイルの変更
- 4-7 キルスイッチの変更
- 4-8 ステップの変更（ただし、一切の追加加工は認められない）
- 4-9 メインジェットの変更（ただし、メーカーの出荷する純正部品に限る）
- 4-10 スプリングおよびバンブラバーの変更
- 4-11 シュラウド、前後フェンダー、前・両サイドのゼッケンは変更してもよい。
※ただし、交換部品は、当該車両の純正部品と同材質のものに限る。
- 4-12 公認車両で取り付けられている以外のビードストッパーの取付は禁止する。
- 4-13 サイドスタンドの取り外しは可能とする。
- 4-14 ハンドプロテクターは使用可能とするが、樹脂製（ポリプロピレン）素材に限られる。
- 4-15 チェンジペダルの変更は可能とする。

注意事項

- ①マフラーはノーマルに限る（製造時の溶接以外の溶接（加工）のあるものは、一切認められない）。
- ②キャブレター口径、変更、改造は一切認められない。
- ③スプロケットの変更は認められない。
- ④ボアアップは認められない。
- ⑤スポークの変更、改造は認められない。
- ⑥他より車両に関する抗議がある場合は、当該ライダーのピットクルーが車検場にて分解を行い車検にて検査される（分解の範囲はキャブレターのみとする）。

規則に違反した場合、ライダー並びにその保護者に対し罰則が科せられることがある。

2015年チャイルドクロス(承認50ccクラス)開催概要

1. 参加資格

小学校3年生以下（2006年4月2日以降に生まれた方）でMXPCライセンスまたはMXジュニアライセンス所持者を対象とします。※大会開催日時時点で小学校4年生以上の方は参加することができませんのでご注意ください。

2. 出場車両

「付則18-2 50ccクラスの仕様について（240ページ）」に準じた、排気量50cc以下のMFJ公認モトクロス車両に限定されます。公認車両リスト（329ページ）をご確認下さい。

3. 開催日程

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州のMX地方選手権シリーズの承認併催クラスとして開催されます。全日本選手権シリーズに併催されるチャイルドクロスは、当該地区地方選手権シリーズ承認併催クラスの中の1戦として開催されます。

4. エントリー方法

出場希望者は、各大会の大会特別規則に則り、各大会のエントリー期間内に必要事項を全て記入し、主催者へ直接お申込み下さい。

エントリー用紙：全日本併催大会用…MFJオンラインマガジンからダウンロード可 <http://www.mfj.or.jp>
地方選手権併催用…各地区MFJ加盟団体ホームページにてご確認ください。

エントリー料金：全日本併催大会……6,100円（本体5,714円＋消費税386円）
地方選手権併催……各地区MFJ加盟団体ホームページにてご確認ください。

5. 競技内容

- ① 原則として、選手受付～車検～公式練習～決勝まで全てを日曜日に行います（原則予選はありません）。
- ② Aクラス（国内メーカー）とBクラス（外国メーカー）の混走とし、最低成立台数は合計2台以上とします。
※詳細は「9. レース成立とポイント付与の条件について（242ページ）」を参照して下さい。
- ③ 決勝レース時間：全日本併催大会…5分＋1周（2015年度より改訂されました）
地方選手権併催…各地区MFJ加盟団体ホームページにてご確認ください。
- ④ スタート方式は、原則として、スターティングマシンを使用しない（一列に整列し日章旗で合図する）方式で行います。
 - エンジンをかけた状態でラインに整列（前輪をスタートライン内側）する。
 - 右手をヘルメットにつけスタート合図を待つ。
 - 日章旗を地面から上に振り上げ、スタート合図とする。※スタートの台数は、各主催者が決定します。また、スターティングマシンを使用して行われる場合もあります。（公式通知・大会特別規則に則る）

6. 適用される規則

2015年国内競技規則付則18-2「50ccクラスの仕様について」（240ページ）と併せて各大会特別規則を厳守しなければなりません。なお、各大会にて行われるライダーズブリーフィングには、保護者1名とライダー本人が必ず出席して下さい。

7. ピットクルーの登録について

PCライセンスで出場される場合、ライダーとともにライセンスに登録されている保護者1名をピットクルーとして登録することが可能です。MXジュニアライセンスで出場するライダーのピットクルーを登録する場合は、ピットクルーライセンス所持者でなければなりません。ピットクルーの登録人数は、1ライダーにつき最大2名までとします。

8. ポイントの管理と賞典

MFJ加盟団体事務局において、各地方選手権シリーズ開催クラスと同様に、シリーズでポイントが管理されます。適用されるポイントスケールは、各地区大会特別規則に則ります。

- ① Aクラス（国内メーカー車両）、Bクラス（外車メーカー車両）それぞれのクラスでポイントが管理され、年間で最も多くポイントを獲得したAクラスの選手1名、Bクラスの選手1名を地区シリーズチャンピオンとし、「MFJ全日本ランキング認定表彰式」における特別賞表彰対象者として認定致します。
- ② ポイントで同点が発生した場合、全日本ランキング決定基準を参考に、優勝回数の多い者を優先、優勝が同回数の場合は、2位の回数の多い者、2位が同回数の場合は3位の回数……として優先順位が決定されます。
- ③ 万一、不成立や中止により開催された競技会またはクラスが、開催予定数の50%以下となった場合は、シリーズチャンピオンとして認定されません。
- ④ 他地区とチャンピオンが重複した場合でも、次点の選手の繰り上げは致しません。

※地方選手権併催大会の大会特別規則やランキングは、各MFJ加盟団体のホームページ（25ページ）にてご確認ください。

9. 「レース成立とポイント付与の条件」について

① レース結果の表し方

- チャイルドクロスは、Aクラス／Bクラスの車両が混走し、レース結果はAクラスの順位、Bクラスの順位を分別し、それぞれ別に発表されます。
- Aクラス／Bクラスそれぞれのレース結果順位に合致したポイントが与えられます。

例① … Aクラス／Bクラスが3台混走し、総合でAクラス選手が1・3位、Bクラス選手が2位であっても、Aクラスのレース結果として1～2位、Bクラスのレース結果として1位と反映します。

但し、この場合、Aクラスには1位と2位に該当するポイントが与えられますが、Bクラスはポイント対象外となります。（ポイントのつけ方は、③をご参照下さい）

② レース成立

- チャイルドクロスは、Aクラス／Bクラスの車両が混走し、合計で2台以上（2台含む）の出場台数があれば、レースは成立とみなされます。

例② … Aクラス1台、Bクラス1台（計2台）の出場台数があれば、当該競技会のチャイルドクロスのレースは成立とみなされます。

（2015年度から最低出走台数の規定が2台以上で成立することに改訂されました）

③ ポイント管理

- 但し、Aクラス／Bクラス、それぞれに2台以上（2台含む）の出場台数が無ければ、シリーズポイントランキングは対象外となります。（つまり、例②の場合、合計2台なのでレースは開催されますが、Aクラス／Bクラス、各1台の為、それぞれのポイントは付きません … ※シリーズランキング上は、“不成立”の扱いとなります。）
- シリーズランキングにおいて、開催予定数の50%以上が成立しなかったクラスは、シリーズチャンピオンとして認定されません。
- ポイントは、レース結果ごとに、地区特別規則で定められたポイントスケールを基準とし、Aクラス／Bクラス、それぞれのランキングを分別し、シリーズで各地区MFJ加盟団体に管理されます。

例③ … Aクラス車両3台、Bクラス車両1台（計2台）の出場台数の場合は、Aクラスは2台以上の為ポイントランキングの対象となりますが、Bクラスは1台の為、ポイントランキングの対象外となります。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

TRIAL トライアル

CONTENTS

▼付則19 トライアル競技規則

《2015年トライアル規則 変更 追加 削除点》	244
1 トライアルの定義	245
2 完走者	245
3 適用の範囲	245
4 コース	245
5 セクション	246
6 障害	247
7 持ち時間 (タイムキーピング)	247
8 練習	248
9 出場に関する手続き	248
10 技術規則関連	248
11 ペナルティー	250
12 結果の記録	252
13 セクションの閉鎖	253
14 結果と順位	253
15 大会の中断	253
16 同点	253
17 賞	253
18 抗議	253
19 本規則の解釈	253
20 本規則の施行	253
付則 判例集	254

▼付則20 2015年全日本トライアル選手権大会特別規則

1 適用の範囲	257
2 セクションの認定	257
3 オフザベーションエンクロージャー	257
4 開催クラス	257
5 参加資格	257
6 出場料	258
7 ゼッケンナンバー	258
8 アシスタント	259
9 車両検査	259
10 スタート	260
11 結果の記録 (スコアカード)	260
12 時間 (タイムキーピング等)	260
13 ペナルティー	261
14 イエローカード	261
15 賞および得点 (ポイント)	262
16 同点	262
17 本規則の施行	262

▼付則21 トライアル基本仕様

▼付則22 国内トライアルの仕様

※変更点は太字で示されています。

《2015年トライアル規則 変更 追加 削除点》

付則19 トライアル競技規則

10 技術規則関連

- 10-2-1 追加 ヘルメット及び装備品にはウェアラブルカメラの装着が禁止される。
- 10-3-3 変更 音量の規制値は、FIM方式（2mMAX）で測定し、2ストロークエンジンの場合：104dB/A・4ストロークエンジンの場合：106dB/A
※使用される騒音計による許容誤差：+2.0dB/A

11 ペナルティー

- 11-1-2 変更 スタート遅れ10分を超えた場合 失格
- 11-2-3-2 追加 ライダーがセクショントライ中にイグニッションキルスイッチのストラップに接続していなかった。

付則 判例集

- 2) 競技会の車両検査受け時に、ヘルメット検査が行われる。検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。
- 使用が認められない例
- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）がある場合。
 - 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕がある場合。
 - 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み）がある場合。
 - 4) 顎紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障がある場合。

推奨

ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しない事を推奨する。

付則20 全日本特別規則

13 ペナルティー

- 13-1-1 変更 スタート時刻…→10分以上の遅れは失格
- 13-1-2 変更 第一ラップ……→10分以上の遅れは失格
- 13-1-3 変更 最終ラップ……→10分以上の遅れは失格
- ※すべての20分を10分に変更する。

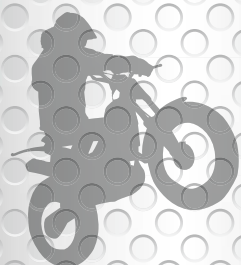
付則21 トライアル基本仕様

5 音量規制

- 5-1～5-4 FIM方式（2mMAX）に変更した。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則19



トライアル競技規則

 MFJ TRIAL

トライアル



1 トライアルの定義

- 1-1 トライアルとは、ライダーの技術及び正確性が結果の基盤をなすモーターサイクルスポーツである。
- 1-2 コースの中にセクションが配置される。
- 1-3 セクションとは走行するライダーの技術がセクション審判員（オブザーバー）によって観察され、減点が科される区間である。
加えてコースを走行するにあたり、コースの一部またはコース全体に時間制限が与えられる。
- 1-4 コースはクロスカンントリーの地形（林道など）で構成されても良いし、インドアに設定されても良い。

2 完走者

完走者とは、車両自体の動力・推進力・重力等の自然現象及びライダー自身の筋力によって、人車一体となり、他人の力を借りずに規定された時間内にコース全体を走りきった者をいう。

なお、ライダー以外の車両移動は認められない。

3 適用の範囲

国内のトライアル競技会は付則19トライアル競技規則、国内競技規則（27～49頁）、及び各大会の主催者より配布される大会特別規則（公式通知等）によって開催される。

4 コース

- 4-1 競技は大別して、同時にスタートして各セクションを自由にめぐり、コースを定めて順次セクションをまわる方式がある。大会特別規則（公式通知等）で特に定めない限り、コースを定めて順にセクションをまわる方式が採用される。
- 4-2 コースとはスタート地点から最終ゴール地点まで、定められた順路全体を指し、コース全長は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 4-3 コースを定める場合、移動は原則として一方通行とする。例外的に交互通行となる場合、通路を区分けしたり、オフィシャルを配置するなど、安全上の対策が施される。
- 4-4 主催者が特に認めた補助や、認められたショートカットコース（コースをセクション順にまわらずにパドックに戻るため、主催者が設定する通路、近道）の使用

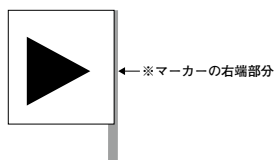
は例外的に認められる。

- 4-5 コースはコースマーク（案内矢印）、看板、コーステープによって表示されたコースを正確に通り、コースから外れてしまったライダーは、外れてしまった地点からコースに復帰すること。コース上では、大会役員、ライダーのみが車両に乗るまたは押すことができる。
- 4-6 セクション内を除き、コース上での部品や工具等の受け取りは許可されるが、車両の補修や部品交換作業はライダー本人が行うこと。
※全日本選手権ではルールが異なる（259頁8-3-1参照）
- 4-7 コースにはセクショントライの順番待ちも含まれる。
- 4-8 コースの移動は原則として時速20km以下とし、観客の安全を最優先に走行すること。
- 4-9 ライダーパドック
主催者の定めるライダーパドック（選手用駐車場）内であれば、車両の補修、部品の交換等の補助を受けることができる。

5 セクション

- 5-1 大会のセクション数は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 5-2 すべてのセクションには、セクション番号が明確に表示される。ライダーはその番号の順序に従って、第1セクションから順にトライすること（同時スタート方式を除く）。
- 5-3 すべてのセクションは、“セクション入口”を「IN」と、“セクション出口”を「OUT」と明確に表示される。
- 5-4 “セクション入口”と“セクション出口”の間のセクション区間内は、セクションテープ（色の区別はない）によって示される。これらのセクションを示すために使われるテープ、杭等のすべてを「セクション表示物」と呼ぶ。
- 5-5 セクションの幅は、200cm以上あることを原則とする。
- 5-6 各クラス用ゲート
ひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート（セクション内をクラスごとに制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則120cm以上の幅）を設ける。この場合、各クラスとも自クラスのゲートを通過すること。ゲートを通過する順番は自由とする。他クラス用ゲートは通過しても、通過しなくても良い。
- 5-7 ゲートはクラスを表示した側がイン側、裏側がアウト側とし、必ずイン側から進入しなければならない。
- 5-8 ゲートの示す範囲は、ゲートに示されている矢印の先端と先端の間（矢印の先端がマーカー端部に無い場合、マーカーの内側端部がゲートの示す範囲とする）と解釈する。前後タイヤは厳密にこの間を通過すること。

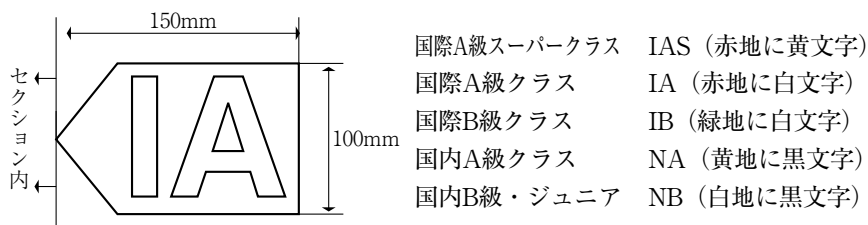
例：



左記のような表示だった場合、矢印の先端でなく、マーカーの右端部分がゲートの示す範囲となる。

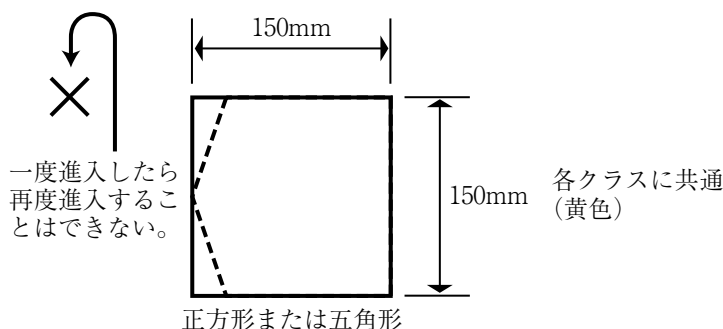
- 5-9 “ゲートマーカー”“進行方向表示ゲート（5-10-2参照）”への進入の定義は「左右のマーカーを結ぶ線を車両の一部が越えること」で進入があったとみなす。

- 5-9-1 セクション内にいる時間と減点が科せられる区間は車両のフロントホイールの中心（ホイールスピンドル）が“セクション入口”の表示を通り過ぎてから、“セクション出口”の表示を通り過ぎるまでとする。
- 5-9-2 セクショントライする際は、ライダーは必ずセクション審判員（オブザーバー）の許可を得なければならない。
- 5-10 クラス及びゲートマーカーの色
- 5-10-1 ゲートマーカー



5-10-2 進行方向表示ゲート

セクションの進行方向を特に定める場合、進行方向表示ゲートを左右一対で設ける。このゲートはすべてのクラスに適用され、いったん進入した後、再び進入することはできない。



トライアル



6 障害

- 6-1 トライ中のライダーが予期しない障害物に妨害された場合、セクション審判員（オブザーバー）の判断によって再トライが認められる（トライ順は最初とする）。
- 6-2 再トライが実施される場合、セクションの最初から妨害のあった地点までの減点は最初のトライのものをそのまま有効とする。セクション持ち時間については、セクショントライの初めから計測されるものとする。

7 持ち時間（タイムキーピング）

- 7-1 持ち時間
ライダーの持ち時間は大会特別規則（公式通知等）に記載される。すべてのライダーに、完走するための持ち時間が与えられる。
- 7-2 スタート時刻管理
スタート時刻コントロールは、スタート地点で行われる。
- 7-3 ゴール時刻管理
大会特別規則（公式通知等）に特別に記載のない場合、タイムコントロールは最

終セクションを出てすぐに、明確に設置される。最終ゴール地点でゴールチェック（車両チェック）を受けるまで、ライダーは競技継続中とされる。

7-4 セクション持ち時間

セクション個々に持ち時間が設定される場合、持ち時間はどのライダーにも同等に与えられ、時間管理の方法とともに大会特別規則（公式通知等）に記載される。

8 練習

8-1 大会日以前の設定されたコース内及びセクションでの練習は禁止される。

8-2 大会会場での練習が認められる期間と場所（ウォーミングアップエリア）は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。

9 出場に関する手続き

9-1 大会へのエントリー

出場申し込み方法の詳細は大会特別規則（公式通知等）に記載される。申し込み用紙に必要事項をすべて記入し、定められた出場料を添えて申し込むこと。

9-1-1 締切日以降のエントリーは認められない。電話やFAXによる申し込み等、定められた以外の方法は認められない。

9-1-2 受理された車両は、同メーカー同型式の場合を除いて変更できない。しかし競技監督に書面で申し込み、許可が得られた場合は例外とされる（変更手数料5,000円）。

9-2 出場料

出場料は大会特別規則（公式通知等）に記載される。

9-3 アシスタントの登録

アシスタントの登録は、原則として全日本選手権のみ認められる。

9-4 ライダーに伴走する者が認められる場合、認められる行為等の詳細は大会特別規則（公式通知等）にて告知される。

9-5 ライダーのゼッケンナンバー

ライダーは、主催者から指定されたナンバーを車両検査までに、規定の書体、規定の色で記入すること。

9-6 出場者受付

大会当日にライダーの出場資格の確認を行なう。

決められた時間内にライダー（本人）またはチーム員等がMFJライセンス、参加受理書、健康保険証（コピー可）を提示して出場資格の確認を受けなければならない。出場者受付の時間は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。

9-7 未成年者は競技会参加承諾書をライセンス申請時に提出するものとし、当該年度のMFJ公認・承認競技会において適用される。

10 技術規則関連

10-1 モーターサイクルの装備

10-1-1 車 両：車両は国際A級、国際B級は付則21トライアル基本仕様（263頁）に合致した車両。国内A級以下はトライアル基本仕様と国内トライアルの仕様（270頁）に合致したMFJ公認車両（※）でなくてはならない。改造されて型式が判別できないか、または車両検査に不合格となった車両は、出場が認められない。

※トライアルにおける公認車両とは「MFJ公認車両リスト（329頁～）」に掲載されたフレーム打刻とエンジン打刻が合致している車両のことを指す。

- 10-1-2 タイヤ：自由とするが、トライアル基本仕様3-13トライアルタイヤ（266頁）に準拠していること。
- 10-1-3 ガソリン：トライアル基本仕様
燃料、燃料／オイルの混合液に適合するガソリンだけが認められる。
- 10-2 ライダーの装備
- 10-2-1 MFJ公認ヘルメットの着用が義務づけられる。MFJ公認ヘルメットには、公認マークが貼付されている。※第3章「競技会」「15ライダーの装備」参照のこと。
ヘルメット及び装備品にはウェアラブルカメラの装着が禁止される。



- 10-2-2 服装は、長ズボン、長袖でなければならない。手袋、および足首以上を保護する突出部分のないブーツなど革靴が義務づけられる。
- 10-2-3 マウスガード（マウスピース）
口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガード（マウスピース）の装着が推奨される。マウスガード（マウスピース）の色は口の中の出血が見分けやすい明るい色が望ましい。
- 10-3 音量規制
- 10-3-1 競技前に、車両の音量が計測される。不合格の車両は、基準に達するまで調整したり、部品を交換することができる。
- 10-3-2 車検に合格したサイレンサーだけがマーキング（車検を受けた部品であることを証明するため、ペンキなど落ちにくい塗料で部分的に塗装すること）を受ける。
- 10-3-3 音量の規制値は、FIM方式（2mMAX）で測定し、2ストロークエンジンの場合：104dB/A・4ストロークエンジンの場合：106dB/Aとする。
※使用される音量計による許容誤差：+2.0dB/A
※または大会にて公示された大会特別規則に従い、測定も可能とする。
- 10-4 車両検査
大会当日出場資格の確認後、ライダーの車両検査を行なう。検査を受ける車両は、ライダー1名に対し1台に制限されている。
- 10-5 部品のマーキング
- 10-5-1 部品がマーキングされる場合は、⑨車両検査-3(259頁)参照のこと。
- 10-5-2 マーキングされた部品は、競技期間中交換が禁止される。
- 10-5-3 サイレンサーがマーキングされた後にダメージを受け、大幅に音量が増加した場合、サイレンサーを交換するか走行を停止すること。
- 10-5-4 サイレンサーを交換する場合、オフィシャルに申告すること。
- 10-5-5 サイレンサーを交換した車両は、最終ラップの車両チェック後、主催者によって車両が保管され音量検査が行われる。
- 10-6 ライダーの責任
マーキングが行われた場合、ライダーはパーツが適正にマーキングされたことを、自分の責任で確認してから競技を開始すること。
- 10-7 部品のチェック
主催者は、競技中にどの車両でも、いつでも部品をチェックすることができる。

マーキングされた部品からマークが消えていた場合、その部品を交換したとみなされる。

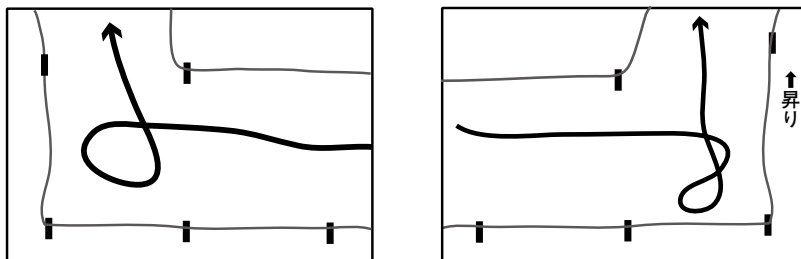
- 10-8 競技中のライダーと第三者間の電波を発する電子機器（無線機・携帯電話・ブルートゥース等）による通信は一切禁止する。

11 ペナルティー

- 11-1 タイムペナルティー
- 11-1-1 スタート遅れ1分まで毎 1点
- 11-1-2 スタート遅れ10分を超えた場合 失格
- 11-1-3 ゴールタイム遅れ 失格（全日本選手権ではルールが異なる）
- 11-2 減点
- 11-2-1 セクションにおいて
- 一フォルト1回 1点
- 一フォルト2回 2点
- 一フォルト3回以上 3点
- 11-2-2 フォルトの定義
- ライダーの一部または車両の一部（タイヤ、フットレスト（ステップ）、エンジンプロテクションプレートを除く）が地面に接したり、地形（地面、木、枝、壁、石、岩、杭などを総称して「地形」と呼ぶ）によりかかった場合。
- 11-2-3 “失敗（減点5点）”の定義
- 11-2-3-1 当該セクション審判員（オブザーバー）の許可を受けた後、セクションインしなかった場合。
- 11-2-3-2 ライダーがセクショントライ中にイグニッションキルスイッチのストラップに接続していなかった。
- 11-2-3-3 “セクション入口”“セクション出口”“ゲートマーカー”“進行方向ゲート”の表示をリヤホイールがフロントホイールより先に通過した場合。
- 11-2-3-4 自クラスゲートを通過しなかった場合。
- 11-2-3-5 自クラスゲートにアウト（クラス表示なし）側から進入した場合。
- 11-2-3-6 自クラスゲートマーカーに前または後ろのタイヤが接触した場合。
- 11-2-3-7 自クラスゲートに進入した後、手前に戻った場合。また、いったん通過して逆側から進入した場合。
- 11-2-3-8 進行方向表示ゲートをいったん進入した後、再び進入した場合。
- 11-2-3-9 ライダーが足を着く、着かないにかかわらず、車両が後退してしまった場合。
- 11-2-3-10 セクション内でライダーが外部からの援助を受けた場合。
- 11-2-3-11 ライダーまたは車両が、マーカーや杭などセクション表示物の現状を変化（テープ、マーカー、杭などに車両又はライダーが干渉して壊す、たるませる、移動させる、押し倒す、引きちぎる等の行為）させた場合。
- 11-2-3-12 ハンドルバーが地面に接地してしまった場合。
- 11-2-3-13 足つき停止状態にある時、ハンドルグリップから手を離し、ハンドルグリップ以外の車体に触れた場合。
- （注：安全上、眼鏡・ヘルメット等の修正を認めることを主旨とする）。
- 11-2-3-14 車両のフロントホイールまたはリヤホイールが、セクションの境界（テープなど）上面を越えて接地した場合。

- 11-2-3-15 車両のサイド、または後方に両足をついて車両から降りてしまった場合。
- 11-2-3-16 車両が前進しない状態でライダーが足を着く、またはどこかに寄りかかっている、またはタイヤを除く車両の一部が地面及び地形に接している時に、エンジンが停止してしまった。
- 11-2-3-17 車両でループ等をおこない、その軌跡を前後輪で横切った（接触を含む）場合。

図A（ループで“失敗”とされる例）



- 11-2-3-18 時間内にセクションを完走できなかった場合。（セクション持ち時間がある場合）
- 11-2-3-19 当該セクションのトライ回避（エスケープ）をセクション審判員（オブザーバー）に申告し認められた場合。（申告エスケープの定義11-3）

11-2-4 セクション見落とし

順次セクションをめぐる方式の場合、次のセクションにトライしてしまった。同時スタート方式の場合、カード提出時に採点パンチ等の記録がなかった。それぞれ見落とししたセクションに対して。また、両方式ともトライをしたがパンチ等を受けていなかった場合も同様の取り扱いとなる。 10点

- 11-2-5 ひとつのセクションで、いくつかの減点が累積する場合、もっとも重い減点だけが適用される。しかし以下の減点は加算される。

- 11-2-5-1 ライダーがセクションの状況を故意に変化させた。 5点（加算）

- 11-2-5-2 失敗後セクション審判員（オブザーバー）の指示に従わず、セクション持ち時間経過後も、セクションから出ない。 5点（加算）

- 11-2-5-3 セクションを1番から順にトライしなかった。 20点（加算）

（順次セクションをめぐる方式の場合）

- 11-2-6 セクション審判員（オブザーバー）が、手またはプラカードで示す減点は暫定的なものであり、パンチカードなど記録用紙に記したものが、そのセクションにおける最終的な結果である。暫定的な表示から結果が変更されたり、競技監督から追加減点が通告される場合がある。

セクショントライへの減点は0・1・2・3・5				
減点ゼロ おみごと！ クリーンです	減点1 フォルト1回	減点2 フォルト2回	減点3 フォルト 3回以上	減点5 失敗です
セクション見落とし（次のセクションにトライしてしまった場合）は10点				

11-3 申告エスケープの定義

ライダーが当該セクションのトライ回避を申告する行為。ただし、車両故障等に

- より車両を放置し、ライダーのみでの申告はできない。
- 11-4 以下に記す罰金、失格は審査委員会の承認に基づき、競技監督からライダーへ通告される。
- 11-4-1 罰 金
ライダーによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動
10,000円以上50,000円以下の罰金
- 11-4-2 失 格
ライダーは以下の行為により失格となる。
- 11-4-2-1 ライダーによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動（重大な場合）。
- 11-4-2-2 ヘルメット未装着での走行。
- 11-4-2-3 大会日以前の設定されたコース内及びセクションで練習した。
- 11-4-2-4 競技期間中のセクションでの練習。
- 11-4-2-5 ゼッケンを他者と交換した。
- 11-4-2-6 車両規定に合致していない車両を使用した。
- 11-4-2-7 規定外タイヤの使用。
- 11-4-2-8 認められないガソリンの使用。
- 11-4-2-9 禁止された薬物の使用。
- 11-4-2-10 コース指示の見落とし（コースの定めがある場合）。
- 11-4-2-11 コースを見失った地点以外からのコース復帰（コースの定めがある場合）。
- 11-4-2-12 競技中の車両、またはライダーの変更。
- 11-4-2-13 大会で成績を上げようとしないライダー、他のライダーのアシスタント（全日本選手権のみ）のように働くライダー。
- 11-4-2-14 パドック以外の場所で給油（燃料タンク交換を含む）をした。
- 11-4-2-15 パドック以外の場所で、ライダー以外の者が車両補修や部品交換作業を行った場合（コース上での部品や工具等の受け取りは許可される）。全日本選手権に限り、当該ライダーに登録されているアシスタントのみライダーと同じ作業が許可される。
- 11-4-2-16 サイレンサーを交換した車両で、最終ラップのマシンチェック後、主催者によって車両の音量検査が行われ規制値を超えていた場合。
- 11-4-2-17 マーキングされた部品からマークが消えていた場合（部品を交換したとみなされる）。
- 11-4-2-18 当該大会に出場を認められたライダー以外の者によるセクショントライの順番待ち。
- 11-4-2-19 車両故障などでライダー以外の者が車両を移動させた。（コース内外等）
- 11-4-2-20 競技中のライダーと第三者間の電波を発する電子機器による通信。

12 結果の記録

- 12-1 スコアカード（パンチカード、記録カード）が使用される場合、溶けにくい素材でできたカードが配布される。
- 12-2 ライダーは自分のスコアカードに各セクションでマーク（パンチ）を受け、求められたときにはオフィシャルにスコアカードを手渡し義務がある。

13 セクションの閉鎖

- 13-1 競技時間が残されていても、最終ライダー通過後バックマーカー（セクション閉鎖を指示するオフィシャル）がセクションを閉鎖する場合がある。
- 13-2 同時スタート方式の場合、タイムスケジュールで定められた時刻にセクションが閉鎖される。

14 結果と順位

大会の優勝者は、完走者の中で、減点数がもっとも少ないライダーである。

15 大会の中断

大会が終了前に中断されてしまった場合、審査委員会はその大会を無効・取り消しとするか、その結果と賞を正当とするか、状況によって判断する。

16 同 点

- 16-1 同点が生じた場合、0点が最も多いライダーを上位とする。
- 16-2 依然として同点だった場合「1点が最も多いライダー、2点が最も多いライダー、3点が最も多いライダー」という順序で判断する。
- 16-3 それでも同点だった場合、少ないタイムペナルティーまたは、計測されている場合少ない所要時間で完走したライダーを上位とする。
- 16-4 所要時間を計測していない場合、最終ラップの成績上位者を上位とする。
- 16-5 最終ラップも同点だった場合、最終ラップの前のラップ、依然として同点だった場合さらにその前のラップという順序で判断する。

17 賞

得点は国内競技規則第3章競技会〔27公式得点（ポイント）〕（44頁）による。

18 抗 議

- 18-1 抗議は国内競技規則第3章競技会〔31抗議〕（46頁）による。
- 18-2 抗議は暫定結果発表後20分以内（全日本、地方選手権共通）に当該ライダー及びエントラント代表者だけが行うことができる。
- 18-3 セクション審判員（オブザーバー）が下した判定に対する抗議はできない。
- 18-4 車両の分解検査に要した費用は、抗議不成立の場合は提出者、抗議成立の場合は対象者が負担する。その費用の算定は車検長が行なう。

19 本規則の解釈

本競技規則及び競技に関する疑義または本規則に記載されていない事項については、大会事務局宛質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして扱われるものとする。

20 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。

付則 判例集

以下は現在までの適用例をまとめたものです。規則に準じて適用されます。

マナーに関すること

- 1) 競技中の事故や、競技の参加を取りやめる（リタイヤする）場合は、速やかに大会本部へ連絡すること。

コース、ウォーミングアップ

- 1) 競技開始前や終了後に競技車両でコース内に立ち入ったり、競技終了後にウォーミングアップエリアや競技エリアで練習することは禁止される。

ライダーの装備に関して

- 1) MFJ公認ヘルメットであってもMFJの公認マークが貼付されていない場合、特別検査によって公認ヘルメットであるかどうかを確認され、かつ安全性が確認されればその競技で使用する事ができる（検査料1,000円が必要）。

- 2) 競技会の車両検査受け時に、ヘルメット検査が行われる。検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。

●使用が認められない例

- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）がある場合。
- 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕がある場合。
- 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み）がある場合。
- 4) 顎紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障がある場合。

推奨

ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しない事を推奨する。

競技の進行に関して

- 1) ライダーはセクション内で一切の援助を受けてはならない（当該ライダーに登録されたアシスタントの口頭によるライン指示と時間告知は可能とする）が、“失敗”後は例外とする。

セクション関連

- 1) 複数クラスが混走し、クラス別ゲートが使用され、最下位クラス用ゲートが設けられていない場合、最下位クラスはセクション内のどこを通過しても良いと解釈される。
- 2) セクション内の同一ゲートを結ぶテープは、その対象クラスゲートの連続とみなす。ただし、減点対象となりうる行為は250頁ペナルティー[11-2-3-11]を適用する。

ペナルティー関連

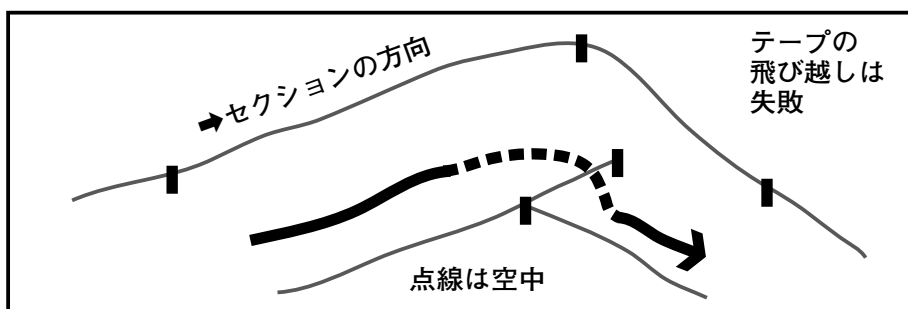
- 1) 以下の場合、フォルト1回とみなす。
 - フットレスト（ステップ）に足が乗っている場合でも、そのフットレスト（ステップ）上のつま先、側面、または足の裏部分が接地しバランス修正をした場合。
 - 一体の部分で手、足についてはその付け根から先を同一とみなす。したがって足つきと同時にひざを接地しても、1回のフォルトである。
 - 足をついた状態でつま先とかかとを交互についた。
 - 足をついた状態のまま、引きずられてしまった。
 - 片足を軸にして、車両を回転させた。

一手を立ち木、壁についた。

—身体または車両（タイヤ、フットレスト、エンジンプロテクションプレートを除く）が地形にもたれかかり、バランスを修正した。

2) 以下の場合、“失敗5点”とみなす。

図B（テープを飛び越える失敗例）



“失敗”のペナルティーの対象となる「ライダーが外部から援助を受けた場合」には、登録外のアシスタントや他のライダーによるセクションの状況変化、ライン指示、時間告知等、あらゆるサポート行為が援助とみなされる可能性がある。

（当該ライダーに登録されたアシスタントの口頭によるライン指示と時間告知は可能とする）

3) タイムペナルティーは以下の基準による。

14:00分ゴールの場合、00分を1秒でも超えた時点でペナルティーの対象となる。

4) “失敗”となるエンジンストップの解釈は、原則として以下のような状況が同時に起きた場合を指す。

- ・車両が前進していない
- ・エンジンが停止している
- ・タイヤを除く車両の一部が地面および地形に接している。ライダーが足を着く。ライダーがどこかに寄りかかる。このとき“失敗”（5点）となる。

5) 以下の場合、“減点”または“失敗”とみなされない。

—ライダーの身体や車両（タイヤ、フットレスト、エンジンプロテクションプレートを除く）の部分が地形に接触したが、明らかなバランス修正はしなかった。

—セクション表示物（前または後ろタイヤによる自クラスゲートマークへの接触を除く）への単純な接触で、状況の変化はしなかった場合。

—テープの上からフローティングターンなどによりフロントタイヤ、リヤタイヤのどちらか片方がテープ外に出て、地形に接触しないでテープ内に着地した。

—V字型の地形でフットレスト（ステップ）がかみ込んで停止した場合、フットレスト（ステップ）に足が乗っていれば“足つき減点”にならない。そのフットレスト（ステップ）上のつま先、側面、または足の裏部分が接地していても、バランス修正が無い場合、足つき減点の対象とならない。

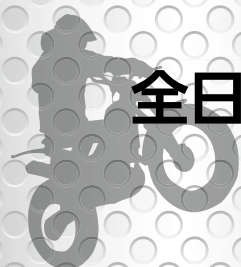
《環境への配慮》

トライアルは自然の中で行うスポーツです。このすばらしいスポーツを存続する為、競技中のみならず、日頃の練習時にもライダー・関係者に下記事項に注意いただきたいと考えます。

- ①全てのパーキングエリアを清潔に保つこと。
- ②パドックにおいては地面にオイル・ガソリン等をこぼさないようにマシンの下に環境マット（防水素材のシート）を使用すること。
- ③ゴミは全て持ち帰ること。
- ④地元住民に配慮し、通行時や早朝のエンジン音など注意すること。
- ⑤パーキング規制を重視し、緊急の場合のために通路を綺麗に保つこと。
- ⑥喫煙は指定場所以外では行わないこと。
- ⑦練習時間や練習場所は大会主催者の指定に従うものとし、自然破壊や近隣住民に充分配慮した行動をとること。
- ⑧パドック利用においては他人を敬い、必要以上のスペースを確保せず、譲り合いの精神を常に持つこと。
- ⑨パドックでの宿泊が認められた大会においては、周囲に迷惑のかかる行為（深夜に及ぶ騒ぎ声や飲酒等）は厳に慎まなければならない。
- ⑩パドック内における貴重品の管理は全て、各自で責任をもつこと。主催者・施設は一切責任を負わない。
- ⑪会場では常に防火対策に努め、ABC粉末タイプ4型（内容量1.2kg）以上の消火器を準備しておく。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則20



全日本トライアル選手権大会 特別規則

MFJ TRIAL



1 適用の範囲

全日本トライアル選手権シリーズは以下に記す全日本選手権特別規則、トライアル競技規則(245～253頁)、国内競技規則(27～49頁)、および各大会の主催者から配布される大会特別規則(公式通知)によって開催される。

2 セクションの認定

大会前日に査察が行なわれ、査察団によって最終的にセクションが認定される。査察団は審査委員長を団長とし、競技監督、セクション設定責任者、セクション査察員で構成される。なお、選手会代表者の立会いが認められる。

3 オブザベーションエンクロージャー

一般観客用エリアとセクションの間に、オフィシャル、ライダー、アシスタントが立ち入れるエリア(オブザベーションエンクロージャー)を設けることが望ましい。

4 開催クラス

国際B級部門、国際A級部門、国際A級スーパークラス部門とする。

5 参加資格

- 5-1 国際A級スーパークラス
 - 5-1-1 前年度全日本選手権国際A級スーパークラスランキング上位6名、前年度スーパークラスの7位以下でスーパークラス登録を申請した者(スーパークラスでポイントを獲得しなかった者を除く)、MFJトライアル委員会が特に認める者(世界選手権ポイント獲得者等)、前年度国際A級ランキングシリーズチャンピオン(自動昇格)及び2位～5位の昇格希望者(MFJ事務局への手続きが必要)。
 - 5-1-2 5-1-1のいずれかの条件を満たす当該年度に有効なトライアル国際A級ライセンス所持者。
- 5-2 国際A級、国際B級
 - 5-2-1 それぞれ当該年度有効なライセンス所持者。
- 5-3 アシスタント
 - 5-3-1 当該年度有効なトライアル国内B級以上のライセンス所持者。

6 出場料

- 6-1 必要事項を記入した出場申込書、出場料を大会事務局が受理した時点で参加受理書、公式通知等が發送される。
- 6-2 いったん受理された出場料は下記以外の場合、返還されない。
- 6-3 大会が取り止めになった場合、または参加が拒否された場合にのみ出場料が返還される（申込者が必要な手続きを怠った場合は、返却されない）。
- 6-4 2015年全日本トライアル選手権シリーズのエントリー料

	エントリー料合計	本体	消費税（8%）
国際A級部門（スーパークラス含む）	11,800円	10,926円	874円
国際B級部門	11,800円	10,926円	874円
アシスタント	5,600円	5,186円	414円

7 ゼッケンナンバー

全日本選手権の年間指定ゼッケンは以下の基準による。

- 7-1 国際A級スーパークラス
- 7-1-1 前年度国際A級スーパークラス上位から指定する（ランキング6位まで）。
- 7-1-2 前年度国際A級スーパークラスで国際A級への降格を希望しなかった者。
- 7-1-3 トライアル委員会が特に認める者（世界選手権ポイント獲得者等）。
- 7-1-4 前年度国際A級シリーズチャンピオン。
- 7-1-5 前年度国際A級2～5位の昇格者。
- 7-2 国際A級
- 7-2-1 前年度国際A級2位～5位で、スーパークラスを希望しなかった者を指定する。
- 7-2-2 前年度国際A級スーパークラスからの降格者（申請降格者を含む）を指定する。
- 7-2-3 前年度国際A級上位から指定する（ポイント獲得者）。
- 7-2-4 前年度全日本選手権国際B級からの自動昇格者を指定する（ルーキーゼッケン01～05が適用される）。
- 7-2-5 上記以外の選手は、2015年全日本トライアル選手権で最初に出場した大会で取得したゼッケンナンバーを年間ゼッケンとする。
- 7-3 国際B級
- 7-3-1 国際A級への昇格者を除く、前年度の全日本ランキング上位から指定する（ポイント獲得者）。
- 7-3-2 当該年度全日本選手権でポイントを獲得した者は、ゼッケンを年間通し番号とする。
- 7-3-3 当該年度全日本選手権でポイントを獲得していない者は、出場回数の多い者を優先に若い番号をつける。
- 7-3-4 7-3-3で同じ回数の者は、主催者が決定する。
- 7-4 ナンバープレートの色は以下のとおり。
- 7-4-1 国際A級スーパークラス：赤地黄文字
- 7-4-2 国際A級：赤地白文字
- 7-4-3 国際B級：緑地白文字
- 7-4-4 国際A級スーパークラスのアシスタント：黄地赤文字
- 7-4-5 国際A級のアシスタント（スーパークラス除く）：白地赤文字
- 7-4-6 国際B級のアシスタント：白地緑文字
- 7-5 アシスタントのゼッケンナンバーは、アシスタントとして登録したライダーと同

じ番号とする。

- 7-6 ライダー、アシスタントのゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体、規定の色分けて記入すること。

8 アシスタント

- 8-1 アシスタントの登録
- 8-1-1 ライダー1名に対し、1名のアシスタントを登録することが認められる。大会当日に出場資格の確認が行われる。
- 8-1-2 アシスタントは、ライダーの出場申込みの際に登録すること。この場合ライダーは、登録したアシスタントの行動すべてに責任を負うことを認めたものとみなされる（アシスタントの受けたペナルティーは、登録したライダーもそのペナルティーを同時に受ける）。
- 8-1-3 登録したアシスタントは、当該年度有効なトライアル国内B級以上のライセンス所持者との変更が認められる（競技途中でも変更可）。ただし、大会本部事務局が用意した変更届けに必要な事項を記入し、変更手数料（1,000円）を添えて申し込み、主催者の許可を得た者に限る。
- 8-1-4 ライダー単独でエントリーした場合、大会当日のアシスタント登録はできない。ただし、ライダー同士の危険な箇所での補助行為のみが認められる。この場合、セクション審判員（オブザーバー）の許可を得なければならない。但し、リタイヤ・ゴールしたライダーは認められない。
- 8-1-5 大会により、アシスタントの登録を認めない場合がある。
- 8-1-6 アシスタントの使用する車両はMFJ公認車両とし、原則的に車両検査が行われる。アシスタント1名につき1台に制限される（本人以外持込み可）。
- 8-1-7 アシスタントの装備はライダーと同様とする。
- 8-2 アシスタントの義務
- 8-2-1 アシスタントミーティングが開催される場合、必ず出席しなければならない。
- 8-2-2 移動コースは、特に指示の無い場合ライダーと同一とする。逆走はできない。
- 8-2-3 アシスタントは、登録したライダーと同時にスタートしなければならない。
- 8-3 アシスタントの行なってよい行為（下記以外はペナルティー対象となる）
- 8-3-1 パドック以外での車両整備（部品の交換を含む）は、選手本人及びその選手に登録されたアシスタントのみが行なうことができる。
- 8-3-2 アシスタントは原則としてセクション内に立ち入ることはできない。ただしトライ失敗の際の補助（安全上の目的）として、その選手に登録されたアシスタントのみがセクション審判員（オブザーバー）の許可を受けた場合に限り、そのセクション内への立ち入りが認められる。
- 8-3-3 当該ライダーに登録されたアシスタントからの口頭によるライン指示と時間告知は認められる。

9 車両検査

- 9-1 競技前の車検に合格した車両にはステッカーが貼付され、下記の部分にマーキングを行なう。
- 9-2 マーキングを受けた部品以外は、車検後でも交換することができる。

9-3

パーツ名	マーキング（ペイント）部分
フレーム	フレーム前方（ステアリングヘッド）右側
クランクケース	右側
サイレンサー	サイレンサー本体

※シリンダーへのマーキングは不要

9-4

国際A級、国際B級は付則21トライアル基本仕様（263頁）に合致した車両であること。

10 スタート

10-1

第1戦のスタート順序は、ゼッケン番号の大きい者から先にスタートする。

10-2

第2戦以降は下記（①→②→③）の順にスタートする。

- ① 指定ゼッケンを持たないライダーで大会ごとに主催者がつけたゼッケン番号の大きい順
- ② 当該年度全日本ポイント未獲得者で年間指定ゼッケン番号の大きい順
- ③ 最新（暫定）全日本ポイントランキングの下位順

11 結果の記録（スコアカード）

11-1

ライダーはスタート時にスコアカードを受け取りラップごとに交換すること。

11-2

スコアカードはライダー自身がパンチを受け、管理しなくてはならない。

11-3

セクションでのパンチの点数は、その場でライダーが確認しなければならない。

11-4

スコアカードは折り曲げたりしてはならない。

11-5

スコアカードの交換場所は大会特別規則（公式通知等）に示される。

12 時間（タイムキーピング等）

12-1

持ち時間

12-1-1

ライダーの持ち時間は大会特別規則（公式通知等）に記載される。すべてのライダーに、完走するための持ち時間が与えられる。

12-2

スタート時刻管理

スタート時刻コントロールは、スタート地点で行われる。

12-3

セクション持ち時間

12-3-1

各セクションにセクションを走りきるための持ち時間が与えられる。

12-3-2

大会特別規則（公式通知等）に記載されなかった場合、セクション持ち時間は1分となる（変更される場合、最長で1分30秒）。

12-3-3

セクションでのタイムは、計測が開始されたことを知らせるためのホイッスルを所持するセクション審判員（オブザーバー）によって計測される。

12-4

ラップ持ち時間

12-4-1

すべてのライダーに、第一ラップを走りきるための持ち時間が同様に与えられる。

12-4-2

大会特別規則（公式通知等）に記載されなかった場合、第一ラップ持ち時間は3時間30分となる。

12-5

ゴール時間管理

12-5-1

大会特別規則（公式通知等）に記載されなかった場合、タイムコントロールは最終セクションを出てすぐに、明確に設置される。タイムコントロールで持ち時間のタイムチェックを受けたライダーは、定められたコースに従い10分以内に最終ゴール地点でゴールチェック（車両チェック）を受け、スコアカードを係員に提

出すること。この時点でゴールとなる。ゴール前に指定されたコース外に出たり、パドックに入ったりしてはならない。

13 ペナルティー

トライアル競技規則に定める減点・失格・罰金に加え、下記減点・失格・罰金を科す。

- 13-1 タイムペナルティー
- 13-1-1 スタート時刻に遅れたペナルティーは1分まで毎に1点。10分以上の遅れは“失格”となる。
- 13-1-2 第一ラップ終了後のタイムチェックに遅れたペナルティーは1分まで毎に1点。10分以上の遅れは“失格”となる。
- 13-1-3 最終ラップ終了後のタイムチェックに遅れたペナルティーは1分まで毎に1点。10分以上の遅れは“失格”となる。
- 13-2 失敗（減点5点）
- 13-2-1 アシスタントが、オフィシャルの許可を受けずにセクションに入った場合。
- 13-2-2 スコアカードの破損等によって採点を確認できない場合（当該セクションに対して）。
- 13-3 以下の減点は加算される。
- 13-3-1 アシスタントがセクションの状況を故意に変化させた。5点（加算）
- 13-3-2 アシスタントが、セクション審判員（オブザーバー）の判定に反論した。→イエローカード（14イエローカード参照）
- 13-4 以下に記す罰金、失格は審査委員会の承認に基づき競技監督からライダーに通知される。
- 13-4-1 罰金
- 13-4-1-1 アシスタントによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動（重大な場合）。10,000円以上50,000円以下の罰金
- 13-4-1-2 アシスタントが以下の条項に従わなかった。
- 13-4-1-3 モーターサイクル乗車中は、ブーツ、長ズボン、グローブ、ヘルメットを装着しなくてはならない。
- 13-4-1-4 違反1回目：罰金10,000円
- 13-4-1-5 違反2回目：罰金20,000円
- 13-4-1-6 違反3回目：罰金50,000円
- 13-5 失格
- 13-5-1 アシスタントによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動。（重大な場合）
- 13-5-2 アシスタントによるセクショントライの順番待ち。
- 13-5-3 スコアカードを紛失した場合。
- 13-5-4 最終タイムチェックを受けた後10分以内にゴールしなかった。

14 イエローカード

- 14-1 オフィシャルの指示に従わない攻撃的な言動、その他不正行為に対してイエローカードが提示される。
- 14-2 オフィシャルはカードの裏に当該ライダー（アシスタント等含む）のゼッケンを記入するとともに、その行為について内容をメモする。
- 14-3 そのカードはただちに競技監督に集められ、ペナルティーを与えるかどうかの提

- 案とともに審査委員会へ提出される。
- 14-4 審査委員会はカードを確認し、ペナルティーを与えるかどうか判断するとともに再発防止のためにその行為を記録する。
- 14-5 たびたびイエローカードを受けるライダーには、更なるペナルティーが科される。
- 14-5-1 違反1回目：5点加算
- 14-5-2 違反2回目：5点加算
- 14-5-3 違反3回目：失格

15 賞および得点（ポイント）

- 15-1 大会ごとに国際A級、国際B級の各クラス（スーパークラスは除く）にはベストクリーン賞が与えられる（クリーン数が同数の場合は、成績が上位の者とする）。
- 15-2 国際A級スーパークラス、国際A級、国際B級部門全日本選手権ランキングの得点。
- 15-2-1 得点はMFJ国内競技規則第3章競技会〔公式得点〕（44頁）によって与えられる。
- 15-2-2 全日本選手権ランキングの順位は、上記によって与えられた得点のすべてが加算され、その合計得点によって決定される。
- 15-2-3 国際A級スーパークラスは、出走台数に関わらず上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。
- 15-2-4 国際A級・国際B級は出走台数に関わらず、上位15位までの完走者に対しポイントが与えられる。
- 15-2-5 詳細は全日本選手権ランキング決定基準（59頁）に示される。

16 同点

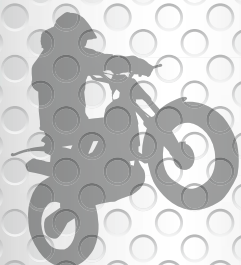
- 16-1 同点が生じた場合、0点（クリーン）が最も多いライダーを上位とする。
- 16-2 依然として同点だった場合「1点が最も多いライダー、2点が最も多いライダー、3点が最も多いライダーという」順序で判断する。
- 16-3 それでも同点だった場合、少ない所要時間（秒単位）で完走したライダーを上位とする。

17 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。なお、本規則に示されていない事項は、付則19トリアル競技規則ならびに大会特別規則による。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則21



トライアル基本仕様

MFJ TRIAL

以下に規定する基本仕様は、トライアル競技を行う上で必要とされる基本規則であり、トライアルの全ての車両及び競技会に適用される。

カテゴリー別に必要とされる詳細な仕様に関しては、各カテゴリー別仕様が適用される。

1 カテゴリー

- 1-1 競技専用車両クラス
競技専用生産された車両
- 1-2 スポーツプロダクション
競技専用車両を除く一般市販車をベースとしてレース用に改造された車両。

2 排気量の算出方法

- 2-1 総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。
すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。
- 2-2 公式
総排気量 = $(D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$
D=ボア C=ストローク 単位=cm 小数点以下4桁で切り捨て
- 2-3 測定の際には、ボアに50μmまでの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを越える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われる。
- 2-4 シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。
- 2-5 全てのカテゴリーにおいて、スーパーチャージは禁止される。

3 一般的なアイテム

3-1 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スピンドル、及びホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイール・スピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

(市販時にこの条件から外れる場合は、市販時の状態を維持することを条件にその使用が許可される)

3-2 フレームの定義

- 3-2-1 フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部分を含む構造全体をいう。
- 3-2-2 シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

3-3 スタート装置

スタート装置が義務付けられる。

3-4 リヤスプロケットガードおよびカバー

- 3-4-1 チェーンとリヤスプロケットの間に身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 3-4-2 そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部を完全に覆わなければならない。
- 3-4-3 スプロケットガードの取り付け方法は、ボルトオンまたは溶接とし、安易に脱落しないよう確実に固定しなければならない。
- 3-4-4 リヤスプロケットの穴を全てふさぎ、身体の一部が入り込まないようにリヤスプロケットカバーを装着しなければならない。
- 3-4-5 材質は、アルミニウム、頑強な樹脂とする。

3-5 エキゾーストパイプ

- 3-5-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たしていなくてはならない。
- 3-5-2 エキゾーストパイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない。（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）
- 3-5-3 エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの垂直接線より後ろにあってはならない。

3-6 ハンドルバー

- 3-6-1 ハンドルバーの幅は、600mm以上、850mm以下でなければならない。
- 3-6-2 ハンドルバーの先端が露出している場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 3-6-3 ハンドルをいっぱいについた時にハンドルバー（レバー類含む）とタンクの間に最低30mmのすき間を設けるためにハンドルスTOPパー（ステアリングダンパー以外のもの）を、取り付けなくてはならない。
- 3-6-4 ハンドルバークランプは、ハンドルバーが折れやすい部分を作らないために、慎重に丸みをつけて製作しなくてはならない。
- 3-6-5 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。
- 3-6-6 ハンドルバーにはプロテクションパッドを装着していなければならない。クロスバーが無い仕様のハンドルの場合は、ハンドルバー中間部にプロテクションパッドを装着しなければならない。

3-7 コントロールレバー

- 3-7-1 すべてのハンドルバー、レバー類（クラッチ、ブレーキ等）は、原則として端部がボール状（このボールの直径は最低19mm）でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸みをおびさせていなくてはならない（この平たくした部分の厚みは最低14mmとする）。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されていなくてはならない。
- 3-7-2 各コントロールレバー（ブレーキペダル及びハンドレバー）はそれぞれ独立したピボットを持っており、そのレバー自体のピボットにマウントされていなくてはならない。
- 3-7-3 ブレーキペダルが、フットレストの軸にピボットされている場合、フットレストが曲がり、又は変形した場合など、どのような場合でも作動できなくてはならない。

3-8 スロットルコントロール

- 3-8-1 スロットルコントロールは、手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。
- 3-8-2 車両には最長で1mのストラップ（紐）でライダーと直結し、ライダーが車両から離れた際にエンジンを停止させるイグニッションキルスイッチを装備しなければならない。

3-9 フットレスト

- 3-9-1 フットレストの先端には最低半径8mmの一体構造のプロテクションが設けられていなくてはならない（266頁図参照）。
- 3-9-2 フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 3-9-3 フットレストが折りたたみ式でない場合、またはゴムのカバーを装着していない場合は、その先端は最低半径8mm以上の球状に丸められていなくてはならない。

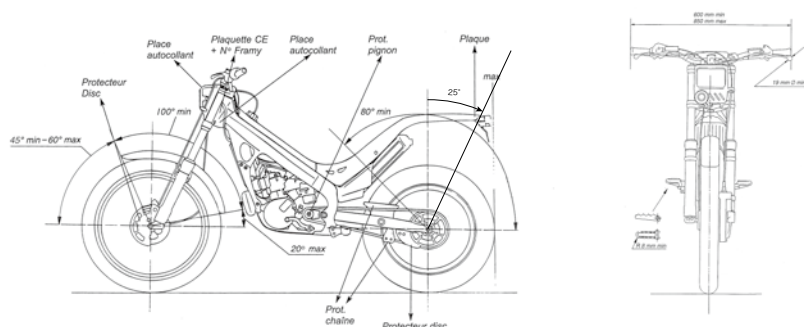
3-10 ブレーキ

- 3-10-1 すべての車両は、最低2つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- 3-10-2 先端のとがったブレーキディスク（のこぎりの歯状デザイン）の使用は禁止される。
- 3-10-3 ディスクへの開口部（抜き穴）の幅は、最大3mmであることが推奨される。開口部は最低半径3mm、最大半径5mmで丸みがつけられていること。
- 3-10-4 前後ブレーキディスクには、プロテクション（ディスクカバー）が装着されていなければならない。

3-11 フェンダーおよびホイールプロテクション

- 3-11-1 フェンダーはタイヤの両側方に張り出していなくてはならない。
- 3-11-2 フロントフェンダーは、ホイールの周囲を最低100°にわたってカバーしていなくてはならない。フェンダーの前端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は45°と60°の間でなくてはならない。フェンダーの後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線が作り出す角度

は20°を超えてはならない（266頁図参照）。



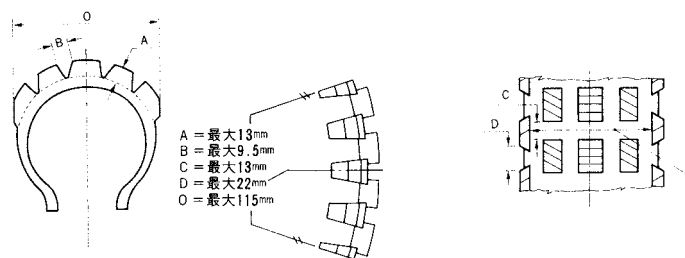
- 3-11-3 リヤフェンダーは、リヤホイールの中心を通して垂直に引かれた線とこの垂直線から25°の角度で後方に引かれた線が形成する円の一部を超えて後方に伸びていなくてはならない。
- 3-11-4 リヤフェンダーはホイールの周囲の最低80°を覆っていなくてはならない。
- 3-11-5 キャストホイール、または溶接されたホイールが使用される場合には、頑丈なディスクでスポークを覆う形でプロテクションが施されなくてはならない。

3-12 ホイール

国際A級（スーパークラス含む）、国際B級を除き公認車両状態のホイール構造（スポーク・キャスト・モールド・リベット）の変更は禁止される。ただしタイヤがリムから外れることを防ぐために使用されるビードストッパーは例外とする。

3-13 トライアルタイヤ

- 3-13-1 ホイールに正常に装着された状態でタイヤの全幅は、115mmを超えてはならない。
- 3-13-2 トレッドの深さ（A）はトレッド面から直角に測った場合、13mmを超えてはならない。同一円周のブロックはすべて同じ深さでなくてはならない。…267頁の図参照
- 3-13-3 ブロック間のトレッドの幅は、タイヤ幅方向（B）で9.5mm、円周方向（C）で13mmを超えてはならない。
- 3-13-4 ショルダーブロック（D）間のトレッド幅は、22mmを超えてはならない。
- 3-13-5 トレッド横幅（E）は、タイヤウォールに直角に測った場合、ブロックで中断されていない限り、タイヤ全幅に及んでいなければならない。
- 3-13-6 すべてのトレッドブロック（ショルダーブロックを除く）は、両側辺が平行で、タイヤの軸に対し直角そして平行な長方形でなければならない（タイヤは、267頁の図に適合し、逆回転させても同じ外観でなければならない）。
- 3-13-7 通常の販売ルート、または小売店を通じて入手できる一般公道用に認可されたタイヤのみが使用を許可される。
- 3-13-8 タイヤは一般の購入者が入手できるマニファクチャラーの商品カタログ、またはタイヤ仕様リストに掲載されているものでなくてはならない。
- 3-13-9 これらのタイヤは、荷重、スピードコードに関してヨーロッパ・タイヤ・リム技術機構（ETRTO）の定める条件に適合し、最低45Mの使用等級のものでなければならない。



3-14 ナンバープレート

- 3-14-1 ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は175mm×150mmとする。
- 3-14-2 ナンバープレートは1枚を車両の前面に見やすいよう前向きに取り付けなくてはならない。
- 3-14-3 数字は英国式を使用する。「1」は垂直の1本線。「7」は垂直線なしの単純な傾斜線。
- 3-14-4 数字および地色への蛍光色の使用は一切認められない。
- 3-14-5 判読しづらい文字等は車検長の判断によりレース参加の許可を得ることができない。
- 3-14-6 国際A級及び国際B級部門についてはプレート下部にライダーの名前を記入するものとする。
- 3-14-7 ゼッケンに記載する氏名は必ずライダーの氏名とし愛称は認められない。
- 3-14-8 氏名の表記方法は特に規制は設けない（アルファベット、漢字、ひらがな等）。
- 3-14-9 全日本選手権の国際A級・国際B級に関する特別規則
数字は英国式とし、観客とオフィシャルが明確に識別できるようにしなくてはならない（デザインされた書体の使用を認める）。
- 3-14-10 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする。
- | | |
|--------------|---------------------|
| ジュニア……黒地に白文字 | 国内B級……白地に黒文字 |
| 国内A級……黄地に黒文字 | 国際B級……緑地に白文字 |
| 国際A級……赤地に白文字 | 国際A級スーパークラス……赤地に黄文字 |

3-15 ライト類、警告装置およびスピードメーター

灯火器のレンズの処理または取り外し、保安部品（バックミラー、補助ステップ、ウィンカー類）の取り外しが義務付けられる。



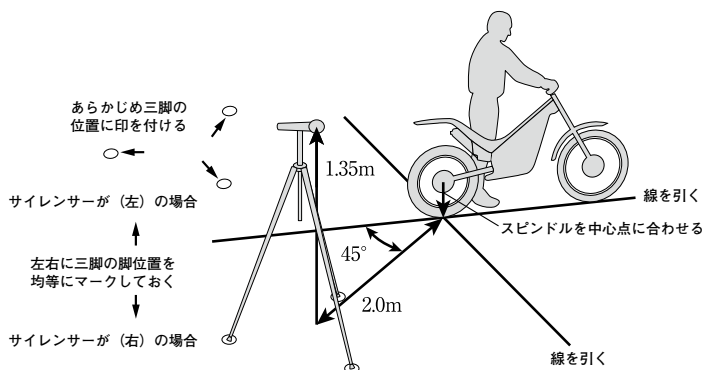
4 燃料、燃料／オイルの混合液

- 4-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなくてはならない（AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される）。
- 4-2 競技に使用できるガソリン
- 4-2-1 競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。

- 4-2-2 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様（無鉛ガソリン）に制限される（AVガス、航空機用ガソリン等は使用できない）。
鉛の含有量は0.013g/ℓ以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下であること。
密度は15℃において0.725g/ml～0.780g/mlであること。
- 4-2-3 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 4-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に限られる。
- 4-3 給油場所はパドックとする。ただし大会特別規則（公式通知等）により、給油場所及びガソリンの銘柄・供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。従わない場合は失格となる。

5 音量規制

- 5-1 音量測定はFIM方式（2mMAX）で測定される。
2mMAX方式は、エキゾーストのサイレンサーから発せられる音のみでなく、エンジン回転数が最大エンジンスピードとなった時の車両から得られる全体的な音量を計測することである。
- ・音量計は、車両の後方2mで中心からエキゾースト側の斜め45度に位置し、高さは地上1.35mの所に設置する。
 - ・2mの距離は、リヤタイヤセンターの地面との設置地点から測るものとする。
 - ・柔らかな土の上で計測することが推奨される。
 - ・音量測定は走行時と同じモードで計測される。
 - ・スイッチ等により切替えが可能な車両は、すべてのモードで計測する場合がある。



- 5-2 車検員によってスロットルは最大エンジンスピードまで可能な限り素早く開けられる。最低1秒間は最大回転数を維持する。その後素早くスロットルを閉じる。測定中、競技役員の行為によって発生した故障、損害に対して競技役員はいっさいの責任を負わない。また、エンジンの最大回転数を意図的に下げるといった不正をしてはならない。
- 例：CDI / ECUプログラム切換えスイッチの使用等
- ※測定時、エンジン回転数が明らかに低い場合、回転計でエンジン最大回転数を測定する場合がある。

- 原則的にギヤはニュートラルで測定する。
- 5-3 車検員は車両の横でマイクロホンとは反対側に立つか、またはフロントホイール付近でハンドルバーの前方に立つ。しかし、車両とマイクロホンの間に立ってはならない。
- 5-4 その他の規制についてはFIM規則に準ずる。

6 テレメトリー

- 6-1 動いている車両へ情報を伝える、または動いている車両から情報を得ることは禁止される。
- 6-2 車両には、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
- 6-3 自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- 6-4 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、及び装備を妨げてはならない。

7 本規則の施行

本規則は2015年1月1日より施行する。



2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則22



国内トライアルの仕様

MFJ TRIAL

1 クラス区分

排気量によるクラス区分は特にない。

2 出場車両

- 2-1 車両は市販レーサー、または一般生産型車両でMFJが公認したもの（※）。
※トライアルにおける公認車両とは「MFJ公認車両リスト（329頁～）」に掲載されたフレーム打刻とエンジン打刻が合致している車両のことを指す。
- 2-2 年式に関わらず、フレーム打刻・エンジン打刻の合致しているものは同一車両とみなす。
- 2-3 車両は国内競技規則及び付則21トライアル基本仕様に示されているすべての条件に適合していること。

3 マシン仕様

以下に明記されているアイテムについては、MFJが公認車両として公認した状態でなければならない。

- 3-1 エンジンの型式
- 3-2 シリンダーの数
- 3-3 ピストンストローク
- 3-4 クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッドの材質、鋳造、および形状
- 3-5 吸排気系のバルブ数、ポート数、キャブ数
- 3-6 リヤホイールスピンドルの材質
- 3-7 フロントホイールスピンドルの材質
- 3-8 フレーム
- 3-9 ホイールの構造

※一般市販されているホイールとの交換は可能とするが構造は変更できない（タイヤのチューブ付き、チューブレスの交換は構造変更の対象外とみなす）。

4 タイヤ

「トライアル基本仕様3-13トライアルタイヤ」（266頁）の記載事項を遵守すること。

5 各部の仕上げ調整

全ての部品に関して、調整・仕上げが認められる。

調整とは各部品の単品またはアッセンブリーコンプリートの状態で、個々のまたは合計の公差内で意図的に選定すること（メタル合わせ、タペットクライアンス、点火時期等）。

仕上げとは各部品の規準寸法内で表面粗度を向上させる作業をいう（ポートみがき、コンロッドみがき、ピストンみがき、燃料室みがき等）。

その他フロントフォークオイル、ミッションオイル類は変更できる。

6 本規則の施行

本規則は2015年1月1日より施行する。





2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

ENDURO

エンデュロ

CONTENTS

▼付則23 エンデュロ競技規則

1 総論	273
2 コース	273
3 大会特別規則 (SR) の発行	273
4 エントリー用紙	273
5 司法	273
6 ライセンス、ライセンスによるクラス区分、ポイント、ゼッケン	275
7 ポイント集計方法	276
8 再スタート	276
9 順位及び結果 (競技終了前の中止)	277
10 ライダーライセンス	277
11 エントリー	277
12 車両の仕様・車両検査 (以下車検)・音量検査	277
13 競技中における車両検査	279
14 大会運営について	279
15 スタート	281
16 燃料補給	282
17 環境保護	283
18 外部動力の禁止	283
19 外部からの援助	283
20 禁止される伝達方法	284
21 リタイヤ	284
22 ルートマーキング	284
23 交通法規	285
24 通行不可能な箇所	285
25 タイムチェック	285
26 タイムカードとルートカード	285
27 タイムリミット	287
28 ルートチェック	287
29 テスト	287
30 テストの注意事項	288
31 テストのスタート方法	288
32 最終車検	289
33 ペナルティーリスト	289
34 競技役員	290
35 公式通知	290
36 説明の要求	290

37 抗議	290
38 規則の解釈	291
39 結果の発表	291
40 表彰式典	291
41 ISDE (インターナショナルシックスデイズエンデュロ) のトロフィーチーム選考について	291
42 肖像権	291
43 本規則の施行	291

▼付則24 エンデュロ技術規則

1 クラス	292
2 テレメトリー	292
3 一般仕様	292
4 フレームの定義	292
5 始動装置	292
6 オープン・トランスミッション(スプロケット)ガード	292
7 エキゾーストパイプ	293
8 ハンドルバー	293
9 コントロール・レバー	293
10 スロットルコントロール	294
11 フットレスト	294
12 ブレーキ	294
13 マッドガードおよびホイールプロテクション	294
14 ストリームライニング (カウリング)	294
15 ホイール、リム、タイヤ	295
16 エンデュロ用タイヤ (FIMスタンダード)	295
17 ゼッケンナンバープレート	295
18 保安部品	296
19 燃料、オイル、およびクーラント	296
20 空気	296
21 装備と保護用ウェア	296
22 ヘルメットの着用	297
23 車検	297
24 危険車両の排除	298
25 ノイズコントロール (音量測定)	298
26 本規則の施行	299

※規則変更点は太字で示されています。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則23

エンデューロ競技規則



1 総論

大会は、モーターサイクル（以下車両という）の信頼性及び規定された条件の基に設定されたルートとテストを走行することによって、参加者の技量を計ることを目的として開催される。

2 コース

コースは、参加する車両がいかなる天候状況下においても走行できるものでなければならない。総走行距離は最低50km（1日ごと）とする。オーガナイザーは、8の字型のコースを設定することもできる。

競技開催日1日当たりの総合タイムは、原則として15分の最終タイムチェックを含み3時間以上6時間以内とする。

3 大会特別規則（SR）の発行

主催者は、大会特別規則（SR）を発行しなければならない。大会特別規則（SR）には、コース、平均スピード、エントリー料金、宿泊施設等、開催地に関する必要な情報が含まれることとする。

4 エントリー用紙

全てのエントリーは、各大会主催者の準備するエントリー用紙に記入され、ライダー、チーム、スポンサー及び車両製造メーカーまたはインポーター等に関する情報が漏れなく記入されていないなければならない。

5 司法

適切な種目及び職能を有するライセンスを所持するMFJ競技役員またはFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者によって大会は管理され、そのすべての競技役員とアシスタントは競技監督の管理下にある。

- 5-1 MFJライセンスを所持する競技役員以下の役務を行う競技役員は、当該年度有効なMFJ競技役員ライセンスまたはFIMエンデューロオフィシャルライセンスを所持していなければならない。
- 審査委員長……競技役員1級（種目問わず）
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
 - 審査委員……競技役員2級以上（種目問わず）
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者

- 競技監督……………競技役員 2 級以上（モトクロスに限る）
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
 - 車検長……………競技役員 2 級以上（種目問わず）所持者
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
 - 計時長……………競技役員 2 級以上（種目問わず）所持者
又はFIMエンデューロオフィシャルライセンス所持者
- 5-2 車検長
主催者より任命される車検長は、MFJ規則並びに大会特別規則に車両や装備が適合しているかどうか確認しなければならない。
- 5-3 競技監督の役務
- 5-3-1 競技監督は、大会の健全な運営と管理に対する責任を有する。
- 5-3-2 すべての競技役員が揃い、各役務に従事する準備が整っていること及び安全管理・医療体制に関わるスタッフが揃っていることを把握し、かつ、コース及びセクションのすべてが良好な状態を保つことに従事する。
- 5-3-3 MFJ規則が遵守されているかどうかを判断し、必要に応じて審査委員会にペナルティーを上申する。
- 5-3-4 ライダーと車両が登録されたものと相違無いか、及びライダーが競技参加資格を有しているかを確認する。競技参加に不適切である行為が行われた場合のペナルティー（ライセンス停止・競技参加資格剥奪等）を「国内規律裁定委員会」へ上申する。
- 5-3-5 安全上の理由または不可抗力による事由（天災等）が発生した場合に、コース変更・競技時間の変更・一時的な大会の停止・大会の一部キャンセル等を判断する。
- 5-3-6 安全上の理由によりライダーまたは車両のスタートを拒否する、当該ライダーを大会から除外とすることを判断する。
- 5-3-7 競技役員または主催者の任命したスタッフの指示を無視するいかなる人間をもコースまたはセクションから離れるよう命令することができる。
- 5-3-8 すべての決定事項、提出された抗議に対する裁定事項を審査委員会に報告する。
- 5-3-9 タイムキーパー及びその他役員からのレポート、また、その他審査委員会にレポートしなければならない全ての情報をまとめる。また、大会の暫定結果の承認を得る。
- 5-4 タイムキーパー（計時長）
大会に使用するタイムキーピングシステム（計測・集計機器）を扱うことができるタイムキーパーが任命される。タイムキーパーは各チェックポイントにおいて、競技役員及びライダーにわかるよう、公式タイムを表示する時計を準備しなければならない。
- 5-5 大会審査委員会
審査委員長、審査委員及び競技監督、車検長は、主催者によって任命される。大会審査委員会は、奇数となる人数で構成され、決議が同数の場合は審査委員長が決定票を投じる。
- 5-6 審査委員長の役務
審査委員長の役務は以下のとおりとする。
- 5-6-1 主催者が発行する公式通知及び変更事項の承認
- 5-6-2 競技監督の報告に基く罰則対象選手に対するペナルティーの承認
- 5-6-3 すべての抗議に関する裁定

- 5-6-4 大会リザルトの承認
- 5-6-5 大会の中止・中断の最終決定
- 5-7 審査委員会の権限
- 審査委員会は、MFJ規則ならびに大会特別規則に則り、大会の公正な運営を監視する責任に基き、競技監督をはじめとする大会運営すべてに対する発言権を有する唯一の最高決定機関とするが、その機能はスポーツとしての運営分野に限定され、大会の法的責任は主催者にあるものとする。審査委員会は、大会中に発生するすべての抗議を裁決し、競技監督・主催者からの要望または独自の権限に応じて大会の開始を遅らせることができる。また、安全上の理由または不可抗力による事由（天災等）が発生した場合に、大会全体の中止・大会の一部キャンセル等を判断することができる。審査委員会は、MFJ国内競技規則に明記されている条件に則っていかなる罰則も裁定しなければならない。

6 ライセンス、ライセンスによるクラス区分、ポイント、ゼッケン

- 6-1 クラス
- 6-1-1 インターナショナルA・Bクラス
- 当該年度有効なエンデューロ国際ライセンス所持者が出場可能。
※インターナショナルAクラスは登録制が適用される。
- 6-1-2 ナショナルクラス
- 当該年度有効なエンデューロ国内ライセンス所持者が出場可能。
- 6-1-3 ウィメンズクラス
- 当該年度有効なエンデューロ国内ライセンスを所持する女性が出場可能。
- 6-1-4 インターナショナルA・B、ナショナルクラス、ウィメンズクラスを総称し、“全日本クラス”と呼ぶ。
- 6-2 昇格
- 2015年度の全日本インターナショナルBクラスランキング1位～3位の者は自動昇格とし2016年全日本インターナショナルAクラスに登録される。2015年度の全日本ナショナルクラスで8位以内になった者は自動昇格とし2016年全日本インターナショナルBクラスに登録される。原則として、インターナショナルA・Bクラスからナショナルクラスへの降格は認められない。ただし㊦特別降格およびその手続き（57頁）で認められた場合を除く。
- 6-3
- 当該年度有効なモトクロス・トライアルIAライセンスに登録され、かつエンデューロ国際ライセンスを所持する者が、インターナショナルBクラスにおいて1度でも優勝し、かつエンデューロインターナショナルAを含めた総合結果の5位以内の成績を修め、エンデューロ委員会へ申請し認められた場合は、シーズン中でもインターナショナルAクラスへクラス変更することができる。
- 6-4 ライセンス
- インターナショナルA・B、ナショナルクラス、ウィメンズクラスともにMFJ公認エンデューロライセンスのみが適用される（エンジョイライセンスでの出場は認められない）。
- 6-5 メカニック
- 全日本選手権インターナショナルA・Bクラスのメカニックとして作業を行なう者は、当該年度有効なMFJピットクルーライセンス所持者でなければならない。

7 ポイント集計方法

- 7-1 全日本クラスに出場し、上位の成績を取めた選手に対し、以下のポイントスケールに則りポイントが与えられる。複数日数（2日間等）開催の場合は1日ごとの成績に対しポイントが与えられる。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※完走者にのみポイントが与えられる

ファイナルクロスが開催される場合は、2日目の結果に含むものとする。

- 7-2 2日間で構成された競技会で、大会初日に順位を得られなかったライダーは、2日目も「**8再スタート**」に記載されている条件下において、スタートが許可される。
- 7-3 その日の最終結果で同順位が生じた場合、当該ライダーにはそれぞれ当該順位のポイントが与えられ、その次に位置するライダーは、その順位によるポイントが与えられる。

例：ライダーA 28' 20" 10ポイント
ライダーB 28' 20" 10ポイント
ライダーC 30' 00" 8ポイント

- 7-4 インターナショナルA・B、ナショナルクラス、ウィメンズのそれぞれにおいてランキングが管理される。
- 7-5 2015年全日本選手権シリーズの全クラスのランキングは、7-1によって与えられた全ラウンドの合計得点により決定される。
- 7-5-1 2日間で構成された競技会の1日目を「ラウンド1」2日目を「ラウンド2」とカウントする。
- 7-6 シリーズを通してインターナショナルAクラスにおいて最も多くポイントを獲得したライダーが全日本チャンピオンとされる。
- 7-7 シリーズランキングにて同ポイントとなった場合は、付則1-16「全日本選手権ランキング決定基準」（59頁）に基いてランキングを決定するものとする。

8 再スタート

- 8-1 競技第1日目にリタイヤした選手は以下の条件を満たすことにより競技第2日目に再スタートすることができる。
- 8-1-1 当該選手の最初に主催者から与えられたフィニッシュ時刻から60分以内（フィニッシュ時刻前は不可）に当該選手自身が車両を提示し再車検を受けること。ただし、特別規則（SR）によって再車検の時刻が規定されている場合は特別規則（SR）に従うものとする。
- 8-1-2 車両のフレームは大会の事前車検時と同じものであり、事前車検時のペイントがされていること。
- 8-1-3 車検は音量検査を含む車両検査に合格すること。
- 8-1-4 競技監督より失格の裁定を受けた場合は、審査委員会の裁定により再スタートが許可される。

9 順位及び結果（競技終了前の中止）

審査委員会によって競技が中止された場合、競技再開は行われない。

- 9-1 万一、競技が総走行距離の半分（50%）を出走台数50%以上のライダーが終了する前に中止された場合、当該イベントは無効とされる。
- 9-2 万一、大会が競技終了前で中止された場合、審査委員会はイベントを無効とするかまたは状況に準じた正当性のある結果及び賞を宣言することができる。

10 ライダーライセンス

- 10-1 インターナショナルA・Bクラス：当該年度有効なエンデューロ国際ライセンス
- 10-2 ナショナルクラス、ウィメンズクラス：当該年度有効なエンデューロ国内ライセンス
- 10-3 併催される承認クラスは、各大会特別規則（SR）に明記される。
- 10-4 一般公道を利用する競技会の場合は、道路交通法上、当該車両運転可能な運転免許証を所持しなければならない。
- 10-5 当該年度有効なロードレース国際、モトクロス国際A級、トライアル国際A級ライセンス所持者は初めてエンデューロライセンスを追加する場合に限り、エンデューロ国際ライセンスを申請のみで取得することができ、インターナショナルBクラスへの出場が認められる。

11 エントリー

競技に参加を希望する者は、大会主催者の用意する所定のエントリー用紙に必要事項全てを記入し、締切日までに主催者宛に送付しなければならない。

全日本エンデューロクラスのエントリー締切日は、当該大会開催日（2日間の場合はその初日）の1ヶ月前までに大会主催者宛必着を原則とするが、大会特別規則に記載された場合はそれに従うものとする。

12 車両の仕様・車両検査（以下車検）・音量検査

- 12-1 一般公道を使用する競技会の場合、道路交通法に則り、一般公道走行可能とされる正規登録及び自賠責等の保険手続きが完了しているナンバー付き車両のみ出場することができる。
- 12-2 全日本ゼッケンナンバープレート
 インターナショナルAクラス＝赤地に白文字
 インターナショナルBクラス＝紺地に白文字
 ナショナルクラス＝黒地に白文字
 ウィメンズ＝紫地に白文字 ※左上に“W”を記載
- 12-3 その他車両装備品
 一般公道を含む競技会の場合は、保安部品等の法的要件を満たさなければならない。
 その他仕様については大会特別規則（SR）に明記される。
- 12-4 サイドスタンド
 車両保管所（バルクフェルメ）にある車両は、安定性を確保するためにサイドスタンドが取り付けられていなければならない。スタンドは、車両フレームの一部として販売時についているものが望ましい。

12-5 エキゾーストシステム
各車両には、エンデューロ技術規則に準拠したエキゾーストパイプ及びサイレンサーが装備されていなければならない。

12-6 車両のオリジナルパーツ
事前車検（大会特別規則に時間等詳細について明記される）において合格した5つのパーツは以下の方法でマーキングされる。マーキングされたパーツは、競技会中、常に車両に装備されていなければならない。また、競技会終了後の最終車検時にマーキングされたパーツが適切に装備されているかどうかを確認される。事前車検においてペイントされたパーツを交換することは禁止される。本規則に違反した場合は失格または他のペナルティーが与えられる。ただし、サイレンサーが破損した場合、選手はルート上のどこでも交換することができる。また、競技第1日目にリタイヤした選手が再スタートする場合は、フレームのみに最初の車検時のマーキングが必要とされる。

パーツ	マーキング	数	マーキングの位置
フレーム（メイン）	※ペイント	1	ステアリングヘッド右側
ホイール（ハブ）	※ペイント	2	各ハブ
クランクケース	※ペイント	1	右側
サイレンサー	※ペイント	1	

※マーキングには塗料または剥がれにくいステッカーを使用すること。

※ホイールハブ、クランクケース及びサイレンサーにマーキングされるペイントは耐熱性のものでなければならない。

12-7 選手はルート上のどこでもマーキングされていないパーツを交換することができる。ただし、パーツと工具は補給可能エリアでのみ受け取ることができる。交換したパーツはその場に残しておくことが許可される。

12-8 音量検査

12-8-1 事前車検（競技開始前）

車両はエンデューロ技術規則の規定に従って行われる音量検査に合格し、主催者によってサイレンサーにマーキングを受けなければならない。この検査の際にはエアインテークやエアフィルターボックスを塞いだり、エアフィルターエレメントを除きエアフィルターボックス内にスポンジや布などの詰め物をしたりしてはならない。音量検査は主催者が指定する車検時間内であれば何度でも受けることができる。

12-8-2 競技開始後の音量検査

競技中（競技終了後にパルクフェルメに車両を入れる前を含む）、車検長は競技監督または審査委員の監督のもと、どの車両に対しても検査を実施することができる。検査にかかる時間は選手に与えられる。この検査において、最初の音量測定で音量が規定値を上回った場合は選手に対し1分のペナルティーが与えられ、2度目の音量測定において音量が規定値を上回った場合は失格または他のペナルティーが与えられる。最初の音量測定で不合格になった場合、選手はただちに2度目の検査を受けなければならない。

12-9 競技中のサイレンサーの交換

競技中にサイレンサーを交換した選手は競技役員に通知し、競技終了後に音量測定を受けなければならない。音量測定に合格した場合、正式なマーキングを受ける。音量測定に合格しない場合は、失格または他のペナルティーが与えられる。

12-10 競技終了後のサイレンサーの交換及び検査方法

選手は競技第1日目終了後、パルクフェルメに車両を保管する前にサイレンサーの修理及び交換をすることが出来る。作業は競技役員の監督下で行われ、作業時間として選手に30分が与えられる。この規則は、競技監督によって指示を受け車両検査を受けた場合にも適用される。選手は与えられた30分間にサイレンサーの交換または修理を行い、音量検査を受けなければならない。30分経過後、音量検査に合格しなかった場合は競技第2日目にスタートすることはできない。

13 競技中における車両検査

- 13-1 車両の検査 **【33ペナルティースト（289～290頁）参照】**
- ・車両の検査は、競技会会場にて行われなければならない。
 - ・車検長の要請に従いライダーは自分の車両を車検場に自分で持ち込まなければならない。
 - ・競技会中のいかなるときでも、ライダーは自分の車両が規則に準拠していることに関して責任を持たなければならない。
 - ・競技役員は、任意のタイムチェックにおいて、各車両のすべてのマーキングされたパーツを確認することができる。
 - ・万一、規定パーツにマーキングされていない場合や疑わしき場合は、タイムチェック担当の競技役員が事前車検と異なった色のペイント（またはステッカー）で該当パーツにマーキングを施す。最終タイムチェックにおいて競技監督が当該選手のマシンを確認し、大会審査委員会に報告しなければならない。
 - ・それぞれの車両はエンデューロ技術規則に準拠し、前後タイヤが完全に装着され走行に支障のない状態でなければならない。
 - ・大会期間中において、審査委員会及び競技役員は、危険と判断した車両を失格とすることができる。
- 13-2 燃料 **【33ペナルティースト（289～290頁）参照】**
- すべての車両は、一般に入手できる無鉛ガソリンを使用しなくてはならない。
燃料に関する違反があった場合、当該ライダーは失格とする。

14 大会運営について

- 14-1 車両およびクラスの変更
- エントリー締切日以降、参加クラスの変更はできない。車両を変更する場合は、その理由を明確にし、書面で提出しなければならない。変更申請手続きは、第1回公式車両検査開始時間の最低24時間前までに大会主催者に提出され、競技監督及び審査委員会にて承認されなければならない。
- 14-2 パルクフェルメ
- すべての競技会は、コース上で費やされる以外の時間及び規定されている各日スタート前の時間（朝の10分間のワークタイムを除く）において、車両は主催者の管理下に置かれるというパルクフェルメシステム（閉鎖管理）で運営される。
- 14-2-1 管理方法
- パルクフェルメには入場者を制限することの出来るフェンスで囲われた場所が含まれていなければならない。その境界は明確に区分され、競技監督の指示によって任務を受けた競技役員のみがその進入を許可される。第三者の入場を制限することができるよう、十分な数のオフィシャルにより管理されなければならない。この場所には、スターティングエリアに通じる出入口が1箇所のみ明確に設けら

れ、それ以外の出入口は設定しないこと。閉鎖管理に携わる競技役員は、誰が見ても（特にライダーから見て）識別できるウェア（またはベスト）を着用していなければならない。いかなる理由があっても、審査委員会メンバー、役務を遂行する当該オフィシャル、車両の搬入出を行うライダー以外の者がパルクフェルメに入退場することは禁止される。最終のタイムチェックを受けたライダーは、エンジンを停止し、遅れることなく車両をパルクフェルメ内に移動しなければならない。タイムチェックからパルクフェルメに移動する途中、車両への給油並びに調整は一切禁止される。

14-2-2 違反行為【33ペナルティースリスト（289～290頁）参照】

大会期間中パルクフェルメ内で、ライダーが以下の行為を行うことは厳禁とされ、違反した場合、失格または他のペナルティーを与えられる。

14-2-2-1 他のライダーのマシンに触れる

14-2-2-2 搬入出以外の理由で自分自身のマシンに触れる

14-2-2-3 エンジンを始動させる

14-2-2-4 いかなるライダーもパルクフェルメ内で喫煙した場合は、失格。

14-2-2-5 パルクフェルメ内のマシンはいかなるものでカバーされてはならない。

14-2-3 スタートニングエリア

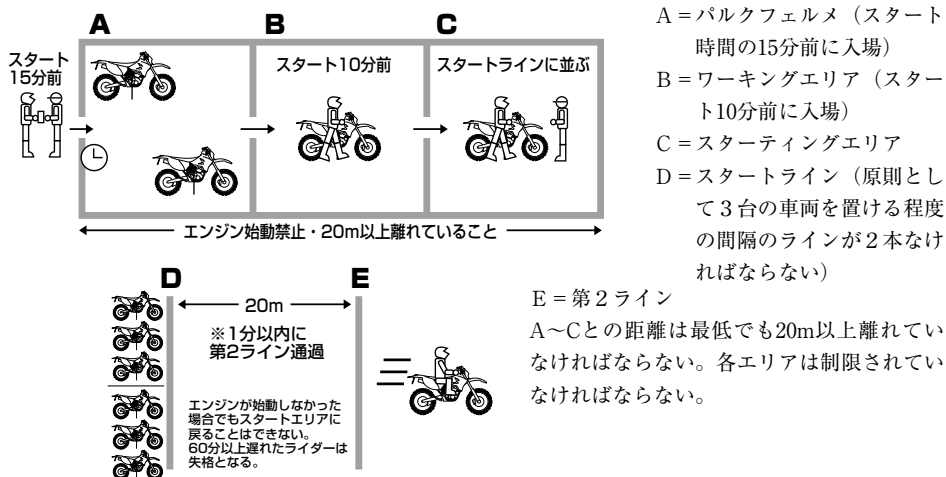
スタートニングエリアは、パルクフェルメの一部とし、スタートシグナルまたはスタートニングラインが表示されたエリアで、ライダーがスタートを待つ場所のことを指す。

14-2-3-1 審査委員会メンバー、競技監督から指定された競技役員、パルクフェルメ出口付近のスタート地点に集合しているライダーを除き、スタートニングエリアへの立ち入り及び援助行為は禁止される。

14-2-3-2 スタートシグナルが出されるまで、このエリアでの車両作業は禁止される。

14-2-3-3 大会主催者は、登録されたプレスのスタートニングエリアへの入場の可否及び人数そしてその条件について決定する権限を持つ。

参考例：パルクフェルメとスタートニングエリア



14-2-4 車両の保管

競技者の車両は、大会特別規則（SR）に明記されている時間から第1日目のスタートまでと第1日目の終了時点から第2日目のスタートまでの間については、大

会主催者の管理にもとづき、パルクフェルメにて保管されなければならない。

14-2-5 エンジン始動 【33ペナルティーリスト (289～290頁) 参照】

スターティングエリア内のウェイティングゾーンで車両のエンジンを始動させることは禁止される。違反した場合、失格または他のペナルティーを科せられる。

14-2-6 スタート合図が出される前にスターティングライン上でエンジンを始動させることも禁止される。本事項に違反した場合、1分のペナルティーが科せられる。

15 スタート

15-1 全日本クラスのゼッケン

15-1-1 インターナショナルAクラスの年間指定ゼッケン

- ① 2014年全日本インターナショナルAクラスシリーズランキング順
- ② 2014年全日本インターナショナルBクラスからの昇格者（1～3位）
- ③ ①を除く2014年全日本インターナショナルAクラスの年間指定ゼッケン順
- ④ MFJエンデューロ委員会が特に認めた者

15-1-2 インターナショナルBクラスの年間指定ゼッケン

- ① インターナショナルAクラスへ昇格した1位～3位を除く2014年インターナショナルBクラスのランキング上位から指定する。（ポイント獲得者のみ）
- ② MFJエンデューロ委員会が特に認めた者

15-1-3 ナショナルクラスの年間指定ゼッケン

最初にエントリーした大会の主催者より指定される。

15-1-4 全日本クラスのインターナショナルA・Bとナショナルクラス、ウィメンズクラスは全て連番で管理される（インターナショナルA→B→ナショナルクラスの順で連番で割り振られる。ゼッケンの重複は認められない）。

インターナショナル A：1～100番

インターナショナル B：101～200番

ウィメンズ：201番～221番

ナショナル：222番～

15-1-5 全日本クラスに出場する全てのライダーは、ジャージまたはプロテクターの背中に選手氏名とゼッケン番号を印刷することを推奨する。選手氏名は1文字100×100mmの範囲内において、ゼッケン番号は1文字縦200mm×横150mmの範囲内において印字する。書体及び色は特に指定しない。

15-2 スタート順

大会特別規則に従い、各クラス与えられたゼッケン番号に基き、スタートする。

15-3 スタートの準備

ライダーは、大会公式通知に記載された時間に基き、車両をパルクフェルメ出口からスターティングエリアに移動するためだけにのみ、スタート時間の15分前にパルクフェルメに入ることが許可される。但し、移動はライダー自身でエンジンを停止させた状態で押して移動しなければならない。パルクフェルメ（スターティングエリアを含む）における車両への作業は一切禁止される。違反した場合、失格または他のペナルティーが科せられる。オフィシャルタイムを表示する時計がパルクフェルメ出入口に設置されていること。

15-4 スタート方法

各日スタート前に、各ライダーのスタート時刻を正確に表示するスターティングシグナルが提示される。スターティングシグナル提示後1分以内にライダーはエ

エンジンをスタートラインで始動させ、エンジンの動力により前進し、スタートライン前方20m（第2ライン）にあるラインを通過しなければならない。

スタートラインに1分以上遅れてきたライダーは、1分の遅刻につき1分のペナルティーが科せられる。ライダーがスタートラインに到着した時刻が新しいスタートタイムとされ、その時点で1分が経過する間にスタート手順を遵守し、スタートしなければならない。遅れてきた場合は、スタッフが新しいスタート時間をカードに記入する。15分以上遅れたライダーは、失格とされ、スタートすることは認められない。【33ペナルティーリスト（289～290頁）参照】

15-5

エンジン始動

全ての車両はキック式、機械式または電気式等のスタート装置により始動するものでなければならない。始動させる為に駆動ホイールを回転させること（押しがけ）は禁止される。第2ラインまでにエンジンが停止してしまった場合、再始動させスターティングシグナル提示から1分以内に第2ラインを通過すればペナルティーは科せられない。

スターティングシグナル提示後1分以内に20m先のスタートライン（第2ライン）を通過できなかったライダーは、10秒のペナルティーが科せられる。エンジンをスタートしなかったためにペナルティーを受けたライダーは、20mライン（第2ライン）を通過した後、いかなる方法を用いて始動させることができる。

スタートに失敗またはスタートラインと20mライン（第2ライン）の間でエンジンが停止して再始動できなかったライダーは、スタートエリアに戻ることはできない。他のライダーの妨げとならないように進行方向に車両を押し、20mライン（第2ライン）を通過しなければならない。

コースインは必ずスタートラインを通過することが義務付けられる。

15-6

審議対象者のスタート

審議対象者となったライダーがスタートを希望する場合、大会特別規則に記載された手順に従い、パルクフェルメに保管されていた場合のみスタートすることが認められる。ライダーが出走の権利を失う場合は、審査委員会により失格が確定された時のみである。

16 燃料補給

16-1

燃料補給方法 【33ペナルティーリスト（289～290頁）参照】

16-1-1

補給は、オーガナイザーが禁止していない限り、全てのタイムチェック場所における白旗と黄旗の間にあるオーガナイザーにより指示された公式補給所でのみ行うことができる。

16-1-2

ファイナルタイムチェック前の最終補給所は最終作業エリア内にななければならない。

16-1-3

黄旗とタイムチェックテーブル間での補給は禁止される。

16-1-4

補給に関わるいかなるタイム加算も認められない。

16-1-5

スタートエリア（ワーキングエリアを除く）における燃料補給は認められない。

16-1-6

車両に固定されたタンク以外に燃料を携帯することは認められない（ワーキングエリアを除く）。

16-1-7

いかなる発火性の強い液体をもライダーが携帯することは禁止される。

16-1-9

指定されたエリア以外で補給を受けてはいけない。

16-1-10

補給中は、エンジンを停止させなければならない。

16-1-11

燃料補給中、各チーム及び選手は燃料補給ポストの近く（最大5mの範囲内）に

消火器を準備することを推奨する。

16-1-12 40kmごとに最低1箇所の補給場所が設定されていなければならない。

16-1-13 補給エリアにおけるいかなる溶接作業も禁止とする。

16-2 燃料補給に関する外部からの援助【33ペナルティリスト（289～290頁）参照】
補助及び外部からの援助は、補給可能な指定されたタイムチェック（白旗と黄旗の間）及び最終タイムチェック区間（作業エリア）に限り認められる。ただし、マシン整備はライダーのみ認められる。
タイヤ交換はライダーのみ作業することが認められ、この作業は各日のスタート前ワーキングエリアと最終タイムチェックのみで行うことができる。チェーン潤滑油の補給は、補給エリアでのみ認められる。上記以外の場所における外部からの援助は一切認められない。タイムチェック（白旗と黄旗の間）及び最終タイムチェック（作業エリア）では、競技役員の視野からライダー・車両を隠すための柵や囲いが設置されることは禁止される。

17 環境保護

燃料が地面にこぼれることを防ぐ機材（総称して「環境保護マット」と呼ぶ）の使用は、オーガナイザーが燃料補給を認めた場所でその使用が推奨される。このマットの最低寸法は、車両のホイールベース長及びハンドルバー幅以上のサイズのものが望ましい。

18 外部動力の禁止

競技会中はすべて、タイムチェック時の補助員以外、車両は、エンジン動力・その車両で参加しているライダーの体力・自然の力でのみ移動する。

19 外部からの援助

「外部からの援助」とは、ライダーまたは役務に従事している競技役員以外の者が車両に接触することを指す。全ての外部からの援助は禁止されるが、補給が認められたタイムチェックとワーキングエリアでは、以下に挙げる外部からの援助が認められ、1台の車両に同時に接触できる人数は制限しない。【33ペナルティリスト（289～290頁）参照】

19-2-1 ゼッケンプレートとプラスチックパーツに貼り付けられたスポンサーステッカーに対する布やスポンジでの清掃作業。

19-2-2 キャップ・ドレンプラグの開閉を含む燃料、ギヤオイル、エンジンオイル、冷却水の注入と排出作業。オイルフィルターカバーの脱着とオイルフィルターの交換作業。ただしアンダーガードの脱着はライダーのみが行うことができる。

19-2-3 ブレーキオイルのエア抜き作業の補助

19-2-4 タイヤの空気圧の調整

19-4 エアまたは電動工具の使用は禁止される（バッテリーパワー工具は認められる）。電動またはエア工具の違反は、失格または他のペナルティーが与えられる場合がある。エンジン式やコンセントからの電源が必要な工具の使用及び洗車機や水道から直接ホースを使用しての洗車等は禁止される。タイヤに空気を入れるためのコンプレッサーの使用は認められる。ただし、朝のワーキングエリアへのコンプレッサーの持ち込みは禁止される。

19-5 主催者が指示した場所、時間以外での洗車機の使用は禁止する。

19-6 車両から取り外されたマーキング部品に対する作業はライダーのみが行うことが

できる。

- 19-7 ホイールに対する作業（スポークの交換、ブレーキディスクの交換）はライダーのみが行うことができる。リムから取り外されたタイヤに対しては、ライダーまたはメカニックがムースの入れ替え作業を行うことができる。
- 19-8 車両から取り外されたエンジンに対する作業はライダーのみが行うことができる。
- 19-9 修理のために取り外されたサイレンサーに対する作業は、ライダーまたはメカニックが行うことができる。
- 19-10 ライダーによって車両から取り外されたペイントされていないパーツ（サスペンション等）に対する作業は、ライダーまたはメカニックが行うことができる。

20 禁止される伝達方法

ライダーは、いかなる者とも無線の受信・交信を行ってはならない。違反した場合は失格とされる。【33ペナルティリスト（289～290頁）参照】

21 リタイヤ

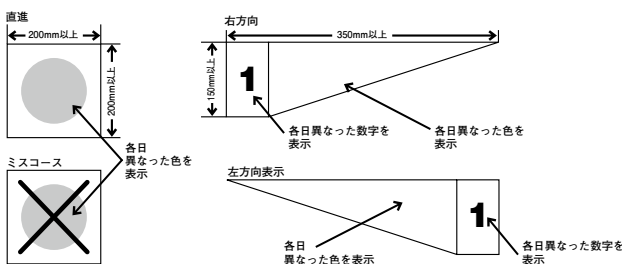
競技会からリタイヤしたライダーは全て、競技用ナンバープレートを消すか取り外さなければならず、他のライダーの同伴として走行ルートを継続して走行することは認められない。本規則に違反した場合、当該ライダーは、資格停止とされ、同伴を許したライダーは失格または他のペナルティが科せられる。リタイヤするライダーは、大会本部へリタイヤすることを申告し、速やかにタイムカードを競技役員に提出しなければならない。

22 ルートマーキング

- 22-1 ルートマーキングの定義
オフィシャルルートは、ルートカードに記載され、マーキングされていなければならない。公式距離は正確な距離で発表される。ルートマークは、各日異なった色を使用しなければならない。もし、ライダーがルートカードに記載されているルートから外れた場合や逆走してしまった場合等、当該ライダーは、失格または他のペナルティが科せられる。【33ペナルティリスト（289～290頁）参照】

- 22-2 ルートマーキング
ライダーが明確に指定したルートを通るコース（例：牧草地、遊歩道等）が設定された場合、主催者はライダーの走行する通路を詳細かつ明確に表現するために、ポスト間を矢印で繋ぐ形で表示しなければならない。ルートマーキングにおける特別なサインの見本がスターティングエリアにおいて表示されていなければならない。ルートマーキングで使用されるサインまたは表示物は防水素材のものでなければならない。

◆参考例（大会により仕様が異なる）



23 交通法規

ライダーは競技会開催中、開催地で適用されている交通法規を準拠しなければならない。

24 通行不可能な箇所

競技監督が、大会に使用しているコースの中で通行不可能となった箇所または外部の援助無しでは通り抜けることが不可能であると判断した箇所は、次点のタイムチェック箇所までの区間を競技から除外することができる。この場合、修正は適格かつ公平に実施されなければならない、この決定は審査委員会により承認されなければならない。

25 タイムチェック

タイムチェックは黄旗で表示され、このエリアは、第三者の進入および外部からの援助を制限されることから、パルクフェルメとして考慮される。

25-1 設置箇所

25-1-1 各日走行開始地点のスターティングエリア出口

25-1-2 各日走行終了地点のパルクフェルメ入り口

25-1-3 コース中の主催者が指定した箇所

25-2 設定の基準

タイムチェックは、各タイムチェック間の走行タイムとともにルートカードに表示される。距離は「キロメートル (km)」で表示される。

タイムチェック間の距離は、5 km～35kmが推奨される。タイムチェック間の最大平均速度は50km/hとする。2つのタイムチェック間に割り当てられた時間が、安全上または遵守すべき交通法規上困難な場合、競技監督及び審査委員会は、割り当てられた時間の延長または当該クラスに出場する70%以上のライダーがタイムペナルティーを受けた場合にはそのペナルティーをキャンセルすることができる。

25-3 スケジュールの変更

不可抗力の理由（天候の悪化等）により競技監督は、スタート前または各ラップの前に遅れることを見込んだタイムスケジュールの変更をすることが出来る。

26 タイムカードとルートカード

26-1 受渡し方法

1日目、2日目共に走行用のタイムカード及びルートカードは、パルクフェルメ入場時点で発行される。

ライダーは、自分のタイムカードに各タイムチェック及びルートチェックのスタンプを受ける責任を有する。

26-2 記載事項 **【33ペナルティースリスト (289～290頁) 参照】**

タイムカードには、各タイムチェック間の規定走行タイムが表示される。

26-3 タイムカードへの不正

タイムチェックを受けなかったライダー及びタイムチェックにおいてタイムカードにスタンプを受けなかったライダーや大会主催者に虚偽の申告をするための修正や記録の抹消、他のライダーのカードを使用する等の不正行為があった場合は、失格または他のペナルティーが科せられる。

26-3-1 タイムカードへの記入は主催者に任命された競技役員のみとし、それ以外の者（ライダーやサポート等）の記入は認められない。

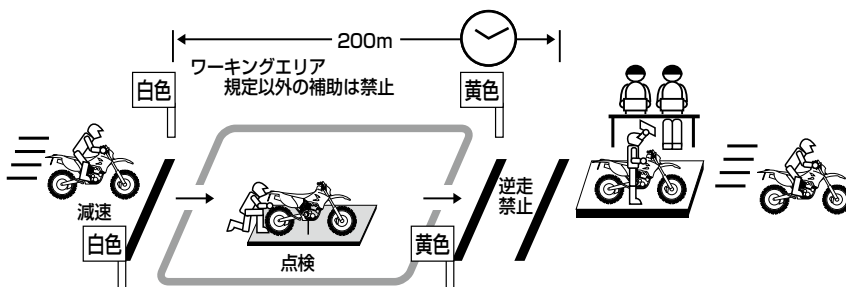
競技役員以外の記入は不正行為とみなされ、失格または他のペナルティーが科せられる。【33ペナルティリスト（289～290頁）参照】

26-4 タイムカードの紛失

不可抗力によりタイムカードを紛失した場合、次のタイムチェックの担当競技役員より新たなカードを受け取らなければならない。その新しいカードは、それを受け取ったチェックポイント以降に使用されなければならない。

主催者または当該タイムチェック担当競技役員は、カードを無くしたライダーへ新しいカードを供給しなければならない義務を有するが、タイムカード再発行に要した時間について主催者の責に問うことはできない。

26-5 タイムチェック（標準）



26-6 タイムチェックの表示

タイムチェックはコントロールテーブルの200m手前のトラック両サイドに白旗が立てられ、コントロールテーブル20m手前に黄旗が立てられることによって示される。

サービス及びアシスタンス（ワーキングエリア）の無いタイムチェックの場合、コントロールテーブル70m手前のコース両サイドに白地に黒の×印の旗と20m手前に黄旗が立てられることによって示される。

26-7 タイムチェックの手順

タイムチェック用の公式タイムを表示する時計と同じ時刻を表示する時計がコントロールテーブル20m手前の黄旗提示箇所付近に設置される。

黄旗地点をライダーが車両とともに通過したら（または競技役員の要求に従って）、ライダーは速やかにタイムカードをコントロールテーブルに提出しなければならない。

タイムチェックへの到着時間とは、車両のフロントホイールが、2本の黄旗地点にあるラインを通過した時点とする。

ライダーは、黄旗地点とコントロールテーブルとの間で停止することは禁止される。停止した場合、タイムペナルティーとして1分加算される。

各日の最終タイムチェックでは、予定されている時間前であっても、ペナルティーを科せられることなく最終タイムチェックを受けてパークフェルメまで行くことができる。

26-8 プレフィニッシュ

ワーキングエリアの手前には最終周のみ、プレフィニッシュ（事前最終チェック）が設けられる。ライダーはこのプレフィニッシュから最終タイムチェックに行くまで、15分間のワーキングタイムが与えられる。

但し、1日開催及び、ファイナルクロスが無い2日目については、15分間のワーキングタイムを必要としない為、各大会特別規則（SR）で、ワーキングタイムの有

無を記載し、発表する。

26-9 タイムチェックペナルティーの計算

タイムチェック間の定められたタイムを守らなかったライダーは、1分早着（または遅着）につき、1分のペナルティーが科せられる。

タイムチェックの到着時刻は、次の区間のスタート時刻となる。

27 タイムリミット

タイムチェックに60分以上遅れてきたライダーは、自動的に当該日の競技から失格とされる。【33 ペナルティーリスト（289～290頁）参照】

ただし、審査委員会が当該選手の失格を最終的に決定し、競技役員から出走停止の合図があるまでは、ライダーは任意で競技を継続することができる。

万一、不可抗力の事態が発生しライダーがこれを理由に遅れた場合（例：重大事故が発生し人命救助のために停止しなければならなかった為に延着となった場合等）その事由を審査委員会に証明することを以って、情状酌量の裁定が検討される。これは本人以外の他のライダーからの申し立ては一切認められない。

28 ルートチェック

28-1 全てのタイムチェックでタイムカードにスタンプを押すことに加えて、ライダーはオフィシャルルートチェックでマーキングを受けるためにルートカードを提示しなければならない。ルートカードにマーキングをするかしないかは、ルートチェックの50～200m手前の左右どちらかに青旗を提示することで示される。ライダーが停止しなかった場合、失格とされる。

28-2 各ルートチェックにおいて主催者は、各ライダーのゼッケン、到着順、ライダーが通過した時間を記すチェックリストを持たなければならない。

28-3 各チェックリストで、完全にスタンプされたカードを提示できないライダーや、通過した記録の無いライダーは、失格または他のペナルティーが科せられる場合がある。【33 ペナルティーリスト（289～290頁）参照】

29 テスト

スペシャルテストは、1日あたり最低15kmで、2種以上のテストが設定されていなければならない。悪天候等の不可抗力による事由により実施不可能と審査委員会が判断した場合は、その限りではない。

また、スペシャルテストのコースは、主催者の許可する場合、その時間帯に限り歩いて下見することが許可される。ただし、車輪のついた乗り物を使用しての下見は禁止される。

全てのステージにおいて境界線が無い場合はテープで境界線を示す。

主催者は、フィニッシュラインならびにフィニッシュラインより30m先地点に停止ラインを明確に表示し、ライダーはフィニッシュライン通過後30m以内で停止してはならない。

スタートは、スタートライン上に待機する車両のエンジン始動状態から行われる。

タイムキーピングは1/1～1/100秒で計測される。

なお、テスト開催場所は大会特別規則にて公示され、主催者により規制される。

各テストにおいて定められた平均スピードを超えるライダーがある場合、当該テストにおける以降のラップをキャンセルとする。

29-1 クロステスト（CT）

クロステスト (CT) のコースは、1～6 km (目安とする) のコースが設定されていること。閉鎖されたクロステストコースは、**事前に**告知されていなければならない。

コースは平均スピードが50km/h以下となるように設定されなければならない。

29-2 エンデューロテスト (ET)

各日において、最低1回のエンデューロテストが設けられなくてはならない。

エンデューロテスト (ET) のコースは、全車通行可能な1～6 km (目安とする) のコースが設定されていること。

また、規則に明記された安全対策が遵守されており、平均スピードが50km/h以下となるように設定されなければならない。

29-3 エクストリームテスト (XT)

主催者はエクストリームテスト (XT) を開催することができる。エクストリームテストの最大距離は±1 km～±3 kmとし、障害物が設置され、規則に明記された安全対策が遵守されており、平均スピードが25km/h以下となるように設定されなければならない。

29-4 ファイナルクロステスト (FX)

2日目の完走者に限り、参加資格を得られる。

2日目の順位によって最大30名ずつに、グループ分けされ、30台以内での一斉スタートで、1 km～5 kmのコースを数周し、タイムを競い、走行タイムがそのまま順位に反映される。

29-5 外部からの援助 【33ペナルティースト (289～290頁) 参照】

主催者より任命された競技役員を除き、スペシャルテストにおける外部からの援助は一切認められない。本規則に違反した場合、失格とされる。

30 テストの注意事項

不可抗力によりテストコースから外れてしまいコースから外れた地点以外からコースに戻った場合、フィニッシュタイムに最大で5分のペナルティーが科せられる。

自発的にコースから外れた場合、またはショートカットした場合、失格または他のペナルティーが科せられる場合がある。

安全上の理由から主催者が変更することを除き、ライダー・メカニック等がテストのコース変更を行うことは禁止される。万一、コース変更 (違反行為) により有利と判断されたライダーには最低1分のペナルティーが与えられる。【33ペナルティースト (289～290頁) 参照】

31 テストのスタート方法

テストのスタートにはスタートサインが表示され、終わりにはフィニッシュサインが表示される。コースにはコースを表示するマーキングが施されなければならない。また、スタート位置には (白線やスタートゲート等) のスタートラインが引かれなければならない。スタートの合図は、主催者から任命された競技役員がグリーンフラッグを振ることによって行われる。ライダーは一時停止し、スタートの合図を受けてから5秒以内にスタートをしなければならない。

①ライダーは最初の合図でスタートをしなかった場合、注意を受ける。

②2度目の合図でスタートしなかった場合、20秒のペナルティー

③3度目の合図でスタートしなかった場合、1分のペナルティー

④4度目の合図でスタートしなかった場合、失格

※スタート前に一時停止しなかった場合、罰則が課せられる。

フィニッシュラインを通過したライダーは停止することなくフィニッシュラインから30m先に表示されている30mラインを通過しなければならない。計測開始ライン(トランスポンダーループ)はスタートラインから5m以内の場所に設置される。スタートはエンジン稼動状態でスタートラインから行われる。ローリングスタートを行った場合は1分のペナルティーが与えられる。

【33ペナルティーリスト (289～290頁) 参照】

32 最終車検

競技終了後30分以内に、競技を終了した車両の中から1台もしくは数台のエンジンが検査の対象とされる場合がある。

33 ペナルティーリスト

33-1	タイム加算
	— ワーキングエリアでエンジンを始動させた…5分加算
	— スタートエリアでスタート合図前にエンジンを始動させた…1分加算
	— スタート合図後1分以内に20mラインを通過しなかった…10秒加算
	— スタートラインへの到着遅れ1分毎1分につき…1分加算
	— タイムチェックで、黄旗とコントロールテーブル間で停止する…1分加算
	— タイムチェックに早着または延着：1分間毎につき1分につき…1分加算
33-2	テスト
	— スペシャルテスト (CT, ET, XT) タイムキーピングは、1/1～1/100秒で計測される。
	— 偶発的にテストコースから外れ、その外れた地点からコースに復帰しなかった…ライダーの計測タイムに最大5分加算
	— タイム計測がされているテストのコースを変更した…最低1分加算
33-3	失格 (または他のペナルティー)
	— 競技開始後1回目の音量測定で規定音量を超えた…1分加算
	— 競技開始後2回目の音量測定で規定音量を超えた…失格 (または他のペナルティー)
	— レース開始のスタート時間に15分以上遅れる
	— スペシャルテストで外部から援助を受けた
	— マーキングのミスまたはオフィシャルの代替マーキング
	— エンデューロ技術規則の燃料規定違反
	— スタート合図前にスターティングエリアで車両への作業を行う
	— スポーツコードに反する行動をパルクフェルメでとる
	— パルクフェルメにおけるエンジン始動
	— エンジン始動状態でパルクフェルメに進入する
	— タイムチェックからパルクフェルメまでに燃料補給または補修作業を行う
	— パルクフェルメまたは作業エリアでの喫煙
	— 非公認の補助：スペアパーツまたは工具を作業エリア外または補給タイムチェック以外で受け取る
	— オーガナイザーによって準備された補給エリア外での補給または、モーターサイクル固有の燃料タンク以外による燃料の携帯
	— 補給中にエンジンを停止させなかった
	— 補給エリアにおいて溶接作業を行った

- 外部援助が認められたタイムチェック以外で外部からの援助を受けた
- 同伴者と認められない方法によりコンタクトした
- リタイヤしたライダーが他のライダーと同行した
- マーキングされたルート以外の走行、逆方向への走行、マーキングされたルートを遵守しない
- 公道規則を遵守しなかった
- タイムカード、パンチカードの変更や、他のライダーのカードを使用した
- タイムチェックを逃した
- オリジナルのスタートタイムより60分以上タイムチェックに遅れて到着した
- ルートチェックを逃した、または停止しなかった
- スペシャルテストのコースで練習を行った
- 故意にテストコースを外れた
- エントリー用紙に記載されたエンジン排気量を超えていた

34 競技役員

違反行為があった場合、競技役員は、可能な限り迅速かつ明確に当該ライダーに対しその違反について伝えなければならない。

主催者は、当該大会に携わる競技役員リスト（氏名、ライセンス種類及びライセンス番号）を遅くとも大会前日までに公表しなければならない。

35 公式通知

ライダーは、全ての競技結果・計測結果・距離及び決定事項等、主催者が発行する全ての公式通知を厳守しなければならない。

正式競技結果が公表される前に、競技結果や抗議の裁定を告知してはならない。

36 説明の要求

ライダーは競技内容に関わらず、競技結果に関する説明を求める場合、特別規則に定められている時間内に書面にて審査委員会に要求することができる。

37 抗議

当該大会に出場しているライダーのみが抗議保証料10,000円とともに抗議を提出することができる。抗議が受け入れられた場合、抗議保証料は返還される。抗議は、以下に記す時間以内に内容を記す書面、抗議保証料を揃えて提出されなければならない。

- 37-1 ライダーまたは車両に関する抗議の場合、当該クラスの最終ライダーがパルクフェルメに到着してから30分以内に提出されなければならない。
- 37-2 2日間で開催される大会の1日目の競技結果に関する抗議は、2日目の第1ライダースタート時刻の60分前までに審査委員会へ提出されなければならない。
- 37-3 2日目の競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に審査委員会へ提出されなければならない。
- 37-4 1日で開催される大会の競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に審査委員会へ提出されなければならない。
- 37-5 審査委員会による事情徴収の結果は、抗議申請が提出された時間から60分以内に書面にて受領する。審査委員会決定に対するいかなる抗議も認められない。

37-6 抗議は国内競技規則第3章「31抗議」(46頁)による。

37-7 抗議は当該ライダーだけが行なうことができる。

38 規則の解釈

本規則及び大会特別規則(SR)の解釈は、MFJエンデューロ委員会および各大会主催者の責任下にある。本規則及び競技に関する疑義は大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

39 結果の発表

全日本各クラス各日の完全な結果は、可能な限り迅速に公表されなければならない。いかなる問題が発生した場合でも1日目の結果は2日目のスタート前までに公表されなければならない。

40 表彰式典

表彰式は、最終ライダーのフィニッシュ後2時間以内に行われなければならない。

※2日間の総合結果により表彰を行う。

(ポイントの付与はラウンド1・ラウンド2各日の成績に与えられる)

特別な理由が競技監督及び主催者により認められない限り、参加選手は表彰式に出席しなければならない。

インターナショナルA・Bクラスとナショナルクラスは混走で行なわれてもよいが、成績結果・各大会の表彰は全て分けて表彰しなければならない。年間ポイントランキングもクラスごとに分けて管理される。

年間シリーズランキングの成績上位3名が表彰される全日本ランキング認定表彰式は、インターナショナルAクラスが対象となる。

41 ISDE (インターナショナルシックスデイズエンデューロ) のトロフィーチーム選考について

MFJはトロフィーチーム(日本代表チーム)としての同大会への出場を認定する。

トロフィーチーム出場選手: 6名

選手選考基準: 前年インターナショナルAクラスのシリーズランキングとインターナショナルBクラスからの昇格者(上位3名)を対象に選出され、エンデューロ部会にて承認される(FIM国際ライセンス所持者であってもポイント未獲得者は選考の対象外とする)。

上記の対象者で出場枠の6名を満たさない場合、MFJエンデューロ委員会の推薦により選出される場合がある。

42 肖像権

主催者はエントラント(ライダー・メカニック・補助員)及び選手に同行する関係者全ての氏名・写真等を大会広報のために、テレビ・ラジオ・インターネット・印刷媒体等で使用する権利を有する。また、主催者が認めたプレスが報道目的でこれらを使用することを認める権利を有するものとする。

43 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則24

エンデューロ技術規則



1 クラス

全日本クラスは排気量オープンとする。

2 テレメトリー

いかなる形式においても、動いているモーターサイクルから情報を得る、または動いているモーターサイクルへ情報を送ることは禁止される。

公式シングナリングデバイス（主催者が用意する自動計測器）をマシンに搭載することが要請されることもある。

自動ラップタイム計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。

3 一般仕様

下記の仕様が適用される。ただし、大会特別規則に特記されている場合は例外とする。競技によつては、追加仕様も必要とされ、当該競技会の大会特別規則に詳細が明記される。

- 3-1 フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム、スイングアームスピンドル及びホイールスピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。
チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。
- 3-2 エンジンのシリンダー数は、燃焼室の数によって決定される。

4 フレームの定義

マシンのフロント部のステアリング機構をエンジン／ギヤボックスユニット、及びリヤサスペンションのすべてのコンポーネントと結合するのに用いられる構造部。

5 始動装置

キックスターター及びセルフスターターなどの始動装置の装備が義務づけられる。

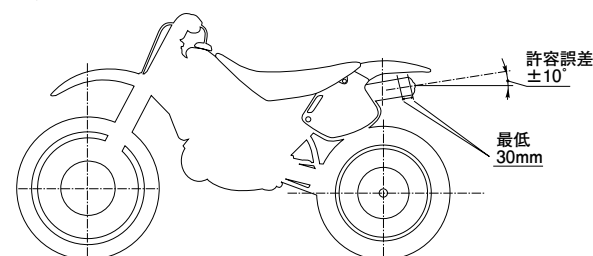
6 オープン・トランスミッション（スプロケット）ガード

- 6-1 カウンターシャフトスプロケットにはガードが装着されなくてはならない。
- 6-2 チェーンガードは、リヤホイールのファイナルドリブンスプロケットとチェーン稼動下部の間に挟まれるのを防ぐために取り付けなければならない。

7 エキゾーストパイプ

エキゾーストパイプとサイレンサーは、ノイズコントロールに関するすべての条件を満たすものでなくてはならない。

- 7-1 エキゾーストシステムにサウンドレベルメーターテストに影響を与えるような如何なるノンオリジナルのバルブシステムの取り付けは厳禁とされる。マニファクチャラーによってマニフォールドに供給されているエキゾーストバルブシステムのみ認められる。(例：EXUP等) セッティングは自由とする。
- 7-2 エキゾーストパイプの先端は、最低30mmの長さに渡って車両の中心軸に対して水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。また、その先端は5mm以上サイレンサー本体より突出してはならない。全ての鋭利な部分は、最低半径2mm以上で丸みを帯びていなければならない。
- 7-3 エキゾーストパイプの先端は、リヤタイヤの垂直接線より後ろにあってはならない。



8 ハンドルバー

- 8-1 ハンドルバーの幅は600mm以上、850mm未満とする。
- 8-2 ハンドルバーのクロスバーにはプロテクションパッドが装着されていなければならない。クロスバーのないハンドルバーの場合、ハンドルバークランプを広範囲にカバーするためにハンドルバー中央にプロテクションパッドを装着しなければならない。
- 8-3 露出したハンドルバーの先端部分は、固形物質が埋め込まれるかゴムで覆われていなければならない。
- 8-4 レバーのついたハンドルバーとタンクの間に最低30mmのクリアランスをとるためにストップ（ステアリングダンパー以外のもの）が設けられ、フルロック状態でライダーの指が挟まれないようにする。
- 8-5 ハンドルバークランプは入念に形成され、ハンドルバーに破損部分が生じないようにされる。
- 8-6 ハンドプロテクターが使用される場合、それは非粉碎素材でなければならない。
- 8-7 軽合金製ハンドルバーを溶接修理することは禁止される。

9 コントロール・レバー

- 9-1 すべてのハンドルバーレバー（クラッチ、ブレーキ等）は原則として先端部が球状（この球の直径は最低16mmとする）になっていなければならない。この球は平らであってもかまわないが、いかなる場合においても先端部分は丸くなっていなければならない（平らな部分の厚みは最低14mmなくてはならない）。この先端部は常時

固定され、レバーと一体となっていないなくてはならない。クローズタイプのハンドガードを装備している場合でレバーの長さを調整するために先端を切断している場合であっても端部は滑らかに丸く処理されていなければならない。

- 9-2 各コントロールレバー（ハンドレバー、およびフットレバー）は、独立したピボットにマウントされなくてはならない。
- 9-3 ブレーキレバーがフットレストの軸をピボットとしている場合、いかなる場合においても（例えばフットレストが曲がる、あるいは変形したという場合）ブレーキレバーは作動しなくてはならない。

10 スロットルコントロール

- 10-1 スロットルコントロールは、手で握っていないときには自動的に閉じるものとする。
- 10-2 車両は、作動しているエンジンを停止することができる正常に作動するイグニッションカットアウトスイッチ（キルスイッチ）が、ハンドルバーの、簡単に手の届く位置に設けられていなくてはならない。

11 フットレスト

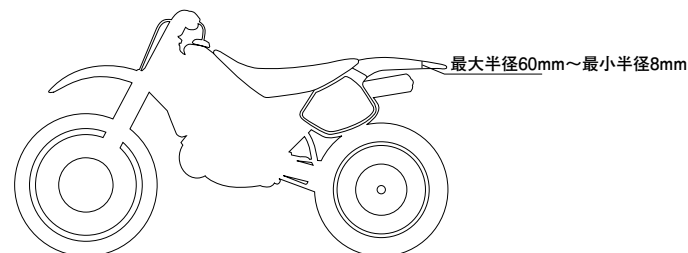
フットレストは折りたたみ式で、通常の位置に自動的に戻るデバイスが装備されていないとはならない。

12 ブレーキ

すべてのマシンには、最低2つの有効なブレーキが装備されていなくてはならない。ブレーキはそれぞれ独自に操作できるもので、ホイールと同心でなくてはならない。

13 マッドガードおよびホイールプロテクション

- 13-1 マッドガードはタイヤの両側方に張り出していなくてはならない。
- 13-2 マッドガードの後端は丸められていなくてはならず、この丸め方は最低半径8mm以上60mm以内でなければならない。
- 13-3 キャストホイール、または溶接されたホイールが使用される場合には、頑丈なディスクでスポークを覆う形でプロテクションが施されなくてはならない。



14 ストリームライニング（カウリング）

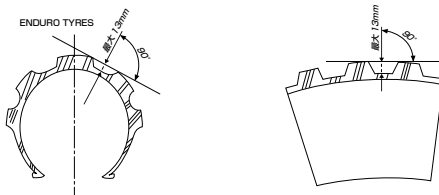
いかなるストリームライニング（カウリング）の装着も認められない。

15 ホイール、リム、タイヤ

- 15-1 すべてのタイヤはリムに装着され、測定は路面から90°のところにあるタイヤの部分で行われる。
- 15-2 マニファクチャラーが供給した状態のリム、または一体型ホイール（キャスト、モールド、リベット）のスポークを改造すること、あるいは従来の取り外し可能なリムにおけるスポーク、バルブ、または安全ボルト以外のものを改造することは禁止される。ただし、リムに関連してタイヤが動くことを防ぐために用いられることもあるタイヤリテンションスクリュー（ビードストッパー）は例外とする。リムがこれらの目的で改造される場合、ボルト、スクリュー等が装着されていなくてはならない。

16 エンデュロ用タイヤ（FIMスタンダード）

- 16-1 フロントタイヤの寸法は自由とする。ただし主催者が公道走行用に適合したタイヤの使用を義務付けた場合を除く。
- 16-2 メタルスタッド、スパイク、チェーン等如何なるアンチスキッド装置の取り付けは認められない。スクープまたはパドル（継続するラジアルリブ）タイヤは禁止される。
- 16-3 タイヤは、通常の販売店または小売店から入手できるもので、一般に入手できるタイヤマニファクチャラーのカatalog、またはタイヤ仕様リストに掲載されていなくてはならない。
- 16-4 これらのタイヤは、荷重・スピードコードに関して“ヨーロッパタイヤ・リム技術機構（ETRTO）”の定める条件に適合し、45M以上の使用等級のものでなければならない。
- 16-5 リヤタイヤのトレッドパターン仕様は以下のとおりとする。トレッドの深さは、トレッド面に対して直角に測定した状態で最大13mmを超えてはならない。同一の円周上にあるブロックは同じ深さでなくてはならない。



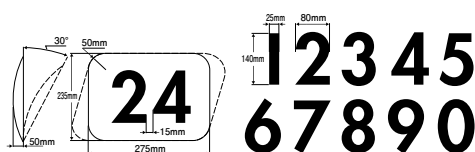
- 16-6 タイヤへの一切の追加工は禁止される。

17 ゼッケンナンバープレート

ゼッケンナンバープレートは以下のとおり装着が義務付けられる。

- 17-1 ナンバープレートは頑丈な材質でできており、最低寸法は275mm×235mmとする。
- 17-2 プレートは、50mm以上湾曲してはならず、カバーされたり曲げられたりしてはならない。
- 17-3 フロントに取り付けられる1枚のプレートは水平より30°以上傾斜されてはならない。その他のプレートは各サイドに垂直に取り付けられる。明確に視認でき、車両の一部や乗車状態のライダーの身体の一部がナンバーを隠してしまわないよ

- うに取り付けなければならない。
- 17-4 ゼッケンナンバーは明確に読める字体でなければならず、太陽光線の反射を避ける為に、地色同様につや消しで書かれていなければならない。
一般に、以下に記す最低寸法が推奨される。
- 数字の高さ 140mm
 - 数字の幅 80mm
 - 数字の太さ 25mm
 - 数字と数字の間隔 15mm
- 17-5 英国式数字が適用される。“1”は1本の垂直線で表し、“7”は垂直線無しの単純な傾斜線とする。
- 17-6 サイドゼッケンナンバープレートは、リヤホイールスピンドルを通る水平線より上で、プレートの最前端部はフットレストの後ろ側200mmの垂直線上より後方にななければならない。
- 17-7 ゼッケンカラー
インターナショナルAクラス：赤地白文字
インターナショナルBクラス：紺地白文字
ナショナルクラス：黒地白文字／ウィメンズクラス：紫地に白文字（左上に“W”を記載）
- 17-8 数字の字体について疑義が生じた場合、車検長の判断が最終のものとされる。



18 保安部品

車両及びその装備は一般公道における法的条件並びにその他特別規則に記載されている事項に準拠していなければならない。電気ジェネレーターは、競技会中に継続的かつ正常な電圧供給のために作動するものでなければならない。一般公道を使用しない競技の場合の装備は大会特別規則に明示される。

19 燃料、オイル、およびクーラント

すべての車両は、無鉛ガソリンを使用しなければならない。

20 空気

酸化剤として燃料に混合できるのは外気のみである。

21 装備と保護用ウェア

プラクティス及び競技会の最中、ライダーは以下の保護用ウェア及び装具を着用しなければならない。

- 21-1 ライダーは布、またはレザー製の保護用ウェアを着用しなければならない。皮革製または同等材質で、膝まであるブーツ及びグローブを着用しなければならない。胸部にはプロテクター及びバックプロテクションの装着が推奨される。
- 21-2 繊維または全てのウェアの材質とその裏地は、ライダーの肌と直接触れる布地の全ての部分において、耐火性及び摩耗性のものが推奨される。

- 21-3 マウスガード（マウスピース）
口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガード（マウスピース）の装着が推奨される。
マウスガード（マウスピース）の色は、口の中の出血が見分けやすいように明るい色が望ましい。

22 ヘルメットの着用

- 22-1 MFJ公認ヘルメットの着用が義務づけられる。MFJ公認ヘルメットには、公認マークが貼付されている。



- 22-2 プラクティスと競技に参加する全ての参加者には、ヘルメットの着用が義務付けられる。ヘルメットはしっかりと固定され、正常にフィットし、状態の良いものを着用する。

- 22-3 ヘルメット及び装備品へのウェアラブルカメラの装着は禁止する。

- 22-4 競技会の車両検査時にヘルメット検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。

〈使用が認められない例〉

- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）があるもの
- 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕があるもの
- 3) 帽体内部の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み等）のあるもの
- 4) アゴ紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障のあるもの
- 5) シールドのある場合、シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れのあるもの

推奨 ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しないことを推奨します。

23 車検

- 23-1 ライダーは、大会特別規則にて定められた車検時間内にマシンを車検に提出しなくてはならない。
- 23-2 車検長は、競技監督・審査委員長に車検の結果を報告する。その後、車検長は、車検に合格したマシンのリストを作成し、このリストを競技監督に提出する。
- 23-3 車検長は、イベントのいかなるときにおいても、競技参加車両を検査する権限を有する。
- 23-4 車検は、以下の手順に従って行われる。
- 23-4-1 ライダーは、MFJ規則に適合した清潔な車両を提出しなくてはならず、また漏れなく必要事項が記載された車両仕様書を提出しなければならない。ライダー1名に対し1台の車両を使用することができる。
- 23-4-2 最初に音量測定が実施され、検査に合格したエキゾーストサイレンサーにペイントで印がつけられる。測定された数値がテクニカルカードに記入される。

- 23-4-3 事前車検における音量測定は指定された時間内であれば、何度でも受けることができる。
- 23-4-4 MFJ規則に適合しているか、安全上問題ないかを確かめるために車両全体的に検査が実施される。車検に合格した車両には、ペイント（またはステッカー）で印がつけられる。
- 23-4-5 検査終了後、ライダーは車両をパルクフェルメに保管させる。
- 23-4-6 車両検査完了後、車検長は競技監督に対し受理されたライダー及び車両名称、音量数値を明記したリストを提出する。
- 23-4-7 大会期間中、到着エリアと出発エリアにおいて、車検員は車両の補修及び変更について、外部からの援助が行われていないか、不正がないか等を管理する。
- 23-4-8 ライダーのタイムチェック時において、車検長は車両修理及びその他技術的補助について管理する。競技中コース上で車両の変更が行われていないか確認するために車両のマーキングの有無も厳重に管理する。
- 23-4-9 各日の到着時において、車検員は全てのパーツ及び車両の状態について確認しなければならない。ライダーにはサイレンサーに関してのみ補修または交換するための追加時間（30分）が与えられる。
分解検査対象とされた車両を除き、参加者は、マシンプール解除から20分以内に車両を引き取らなければならない。
パルクフェルメを管理する競技役員は、マシンプール解除から20分を過ぎてもなお残されている（まだ取りに来ない）車両に対し一切責任を負わない。
- 23-4-10 競技会最後の到着時、全てのマーキングパーツが管理された後、車両は抗議が提出されるかまたは分解検査が必要とされた場合に備え、パルクフェルメに30分間保管される。
- 23-4-11 もし、車両またはその一部が完全に分解されなければならない場合、車両またはそのパーツは密閉された、分解検査に必要な器具の整っている場所に運ばれ、大会審査委員会に任命された車検員立会いのもとで行われる。

24 危険車両の排除

プラクティスまたは競技中に、車検員が出場選手の車両に欠陥を発見し、それが他のライダーに危険をもたらす可能性があると判断された場合、当該車検員はただちにそのことを競技監督に報告し、競技から除外しなければならない。

25 ノイズコントロール（音量測定）

※一般公道を含む競技会の場合、道路交通法規に準拠したリミットが設けられる。

- 25-1 エキゾーストパイプから50cm離れたところ、エキゾーストエンドの中心線とエキゾーストパイプの高さから測定して45°の角度、なおかつ地面から最低20cmのところにマイクロホンを設置する。これが不可能な場合、測定は45°上方の位置で実施される。
- 25-2 ライダーは通常の乗車姿勢で、ギヤをニュートラルに入れて規定の回転数（rpm）に到達するまでエンジン回転を徐々に上げていき、規定の回転数（rpm）に到達した時点で測定が実施される。
- 25-3 計測方法は以下固定回転数方式とする
2ストローク車両：4500rpm

4 ストローク車両：4000rpm

※音量規定数値（dB/A）は、各大会特別規則に記載される。

※ただし、一般公道を含む競技会の場合、規制値・測定方法ともに道路交通法に準拠していること

- 25-4 サイレンサーが1本を超えるエンジンのノイズレベルは、各エキゾースト端部で計測される。
- 25-5 音量測定は、気温20℃を基準とする。気温10℃以下で実施されたテストに関しては+ 1 dB/Aの許容誤差が認められ、気温0℃以下で実施されたテストに関しては大会特別規則に記載された数値より+ 2 dB/Aの許容誤差が認められる。
- 25-6 競技中に音量検査を必要とする場合、上記25-3に記載されている許容範囲を除き、音量規定値に適合していなければならない。

26 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

SUPERMOTO

スーパーモト

CONTENTS

▼付則25 スーパーモト競技規則

1 適用の範囲	301
2 スーパーモト	301
3 レース中の公式シグナル (合図)	301
4 出場車両	302
5 MFJ公認車両	302
6 ライダーの装備	302
7 参加資格・クラス名称・車両区分	303
8 ホイールリムサイズとタイヤ	305
9 出場申し込み	305
10 参加受理	305
11 公式通知・タイムスケジュール	306
12 参加定員	306
13 ナンバープレートおよびゼッケン	306
14 ゼッケンナンバー	307
15 燃料、オイル、冷却水	308
16 出場受付	308
17 車両検査	308
18 ライダーの変更	309
19 車両の変更	309
20 部品の変更	309
21 プリーフィング	309

22 レースフォーマット	309
23 公式予選	310
24 決勝レースの出場台数	311
25 スタート方法	312
26 スタートにおける反則	314
27 レース中の行為	315
28 停車指示	317
29 レースの一時停止	317
30 赤旗中断されたレースの再スタート	317
31 リタイヤ (棄権)	317
32 レース終了	318
33 優勝者、順位、完走者	318
34 賞および得点	319
35 レース終了後の車両保管と再検査	319
36 レースおよび大会の延期・中止等	320
37 抗議	320
38 レース中の違反行為に対する罰則	320
39 主催者の権限	320
40 本規則の解釈	321
41 本規則の施行	321

▼付則26 スーパーモト技術規則 322

※規則変更点は太字で示されています。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則25

スーパーモト競技規則

 MFJ SUPERMOTO

公示

MFJスーパーモト公認競技会は、国際モーターサイクリズム連盟（FIM）のスポーツコードに基づき、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）の公認のもとに、「国内競技規則」ならびに大会公式通知によって運営される。

なお、今年度より「スーパーモタード」から「スーパーモト」に改称する。

1 適用の範囲

以下に記す規則は、世界選手権を除く国内の公認スーパーモト競技会に適用される。

2 スーパーモト

舗装路と一部の未舗装路で構成され、完全にクローズされたコースで行われるレースであり、国内競技規則およびこの付則により管理・運営される。

未舗装路の代替として、舗装路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような障害物を配置および設置できる。

3 レース中の公式シグナル（合図）

- 3-1 ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。
- 3-2 公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように提示される。

シグナル	意 味
日章旗またレッドライト消灯	レーススタート
赤旗	レース時：全員走行停止
黒旗＋黒地に白文字でゼッケンを記したボード	サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。
黄旗（振動）	直近に危険がある。追い越し・ジャンプ注意
赤ストライプ付き黄旗	オイル・水またはその他この付近のコース上にすべりやすい地点あり。
緑旗	レーススタート時におけるコースクリアを示す為に使用される場合がある。
チェッカー旗（白黒）	レース終了
チェッカー旗と青旗	トップライダーはゴールであるが、トップライダーの直前を走るライダーはゴールではない。
ペナルティーストップボード「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード	ストップ＆ゴー・ペナルティーに指示されるものとし、当該ライダーは速やかにピットインし、オフィシャルの指示された場所に指示された時間停車する。
青旗（振動）	注意、まさに追い越されようとしている。 (コントロールライン上で使用される) 運用は特別規則による。

4 出場車両

車両（MFJ公認車両含む）は、国内競技規則第3章競技会〔17出場車両〕（41頁）の条件を満たし、安全上完全に整備されており、メインフレームには車両認識番号、クランクケースにはエンジン認識番号が刻印または表示されていなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両または車両検査にて不合格となった車両は競技会に出場することはできない。

5 MFJ公認車両

アンリミテッド車両を除き、MFJ公認車両 スポーツ専用市販車（モトクロッサーまたはモタード）または、一般市販車（オフロードタイプ）に登録されている車両に限定される。

ただし、MFJスーパーモト委員会の承認により例外車両が認められる場合もある。

6 ライダーの装備

●ヘルメット及び装着は、レース期間を通じて車検で合検したものを使用しなくてはならない。

また、車検以前の練習においても、公認された適切なものを使用すること。

車検には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。

●ヘルメット及び装備品には、ウェアラブルカメラの装着が禁止される。

6-1 ヘルメット

6-1-1 ヘルメットはフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなくてはならない。

6-1-2 MFJの公認したヘルメットには、公認マークが貼付されている。



6-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用を禁止される。

●使用が認められない例

- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）がある場合。
- 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕がある場合。
- 3) 帽体内部の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み）がある場合。
- 4) 顎紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障がある場合。
- 5) シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れがある場合。

●推奨

ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しない事を推奨する。

6-1-4 MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査を受け、公認ヘルメットと判明した時点で、公認シールが貼付される。その際、特別検査料（1,000円）を支払わなければならない。

6-2 ゴーグル

ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

6-3 ライダーの服装

6-3-1

レーシングスーツ

皮革もしくは、皮革と同等の素材（MFJの許可を得たもの）によるMFJ公認レーシングスーツでなければならない。

〈MFJ公認レーシングスーツ認証マーク〉

（スーパーモト専用）



スーパーモトに使用するレーシングスーツは、いずれかの公認マークが貼付されていなければならない。

6-3-1-2

レーシングスーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。

6-3-1-3

競技会の車両検査時にレーシングスーツの検査が行われ、合格しなかった場合は、ライダー本人の安全上、使用を禁止する。

●使用を認められない例

- 1) レーシングスーツの表面が摩耗により穴が内部まで貫通している。また明らかに厚みを失い貫通が懸念される場合。
- 2) レーシングスーツ表面が裂けて内部まで貫通している。
ここで言う「レーシングスーツ表面」にはベース皮革に上乘せしたデザイン上の皮革部分は除く。
- 3) 縫製部分がほつれて、内部まで貫通している。
- 4) ファスナーが機能していない。
- 5) プロテクター（背部、肩、肘、膝）が破損している。

6-3-2

ブーツ

6-3-2-1

突起物などがなく、くるぶしが完全に覆われるもの。皮革製または同等の強度のあるもの。

6-3-3

グローブ

6-3-3-1

突起物などがなく手首が完全に覆われた皮革製または同等の強度のあるもの。

6-3-4

プロテクター

6-3-4-1

肘、膝、脊椎などの保護のため、プロテクターの使用を推奨する。

6-3-5

マウスガード（マウスピース）

口の怪我防止のため、カスタムメイドのマウスガードの装着が奨励される。

マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように明るい色が望ましい。



7 参加資格・クラス名称・車両区分

7-1

参加資格

ライダーは、国内競技規則第3章競技会 [13競技参加者] (39頁) に合致していなければならない。

競技会名	参加資格	開催クラス
全日本スーパーモト選手権	スーパーモトA級	S1 PRO S1 OPEN・S2
スーパーモトエリア選手権 (地方選手権)	スーパーモトB級 スーパーモトA級	S1 OPEN・S2・S3

2015年スーパーモトエリア選手権は下記の3エリアにて開催される。

・東日本エリア（北海道、東北、関東） ・中日本エリア（中部、近畿）

・西日本エリア（中国、四国、九州） ※沖縄エリアは開催休止

7-1-1

全日本スーパーモト選手権 S1 PROクラス参加資格（登録）について
全日本スーパーモト選手権 S1 PROクラスはスーパーモトの国内最高峰クラスに位置づけられ、このクラスは、登録された選手のみで開催される。
登録選手は、当該年度の全日本の他クラスに出場することはできない。

7-1-1-1

S1 PROクラス登録資格の優先順位
前年度のランキングをもとに登録の優先順位を定め、21名の登録制とする。定員21名になり次第、締め切られる。
登録申請は、MFJ事務局に申請しなければならない。（申請期間は別途告知される）
〈優先順位〉

- ① 前年度全日本スーパーモト S1 PROクラス ランキング上位15名（残留）
- ② 前年度全日本スーパーモト S1 OPENクラス
ランキング1位～3名（自動昇格）
- ③ 前年度全日本スーパーモト S2クラス
ランキング1位（自動昇格）
2位～3名（選択制）
- ④ MFJスーパーモト委員会推薦者
- ⑤ ワイルドカード（主催者推薦）

大会ごとにエントリー時点で21台の定員に満たない場合、21名に達するまで認められる。

ワイルドカード出場選手も当該年度ランキング上位15名に入れば翌年度の登録（残留）資格を有するものとする。

7-2

クラス名称・車両区分

競技クラス	車両区分名称		排 気 量	
			4ストローク	2ストローク
S1 OPEN	アンリミテッド	市販車状態で460cc以上の車両	460cc以上	
	S1		290cc～450cc	175cc～250cc
S1 PRO (M-1)	S1		290cc～450cc	175cc～250cc
S2 (M-2)	S2		175cc～250cc	100cc～125cc
S3 (M-3)	S3	一般市販車	231cc～250cc	
		レーサー (MX・ED)	85cc～150cc	51cc～85cc
S4	S4	一般市販車	51cc～125cc	
S4ストック	S4ストック	(国産・外国車)	50cc以下	50cc以下
ME	ME	一般市販車・レーサー	80cc以上	

- ・ S1 PRO クラスの参加車両は、「S1車両」に限定される。
- ・ S1 OPEN クラスは「アンリミテッドおよびS1車両」が参加できる。
- ・ 一般市販車の定義
生産メーカー出荷時に、一般公道用として販売した車両に限る。また生産メーカー出荷後に生産メーカー以外が一般走行可能な改良、エンジン排気量を変更した車両はレーサーとみなされる。
- ・ M-1・2・3およびS4・S4ストック・MEとは、承認競技会のクラス区分を言う。

○MEクラス（承認クラス）

気軽に参加しやすいことを目的として、すでに車両を所持しているライダーが改造コストをかけずに参加できるように配慮されたクラスである。エリア選手権や他のイベントにおいて開催される。

・技術仕様

車両：一般市販車（国産・外国車）またはレーサー（MX・ED等）

排気量：80cc以上

リム／タイヤ：14インチ以上／レーシングタイヤ（スリック・レイン）は禁止される

・装備

レーシングスーツ着用推奨（モトクロスウェアも可とするが各部パッド着用）

・参加資格

エンジョイライセンス以上

8 ホイールリムサイズとタイヤ

8-1 以下に制限される。

車 両 区 分	ホイールサイズ	タ イ ヤ
アンリミテッド	16インチ以上17インチ以内	規定せず スリック・レインなど
S1		
S2		
S3	14インチ以上19インチ以内	一般市販タイヤ（溝付き）
S4・S4ストック	14インチ以下	
ME	14インチ以上	一般市販タイヤ（溝付き）

8-2 タイヤについては、モトクロス、エンデューロまたはトライアルタイヤは禁止される。

8-3 S1 PRO・S1 OPEN・S2クラスの使用タイヤについては、追加のトレッドグループ、カット等がフロント及びリヤタイヤに認められる。

8-4 S3およびM3、S4およびS4ストック・MEクラスは、一般市販タイヤ（溝付き）とする。レーシングタイヤ（スリック・レイン）の使用は禁止される。

9 出場申し込み

9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則に定めるものとする。

9-2 出場申し込み手続き

9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料を添えてエントリー期間内に大会事務局に提出しなければならない。

9-2-2 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。

9-2-3 締切日以降の申し込み及び電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。

10 参加受理

10-1 必要事項を記入した出場申し込み書及び所定の金額を決められた期間内に大会事務局が受理したもののみ、参加受理書が発送される。

10-2 大会が中止された場合、また参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれに当てはまらない）出場料が返却される。

- 10-3 いったん受理された出場料は、上記10-2及び国内競技規則第3章競技会〔29競技会の延期および中止等〕（44頁）の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

11 公式通知・タイムスケジュール

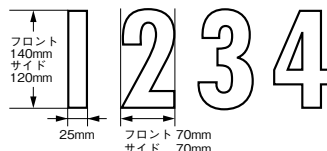
公式通知及びタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。

12 参加定員

定員は定める場合がある。

13 ナンバープレートおよびゼッケン

- 13-1 ナンバープレートの素材は柔軟なもの（例：プラスチック）でなければならない。最低寸法は、縦235mm横285mmとする。
- 13-2 プレートは平面から50mm以上カーブ（突出）してはならない。またカバーされたり曲げたりしてはならない。
- 13-3 フロントナンバープレート
一枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定されなくてはならない。ナンバープレートには数字の間に穴を開けてもよいが、いかなる場合においても、数字自体に穴を開けてはならない。
- 13-3-1 メッシュ地のプレートが認められる。
- 13-4 サイドナンバープレート
サイドナンバープレートは、リヤホイールスピンドルを通る水平線より上に設けられ、ナンバープレートの前端はライダーのフットレスト後方200mmのところを通る垂直線より後方に位置してはならない。ナンバープレートは、はっきりと見えるように装着されなくてはならず、モーターサイクルの一部分や、シートに座ったライダー自身により隠れないようにしなくてはならない。
- 13-5 ナンバープレートの色
ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。
ナンバープレートの地色は単色でなければならない。
S1 PRO 赤地に白文字 S2 黄地に黒文字
S1 OPEN 黒地に白文字 S3 白地に黒文字
- 13-6 全日本選手権対象クラス（S1 PRO・S1 OPEN・S2）のフロントおよびサイドナンバープレートの指定された位置に「主催者の指定するステッカー」などを貼付けるスペースを設けなければならない。
- 13-7 ゼッケンナンバー
- 13-7-1 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避ける為に、地の色同様に
つや消しで書かれなければならない。数字の最低寸法は下記のとおりとする。
（形状は図を参照）
フロントナンバーの寸法は
最低高 : 140mm
最低幅 : 70mm（1の場合 25mm）
数字の最低の太さ : 25mm
数字間のスペース : 15mm



サイドナンバーの寸法は

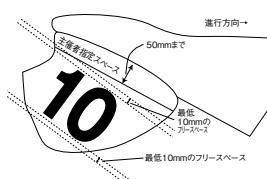
最低高 : 120mm

最低幅 : 70mm

(1の場合 25mm)

数字の最低の太さ : 25mm

数字間のスペース : 15mm



13-7-2

ゼッケンの書体は、下記を参考とし、遠くからでも読みやすい書体でなければならない。

〈参考例〉

Futura Heavy

0123456789

Franklin Gothic

0123456789

Franklin Gothic Italic

0123456789

13-7-3

数字は英国式を使用する。「1」は垂直の1本線「7」は垂直線なしの単純な傾斜線。

13-7-4

正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。

13-7-5

すべてのナンバープレートの周囲には、最低50mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。

13-7-6

この規則に適合していないナンバープレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加が認められない。

13-8

フロントナンバープレートおよびサイドナンバープレートは、以下が常に視認できる状態でなければならない。

①バックグラウンドの色（クラス別の色は13-5参照）

※反射しないつや消しであること

②ライダーのゼッケン番号（クラスごとの文字色は13-5参照）

③MFJまたは大会主催者から貼付指示されたロゴマーク（指定があった場合は装着義務付け）

ス
ー
パ
ー
モ
ト



14 ゼッケンナンバー

14-1

ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体及び色で記入しなければならない。

14-2

ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって確認され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。

ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。

14-3

予選およびレース中、ゼッケンが読みにくい場合や、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行した場合は、その周回数記録されない。

15 燃料、オイル、冷却水

- 15-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなければならない（AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される）。
- 15-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなければならない。
- 15-2-1 競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 15-2-2 ガソリンの銘柄及びその詳細が主催者によって指定された場合は、当該指定ガソリンを使用しなければならない。
- 15-2-3 競技用ガソリンは、鉛の含有量は0.013g/ℓ以下であること。
リサーチオクタン価が100.0（RON）、モーターオクタン価が89.0（MON）以下であること。密度は15℃において0.725g/ℓ～0.780g/ℓであること。
- 15-2-4 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油及び1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- 15-2-5 水冷エンジンの冷却水は、水もしくはレース用として一般市販されている冷却水に限られる。

16 出場受付

- 16-1 出場受付の時間及び場所は、公式通知によって示される。
- 16-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのメカニックがMFJライセンス、参加受理書を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 16-3 当該年度有効なMFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。

17 車両検査

- 17-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 17-2 車両検査のための車両は、ライダー本人又は当該ライダーのメカニックが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。また、車両に打刻されたナンバー（エンジン部・フレーム部）が失われている車両については、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレームまたはクランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のない車両およびエンジンについては、各競技施設で車両およびエンジン認識マーク（打刻またはペイント）を付加する事も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。
規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 17-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 17-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

18 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

19 車両の変更

- 19-1 登録された車両の変更は原則として認められない。
- 19-2 変更する必要がある場合は、所定の書式に従って変更申請を行い、競技監督が認めた場合に限り車両（フレームまたはエンジン単体含む）の変更が認められる。
- 19-3 フレームおよびクランクケース（エンジンアッセンブリー含む）の変更は、車両の変更とみなされ、車両変更手続きをしなければならない。
- 19-4 識別のないフレームおよびクランクケース（エンジン）に変更する場合は、販売証明書の添付または交換前の刻印のあるフレームまたはクランクケースを車両検査場に提示すること。認識番号のない車両およびエンジンについては、各競技施設で車両およびエンジン認識マーク（打刻またはペイント）を付加する事も認められ、以降の競技会の車両仕様書の認識番号として使用できる。いずれかの提示ができない場合は、原則として競技会への出場は認めない。
- 19-5 エントリー車両と、車検を受ける車両の変更
参加受理書発送後エントリー用紙記入車両に変更がある場合、選手受付時に車両変更手続きをしなければならない。
- 19-6 車検終了後の車両変更
車検終了後の変更は、大会事務局にて車両変更手続きをしなければならない。
- 19-7 車両変更は同部門、同クラス間の変更のみ許可される。車両変更手数料は5,000円とする。

20 部品の変更

フレーム、クランクケース、サイレンサーの変更は原則として認められない。ただし、交換のためにあらかじめ検査を受けたサイレンサーは除く。フレームの変更、クランクケース（エンジンアッセンブリー含む）の変更は、車両の変更とみなされる。

21 ブリーフィング

主催者がブリーフィング（競技に関する要領説明）を行なう場合はライダー本人が必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる。

22 レースフォーマット

各クラスの公式練習・予選方式と決勝レースの周回数は、公式通知によって定められる。

- 22-1 S1 PROクラスのレースフォーマット
S1 PROクラスのレースフォーマットは、タイム計測方式の計時予選と決勝2レース制で行われる。予選時間および決勝周回数は、主催者によって定められ、公式通知で発表される。
- 22-2-1 S1 PROクラスのタイヤ使用本数規制
S1 PROクラスは、予選から決勝レース1、レース2終了するまでタイヤ使用本数制限が設定され、使用本数は大会ごとに公式通知で発表される。予選後に設定さ

れた練習走行なども使用本数制限に含まれる。

使用するタイヤは、予選走行前に「タイヤマーキング」を受けなければならない。

タイヤマーキングしたタイヤの変更は認められない。

- 22-2-2 雨天時においては、競技監督から「ウェット宣言」がなされた場合のみ、マーキングの有無を問わずに、すべてのコンデションのタイヤを使用することができる。なお、「ウェット宣言」が解除された場合は、マーキングされたタイヤを使用しなければならない。

- 22-2-3 タイヤに関する違反

タイヤ規制違反が発生した（マーキング以外のタイヤを使用した場合）場合、以下の罰則が科せられる。

予選中 : 当該セッションの予選タイム無効

決勝中 : 当該決勝レースの失格

- 22-2-4 マーキングされたタイヤの破損

マーキングされたタイヤが転倒などの原因でタイヤ破損し、走行不可と競技監督に認められた場合、破損タイヤの保管とペナルティーを条件に、破損したタイヤのみ交換が認められる。

予選中（ノータイム）：決勝レース1、決勝レース2ピットスタートまたは競技結果に30秒加算

（タイム有り）：決勝レース1ピットスタートまたは競技結果に30秒加算

決勝レース1 : 決勝レース2ピットスタートまたは競技結果に30秒加算

その他

予選終了後から決勝レース1開始前の練習走行

: 決勝レース1ピットスタートまたは競技結果に30秒加算

決勝レース1終了から決勝レース2開始前の練習走行

: 決勝レース2ピットスタートまたは競技結果に30秒加算

23 公式予選

- 23-1 全日本スーパーモト選手権における予選組分け方法

予選が複数組に別れる場合、組分けの方法は、以下の通りとする。

- 23-1-1 第2戦までは、前年度の当該クラスのランキング順に振り分ける。

- 23-1-2 第3戦以降、エントリー締め切り時点の当該年度ランキング順とする。

- 23-1-3 前年度ランキングに載っていない場合やクラス変更を行ったライダーの場合は、指定されたゼッケンの若い順に振り分けられる。

予選組分け対象者は、当該大会にエントリーしている者とする。

- 23-2 公式予選

- 23-2-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。

- 23-2-2 公式予選は、タイム計測方式とレース方式およびレース方式の併用方式がある。

予選方式・スケジュールは、主催者によって定められ、公式通知で発表される。

- 23-3 公式予選の内容

- 23-3-1 レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、最終的に出場資格を取得しなければならない。

- 23-3-2 公式予選においては、競技役員による車両の安全チェックがなされた後にスタートする。公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再

開するが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間の短縮や打ち切り、延長を決定することができる。

- 23-4 タイム計測方式
- 23-4-1 公式予選では、ラップタイムが測定される。
- 23-4-2 公式予選において測定される各ライダーのベストラップタイムにより、大会特別規則に示されたレース出場台数を限度としてスタート位置が定められる。ベストラップタイムが同じ場合は、セカンドラップタイムによる。
- 23-4-3 各クラスの公式予選義務周回数が設定される場合は、特別規則に示される。なお、最初の1ラップ目は計測されないが、周回数には算定される。
- 23-4-4 2種目以上に出場するライダーは、出場全種目の公式予選に出場しなければならない。
- 23-4-5 複数組で行われる予選の順位決定方法
- 23-4-6 予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。
- 23-4-7 天候の変化等により路面状況に大きな差異が認められると競技監督が判断した場合には予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受けつけない。
- 23-4-8 各予選組ごとのタイム順で決定した場合のグリッドは、各予選組のトップのタイムを比較しその順番で振り分けることとする。
- 23-4-9 最終的なスターティンググリッドは大会審査委員会の決定による。
この決定に対する抗議は認められない。
- 23-4-10 予選通過者で出場不可能となった者は、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 23-5 レース方式
- 23-5-1 ヒートレース／セミファイナルレースなどに分けられる。
レースフォーマット、予選組数、決勝進出者人数および周回数については、公式通知等に示される。
- 23-5-2 ヒートレースの組み分けおよびグリッドについては、公式通知に示される。
セミファイナルや決勝への出走組み合わせを決定する場合、各予選組の順位を交互に選出される。
- 23-6 ウエイティング（繰り上げ出場）
決勝レースに出場不可能となった者がいた場合、その者に代わり予選結果次点の者で嘆願書を提出したライダーの決勝レース参加を特別に認めること。
- 23-6-1 ウエイティングの資格については、公式通知でウエイティング者の選出方法・人数および申請方法が発表される。
- 23-6-2 予選結果発表後主催者が規定する時間内にウエイティングの願い書を提出する。
- 23-6-3 主催者が規定する時間内にリタイヤするライダーがいない場合、出走は認められない。

24 決勝レースの出場台数

決勝レース出場台数は、各大会の特別規則に示される。

25 スタート方法

- 25-1 スタート位置は、すべてのライダーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
スタート位置が未舗装路の場合は、モトクロス式の横一線のスタート方式を採用する場合もある。
- 25-2 スタート手順は原則として以下とするが、詳細は各大会の特別規則または、公式通知によって示された場合には、それに従わなければならない。
- 25-2-1 主催者の定める時間にスタート前チェックを受け、チェック後マシンとともにウェイティングエリアに待機。
- 25-2-2 主催者の定める方法にてグリッドポジションにつく。
- 25-2-3 グリッドポジションについてからウォームアップスタート3分前まで、グリッド上またはピットで認められる行為
- ・タイヤウォーマーの使用（ただし、余熱のみ）
 - ・通常の整備（大幅な修理はピットに移動しなければならない）
 - ・タイヤ交換
- グリッド上で禁止される行為
- ・給油
- 25-2-4 ウォームアップラップ開始3分前ボード
- すべての調整は『3分前』のボードが出るまでに完了しなければならない。
この時点で、タイヤウォーマーを取り外さなければならない。
また、エンジンの始動を手伝うため、ライダー1名につき2名のメカニックとそのライダーのためにパラソルを持って立つ1名、および必要なオフィシャル以外の人間は全員グリッドから退去しなければならない。さらに調整を行うことを希望するライダーはマシンをピットレーンまで押して行き、そこで調整またはマシンの交換を行うことができる。この場合当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始する。
- 25-2-5 ウォームアップラップ開始1分前ボード（エンジンスタート）
- この時点でライダー1名につき、エンジン始動を手伝う2名のメカニック以外の全員がグリッドから退去する。このメカニックはライダーが押しがけするのを助けその後速やかにグリッドから退去する（車検で許可された外部スターターの使用が認められる）。
- 25-2-6 ウォームアップラップ開始30秒前ボード
- 全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置に着かなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。マシンをスタートできないライダーはマシンをピットレーンに移動し、そこでさらにマシンが始動するよう試みるかマシンを交換することができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始することができる。
- 25-2-7 ウォームアップラップ開始
- 25-2-7-1 役員の指示に従ってスタートし、1周走行後、グリッドに戻る。
- 25-2-7-2 通常にスタートした集団が通過した後、ピットレーンで待機していたライダーはウォームアップラップに加わることが許可される。
- 25-2-7-3 グリッドに戻ってきたライダーはエンジンを始動したまま、フロントホイールを

- グリッドポジションを示すラインに合わせ、所定の位置につかなければならない。
この際、スタートアシスト（スタートデバイス補助）のためにメカニクのグリッドへの立ち入りは認められない。
- 25-2-7-4 グリッド最前列の前には赤旗を持ったオフィシャルが立つ。
スターティンググリッド後方のオフィシャルがグリーンフラッグを提示し、ライダー全員がグリッドについたことを表す。
- 25-2-7-5 グリッド後方のオフィシャルがグリーンフラッグを掲げた後に、ウォームアップラップから戻るライダーは、遅着と判断される。
- 25-2-7-6 グリッドの遅着ライダーは、スターティンググリッドの位置を失い、オフィシャルの指示のもと次のスタート方法によりスタートしなければならない。
- 25-2-7-6-1 ピットインし、ピットスタートする。
ピットスタートの場合、グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したらオフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 25-2-7-6-2 スターティンググリッドの後方位置とされ、オフィシャルの指示によりスタートする。
ピットスタートのライダーより有利とならないタイミングで緑旗が提示され、スタートとなる。
スタートディレイドが生じた場合、正式なグリッドポジションに戻り再スタートすることができる。
- 25-2-7-7 ウォームアップラップ途中でトラブルに見舞われたライダーは、ピットレーンに戻って修理できる。
- 25-2-7-8 グリッドでエンジンをストールさせたライダーまたはその他のトラブルに見舞われたライダーは、モーターサイクルにまたがったままの状態で腕を上げる。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。
- 25-2-7-9 グリッドの各列が整列したら、グリッド後方に待機するオフィシャルがグリーンフラッグを振る。
- 25-2-7-10 その後スターターはグリッド前方で赤旗を掲示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。
- 25-3 スタート
- 25-3-1 レッドライトが2～5秒間点灯され、そのレッドライトが消灯された時点でスタートとなる。
- 25-3-2 レッドライトが消灯された後で、マシンがストールした場合、オフィシャルはエンジンがかかるまでそのマシンをコースに沿って押すことを補助する。それでも始動しない場合、オフィシャルの指示に従ってマシンをピットレーンに押して行かなければならない。
- 25-3-3 ピットレーンでは当該ライダーのメカニクがエンジンを始動させるために援助することが許可される。
- 25-3-4 グリッドからスタートしたライダーの集団がピットレーン出口を通過したらオフィシャルはピットレーンに待機するライダーをスタートさせる。
- 25-4 旗によるスタート手順
25-2-7-9の手順までは、同様の手順が用いられる。
- 25-4-1 その後スターターはグリッド前方で赤旗を掲示するオフィシャルにコースサイドに歩くよう指示を出す。

- 25-4-2 オフィシャルは赤旗を降ろし、スタート旗（国旗）を提示し、10秒以内にスタート旗が振られた時点でレースのスタートとなる。
- 25-5 スタートディレイド
スタート時の安全性を脅かすようなトラブルがグリッド上で発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルがイエローフラッグを掲示する。この場合ライダーはエンジンを停止させなければならない。各ライダーについて2名のメカニックがエンジン始動を補助するためにグリッドに立ち入ることが許可される。
- 25-5-1 スタート手順は『1分前』ボードの段階から再開され、ライダーは追加のウォームアップラップを1周走行し、レース周回数は1周減算される。
※サイティングラップスタートの時間、グリッド列ボードの配列（無い場合もある）、またはその他の手順について省略する場合がある。この場合、各特別規則ならびに公式通知に示される。
- 25-5-2 スタート時、スタートディレイドの原因となったライダーは、再スタート時には最後方グリッドからスタートしなければならない。
- 25-5-3 複数のペナルティー対象者があった場合、元のグリッド順とする。
- 25-5-4 スタートディレイド2回目となった場合、新たなペナルティー対象者は1回目の対象者の次のグリッドからスタートしなければならない。1回目の原因となったライダーが、2回目のディレイド時に元のグリッドに戻ることはできない。
- 25-5-5 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によるものと判断した場合、ペナルティーを科さない場合がある。

26 スタートにおける反則

- 26-1 スタートラインについて車両およびライダーは、スタート手順の開始からスタート合図が出されスタートが終了するまでスタート合図の統制下にある。
- 26-2 ジャンプスタートの定義は、スタート合図が行われる前に（シグナルの場合は：レッドライトが点灯している間に）停止位置から車両が前進した場合とし、審査委員会の同意を得た上で競技監督の決定により、下記のいずれかのペナルティーが科せられる。
- 26-2-1 競技結果への30秒の加算または、一周減算。
- 26-2-2 ストップ&ゴー・ペナルティー
- 26-2-2-1 所定の場所での一旦停止
- 26-2-2-2 当該ライダーに「車両ナンバーを付した一体型ボード」をコントロールラインで掲示する。
天候やコースレイアウトにより、サービスとして追加表示をする場合がある。
- 26-2-2-3 コントロールライン上で3回（3周）の提示を受けたにも関わらずピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 26-2-2-4 同時に複数の違反が発生した場合、原則的に一周ごとに停止させる。停止の順番は予選タイムに基づきタイム順に停止の指示を出す。ボードは複数同時に掲示する場合もある。
- 26-2-2-5 ストップ&ゴー・ペナルティーが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後に停止することを要求される（レース終了までにペナルティーが消化できない時は、レース結果に30秒加算の場合もある）。ただしレース距離50%未満で赤旗中断され、レース無効となった場合はペナルティーは消滅する。

ペナルティーを終えていないまま再レースのスタートでもジャンプスタートをした場合、当該ライダーは失格となる。

※ジャンプスタート以外の反則に対してストップ&ゴー・ペナルティーが適用される場合は上記手順が用いられる。

- 26-2-2-6 ストップ&ゴー・ペナルティーの際は、途中ピットボックス等に停車することなく、ペナルティーを受けなければならない。この規則に違反した場合は、ストップ&ゴー・ペナルティーの手順が繰り返される。
- 26-3 ピットクルーがスタートの規則に従わなかった場合も反則とみなされ、当該ライダーに1分加算もしくは失格のペナルティーが科せられる。
- 26-4 ペナルティーは、当該ライダーのピットクルーにボードによって通告される。
- 26-5 再レースの際、同一ライダーが、再度、ジャンプスタートをした場合は、失格となる。
- 26-6 ジャンプスタートのペナルティー判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- 26-7 審査委員会が明らかにその原因が不可抗力によると判断した場合、ペナルティーを科さない場合がある。

27 レース中の行為

- 27-1 走行中の遵守事項は、国内競技規則第3章競技会〔Ⅱ5競技参加者の遵守事項〕(40頁)の他、以下も適用される。これに違反した場合罰則が科せられる。
- 27-1-1 ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
- 27-1-2 ライダーがコースアウトした場合、ライダーは、オフィシャルが指示した場所または、当該ライダーが有利にならないような場所からレースに復帰することができる。
- ※この際オフィシャルは下記の補助ができる。
- ・マシンを起こす補助。
 - ・修理、調整が行われている間マシンを支える。
 - ・ライダーの再スタートを補助する。
- 27-1-2-1 当該ライダーが有利となるショートカット（コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる）が発生した場合：
- 予選中：当該ラップタイムの抹消
- 決勝中：レース結果に30秒のタイム加算または、1周減算
- 27-1-3 もしライダーがレースからリタイアを余儀なくされるようなマシントラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなくてはならない。
- 27-1-4 コース上にオイル等の液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 又、停止後再スタートを希望する場合はオフィシャルの確認を必要とする。
- 上記に違反した場合、10,000円以上の罰金が科せられる。
- 27-1-5 修復作業のためにスロー走行するライダーは、できるかぎりピット設置側を走行しなければならない。
- 27-1-6 コース外側より、作業もしくは工具・部品等の援助を受けてはならない。この場合は失格とされる。

- いかなる場合でも、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。これに違反した場合は罰則が科せられる。
- 27-1-7 レース中（予選中を含む）直線部分では前車を追い越すためあるいは後車のスリップストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更することは禁止される。
- 27-2 ピットイン
ライダーはレース及びプラクティス中にマシンの調整やタイヤ交換のためにピットに戻ることができる。レースにおいては全ての作業は主催者によって定められたピット作業エリアにて行われなければならない。
- 27-2-1 ピットインする車両のライダーは、ピットロード入口手前よりピット側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認して正規のピットロード入口から進入し、徐行しなければならない。
- 27-2-2 ピットエリア（ピットボックス前の作業エリア）を走行することは禁止される。
ピットインする車両のライダーは、自己のピットにできるだけ近いピットロードからピットエリアに入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させなければならない。
- 27-2-3 ピットインしてピットエリアに入った車両及び当該車両のライダーやピットクルーは、ピットロード及びピットエリアにおいて他の車両の通過を妨げてはならない。
- 27-2-4 ピットインの際、自己のピット前を通り過ぎて停車した車両のライダーは、オフィシャルの許可を得て、当該車両のライダーおよびピットクルーによって押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- 27-3 ピットアウト
- 27-3-1 ピットロードにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある。
- 27-3-2 ピットロードからコースに復帰するライダーは、正規のピットロードからコースインし、最初のコーナー出口に達するまで、ピット設置側に沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- 27-3-3 ピットでエンジンを止めたライダーは、メカニックの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。
- 27-4 ピット作業
- 27-4-1 レース中、車両の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によって行われなければならない。給油中は、必ずエンジンを停止しなければならない。
- 27-4-2 ピット区域内にオイルをこぼしたり、汚したりした場合は、安全上ただちに清掃しなければならない。
- 27-5 ピット作業人員
- 27-5-1 ライダーに対するピットクルー（メカニック、ピットサインマンおよびヘルパー）の合図は、主催者により定められたピット区域またはピットサインエリアのみで行うことができる。
また、合図はオフィシャルの使用する合図旗とまぎらわしいものであってはならない。
- 27-5-2 ピットクルーが諸規則に違反した場合の責任は、そのピットクルーが担当するライダーに帰属するものとし、当該ライダーに罰則が科せられる。

28 停車指示

- 28-1 レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるライダーまたは車両について、競技監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。
- 28-2 天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合は、競技監督は、赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

29 レースの一時停止

- 29-1 競技監督が天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、赤旗がスタートラインで掲示される。ライダーはただちに減速し、ピットレーンに戻らなくてはならない。当該レースの結果は前の周を終えた時点でのものとされる。
- したがって、結果はレースを続行していたライダーが、赤旗が掲示されずにフルラップを完了した時点でのものとされる。
- 29-2 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員がレース距離50%未満の走行の場合、当該レースは無効とされ、再レースが行われる。もしレースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。ただし、予選があった場合、ポイントは予選結果（決勝グリッド表）に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる（小数点以下2桁は四捨五入）。
- 29-3 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の50%以上（小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントはフルに与えられる。

30 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが再スタートされる場合、再スタートはコース・コンディションの許すかぎり速やかに行われなくてはならない。ライダーがピットに戻りしだい、競技監督は新たなスタート時刻を発表する。このスタート時刻は状況が許すかぎり最初の赤旗が掲示されてから30分以内に設定される。

- 30-1 競技結果がレース距離50%未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。
- 30-1-1 全ライダーがスタートできる。
- 30-1-2 マシンの修理・給油ができる。
- 30-1-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 30-1-4 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
- （スタートディレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数の減算を取り消し、もとのレースと同じとする。）
- 30-1-5 グリッドポジションは本来のレースと同じとする。
- （スタートディレイドの原因となり最後方グリッドへ移動したライダーはもとのグリッドにもどる。）
- 30-1-6 再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。
- 30-1-7 スタートの手順は通常のサイティングラップから始められる。

31 リタイヤ（棄権）

- 31-1 リタイヤと停止（競技中、コース内での停止）は、国内競技規則第3章競技会 [23]

競技23-5項] (43頁) による。

- 31-2 ライダー本人が負傷その他の理由でリタイヤ届を提出できないときには、オフィシャルの判定によりリタイヤと認めることができる。
- 31-3 ピット以外の地域でリタイヤする場合、ライダーは車両をレース（または予選）終了までオフィシャルの管理下におかななければならない。ただし、オフィシャルから車両の移動を指示された場合、これに従わなければならない。

32 レース終了

- 32-1 トップのライダーにチェッカーフラッグが掲示された後、引き続き後続ライダーにも特別規則に示す時間掲示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。
- 32-1-1 チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さで提示される。
- 32-1-2 チェッカーフラッグ提示位置については公式通知に明記される。
チェッカーフラッグを提示する場合、全ての合図旗を提示するのではなく、チェッカーフラッグとそれに付随するブルーフラッグのみを提示する。
- 32-2 ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップのライダーのすぐ前に他のライダーがいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーと青旗を掲示する。これはトップを走行するライダーはレースを終了するが、そのすぐ前を走っているライダーはファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないということを意味する。
- 32-3 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

33 優勝者、順位、完走者

- 33-1 優勝者
- 33-1-1 優勝者は規定の距離(周回数)または時間を完走して最初にフィニッシュライン(コントロールライン)を通過したライダーである。
- 33-1-2 写真判定が用いられる場合には勝者の決定はフロントタイヤの先端がフィニッシュラインを通過した順とする。
- 33-1-3 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーはその時点で走行している周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
- 33-2 順位の優先順位
- 33-2-1 チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 33-2-2 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。
- 33-2-3 チェッカーは優勝者がフィニッシュラインを通過した後特別規則に示す時間、フィニッシュラインで掲示される。
- 33-3 完走者
優勝者の周回数の75%（少数点以下切り捨て）以上を走行したライダー。

34 賞および得点

34-1 賞の詳細については公式通知に示される。

34-2 得点は、下記のポイントが与えられる。

全日本選手権／エリア選手権のポイント

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
20	17	15	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

・予選出走台数1台以下は不成立とする。

・得点は、完走者のみに与えられる。

34-3 決勝2レースの場合のポイントは、レースごとに34-2項のポイントが与えられる。

34-4 エリア選手権の得点は、当該クラスの総合順位に従いライセンス区分（A級・B級）にかかわらず、34-2項が適用される。

34-5 エリア選手権は、ライセンス区分（A級・B級）にかかわらず、当該クラスの総合レース結果に従い、エリアチャンピオンとB級ライセンス所持者のみを抽出したB級チャンピオンを定める。

34-6 2015年度全日本スーパーモト選手権のシリーズランキングは、S1 OPENおよびS2クラスは全8戦中6戦の有効ポイント制にて決定される。

S1 PROクラスは、全16レース中12レースの有効ポイント制にて決定される。

34-7 全日本選手権指定ゼッケン

前年度全日本選手権スーパーモト選手権の当該クラスのシリーズランキング順によって指定ゼッケンが与えられる。指定ゼッケン有資格者が他のゼッケンを希望する場合は、指定ゼッケン変更申請をしなければならない。ただし、他の選手の指定ゼッケンへの変更はできない。

34-8 決勝2レースにおける決勝中止および打ち切り時の得点について

34-8-1 決勝2レースの内、決勝の1レースが中止された場合は、中止された決勝が、走行が2周以下の場合は、ノーポイントとする（予選を行った場合は、予選結果にて1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える）。

走行が3周以上レース周回数50%未満を完了しないうちにレースを打ち切った場合は1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える。

34-8-2 決勝2レースの内、決勝2レースとも中止された場合は、ノーポイントとする。予選を行った場合は、予選結果にて1/2（少数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える。ただし、この場合のポイントは大会として1回のみ付与される。

この予選結果（決勝1レースと2レースの決勝グリッド）が異なる場合は、全選手が走行する予選を指し、大会特別規則または公式通知にて適用される予選が公示される。

35 レース終了後の車両保管と再検査

35-1 原則として1位～6位の車両は、所定の位置より競技役員の指示に従って車両保管区域へ入らなければならない。

35-2 原則として1位～6位の車両は、音量測定およびエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行うことがある。

35-3 原則として1位～6位の車両は、暫定結果発表後20分間保管される。ただし、公式通知において、保管時間を特別規則で定める場合がある。

35-4 車両規定及び音量規定を満たしていない車両のライダーは、大会審査委員会によ

り罰則が科せられる。

36 レースおよび大会の延期・中止等

- 36-1 大会は、原則として本規則に基づいて発表した日程から変更または延期されることはない。
- 36-2 レースまたは大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った出場料は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

37 抗議

- 37-1 抗議は、国内競技規則第3章競技会〔31抗議〕(46頁)による。
- 37-2 抗議は、暫定結果発表後20分以内に当該ライダーおよびエントラント代表者が行うことができる。
- 37-3 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。

38 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技監督並びに大会審査委員会がその権限において下記の罰則を科すことができる。

- 38-1 失格
 - 38-1-1 故意に走路を妨害した場合。
 - 38-1-2 コースを逆走した場合。
 - 38-1-3 示された合図旗に従わなかった場合。
 - 38-1-4 ジャンプスタートを2度繰り返した場合。
- 38-2 1周減算、レース結果に30秒加算または失格
 - 38-2-1 レース中に他のいかなる援助を受けた場合。
公式練習、公式予選及びレース／ヒートの間に外部からの他のいかなる援助を受けた場合（ただし、オーガナイザーに任命されたオフィシャルが役務の一環として安全上の理由から援助する場合は例外とする）。
 - 38-2-2 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合、大会審査委員会の裁定によりレース結果に30秒加算または1周減算
- 38-3 大会審査委員会によって判断された事項

39 主催者の権限

- 39-1 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 39-2 チーム名が公序良俗に反するなど、チーム名としてふさわしくない場合、公式プログラム・結果表への記載拒否または変更を命じることができる。
- 39-3 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 39-4 競技番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。

- 39-5 大会スポンサーの広告を参加車両等に貼付させることができる。
- 39-6 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 39-7 すべての参加者（ライダー、ピット要員、キャンペーンギャル等含む）の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版（ビデオ/CD-ROM/DVD等）、及び電子メディア（インターネット等における報道・放送・放映など全て含む）に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 39-8 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

40 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、大会事務局に質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

41 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則26

スーパーモト技術規則

MFI SUPERMOTO

1 音量規制

エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。

全日本スーパーモト選手権およびエリア選手権の車両音量測定は、すべての車両に対して「2mMAX方式」にて、測定を実施する。

1-1 2mMAX方式

1-1-1 2mMAX方式について

2mMAX法は、フル加速状態の車両から発せられる音響パワーレベル（L_{WA}）と高い相関があり、停止状態で急速に最大回転数まで運転したときの最大音圧レベルを測定するものである。

1-1-2 音量計の準備

1-1-2-1 マイクロホンにウィンドスクリーンを取り付ける。

1-1-2-2 A特性（周波数補正回路A）に設定する。

1-1-2-3 時間重み特性（時定数）をFASTに設定する。

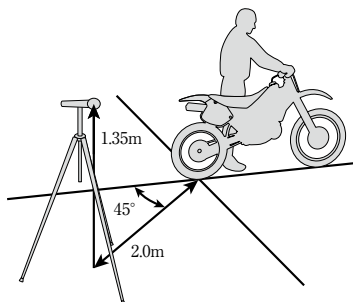
1-1-2-4 騒音計の測定レンジの最大値を130dB/Aとする。

1-1-2-5 騒音レベルの最大値L-MAXを表示できるモードに設定。

1-1-3 騒音計及び車両のセットアップ

1-1-3-1 マイクロホンは、三脚により水平に固定する

1-1-3-2 マイクロホンは、車両の後輪中心からエキゾースト側の斜め45度後方2m、かつ高さは地上から1.35mのところに設置する。



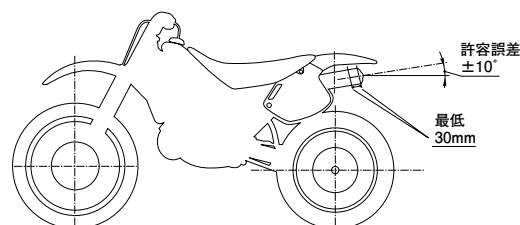
1-1-3-3 サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、いずれか一方のエキゾーストパイプの先端で計測される（必要に応じて両方の先端で測定する）。

1-1-3-4 やわらかな土の上で計測することが推奨される。

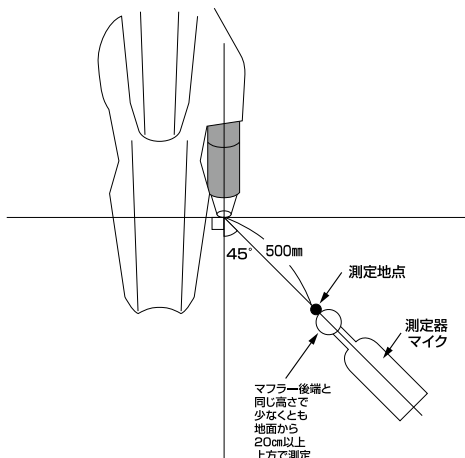
（例えば、草の上、細かな砂利の上等）

- 止むを得ず、アスファルト等固い路面上で測定する場合は、その会場における許容誤差が考慮される。
- 1-1-3-5 周辺の音量は100dB/A以下でなければならない。
- 1-1-3-6 車両から10m以内に音を反射する障害物があってはならない。
- 1-1-4 測定方法
- 1-1-4-1 計測は、スタンドを使用せず、原則ニュートラルでエンジンが温まった状態で行う。ニュートラルでの計測が実走行での最大回転数と異なる場合は、実走行と同様になるギヤポジションで測定する場合もある。
- 1-1-4-2 車検員は車両の横でマイクロホンとは反対側に立つか、またはフロントホイール付近でハンドルバーの前方に立つ。しかし、車両とマイクロホンの間に立ってはならない。
- 1-1-4-3 測定員は耳栓を使用すること（ヘッドセットまたは、耳栓）。
- 1-1-4-4 測定は当該大会の車検担当競技役員が行う。測定中、競技役員の行為によって発生した故障、損害に対して競技役員は一切の責任を負わない（45頁30-3項参照）。
- 1-1-4-5 エンジンの最大回転数を意図的に下げるといふ不正をしてはならない。
例：CDI / ECUプログラム切換えスイッチの使用等
※測定時、エンジン回転数が明らかに低い場合、タコメーターでエンジン最大回転数を測定する場合がある。
※音量測定は走行時と同じモードで計測する。
※スイッチ等によりモード切替えが可能な車両は、すべてのモードで計測を行う場合がある。
- 1-1-4-6 アイドリング状態からスロットルを速やかに全開にし、Revリミット状態を1～2秒維持してスロットルを閉じる。
- 1-1-4-7 スロットル急開でスムーズに回転が上昇しない場合には、回転をアイドルからやや上げてから急開する。
- 1-1-5 判定方法
- 1-1-5-1 測定は、1ライダーに対し3回までとし、測定値が1回でも規制値をクリアできれば合格とする。（1回目でクリアされた場合は1回の測定のみ）
アフターバーンが発生しても測定回数3回までの中でカウントする。
- 1-1-5-2 3回とも規制値をクリアできなかった場合は、大会審査委員会において罰則が科せられる。
- 1-1-6 音量規制値
- 1-1-6-1 全日本およびエリア選手権は、全クラス最大112dB/Aとする。
- 1-1-6-2 測定値の小数点以下切捨ては行わない。
- 1-1-6-3 使用される騒音計による許容誤差：
クラス1（精密騒音計）・クラス2（普通騒音計）共通→2.0dB/A
- 1-1-6-4 レース後の最終検査においては、+1dB/Aの許容誤差が認められる。
- 1-1-6-5 音量測定時の外気温による許容誤差は考慮されない。
- 1-2 固定回転方式
- 1-2-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 1-2-2 エキゾーストパイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。またはその先端は5mm以上サイレンサー本体より突出してはならない。全ての鋭利な部分は最低半径2mm以上で

丸みを帯らせていなければならない。



- 1-2-3 計測のためのマイクロホンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとするが、少なくとも地面から20cm上方でなくてはならない。もしこれが不可能な場合、計測は45°上方で行ってもよい。



- 1-2-4 ノイズテストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- 1-2-5 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定の回転数域に達するまでエンジンの回転を増していかなくてはならない。測定は、所定の回転数に達した時に行うものとする。
- 1-2-6 回転数は、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の計算式にて求められる。
- 1-2-7 所定のエンジン回転数(rpm) = $\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$
- 1-2-8 音量規制値
 4ストローク車両：ピストンスピード11m/secで測って、94dB/Aまでとする。
 2ストローク車両：ピストンスピード13m/secで測って、96dB/Aまでとする。
 レース終了後は1dB/Aの許容誤差が認められる。
- 1-2-9 音量測定は、エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施することもできる。

85ccまで	8,000 rpm
85ccを超え125ccまで	7,000 rpm
85ccを超え150ccまで（4ストローク）	6,000 rpm
125ccを超え250ccまで	5,000 rpm
250ccを超え500ccまで	4,500 rpm
500cc以上	4,000 rpm

- 1-2-10 エンジンの音量計測には、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
サイレンサーが1本を超えるエンジンの音量計測は、いずれか一方のエキゾーストパイプの先端で測定される。
- 1-2-11 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することは禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスペアサイレンサーに関しては例外とする。
- 1-2-12 規制値をオーバーしている車両は、測定時間内に再度測定を受けることができる。
- 1-2-13 周辺の音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。
- 1-2-14 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 1-2-15 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 1-2-16 レース後の最終検査においては、+2dB/Aの許容誤差が認められる。
- 1-2-17 メーターの読み方は常に小数点以下を切捨てとする。(100.9dB/A=100dB/A)
- 1-2-18 その他規則についてはFIM規則に準ずる。

2 その他追加仕様

付則17モトクロス基本仕様に加え、MFJスーパーモト公認競技会に参加するモーターサイクルは、以下の仕様が適用される。

- 2-1 4ストロークエンジンでは、最低0.3リットルのオイルキャッチタンクが確実に固定されるかクロズドブリーザーシステムが取り付けられていなければならない。オイルキャッチタンクの使用を推奨する。
- 2-2 一つまたは幾つかの漏れ防止の施されたキャッチタンクが、ラジエター水、燃料タンクブリーザーシステム用に取り付けられていなければならない。このキャッチタンクは各スタート前に空にされなければならない。
- 2-3 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは、水とアルコールの混合物（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし、不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 2-4 オイルドレンボルトにワイヤーロックをしなければならない。
- 2-5 燃料タンクブリーザーパイプ
ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。
- 2-6 取り外さなければならないもの
ライト類、バックミラー、スタンド類、公道用ナンバープレート

MFJ公認車両

★は公認が継続された車両を表す
適用 RR：ロードレース
MX：モトクロス
TR：トリアル
SM：モタード
ED：エンデュロ

■本田技研工業(株) 〒107-8556 東京都港区南青山2-1-1 ☎03-3423-1111

●一般市販車 (オンロードタイプ)

(2014年12月4日現在)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★CB1300 Super Four	'03. 3.25	SC54	SC54E	1,284	78.0×67.2	'15. 1. 1	RR	SC54-1930011	2015
★CBR600RR	'03. 1. 1	PC37	PC37E	599	67.0×42.5	'15. 1. 1	RR	PC37-1000014	2015
★CBR1000RR	'04. 2.15	SC57	SC57E	998.4	75.0×56.5	'14. 1. 1	RR	SC57-1000001	2015
★CBR600RR	'05. 1.31	PC37	PC37E	599.4	67.0×42.5	'10. 1. 1	RR	PC37-1200001	2016
★CBR1000RR	'06. 2.18	SC57	SC57E	998.4	75.0×56.5	'11. 1. 1	RR	SC57-1200001	2015
★CBR600RR	'07. 2. 7	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'12. 1. 1	RR	PC40-1000001	2016
★CBR600RR	'08. 2.26	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'13. 1. 1	RR	PC40-1100001	2017
★CBR1000RR	'08. 2.26	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'13. 1. 1	RR	SC59-1000001	2017
★CBR600RR<STD>	'09. 2.27	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'14. 1. 1	RR	PC40-1200001	2018
★CBR600RR<ABS>	'09. 2.27	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'14. 1. 1	RR	PC40-1200001	2018
★CBR1000RR<STD>	'09. 2.27	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'14. 1. 1	RR	SC59-1100001	2018
★CBR1000RR<ABS>	'09. 2.27	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'14. 1. 1	RR	SC59-1100001	2018
★CBR600RR<STD>	'10. 3. 8	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'15. 1. 1	RR	PC40-1300001	2019
★CBR600RR<ABS>	'10. 3. 8	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'15. 1. 1	RR	PC40-1300001	2019
★CBR1000RR<STD>	'10. 3. 8	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'15. 1. 1	RR	SC59-1200001	2019
★CBR1000RR<ABS>	'10. 3. 8	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'15. 1. 1	RR	SC59-1200001	2019
★VTR(98)	'10. 3. 8	MC33	MC15E	249.4	60.0×44.1	'15. 1. 1	RR	MC33-1000001	2019
★VTR(00)	'10. 3. 8	MC33	MC15E	249.4	60.0×44.1	'15. 1. 1	RR	MC33-1010001	2019
★VTR(03)	'10. 3. 8	MC33	MC15E	249.4	60.0×44.1	'15. 1. 1	RR	MC33-1020001	2019
★VTR(09)	'10. 3. 8	MC33	MC15E	249.4	60.0×44.1	'15. 1. 1	RR	MC33-1300001	2019
★CBR600RR<STD>(11)	'11. 1.26	PC40	PC40E	599	67.0×42.5	'11. 1.26	RR	PC40-1400001	2015
★CBR600RR<ABS>(11)	'11. 1.26	PC40	PC40E	599	67.0×42.5	'11. 1.26	RR	PC40-1400001	2015
★CBR1000RR<STD>(11)	'11. 1.26	SC59	SC59E	999	76.0×55.1	'11. 1.26	RR	SC59-1300001	2015
★CBR1000RR<ABS>(11)	'11. 1.26	SC59	SC59E	999	76.0×55.1	'11. 1.26	RR	SC59-1300001	2015
★CBR250R<STD>(11)	'11. 4.22	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'11. 4.22	RR	MC41-1000001	2015
★CBR250R<ABS>(11)	'11. 4.22	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'11. 4.22	RR	MC41-1000001	2015
★CBR1000RR<STD>(12)	'12. 2.10	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'12. 2.10	RR	SC59-1400001	2016
★CBR1000RR<ABS>(12)	'12. 2.10	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'12. 2.10	RR	SC59-1400001	2016
★CBR600RR<STD>(12)	'12. 3.28	PC40	PC40E	599	67.0×42.5	'12. 3.28	RR	PC40-1500001	2016
★CBR600RR<ABS>(12)	'12. 3.28	PC40	PC40E	599	67.0×42.5	'12. 3.28	RR	PC40-1500001	2016
★VTR(12)	'12. 3.28	MC33	MC15E	249.4	60.0×44.1	'12. 3.28	RR	MC33-1400001	2016
★CBR250R<STD>(13)	'12.12.29	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'12.12.29	RR	MC41-1200001	2016
★CBR250R<ABS>(13)	'12.12.29	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'12.12.29	RR	MC41-1200001	2016
★CBR1000RR<STD>(13)	'12.12.29	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'12.12.29	RR	SC59-1500001	2016
★CBR1000RR<ABS>(13)	'12.12.29	SC59	SC59E	999.8	76.0×55.1	'12.12.29	RR	SC59-1500001	2016
★CBR600RR<STD>(13)	'13. 2.19	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'13. 2.19	RR	PC40-1600001	2017
★CBR600RR<ABS>(13)	'13. 2.19	PC40	PC40E	599.4	67.0×42.5	'13. 2.19	RR	PC40-1600001	2017
★VTR	'13. 5. 2	MC33	MC15E	249.4	60.0×44.1	'13. 5. 2	RR	MC33-1400001	2017
★VTR-F	'13. 5. 2	MC33	MC15E	249.4	60.0×44.1	'13. 5. 2	RR	MC33-1400001	2017
★CBR125R	'13. 9.27	JC50	JC39E	124	58.0×47.2	'13. 9.27	RR	JC50-1000001	2017
★CBR1000RR<STD>(14)	'14. 2.17	SC59	SC59E	999	76.0×55.1	'14. 2.17	RR	SC59-1600001	2018
★CBR1000RR<ABS>(14)	'14. 2.17	SC59	SC59E	999	76.0×55.1	'14. 2.17	RR	SC59-1600001	2018
★CBR1000RR<SP>(14)	'14. 2.17	SC59	SC59E	999	76.0×55.1	'14. 2.17	RR	SC59-1600001	2018
★CBR250R<STD>(14)	'14. 6.27	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'14. 6.27	RR	MC41-1200001	2018
★CBR250R<ABS>(14)	'14. 6.27	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'14. 6.27	RR	MC41-1200001	2018

●一般市販車 (オフロードタイプ)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★XR250	'05. 4.22	BA-MD30	MD17E	249	73.0×59.5	'15. 1. 1	MX	MD30-1700001	2016
★XR250 Motard	'05. 4.22	BA-MD30	MD17E	249	73.0×59.5	'15. 1. 1	SM	MD30-1700001	2016
★XR400 Motard	'05. 4.29	BA-ND08	NC38E	397	85.0×70.0	'15. 1. 1	SM	ND08-1000001	2016
★TLM220R	'87. 9.13	MD23	MD23E	216	69.0×58.0	'15. 1. 1	TR	MD23-1000001	2019

●スポーツ専用市販車 (ロードレース)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★CBR1000RR/レースベース車	'04. 2.15	JH2SC57R	SC57E	998.4	75.0×56.5	'14. 1. 1	RR	JH2SC57R*4M900001	2015
★CBR1000RR/レースベース車	'06. 2.18	JH2SC57S	SC57E	998.4	75.0×56.5	'11. 1. 1	RR	JH2SC57S*6M920001	2015
★CBR1000RR/レースベース車	'08. 2.26	JH2SC59S	SC59E	999.8	76.0×55.1	'13. 1. 1	RR	JH2SC59S*8M900001	2017
★CBR1000RR/レースベース車	'09. 2.27	JH2SC59S	SC59E	999.8	76.0×55.1	'14. 1. 1	RR	JH2SC59S*9K910001	2018
★CBR600RR/レースベース車	'05. 1.31	JH2PC37R	PC37E	599.4	67.0×42.5	'15. 1. 1	RR	JH2PC37R*5M920001	2016
★CBR600RR/レースベース車	'07. 2. 7	JH2PC40S	PC40E	599.4	67.0×42.5	'12. 1. 1	RR	JH2PC40S*7M900001	2016
★CBR600RR/レースベース車	'08. 2.26	JH2PC40S	PC40E	599.4	67.0×42.5	'13. 1. 1	RR	JH2PC40S*8M910001	2017
★CBR600RR/レースベース車	'09. 2.27	JH2PC40S	PC40E	599.4	67.0×42.5	'14. 1. 1	RR	JH2PC40S*9K930001	2018
★CBR600RR/レースベース車	'10. 2. 9	JH2PC40S	PC40E	599.4	67.0×42.5	'15. 1. 1	RR	JH2PC40S*AK940001	2019
★CBR1000RR/レースベース車	'10. 2. 9	JH2SC59S	SC59E	999.8	76.0×55.1	'15. 1. 1	RR	JH2SC59S*AK000001	2019
★CBR1000RR/レースベース車(12)	'12. 2.10	JH2SC59S	SC59E	999.8	76.0×55.1	'12. 2.10	RR	JH2SC59S*CK100001	2016
★CBR600RR/レースベース車(12)	'12. 2.29	JH2PC40S	PC40E	599	67.0×42.5	'12. 2.29	RR	JH2PC40S*AK940001	2016

付 録

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
CBR600RR/レースベース車(13)	'13. 2. 19	JH2SPC40S	PC40E	599.36	67.0×42.5	'13. 2. 19	RR	JH2PC40S'DK950001	2017
CBR1000RR/レースベース車(14)	'14. 2. 17	JH2SC59	SC59E	999	76.0×55.1	'14. 2. 17	RR	JH2SC59-200001	2018

●スポーツ専用市販車（モトクロス）

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ CR85R	'04. 8. 28	HE07	HE07E	84.7	47.5×47.8	'14. 1. 1	MX	HE07-1200001	2015
★ CR85R2	'04. 8. 28	HE07	HE07E	84.7	47.5×47.8	'14. 1. 1	MX	HE07-1200001	2015
★ CRF250R	'04. 8. 28	ME10	ME10E	249.4	78.0×52.2	'14. 1. 1	MX	ME10-1100001	2015
★ CRF450R	'04. 9. 28	PE05	PE05E	449.4	96.0×62.1	'14. 1. 1	MX	PE05-1300001	2015
★ CR125R	'04.12.21	JE01	JE01E	124.8	54.0×54.5	'14. 1. 1	MX	JE01-1990001	2015
★ CR250R	'05. 1. 25	ME03	ME03E	249.3	66.4×72.0	'15. 1. 1	MX	ME03-1990001	2016
★ CRF450R	'05. 8. 27	PE05	PE05E	449.4	96.0×62.1	'15. 1. 1	MX	PE05-1400001	2016
★ CR85R	'05.11.26	HE07	HE07E	84.7	47.5×47.8	'15. 1. 1	MX	HE07-1300001	2016
★ CR85R2	'05.11.26	HE07	HE07E	84.7	47.5×47.8	'15. 1. 1	MX	HE07-1300001	2016
★ CRF250R	'05.11.26	ME10	ME10E	249.4	78.0×52.2	'15. 1. 1	MX	ME10-1200001	2016
★ CRF450R	'06. 8. 26	PE05	PE05E	449.4	96.0×62.1	'11. 1. 1	MX	PE05-1500001	2015
★ CRF250R	'06. 9. 21	ME10	ME10E	249.4	78.0×52.2	'11. 1. 1	MX	ME10-1300001	2015
★ CRF150R	'06.10.14	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'11. 1. 1	MX	KE03-1000001	2015
★ CRF150R2	'06.10.14	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'11. 1. 1	MX	KE03-1000001	2015
★ CR85R	'06.12.27	HE07	HE07E	84.7	47.5×47.8	'11. 1. 1	MX	HE07-1400001	2015
★ CR85R2	'06.12.27	HE07	HE07E	84.7	47.5×47.8	'11. 1. 1	MX	HE07-1400001	2015
★ CRF150R(08)	'07. 7. 13	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'12. 1. 1	MX	KE03-1100001	2016
★ CRF150R2(08)	'07. 7. 13	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'12. 1. 1	MX	KE03-1100001	2016
★ CRF50F(08)	'07. 7. 12	AE03	AE03E	49.4	39.0×41.4	'12. 1. 1	MX	AE03-1800001	2016
★ CRF250R(08)	'07. 9. 28	ME10	ME10E	249.4	78.0×52.2	'12. 1. 1	MX	ME10-1400001	2016
★ CRF450R(08)	'07. 9. 28	PE05	PE05E	449.4	96.0×62.1	'12. 1. 1	MX	PE05-1600001	2016
★ CRF50F(09)	'08. 6. 25	AE03	AE03E	49.4	39.0×41.4	'13. 1. 1	MX	AE03-1900001	2017
★ CRF100F(09)	'08. 7. 23	HE03	HE03E	99.2	53.0×45.0	'13. 1. 1	MX	HE03-2900001	2017
★ CRF250R(09)	'08.10.16	ME10	ME10E	249.4	78.0×52.2	'13. 1. 1	MX	ME10-1500001	2017
★ CRF450R(09)	'08.10.16	PE05	PE05E	449.7	96.0×62.1	'13. 1. 1	MX	PE05-1700001	2017
★ CRF150R	'09. 2. 25	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'14. 1. 1	MX	KE03-1200001	2018
★ CRF150R2	'09. 2. 25	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'14. 1. 1	MX	KE03-1200001	2018
★ CRF250R(10)	'09. 9. 12	ME10	ME10E	249.4	76.8×53.8	'14. 1. 1	MX	ME10-1600001	2018
★ CRF450R(10)	'09. 9. 12	PE05	PE05E	449.7	96.0×62.1	'14. 1. 1	MX	PE05-1800001	2018
★ CRF50F(10)	'10. 2. 9	AE03	AE03E	49.4	39.0×41.4	'15. 1. 1	MX	AE03-2000001	2019
★ CRF50F(11)	'10.11.13	AE03	AE03E	49.4	39.0×41.4	'15. 1. 1	MX	AE03-2100001	2019
★ CRF250R(11)	'10.11.13	ME10	ME10E	249.4	76.8×53.8	'15. 1. 1	MX	ME10-1700001	2019
★ CRF450R(11)	'10.11.13	PE05	PE05E	449.7	96.0×62.1	'15. 1. 1	MX	PE05-1900001	2019
★ CRF50F(12)	'11. 9. 22	AE03	AE03E	49.4	39.0×41.4	'11. 9. 22	MX	AE03-2200001	2015
★ CRF150R(12)	'11. 9. 22	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'11. 9. 22	MX	KE03-1300001	2015
★ CRF150R II(12)	'11. 9. 22	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'11. 9. 22	MX	KE03-1300001	2015
★ CRF250R(12)	'11. 9. 22	ME10	ME10E	249.4	76.8×53.8	'11. 9. 22	MX	ME10-1800001	2015
★ CRF450R(12)	'11. 9. 22	PE05	PE05E	449.7	96.0×62.1	'11. 9. 22	MX	PE05-2000001	2015
★ CRF250R(13)	'12.10. 3	ME10	ME10E	249.4	76.8×53.8	'12. 10. 3	MX	ME10-1900001	2016
★ CRF450R(13)	'12.10. 3	PE05	PE05E	449.7	96.0×62.1	'12. 10. 3	MX	PE05-2100001	2016
★ CRF50F(13)	'13. 2. 27	AE04	AE04E	49.5	39.0×41.4	'13. 2. 27	MX	AE04-1000003	2017
★ CRF250R(14)	'13. 9. 21	ME10	ME10E	249.4	76.8×53.8	'13. 9. 21	MX	ME10-2000001	2017
★ CRF450R(14)	'13. 9. 21	PE05	PE05E	449.7	96.0×62.1	'13. 9. 21	MX	PE05-2200001	2017
★ CRF125F(14)	'14. 2. 26	JE03	JE03E	124.9	52.4×57.9	'14. 2. 26	MX	JE03-1000001	2018
★ CRF150R(14)	'14. 2. 26	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'14. 2. 26	MX	KE03-1500001	2018
★ CRF150R II(14)	'14. 2. 26	KE03	KE03E	149.7	66.0×43.7	'14. 2. 26	MX	KE03-1500001	2018
★ CRF450R(15)	'14. 9. 20	PE05	PE05E	449.7	96.0×62.1	'14. 9. 20	MX	PE05-2300001	2018
★ CRF250R(15)	'14. 9. 20	ME10	ME10E	249.4	76.8×53.8	'14. 9. 20	MX	ME10-2100001	2018

■株式会社ホンダレーシング 〒351-0024 埼玉県朝霞市泉水3-15-1 ☎048-461-8804

●スポーツ専用市販車（ロードレース）

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ O6NSR mini	'06. 3. 2	RS50	RS50E	49	39.0×41.4	'11. 1. 1	RR	RS50-1000003	2015
★ O6NSF100	'06. 4. 4	HR01	HR01E	99.2	53.0×45.0	'11. 1. 1	RR	HR01-1000011	2015
★ CBR250R/レースベース車	'12. 4. 2	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'12. 4. 2	RR	MC41-1100001	2016
★ NSF250R	'13.12. 4	JH2MR03C	MR03E	249.4	78.0×52.2	'13.12. 4	RR(J-GP3)	JH2MR03C4CK000001	2017
★ CBR250R/レースベース車	'14. 5. 28	MC41	MC41E	249	76.0×55.0	'14. 5. 28	RR	MC41-1400001	2018

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ 99RTL250R	'99. 1. 26	RTL250RF	NN3E	249	72.2×61.0	'11. 1. 1	TR	RTL250RF-9910001	2015
★ 00RTL250R	'00. 1. 26	RTL250RF	NN3E	249	72.2×61.0	'15. 1. 1	TR	RTL250RF-0010001	2019
★ 01RTL250R	'01. 1. 25	RTL250RF	NN3E	249	72.2×61.0	'11. 1. 1	TR	RTL250RF-0110001	2015
★ 02RTL250R	'01.12.26	RTL250RF	NN3E	249	72.2×61.0	'11. 1. 1	TR	RTL250RF-0210001	2015
★ 97RTL250R	'97. 3. 1	RTL250RF	NN3E	249	72.2×61.0	'15. 1. 1	TR	RTL250RF-9710001	2019
★ 98RTL250R	'97.12. 1	RTL250RF	NN3E	249	72.2×61.0	'15. 1. 1	TR	RTL250RF-9810001	2019
★ 05RTL250F	'05. 1. 28	RTL250FF	NN4E	249.1	76.5×54.2	'15. 1. 1	TR	RTL250FF-0510001	2019
★ RTL260F(10)	'10. 1. 2	RTL260FF	NN4E	259	78.0×54.2	'10. 1. 2	TR	RTL260FF-1010001	2019

■ヤマハ発動機(株) 〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500 ☎0538-37-4111

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ YZF-R1	'05. 1.31	RN121	N509E	998.4	77.0×53.6	'15. 1. 1	RR	JYARN121000016418	2016
★ YZF-R1	'06. 2.18	RN126	N509E	998	77.0×53.6	'11. 1. 1	RR	JYARN126000000301	2015
★ YZF-R1SP	'06. 2.18	RN129	N509E	998	77.0×53.6	'11. 1. 1	RR	JYARN129000000301	2015
★ YZF-R1	'07. 2. 7	RN191	N515E	998	77.0×53.6	'12. 1. 1	RR	JYARN191000000301	2016
★ YZF-R1	'08. 2.26	RN191	N515E	998	77.0×53.6	'13. 1. 1	RR	JYARN191000013277	2017
★ YZF-R1 (09)	'09. 2.27	RN221	N519E-N520E	998	78.0×52.2	'14. 1. 1	RR	JYARN221000000004	2018
★ YZF-R1	'09. 2.27	RN24J※	N521E	998	78.0×52.2	'14. 1. 1	RR	RN24J-000005	2018
★ YZF-R6	'05. 1.31	RJ095	J509E	599.78	65.5×44.5	'15. 1. 1	RR	JYARJ095000000301	2016
★ YZF-R6	'06. 2.18	RJ111	J511E	599	67.0×42.5	'11. 1. 1	RR	JYARJ111000000301	2015
★ YZF-R6	'08. 2.26	RJ151	J515E-J516E	599	67.0×42.5	'13. 1. 1	RR	JYARJ151000000301	2017
★ YZF-R1 (12)	'12. 2.10	JYARN2	N519E-N520E	998	78.0×52.2	'12. 2.10	RR	JYARN225000000003	2016
YZF-R1 (12)	'12. 4.15	RN24J※	N521E	997	78.0×52.2	'12. 4.15	RR	RN24J-001274	2016
YZF-R1(WGP 50th Anniversary Edition) (12)	'12. 3.28	RN24J※	N521E	997	78.0×52.2	'12. 3.28	RR	RN24J-001274	2016
YZF-R6 (12)	'12. 2.10	JYARJ1	J515E-J516E	599	67.0×42.5	'12. 2.10	RR	JYARJ16E1CA022970	2016
YZF-R25	'15. 1.15	RG10J	G401E	249	60.0×44.1	'15. 1.15	RR	RG10J-0000050	2019

※YZF-R1 (RN24J) は国内モデル。

●一般市販車 (オフロードタイプ)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ WR250X	'08. 3.26	DG15J	G363E	249	77.0×53.6	'13. 1. 1	SM	DG15J-000042	2017
★ WR250R	'08. 3.26	DG15J	G363E	249	77.0×53.6	'13. 1. 1	SM	DG15J-000006	2017
★ WR250R (11)	'10. 9.29	DG15J	G363E	249.0	77.0×53.6	'15. 1. 1	ED	DG15J-006930	2019
★ WR250X (11)	'10. 9.29	DG15J	G363E	249.0	77.0×53.6	'15. 1. 1	SM	DG15J-006880	2019
WR250R (12)	'11.10.30	DG15J	G363E	249	77.0×53.6	'11.10.30	ED	DG15J-007979	2015
WR250X (12)	'11.10.30	DG15J	G363E	249	77.0×53.6	'11.10.30	SM	DG15J-008005	2015
WR250R (13)	'12. 9.30	DG15J	G363E	249	77.0×53.6	'12. 9.30	MX	DG15J-009561	2016
WR250X (14)	'13. 9.30	DG15J	G363E	249	77.0×53.6	'13. 9.30	SM	DG15J-010703	2017
WR250R (14)	'13. 9.30	DG15J	G363E	249	77.0×53.6	'13. 9.30	MX	DG15J-010834	2017

●スポーツ専用市販車 (ロードレース)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ YZF-R1 / レースベース車	'05. 1.31	CN01C	N509E	998.4	77.0×53.6	'15. 1. 1	RR	CN01C-000001	2016
★ YZF-R1 / レースベース車	'06. 2.18	CN02C	N509E	998	77.0×53.6	'11. 1. 1	RR	CN02C-000001	2015
★ YZF-R1 / レースベース車	'07. 2. 7	CN03C	N515E	998	77.0×53.6	'12. 1. 1	RR	CN03C-000001	2016
★ YZF-R1 / レースベース車	'08. 2.26	CN04C	N515E	998	77.0×53.6	'13. 1. 1	RR	CN04C-000001	2017
★ YZF-R1 / レースベース車	'09. 2.27	CN05C	N520E	998	78.0×52.2	'14. 1. 1	RR	CN05C-000001	2018
★ YZF-R6 / レースベース車	'05. 1.31	CJ08C	J506E	599.78	65.5×44.5	'15. 1. 1	RR	CJ08C-000001	2016
★ YZF-R6 / レースベース車	'06. 2.18	CJ11C	J511E	599	67.0×42.5	'11. 1. 1	RR	CJ11C-000001	2015
★ YZF-R6 / レースベース車	'08. 2.26	CJ14C	J515E	599	67.0×42.5	'13. 1. 1	RR	CJ14C-000001	2017
YZF-R1 / レースベース車 (12)	'12. 2.10	CN05C	N520E	998	78.0×52.2	'12. 2.10	RR	CN05C-000060	2016
YZF-R6 / レースベース車 (12)	'12. 2.10	CJ14C	J515E	599	67.0×42.5	'12. 2.10	RR	CJ14C-000127	2016

●スポーツ専用市販車 (モトクロス)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ YZ85	'06. 7.26	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'11. 1. 1	MX	CB09C-008848	2015
★ YZ85LW	'06. 7.26	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'11. 1. 1	MX	CB10C-004033	2015
★ YZ125	'06. 7.26	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'11. 1. 1	MX	CE16C-007559	2015
★ YZ250	'06. 7.26	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'11. 1. 1	MX	CG23C-007056	2015
★ TT-R50E	'06. 8.26	CA01W	A305E	49	36.0×48.6	'11. 1. 1	MX	CA01W-300101	2015
★ YZ450F	'06. 9.26	CJ10C	J324E	449	95.0×63.4	'11. 1. 1	MX	CJ10C-014921	2015
★ YZ250F	'06.11. 7	CG27C	G357E	249	77.0×53.6	'11. 1. 1	MX	CG27C-001871	2015
★ YZ250Fホワイトリミテッドエディション	'06.11. 7	CG27C	G357E	249	77.0×53.6	'11. 1. 1	MX	CG27C-001871	2015
★ YZ250F (08)	'07. 7.18	CG27C	G357E	249	77.0×53.6	'12. 1. 1	MX	CG27C-013095	2016
★ YZ450F (08)	'07. 7.18	CJ10C	J324E	449	95.0×63.4	'12. 1. 1	MX	CJ10C-024199	2016
★ YZ85 (08)	'07. 8. 2	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'12. 1. 1	MX	CB09C-011491	2016
★ YZ85LW (08)	'07. 8. 2	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'12. 1. 1	MX	CB10C-005493	2016
★ YZ125 (08)	'07. 8. 2	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'12. 1. 1	MX	CE16C-010242	2016
★ YZ250 (08)	'07. 8. 2	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'12. 1. 1	MX	CG23C-010656	2016
★ YZ250 White Limited Edition	'07. 8. 2	CG27C	G357E	249	77.0×53.6	'12. 1. 1	MX	CG27C-013095	2016
★ PW50 (08)	'07. 9.19	3PT	3PT	49	40.0×39.2	'12. 1. 1	MX	3PT-407179	2016
★ TT-R50E	'08. 5.26	CA01W	A305E	49.5	36.0×48.6	'13. 1. 1	MX	CA01W-335501	2017
★ PW50 (09)	'08. 7. 1	3PT	3PT	49	40.0×39.2	'13. 1. 1	MX	3PT-416068	2017
★ YZ85 (09)	'08. 7.31	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'13. 1. 1	MX	CB09C-014305	2017
★ YZ85LW (09)	'08. 7.31	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'13. 1. 1	MX	CB01C-007162	2017
★ YZ125 (09)	'08. 7.19	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'13. 1. 1	MX	CE16C-013045	2017
★ YZ250 (09)	'08. 7.19	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'13. 1. 1	MX	CG23C-013489	2017
★ YZ250F (09)	'08. 7.19	CG27C	G357E	249	77.0×53.6	'13. 1. 1	MX	CG27C-029340	2017
★ YZ250F White Limited Edition (09)	'08. 9.11	CG27C	G357E	249	77.0×53.6	'13. 1. 1	MX	CG27C-029340	2017
★ YZ450F (09)	'08. 7.19	CJ10C	J324E	449	95.0×63.4	'13. 1. 1	MX	CJ10C-036791	2017
★ YZ250F (10)	'09. 9.11	CG33C	G357E	249	77.0×53.6	'14. 1. 1	MX	CG33C-0000027	2018
★ YZ250F White Edition (10)	'09.12.11	CG33C	G357E	249	77.0×53.6	'14. 1. 1	MX	CG33C-0000027	2018

付 録

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ YZ85 (10)	'09. 9.29	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'14. 1. 1	MX	CB09C-0016126	2018
★ YZ85LW (10)	'09. 9.29	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'14. 1. 1	MX	CB10C-0008469	2018
★ YZ125 (10)	'09. 9.29	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'14. 1. 1	MX	CE16C-0015422	2018
★ YZ250 (10)	'09. 9.29	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'14. 1. 1	MX	CG23C-0016866	2018
★ YZ450F (10)	'09.10.31	CJ15C	J329E	449	97.0×60.8	'14. 1. 1	MX	CJ15C-0000032	2018
★ YZ450F WhiteEdition (10)	'09.12. 1	CJ15C	J329E	449	97.0×60.8	'14. 1. 1	MX	CJ15C-0000032	2018
★ YZ85 (11)	'10. 7.30	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'15. 1. 1	MX	CB09C-016806	2019
★ YZ85LW (11)	'10. 7.30	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'15. 1. 1	MX	CB10C-009081	2019
★ YZ125 (11)	'10. 7.30	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'15. 1. 1	MX	CE16C-017131	2019
★ YZ250 (11)	'10. 7.30	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'15. 1. 1	MX	CG23C-018272	2019
★ YZ250F (11)	'10. 7.29	CG33C	G357E	249	77.0×53.6	'15. 1. 1	MX	CG33C-006312	2019
★ YZ250F Special Edition (11)	'10.12. 1	CG33C	G357E	249	77.0×53.6	'15. 1. 1	MX	CG33C-006312	2019
★ YZ450F (11)	'10. 7.29	CJ15C	J329E	449	97.0×60.8	'15. 1. 1	MX	CJ15C-008121	2019
★ YZ450F Special Edition (11)	'10.12. 1	CJ15C	J329E	449	97.0×60.8	'15. 1. 1	MX	CJ15C-008121	2019
★ PW50 (11)	'10. 7.30	3PT	3PT	49	40.0×39.2	'15. 1. 1	MX	3PT-429720	2019
YZ85 (12)	'11. 7.30	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'11. 7.30	MX	CB09C-17880	2015
YZ85LW (12)	'11. 7.30	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'11. 7.30	MX	CB10C-9897	2015
YZ125 (12)	'11. 7.30	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'11. 7.30	MX	CE16C-19082	2015
YZ250 (12)	'11. 7.30	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'11. 7.30	MX	CG23C-20112	2015
YZ250F (12)	'11. 7.30	CG33C	G357E	249	77.0×53.6	'11. 7.30	MX	CG33C-14059	2015
YZ250F SpecialEdition (12)	'11.12. 1	CG33C	G357E	249	77.0×53.6	'11.12. 1	MX	CG33C-14059	2015
YZ450F (12)	'11. 7.30	CJ15C	J329E	449	97.0×60.8	'11. 7.30	MX	CJ15C-16018	2015
YZ450F SpecialEdition (12)	'11.12. 1	CJ15C	J329E	449	97.0×60.8	'11.12. 1	MX	CJ15C-16018	2015
WR450F (13)	'12. 7. 1	CJ17C	J333E	449	95.0×63.4	'12. 7. 1	MX	CJ17C-000041	2016
YZ85 (13)	'12. 7.31	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'12. 7.31	MX	CB09C-019475	2016
YZ85LW (13)	'12. 7.31	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'12. 7.31	MX	CB10C-010456	2016
YZ125 (13)	'12. 9.29	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'12. 9.29	MX	CE16C-020650	2016
YZ250F (13)	'12. 7.31	CG33C	G357E	249	77.0×53.6	'12. 7.31	MX	CG33C-017994	2016
YZ450F (13)	'12. 7.31	CJ15C	J329E	449	97.0×60.8	'12. 7.31	MX	CJ15C-019803	2016
PW50 (13)	'13. 2.27	3PT	3PT	49	40.0×39.2	'13. 2.27	MX	3PT-447529	2017
YZ450F (14)	'13. 7.11	CJ18C	J337E	449	97.0×60.8	'13. 7.11	MX	CJ18C-000026	2017
YZ85 LW (14)	'13. 8. 9	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'13. 8. 9	MX	CB10C-011110	2017
YZ125 (14)	'13. 8. 9	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'13. 8. 9	MX	CE16C-023107	2017
YZ250 (14)	'13. 8. 9	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'13. 8. 9	MX	CG23C-025044	2017
PW50 (14)	'13.10. 1	3PT	3PT	49	40.0×39.2	'13.10. 1	MX	3PT-450474	2017
YZ250F (14)	'13.10. 2	CG34C	G3C2E	249	77.0 ×53.6	'13.10. 2	MX	CG34C-000042	2017
YZ125 (15)	'14. 8.21	CE16C	E120E	124	54.0×54.5	'14. 8.21	MX	CE16C-024470	2018
YZ250 (15)	'14. 8.21	CG23C	G111E	249	66.4×72.0	'14. 8.21	MX	CG23C-026455	2018
YZ250F (15)	'14. 8.21	CG34C	G3C2E	249	77.0×53.6	'14. 8.21	MX	CG34C-006772	2018
YZ450F (15)	'14. 8.21	CJ18C	J337E	449	97.0×60.8	'14. 8.21	MX	CJ18C-007273	2018
YZ85 (15)	'14.11.11	CB09C	B118E	84.7	47.5×47.8	'14.11.11	MX	CB09C-020451	2018
YZ85LW (15)	'14.11.11	CB10C	B118E	84.7	47.5×47.8	'14.11.11	MX	CB10C-011629	2018
YZ250FX (15)	'14.12. 6	CG37C	G3F1E	249	77.0 ×53.6	'14.12. 6	MX	CG37C-000010	2018

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ TY250Z	'93. 1.15	4GG	4GG	249	74.0×58.0	'15. 1. 1	TR	4GG-000001	2019

■株式会社スズキ 電話 432-8611 静岡県浜松市南区高塚町300 ☎053-449-8011

●一般市販車（オンロードタイプ）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ GSX-R1000 K7	'07. 2. 7	JS1GT77A	T715	999	73.4×59.0	'15. 1. 1	RR	JS1GT77A72100001	2016
★ GSX-R600 K8	'08. 2.26	GN7EA	N735	599	67.0×42.5	'13. 1. 1	RR	JS1GN7EA82100001	2017
GSX-R600 L1(11)	'11. 2. 1	JS1C3111	N738	599	67.0×42.5	'11. 2. 1	RR	JS1C311100101769	2015
GSX-R1000 L2(12)	'12. 2.10	JS1GT78A	T717	999	74.5×57.3	'12. 2.10	RR	JS1GT78A'C2100001	2016
GSX-R1000 L2(12)	'12. 2.10	JS1CY111	T717	999	74.5×57.3	'12. 2.10	RR	JS1CY111100108580 ~108595 108808~108829 108841~	2016
GSX-R600 K7	'12. 4.27	GN7DA	N727	599.4	67.0×42.5	'12. 4.27	RR	JS1GN7DA72100001	2016
★ GSX-R1000 K9	'09. 2.27	JS1GT78A	T717	999	74.5×57.3	'14. 1. 1	RR	JS1GT78A92100001	2018

●スポーツ専用市販車（モトクロス）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ RM-Z250 L0	'09. 8.28	JS1RJ42A	J445	249	77.0×53.6	'14. 1. 1	MX	JS1RJ42A000500001	2018
★ RM-Z450 L0	'09.10.29	JS1RL42A	L405	449	96.0×62.1	'14. 1. 1	MX	JS1RL42A000504862	2018
★ RM85L L0(10)	'10. 1.27	RD17C	D107	84.7	48.0×46.8	'15. 1.27	MX	RFD17C1A100342	2019
★ RM125 K6	'05. 7.20	JS1RF16A	F134	124	54.0×54.5	'15. 1. 1	MX	JS1RF16A000502654	2016
★ RM125 K4	'03. 7.23	JS1RF16A000	F134	124	54.0×54.5	'15. 1. 1	MX	JS1RF16A000502443	2015
★ RM125 K7	'06. 8.29	JS1RF16A	F134	124	54.0×54.5	'11. 1. 1	MX	JS1RF16A000502851	2015
★ RM85L K7 / ラージホイール	'06. 9.27	LM1RD17C	D107	84.7	48.0×46.8	'11. 1. 1	MX	LM1RD17C000500417	2015
★ RM-Z250 K7	'06. 9.27	JS1RJ41A	L442	249	77.0×53.6	'11. 1. 1	MX	JS1RJ41A000500001	2015
★ RM-Z250 L1(11)	'10. 9. 2	JS1RJ42A	J445	249.0	77.0×53.6	'15. 9. 2	MX	JS1RJ42A000504340	2019
★ DR-Z50 L0(11)	'10.10.27	JA42A	A408	49.0	39.0×41.8	'15.10.27	MX	JA42A-100386	2019
★ RM-Z450 L1(11)	'10.10.27	JS1RL42A	L405	449.0	96.0×62.1	'15.10.27	MX	JS1RL42A000508076	2019
★ RM-Z250 L2(12)	'11.11.10	JS1RJ42A	J445	249	77.0×53.6	'11.11.10	MX	JS1RJ42A000505986	2015
★ RM-Z450 L2(12)	'12. 1.12	RL42A	L405	449	96.0×62.1	'12. 1.12	MX	JS1RL42A000508506	2016
★ RM125 K3	'02. 9.11	RF16A	F134	124	54.0×54.5	'12. 3.28	MX	JS1RF16A000502247	2016
★ RM250 K3	'02. 9.11	RJ18A	J114	249	66.4×72.0	'12. 3.28	MX	JS1RJ18A000501816	2016
★ RM85L K8	'07.12.22	RD17C	D107	84.7	48.0×46.8	'12. 1. 1	MX	LM1RD17C000500487	2016
★ RM125 K8	'07. 7.25	JS1RF16A	F134	124	54.0×54.5	'12. 1. 1	MX	JS1RF16A000503606	2016
★ RM-Z250 K8	'07. 8.11	RJ41A	J442	249	77.0×53.6	'12. 1. 1	MX	JS1RJ41A000503075	2016
★ RM-Z450 K8	'07.10.21	RL42A	L405	449	96.0×62.1	'12. 1. 1	MX	JS1RL42A000500001	2016
★ DR-Z50 K8	'08. 5. 1	JA42A	A408	49	39.0×41.8	'13. 1. 1	MX	JA42A-100001	2017
★ RM-Z250 K9	'08. 7.23	JS1RJ41A	J442	249	77.0×53.6	'13. 1. 1	MX	JS1RJ41A000508711	2017
★ RM-Z450 K9	'08. 9.11	JS1RL42A	L405	449	96.0×62.1	'13. 1. 1	MX	JS1RL42A000503103	2017
★ RM85L K9 / ラージホイール	'08.11.15	LM1RD17C	D107	84.7	48.0×46.8	'13. 1. 1	MX	LM1RD17C000500547	2017
★ RM-Z250 L3(13)	'12.11.30	RJ42A	J445	249	77.0×53.6	'12.11.30	MX	JS1RJ42A000508228	2016
★ RM-Z450 L3(13)	'13. 1.11	RL42A	J405	449	96.0×62.1	'13. 1.11	MX	JS1RL42A000509740	2017
★ RM125 K5	'04. 7.29	JS1RF16A	F134	124	54.0×54.5	'14. 1. 1	MX	JS1RF16A000502591	2015
★ RM85L L4(14)	'13.12.25	RD17C	D107	84.7	48.0×46.8	'13.12.25	MX	RFD17C000500696	2017
★ RM-Z250 L4(14)	'14. 1.11	JS1RJ42A	J445	249	77.0×53.6	'14. 1.11	SN	JS1RJ42A000510697	2018
★ RM-Z450 L4(14)	'14. 1.29	RL42A	L405	449	96.0×62.1	'14. 1.29	MX	JS1RL42A000512422	2018
★ RM-Z450 L5(15)	'14. 9. 4	RL42A	L405	449	96.0×62.1	'14. 9. 4	MX	JS1RL42A000512467	2018
★ RM-Z250 L5(15)	'14. 9. 4	JS1RJ42A	J445	249	77.0×53.6	'14. 9. 4	MX	JS1RJ42A000512699	2018

付 録

■川崎重工業(株) 〒673-0014 兵庫県明石市川崎町1-1 ☎078-921-1317

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ ZX-6R (ZX600R)	'09. 2.27	JKAZX4R1_9A	ZX600PE	599.4	67.0×42.5	'14. 1. 1	RR	JKAZX4R1_9A000126	2018
★ ZX-10R (ZX1000D)	'06. 2.18	ZXT00D	ZXT00DE	998	76.0×55.0	'11. 1. 1	RR	JKAZXT00DA000233	2015
★ ZX-10R (ZX1000E)	'08. 2.26	ZXT00E	ZXT00DE	998	76.0×55.0	'13. 1. 1	RR	JKAZXT00EEA000103	2017
★ Ninja250R	'10. 2.26	EX250K	EX250KE	248.0	62.0×41.2	'15. 1. 1	RR	EX250K-A00152	2019
ZX-10R<STD> (11)	'11.2.1	//JKAZXT00JJA// JKAZXT00JJA ZXT00J JKAZXCJ1*BA	ZXT00JE	998	76.0×55.0	'11. 2. 1	RR	//JKAZXT00JJA000062// JKAZXT00JJA001106 ZXT00J-002832 JKAZXCJ15BA000059	2015
ZX-10R<ABS> (11)	'11.2.1	//JKAZXT00JKA// JKAZXT00JKA JKAZXCJ1*BA	ZXT00JE	998	76.0×55.0	'11. 2. 1	RR	//JKAZXT00JKA001192// JKAZXT00JKA001529 JKAZXCJ15BA000013	2015
Ninja 250	'13. 3. 1	EX250L	EX250LEA	248	62.0×41.2	'13. 3. 1	RR	EX250L-A12213	2017
Ninja 250 Special Edition	'13. 3. 1	EX250L	EX250LEA	248	62.0×41.2	'13. 3. 1	RR	EX250L-A12213	2017
Ninja 250 ABS Special Edition	'13. 3.15	EX250L	EX250LEA	248	62.0×41.2	'13. 3.15	RR	EX250L-A13759	2017
Z 250	'13. 5.15	ER250C	EX250LEA	248	62.0×41.2	'13. 5.15	RR	ER250C-A00048	2017
Ninja250 Special Edition	'14.10.24	EX250L	EX250LE	248	62.0×41.2	'14.10.24	RR	EX250L-011001	2018
Ninja250 ABS Special Edition	'14.10.24	EX250L	EX250LE	248	62.0×41.2	'14.10.24	RR	EX250L-011001	2018

●スポーツ専用市販車 (モトクロス・エンデューロ)

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ KX65	'06. 7.16	KX065A	KX065AE	64	44.5×41.6	'11. 1. 1	MX	KX065A-054001	2015
★ KX85	'06. 7.16	KX085A	KX085AE	84	48.5×45.8	'11. 1. 1	MX	KX085A-036001	2015
★ KX85-II	'06. 7.16	KX085B	KX085AE	84	48.5×45.8	'11. 1. 1	MX	KX085B-018001	2015
★ KX125	'06. 7.16	KX125M	KX125ME	124	54.0×54.5	'11. 1. 1	MX	KX125M-025001	2015
★ KX250	'06. 7.16	KX250R	KX250RE	249	66.4×72.0	'11. 1. 1	MX	KX250R-010001	2015
★ KX250F	'06. 9. 2	KX250T	KX250TE	249	77.0×53.6	'11. 1. 1	MX	KX250T-012424	2015
★ KX450F	'06. 9. 2	KX450D	KX450DE	449	96.0×62.1	'11. 1. 1	MX	KX450D-012928	2015
★ KLX450R (08)	'08. 5.23	LX450A	LX450AE	449	96.0×62.1	'13. 1. 1	ED	LX450A-006628	2017
★ KX65 (09)	'08. 7.22	KX065A	KX065AE	64	44.5×41.6	'13. 1. 1	MX	KX065A-065878	2017
★ KX85 (09)	'08. 7.22	KX085A	KX085AE	84	48.5×45.8	'13. 1. 1	MX	KX085A-045778	2017
★ KX85-II (09)	'08. 7.22	KX085B	KX085AE	84	48.5×45.8	'13. 1. 1	MX	KX085B-025161	2017
★ KLX450R (09)	'08. 7.22	LX450A	LX450AE	449	96.0×62.1	'13. 1. 1	ED	LX450A-010552	2017
★ KX250F (09)	'08. 8. 2	KX250W	KX250WE	249	77.0×53.6	'13. 1. 1	MX	KX250W-010001	2017
★ KX450F (09)	'08. 9. 2	KX450E	KX450EE	449	96.0×62.1	'13. 1. 1	MX	KX450E-001208	2017
★ KX250F (11)	'10. 8. 2	KX250Y	KX250YE	249	77.0×53.8	'15. 1. 1	MX	KX250Y-004561	2019
KX65 (12)	'11. 7. 2	KX065A	KX065AE	64	44.5×41.6	'11. 7. 2	MX	KX065A-075454	2015
KX85 (12)	'11. 7. 2	KX085A	KX085AE	84	48.5×45.8	'11. 7. 2	MX	KX085A-055416	2015
KX85-II (12)	'11. 7. 2	KX085B	KX085AE	84	48.5×45.8	'11. 7. 2	MX	KX085B-033215	2015
KX250F (12)	'11. 7.16	KX250Y	KX250YE	249	77.0×53.6	'11. 7.16	MX	KX250Y-014142	2015
KX450F (12)	'11. 7. 2	KX450F	KX450FE	449	96.0×62.1	'11. 7. 2	MX	KX450F-000253	2015
KX65 (13)	'12. 7. 2	KX065A	KX065AE	64	44.5×41.6	'12. 7. 2	MX	KX065A-078129	2016
KX85 (13)	'12. 7. 2	KX085A	KX085AE	84	48.5×45.8	'12. 7. 2	MX	KX085A-058277	2016
KX85-II (13)	'12. 7. 2	KX085B	KX085AE	84	48.5×45.8	'12. 7. 2	MX	KX085B-035122	2016
KX250F (13)	'12. 7. 2	KX250Z	KX250ZE	249	77.0×53.6	'12. 7. 2	MX	KX250Z-001439	2016
KX450F (13)	'12. 7. 2	KX450F	KX450FE	449	96.0×62.1	'12. 7. 2	MX	KX450F-012954	2016
KX65 (14)	'13. 7.11	KX065A	KX065AE	64	44.5×41.6	'13. 7.11	MX	KX065A-081130	2017
KX250F (14)	'13. 7.11	KX250Z	KX250ZE	249	77.0×53.6	'13. 7.11	MX	KX250Z-014040	2017
KX450F (14)	'13. 7.11	KX450F	KX450FE	449	96.0×62.1	'13. 7.11	MX	KX450F-022962	2017
KX85 (14)	'13. 8. 3	KX085C	KX085CE	84	48.5×45.8	'13. 8. 3	MX	KX085C-000393	2017
KX85-II (14)	'13. 8. 3	KX085D	KX085DE	84	48.5×45.8	'13. 8. 3	MX	KX085D-000020	2017
★ KX250F (10)	'09. 9.16	KX250X	KX250XE	249	77.0×53.6	'14. 1.29	MX	KX250X-000873	2018
KX65 (15)	'14. 8. 2	KX065A	KX065AE	64	44.5×41.6	'14. 8. 2	MX	KX065A-083090	2018
KX85 (15)	'14. 8. 2	KX085C	KX085CE	84	48.5×45.8	'14. 8. 2	MX	KX085C-004322	2018
KX85-II (15)	'14. 8. 2	KX085D	KX085DE	84	48.5×45.8	'14. 8. 2	MX	KX085D-003072	2018
KX250F (15)	'14. 8. 2	KX250Z	KX250ZE	249	77.0×53.6	'14. 8. 2	MX	KX250Z-026080	2018
KX450F	'14. 8. 2	KX450F	KX450FE	449	96.0×62.1	'14. 8. 2	MX	KX450F-031002	2018

■KTM JAPAN(株) 〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7TOC有明2F ☎03-3527-8885

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★1190 RC8R	'09. 3.12	VBK15-VBK19P-VBK19R	691 . 693	1194	105.0×69.0	'14. 5.28	RR	VBKVR*****M000001	2018

●スポーツ専用市販車 (ロードレース)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
KTM RC250R	'14. 4.10	VBKRC	126	249.5	81.0×48.5	'14. 4.10	RR(J-GP3)	VBKRC*****001	2018

●スポーツ専用市販車 (モトクロス)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
KTM 50SX MINI(11)	'11. 1.26	VBKMRA2	452	49.0	39.5×40.0	'11. 1.26	MX	VBKMRA2**BM100001	2015
KTM 65SX(11)	'11. 2.23	VBKMRA2	462	64.85	45.0×40.8	'11. 2.23	MX	VBKMRA2**BM100001	2015
KTM 50SX(12)	'12. 1.25	VBKMRA2	452	49	39.5×49.0	'12. 1.25	MX	VBKMRA2**CM000001	2016
KTM 65SX(12)	'12. 1.25	VBKMRA2	462	64.85	45.0×40.8	'12. 1.25	MX	VBKMRA2**CM000001	2016
KTM 85SX(12)	'12. 1.25	VBKMXA2	B85	84.93	47.0×48.95	'12. 1.25	MX	VBKMXA2**CM000001	2016
KTM 125SX(12)	'12. 1.25	VBKMXH2	503	124.8	54.0×54.5	'12. 1.25	MX	VBKMXH2**CM100001	2016
KTM 250SX-F(12)	'12. 1.25	VBKMXH4	771	248.6	76.0×54.8	'12. 1.25	MX	VBKMXH4**CM100001	2016
KTM 350SX-F(12)	'12. 1.25	VBKMXL4	772	349.7	88.0×57.5	'12. 1.25	MX	VBKMXL4**CM100001	2016
KTM 250SX-F(13)	'12.10. 3	VBKMXJ4	777	249.9	78.0×52.3	'12. 10.3	MX	VBKMXJ4**M000001	2016
KTM 350SX-F(13)	'12.10. 3	VBKMXN4	778	349.7	88.0×57.5	'12. 10.3	MX	VBKMXN4**M000001	2016
KTM 450SX-F(13)	'12.10. 3	VBKMPX4	789	449.3	95.0×63.4	'12. 10.3	MX	VBKMPX4**M000001	2016
KTM 50SX(13)	'13. 2.27	VBKMRA2	452	49	39.5×40.0	'13. 2.27	MX	VBKMRA2**DM000001	2017
KTM 65SX(13)	'13. 2.27	VBKMRA2	462	64.85	45.0×40.8	'13. 2.27	MX	VBKMRA2**DM000001	2017
KTM 85SX(13)	'13. 2.27	VBKMXC2	B85	84.93	47.0×48.95	'13. 2.27	MX	VBKMXC2**DM000001	2017
KTM 50SX(14)	'14. 1.29	VBKMRA2	452	49	39.5×40.0	'14. 1.29	MX	VBKMRA2**M000001	2018
KTM 65SX(14)	'14. 1.29	VBKMRA2	462	64.85	45.0×40.8	'14. 1.29	MX	VBKMRA2**M000001	2018
KTM 85SX(14)	'14. 1.29	VBKMXC2	B85	84.93	47.0×48.95	'14. 1.29	MX	VBKMXC2**M000001	2018
KTM 125SX(14)	'14. 1.29	VBKMXH2	503	124.8	54.0×54.5	'14. 1.29	MX	VBKMXH2**M100001	2018
KTM 250SX-F(14)	'14. 1.29	VBKMXJ4	777	249.91	78.0×52.3	'14. 1.29	MX	VBKMXJ4**M000001	2018
KTM 350SX-F(14)	'14. 1.29	VBKMXN4	778	349.7	88.0×57.5	'14. 1.29	MX	VBKMXN4**M000001	2018
KTM 450SX-F(14)	'14. 1.29	VBKMPX4	789	449.3	95.0×63.4	'14. 1.29	MX	VBKMPX4**M000001	2018
Husqvarna TC85(14)	'14. 3.26	VBKUX	B85	84.93	47.0×48.95	'14. 3.26	MX	VBKUX*****M000001	2018
KTM 50SX(15)	14. 9.25	VBKMRA2	452	49	39.5×40.0	14. 9.25	MX	VBKMRA2**M000001	2018
KTM 65SX(15)	14. 9.25	VBKMRA2	462	64.85	45.0×40.8	14. 9.25	MX	VBKMRA2**M000001	2018
KTM 85SX(15)	14. 9.25	VBKMXC2	B85	84.93	47.0×48.95	14. 9.25	MX	VBKMXC2**M000001	2018
KTM 125SX(15)	14. 9.25	VBKMXH2	503	124.8	54.0×54.5	14. 9.25	MX	VBKMXH2**M100001	2018
KTM 250SX-F(15)	14. 9.25	VBKMXJ4	777	249.91	78.0×52.3	14. 9.25	MX	VBKMXJ4**M000001	2018
KTM 350SX-F(15)	14. 9.25	VBKMXN4	778	349.7	88.0×57.5	14. 9.25	MX	VBKMXN4**M000001	2018
KTM 450SX-F(15)	14. 9.25	VBKMPX4	789	449.3	95.0×63.4	14. 9.25	MX	VBKMPX4**M000001	2018

●スポーツ専用市販車 (モタード)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
KTM 450SMR(12)※	'12. 1.25	VBKMXN4	773	449.3	97.0×60.8	'12. 1.25	SM	VBKMXN4**CM000001	2016
Husqvarna FC450(14)※	'14. 3.26	VBKUX	789	449.3	95.0×63.4	'14. 3.26	SM	VBKUX*****M000001	2018
Husqvarna FS450(15)	'14.11.20	VBKUS	789	449.3	95.0×63.4	'14.11.20	SM	VBKUS*****M000001	2018

※モトクロス競技に出場の際は、モトクロス基本仕様/国内モトクロス技術仕様に合致した仕様にする。こと。

■株MV AGUSTA JAPAN 〒437-1114 静岡県袋井市西同笠387 ☎0538-23-0861

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
MV AGUSTA F3	'13. 2.19	ZCGF310	F3A	675	79.0×45.9	'13. 2.19	RR	000001	2017
MV AGUSTA F4	'13. 3.12	ZCGF620	F16B	998	79.0×50.9	'13. 3.12	RR	000001	2017
MV AGUSTA F4/ABS	'13. 3.12	ZCGF620	F16B	998	79.0×50.9	'13. 3.12	RR	000001	2017

●スポーツ専用市販車 (モタード・モトクロス)

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
Husqvarna SM449R(11)	'11. 3. 9	ZKHA600	A6	449.6	98.0×59.6	'11. 3. 9	SM	ZKHA600ABV000010	2015
Husqvarna TC449(11)	'11. 4. 2	ZKHA600	A6	449.6	98.0×59.6	'11. 4. 2	SM	ZKHA600AABV050275	2015
Husqvarna CR50(11)	'11. 3.23	ZKHCR50	H39	49	39.5×40.0	'11. 3.23	MX	ZKHCR5030BV000121	2015
Husqvarna SM250R(11)	'11. 6. 1	ZKHA300	A3	249.5	79.5×50.9	'11. 6. 1	SM	ZKHA300ABV000002	2015
Husqvarna CR65	'12. 1.25	ZKHCR65	H65	64.89	45.0×40.8	'12. 1.25	MX	ZKHCR6530CV000342	2016
Husqvarna TC250(12)	'12. 5.26	ZKHA300	A3	249.5	79.5×50.9	'12. 5.26	MX	ZKHA300AACV050001	2016
Husqvarna TC449(13)	'12.10.31	ZKHA600	A6	449.6	98.0×59.6	'12.10.31	SM	ZKHA600AADV000030	2016

■ピアッジオグループジャパン(株) 〒108-0073 東京都港区三田1丁目4-28三田国際ビル2211区 ☎03-3454-8880

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
aprilia RS4 125	'12. 4.27	ZD4TW	M543M	124	58.0×47.0	'12. 4.27	RR	ZD4TW0000BS000001	2016

■ビー・エム・ダブリュー(株) 〒100-6622 東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー ☎03-6259-8421

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★BMW S1000RR(Premium Line)	'10. 2.24	WB1050700AZV	104EA	999	80.0×49.7	'15. 1. 1	RR	WB1050700AZV30000	2019
BMW S1000RR	'12. 2.10	WB1052400CZ0	104EA	999	80.0×49.7	'12. 2.10	RR	WB1052400CZ028500	2016
BMW S1000RR HP4	'13. 2.19	WB10D01	104EA	999	80.0×49.7	'13. 2.19	RR	WB10D0107DZF91000	2017

■株式会社メガリジャパン 〒920-0925 石川県金沢市横川3-20 ☎076-259-6630

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
Megelli 250r	'12. 5.26	LWGYDNL	HS177MM	249.5	77.0×53.6	'12. 5.26	RR	01727	2016

■トライアンフ・ジャパン株式会社 〒102-0082 東京都千代田区一番町9-23一番町ビル1F ☎03-3261-1701

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
★トライアンフデイトナ675トリプル	'08. 2.23	SMTTMD10	6			'13. 1.24	RR	SMTTMD10666259922	2017

■ドゥカティジャパン株式会社 〒153-0051 東京都目黒区上目黒1-26-9中目黒オークラビル ☎03-3794-5003

●一般市販車 (オンロードタイプ)

車 名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適 用	打刻開始ナンバー	有効期限
ドゥカティ 1199 Panigale	'13. 3.26	ZDMH802JACB	ZDM1198WE	1198	112.0×60.8	'13. 3.26	RR	ZDMH802JACB007756	2017

■**株亜路欧** 〒341-0043 埼玉県三郷市栄3-8 ☎048-951-1933

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ MOTO SHERCO 2.5	'07. 5.23	VNBS	SH250	249.7	72.8×60.0	'12. 2.29	TR	VNBS125TR6A016900	2016
★ MOTO SHERCO2.9	'07. 5.23	VNBS	SH290	272	76.0×60.0	'12. 2.29	TR	VNBS129TR6A016801	2016
MOTO SHERCO1.25	'12. 7.24	VNBS	SH120	124.7	56.0×50.7	'12. 7.24	TR	VNBS512TRCA024001	2021

■**Beta motor Japan** 〒939-1544 富山市南砺市新邸7-4 ☎0763-22-1731

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ Beta Rev-3	'02. 3.21	BETA B6	BETA 6605	249.7	72.5×60.5	'12. 1.25	TR	BETA B6 003733	2016
Beta Evo 2T 200	'12. 1.25	ZD3T	ZD3B9T	194.6	64.0×60.5	'12. 1.25	TR	ZD3T60000B0150115	2021

■**有エトデザイン** 〒654-0111 兵庫県神戸市須磨区車道谷山1-1-2F ☎078-747-5255

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
JTG JT300	'12. 6.26	UCPJT300	JT300	301.58	80.0×60.0	'12. 6.26	TR	UCPJT300111001010	2021
JTG JT250	'13. 1.24	UCPJT250	JT250	247.56	72.5×60.0	'13. 1.24	TR	UCPJT250113001000	2022

■**有アルク** 〒340-0814 埼玉県八潮市南川崎96-2 ☎048-921-4555

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
OSSA280i	'11. 8.24	UCN	MTR	272.2	76.0×60.0	'11. 8.24	TR	UCNTR280BAA0000001	2020

■**株式会社 ランドブリーズ** 〒431-3106 静岡県浜松市東区笠井上町251番地の4 ☎050-1050-6412

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ SCORPA SY	'02. 3.21	VMUSCY249	4GG	249	74.0×58.0	'12. 1.25	TR	VMUSCY249SC700001	2016
★ SCORPA SY250F	'07. 3.28	VMUSYF249	5UM	249	77.0×53.6	'12. 1.25	TR	VMUSYF249SC060001	2016
SCORPA SR125-2T	'12.10.31	VMUSR12	SR12	124	56.0×50.7	'12.10.31	TR	VMUSR12TR1B000210	2021
SCORPA SR280-2T	'12.10.31	VMUSR29	SR29	272	76.0×60.0	'12.10.31	TR	VMUSR29TR1B000200	2021
★ スコルパ TYS125F	'03.11.26	VMUSCY123	E394E			'13. 1.24	TR	VMUSCY123SC100001	2017
TYS125-F	'13. 5.10	VMUTY12TR	JS154FMI	124	54.0×54.0	'13. 5.10	TR	VMUTY12TR1C000253	2022

■**株式会社エス ジャパン** 〒407-0263 山梨県韮崎市穴山町7804 ☎0551-37-4453

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
ガスガス ランドネ	'13. 4. 3	VTRRD	JS154FMI	123.3	54.0×54.0	'13. 4. 3	TR	VTRRD1200M0310066	2022

■**有限会社アルプスヴァン** 〒407-0263 山梨県韮崎市穴山町7804 ☎0551-37-4453

●スポーツ専用市販車（トライアル）

車名	初回公認	フレーム打刻	エンジン打刻	排気量	ボア×ストローク	公認発効日	適用	打刻開始ナンバー	有効期限
★ GAS-GAS TRIAL125PRO	'09. 5.29	VTR	GG12	124.8	54.0×54.5	'14. 1. 1	TR	VTRTG1203K0680001	2018
★ GAS-GAS TRIAL250PRO	'09. 5.29	VTR	GG25	247.7	72.0×60.0	'14. 1. 1	TR	VTRTG2503K0880001	2018
★ GAS-GAS TRIAL280PRO	'09. 5.29	VTR	GG28	272.2	76.0×60.0	'14. 1. 1	TR	VTRTG2803K078881	2018
★ GAS-GAS TRIAL300PRO	'09. 8.28	VTR	GG30	294.1	79.0×60.0	'14. 1. 1	TR	VTRTG3003K1080001	2018

※トライアルにおけるMFJ公認車両の定義は？

トライアル競技規則⑩技術規則関連10-1-1項（P248）ならびに国内トライアルの仕様②出場車両2-1項（P270）を参照のこと。

MFJスノーモビル公認車両

MFJが主催または公認する競技会においては、この表にあるMFJに公認された車両を使用しなければならない。

ジュニアクラス	2ストローク600cc以下	4ストローク1050cc以下
S3クラス	2ストローク500cc以下	4ストローク1000cc以下
S2クラス	2ストローク600cc以下	4ストローク1200cc以下
スーパークラス	2ストローク600cc以下	4ストローク1050cc以下

★S1クラスにおいては、以下に記されているどのクラス用に公認された車両でも使用することができる。

2ストローク					
	125cc以下	126cc～500cc以下		501cc～600cc以下	601cc以上
YAMAHA	SV80 (E) SV125E	CS340 (E) GS340 S250 S340 ET250 ET300 ET340 GP292 GP300 GP338 GPX340 S300M S350 S350DX S440 SS440 GP440 GPX440	PZ480 PZ480E PZ480ED PZ480LT PZ480SE PZ500 PZ500LT VT480E VX500E VX500XTC VX500SX SX500R PZ480SP	EC540 XL540 S540 EX570E EX570SX EX570LT EX570SP VX600E VX600LT VX600XT VX600SX VX600XTC SX600R SXVenom (SXV600)	VX700 VX700SX VX700LT VX800LT SRX700S SRX700LT SX700R SXViper (SXV700) SXViper ER SXViper Mountain
ボラリス		INDY 340 INDY SPORT INDY LITE INDY TRAIL INDY SUPER SPORT INDY 440 PRO X FAN INDY 400 INDY 440 XC INDY 440 XCR INDY 500 INDY 500 SP INDY 500 XC SP INDY 440 PRO X ボラリス 440 IQ RACER		INDY XLT SPECIAL INDY XCR 600 SP INDY 600 XC INDY 600 EDGE X INDY 600 PRO X ボラリス 600 H0 IQ ドラゴン ボラリス 600 IQ RACER	INDY 650 INDY 650 RXL INDY ULTRA SP INDY ULTRA SPX SE INDY 700 XC INDY 700 XC SP INDY 800 XC SP INDY 800 PRO X INDY 800 PRO X 2 ボラリス 900 IQ
スキードゥー		FORMULA-SL MXZ500-SP MXZ FORMULA-SL S MXZ STD500 MXZ440LC FREESTYLE SESSION		FORMULA-Z MXZ583 FORMULA MXZX600H.O MXZX600H.O SDI FREESTYLE PARK MXZX600RS MXZ550X MXZX-RS LynxRave600RS	MXZX800
アーケティック キャット		499 SNO PRO ZR500 FIRECAT500Sno-Pro ZR440Sno-Pro Z440Sno-Pro SNOPRO 500		599 SNO PRO FIRECAT600Sno-Pro AC600 SNO PRO 600	715 SNO PRO FX-8R ZR800 ZR800EFI FIRECAT700EFI Sno-Pro

4ストローク			
	1000cc以下	1050cc以下	1200cc以下
YAMAHA	RX-1 RX-1Mountain RSVector RSVector ER RSVector SP RT50 (PHAZER) RT50ML (PHAZER Mountain Lite) RT50MP (VENTURE Multi Purpose)	FX Nytro R-TX FX Nytro	

MFJ公認ヘルメット

取得規格：R用＝ロードレース用、M用＝モトクロス用、TR用＝トライアル用、T用＝ツーリング用、R特選＝ロードレース特選、M特選＝モトクロス特選
形状：F＝フルフェイスタイプ、O＝オープンフェイスタイプ（旧：J＝ジェットタイプ）

●(株)SHOEI

〒110-0005 東京都台東区上野5-8-5 cp10ビル7F ☎03-5688-5190

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
X-8J	JIS-C・R用	F	'96.1.24
FX-R	JIS-C・M用	F	'96.1.24
SR-FREEDOM	JIS-C・TR、T用	J	'96.7.24
VFX-R	SNELL M95・JIS-C・M用	F	'99.3.24
TR-3	JIS-B・TR用	J	'99.10.27
SR-J	JIS-T8133-2000T用	J	'01.7.18
RFD II	JIS-T8133-2000R用	F	'01.11.28
X-8RS	SNELL M2000/JIS T8133-2000・R特選	F	'02.1.23
HORNET	JIS T8133 2000・MX用	F	'02.5.30
X-Eleven	SNELL M2000/JIS T8133 2000・R特選	F	'02.12.11
WYVERN II	JIS-T8133-2000 RR用	F	'03.8.27
X-9	SNELL M2000 RR特選	F	'03.12.25
SHOEI RFX	JIS-T8133-2000 RR用	F	'05.1.26
SHOEI X-KIDS	JIS-T8133-2000 RR用	F	'05.3.23
SHOEI VFX-DT	SNELL M2000/JIS T8133-2000 MX特選	F	'05.5.25
SHOEI HORNET-DS	JIS T8133-2000 MX用	F	'06.12.27
X-TWELVE	SNELL M2010・JIS-T8133-2007 R特選	F	'09.11.28
SHOEI VFX-W	JIS-T8133-2007・M用	F	'10.2.9
SHOEI XR-1100	JIS-T8133-2007・R用	F	'10.5.26

●(株)アライヘルメット

〒330-0841 埼玉県さいたま市大宮区東町2-12 ☎048-641-3825

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
HYPER-T	JIS・T用	J	'00.6.28
RAPIDE-M	SNELL M95・R特選	F	'00.7.26
GNC SIGNET-RR	SNELL M95・R特選	F	'00.7.26
GOTH	SNELL M95・R特選	F	'00.7.26
ASTRO-M	SNELL M95・R特選	F	'00.7.26
MX-3	SNELL M95・M特選	J	'00.7.26
FREEWAY	JIS・T用	J	'00.7.26
MX-3 Jr	JIS・M用	J	'00.8.23
RAPIDE-Jr	JIS・R用	F	'00.8.23
ASTRO-J	SNELLM2000R特選	F	'01.10.12
URBANE-GT	SNELLM2000R特選	F	'01.10.12
ASTRO-J Junior	JIS T8133 2000・R用	F	'02.5.30
OMNI-J	SNELL M2000・R特選	F	'02.5.30
V-Cross2 Junior	JIS T8133 2000・MX用	F	'02.5.30
RAPIDE-OR	SNELL M2000・R特選	F	'02.5.30
UR-X/UR Mono-3/UR グレース2	JIS T8133 2000・R用	F	'02.10.31
URスピード/プレミアムUR			
RX-7RR4	SNELL M2000・R特選	F	'02.10.31
ASTRO-TR	SNELL M2000 RR特選	F	'03.11.26
RX-7RR4(XXLサイズ)	SNELL M2000 RR特選	F	'04.7.14
GP-5X	SNELL M2000	F	'04.11.25
ラバイドSR	SNELL M2000 RR特選	F	'05.2.23
ASTRO-Light	JIS-T8133-2000 RR用	F	'05.6.30
RAPIDE-OV	SNELL M2005 RR特選	F	'05.9.28
PROFILE SIGNET-II	SNELL M2005 RR特選	F	'06.1.25
Vcross3	SNELL M2005・MX特選	F	'06.3.24
VECTOR	SNELL2005 RR特選	F	'07.3.28
TOUR CROSS2	SNELL M2005・RR特選	F	'07.12.22
PB-SNC RX-7RR5	SNELL M2005・R特選	F	'08.3.26
CK-6S	SNELL CM2007 R特選	F	'09.10.7
RX-7RC	SNELL M2010・R特選	F	'09.12.23
ASTRO-IQ	SNELL M2010・R特選	F	'11.4.20
QUANTUM-J	SNELL M2010・R特選	F	'11.11.23
Tour Cross3	SNELL M2010 R/M特選	F	'12.2.29
AXCES	SNELL M2010・R特選	F	'13.12.25
V-CROSS 4	SNELL M2010・M特選	F	'14.1.29
Hyper-T Pro	JIS-T8133-2007・TR用	O	'14.2.26

2014年12月4日現在

●(株)エフイーティー

〒157-0071 東京都世田谷区千歳台4-30-11 ☎03-5490-2562

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
AXO MM ZERO (IH RX5)	JIS・M用	F	'00.6.28
AXO MX ZERO (IH RX5)	JIS・M用	F	'00.6.28
AXO RR5	JIS・R用	F	'00.6.28
AXO RR6	JIS・R用	F	'00.6.28
AXO MM CARBON	JIS・M用	F	'00.6.28

●(株)立花

〒133-0044 東京都江戸川区本一色3-16-20 ☎03-3653-6277

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
ブコレーサー	JIS-T8133-2000 RR用	F	'03.9.25

●(株)オールエスタイチ

〒574-0013 大阪府大東市中埴内3-1-25 ☎072-874-3268

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
HJC CSXII	JIS-T8133-2000 MX用	F	'04.1.28
HJC CS-12	SNELL M2000 RR特選	F	'04.1.28
HJC AC-X2(SHIFTER CHRONUM)	SNELL M2000 MX用	F	'04.7.28
HJCカワサキグリーンヘルメットCS-12	SNELL M2000 RR特選	F	'05.1.26
HJCカワサキグリーンヘルメットCSXII	JIS-T8133-2000 MX用	F	'05.1.26
HJC AC-11J	SNELL M2000 RR特選	F	'05.4.27
HJC FG-XCキッズオフロードベイベー	JIS-T8133-2000 MX用	F	'05.4.27
HJC CS12Zジュニア&レディスヒューズ	JIS-T8133-2000 RR用	F	'05.6.30
NO FEAR オプティマII	SNELL M2000 MX特選	F	'05.9.28
HJC CL15リッドCL15レヴェンションCL15ターベット	SNELL M2000・RR特選	F	'06.3.24
HJC CS-X4バーン	JIS-T8133-2000・MX用	F	'06.3.24
HJC AC-11カーボン	SNELL M2000・RR特選	F	'06.3.24
HJC CS-X2スクープ	JIS-T8133-2000・MX用	F	'06.3.24
HJC CS-X2カワサキスクープ	JIS-T8133-2000・MX用	F	'06.3.24
HJC SUPERMOTOアクセス	JIS T8133-2000 MX用	F	'07.2.28
HJC カワサキ CL-15 オービット	SNELL 2005 MX特選	F	'07.2.28
HJC AC-X2 ランチ/インジェクター	SNELL 2005 MX特選	F	'07.2.28
HJC カワサキ CS-X4 バーン	JIS T8133-2000 MX用	F	'07.2.28
Troy Lee Degins AIR	SNELL M2005	F	'08.12.23
HJC SUPERMOTO タオ2	JIS-T8133-2000・MX用	F	'09.6.24
HJC CS-XJファンング	JIS-T8133-2000 M用	F	'09.11.28
HJC FS-15ソリッド、トロフイー	JIS-T8133-2007・R用	F	'10.3.24
HJC R-PHA10	JIS-T8133-2007・R用	F	'11.3.23
HJC CL-MX スラスト	JIS-T8133-2007・M用	F	'11.4.27
HJC R-PHA10ベンズビーズモンスタ	JIS-T8133-2007・R用	F	'11.9.28
HJC R-PHA10ベンズビーズモンスタレッド	JIS-T8133-2007・R用	F	'11.9.28
HJC R-PHA10アッセン・ビンナ	JIS-T8133-2007 R用	F	'12.3.28
HJC CL-MXスタッガー	JIS-T8133-2007 M用	F	'12.3.28
HJC R-PHA10ベンズビーズレプリカII	JIS-T8133-2007 R用	F	'12.3.28
HJC CL-Y	JIS T8133-2007 R用	F	'13.2.27
HJC CL-XY	JIS T8133-2007 M用	F	'13.2.27
Troy Lee Designs AIR	SNELL M2010 M特選	F	'13.5.29
HJC RPHA-X	SNELL M2010・JIS-T8133-2007 M特選	F	'13.9.25

●(株)オーケーカブト

〒577-0016 大阪府東大阪市長田西6-3-4 ☎06-6747-8031

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
FF-4	JIS T8133 2000・R用	F	'02.2.21
FF-M	JIS-T8133-2000 MX用	F	'04.4.28
ファンングII	JIS-T8133-2000 MX用	F	'04.7.14
AEROBLADE II	JIS-T8133-2000 RR用	F	'05.3.23
FF-MJ	JIS-T8133-2000・MX用	F	'06.3.24
FF-5	JIS T8133-2000 RR用	F	'07.2.28
FF-5V	SNELL M2010・R特選	F	'10.2.24
RT-33	JIS-T8133-2007・R用	F	'14.4.23

●フランコ商事(株)

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町1-14-13 ☎06-6761-6505

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
SHARK RSR	JIS-T8133-2000R用	F	'01.11.28

●(株)ダックスコーポレーション

〒566-0073 大阪府摂津市鳥飼和道2-8-5 ☎072-653-0299

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
BLEEFE BR16 GPR (HBR16)	SNELL M95・R特選	F	'00.3.29
BieFFe(AOKI)	SNELL M95・RD特選	F	'00.11.22
BieFFe(ビアッジ)	SNELL M95・RD特選	F	'00.11.22

付
録

付 録

●(株)West wood井原商会

〒301-0823 茨城県龍ヶ崎市砂町2738-1 ☎0297-64-8198

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
O'NEAL905	SNELL M2000 MX特選	F	'04.12.29
THOR FORCE	SNELL M2000 MX特選	F	'05.3.23
TKX-5	SNELL M2000 MX特選	F	'05.7.27
TKX-5jr	JIS-T8133-2000 MX用	F	'05.7.27
Moto-X5	SNELL M2000 MX特選	F	'05.7.27
SIXSIXONE HURRICANE FLIGHT	SNELL M2000 MX特選	F	'05.11.9
ONE Trooper	SNELL M2000・MX特選	F	'06.3.24
ONE KOMBAT	SNELL M2000・MX特選	F	'06.3.24
KBC TKX6	SNELL M2000・MX特選	F	'06.4.13
KBC Super-X7	SNELL M2005・MX特選	F	'06.10.25
THOR Quadrant	SNELL M2005・MX特選	F	'06.10.25
THOR Quadrant	SNELL M2005・MX特選	F	'07.11.23
THOR FORCE	SNELL M2005・MX特選	F	'07.11.23
SIXSIXONE FLIGHT	SNELL M2005 MX特選	F	'07.11.23
ONE Trooper	SNELL M2005・MX特選	F	'07.11.23
ONE KOMBAT	SNELL M2005・MX特選	F	'07.11.23
THOR Quadrant(08)	SNELL M2005・MX特選	F	'08.4.23
THOR Quadrantキッズ(08)	JIS-T8133-2000・M	F	'08.4.23
ONE 09TROOPER	SNELL M2005・M特選	F	'08.11.28
ONE 09KOMBAT	SNELL M2005・M特選	F	'08.11.28
SIXSIXONE FLIGHT II	SNELL M2005・M特選	F	'08.11.28
ANSWER COMET	SNELL M2005・M特選	F	'08.11.28
THOR FORCE	JIS-T8133-2000 M用	F	'09.1.29
THOR FORCE CARBON	JIS-T8133-2000 M用	F	'09.1.29
THOR FORCE COMPOSITE	JIS-T8133-2000 M用	F	'09.1.29
ONE-RAIDERキッズ	JIS-T8133-2000・M用	F	'09.5.28
ONE TROOPER II	SNELL M2005・M特選	F	'09.11.20
SIXSIXONE FLIGHT II 2010	SNELL・M特選	F	'10.3.24
SIXSIXONE FENIX	SNELL M2005・M特選	F	'10.3.24
ANSWER 2012 COMETヘルメット	SNELL M2010・M特選	F	'11.10.12
ONE Industries-GAMMA	SNELL M2010・M特選	F	'11.11.23
JT Racing ALS-02	SNELL M2010・M特選	F	'11.11.23
ANSWER-COMET	SNELL M2010 M特選	F	'12.3.28
JT-Racing ALS-02	SNELL M2010 M特選	F	'12.3.28
ONEAL 7series	SNELL M2010 M特選	F	'12.3.28
ONE ATOM	JIS T8133-2007 M用	F	'13.2.27
THOR VERGE	JIS T8133-2007 M用	F	'13.6.26
ANSWER EVOLVE	SNELL M2010 M特選	F	'13.8.3
O'NEAL 9SERIES	SNELL M2010 M特選	F	'13.8.3

●(株)アクティブ

〒470-0117 愛知県進市藤塚7丁目55番地 ☎05617-2-7011

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
BELL HELMETS M3J	JIS-T8133-2000・R用	F	'09.5.28
BELL HELMETS M5XJ	SNELL M2005・R特選	F	'09.9.29
BELL HELMETS M5XJ CARBON	JIS-T8133-2007	F	'12.11.30

●(株)ダートフリーク

〒489-0005 愛知県瀬戸市中水野町2-30 ☎0561-86-8301

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
エーゼントヘルメット	SNELL M2005・MX特選	F	'08.3.26
FOX V1ヘルメット	SNELL M2005・M特選	F	'08.9.11
V3カーボンヘルメット	SNELL M2005・M特選	F	'09.9.29
FOX V4	SNELL M2010 M特選	F	'12.2.29
FOX V1	SNELL M2010 M特選	F	'12.11.30
FOX V1ユース	SNELL M2010 M特選	F	'12.11.30
FOX V4	SNELL M2010 M特選	F	'13.8.3
FOX V1	SNELL M2010 M特選	F	'13.8.3
FOX V1ユース	SNELL M2010 M特選	F	'13.8.3
FOX V4	SNELL M2010 M特選	F	'14.5.28
FOX V1	SNELL M2010 M特選	F	'14.6.25
FOX V1 ユース	SNELL M2010 M特選	F	'14.6.25
FOX V2	SNELL M2010 M特選	F	'14.6.25

●(有)エトデザイン

〒654-0111 兵庫県神戸市須磨区車道谷山1-1-2F ☎078-747-5255

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
SUOMY GW	SNELL M2000 R特選	F	'01.7.18
SUOMY	SNELL M2000 MX特選	F	'02.3.21
SUOMY	SNELL M2000 RD特選	F	'02.11.22
SUOMY SPEC-T.R.E.	JIS-T8133-2000 MX用	F	'04.4.28

●ドウカティジャパン(株)

〒153-0051 東京都目黒区上目黒1-26-9中目黒オークラビル ☎03-3794-5001

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
Ducati Corse, Scudetto, Supersport	SNELL M2000 R特選	F	'01.8.29

●株室路欧

〒341-0043 埼玉県三郷市栄3-8 ☎048-951-1933

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
HEBO ZONE	JIS T8133 2000・TR用	J	'02.8.28
ZONEポリカーボネート	JIS-T8133-2000 TR用	F	'05.2.23
ZONEカーボン	JIS-T8133-2000 TR用	F	'05.2.23
ZONE02	JIS-T8133-2000 TR用	F	'07.11.23

●(有)ティグローバルサービス

〒470-0462 愛知県加茂郡藤岡町大字上渡合字萩平315-67 ☎0565-76-7576

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
AGV X-Vent	SNELL M95・R特選	F	'02.4.24

●モトバレーゼ(株)ライドラン

〒006-0002 北海道札幌市手稲区西宮の沢2条1丁目3-6 ☎011-668-9777

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
FLY LITE	SNELL M2000 MX用	F	'04.1.28
FLY トロフィー	SNELL M2005 M特選	F	'08.2.6
FLY F2カーボン	SNELL M2010 M特選	F	'13.12.5
FLY THREE4ヘルメット	SNELL M2010 M特選	F	'13.12.5

●ウェブクロス

〒444-0076 愛知県岡崎市井田町字西田35 ☎0564-65-2577

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
ONE INDUSTRIES TROOPER	SNELL M2000 MX特選	F	'05.9.28
ONE INDUSTRIES KOMBAT	SNELL M2005・MX特選	F	'06.4.13
ONE INDUSTRIES TROOPER REILEYレグナ	SNELL M2005・MX特選	F	'06.4.13

●株式会社エムエィチアルジャパン

〒344-0016 埼玉県春日部市本田町2-212 ☎048-738-7467

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
TOP	JIS T8133-2000 RR用	F	'07.1.31
NUVO SP-2	JIS-T8133-2007 M用	F	'12.2.29
BLAST	JIS T8133-2007 R用	F	'13.1.24
F-KIDS	JIS-T8133-2007・R用	F	'14.3.26

●(有)ジーピーカンパニー

〒161-0033 東京都新宿区下落合2-13-11-203 ☎03-5988-8318

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
KBC RACER-1	SNELL M2000 RR特選	F	'07.4.25
KBC TK-8	SNELL M2000 RR特選	F	'07.4.25
KBC VR-2	SNELL M2005 RR特選	F	'07.4.25
KBC SUPER-X7R	SNELL M2005 MX特選	F	'07.6.27
KBC MAGNUM	SNELL M2000・R特選	F	'08.4.23

●南海部品(株)

〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-6-28 ☎06-6344-1581

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
CYBER DYNA-MONO	SNELL M2005 RR特選	F	'07.11.23
CYBER DYNA-NEO	SNELL M2005・R特選	F	'08.8.27
CYBER DYNA-DJ	SNELL M2005・R特選	F	'08.8.27
CYBER DYNA-CROSS	JIS T8133-2000・M	F	'08.8.27

●マルシン工業株式会社

〒124-0011 東京都葛飾区四ツ木5-9-6 ☎03-3693-5791

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
AGV AF-1	JIS-T8133-2007・R用	F	'10.2.9
AGV T-2	JIS-T8133-2007・R用	F	'11.6.1
AGV PISTA/CORSA	JIS-T8133-2007・R用	F	'14.2.26

●株式会社ウインズジャパン

〒921-8163 石川県金沢市横川3-20 ☎076-259-6560

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
A-FORCE	JIS-T8133-2007 R用	F	'12.7.24

●株式会社デイトナ

〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮4805 ☎0538-84-2527

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
Nolan X-lite	JIS T8133-2007 R用	F	'14.11.26

●株式会社ワイズギア

〒432-8058 静岡県浜松市南区新橋町1103 ☎053-443-2213

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
HJC RPHA X	JIS-T8133-2007 M/TR用	F	'13.9.25
HJC RPHA 10PLUS	JIS-T8133-2007 R用	F	'13.9.25

●株式会社 ホンダモーターサイクルジャパン

〒115-0055 東京都北区赤羽西6-36-2 ☎03-5948-2068

名 称	取 得 規 格	形 状	公認年月日
Honda XP-913	JIS-T8133-2007・M用	F	'14.2.26

ヘルメットリムーバー登録一覧

発売元	製品名	型 式	登録日
(株)アライヘルメット	リムーバブルアシストフード	DR-1	'06.1.23
(株)ヒョウドウプロダクツ	リムーバブル・アシストフード	HRI-002	'06.3.23
(株)オージーケーカブト	ヘルメットリムーバー	HR-061	'06.3.23
(株)アールエスタイチ	ヘルメットリムーバー	RSC001	'06.3.23
(株)クシタニ	ヘルメットリムーバー	K-4037	'06.3.31
(有)オーエイチプラン	アシストフード	FI450	'06.6.16

発売元	製品名	型 式	登録日
(株)デグナー	ヘルメットリムーバー	HR-1	'06.7.24
(株)コミネオートセンター	ヘルメットリムーバー	KOMINE	'06.9.15
(株)ホンダモーターサイクルジャパン	Hondaヘルメットリムーバー	EJ-J8M	'07.2.5
(株)ゴールドウィン	マキシフレッシュヘルメットリムーバー	GSM18002	'09.12.17
(株)ボスコ・モト	BERIK HELMET REMOVER	HBD-8484-BK	'10.10.7

公認レーシングスーツ

●(株)カドヤ

〒111-0035 東京都台東区西浅草3-29-21 ☎03-3843-2000

名 称	型式 / 品番	公認年月日
ON THE RACE G2	RP, PX, MM, RD, PT	'90.10.23
NEW CONCEPTEER	MDシリーズ (MD1, 2は条)	'90.10.23
KADOYA	OR-SR	'90.10.23
ON THE RACE G2	RP-FS 0020	'91.4.10
ON THE RACE G2	G2-RP (G2/RP-125)	'92.3.11
ON THE RACE G2	G2-RP (G2/RP-07, 08)	'92.3.11
KADOYA	OR	'95.6.28
K'S LEATHER	CLASH KING	'95.6.28
K'S LEATHER	BER DT-1	'00.8.23
K'S LEATHER	CLASH KING STD	'00.8.23
KADOYA	RSI-RS/0003	'08.12.23
KADOYA	RSI-TL	'09.2.25

●(株)クシタニ

〒430-0853 静岡県浜松市南区三島町231 ☎053-441-2251

名 称	型式 / 品番	公認年月日
KUSHITANI	KR KRN	'90.10.23
KUSHITANI	KI	'90.10.23
KUSHITANI	K	'91.1.18
KUSHITANI	KV	'91.1.18
KUSHITANI	オーダーメイド	'91.2.8
KUSHITANI	KI-101, 102, 103	'91.4.10
KUSHITANI	KX-1	'91.11.5
KUSHITANI	KX-1	'91.11.5
KUSHITANI	KI-X (KI-107X)	'92.11.1
KUSHITANI	KI-XM (KI-106)	'92.11.1
KUSHITANI	KI-X	'93.3.24
KUSHITANI	KI-X (KI-109, KI-111)	'94.1.10
KUSHITANI	KI-X (KI-112, KI-113)	'94.11.23
KUSHITANI	K-DR (K-161, K-162, K-163)	'95.12.26
KUSHITANI	KI-XW (KI-114XX)	'95.12.26
KUSHITANI	KI-XW (KI-115XX)	'95.12.26
KUSHITANI	KI-XW (KI-160XX)	'95.12.26
KUSHITANI	KI-XG (KI-118XX)	'95.12.26
KUSHITANI	KI-XV (KI-150XX)	'96.9.25
KUSHITANI	KI-XV (KI-116XX)	'96.9.25
KUSHITANI	KI-XV (KI-117XX)	'96.11.27
KUSHITANI	KI-XR (KI-119XX)	'98.1.28
KUSHITANI	KI-XG (KI-121XX)	'98.1.28
KUSHITANI	KI-XD (KI-122)	'98.1.28
KUSHITANI	K-X (0001XX)	'99.2.24
KUSHITANI	K-X (0002XX)	'99.2.24
KUSHITANI	K-X (0003XX)	'99.2.24
KUSHITANI	K-X (0005XX)	'99.2.24
KUSHITANI	K-0007XX	'99.12.29
KUSHITANI	K-0008XX	'99.12.29
KUSHITANI	K-0009XX	'99.12.29
KUSHITANI	K-0010XX	'99.12.29
KUSHITANI	K-0012, 13, 16XX	'01.1.25
KUSHITANI	K-0011XX, K-0017XX	'01.1.25
KUSHITANI	K-0018XX	'01.6.26
KUSHITANI	KI-XRR (K-0019XX)	'01.11.28
KUSHITANI	K-X (K-0020XX)	'01.11.28

名 称	型式 / 品番	公認年月日
KUSHITANI	K-0025XX	'02.7.25
KUSHITANI	K-0026XX	'02.7.25
KUSHITANI	K-0023XX	'02.12.25
KUSHITANI KIX-RR	K-0027XX	'03.9.25
KUSHITANI K-X	K-0028XX	'03.9.25
KUSHITANI K-XJ	K-0029	'04.1.28
KUSHITANI KI-XR	K-0031XX	'04.1.28
KUSHITANI KIX-RRR	K-0032XX	'04.9.29
KUSHITANI K-X	K-0033XX	'04.9.29
KUSHITANI K-X	K-0034XX	'04.12.29
KUSHITANI KS-M	K-0039XX	'05.9.28
KUSHITANI K-X	K-0037XX	'05.9.28
KUSHITANI KIX-RRZ	K-0036XX	'05.9.28
KUSHITANI	KIX-R	'05.12.21
KUSNITANI	K-0041XXM	'06.2.23
KUSNITANI	K-0045XX	'06.7.26
KUSNITANI	K-0046XX	'06.7.26
KUSHITANI KIX-R	K-0047XX	'06.12.27
KUSHITANI KIX-R	K-0048XX	'06.12.27
KUSNITANI KIX-RRZ	K-0050XX	'07.9.26
KUSNITANI K-X	K-0051XX	'07.9.26
KUSHITANI KI-NEXUS	K-0052XX	'08.9.25
KUSHITANI K-X	K-0053XX	'08.9.25
KUSHITANI KIX-RRZ	K-0054XX	'08.12.23
KUSHITANI KI-NEXUS (AB)	K-0055XXA	'09.2.25
KUSHITANI KI-NEXUS	K-0057XX	'09.7.29
KUSHITANI K-X	K-0058XX	'09.7.29
KUSHITANI KI-ND	K-0060	'09.12.23
KUSHITANI CYX	K-0062XX	'10.9.28
KUSHITANI CYX	K-0063XX	'10.9.28
KUSHITANI CYX	K-0065XX	'10.9.28
KUSHITANI KI-NEXUS	K-0061XX	'10.10.27
KUSHITANI KI-MEXUS (AB)	K-0067XX	'10.12.29
KUSHITANI CYX	K-0068XX	'11.11.23
KUSHITANI KI-ND	K-0069XX	'11.11.23
KUSHITANI NEXUS	K-0074XX	'11.12.28
KUSHITANI NEXUS	K-0070XX	'12.7.24
KUSHITANI NEXUS	K-0071XX	'12.7.24
KUSHITANI NEXUS	K-0072XX	'14.8.27
KUSHITANI NEXUS	K-0075XX	'14.10.4

●(株)ルック

〒125-0061 東京都葛飾区亀有4-3-7 ☎03-3604-7800

名 称	型式 / 品番	公認年月日
SR	SR01~03	'90.10.23
RS	RS I ~ V	'90.10.23
SS	SS I ~ III	'90.10.23
Look	(オーダー)	'90.10.23
ラファール 3	オーダーメイド	'91.4.20
GPシリーズ		'92.11.28
SPシリーズ	SP	'93.11.24

●(株)アールエスタイチ

〒574-0013 大阪府大東市中埴内3-1-25 ☎072-874-3268

名 称	型式 / 品番	公認年月日
Nixeレーシングレザースーツ	NXL	'90.9.29
NIXEレーシングレザースーツ	NXL005, 006, 007, 008, 009	'91.9.8
NIXEレーシングレザースーツ	NXL, NXL (オーダー)	'91.1.18
NIXEレーシングレザースーツ	NXL (NXL001)	'92.10.7
NIXEレーシングレザースーツ	NXL (NXL012, 015)	'92.10.7

名 称	型式／品番	公認年月日
NIXEレーシングレザースーツ	NXL(NXL011)	'92.10.14
NIXE NXL	NXL016	'94.1.26
NIXE NXL	NXL017-018	'94.1.26
NIXEレーシングレザースーツ	NXL	'94.12.28
NIXE NXL	NXL030	'95.12.26
NIXE NXL	NXL031	'95.12.26
NIXE NXL	NXL032	'95.12.26
NIXE NXL	NXL035	'96.11.27
NIXEレーシングレザースーツ	NXL038	'97.1.29
NIXEレーシングレザースーツ	NXL037(条件付公認)	'97.1.29
NIXEレーシングスーツ	NXL040, NXL041	'97.12.24
NIXEレーシングスーツ	NXL042, NXL043, NXL044, NXL045, NXL046, NXL047	'98.9.30
NO FEARレーシングスーツ	NFL-500	'99.10.27
NIXEレーシングスーツ	NXL-049, NXL-051	'99.10.27
NIXEレーシングスーツ	NXL-048, NXL-050	'99.10.27
NIXEレーシングスーツ	NXL053-054-055	'00.6.28
NIXEレーシングスーツ	NXL056	'00.11.22
NIXEレーシングスーツ	NXL057	'00.11.22
NIXEレーシングスーツ	NXL058	'00.11.22
NIXEレーシングスーツ	NXL059	'00.11.22
NIXE	NXL062	'01.11.28
NIXE	NXL064	'01.11.28
NIXE	NXL066	'02.9.26
NIXE	NXL068	'02.9.26
NIXEレーシングスーツ	NXL070	'05.2.23
NIXEレーシングスーツ	NXL205	'05.3.12
NIXEレーシングスーツ	NXL100	'06.2.29
NIXE NXL	NXL300	'07.2.28
NIXE NXL	NXL301	'07.2.28
NIXE NXL	NXL206	'08.2.6
NIXE NXL	NXL072	'09.9.29
NIXE NXL	NXL101	'09.9.29
NIXE NXL	NXL302	'10.5.26
NIXE	NXL207	'11.6.29
NIXE	NXL303	'11.8.24
NIXE	NXL073	'11.9.28
NIXE	NXL102	'11.9.28
NIXE	NXL(NXL208)	'13.4.3
NIXE	NXL103	'14.10.4
NIXE	NXL209	'14.10.4
NIXE	NXL304	'14.10.4

●(株)アズ・スポーツ

名 称	型式／品番	公認年月日
Justys	J-001R~J-023R	'90.10.23
Justys- J-PRO-R	JPR-001R~JPR-004R	'90.10.23
A's Racing	AS001SO~AS007SO	'90.10.23

●(株)大都

名 称	型式／品番	公認年月日
THE BIKE	RCシリーズ	'90.10.23
D'S	DRS-3007, 3008	'91.5.8
THE BIKE	オーダーメイド	'91.5.8
THE BIKE	FR-10, 11, 12, 13	'91.6.5
THE BIKE	FR-3, 5, 6, 7, 8, 9	'91.2.6
THE BIKE	GP-3, GP-5	'91.2.6
THE BIKE	RC-355, RS-NB	'93.8.25

●(株)イエローコーン

〒154-0011 東京都世田谷区上馬2-38-5-1F ☎03-5787-0071

名 称	型式／品番	公認年月日
SLEDGE HAMMER	BBL-0405	'00.11.22
SLEDGE HAMMER	YBL-0401	'00.11.22
SLEDGE HAMMER (IH BBL-0405)	BBL-2416	'02.5.30

●(株)光輪モータース

名 称	型式／品番	公認年月日
PLICANA	グループC(PT-MS)	'90.10.23
PLICANA	グループA(PT-RXIGP)	'91.2.6
PLICANA	グループB(PT-NIGP)	'91.2.6
PLICANA	グループH(PT-ATILS)	'91.2.6

名 称	型式／品番	公認年月日
PLICANA	PT-ZEAI	'91.11.5
PLICANA	グループA PT-DELTA MAX	'95.12.26
PLICANA	グループC PT IS1	'95.12.26
PLICANA	グループC PT ラッキーストライク	'95.12.26
PLICANA	グループA PT-DELTA MAX	'95.12.26
PLICANA	グループC PT IS1	'95.12.26
PLICANA	グループC PT ラッキーストライク	'95.12.26

●(有)セクレテール

〒152-0002 東京都目黒区目黒本町6-21-15 ☎03-3714-0533

名 称	型式／品番	公認年月日
セクレテール	RF, RC, RS, TR, MFR	'90.10.23
セクレテール	(オーダー)	'90.10.23
セクレテール	MFR-912	'92.3.11
セクレテール	RS-26, 27	'92.3.11
セクレテール	RS-28, 29, 30, REP.	'92.11.28
セクレテール	RF, RS, REP	'93.5.26
セクレテール	RF33, RS43, RFP944, RFP945	'94.10.25
セクレテール	ツーピース SOT-331	'03.4.23

●(株)デグナー

〒607-8463 京都府京都市山科区上山山講田町57-1 ☎075-501-7137

名 称	型式／品番	公認年月日
デグナー	R-1	'90.10.23
デグナー	R-2	'90.10.23
デグナー	R-6	'90.10.23
デグナー	フルオーダー	'98.7.29

●(株)ナカタケ

〒721-0964 広島県福山市港町2-16-22 ☎0849-23-2423

名 称	型式／品番	公認年月日
ナカタケ	NS-ゴーズアップシリーズ	'90.10.23
ナカタケ	NS-R	'91.11.5

●(株)邑輝総研

名 称	型式／品番	公認年月日
Boldor	レーシングワンピース	'90.10.23

●(有)ライブラ

名 称	型式／品番	公認年月日
ライブラレーシングスーツ	LRS-01	'90.10.23
COSMIC(Libra)	オーダーメイド	'92.1.9

●(東京ベルト(株))

名 称	型式／品番	公認年月日
TO BEL	TBシリーズ	'90.10.23

●(有)エムシーコレクション

〒270-2231 千葉県松戸市穆台176-6 ☎047-364-6555

名 称	型式／品番	公認年月日
フォーヘッド(FOR HEAD)	(オーダーメイド)	'90.11.17
フォーヘッド(FOR HEAD)	FH-001, 002, 009	'90.11.17
フォーヘッド	オーダー	'03.7.3

●(株)レインボー

名 称	型式／品番	公認年月日
レインボー	(オーダーメイドレーシング)	'90.11.17

●(有)アールシーエム

名 称	型式／品番	公認年月日
Toril	オーダーメイド	'91.5.8
ファルコン	オーダーメイド	'91.5.8
HAL	オーダーメイド	'91.5.8
FALCON	FS	'91.3.12
Toril	TX, TXR	'91.3.12
HAL	01A, 02A, 03A, 05A, 06A	'91.5.8
ブラスト	オーダーメイド	'91.11.5

●(株)アイアンドエイ

名 称	型式／品番	公認年月日
B-LINE	オーダーメイド	'91.5.8

●(株)アダチ

名 称	型式／品番	公認年月日
JRP	オーダーメイド	'91.2.6
MOTO FLASH	オーダーメイド	'91.2.6
RSA	オーダーメイド	'91.2.6
MOTOR KING MICHIKO KOSHINO	オーダーメイド	'92.3.11

●(株)アチーブ

〒340-0025 埼玉県草加市谷塚上町738-1 ☎0489-24-7519

名 称	型式／品番	公認年月日
レーシングスーツYONEZO	オーダーメイド	'91.1.8

●(有)エフワン

〒114-0003 東京都北区豊島4-14-2 ☎03-3921-5149

名 称	型式／品番	公認年月日
エフワン	FR-2A, 6B, G3A, Z1, Z2, カスタムG6	'91.5.8
F-ONE	FR-G2B	'91.2.6

●ジュベトレザーハウス

〒435-0017 静岡県浜松市薬師町148 ☎053-421-7722

名 称	型式／品番	公認年月日
JUBET	オーダーメイド	'91.4.10

●(株)キジマ

〒123-0841 東京都足立区西新井4-16-3 ☎03-3897-2167

名 称	型式／品番	公認年月日
KISS	オーダーメイド	'91.4.10
KISS RACING	プロトワン-プロトツー	'91.2.6

●(株)ギャロップ

名 称	型式／品番	公認年月日
FORZA	FO-404, 405, 406	'91.2.6
FORZA	オーダーメイド	'91.2.6
R-SPORTS	R-SPORTS02, 401, 402, 403	'91.5.8
FORZA	FO-407	'91.10.16
STREET SLIDER	SSシリーズSS-03	'92.9.5
TRX	X-Sシリーズ	'93.1.27
FORZA	FOシリーズ	'93.2.24
ワンズワン	GOシリーズ	'93.5.26
STREET SLIDER	SSシリーズ	'93.5.26
モトブラザGT	GTシリーズ	'93.11.23
FORZA FOシリーズ	FO-411	'94.4.27
FORZA FOシリーズ	FO-412	'94.9.15
FORZA FOシリーズ	FO-413	'94.10.31
FORZA FOシリーズ	FO-414	'96.11.27
FORZA FOシリーズ	FO-415	'97.1.29
FORZA FOシリーズ	FO-416	'97.1.29

●(有)フォルザ・インターナショナル

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33森ビル2F(株)ワコー内 ☎03-3433-0405

名 称	型式／品番	公認年月日
FORZA	FO-414	'98.12.23
FORZA	FO-415	'98.12.23
FORZA	FO-416	'98.12.23
FORZA	FO-417	'98.12.23
FORZA	FO-418	'99.4.28
FORZA	FO-419	'99.4.28
FORZA	FO-420, 421	'00.3.29
FORZA	FO-422	'01.2.22
FORZA	FO-423	'01.2.22
FORZA	FO-424	'02.1.23
FORZA	DF-02	'02.4.24
FORZA	FO-425	'02.5.30

●(株)ホンダショップアルトモスポーツグラッド

名 称	型式／品番	公認年月日
KIKUTANI	AK	'93.2.24

●(有)後藤商店

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園3-18-1 ☎042-565-6663

名 称	型式／品番	公認年月日
GOTO MD-Performance	MD-I ~Ⅲ	'91.1.8
GOTO	オーダーメイド	'91.1.8
GOTO MD-Performance	MD-Y9, 10, 11	'91.4.28

●ツナギのコウタ

〒300-3505 茨城県結城郡八千代町佐野16 ☎0296-49-0626

名 称	型式／品番	公認年月日
コウタ	(オーダー)	'90.9.29

●(株)コミネ

〒125-0051 東京都葛飾区新宿4-10-15 ☎03-3609-9811

名 称	型式／品番	公認年月日
Spazzioレーシング	A, S-11	'91.2.6
KOMINE Spazzio	オーダーメイド	'91.2.6

名 称	型式／品番	公認年月日
Spazzio	S-14R	'91.5.8
Spazzio	S-B, S-8, S-10, S-14	'91.6.5
Spazzio	S-15	'92.1.9
Spazzio	S-16	'92.11.28
Spazzio	ツナギ	'98.9.30
Spazzio	セバレート	'98.9.30
Spazzio	S-17S	'99.10.27
スパジオ	S-17	'99.12.29
スパジオ	S-18	'99.12.29
スパジオ	S-19	'00.10.25
スパジオ	S-20	'00.10.25
スパジオ	S-22	'01.7.18
スパジオ	S-23	'01.7.18
スパジオ	S-24	'01.7.18
スパジオ	S-25	'01.7.18
スパジオ	S-22S	'01.7.18
スパジオ	ワンビース S-26	'03.2.26
KOMINE	S-27	'03.8.27
コミネ(ヘレスⅡ)	S-28	'04.9.29
コミネ モタードレーザースーツⅡ		'05.1.26
コミネ	S-33レーザースーツ	'05.7.27
コミネ	S-31S(セバレート)	'05.9.7
コミネ	S-31S(ワンビース)	'05.9.7
KOMINE CORVO	S-35	'06.9.27
KOMINE TVONO	S-36	'06.9.27
KOMINE DAGA	S-37	'07.6.27
KOMINE SPADA	S-39	'07.6.27
KOMINE CORVO2	S-40	'07.6.27
KOMINE BARDA	S-43	'09.11.20
KOMINE チタニウムレーザースーツ	S-44(コブ有), S-45(コブ無)	'10.11.12
KOMINE チタニウムレーザースーツ	グプタ/S-47	'13.12.25
KOMINE チタニウムレーザースーツ	ラヴェンナ S-48	'14.12.12

●ジニアス

〒579-8054 大阪府東大阪市南四条13-1 ☎0729-87-0165

名 称	型式／品番	公認年月日
ジニアス	SIR-G	'91.2.6

●ステージレーザ

〒341-0037 埼玉県三郷市高州2-387-3 ☎048-955-5146

名 称	型式／品番	公認年月日
PRO STAGE	レーシングワンビース	'91.1.18

●(株)谷尾商会

名 称	型式／品番	公認年月日
ラビーン	RVX-1~5	'91.1.18

●南海部品(株)

〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-6-28 ☎06-6344-1581

名 称	型式／品番	公認年月日
ナンカイ	SDシリーズ	'91.2.6
SRシリーズ	SRシリーズ	'91.2.8
ナンカイ	オーダーメイド	'91.6.5
ナンカイ	NR-011R平レプリカスーツ	'91.6.5
ナンカイ	NR-50プロレーシングスーツ	'91.6.5
ナンカイ	NRシリーズ	'91.1.8
ナンカイ	SR-16	'92.5.13
ナンカイ	SR-17	'92.5.13
ナンカイ	NR-51	'92.5.13
ナンカイ	SD-8	'92.11.1
ナンカイ	NR-52	'92.11.1
ナンカイ	NR-51, SR-16, 17	'93.3.24
SRシリーズ	SR-18	'93.11.24
94年ドゥーハンレプリカニューモデル	NR-06R8, NR-013R1	'93.4.27
SDシリーズ	SD-SPECIAL	'94.4.27
4D-ビーターマルボロレーシングレプリカ	NR-015R1	'94.4.27
94原田哲也レーシングレプリカ	NR-018R1	'94.7.27
94Aバロスラッキーストライクレーシングレプリカ	NR-014R1	'94.7.27
94辻村猛レーシングレプリカ	NR-016R1	'94.7.27
94井形とも子レーシングレプリカ	NR-017R1	'94.7.27
ナンカイ	NR-53プロレーシングスーツ	'95.3.1
ナンカイ	NR-54プロレーシングスーツ	'95.3.1
ナンカイ	SD-12レーシングスーツ	'95.3.1
ナンカイ	SD-13レーシングスーツ	'95.3.1

名 称	型式/品番	公認年月日
ナンカイ	プロレーシングレプリカスーツ	'95.10.25
ナンカイ	NR-55 8耐セミレプリカスーツ	'96.9.25
ナンカイ廉価版レーシングスーツ	SR-20	'96.11.27
ナンカイ廉価版レーシングスーツ	SR-21	'97.1.29
ナンカイプロレーシング	NR-56	'97.1.29
NANKAIプロレーシングスーツ	NR-57, NR-58	'98.2.25
NANKAIレーシングスーツ	SD-100	'98.8.26
NANKAIレーシングスーツ	SD-101	'98.8.26
NANKAIプロレーシングスーツ	NR-59	'99.4.28
NANKAIプロレーシングスーツ	NR-06R10	'99.7.28
ナンカイレーシングスーツ	SD-102	'00.1.26
ナンカイPRO ネオレトロモデル	NR-60	'00.5.24
ナンカイケブテックスーツ	SR-22	'00.7.26
ナンカイケブテックスーツ	SR-23	'00.11.22
ナンカイケブテックスーツ	SRD-24	'00.11.22
ナンカイ カーボンレザースーツ・エアロ	SRH-25	'02.3.21
ナンカイ ケブテックスーツⅢ・エアロ	SRH-26	'02.3.21
ナンカイ レーシングスーツ・エアロ	SDH-103	'02.4.24
ナンカイ レーシングスーツ・エアロ	SDH-104	'02.4.24
ナンカイ レーシングスーツ・エアロ	NRH-61	'02.7.25
NANKAI	ファイティングアロープロレーシングスーツ	'05.6.30
NANKAI	スピードエッジレーシングスーツ	'05.6.30
NANKAI	サンダーブレイドレーシングスーツ	'06.3.29
ナンカイ	ハイパーエッジレーシングスーツ	'07.2.28
ナンカISABRE(セイバー)プロレーシングスーツ	NRH-64	'08.11.15
ナンカイ Phantom	NRH-65	'10.2.24
ナンカイ Intentionプロ	NRH-66	'12.11.30

●(有)ハイブ

名 称	型式/品番	公認年月日
ハイブ	オーダーメイド	'91.3.12

●バギー(株)

〒636-0203 奈良県磯城郡川西町梅戸226 ☎0745-43-0177

名 称	型式/品番	公認年月日
バギー, ベルベットBR	オーダーメイド	'91.4.10
バギー, ベルベットBR	A, AP, AR	'91.1.18
PERUHEAD	AP	'98.1.28
BUGGY	AP-540	'06.12.27

●(有)ビッグスター

名 称	型式/品番	公認年月日
ビッグスター	オーダーメイド	'91.4.10

●PRIDE ONE

〒270-1432 千葉県白井市富士57-11 ☎047-445-8366

名 称	型式/品番	公認年月日
PRIDE ONE	オーダーメイド	'91.9.4
プライドワン	PRM-103	'10.2.24
プライドワン	PRR-105	'10.4.28
プライドワン	PRA-116(ワンピース)	'11.7.27
プライドワン	PRA-116(セパレート)	'11.7.27
プライドワン	PRR-105 kid's (PRK-117)	'12.3.28
プライドワン	PRM-133	'13.4.3

●(有)フジタレザー

〒502-0814 岐阜県岐阜市福光西2-10-15 ☎0582-33-5620

名 称	型式/品番	公認年月日
フジタレザー	オーダーメイド	'91.6.5
フジタレザー	レザーマーターサイクルワンピーススーツ	'95.12.26

●ユニバース

名 称	型式/品番	公認年月日
STUFF U	SU1003, 5.6, 7 STAGE	'91.3.12
STUFF U	オーダーメイド	'91.3.12
PROSPEC	RC-001, RC-002	'91.6.5

●ブレンレザー

〒430-0846 静岡県浜松市白羽町2410 ☎053-441-6471

名 称	型式/品番	公認年月日
ブレンレザー	オーダーメイド	'91.3.12

●モータースポーツミスターヒロ

〒580-0012 大阪府松原市立部2-499-1 ☎0723-36-1550

名 称	型式/品番	公認年月日
Mr.hiro	オーダーメイド	'91.9.4

●アレス

名 称	型式/品番	公認年月日
アレス	オーダーメイド	'91.2.6

●ヤマハ発動機(株)

〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500 ☎0538-37-4420

名 称	型式/品番	公認年月日
YAMAHA YL-A シリーズ	YL-340, 336, 337, 338	'91.2.6
Takai R	TR TRL	'90.10.23
PRO SHOP TAKAI	オーダーメイド	
Takai R	TR TRL	'91.5.8

●ライディングコスチュームT&T(株)

〒651-2111 兵庫県神戸市西区池上4-13-8 ☎078-974-8682

名 称	型式/品番	公認年月日
T&T	TS	'91.1.18

●レーシングスーツプロショップO.S.F.C

〒959-0432 新潟県新潟市川崎296 ☎0256-88-7441

名 称	型式/品番	公認年月日
レーシングプロショップO.S.F.C	O.S.F.C	'91.2.6

●(有)ワンステップライダー

名 称	型式/品番	公認年月日
OSR	YR-07	'90.11.17

●パパス

名 称	型式/品番	公認年月日
Papa's	オーダーメイド	'92.1.9

●(有)福富洋商会 (シュアー)

〒300-1151 茨城県稲敷郡阿見町大字荒川沖1924-1 ☎0298-42-8161

名 称	型式/品番	公認年月日
SURE(シュアー)	オーダーメイド	'92.1.9

●BCピロータ

名 称	型式/品番	公認年月日
BCピロータ	オーダーメイド	'92.1.9

●(株)プランツ

〒111-0043 東京都台東区駒形1-10-7 村上ビル3F ☎03-3847-2891

名 称	型式/品番	公認年月日
ハロスギア レーシングスーツ	OP-1 オーダーメイド	'92.1.9

●レザースーツA&M

名 称	型式/品番	公認年月日
レザースーツA&M	オーダー	

●美津濃(株)

名 称	型式/品番	公認年月日
MIZUNO	オーダーメイド	'92.3.11

●WORK BOX KASAI

名 称	型式/品番	公認年月日
[bulit]	オーダーメイド	'92.3.11

●ツカサプランニング

名 称	型式/品番	公認年月日
HELIO TROPE	HELIO RACING	'92.3.11

●(有)レーシングショップアイティエー

〒982-0822 宮城県仙台市太白区若葉町25-25 ☎022-386-3705

名 称	型式/品番	公認年月日
ITAレーシングスーツ	ITA オーダー	'92.3.11

●アトリエ・ワン

〒485-0024 愛知県小牧市南外山長田64-1 ☎0568-71-3040

名 称	型式/品番	公認年月日
A-ONE RACING	オーダーメイド	'92.7.8
アトリエ・ワン	ASI01	'99.2.24

●レースサービスAxtas

名 称	型式/品番	公認年月日
Axtas	AYシリーズ	'94.2.23

●(株)ホンダアクセス

〒352-8589 埼玉県新座市野火止8-18-4 ☎048-477-9143

名 称	型式/品番	公認年月日
Super Bold'os	デイトナ、イモラ、ホッケンハイム、 キャラミ、ラグナセカ、アッセン、イ ースタンクリーク、スズカ、ヘレス、 シルバーストーン、94オカダ	'94.9.28

名 称	型式／品番	公認年月日
Super Bold's	CLASSIC MODEL	'99.2.24
Super Bold's	MOTEGI MODEL	'99.2.24
Super Bold's	DREAM MODEL	'99.2.24
Super Bold's	WING MODEL	'99.2.24
Super Bold's	HRC MODEL	'99.2.24
Super Bold's	HARU AOKI MODEL	'99.2.24
Super Bold's	BOMBER MODEL	'99.2.24
Super Boldor(ボルドール)	イモラ 2	'01.2.22
Super Boldor(ボルドール)	デイトナ 2	'01.2.22

●(株)アール・エス・エー・レザース

〒481-0001 愛知県北名古屋市六ツ師女夫越110 ☎0568-25-7830

名 称	型式／品番	公認年月日
RSA Leathers	フルオーダー	'95.8.23
ドーナークラブ	フルオーダー	'96.9.25
タイラレッシング	TRC-001	'06.6.28

●(有)エス・ケー・ワイ

〒338-0833 埼玉県さいたま市桜区桜田2-1-15 ☎048-872-0480

名 称	型式／品番	公認年月日
GREEDY	GR-401, 402	'99.3.24
GREEDY	GR-401S, 402S	'99.3.24
SPEED OF SOUND	SOS-1, SOS-2 SOS-3, SOS-4	'99.4.28
GREEDY	GR-403	'00.5.24
GREEDY	GR-403S・404	'00.5.24
GREEDY	GR-1002	'00.9.14
GREEDY	GR-1001	'00.9.14
SPEED OF SOUND	SOS-05・06	'00.9.14
SPEED OF SOUND	SOS-07	'00.11.22
SPEED OF SOUND	SOS-08	'01.6.26
GREEDY	GR-405S	'02.3.21
GREEDY	GR-406S	'02.3.21
SPEED OF SOUND	SOS-07 PRW	'02.6.26
SPARK	SP	'03.4.23
SPEED OF SOUND	SOS-09	'04.1.28
SPEED OF SOUND	SOS-10	'04.1.28
SPARK	SP-001	'04.1.28
GREEDY	GR-407(セバレート)	'04.1.28
GREEDY	GR	'05.1.26
SPARK	SP	'05.1.26
SPEED OF SOUND	SOS-10	'06.1.25
SPEED OF SOUND	SOS-11	'06.1.25
SPARK	SP-003	'06.1.25
SPEED OF SOUND	SOS-06P	'06.3.29
SPEED OF SOUND SOS	SOS-12	'07.4.25
SPEED OF SOUND SOS	SOS-13	'07.4.25
SPEED OF SOUND SOS	SOS-14	'07.6.27
SPEED OF SOUND SOS	SOS-15	'07.6.27
SPEED OF SOUND SOS	SOS-05P	'07.7.25
GREEDY GR	GR-409	'07.7.25
GREEDY GR	GR-410	'07.7.25
GREEDY GR	GR-411	'07.7.25
SPARK	SPM-101	'07.12.22
SPARK	SP-004	'08.2.6
GREEDY GR	GR-412	'09.2.25
SPEED OF SOUND SOS	SOS-160	'10.3.24

●(株)シヨウエイ

〒110-0005 東京都台東区上野5-8-5 cp10ビル7F ☎03-5688-5190

名 称	型式／品番	公認年月日
SPIDI SPORT SRL	プロトタイプ	'00.3.29
SPIDI SLIDER PRO	Y56	'01.2.22
SPIDI SLIDER WIND	Y68	'02.12.25
SPIDI LECTRON PRO	Y74	'02.12.25
SPIDI PROTO-ONE PRO	Y76	'02.12.25
SPIDI PROTO-ONE WIND	Y84	'03.8.27

●(有)トリニティプロダクト

〒340-0002 埼玉県草加市青柳7-39-27プラザTOM1F ☎0489-33-0507

名 称	型式／品番	公認年月日
TRINITY	TR4001, TR4002	'00.4.26
TRINITY	TR4003	'01.3.31
TRINITY	TR4001LM, TR4001LMP, TR4002KAI	'01.3.31

名 称	型式／品番	公認年月日
TRINITY	TR4004/4005/4006	'02.1.23

●(有)ジーピーカンパニー

〒161-0033 東京都新宿区下落合2-13-11-203 ☎03-5988-8318

名 称	型式／品番	公認年月日
GULLY	FOS-101	'00.8.23
GULLY	FOS-102	'01.8.29
SEAL'S	FSS-001/002	'02.7.25
GULLY	FOS-103	'02.9.26
GULLY (spoon)	FOS-104	'03.8.27
GULLY (spoon)	FOS-105	'04.5.26
GULLY (spoon)	FOS-106	'05.11.23
MOTO-VIPER	MV-111	'14.9.4

●(株)アブロード

〒583-0882 大阪府羽曳野市高鷲1-2-3 ☎072-955-1012

名 称	型式／品番	公認年月日
ATTENTION!	ATR-01R	
ATTENTION!	ATR-01R(バンサー)	'01.3.31
ATTENTION!	ATR-01R(スクーピオン)	'01.3.31
ATTENTION	ATR-02R	'02.1.23
ATTENTION	ATR-03R(EAGLE)	'04.8.25
ATTENTION	ATR-07R(Freedom)	'07.2.28

●(株)エフイーティー

〒157-0071 東京都世田谷区千歳台4-30-11 ☎03-5490-2562

名 称	型式／品番	公認年月日
AXO SPORT S.P.A FIGHT	PS5029	'01.7.18
AXO SPORT S.P.A CENTURY	PS5031K	'01.7.18
AXO SPORT S.P.O.A HTR-7	PS5027	'01.10.12

●(株)ストラット

〒124-0012 東京都葛飾区立石8-44-38 ☎03-3694-1999

名 称	型式／品番	公認年月日
CUSTOM BATES LEATHERS	BAS-S1	'01.10.12
カスタム ベイツ レザース	BAS-S2	'02.7.25
カスタム ベイツ レザース	BAS-S3(セバレート)	'04.6.23
カスタム ベイツ レザース	BAS-S4RS	'06.1.25
BATES 3wayセバレートレザースーツ	BAS-S5SS	'11.8.24

●(株)ボスコ・モト

〒562-0012 大阪府箕面市白鳥2-22-25 ☎0727-25-3311

名 称	型式／品番	公認年月日
SPYKE Free style	4615	'00.12.27
SPYKE KJ one	4595	'00.12.27
SPYKE Voretex	4575	'00.12.27
SPYKE NESS	MDF-657	'01.10.12
SPYKE NESS	MDF-754	'01.10.12
ARLEN NESS	LS-1336-AN	'03.5.28
ARLEN NESS	LS-1253-AN	'03.5.28
ARLEN NESS	LS1-1796-AN	'04.1.28
ARLEN NESS	LS1-2077-JP	'04.1.28
ARLEN NESS	LS1-1894-AN	'04.4.28
ARLEN NESS	LS1-1893-AN	'04.4.28
ARLEN NESS	LS1-1728-AN	'04.4.28
ARLEN NESS	LS1-1796-AN	'04.9.29
ARLEN NESS	LS1-2471-BK	'04.9.29
ARLEN NESS	LS1-2651-AN	'04.9.29
ARLEN NESS	LS1-2512-AN	'04.9.29
ARLEN NESS	LS1-2847-BK	'04.9.29
ARLEN NESS	LS1-1831AN	'04.9.29
ARLEN NESS	LS2-1790-AN	'04.11.25
ARLEN NESS	LS2-1832-AN	'04.11.25
ARLEN NESS	LS1-1837-AN	'04.11.25
ARLEN NESS	LS1-3214-BK	'05.9.28
ARLEN NESS	LS2-3213M-BK	'06.1.25
ARLEN NESS	LS2-3213L-BK	'06.1.25
ARLEN NESS	LS1-3339K-AN	'06.1.25
ARLEN NESS	LS1-3256-BK	'06.1.25
ARLEN NESS	LS1-3216K-AN	'06.1.25
APLEN NESS	LS1-5491KM-AN	'07.1.31
APLEN NESS	LS1-5491KL-AM	'07.1.31
APLEN NESS	LS1-4291-MD	'07.1.31
BERIK	LS1-5049K-MT	'07.1.31
BERIK	LS1-4283K-BK	'07.1.31

名 称	型式／品番	公認年月日
APLEN NESS	LSS-4492K-MD(セバレート)	'07.1.31
BERIK	LS2-4493K-BK(セバレート)	'07.1.31
APLEN NESS	LS1-3257-AN	'07.2.28
BERIK	LS1-5902-BK	'07.5.23
ARLEN NESS	LS1-5943-AN	'08.2.6
ARLEN NESS	LS1-5909-AN	'08.2.6
BERIK	LS1-5831-BK	'08.2.6
BERIK	LS1-5832-BK	'08.2.6
BERIK	LS1-5833-BK	'08.2.6
ARLEN NESS	LS1-5910K-AN	'08.4.23
BERIK	LS1-5830KM-BK(メンズ)	'08.4.23
BERIK	LS1-5830KL-BK(レディース)	'08.4.23
BERIK	LS2-5871M-BK(メンズ)(セバレート)	'08.4.23
BERIK	LS2-5871L-BK(レディース)(セバレート)	'08.4.23
BERIK	LS1-5742-BK	'08.4.23
BERIK	LS2-7878-BK(セバレート)	'08.4.23
ARLENNES	LS1-5908L-AN	'09.2.25
ARLENNES	LS1-7866-AN	'09.2.25
BERIK	LS1-7913-BK	'09.2.25
BERIK	LS1-7882K-BK	'09.2.25
BERIK	LS2-7889-BK	'09.3.25
ARLENNES	LS1-8274K-AN	'09.3.25
ARLENNES	LS1-7864-AN	'09.3.25
BERIK	LS1-7880-BK	'09.3.25
ARLENNES	LS1-8266-MD	'09.3.25
ARLENNES	LS2-7950-MD	'09.3.25
BERIK	LS1-7932-BK	'09.4.16
ARLENNES	LS1-7941-MD	'09.4.16
ARLENNES	LS1-8307-AN	'09.9.29
ARLENNES	LS1-8308-AN	'09.9.29
ARLENNES	LS1-8308L-AN	'09.9.29
ARLENNES	LS1-8309K-AN	'09.9.29
ARLENNES	LS1-8526-AN	'09.9.29
ARLENNES	LS2-8471-MD	'09.9.29
BERIK	LS1-8320-BK	'09.9.29
BERIK	LS1-8320L-BK	'09.9.29
BERIK	LS1-8321K-BK	'09.9.29
BERIK	LS1-8369-BK	'09.9.29
BERIK	LS2-8323-BK	'09.9.29
ARLENNES	LS2-7871-AN	'09.10.27
BERIK	LS1-9216-BK	'10.5.26
ARLEN NESS	LS1-8968K-AN	'10.10.27
ARLEN NESS	LS1-8970-AN	'10.10.27
ARLEN NESS	LS2-9141K-AN	'10.10.27
ARLEN NESS	LS1-9109-MD	'10.10.27
BERIK	LS1-9056-BK	'10.10.27
BERIK	LS1-9059K-BK	'10.10.27
BERIK	LS1-9274-BK	'10.10.27
BERIK	LS2-9111-BK	'10.10.27
ARLEN NESS	LS1-9473-AN	'11.6.29
BERIK	LS1-9669-BK	'11.7.27
BERIK	LS1-9701-BK	'11.7.27
BERIK	LS1-9771K-BK	'11.7.27
BERIK	LS1-9765L-BK	'11.7.27
BERIK	LS2-9668-BK	'11.7.27
ARLEN NESS	LS1-9698K-AN	'11.7.27
ARLEN NESS	LS1-9767-AN	'11.7.27
ARLEN NESS	LS2-9684-AN	'11.7.27
ARLEN NESS	LS2-9686-AN	'11.7.27
BERIK	LS1-9764-BK	'11.9.28
BERIK	LS1-10008-BK	'11.12.28
BERIK	LS1-10112-BK	'12.5.23
ARLEN NESS	LS1-10144-AN	'12.11.30
BERIK	LS1-10144-BK	'12.11.30
ARLEN NESS	LS1-9699-AN	'13.1.24
BERIK	LS1-10278-BK	'13.1.24
ARLEN NESS	LS1-10301-AN	'13.12.5
BERIK	LS1-10306-BK	'13.12.5
BERIK	LS1-10383-BK	'14.4.23
BERIK	LS1-10116-BK	'14.5.28
BERIK	LS1-10444-BK	'14.5.28
BERIK	LS1-10453-BK	'14.10.4

名 称	型式／品番	公認年月日
BERIK	LS1-10417-BK	'14.10.30
BERIK	LS1-10434-BK	'14.10.30
ARLEN NESS	LS1-10436-AN	'14.10.30
BERIK	LS1-10461-BK	'14.11.26
ARLEN NESS	LS2-10437-AN	'14.12.12

●(有)ポディアムデザイン

〒187-0011 東京都小平市鈴木町2-204-2B ☎0424-66-3846

名 称	型式／品番	公認年月日
PODIUM RACING DESIGN	RR-VI	'04.11.25

●ALPINESTARS S.P.A

〒260-0013 千葉県千葉市中央区3-18-3 千葉中央ビル6F ☎043-202-0680

名 称	型式／品番	公認年月日
ALPINESTARS P-1	315-551	'01.1.25
ALPINESTARS HAGA	315-701	'01.1.25
ALPINE STARS BOSTROM	315-202	'02.7.25
Alpine stars Spa SP-1 LT	315088	'09.11.20
Alpine stars Spa MX-1 RacingLT	315658	'09.11.20
Alpine stars Spa Monza	315550	'09.11.20
Alpinestars Spa Tech 1R	315650	'10.2.24
Alpinestars Spa SP-1 LEATHER SUIT	3150911	'10.10.27
Alpinestars Spa ATEM LEATHER SUIT	315 6513	'14.2.26

●ラディカル

〒566-0046 大阪府摂津市別府1-17-24 ☎06-6829-3901

名 称	型式／品番	公認年月日
RAadical!!		'00.12.27

●株アンサーライディングスーツ

〒110-0004 東京都台東区下谷3-13-3 ☎03-3871-1471

名 称	型式／品番	公認年月日
アンサーライディングスーツ	ワンピース	'02.8.28

●エムアンドエム インク

〒651-1412 兵庫県西宮市山口町下山口4-22-4-206 ☎078-903-5055

名 称	型式／品番	公認年月日
DAINESE	T.NEWPORT DIV	'03.5.28
DAINESE	T.PRO TECH	'04.8.25
DAINESE	T.VALENTINO REPLICA REPSOL	'04.8.25
DAINESE	T.K PROF	'04.8.25
DAINESE	T.BORA-V PROF	'05.11.23
DAINESE	T.NITRO-V PROF	'05.11.23
DAINESE	T.KIRISHIMA PROF	'05.11.23
DAINESE	T.TANK PROF	'05.11.23
DAINESE	T.YOYO PROF	'05.12.21
DAINESE	T.SMR PROF	'05.12.21
DAINESE	T.VALENTINO PROF	'05.12.21
DAINESE	T.SUKHOI PROF	'05.12.21
DAINESE	T.HAKU DIV	'06.5.25
DAINESE	T.JACK FP	'06.5.25
DAINESE	T.VALENTINO P 06	'07.2.28
DAINESE	T.PEDOROSA REPLICA P	'07.2.28
DAINESE	T.PEDOROSA P 06	'07.2.28
DAINESE	T.YU P LADY	'07.2.28
DAINESE	T.FLANKER P RIZLA	'07.2.28
DAINESE	T.IZALCO	'07.2.28
DAINESE	T.LAGUNASECA P	'07.2.28
DAINESE	T.LAGUNASECA WATER BAG	'08.2.6
DAINESE	T.VALENTINO REPLICA P.07	'08.4.23
DAINESE	T.LAGUNASECA DIVESTIVO(セバレート)	'08.4.23
DAINESE	T.STEEL P.	'08.5.23
DAINESE	T.W-FRAME P.ESTIVO	'08.9.11

●ダイネーゼジャパン

〒135-0091 東京都港区台場1-6-1デックス東京ビーチサイドモール1F ☎03-3599-0940

名 称	型式／品番	公認年月日
DAINESE	T.M5 DIV	'08.9.11
DAINESE	T.GRAN PREMIO P	'09.11.20
DAINESE	T.RED LINE P	'09.11.20
DAINESE	T.MISSION P	'09.11.20
DAINESE	T.STRIPES P.ESTIVA	'09.11.20
DAINESE	T.LAGUNASECA PRO	'09.11.20
DAINESE	T.TRICKSTER.PCANGURO ESTIVO	'10.9.28
DAINESE	T.TATOO LADY ESTIVA	'11.6.1
DAINESE	T.AVRO P	'11.6.1

名 称	型式／品番	公認年月日
DAINESE	T.VICTORIA PLADY	'12.5.23
DAINESE	T.ASPIDE P	'12.5.23
DAINESE	T.TRICKSTER EVO P. ESTIVO	'12.11.30
DAINESE	T.CRONO P. ESTIVO	'12.11.30
DAINESE	T.AERO EVO P	'13.4.3
DAINESE	T.TEAM P. ESTIVA 631	'13.4.3
DAINESE	T.LAGUNASECA EVO P. ESTIVO	'13.12.25
DAINESE	T.D-AIR RACING	'14.10.4
DAINESE	T.RACING P. ESTIVA	'14.10.4
DAINESE	T.TRICKS EVO P. ESTIVA C2	'14.11.26
DAINESE	T.AERO EVO P. C2	'14.11.26

●(有)エムシーコレクション

〒270-2231 千葉県松戸市稔台176-6 ☎047-364-6555

名 称	型式／品番	公認年月日
フォーヘッド	オーダー	'03.7.3

●(株)ヒョウドウプロダクツ

〒435-0042 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1044-2 ☎053-465-8281

名 称	型式／品番	公認年月日
HYOD	オーダー	'04.1.28
HYOD-PRODUCTS	racing pro ALTIS	'04.7.28
HYOD-PRODUCTS	racing-std MINERVA	'04.7.28
HYOD-PRODUCTS	sports-pro ADMIS	'04.7.28
HYOD-PRODUCTS	sports-std NESTOR	'04.7.28
HYOD-PRODUCTS Dharti	HRS001D/HRS101D	'07.1.31
HYOD-PRODUCTS Gratia	HRS001/HRS101	'07.1.31
HYOD-PRODUCTS ALTIS-KID'S		'07.1.31
HYOD-PRODUCTS Dharti-R	HRS001D-R/HRS101D-R	'08.3.26
HYOD-PRODUCTS EVOLUTION PRO GRATIA d30TM	HRS901/HRS911	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS RACING STD MINERVA d30TM	HRS903/HRS913	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS RACING PRO ALTIS d30TM	HRS902/HRS912	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS RACING PRO ALTIS	HRS202/HRS212	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS RACING STD MINERVA	HRS203/HRS213	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS SPORTS PRO ADONIS	HRS204/HRS214	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS SPORTS STD NESTOR	HRS205/HRS215	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS SPORTS PRO ADONIS-thea	HRS504/HRS514	'09.2.25
HYOD-PRODUCTS EVOLUTION PRO GRATIA-thea	HRS001(ネックガード有)/HRS011(ネックガード無)	'10.5.26
HYOD-PRODUCTS EVOLUTION PRO GRATIA d30TM Limited	HRS001L(ネックガード有)/HRS011L(ネックガード無)	'10.5.26
HYOD-PRODUCTS RACING PRO d30TM Limited	HRS002L(ネックガード有)/HRS012L(ネックガード無)	'10.5.26
HYOD-PRODUCTS EVOLUTION PRO TRIBAL D30 Limited	HRS001L(ネックガード有)/HRS011L(ネックガード無)	'11.11.23
HYOD-PRODUCTS DYNAMIC PRO TRIBAL D30	HRSD01D	'13.12.25
HYOD-PRODUCTS DYNAMIC PRO AGLAIA D30	HRSD02D	'13.12.25
HYOD-PRODUCTS DYNAMIC PRO BRIGIT D30	HRSD03D	'13.12.25
HYOD-PRODUCTS NEO-SPORTS PRO LIBER	HRSS01	'13.12.25
HYOD-PRODUCTS DYNAMIC PRO NEO-DHARTI-R	D30/HRSD04D	'14.10.30
HYOD-PRODUCTS DYNAMIC PRO NEO-DHARTI	D30/HRSD05D	'14.10.30

●(有)オーエイチプラン

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-477-1 ☎048-652-8942

名 称	型式／品番	公認年月日
FORZA	FS-401	'04.1.28
FORZA	FS-501	'04.12.29
FORZA	FS-601	'06.4.26

●(株)フラッグシップ

〒344-0007 埼玉県春日部市小淵80-1 ☎048-762-1021

名 称	型式／品番	公認年月日
SIMPSON	SST(セバレート)	'04.2.25
SIMPSON	SST	'05.2.23
SIMPSON	SST-710(セバレート)	'06.12.27

●LEATHER SUIT NEO

〒271-0068 千葉県松戸市古ヶ崎4-3590 ☎047-366-5585

名 称	型式／品番	公認年月日
LEATHER SUIT NEO	N-3	'04.7.28

●ドウカティジャパン(株)

〒153-0051 東京都目黒区目黒1-26-9 中目黒オークラビル ☎03-3794-5001

名 称	型式／品番	公認年月日
DUCATI PERFORMANCE	DUCATI CORSE	'04.9.15
DUCATI PERFORMANCE	DUCATI CORSE9810(ワンピース)	'10.5.26
DUCATI PERFORMANCE	DUCATI CORSE9810(ツーピース)	'10.5.26
DUCATI PERFORMANCE	DUCATI CORSE	'11.1.26
DUCATI PERFORMANCE	DUCATI CORSE	'11.6.29

●(有)オールドネイビー

〒210-0022 神奈川県川崎市川崎区池田1-2-15 ☎044-223-2391

名 称	型式／品番	公認年月日
B-BREAK	BB-052RS	'05.9.28
B-BREAK	BB-041RSP	'05.9.28

●(株)ホンダモーターサイクルジャパン

〒170-6034 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 ☎03-5949-3457

名 称	型式／品番	公認年月日
Bold'or	セバレート	'05.10.26

●(株)フリーライド

〒112-0015 東京都文京区目白台1-23-5 ファミージュ目白台301 ☎03-5319-4166

名 称	型式／品番	公認年月日
SBK	RS-1	'05.11.23
SBK	RS-2(セバレート)	'05.11.23

●(有)ライズインターナショナル

〒231-0827 神奈川県横浜市中区本牧和田11-17 パークハイム本牧1F ☎045-623-3366

名 称	型式／品番	公認年月日
JOE ROCKET	GPX TYPE R 2PIECE SPORT SUIT	'05.12.21
JOE ROCKET Speedmaster5.0Suit	JG	'09.4.16
RIDEZ	APEX Racing Suit(RRS-01)	'13.4.3

●(有)カジバジャパン

〒437-1114 静岡県袋井市西同笠387 ☎0538-23-0861

名 称	型式／品番	公認年月日
Hasqvarna	SPCJ-HUS01	'06.7.26

●(有)ダートフリーク

〒489-0005 愛知県瀬戸市中水野2-30 ☎0561-86-8301

名 称	型式／品番	公認年月日
スーパーストリート	70038	'06.8.25

●(株)PCF

〒111-0053 東京都台東区浅草橋2-1-9 ☎03-5833-8630

名 称	型式／品番	公認年月日
SPYKE	MAG RAC	'06.12.27
SPYKE	RACE HUNTER	'06.12.27
SPYKE	CYBER 2.0 RAC	'07.4.25
SPYKE	Devil RAC	'07.4.25
SPYKE	SPEED TOY	'07.4.25
SPYKE	CYBER 2.0 DIV(セバレート)	'07.6.27

●(有)森田システム

〒187-0004 東京都小平市天神町1-266 ☎042-341-2400

名 称	型式／品番	公認年月日
DRAGONRIDER RACING SUIT	"S" TYPE-A	'07.5.23

●KTM JAPAN(株)

〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7 TOC有明2F ☎03-3527-8885

名 称	型式／品番	公認年月日
KTM	R-LEATHERSUIT/RC8-LEATHERSUIT	'08.9.11
KTM	RSX SUIT	'14.2.26

●(株)BIG BEAT

〒110-0005 台東区上野7-8-13 ☎03-5827-2541

名 称	型式／品番	公認年月日
DRAGON RIDER	T.TRICKSTER.P.CANGURO ESTIVO	'09.10.7
DRAGON RIDER	PRO RACING SUIT	'09.10.7

公認レーシングスーツ (スーパーモト専用)

●(有)エス・ケー・ワイ

〒338-0833 埼玉県さいたま市桜区桜田2-1-15 ☎048-872-0480

名 称	型式/品番	公認年月日
SPARK	SPM-101	'07.12.22
SPARK	SPM-102	'07.12.22
SPARK SPM	SPM-104	'08.12.23
SPARK SPM	SPM-103	'09.2.25

●(株)ボスコ・モト

〒562-0012 大阪府箕面市白鳥2-22-25 ☎072-725-3111

名 称	型式/品番	公認年月日
ARLEN NESS	LS1-1897-AN	'07.12.22
BERIK	LS1-8319-BK	'09.6.24
BERIK	LS1-8319-BK	'09.9.29
BRRIK	LS1-10278-BK	'13.1.24

●(株)アール・エス・エー・レザー

〒481-0001 愛知県北名古屋市長六ツ師女越110 ☎0568-25-7830

名 称	型式/品番	公認年月日
TAKAI Leather Suit	MT Masuda Model	'08.4.23

ST600公認タイヤ

2015年のMFJ地方選手権ST600クラスにおいて使用できるタイヤは下表の公認タイヤに限られます。

●ST600公認タイヤ（ドライ）

2014年12月4日現在

メーカーおよび輸入元	パターン	用途	コンパウンド	サイズ	公認告知日
ダンロップ	Unbeaten-03	F	R3	120/70ZR17 M/C(58W)	2013年 3月28日
			R2		2013年 5月30日
		R	R3	180/55ZR17 M/C(73W)	2013年 3月28日
			R2		2013年 5月30日
			R1		2013年 7月25日
ブリヂストン	R10F	F	TYPE3	120/70ZR17 M/C(58W)	2011年 6月 1日
			TYPE4		2012年 3月17日
			TYPE2		2013年 3月27日
	R10R EVO	R	TYPE2	180/55ZR17 M/C(73W)	2012年 3月17日
			TYPE3		2012年 3月17日
ミシュラン	POWER CUP	F	TYPE4	120/70 ZR17 M/C(73W)	2014年 2月15日
			VA		2012年 3月28日
			VB		2012年 3月28日
		R	A	120/70 ZR17 M/C(58W)	2012年 3月28日
			B	180/55 ZR17 M/C(73W)	2012年 3月28日
メッツラー	RACETEC INTERACT	F	K1	120/70 ZR 17 M/C 58W TL	2013年 5月23日
			K2		2013年 5月23日
		R	K1	180/60 ZR 17 M/C 75W TL	2013年 6月 1日
			K2		2013年 6月 1日
			Soft		2013年 6月 1日
コンチネンタル	Race Attack Comp	F	Medium	120/70ZR 17 M/C 58W	2012年 3月28日
			Soft		2012年 7月25日
		R	Soft	180/55ZR 17 M/C 73W	2012年 3月28日
			Medium		2012年 7月25日
			Endurance		2012年 7月25日

●ST600公認タイヤ（ウェット）

メーカーおよび輸入元	パターン	用途	コンパウンド	サイズ	公認告知日
ダンロップ	KR189	F	WA	120/70R17	2010年 8月23日
	KR404	R	WA	175/60R17	2014年 4月25日
ブリヂストン	E05Z	F	YEK	120/600R17	2009年 5月20日
	E08Z	R	YEK	170/630R17	2009年 5月20日
			YDK		2009年 5月20日
			YEK	180/640R17	2014年 4月25日
ミシュラン	POWER RAIN	F		12/60R17 TL	2013年 7月25日
		R		19/69R17 TL	2013年 7月25日
メッツラー	RACETEC RAIN	F	K1	120/70R17	2013年 5月23日
		R	K1	190/60R17	2013年 5月23日

※変更があった場合は、MFJホームページにて公示される。

ST600ワンメイクタイヤ

2015年全国選手権ワンメイクタイヤ

●ドライタイヤ

	名称	サイズ	備考
フロント	BATTLAX RACING R10	120/600R17	NHS
リア	BATTLAX RACING R10	180/640R17	NHS

●ウェットタイヤ

	商品名	サイズ	備考
フロント	RACING BATTLAX E05Z	120/600R17	NHS
リア	RACING BATTLAX E08Z	180/640R17	NHS

刻印：ドライ、ウェットタイヤのサイドウォールに「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」（一般公道走行不可）記載のあるもの。

付
録

MFJ公認部品

●ECU

社名	部品名	型式/部品番号/打刻開始番号	公認年月日	対象クラス	適用車種	有効期限
(株)ホンダ・レーシング (製造元 ケーヒン)	PGM-FI/IGN UNIT COMP	38770-NX7-033/9081-100001	2012.2.24	RR J-GP3	NSF250R	2016
レイクラフト・レーシングサービス (製造元 Microtec s.r.l.)	ECU	M232GP3/-/01	2012.4.27	RR J-GP3	NSF250R	2016
	ECU	M270R-GP31-101	2013.1.25	RR J-GP3	NSF250R	2017
(株)ミクニ	エンジンコントロールユニット	ECU/ECU280/0001	2012.5.26	RR J-GP3	NSF250R	2016
KTM JAPAN(株) (GET by Athena)	ECU	ECU K6/B334103100	2014.4.10	RR J-GP3	KTMRC250R	2018

●燃料ポンプアッセンブリー

社名	部品名	型式/部品番号/打刻開始番号	公認年月日	対象クラス	適用車種	有効期限
(株)ホンダ・レーシング (製造元 ケーヒン)	FUEL PUMP UNIT ASSY	MOTOR TYPE FUEL PUMP/ 16700-NX7-003	2012.2.24	RR J-GP3	NSF250R	2016
KTM JAPAN(株) (Bitron SPA)	燃料ポンプ	78107088000	2014.4.10	RR J-GP3	KTMRC250R	2018

全国公認サーキットリスト

MFJの公認サーキットは全国に下記15サーキットがあります。

北海道：十勝インターナショナルスピードウェイ

宮城県：スポーツランドSUGO

福島県：エビスサーキット東コース

：エビスサーキット西コース

栃木県：ツインリンクもてぎロードコース

：ツインリンクもてぎ北ショートコース

茨城県：筑波サーキット

静岡県：富士スピードウェイ

愛知県：スバ西浦モーターパーク

三重県：鈴鹿サーキット国際レーシングコース

：鈴鹿サーキット国際南コース

岡山県：岡山国際サーキット

大分県：スポーツ&セーフティライディングフィールドSPA直入

：オートボリスインターナショナルレーシングコース

熊本県：HSR九州(ホンダセーフティ&ライディング・プラザ九州)

▶十勝インターナショナルスピードウェイ

〒089-1573 北海道河西郡更別村字弘和477

☎0155 (52) 3910

全長距離／グランプリコース・5,091.45m

クラブマンコース・3,408.87m

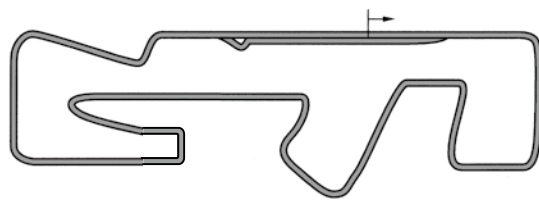
最大直線長／1,010m

コース幅員／13.5～15m

アクセス／十勝帯広空港より15km

JR帯広駅より40km

帯広・広尾自動車道・中札内ICより10km



▶スポーツランドSUGO

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1

☎0224 (83) 3111

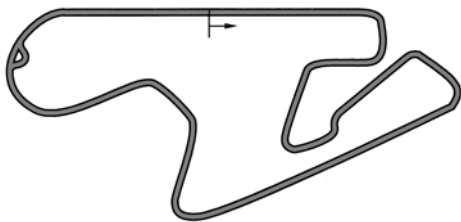
全長距離／3,737.5m

最大直線長／704.5m

コース幅員／10～12.5m

アクセス／東北自動車道・村田ICより約10km

東北本線大河原駅より15分



▶エビスサーキット東コース

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1

☎0243 (24) 2972

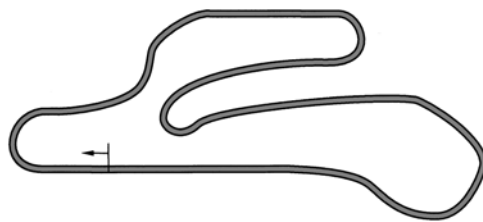
全長距離／2,061m

最大直線長／420.10m

コース幅員／10～12m

アクセス／東北自動車道・二本松ICより約10km

東北本線二本松駅より20分



▶エビスサーキット西コース

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1

☎0243 (24) 2972

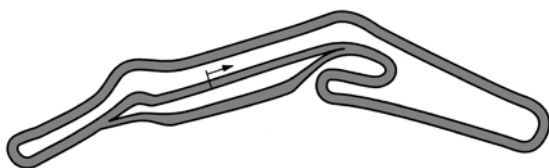
全長距離／2,103m

最大直線長／275.92m

コース幅員／10～15m

アクセス／東北自動車道・二本松ICより約10km

東北本線二本松駅より20分



▶ツインリンクもてぎロードコース

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1

☎0285 (64) 0001

全長距離／ロードコース 4,801.379m

東コース 3,422.115m

西コース 1,490.361m

最大直線長／762m

コース幅員／12～15m



アクセス／
常磐自動車道・
水戸ICより40分
那珂ICより40分
北関東自動車道・
真岡ICより50分
真岡線茂木駅より20分

▶ツインリンクもてぎ北ショートコース

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1

☎0285 (64) 0001

全長距離／982.164m

最大直線長／142.280m

コース幅員／8～14m

アクセス／

常磐自動車道・

水戸ICより40分

那珂ICより40分

北関東自動車道・

真岡ICより50分

真岡線茂木駅より20分



▶筑波サーキット

〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙159

☎0296 (44) 3146

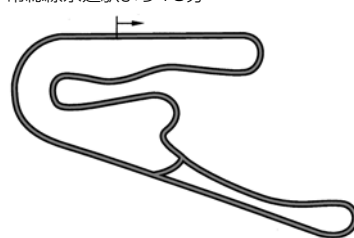
全長距離／2,070m

最大直線長／437.75m

コース幅員／10～15m

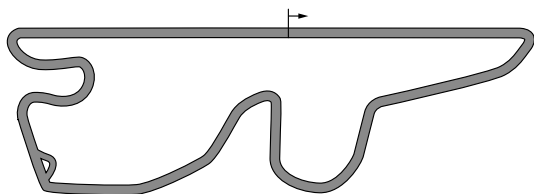
アクセス／常磐自動車道・谷和原ICより約30km

常総線宗道駅より15分



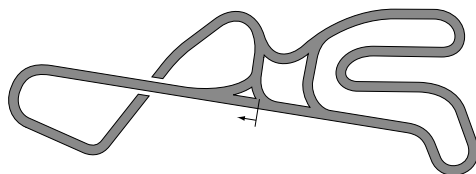
▶富士スピードウェイ

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向694
 ☎0550 (78) 1234
 全長距離/4,563m
 最大直線長/1,475m
 コース幅員/15~25m
 アクセス/東名高速道路・御殿場I.Cより約15分
 JR御殿場駅より20分



▶スバ西浦モーターパーク

〒443-0105 愛知県蒲郡市西浦町原山3
 ☎0533 (58) 1111
 全長距離/1,561m
 最大直線長/416m
 コース幅員/12~14m
 アクセス/東名高速道路・音羽蒲郡I.Cより19.5km、
 R23幸田芦屋I.Cより12.5km



▶鈴鹿サーキット国際レーシングコース

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
 ☎059 (378) 1111
 全長距離/5,821m
 東コース/2,243m
 西コース/3,483m
 最大直線長/1,000m
 コース幅員/10~15m
 アクセス/東名阪自動車道・鈴鹿I.Cより約13km
 近鉄名古屋線白子駅より20分
 伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生駅より10分



▶鈴鹿サーキット国際南コース

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
 ☎059 (378) 1111
 全長距離/1,264m
 最大直線長/190m
 コース幅員/10m
 アクセス/東名阪自動車道・鈴鹿I.Cより約13km



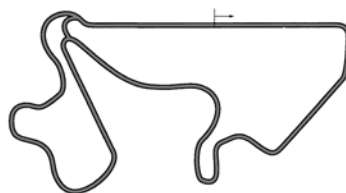
▶岡山国際サーキット (OKAYAMA International Circuit)

〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210
 ☎0868 (74) 3311
 全長距離/3,703m
 最大直線長/700m
 コース幅員/12~15m
 アクセス/中国自動車道・美作I.Cより約25km
 山陽自動車道・備前I.Cより約25km
 和気I.Cより約25km



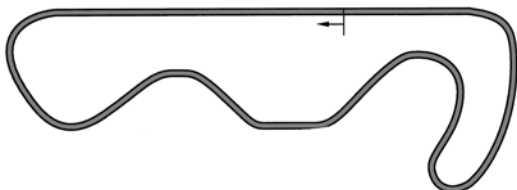
▶オートポリス インターナショナルレーシングコース

〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8
 ☎0973 (55) 1111
 全長距離/4,674m
 最大直線長/902m
 コース幅員/12~15m
 アクセス/九州自動車道・菊水I.Cより約45km
 大分自動車道・日田I.Cより約45km
 ・熊本I.Cより約40km50分



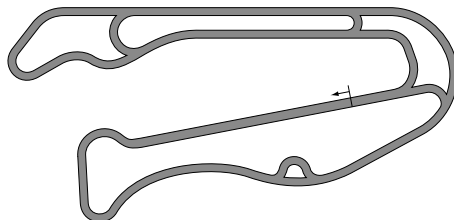
▶スポーツ&セーフティ ライディングフィールドSPA直入

〒878-0403 大分県竹田市直入町大字上田北字浦原510-15
 ☎0974 (75) 3191
 全長距離/1,430m
 最大直線長/420m
 コース幅員/10~11m
 アクセス/大分市内より約40km
 大分自動車道・湯布院I.Cより40分



▶HSR九州 (ホンダセーフティ&ライディング・プラザ九州)

〒869-1231 熊本県菊池郡大津町大字平川1500
 ☎096 (293) 1370
 全長距離/2,350m
 最大直線長/420m
 コース幅員/9~15m
 アクセス/九州縦貫道路・熊本I.Cより約15km



全日本選手権歴代チャンピオンリスト

タイトルホルダーの証 MFJ チャンピオンカード

(一財)日本モーターサイクルススポーツ協会(MFJ)では、全日本選手権での最上級クラスでチャンピオンを獲得したライダーの功績を称え、チャンピオンを獲得したライダーに対し、MFJ チャンピオンカードを発給しています。

過去に功績があるライダーが気軽にサーキットに来ていただけるよう、チャンピオンカードを提示すると、全日本選手権等のイベント(特別イベント等除く)の入場がフリーパスとなります。そこで建設的な意見を具申するなど、モーターサイクルスポーツ界に寄与して欲しいと考えています。

スポーツ功労者顕彰

我が国のスポーツの向上と振興に関し、特に功績顕著な者をスポーツ功労者として文部科学省が顕彰するものです。顕彰の対象はオリンピックメダリスト、世界選手権優勝者、世界記録更新者、それらの指導者および多年にわたる功労者から選出されます。

年	氏 名	ク ラ ス
'01	加藤大治郎	'01年世界ロードレース選手権 GP250ccクラスチャンピオン
'04	藤波 貴久	'04年トライアル世界選手権 チャンピオン
'10	青山 博一	'09年世界ロードレース選手権 GP250ccクラスチャンピオン

文部科学大臣杯

('02年～)

文部科学省は、日本国内におけるスポーツの普及・振興を目的に、全国規模で行われている各種スポーツ大会を後援しています。文部科学大臣杯とは、それら後援スポーツの中で、特に優秀な成績を修めた選手に文部科学大臣から贈られる名誉ある賞です。

年	氏 名	ク ラ ス
'02	渡辺 篤	全日本ロードレーススーパーバイククラスチャンピオン
'03	北川 圭一	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'04	井筒 仁康	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'05	伊藤 真一	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'06	伊藤 真一	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'07	渡辺 篤	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'08	中須賀克行	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'09	中須賀克行	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'10	秋吉 耕佑	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'11	秋吉 耕佑	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'12	中須賀克行	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'13	中須賀克行	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン
'14	中須賀克行	全日本ロードレースJSB1000クラスチャンピオン

世界選手権チャンピオン獲得者

('77年～)

年	ク ラ ス	氏 名
'77	ロードレース 350ccクラス	片山 敬済
'78	モトクロス 125ccクラス	渡辺 明
'93	ロードレース 250ccクラス	原田 哲也
'94	ロードレース 125ccクラス	坂田 和人
'95	ロードレース 125ccクラス	青木 治親
'96	ロードレース 125ccクラス	青木 治親
'98	ロードレース 125ccクラス	坂田 和人
'01	ロードレース 250ccクラス	加藤大治郎
'04	トライアル	藤波 貴久

'05	ロードレース	耐久選手権	北川 圭一
'06	ロードレース	耐久選手権	北川 圭一
'09	ロードレース	250ccクラス	青山 博一
'11	ロードレース	耐久選手権	酒井 大作

ROAD RACE

●ロードレース部門 ('65年～)

年	大 会	ク ラ ス	氏 名
'65	MFJ第1回 ロードレース 大会	50cc 90cc 125cc 250cc 350cc	鈴木 忠雄 神谷 忠 宇野順一郎 高武富久美 隅谷 守男
'66	日本選手権	50cc 90cc 350cc	滋野 靖穂 滋野 靖穂 P・リード

年	部 門	ク ラ ス	氏 名
'67	ジュニア	50cc 90cc 125cc 250cc 251cc以上	柴田 正之 中 隆 大沢 安男 太田 耕治 宮沢 善次
		50cc 90cc 125cc 250cc 251cc以上	伊藤 光夫 滋野 靖穂 増田 恒弘 矢野 啓司 松永 喬
'68	アマチュア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	角谷 新二 鈴木 聖弘 大脇 俊夫 中山 仁
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	酒井 奎吾 森井 一夫 谷口 茂夫 菱木 哲哉
'69	ジュニア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	神谷 良明 馬場 忠雄 和田 正安 松永 喬
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	野田 正彦 斉藤 茂憲 中尾 康夫 数井 隆
'70	アマチュア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	角谷 新二 高井幾次郎 尾崎 俊彦 里村 祥二
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	小田 豊 隅谷 守男 金谷 秀夫 隅谷 守男
'71	ロードレース	90cc 125cc 250cc 251cc以上	岩道 博 正昭 柴谷 法柱 小塚 正明 鍋田 正
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	江崎 正 青山 英二 糟野 雅治 只野 光男
'72	ジュニア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	近藤 英二 小田 豊 大脇 俊夫 河崎 裕之
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	岩道 博 正昭 柴谷 法柱 小塚 正明 鍋田 正
'73	アマチュア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	角谷 新二 鈴木 聖弘 大脇 俊夫 中山 仁
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	酒井 奎吾 森井 一夫 谷口 茂夫 菱木 哲哉
'74	ジュニア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	神谷 良明 馬場 忠雄 和田 正安 松永 喬
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	野田 正彦 斉藤 茂憲 中尾 康夫 数井 隆
'75	アマチュア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	角谷 新二 高井幾次郎 尾崎 俊彦 里村 祥二
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	小田 豊 隅谷 守男 金谷 秀夫 隅谷 守男

●ROAD RACE

年	部 門	ク ラ ス	氏 名
'71	ロードレース	90cc 125cc 250cc 251cc以上	平井 裕次 田中 公次 大橋 富夫 松谷 光明
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	渡辺 富夫 青木 辰己 内田 隆平 加藤 昇平
'72	ジュニア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	江崎 正 遠藤 恒雄 中尾 康夫 浅見 貞男
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	金谷 秀夫 杉本 泉 大脇 俊夫 松谷 秀夫
'73	アマチュア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	菅原 伸夫 坂上 公平 野上 真一 富江 昭孝
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	毛利 良一 大本 十生 大本 敬済 片山 敬済
'74	ジュニア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	渡辺 富夫 阿部 孝夫 内田 隆
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	小田 豊 小田 豊
'75	ロードレース	90cc 125cc 250cc 251cc以上	杉野 順三 松山 守 橋本久仁啓
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	新田 茂 坂田 公平 山崎 達衛 佐藤 順造
'76	アマチュア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	角谷 新二 根本 健
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	岡崎 隆史 佐藤 健正 酒井 克
'77	ジュニア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	合津 悟志 石井 康夫 橋本久仁啓 鈴木 修
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	岩道 博 阪本 裕介 青木 辰己 高井幾次郎
'78	アマチュア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	片橋 英治 東金 育男 榎谷 俊彦
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	田口 勝雄 山梨 保克 酒井 孝治 大島 孝治
'79	ジュニア	90cc 125cc 250cc 251cc以上	相沢 清 石井 康男
		90cc 125cc 250cc 251cc以上	江崎 正 浅見 貞男

付 録

●ROAD RACE

年	部 門	ク ラ ス	氏 名
'76	ノ ー ビ ス	90cc	牧野 栄
		125cc	川上 浩
		250cc	木下 恵司
ジュ ニ ア	250cc	125cc	東金 育男
		250cc	水谷 勝一
		350cc	太田 一博
エキスパート	250cc	125cc	飯田 浩之
		250cc	毛利 良一
		350cc	佐藤 順造
'77	ノ ー ビ ス	90cc	鈴木 利彦
		125cc	伊藤 裕之
		250cc	藤本 泰東
ジュ ニ ア	250cc	125cc	川上 浩久
		250cc	山本 徳久
		350cc	徳外 仁久
エキスパート	250cc	125cc	飯田 浩之
		250cc	鈴木 修
		350cc	毛利 良一
'78	ノ ー ビ ス	90cc	平野 芳男
		125cc	上田 幸也
		250cc	長谷川 嘉久
ジュ ニ ア	250cc	125cc	伊藤 裕之
		250cc	伊藤 巧
		350cc	藤本 泰東
エキスパート	250cc	125cc	上田 公次
		250cc	石川 公次
		350cc	岩夫 真一
'79	ノ ー ビ ス	125cc	富田 英志
		250cc	齊藤 光雄
		250cc	吉村 俊宏
ジュ ニ ア	250cc	125cc	阿部 三吉
		250cc	阿部 忠彦
		350cc	平 三夫
国 際 A 級	250cc	125cc	齊藤 三夫
		250cc	木下 恵司
		350cc	水谷 勝
'80	ノ ー ビ ス	125cc	五百部 徳雄
		250cc	窪田 正二
		250cc	山本 陽一
ジュ ニ ア	250cc	125cc	山本 清孝
		250cc	田中 光男
		350cc	田中 光男
国 際 A 級	250cc	125cc	一ノ瀬 恵明
		250cc	平 忠彦
		350cc	鈴木 修
'81	ノ ー ビ ス	125cc	荒木 利春
		250cc	中山 博文
		250cc	竹村 浩生
国 際 B 級	250cc	125cc	七尾 道夫
		250cc	新井 亮一
		350cc	一ノ瀬 恵明
国 際 A 級	250cc	125cc	藤本 泰東
		250cc	木下 恵司
		500cc	木下 恵司
'82	ノ ー ビ ス	125cc	篠田 雅樹
		250cc	三浦 昇
		250cc	荒木 利春
国 際 B 級	250cc	125cc	小林 大
		250cc	一ノ瀬 恵明
		250cc	福田 照男
国 際 A 級	250cc	125cc	水谷 勝
		250cc	宮城 光
		500cc	宮城 健一
'83	ノ ー ビ ス	125cc	宮城 健一
		250cc	宮城 光
		250cc	篠田 雅樹
国 際 B 級	250cc	125cc	篠田 雅樹
		250cc	坂口 彰
		250cc	栗谷 二郎
国 際 A 級	250cc	125cc	栗谷 光雄
		250cc	齊藤 忠彦
		500cc	齊藤 忠彦
'84	ノ ー ビ ス	125cc	齊藤 兼一
		250cc	山田 浩史
		250cc	塩森 俊修
国 際 B 級	250cc	125cc	宮城 光
		250cc	宮城 雅広
		250cc	清水 圭二
国 際 A 級	250cc	125cc	八代 俊二
		250cc	江崎 正
		500cc	栗谷 二郎

●ROAD RACE

年	部 門	ク ラ ス	氏 名
'85	国 際 B 級	125cc	利明 浩一
		250cc	太田 賀博
		250cc	井上 俊修
国 際 A 級	250cc	125cc	辻本 聡
		250cc	山本 陽一
		500cc	敵本 久大
'86	ジュ ニ ア	125cc	町井 邦生
		250cc	藤沢 哲也
		250cc	町井 邦生
国 際 A 級	250cc	125cc	辻本 聡
		250cc	山本 陽一
		500cc	吉田 健二
'87	ジュ ニ ア	125cc	新垣 敏之
		250cc	佐藤 聡一郎
		250cc	嶋村 健太
国 際 A 級	250cc	125cc	田口 益充
		250cc	大島 行弥
		500cc	畠本 清水
'88	ジュ ニ ア	125cc	白井 直樹
		250cc	原田 哲也
		250cc	永井 康友
国 際 A 級	250cc	125cc	塩森 俊修
		250cc	宮崎 祥司
		500cc	廣瀬 利彦
'89	ジュ ニ ア	125cc	福島 聡
		250cc	坂田 和人
		250cc	新井 秀也
国 際 A 級	250cc	125cc	ダグ・ボレン
		250cc	ダグ・ボレン
		500cc	山崎 冬樹
'90	国 内 A 級	125cc	岡田 忠彦
		250cc	藤原 俊彦
		500cc	藤原 俊彦
'91	国 内 A 級	125cc	吉川 和勝
		250cc	高橋 勝義
		500cc	渡辺 学
'92	国 際 A 級	125cc	仲内 正人
		250cc	森兼 正明
		500cc	茨木 繁
'93	国 際 A 級	125cc	鶴田 竜二
		250cc	森北 貴行
		500cc	小林 敏也
'94	国 際 A 級	125cc	岩橋 健一郎
		250cc	坂田 和人
		500cc	岡田 忠之
'95	国 際 A 級	125cc	伊藤 真一
		250cc	松戸 直樹
		500cc	阿部 徹郎
'96	国 際 A 級	125cc	阿部 幸則
		250cc	福垣 幸則
		500cc	宇川 徹
'97	国 際 A 級	125cc	椎名 明
		250cc	高橋 勝義
		500cc	宮崎 祥司
'98	国 際 A 級	125cc	小野 真央
		250cc	岡田 忠之
		500cc	比ター・ゴダート
'99	国 際 A 級	125cc	齊藤 明
		250cc	原田 哲也
		500cc	ダリル・ビーティ
'00	国 際 A 級	125cc	塚本 昭一
		250cc	加藤 義昌
		500cc	宇川 徹
'01	国 際 A 級	125cc	阿部 典史
		250cc	北川 圭一
		500cc	主 圭一
'02	国 際 A 級	125cc	宮坂 賢徹
		250cc	宇川 吉川
		500cc	和多留
'03	国 際 A 級	125cc	宇井 陽一
		250cc	沼田 憲保
		500cc	青木 拓磨
'04	国 際 A 級	125cc	東 雅雄
		250cc	沼田 憲保
		500cc	青木 拓磨
'05	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'06	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'07	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'08	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'09	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'10	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'11	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'12	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'13	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行
'14	国 際 A 級	125cc	秋田 貴志
		250cc	加藤 大治郎
		500cc	芳賀 紀行

●ROAD RACE

年	部 門	ク ラ ス	氏 名
'98	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	中野 真矢
		スーパーバイク	伊藤 真一
'99	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	松戸 直樹
		スーパーバイク	吉川 和多留
'00	国 際	125cc	小山 知良
		250cc	中富 伸一
		スーパーバイク	井筒 康二
'01	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	開 太郎
		スーパーバイク	梁 明一
'02	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'03	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'04	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'05	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'06	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'07	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'08	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'09	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'10	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'11	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'12	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'13	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也
'14	国 際	125cc	仲城 英幸
		250cc	嘉陽 哲久
		スーパーバイク	渡辺 辰也

MOTOCROSS

●モトクロス部門（'64年～）

年	大会	クラス	氏名
'64	第1回日本グランプリ	50cc	小島 松久
		125cc	久保 和夫
		250cc	久保 和夫
'65	第2回日本グランプリ	90(J)	菅家 安智
		120(J)	荒井 市次
		250(J)	荒井 市次
'66	第3回日本グランプリ	90cc	小島 松久
		125cc	荒井 市次
		250cc	荒井 市次

年	部門	クラス	氏名
'67	アマチュア	50cc	黒川 隆
		90cc	河野 和憲
		125cc	高橋 道雄
'68	ジュニア	90cc	山本 隆
		125cc	吉村 太一
		250cc	山本 隆
'69	アマチュア	50cc	堀 勇
		90cc	堀 勇
		125cc	山下 勇
'70	ジュニア	50cc	蛭名 博昭
		90cc	蛭名 博昭
		125cc	西 信之
'71	アマチュア	50cc	星野 一義
		90cc	星野 一義
		125cc	山本 隆
'72	ジュニア	50cc	田中 敏男
		90cc	多田 茂次
		125cc	中里 道夫
'73	アマチュア	50cc	堀 勇
		90cc	堀 勇
		125cc	鈴木 孝司
'74	ジュニア	50cc	鈴木 孝司
		90cc	鈴木 孝司
		125cc	鈴木 孝司
'75	アマチュア	50cc	一色 薫
		90cc	小田切 信雄
		125cc	平野 芳男
'76	ジュニア	50cc	鈴木 孝司
		90cc	鈴木 孝司
		125cc	鈴木 孝司
'77	アマチュア	50cc	栗原 和年
		90cc	栗原 和年
		125cc	栗原 和年
'78	ジュニア	50cc	中村 忠
		90cc	中村 忠
		125cc	中村 忠
'79	アマチュア	50cc	藤 秀信
		90cc	藤 秀信
		125cc	藤 秀信
'80	ジュニア	50cc	小田切 信雄
		90cc	小田切 信雄
		125cc	小田切 信雄
'81	アマチュア	50cc	唐沢 栄三郎
		90cc	唐沢 栄三郎
		125cc	唐沢 栄三郎
'82	ジュニア	50cc	鈴木 孝司
		90cc	鈴木 孝司
		125cc	鈴木 孝司
'83	アマチュア	50cc	菅家 孝
		90cc	菅家 孝
		125cc	菅家 孝
'84	ジュニア	50cc	菅家 孝
		90cc	菅家 孝
		125cc	菅家 孝

●MOTOCROSS

年	部門	クラス	氏名
'73	ジュニア	90cc	菅家 孝
		125cc	菅家 孝
		250cc	菅家 孝
'74	ジュニア	90cc	古田 哲郎
		125cc	古田 哲郎
		250cc	古田 哲郎
'75	ジュニア	90cc	岸川 清秀
		125cc	岸川 清秀
		250cc	岸川 清秀
'76	ジュニア	90cc	鈴木 孝
		125cc	鈴木 孝
		250cc	鈴木 孝
'77	ジュニア	90cc	谷川 孝
		125cc	谷川 孝
		250cc	谷川 孝
'78	ジュニア	90cc	渡辺 孝
		125cc	渡辺 孝
		250cc	渡辺 孝
'79	ジュニア	90cc	北村 孝
		125cc	北村 孝
		250cc	北村 孝
'80	ジュニア	90cc	東福寺 孝
		125cc	東福寺 孝
		250cc	東福寺 孝
'81	ジュニア	90cc	杉尾 孝
		125cc	杉尾 孝
		250cc	杉尾 孝
'82	ジュニア	90cc	月岡 孝
		125cc	月岡 孝
		250cc	月岡 孝
'83	ジュニア	90cc	光安 孝
		125cc	光安 孝
		250cc	光安 孝
'84	ジュニア	90cc	鈴木 孝
		125cc	鈴木 孝
		250cc	鈴木 孝
'85	ジュニア	90cc	渡辺 孝
		125cc	渡辺 孝
		250cc	渡辺 孝
'86	ジュニア	90cc	北村 孝
		125cc	北村 孝
		250cc	北村 孝
'87	ジュニア	90cc	東福寺 孝
		125cc	東福寺 孝
		250cc	東福寺 孝
'88	ジュニア	90cc	杉尾 孝
		125cc	杉尾 孝
		250cc	杉尾 孝
'89	ジュニア	90cc	月岡 孝
		125cc	月岡 孝
		250cc	月岡 孝
'90	ジュニア	90cc	光安 孝
		125cc	光安 孝
		250cc	光安 孝
'91	ジュニア	90cc	鈴木 孝
		125cc	鈴木 孝
		250cc	鈴木 孝
'92	ジュニア	90cc	渡辺 孝
		125cc	渡辺 孝
		250cc	渡辺 孝
'93	ジュニア	90cc	北村 孝
		125cc	北村 孝
		250cc	北村 孝
'94	ジュニア	90cc	東福寺 孝
		125cc	東福寺 孝
		250cc	東福寺 孝
'95	ジュニア	90cc	杉尾 孝
		125cc	杉尾 孝
		250cc	杉尾 孝
'96	ジュニア	90cc	月岡 孝
		125cc	月岡 孝
		250cc	月岡 孝
'97	ジュニア	90cc	光安 孝
		125cc	光安 孝
		250cc	光安 孝
'98	ジュニア	90cc	鈴木 孝
		125cc	鈴木 孝
		250cc	鈴木 孝
'99	ジュニア	90cc	渡辺 孝
		125cc	渡辺 孝
		250cc	渡辺 孝
'00	ジュニア	90cc	北村 孝
		125cc	北村 孝
		250cc	北村 孝
'01	ジュニア	90cc	東福寺 孝
		125cc	東福寺 孝
		250cc	東福寺 孝

●MOTOCROSS

年	部門	クラス	氏名
'85	ジュニア	125cc	長沼 朝之
		250cc	花田 武
		250cc	田淵 智之
'86	ジュニア	125cc	岡部 篤史
		250cc	岡部 篤史
		250cc	スティーブ・マーチン
'87	ジュニア	125cc	藤本 正勝
		250cc	吉田 和泉
		250cc	花田 茂樹
'88	ジュニア	125cc	伊田 井佐夫
		250cc	東福寺 保雄
		250cc	岸田 隆夫
'89	ジュニア	125cc	橋本 隆二
		250cc	吉田 和泉
		250cc	石橋 博也
'90	ジュニア	125cc	岡部 篤史
		250cc	岡部 篤史
		250cc	東福寺 保雄
'91	ジュニア	125cc	大塚 元和
		250cc	大塚 元和
		250cc	大塚 元和
'92	ジュニア	125cc	岡部 篤史
		250cc	岡部 篤史
		250cc	東福寺 保雄
'93	ジュニア	125cc	黒古 尚利
		250cc	黒古 尚利
		250cc	黒古 尚利
'94	ジュニア	125cc	岸田 隆夫
		250cc	橋本 隆二
		250cc	岸田 隆夫
'95	ジュニア	125cc	光安 鉄美
		250cc	光安 鉄美
		250cc	光安 鉄美
'96	ジュニア	125cc	萩島 忠雄
		250cc	萩島 忠雄
		250cc	萩島 忠雄
'97	ジュニア	125cc	元木 龍幸
		250cc	村橋 健太郎
		250cc	東福寺 保雄
'98	ジュニア	125cc	東福寺 保雄
		250cc	東福寺 保雄
		250cc	東福寺 保雄
'99	ジュニア	125cc	半場 謙吾
		250cc	城田 賢一
		250cc	萩島 忠雄
'00	ジュニア	125cc	佐々木 裕介
		250cc	田沢 豊晃
		250cc	田沢 豊晃
'01	ジュニア	125cc	請川 意次
		250cc	エディ・ウォーレン
		250cc	益留 信太郎
'02	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'03	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'04	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'05	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'06	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'07	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'08	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'09	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'10	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
'11	ジュニア	125cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎
		250cc	益留 信太郎

●MOTOCROSS

年	部 門	ク ラ ス	氏 名
'02	国 際 B 級	125cc 250cc	小島 庸平 村岡 康裕
	国 際 A 級	125cc 250cc	加賀 真一 成田 亮
'03	国 際 B 級	125cc 250cc	上田 隼人 上田 隼人
	国 際 A 級	125cc 250cc	溝口 哲也 成田 亮
'04	国 際 B 級	125cc オープン	内山慎太郎 伊藤 正憲
	国 際 A 級	125cc 250cc	中村 友則 成田 亮
'05	国 際 B 級	IB2 IBオープン	斉木 達也 片倉 久斗
	国 際 A 級	IA2 IA1	福留 善秀 小池田 猛
'06	国 際 B 級	IB2 IBオープン	富田 俊樹 岡田 涼
	国 際 A 級	IA2 IA1	小島 庸平 熱田 孝高
'07	国 際 B 級	IB2 IBオープン	福垣 佳樹 木下 隼
	国 際 A 級	IA2 IA1	新井 宏彰 成田 亮
'08	国 際 B 級	IB2 IBオープン	松下 幸司 小関 元貴
	国 際 A 級	IA2 IA1	勝谷 武史 成田 亮
'09	国 際 B 級	IB2 IBオープン	山本 鯨 山本 鯨
	国 際 A 級	IA2 IA1	勝谷 武史 成田 亮
'10	国 際 B 級	IB2 IBオープン	竹中 純矢 竹中 純矢
	国 際 A 級	IA2 IA1	小島太久摩 熱田 孝高
'11	国 際 B 級	IB2 IBオープン	近藤 涼太 近藤 涼太
	国 際 A 級	IA2 IA1	三原 拓也 成田 亮
'12	国 際 B 級	IB2 IBオープン	佐々木雅哉 能塚 智寛
	国 際 A 級	IA2 IA1	山本 鯨 成田 亮
'13	国 際 B 級	IB2 IBオープン	大塚 豪太 大塚 豪太
	国 際 A 級	IA2 IA1	富田 俊樹 成田 亮
'14	国 際 B 級	IB2 IBオープン	馬場 亮太 古賀 太基
	国 際 A 級	IA2 IA1	勝谷 武史 成田 亮

MFJ全日本モトクロス
レディースクラス('00年～)

年	氏 名
'00	鈴木 沙耶 (MFJ選手権)
'01	鈴木 沙耶
'02	鈴木 沙耶
'03	鈴木 沙耶
'04	鈴木 沙耶
'05	鈴木 沙耶
'06	鈴木 沙耶
'07	鈴木 沙耶
'08	益 春菜
'09	益 春菜
'10	益 春菜
'11	益 春菜
'12	邵 洋子
'13	邵 洋子
'14	竹内 優菜

TRIAL

●トライアル部門 ('73年～)

年	部 門	氏 名
'73	選抜	木村 治男
'74	ノービス	伊吹 健次
	ジュニア	近藤 博志
'75	ジュニア	蜂巣 秀男
	エキスパート	加藤 文博
'76	ジュニア	町田 晴男
	エキスパート	黒山 一郎
'77	ジュニア	山本 昌也
	エキスパート	近藤 博志
'78	ジュニア	山田 民雄
	エキスパート	近藤 博志
'79	ジュニア	佐藤 雄一
	国際A級	近藤 博志
'80	ジュニア	広木 一美
	国際A級	丸山 胤保
'81	ジュニア	石原 正美
	国際A級	黒山 一郎
'82	国際B級	高田 雅孝
	国際A級	山本 昌也
'83	国際B級	和田 弘行
	国際A級	山本 昌也
'84	国際B級	米沢 満夫
	国際A級	山本 昌也
'85	国際B級	泉 裕朗
	国際A級	山本 昌也
'86	国際B級	小林 直樹
	国際A級	山本 昌也
'87	国際B級	小谷 徹
	国際A級	伊藤 敦志
'88	国際B級	成田 匠
	国際A級	伊藤 敦志
'89	国際B級	宮道 昌浩
	国際A級	成田 匠
'90	国際B級	前野 繁
	国際A級	伊藤 敦志
'91	国際B級	本多 元治
	国際A級	中川 義博
'92	国際B級	小川 友幸
	国際A級	パスカル・クトゥリエ
'93	国際B級	田中 善弘
	国際A級	パスカル・クトゥリエ
'94	国際B級	寺澤 慎也
	国際A級	成田 匠
'95	国際B級	成田 亮
	国際A級	藤波 貴久
'96	国際B級	田中 太一
	国際A級	黒山 健一
'97	国際B級	渋谷 勲
	国際A級	東谷 洋
'98	国際B級	北山 将司
	国際A級	野崎 史高
'99	国際B級	藤波 貴久
	国際A級	小森 文彦
'00	国際B級	西博 裕
	国際A級	田中 貴久
'01	国際B級	安藤 剛史
	国際A級	本多 元治
'02	国際B級	徳丸 貴幸
	国際A級	田中 健一
'03	国際B級	藤原 由樹
	国際A級	田中 健一
'04	国際B級	川村 義仁
	国際A級	田中 善弘
'05	国際B級	辻 真太郎
	国際A級	坂田 匠太
'06	国際B級	平田 雅裕
	国際A級	小森 文彦

●TRIAL

年	部 門	氏 名
'07	国際B級	平田 貴裕
	国際A級	成田 友幸
'08	国際B級	小野田理智
	国際A級	西元 良太
'09	国際B級	山本 直樹
	国際A級	藤巻 耕太
'10	国際B級	宮本 竜馬
	国際A級	田中 裕人
'11	国際B級	小谷 一貴
	国際A級	三谷 英明
'12	国際B級	武井 誠也
	国際A級	加賀 光健一
'13	国際B級	倉持 俊輝
	国際A級	成田 亮
'14	国際B級	氏川 勇雅
	国際A級	藤原 慎也

SNOW MOBILE

●スノーモビル部門 ('71年～)

年	部 門	氏 名
'71	モディファイ300cc	大月 信和
	モディファイ400cc	青木 雅和
'72	モディファイ300cc	丹治 章
	モディファイ400cc	丹治 章
'73	モディファイ340cc	伊藤 盛男
	モディファイ440cc	小田切信雄
'74	モディファイ340cc	伊藤 盛男
	モディファイ440cc	伊藤 盛男
'75	モディファイ340cc	伊藤 盛男
	モディファイ440cc	伊藤 盛男
'76	モディファイ340cc	春名 薫
	モディファイ440cc	春名 薫
'77	モディファイ340cc	藤本 整司
	モディファイ440cc	高橋 和雄
'78	モディファイ340cc	丹治 章
	モディファイ440cc	丹治 章
'79	モディファイ340cc	高橋 和雄
	モディファイ440cc	高橋 和雄
'80	モディファイ340cc	高橋 和雄
	モディファイ440cc	高橋 和雄
'81	モディファイオープン	領毛 信治
	モディファイ540cc	本田 勝義
'82	モディファイオープン	高橋 和雄
	モディファイ340cc	高橋 和雄
'83	モディファイオープン	藤本 正勝
	モディファイ340cc	中山 忠
'84	モディファイオープン	高橋 和雄
	モディファイ340cc	高橋 和雄
'85	モディファイオープン	高橋 和雄
	モディファイ340cc	高橋 和雄
'86	モディファイオープン	熊谷 留夫
	モディファイ340cc	熊谷 留夫
'87	モディファイオープン	松田勇五郎
	モディファイ340cc	米田 幸一
'88	モディファイオープン	遠藤 和也
	モディファイ340cc	遠藤 和也

●SNOW MOBILE

年	部 門	氏 名
'89	モディファイオープン モディファイ540cc モディファイ340cc	熊谷 留夫 江口 孝二 遠藤 和也
'90	モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S3 モディファイB級S4	享二 留夫 江口 亨一 沼倉 照義 羽田野達也 梅沢 文雄
'91	モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S3 モディファイB級S4	成田 正弘 江口 亨一 大野 勇 内野 令一 梅沢 康二 木村 明則
'92	モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S3 モディファイB級S4	成田 正弘 上葛 泰隆 高橋 晴彦 山内 康裕 又村 哲哉 八木 橋光治
'93	モディファイA級S1 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S3 モディファイB級S4	上葛 泰隆 三好 一浩 高橋 晴彦 千葉 賢一 千葉 賢一 泉沢 克美
'94	モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4	上葛 泰隆 中葛 泰隆 高橋 光貴 高橋 晴彦 関井 誠 大和 長武 郷田 和幸 戸田 幸廣
'95	モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4	戸沢 真司 上葛 泰隆 三好 一浩 上野 忠夫 松田 智典 柏倉 秀伸 熊谷 聡寛 熊谷 智典
'96	モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4	上葛 泰隆 戸沢 真司 山下 力 上野 忠夫 黒沢 直也 日野 義克 長内 義基 日野 義基
'97	モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4	郷田 敦司 戸沢 真司 山下 力 日野 義克 渋谷 博樹 渋谷 博樹 村角 修司 渋谷 博樹
'98	モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4	戸沢 真司 中澤 裕伺 日野 義基 松田 智典 坂上 善彦 戸沢 貴典 佐藤 哲也 桜庭 直義
'99	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4	山下 力 川越 清貴 佐藤 俊一 米沢 俊一 柴田 敏也 柴田 敏也 米内 雅人 村岡 憲一
'00	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイA級S4 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3 モディファイB級S4	中澤 裕伺 日野 義基 伊藤 栄治 寺崎 雅史 泉沢 克美 福田 純一 福田 純一 伊賀 和弘 島山 芳廣

●SNOW MOBILE

年	部 門	氏 名
'01	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	戸沢 真司 成田 大昌 江刺 晃人 村岡 雅人 永倉 信明 古坂 丈二 齊藤 将
'02	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	戸沢 真司 吉田 善公 下村 大介 寺崎 雅史 蝦名 隼人 蝦名 隼人 佐藤 誠一郎
'03	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	松田 智典 稲葉 翔 佐藤 誠一郎 泉 実 高橋 利幸 之崎 和裕 對馬 秀光
'04	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	中澤 裕伺 熊谷 寛樹 熊谷 寛樹 熊谷 寛樹 古澤 尚児 成田 裕樹 阿久津成一
'05	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	中澤 裕伺 高村 大志 笹森 健彦 阿久津成一 長谷川周栄 高橋 良太 長谷川周栄
'06	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	中澤 裕伺 熊谷 光 熊谷 光 荒井 良典 正野 健二 池田 卓也 池田 卓也
'07	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	永倉 信明 佐野 敏之 佐々木雅規 久保田 雄 上野 仁 村角 謙二 石毛 航
'08	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	松田 智典 郷田 和幸 正野 健二 正良 亮太 佐藤 義暢 高村 哲太 佐藤 義暢
'09	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	中澤 裕伺 上野 仁 高村 啓太 上野 仁 栗田 晋平 山田 大樹 山田 大樹
'10	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	松田 智典 熊谷 寛樹 村上 雅紀 熊谷 寛樹 國分将太郎 國分将太郎 新屋 典孝
'11	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイA級S3 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	佐野 友介 國分将太郎 國分将太郎 石毛 航 駒形 和希 駒形 和希 関 博紀
'12	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	佐野 友介 林 竜一 山内 浩二 斎藤 泰岳 斎藤 泰岳 倉持 俊輝

●SNOW MOBILE

年	部 門	氏 名
'13	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	佐野 友介 駒形 和希 駒形 和希 佐藤 伶磨 山田大至輝 大石 泰広
'14	スーパークラス モディファイA級S1 モディファイA級S2 モディファイB級S1 モディファイB級S2 モディファイB級S3	佐々木雅規 佐藤 伶磨 佐藤 伶磨 信平 竜馬 信平 竜馬 世岡 千夏

DRAG RACE

●ドラッグレース部門 ('93年~'08年)

年	ク ラ ス	氏 名
'93	ブロストックバイク	田中 文樹
'94	ブロストックバイク	田中 文樹
'95	ブロストックバイク	上中 靖司
'96	ブロストックバイク	生田目俊之
'97	ブロストックバイク	川上 英二
'98	ブロストックバイク	中村 圭志
'99	ブロストックバイク	中村 圭志
'00	ブロストックバイク	赤池 真一
'01	ブロストックバイク	中村 圭志
'02	ブロストックバイク	田中 文樹
'03	ブロストックバイク	中村 圭志
'04	ブロストックバイク	中村 圭志
'05	ブロストックバイク	阿部 巖
'06	ブロストックバイク	阿部 巖
'07	ブロストックバイク	中村 圭志
'08	ブロストックバイク	中村 圭志

DIRT TRACK

●ダートトラック部門 ('01~'03年)

年	ク ラ ス	氏 名
'01	オープン 250cc	衛藤 金治 衛藤 金治
'02	オープン 250cc	谷口 久輝 金治 金治
'03	オープン 250cc	衛藤 金治 ケビン・アサートン

SUPERCROSS

●スーパークロス部門 ('94~'97年)

年	ク ラ ス	氏 名
'94	125cc 250cc	高見 俊次 榎本 正則
'95	125cc 250cc	辻本 幸二 小橋 雅也
'96	125cc 250cc	溝口 哲也 熱田 高輝
'97	125cc 250cc	加賀 真一 熱田 孝高

STADIUM TRIAL

●スタジアムトライアル部門（'91～'93年）

年	ク ラ ス	氏 名
'91	国際A級	中川 義博
'92	国際A級	バスカル・クトゥリエ
'93	国際A級	バスカル・クトゥリエ

ENDURO

●エンデューロ部門（'05年～）

年	氏 名
'05	鈴木 健二
'06	藤原 広喜
'07	鈴木 健二
'08	石井 正美
'09	池田 智泰
'10	小池田 猛
'11	内山 裕太郎
'12	鈴木 健二
'13	内山 裕太郎
'14	鈴木 健二

SUPERMOTO

●スーパーモト部門（'05年～）

年	ク ラ ス	氏 名
'05	moto1	佐合 潔
	moto2	三苫 進
'06	moto1 アンリミテッド	佐合 潔
	moto1	松本 康
	moto2	佐合 潔
'07	moto1 アンリミテッド	小林 好美
	moto1	大楽 竜也
	moto2	佐々木貴志
'08	moto1 アンリミテッド	小林 好美
	moto1	星野 優位
	moto2	佐々木貴志
'09	moto1 OPEN	洪井 健
	moto1	佐合 潔
	moto2	高山 直人
'10	moto1 PRO	松本 康
	moto1 OPEN	坂牧 隆夫
	moto2	山下 政弘
'11	moto1 PRO	佐合 潔
	moto1 OPEN	赤嶺 涼太
	moto2	大西健太郎
'12	moto1 PRO	佐合 潔
	moto1 OPEN	高山 直人
	moto2	久保 晶
'13	S1 PRO	佐合 潔
	S1 OPEN	吉田 雄一
	S2	興水 拓弥
'14	S1 PRO	佐合 潔
	S1 OPEN	金子 和之
	S2	城取 諒

2015年MFJ全日本ロードレース選手権シリーズカレンダー

開催月日	大会名/会場	出場申込先	JSB	J-GP2	ST600	J-GP3	出場申込期間
4月18日(土) 4月19日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第1戦 鈴鹿2&4 会場：鈴鹿サーキット ☎059-378-1111	鈴鹿サーキットSMSC事務局 〒510-0295 ☎059-378-3405	○				3月10日(火) 3月19日(木)
4月25日(土) 4月26日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第2戦 スーパーバイクレースin九州 会場：オートポリス ☎0973-55-1111	オートポリス 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8 ☎0973-55-1111	○	○	○	○	3月17日(火) 3月26日(木)
5月30日(土) 5月31日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第3戦 スーパーバイクレースinもてぎ 会場：ツインリンクもてぎ ☎0285-64-0001	ツインリンクもてぎレース事務局 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1 ☎0285-64-0200	○	○	○	○	4月21日(火) 4月30日(木)
6月27日(土) 6月28日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第4戦 SUGOスーパーバイク120マイル耐久レース 会場：スポーツランドSUGO ☎0224-83-3111	SUGOスポーツクラブRR係 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3111	○	○	○	○	5月19日(火) 5月28日(木)
8月22日(土) 8月23日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第5戦 もてぎ2&4 会場：ツインリンクもてぎ ☎0285-64-0001	ツインリンクもてぎレース事務局 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1 ☎0285-64-0200		○			7月14日(火) 7月23日(木)
9月12日(土) 9月13日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第6戦 オートポリス2&4 会場：オートポリス ☎0973-55-1111	オートポリス 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8 ☎0973-55-1111	○				8月4日(火) 8月13日(木)
9月26日(土) 9月27日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第7戦 筑波大会 会場：筑波サーキット ☎0296-44-3146	(一財)日本オートスポーツセンター 〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙159 ☎0296-44-3146		○	○	○	8月18日(火) 8月27日(木)
10月17日(土) 10月18日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ第8戦 スーパーバイクレースin岡山 会場：岡山国際サーキット ☎0868-74-3311	株岡山国際サーキットレース事務局 〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210 ☎0868-74-3311	○	○	○	○	9月8日(火) 9月17日(木)
10月31日(土) 11月1日(日)	MFJ全日本ロードレース選手権 シリーズ最終戦 第47回MFJグランプリスーパーバイクレースin鈴鹿 会場：鈴鹿サーキット ☎059-378-1111	鈴鹿サーキットSMSC事務局 〒510-0295 ☎059-378-3405	○ 2レース	○	○	○	9月22日(火) 10月1日(木)

○=開催クラス

2015年ロードレース主要競技会カレンダー

開催月日	大会名/会場	出場申込先
7月23日(木) 7月26日(日)	FIM世界耐久選手権シリーズ“コカ・コーラゼロ” 鈴鹿8時間耐久ロードレース第38回大会 会場：鈴鹿サーキット ☎059-378-1111	鈴鹿サーキットSMSC事務局 〒510-0295 ☎059-378-3405
10月9日(金) 10月11日(日)	FIM MotoGP世界選手権シリーズ 日本グランプリもてぎ 会場：ツインリンクもてぎ ☎0285-64-0001	ツインリンクもてぎレース事務局 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1 ☎0285-64-0200

付
録

2015年MFJ主要スポーツカレンダー

2015年MFJ全日本モトクロス選手権シリーズカレンダー

開催月日	大会名/会場	出場申込先	出場申込期間
4月4日(土) ↓ 4月5日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第1戦 九州大会 会場：HSR九州（熊本県）	BEREX（ビレックス） 〒729-3102 広島県福山市新市町相方2472 ☎0847-44-0036 主催：MFJ九州 webエントリー可 http://entry.eigyo.co.jp/berex/	2月24日(火) ↓ 3月5日(木)
4月18日(土) ↓ 4月19日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第2戦 関東大会 会場：オフロードヴィレッジ（埼玉県）	BEREX（ビレックス） 〒729-3102 広島県福山市新市町相方2472 ☎0847-44-0036 主催：MFJ関東 webエントリー可 http://entry.eigyo.co.jp/berex/	3月10日(火) ↓ 3月19日(木)
5月16日(土) ↓ 5月17日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第3戦 中国大会 会場：グリーンパーク弘楽園（広島県）	BEREX（ビレックス） 〒729-3102 広島県福山市新市町相方2472 ☎0847-44-0036 主催：MFJ中国 webエントリー可 http://entry.eigyo.co.jp/berex/	4月7日(火) ↓ 4月16日(木)
6月6日(土) ↓ 6月7日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第4戦 SUGO大会（東北MX選手権第3戦併催） 会場：スポーツランドSUGO（宮城県）	SUGOスポーツクラブMX係 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3111 webエントリー可 https://www.ms-event.net/sugoweb/	4月28日(火) ↓ 5月7日(木)
7月4日(土) ↓ 7月5日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第5戦 会場：未定 ※開催予定	調整中 共催：MFJ近畿	5月26日(火) ↓ 6月4日(木)
7月18日(土) ↓ 7月19日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第6戦 東北大会 会場：藤沢スポーツランド（岩手県）	MFJ東北 〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-10 ☎022-284-9484	6月9日(火) ↓ 6月18日(木)
8月29日(土) ↓ 8月30日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第7戦 SUGO大会 会場：スポーツランドSUGO（宮城県）	SUGOスポーツクラブMX係 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3111 webエントリー可 https://www.ms-event.net/sugoweb/	7月21日(火) ↓ 7月30日(木)
9月12日(土) ↓ 9月13日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第8戦 近畿大会 会場：名阪スポーツランド（奈良県）	BEREX（ビレックス） 〒729-3102 広島県福山市新市町相方2472 ☎0847-44-0036 主催：MFJ近畿 webエントリー可 http://entry.eigyo.co.jp/berex/	8月4日(火) ↓ 8月13日(木)
10月3日(土) ↓ 10月4日(日)	MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第9戦 関東大会 会場：オフロードビレッジ（埼玉県）	BEREX（ビレックス） 〒729-3102 広島県福山市新市町相方2472 ☎0847-44-0036 主催：MFJ関東 webエントリー可 http://entry.eigyo.co.jp/berex/	8月25日(火) ↓ 9月3日(木)
10月24日(土) ↓ 10月25日(日)	第53回MFJ-GPモトクロス大会 MFJ全日本モトクロス選手権シリーズ第10戦 会場：スポーツランドSUGO（宮城県）	SUGOスポーツクラブMX係 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3111 webエントリー可 https://www.ms-event.net/sugoweb/	9月15日(火) ↓ 9月24日(木)

2015年モトクロス主要競技会 カレンダー

開催月日	大会名/会場	出場申込先
11月8日(日)	MFJモトクロス全国大会 会場：スポーツランドSUGO（宮城県）	SUGOスポーツクラブMX係 〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3111 webエントリー可 https://www.ms-event.net/sugoweb/

開催月日	大会名/会場	出場申込先
3月7日(土) ↓ 3月8日(日)	特別競技会 NAGOオールスターモトクロス大会 会場：ImaNAGO Cross Field	NPO法人こども安全運転振興会 理事会：松田強 〒901-2103 沖縄県裏添市仲間1-6-6 ☎098-876-5533 FAX：098-876-5533 imagine5533@nifty.com

開催月日	大会名/開催場所
9月26日(土) ↓ 9月27日(日)	モトクロス・オブ・ネーションズ 開催国：フランス（エルニー）

2015年MFJ全日本トライアル選手権シリーズカレンダー

開催月日	大会名/会場	出場申込先	出場申込期間
3月8日(日)	MFJ全日本トライアル選手権シリーズ第1戦 関東大会 会場：真壁トライアルランド（茨城県）	MFJ関東 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-25-15 South新大塚ビル7F （一社）日本二輪車普及安全協会内 ☎03-6902-8191	1月27日(火) ～ 2月5日(木)
4月19日(日)	MFJ全日本トライアル選手権シリーズ第2戦 近畿大会 会場：名阪スポーツランド（奈良県）	MFJ近畿 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀1-7-14 ☎06-6534-6422	3月10日(火) ～ 3月19日(木)
5月17日(日)	MFJ全日本トライアル選手権シリーズ第3戦 九州大会 会場：矢谷溪谷トライアル場（熊本県）	MFJ九州 〒812-0004 福岡県福岡市博多区榎田2-2-19 榎田ビル2号室 ☎092-473-2616	4月7日(火) ～ 4月16日(木)
7月19日(日)	MFJ全日本トライアル選手権シリーズ第4戦 北海道大会 会場：わっさむサーキット（北海道旭川）	MFJ北海道 〒001-0925 北海道札幌市北区新川五条20丁目1-20 軽自動車協会ビル2F ☎011-768-4112	6月9日(火) ～ 6月18日(木)
9月6日(日)	MFJ全日本トライアル選手権シリーズ第5戦 中国大会 会場：原瀧山トライアルパーク（岡山県）	MFJ中国 〒733-0036 広島県広島市西区観音新町1-18-9 ☎082-295-6994	7月28日(火) ～ 8月6日(木)
10月11日(日)	MFJ全日本トライアル選手権シリーズ第6戦 中部大会 会場：キョウセイドライバースランド（愛知県）	MFJ中部 〒466-8558 愛知県名古屋市中区昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館内 ☎052-882-8190	9月1日(火) ～ 9月10日(木)
11月1日(日)	MFJ全日本トライアル選手権シリーズ第7戦 東北大会 会場：スポーツランドSUGO（宮城県）	MFJ東北 〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-10 ☎022-284-9484	9月18日(金) ～ 10月1日(木)

2015年トライアル主要競技会カレンダー

開催月日	大会名/会場	出場申込先
4月25日(土) ～ 4月26日(日)	FIMトライアル世界選手権シリーズ 日本グランプリ 会場：ツインリンクもてぎ（栃木県）	（一財）日本モーターサイクルスポーツ協会 〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10F ☎03-5565-0900 ※エントリーにつきましてはMFJオンラインマガジン（ホームページ）にてお知らせ致します。
11月8日(日)	第27回 MFJトライアルグランドチャンピオン大会 会場：灰塚ダムトライアルパーク （広島県・三次市）	MFJ中国トライアル委員会事務局 代表 西英樹 〒716-8799 岡山県高梁市高梁郵便局留 TEL/FAX 0866-22-1344

開催月日	大会名/開催場所
9月19日(土) ～ 9月20日(日)	トライアル・デ・ナシオン 開催国：スペイン（コルドバ）

2015年MFJ主要スポーツカレンダー

2015年MFJ全日本エンデューロ選手権シリーズカレンダー

開催月日	大会名/会場	出場申込先	出場申込期間
5月10日(日)	全日本エンデューロ選手権シリーズ第1戦 広島大会 (Round①) 会場：テージャスランチ（広島県）	JECプロモーション 〒243-0201 神奈川県厚木市上荻野3683-20 ☎046-205-0874 FAX 046-265-0010 http://jecpro.com/	大会特別規則を ご確認ください
7月12日(日)	全日本エンデューロ選手権シリーズ第2戦 近畿大会 (Round②) 会場：プラザ阪下（大阪府）		
9月19日(土) } 9月20日(日)	全日本エンデューロ選手権シリーズ第3戦 日高 2DAYSエンデューロ (Round③④) 会場：北海道日高町		
11月21日(土) } 11月22日(日)	全日本エンデューロ選手権シリーズ第4戦 SUGO 2DAYSエンデューロ (Round⑤⑥) 会場：スポーツランドSUGO（宮城県）		

開催月日	大会名/開催場所
9月7日(月) } 9月12日(土)	ISDE 開催国：スロバキア
11月14日(土) } 11月15日(日)	WERIDE三宅島（特別競技会）

2015年MFJ全日本スーパーモト選手権シリーズカレンダー

日程	会場	主催者（連絡先）	エントリー期間
4月25日(土) 4月26日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第1戦 会場：美浜サーキット（愛知） ☎0569-87-3003	SMJ（Super Moto JAPAN） 〒721-0966 広島県福山市手城町1-1-5 うず潮レーシング福山内SMJ ☎084-924-2935 FAX 084-931-4096	3月17日(火) 3月26日(木)
5月23日(土) 5月24日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第2戦 会場：HSR九州（熊本） ☎096-293-1370	HSR九州 〒869-1231 熊本県菊池郡大津町平川1500 ☎096-293-1370 FAX 096-293-1371	4月14日(火) 4月23日(木)
6月20日(土) 6月21日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第3戦 会場：エビスサーキット（福島） ☎0243-24-2972	エビスサーキット 〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地 ☎0243-24-2972 FAX 0243-24-2936	5月12日(火) 5月21日(木)
8月1日(土) 8月2日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第4戦 会場：TSタカタサーキット（広島） ☎0826-59-0055	SMJ（Super Moto JAPAN） 〒721-0966 広島県福山市手城町1-1-5 うず潮レーシング福山内SMJ ☎084-924-2935 FAX 084-931-4096	6月23日(火) 7月2日(木)
8月22日(土) 8月23日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第5戦 会場：スポーツランドSUGO（宮城） ☎0224-83-3111	スポーツランドSUGO西コース 〒989-1394 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 ☎0224-83-3111 FAX 0224-83-3790	7月14日(火) 7月23日(木)
9月19日(土) 9月20日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第6戦 会場：琵琶湖スポーツランド（滋賀） ☎077-598-2888	SMJ（Super Moto JAPAN） 〒721-0966 広島県福山市手城町1-1-5 うず潮レーシング福山内SMJ ☎084-924-2935 FAX 084-931-4096	8月11日(火) 8月20日(木)
10月10日(土) 10月11日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第7戦 会場：名阪スポーツランド（奈良） ☎0743-87-0007	SMJ（Super Moto JAPAN） 〒721-0966 広島県福山市手城町1-1-5 うず潮レーシング福山内SMJ ☎084-924-2935 FAX 084-931-4096	9月1日(火) 9月10日(木)
11月7日(土) 11月8日(日)	全日本スーパーモト選手権シリーズ第8戦 会場：茂原ツインサーキット（千葉） ☎0475-254433	SMJ（Super Moto JAPAN） 〒721-0966 広島県福山市手城町1-1-5 うず潮レーシング福山内SMJ ☎084-924-2935 FAX 084-931-4096	9月29日(火) 10月8日(木)

※S1 PROクラスは全戦決勝2レース制で全16レース中12レースの有効ポイント

※S1 OPEN、S2は全8戦中6戦の有効ポイント

2015年スーパーモトエリア選手権

地 域		開催日	会 場	主催者（エントリー先）
東日本エリア	①	6/21	エビスサーキット	エビスサーキット
	②	7/12	桶川スポーツランド	SMJ
	③	8/23	スポーツランドSUGO	スポーツランドSUGO
	④	11/8	茂原ツインサーキット	SMJ
中日本エリア	①	4/5	美浜サーキット	SMJ
	②	4/26	美浜サーキット	SMJ
	③	9/20	琵琶湖スポーツランド	SMJ
	④	10/11	名阪スポーツランド	SMJ
西日本エリア	①	4/12	グリーンパーク弘楽園	SMJ
	②	5/24	HSR九州	HSR九州
	③	7/12	TSタカタサーキット	SMJ
	④	10/11	HSR九州	HSR九州

※東日本エリア最終戦茂原大会は昇格ポイント対象外